

気中（主にラドンの吸入）から 1.26 mSv ($1260 \mu\text{Sv}$) と見積もられている。

また、高度が上がることにより、宇宙放射線の影響を受けやすくなり、例えば、成田・ニューヨーク間を飛行機で1回往復すると、約 0.2 mSv (約 $200 \mu\text{Sv}$) の放射線を宇宙から受けるとされている。

他方、人工放射線とは、人工的に作られた放射線のことをいい、1895年にレントゲン博士によりエックス線が発見されて以来、医療や工業、農業などで様々な用途のために人工放射線が用いられている。これらの人工放射線の利用に当たっては、例えば、胸部X線コンピューター断層撮影検査(胸部CTスキャン)では1回当たり約 7 mSv ($7000 \mu\text{Sv}$)、胃のX線集団検診では1回当たり 0.6 mSv ($600 \mu\text{Sv}$)、胸部X線集団検診では1回当たり 0.05 mSv ($50 \mu\text{Sv}$) の放射線量を一般に受けるとされている。

このように、日本では、自然放射線のほかに放射線を利用した医療診断によって、国民1人当たり平均で年間 2.25 mSv の放射線量を受けているとされている。

【乙共41～44】

5 放射線被ばくの人体への影響

(1) 身体的影響と遺伝性影響

放射線被ばくの人体影響は、被ばくした本人に出る身体的影響と子孫に出る遺伝性影響に分類される

身体的影響のうち、被ばく後数週間以内に症状が現れるものを急性影響ないし早期影響といい、例として、急性放射線症候群（嘔吐、下痢、血液細胞数の減少、出血、脱毛、男性の一過性不妊症等）や急性皮膚障害が挙げられる。

被ばく後数か月経過した以降に症状が出るものを晩発影響という。身体的影響のうちの晩発影響の例として、胎児の発生・発達異常（奇形）、水晶体の混濁、がん・白血病が挙げられる。遺伝的影響は、それ自体晩発影響に分類され、

例として遺伝性疾患が挙げられる。

(2) 確定的影響と確率的影響

放射線被ばくの人体への影響は、その機序の違いにより、臓器や組織を構成する細胞が多数死亡したり変性したことにより起こる確定的影響と、細胞の遺伝子が突然変異することにより起こる確率的影響に分類される。

ア 確定的影響について

放射線は、その通りの道の付近にエネルギーを与え、これにより、通りの道の物質の電子がはじき飛ばされる。このような作用を電離作用という。このような電離作用により、人体を構成する細胞が損傷を受ける。これにより一部の細胞が細胞死したとしても、残りの細胞だけで組織や臓器が十分に機能すれば臨床症状は現れないが、照射される放射線の量が増え、死亡する細胞が増加すると、その臓器や組織の機能が一時的に衰えたり、細胞の損傷の規模によっては、永久に機能喪失や形態異常が生じる可能性がある。このような影響のことを確定的影響という。

細胞死によって起こる確定的影響には、ある一定以上の放射線を照射されると症状が現れ、それ未満では症状が現れないという線量が存在するとされる。このような線量のことをしきい値ないししきい線量という。

放射線の感受性は臓器によって異なり、最も感受性が高いとされる精巣の場合、一度に0.1 Gy (100 mGy) 以上のγ線等の照射を受けると、精子数が一時的に減少する一時的不妊を引き起こすことがある。また、骨髄が0.5 Gy (500 mGy) 以上の被ばくをすると、造血能力が低下し、血液細胞の数が減少するとされる。

また、胎児期は放射線感受性が高く、また、影響の出方に時期特異性があることが分かっている。妊娠のごく初期（着床前期）に被ばくすると、流産が起こることがあり、胎児の身体が形成される器官形成期（受胎2～8週）に被ばくすると器官形成異常（奇形）が起こることがあり、さらに、脳が

活発に発育している胎児前期（受胎8～15週）に被ばくすると、精神発達遅滞の危険性がある。こうした胎児への影響は、0.1 Gy以上の被ばくで起こるとされる。なお、胎児の被ばくの場合には、その線量に応じて、がんや遺伝性影響といった確率的影響のリスクも高まる。

5 【丙共43・77頁～】

イ 確率的影響について

放射線が細胞に照射されると、細胞中の遺伝子本体であるDNAを損傷することがある。この損傷の程度が低ければ、修復が成功し元に戻るが、損傷の程度が高いと、修復ができずに細胞自体が細胞死を起こして確定的影響をもたらすことがある。

他方、一応DNAの修復はされたものの、その修復が不完全なものであった場合には、細胞が突然変異を起こし、がんや白血病を発症したり、遺伝性影響をもたらしたりする可能性が高まることとなる。このような影響のことを確率的影響という。

15 確定的影響においてはしきい値が存在するとされているが、確率的影響においてしきい値が存在するかどうかについては争いがある。

【丙共43・77頁～】

第2 ICRP（国際放射線防護委員会）の勧告に基づく放射線防護の原則

20 ICRP（国際放射線防護委員会）とは、1928年に設立された「国際X線・ラジウム防護委員会」を基に、科学的見地に立って、電離放射線の被ばくによるがん等の疾病の発生を低減し、また、放射線による自然環境への影響を低減し、公益に資することを目的として1950年に設立された英国の独立公認慈善事業団体である。

25 近年においては、1977年、1990年及び2007年に、それぞれ勧告を行っているところ、本件事故当時の勧告の内容をまとめると以下のとおりである。

【丙共43】

1 防護の基準

ICRPは、人の被ばく状況を、計画的に管理できる平常時（計画被ばく状況）、事故やテロ等の非常事態（緊急時被ばく状況）、事故後の回復や復旧の時期等（現存被ばく状況）の3つの状況に分けて、防護の基準を定めている。

(1) 平常時（計画被ばく状況）

平常時（計画被ばく状況）においては、身体的障害を起こす可能性のある被ばくがないようにした上で、将来起こるかもしれないがんのリスクの増加もできるだけ低く抑えるように防護の対策を行うこととされている。そのため、放射線や放射性物質を扱う場所を管理することで、一般公衆の線量限度が年間1 mSv 以下になるように定めている。また、放射線を扱う職業人には、5年間で100 mSv という線量限度が定められている。【丙共43・152頁】

線量限度は、管理の対象となるあらゆる放射線源からの被ばくの合計が、その値を超えないように管理するための基準値である。線量限度を超えなければそれでよいのではなく、防護の最適化によって更に被ばくを下げる努力が求められる。このことから、線量限度はそこまで被ばくしてよいという値ではなく、安全と危険の境界を示す線量でもないと言われる。また、健康診断の際や、医療において患者が受ける医療被ばくには線量限度が適用されない。これは、医療被ばくに線量限度を適用すると、必要な検査や治療を受けられないケースが生じ、患者の便益を損なうおそれがあるためである。【同・159頁】

(2) 緊急時被ばく状況

放射線事故のような非常事態が起こった場合（緊急時被ばく状況）においては、平常時には起こりえない身体的障害の可能性があることから、平常時の対策（将来起こるかもしれないがんのリスクの増加を抑えること）よりも、重大な身体的障害を防ぐための対策を優先することとされている。そのため、緊急時被ばく状況下においては、線量限度は適用せず、一般公衆の場合、年間20～100 mSv の間の参考レベルを定め、被ばく低減を進めることが定められて

いる。緊急措置や人命救助に従事する人の場合、状況に応じて500～1000 mSv を制限の目安とすることもあるとされる。【同・152頁】

ここでいう参考レベルとは、緊急時被ばく状況下、1人1人が受ける線量がばらついている状態において、不当に高い被ばくを受ける人がいないようにするため、全体の防護のための方策を考える際に、一定の線量レベルを超えて被ばくするおそれのある人がいる場合には、それらの人々に重点的に対策を講じることとすべく設定されるその一定の線量レベルのことをいう。このような対策が講じられた結果、集団内の線量分布が改善し、参考レベルよりも高い線量を受ける人がほとんどいない状況が達成されたときには、必要に応じて更に低い参考レベルを設定して線量低減を進めることとなる。このように、状況に合わせて適切なレベルを設定することで、被ばく低減を効率的に進めることができる。【同・158頁】

(3) 現存被ばく状況

緊急時被ばく状況の後、回復・復旧の時期（現存被ばく状況）に入ると、緊急時の参考レベルよりは低く平常時の線量限度よりは高い、年間1～20 mSvの間に設定されることもあるとされている。【同・152頁】

2 低線量被ばくについての扱い

ICRP勧告の目的の一つは、放射線に対する防護体系を構築するための考察や仮定を与えることによって、確定的影響の発生を防止することにある。そこで、確定的影響におけるしきい値の最小値である100 mGy（100 mSv）近くまで年間線量が増加した場合には、防護対策を導入すべきと考えられている。

他方、年間線量が約100 mSvを下回る場合は、確率的影響のリスクを合理的に達成できる程度に減少させるという勧告の目的の下、確率的影響の発生の増加はバックグラウンド線量（自然放射線による被ばく線量）を超えた放射線量の増加に比例すると仮定する直線しきい値なしモデル（LNTモデル）が、低線量・低線量率での放射線防護の管理に実用的で、予防原則の観点からも相応しいとす

る。なお、ICRP勧告の数値上の根拠は、広島・長崎の原爆被爆者のデータに基づいているところ、同データは1回の被ばくによる影響をとりまとめたものであるのに対し、低線量被ばくの問題は、長期間にわたって少量の放射線被ばくが積み重ねられるという差異がある。そこで、ICRP勧告は、約100mSvを下
 5 回る低線量領域において、固形がんに対しては、DDREF（「Dose and Dose Rate Effectiveness Factor」の略。線量・線量率効果係数。高線量を被ばくした場合のリスクから、実際のデータがない低線量におけるリスクを予想する際、あるいは、急性被ばくのリスクから慢性被ばくや反復被ばくのリスクを推定する際に用いられる補正值。【同・100頁】）を「2」と定めている。このことは、同じ線
 10 量を被ばくした場合であっても、少量の放射線被ばくを長期間継続したときには、1回の被ばくによるときと比べ、確率的影響の出方が2分の1になるという帰結を導くこととなる。その結果、約100mSvを下回る低線量領域において、LNTモデルを仮定すると、がんと遺伝性影響による致死リスクの増加は、1Sv当たり約5%になると推定している。【同・153頁】

15 第3 放射線防護に関する我が国の諸規制・制度

1 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

炉規法に基づき定められた実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則においては、本件事故当時、「管理区域の周辺の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が経済産業大臣の定める線量限度
 20 を超えるおそれのないもの」を「周辺監視区域」とし（1条2項6号）、同区域については、原子炉設置者が「人の居住を禁止すること。」「境界にさく又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限すること。」の措置を講じなければならないとされていた（8条3号）。

上記「経済産業大臣の定める線量限度」は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」（平成13年経済産業
 25 省告示第187号）3条1項1号において「実効線量については一年間（中略）

につき一 mSv」とされていた。

なお、緊急時被ばく状況における公衆被ばくの防護については、本件事故当時の我が国では法令上の規定はなく、原子力安全委員会が策定した「原子力施設等の防災対策について」（防災指針）において、屋内退避のための指標としては10～50 mSv（外部被ばくによる実効線量）又は100～500 mSv（内部被ばくによる小児甲状腺等価線量の予測線量）、避難のための指標としては50 mSv（外部被ばくによる実効線量）又は500 mSv以上（内部被ばくによる小児甲状腺等価線量）が規定されていた【丙A13・22頁】。この点、ICRPが1990年に行った勧告における公衆被ばくに対する線量限度について、放射線審議会の意見具申【丙共11】は、「放射線緊急時」における公衆の防護については、「現行法令では、公衆の防護のための介入レベルについては特に定めていない。」とした上、「取入れに当たっての基本的考え方」として、「介入レベルは法令で規定する性格のものではなく、現行通り防災指針で定めるのが適当である」【同・21～22頁】としていた。

2 放射線障害防止法

放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（放射線障害防止法）及び同施行規則は、放射線管理区域（放射線による障害を防止するために設けられる区域）について、「3か月当たり1.3 mSv」（年間換算で5.2 mSv）を基準としており、また、表面汚染濃度については、1 m²当たり4万 Bq が基準とされている。

3 白血病に関する労災認定基準（年間5 mSv）

白血病に関する労災認定基準では、被ばく線量が年間5 mSv を従事年数に乘じた線量を超え、被ばく開始後1年以上を経過して白血病を発症した場合が認定の基準とされている。【乙共195】

なお、厚生労働省「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」は、上記労災認定基準の公表に当たり、「放射線被ばくと白血病の労災認定の考え方」と題す

る書面を併せて公表した。同書面には「がんに対する約100mSv以下の低線量の被ばくの影響は他の要因に隠れてしまうほど小さく、健康リスクの明らかな増加を証明することは難しいと国際的に認識されている。また、白血病の発症には様々な要因が関係することから、業務と疾病との間の因果関係を個々の労働者ごとに認定するのは容易ではない。このため、放射線被ばくによる白血病の労災認定については、労災制度の趣旨に鑑み、労働者への補償の観点から、労災の認定基準を定め、これに合致すれば、医学検討会の協議を経た上で、業務以外の要因が明らかでない限り、労災として認定することとしている。」、「白血病の労災認定基準は、年間5mSv以上の放射線被ばくをすれば発症するという境界を表すものではなく、労災認定されたことをもって、科学的に被ばくと健康影響の因果関係が証明されたものではない。」との記載がある【乙共195】。

第4 本件事故発生前に公表されていた低線量被ばくの影響に関する研究報告

1 UNSCEAR（原子放射線の影響に関する国連科学委員会）の報告

UNSCEAR（「United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation」の略。原子放射線の影響に関する国連科学委員会）は、電離放射線の人体と環境への影響に対する懸念に応えるため、昭和30年（1955年）の国連総会で設置された国連委員会であり、加盟国が任命した科学分野の専門家で構成される。

UNSCEARの評価は科学に根ざすものであり、政策そのものを取り扱う組織ではなく、いかなる国、機関、営利団体、また政治的要請にも従うものではないとされている。

(1) UNSCEAR 2000年報告

UNSCEARは、その2000年報告書の中で、「低線量放射線の生物学的影響」と題する報告を行った。【丙共47】同報告書には、以下の趣旨の記載がある。

ヒトが家の中や自然環境中いろいろな仕事場で電離放射線をあびる場合大

5 多数の場合、最も懸念されることは低線量や低線量率で被ばくする結果である。
 放射線防護の目的から放射線被ばく後のがんや遺伝性疾患の発病期待率は、現
 在それらの誘発頻度が放射線の線量に比例して増加するという仮説に基づい
 て出されている。各国々や国際機関は低線量の電離放射線被ばくによるリスク
 評価に、直線しきい値無しの線量－反応関係を一般的に用いている。この仮説
 は、がんのリスクは被ばくの増加とともに(直線状に)増加ししきい値はない、
 つまりそれ以下ではリスクが絶対に無いという線量は無い、ということを意味
 している。今のところはまだこれに関する決定的な実験データは無い。

(2) UNSCEAR 2010年報告

10 UNSCEARは、その2010年報告書の中で、「低線量放射線の健康影
 響の要約」と題する報告を行った。【丙共32】同報告書には、以下の趣旨の
 記載がある。

本委員会は、受けた放射線量とがん誘発リスクの関係、つまり線量反応関係
 を調べるために疫学データを用いてきた。過剰相対リスクとは、一定の放射線
 15 量による研究対象集団におけるがんリスクの増加の大きさの指標の一つ(数字
 が大きいほどリスクが高いことを示す)である。全ての固形がんを一括したもの
 についての日本の原爆被爆者からのデータは、この関係を最も明確に説明し
 ている。同データにより示される、低線量における死亡率に対する線量反応関
 係は、直線と曲線の両方の関数によって記述することができる。統計学的に有
 20 利なリスク上昇は100－200mGy又はそれ以上で観察される。疫学研究だ
 けでは、これらのレベルを大きく下回る場合の有意なリスク上昇を同定するこ
 とはできそうにない。放射線被ばくによるがん誘発の生涯リスクの総合的推定
 値を、全ての有益な研究から引き出すことは複雑な過程である。本委員会は、
 この問題に取り組むために世界の異なる地域からの5集団におけるがんの自
 25 然発生率のデータとともに数学的モデルを用いてきたが、これらの推定値に不
 確かさが含まれることを十分認識している。放射線誘発致死がんについての本

委員会によるリスク推定値は、年齢によって異なり、若い集団は通常感受性がより高く、子宮内放射線被ばくの研究では、胎児は特に感受性が高いことが示されており、10 mGy 及びそれ以上の線量においてリスク上昇が検出されている。

5 2 放影研（公益財団法人放射線影響研究所）による研究（L S S 第13報）

放影研は、その前身は1947年に米国原子力委員会の資金によって米国学士院が設立した原爆傷害調査委員会（A B C C）であり、広島・長崎の原爆被爆者を継続的に大量観察し、定期的にその疫学データに基づく研究結果を発表している。

10 放影研は、平成15年（2003年）、広島・長崎の原爆被爆者の死亡率調査第13報（L S S 第13報）を発表した。【甲共16】同報告書には以下の趣旨の記載がある。

この報告書は、放影研が追跡調査している原爆被爆者集団の死亡率に関する一連の定期報告書の最新版である。この調査集団には個人線量が推定されている86, 572人が含まれ、そのうち60%の個人推定線量は5 mSv 以上である。追跡調査を更に7年間延長し、固形がんとはがん以外の疾患による死亡について検討した。47年間の追跡調査期間中、9, 335人が固形がん、31, 881人ががん以外の疾患で死亡しており、固形がんによる死亡の19%、及びがん以外の疾患による死亡の15%が、今回延長した7年間の追跡調査期間中に発生した。

15 約440例（5%）の固形がんによる死亡と250例（0.8%）のがん以外の疾患による死亡が、放射線被曝に関連していると考えられる。固形がんの過剰リスクは、0－150 mSv の線量範囲においても線量に関し線形であるようだ。放射線に関連した固形がんの過剰率は調査期間中を通して増加したが、新しい所見として、相対リスクは到達年齢とともに減少することが認められ、また、以前述べたように、子どもの時に被爆した人において相対リスクは最も高い。

20

25

3 フランス医学アカデミー及び科学アカデミーの見解

2005年、フランス医学アカデミー及び科学アカデミーは、共同で、一定の線量より低い被ばくでは、がん、白血病等は実際には生じず、LNTモデルは現実には合わない過大評価であるとの見解を発表した。

【丙共43・154頁】

5 4 米国科学アカデミー研究審議会（NAS—NRC）の報告（BEIR VII）

米国科学アカデミー研究審議会が設置した電離放射線の生物影響に関する委員会（BEIR委員会）は、2006年、低線量電離放射線の健康影響に関する報告（以下「BEIR IV」という。）を公表した。同報告においては、同委員会
10 線形でしきい値のない線量反応関係にあるという仮説で一致していることを結論づけたとされている。

【甲共113の2・8頁】

5 5 いわゆるプレストン論文

プレストン（Dale L. Preston）ら研究者グループは、2007年、放射線に起因するがんリスクを定量化すること、線量反応の形状を検討すること、年齢・時間・性などの因子によりリスクがどのように修飾されるかを評価することなどを
15 目的として、原爆被爆者における固形がん罹患率を調査した結果を「原爆被爆者における固形がん罹患率、1958—1998年」と題して報告した（以下「プレストン論文」という。）。【甲共113の3】同論文には以下の趣旨の記載がある。
20

5—200mGyの線量域では放射線に関連するがんの症例数が多い。1Gy以上の線量では、被爆者に認められるがん症例の半分近くが放射線被ばくに関連していた。固形がん全体について見た場合、荷重結腸線量を代表的線量として用いると、線形の線量反応が認められた。0—0.15Gyの線量域では統計的に有意な
25 線量反応傾向が認められ、これは全線量域について推定された傾向に類似していた。

第5 本件事故を受けた I C R P の声明発表

平成23年3月21日、I C R P は、本件事故を受けて声明を発表した。【乙共46】同声明には、「委員会は、緊急時および現存被ばく状況（事故による汚染で既に放射線源が存在している状況）の放射線に対する防護が十分に保証されるために、最適化と参考レベルをこれまでの勧告から変更することなしに用いることを勧告します。」、

5 「緊急時に公衆の防護のために、委員会は、国の機関が、最も高い計画的な被ばく線量として20～100mSvの範囲で参考レベルを設定することをそのまま変更することなしに用いることを勧告します。」、

「放射線源が制御されても汚染地域は残ることになります。国の機関は、人々がその地域を見捨てずに住み続けるように、必要な防護措置をとるはずで

10 す。この場合に、委員会は、長期間の後には放射線レベルを1mSv／年へ低減するとして、これまでの勧告から変更することなしに現時点での参考レベル1mSv／年～20mSv／年の範囲で設定することを用いることを勧告します。」との記載がある。

第6 低線量被ばくWG（低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ）の報告

本件事故による放射性物質汚染対策において、低線量被ばくのリスク管理を適切に行うため、平成23年11月、政府の要請により、内閣官房の放射性物質汚染対策顧問会議の下に、低線量被ばくWG（低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ）が設置され、低線量被ばくと健康影響に関する国内外の科学的知見の整理等が行われた。同年12月22日、低線量被ばくWGは、議論の結果を取りまとめた報告書（低線量被ばくWG報告書）【乙共4】を公表した。

20

低線量被ばくWG報告書には、以下の趣旨の記載がある。

- ① 国際的な合意に基づく科学的知見によれば、放射線による発がんリスクの増加は、100mSv以下の低線量被ばくでは、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さく、放射線による発がんのリスクの明らかな増加を証明することは難しい。【19頁】
- 25

2009年の死亡データによれば、日本人の約30%ががんで死亡している。広島・長崎の原爆被爆者に関する調査の結果にDDREF（線量・線量率効果係数）2を適用すれば、長期間にわたり100mSvを被ばくすると、生涯のがん死亡のリスクが約0.5%増加すると試算されている。他方、我が国でのがん死亡率は都道府県の間でも10%以上の差異がある。

放射線の健康へのリスクがどの程度であるかを理解するため、放射線と他の発がん要因等のリスクとを比較すると、例えば、喫煙は1000～2000mSv、肥満は200～500mSv、野菜不足や受動喫煙は100～200mSvのリスクと同等とされる。

被ばく線量でみると、例えばCTスキャンは1回で数mSvの放射線被ばくを受ける。重症患者では入院中に数回のCTスキャンを受けることも決して稀ではない。

また、東京－ニューヨーク間の航空機旅行では、高度による宇宙線の増加により、1往復当たり0.2mSv程度被ばくするとされている。

自然放射線による被ばく線量の世界平均は年間約2.4mSvであり、日本平均は年間約1.5mSvである。このうち、ラドンによる被ばく線量は、UNSCEARの報告によれば、世界の平均は年間1.2mSv、変動幅は年間0.2～1.0mSvと推定されているが、日本の平均値は年間0.59mSvである。

クロロホルムは、水道水中に含まれ発がん性が懸念されているトリハロメタン類の代表的な物質であるが、平均して1日に2リットルの水道水を飲用し続けたとしても発がんのリスクは0.01%未満であり、懸念されるレベルではない、と評価されている。100mSvの放射線被ばくによる発がんのリスク（例えば長期間100mSv被ばくした場合の生涯のがん死亡の確率の増加分、約0.5%）は、このクロロホルム摂取による発がんのリスクよりは大きい。

以上のような状況を踏まえると、放射線防護上では、100mSv以下の低線量であっても被ばく線量に対して直線的に発がんリスクが増加するという考

え方は重要であるが、この考え方に従ってリスクを比較した場合、年間20mSv被ばくすると仮定した場合の健康リスクは、例えば他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べても低く、放射線防護措置に伴うリスク（避難によるストレス、屋外活動を避けることによる運動不足等）と比べられる程度であると考えられる。【11頁～】

- ② しかしながら、放射線防護の観点からは、100mSv以下の低線量被ばくであっても、被ばく線量に対して直線的にリスクが増加するという安全サイドに立った考え方に基づき、被ばくによるリスクを低減するための措置を採用するべきである。

現在の避難指示の基準である年間20mSvの被ばくによる健康リスクは、他の発がん要因によるリスクと比べても十分に低い水準である。放射線防護の観点からは、生活圏を中心とした除染や食品の安全管理等の放射線防護措置を継続して実施すべきであり、これら放射線防護措置を通じて、十分にリスクを回避できる水準であると評価できる。また、放射線防護措置を実施するに当たっては、それを採用することによるリスク（避難によるストレス、屋外活動を避けることによる運動不足等）と比べた上で、どのような防護措置をとるべきかを政策的に検討すべきである。

こうしたことから、年間20mSvという数値は、今後より一層の線量低減を目指すに当たってのスタートラインとしては適切であると考えられる。

なお、現在の避難区域設定の際には、放射能の自然減衰を考慮に入れない等、安全側に立って被ばく線量の推計を行ったこともあり、実際の被ばく線量は年間20mSvを平均的に大きく下回ると評価できる。

【19頁～】

- ③ 子ども・妊婦の被ばくによる発がんリスクについても、成人の場合と同様、100mSv以下の低線量被ばくでは、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さく、発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しい。

一方、100mSvを超える高線量被ばくでは、思春期までの子どもは、成人よりも放射線による発がんのリスクが高い。

こうしたことから、100mSv以下の低線量被ばくであっても、住民の大きな不安を考慮に入れて、子どもに対して優先的に放射線防護のための措置をとることは適切である。ただし、子どもは、放射線を避けることに伴うストレス等に対する影響についても感受性が高いと考えられるため、きめ細かな対応策を実施することが重要である。

【20頁】

- ④ 放射線防護のための数値については、科学的に証明されたものか、政策としてのものか理解していただくことが重要である。チェルノブイリでの経験を踏まえば、長期的かつ効果的な放射線防護の取組を実施するためには、住民が主体的に参加することが不可欠である。このため、政府、専門家は、住民の目線に立って、確かな科学的事実に基づき、わかりやすく、透明性をもって情報を提供するリスクコミュニケーションが必要である。

【20頁】

第7 本件事故を契機とする国際機関による低線量被ばくの健康影響に関する研究報告

1 UNSCEARによる研究報告

(1) UNSCEAR 2013年国連総会報告書

【乙共55】

UNSCEARは、平成25年10月の国連総会への年次報告書において、本件事故による放射性物質の拡散、住民・労働者の被ばく線量及び健康影響等について、80名を超える国際的科学者の専門的知見を踏まえ、2年以上をかけて検討を行った本件事故の放射線影響の評価結果を発表した（以下「UNSCEAR 2013年国連総会報告書」という。）。

UNSCEAR 2013年国連総会報告書では、本件事故の放射線影響評価

について、概要、以下のとおりの報告がなされている。

- ① 本件事故後 1 年間の実効線量の推計値（大人）は、避難した住民（主に避難前又は避難中の被ばく）は 1 0 mSv 以下、そのうち、平成 2 3 年 3 月 1 2 日の早いうちに避難したケースでは約 5 mSv 以下、福島市の住民は約 4 mSv である（1 歳の乳児の実効線量は大人の約 2 倍）。

なお、上記被ばく線量の推計は、実測値と比べてそれぞれ 3 ～ 5 倍及び 1 0 倍大きいと、本報告書の推計は、実際より過大である可能性があると同委員会は評価している。

- ② 本件事故による放射線被ばくによる死亡あるいは急性の健康影響はない。

- ③ モデルによる線量推計結果及び実測値を踏まえると、住民及びその子孫において本件事故による放射線に起因する健康影響については増加が認められる見込みはない。最も重要な健康影響は、心理的あるいは社会福祉的なものであるが、同委員会の権限外。

- ④ 県民健康管理調査における甲状腺検査において、嚢胞、結節、がんの発見率の増加が認められるが、これは高い検出効率によるものと見込まれる。本件事故の影響を受けていない地域において同様の手法を用いて検査を行った結果（環境省において、福島県外の 3 か所〈青森県、山梨県、長崎県〉において実施した甲状腺検査においては、嚢胞及び結節の発見率は、福島県における甲状腺検査と同様の頻度だった。）から、福島県の子どもの間で見つかっている発見率の増加については、放射線の影響とは考えにくいと示唆される。

(2) UNSCEAR 2013 年福島報告書

UNSCEAR は、平成 2 6 年 4 月 2 日、2 0 1 3 年国連総会報告書を実証する科学的附属書 A「2 0 1 1 年東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響」を公開した（以下「UNSCEAR 2 0 1 3 年福島報告書」という。）。【乙共 8 3】同報告書には以下の趣旨の記載がある。

① 避難者及び避難区域以外で事故の影響を最も受けた地域の集団の最初の1年間における平均実効線量は、成人で約1～10mSv、1歳児ではその約2倍になると推定された。リスクモデルを使用して推論した場合、この程度の線量でもがんのリスクがわずかに上昇することが示唆されるが、一般的な集団における事故の放射線被ばくによる疾患発生率の全体的な上昇は、日本人の基準生涯リスク（あらゆる固形がんにおいて平均35%であるが、性別、生活習慣や他の要因によって個人差がある）に対して検出するには小さ過ぎる。

② 上記のとおりであるにしても、これまでの経験では、特定の集団（特に胎児としての被ばく後、あるいは乳幼児期・小児期の被ばく後）における特定のがんの相対リスクは、集団の平均よりも高くなる。

③ 甲状腺がんについて、幼少期・小児期において放射性ヨウ素に被ばくした後、人生の後年に生じる甲状腺がんは、前述の点でおおいに関係がある。予防的避難を行った集団の地区平均甲状腺吸収線量は、1歳児の場合最大で約80mGyになると推定された。平均の推定には不確かさが伴っており、線量がさらに高かった可能性もあるが、体外計測による甲状腺モニタリングのデータは、平均甲状腺吸収線量が最大で5倍程度高く推定されている可能性があることを示唆している。線量のほとんどは放射線被ばくによる甲状腺がんの過剰発生率を確認できないレベルであった。しかし、そのなかで上限に近い甲状腺吸収線量では、十分に大きな集団において識別可能な甲状腺がんの発生率上昇をもたらす可能性がある。幼少期及び小児期により高い甲状腺線量に被ばくした人々の間で甲状腺がん発生率が上昇するかどうかを見極めるという点に関して本委員会が確固たる結論を導くには、線量分布に関する情報が充分ではなかった。

本件事故後の甲状腺吸収線量がチェルノブイリ事故後の線量よりも大幅に低いため、福島県でチェルノブイリ原発事故の時のように多数の放射線誘

発性甲状腺がんが発生するというように考える必要はない。

- ④ 白血病について、本委員会は胎児及び幼少期・小児期に被ばくした人の白血病のリスクを検討した。また、特に若年期に被ばくした人の乳がんのリスクも検討した。

5 評価された線量と利用可能なリスク推定に基づき、本委員会は、当該集団でのかかる疾患の発生率が識別可能なレベルで上昇するとは予測していない。

本委員会は妊娠中の被ばくによる自然流産、流産、周産期死亡率、先天的な影響、又は認知障害が増加するとは予測していない。さらに、本委員会は
10 本件事故で被ばくした人の子孫に遺伝的な疾患が増加するとも予測していない。

- ⑤ 福島県民の長期的な健康状態を確認し（妊娠や出産に関する調査を含む）、今後の健康で安心な生活を促進すると同時に、長期的な低線量放射線被ばくが予期できない健康影響をもたらすことがないかを調べるため、約200万人の住民を対象とした福島県民健康管理調査が開始された。2011年3月
15 11日に18歳以下だった福島県の子供全員（約36万人）に対して甲状腺超音波検査が行われ、3年以内に完了する予定である（2014年3月まで）。福島県での継続的な超音波検査により、比較的多数の甲状腺異常が見つかったが、これは本件事故の影響を受けていない地域での類似した調査に一致している。福島県での継続的な超音波検査では、このような集中的検診がなければ通常は検出されなかったであろう甲状腺異常（多数のがん症例を含む）
20 が比較的多数見つかりと予測されている。事故の影響を受けていない地域における集団の甲状腺がん発生率の調査は、そのような集中的な検診の影響を推定するのに有用な情報を提供するだろう。

25 【乙共83・58頁～】

- (3) UNSCEAR 2015年報告書

平成27年(2015年)、UNSCEARは、「東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響に関するUNSCEAR2013年報告書刊行後の進展」と題する白書を公表した。(以下「UNSCEAR2015年報告書」という。)

【乙共84】

同報告書には、以下の趣旨の記載がある。

- ① UNSCEAR2013年福島報告書に対する反応は概して肯定的なものだった。しかしながら、いくつかの批判も公表されている。本附録(注：乙共84の附録A.〈27頁〉)は、これらの批判における共通のテーマに対する本委員会の見解を記載したものであり、その目的は、UNSCEAR2013年福島報告書の範囲、目的、知見について、よりよい理解を促すことにある。

【27頁】

- ② UNSCEAR2013年福島報告書は、胎児の線量とその影響を明確に評価していないとして批判されている。

本委員会は、胎児の線量を明示的に推定してはいないが、その規模についての目安を示している。胎児の線量については、線量が明示的に評価されている他の年齢層(成人、小児、乳幼児：1歳の乳幼児が5歳未満の乳幼児全体を代表するものとして採用されている)の線量と類似しているため、これで十分だと考えられた。本委員会は、外部被ばくによる胎児の線量は成人と同程度であり、内部被ばくによる線量は3つの主要な年齢層で推定されている線量よりも低いか、その範囲内であると判断している。

推定された線量をもたらす健康影響を考察するに当たり、本委員会は、特定の集団群(特に胎児期に被ばくした後あるいは乳幼児期・小児期に被ばくした後)における相対的なリスクが全集団の平均よりも高いことを認識し、妊娠中に胎児として被ばくした集団のリスクを検討した。

【30頁】

- ③ UNSCEAR 2013年福島報告書は、作業員や公衆において、放射線被ばくによって将来識別可能なレベルで健康への影響が増すとは予測されないとしたことで批判されている。一部の批判者は、リスクの「識別可能な上昇はない」という考え方は公衆衛生の観点から有効でなく、放射線が害をもたらさないレベルのしきい値などないという国際的な科学的コンセンサスに一致しないと主張している。同時に、本委員会に対する批判には、自宅に戻ってもがんのリスクは上昇しないと本委員会が福島県民に対して断固とした無条件の声明を出し、そのことでしきい値なし直線モデルの使用とそれに基づく安全な線量などないという主張がもたらす「破滅的な結果」に打ち勝つべきだという要求もある。

UNSCEAR 2013年福島報告書には、福島第一原発事故による電離放射線の被ばくの即時及び長期的な健康への影響に関する見解が含まれている。本委員会は、独自の線量推定、電離放射線への被ばくによる疾病リスクの独自の推定及びWHO報告書の結果に基づき、様々な被ばくグループのメンバーについて被ばくによるリスクを推定している。本委員会の見解は、将来の疾病統計情報で観察できるか否か不明である被ばく集団内の潜在的な疾病の発生について、定性的及び定量的な推定を考慮している。福島第一原発事故の結果被ばくした人数を考慮に入れた、疾病の発生率の上昇を検知するための疫学的調査の検出力についての分析が、本白書の電子版補足資料1に掲載されている。

本委員会は、現在利用可能な方法では、将来の疾病統計において被ばくによる発生率の上昇（すなわち疾病発生頻度の上昇）を証明できない可能性が高いという考えを示すために「識別可能な上昇なし」という表現を使用している。UNSCEAR 2013年福島報告書では、この表現が、リスクがないとする、あるいは被ばくによる疾患の症例が今後付加的に生じる可能性を

排除するものではないと同時に、特定の集団においてある種のがんの生物学的な指標が見つかる可能性を否定するものではなく、さらに、かかる症例に伴う苦痛を無視するものでもないと明記している。

本委員会は、科学のみを扱う組織であり、この科学をもとに公衆衛生に係る方針を策定する権限はない。公衆衛生当局が、影響が観られるレベルよりもかなり低い線量において、ある種の仮定に基づいてリスクを計算している可能性があることを本委員会は認識している。

【31頁～】

- ④ UNSCEAR 2013年福島報告書は、福島県で行われた健康調査において、明らかに高い率で甲状腺異常が見つかったことについての議論に不備があるとして批判されている。特に、ウクライナ人のコホート（共通の因子をもつ構成員から成る観察対象集団）と、事故の影響をそれほど受けていない県で実施された調査の結果の比較に基づく「保証」が問題視されている。

UNSCEAR 2013年福島報告書において、本委員会は、放射線被ばくに起因する甲状腺がんについて、線量が推定された範囲の上限に近い場合は、十分に大きな集団における個人のリスクが上昇することにより発生率が識別可能な程度に上昇する可能性があるとは結論づけている一方、公衆の甲状腺吸収線量のほとんどが疫学的研究で甲状腺がんの過剰な発生率が観察されていない程度の範囲に収まっているとしている。結論として、本委員会は、線量が大幅に低いため、チェルノブイリ事故後に観察されたような多数の放射線誘発甲状腺がんの発生を考慮に入れることはないとは述べている。

本委員会は何の「保証」も提供してはいない。当時、福島県で住民を対象に行われた甲状腺超音波検査から入手できた情報を検討し、甲状腺結節が調査対象者の約1%、甲状腺嚢胞は調査対象者の約40%で見つかったことを認識するに至った。さらに、本委員会は、類似した機器を使用して事故の影

響をほとんど受けていない県で行われた調査では、観察された甲状腺結節と
 嚢胞の有病率が更に高いことに注目し、集中的な検診と感度の高い機器の使
 用が結節と嚢胞の高い検出率の原因であることを示唆している。剖検所見に
 よれば、一部のタイプの無症候性甲状腺がん（潜伏状態だが調査を実施した
 5 場合は検出可能）の有病率は世界の多くの地域で35%に達する可能性があ
 る。この解釈は、ごく最近明らかになった証拠でも裏付けられている。

【33頁】

2 世界保健機関（WHO）による線量推計及び健康リスク評価の報告書

世界保健機関（WHO）は、2012年5月及び2013年2月、本件事故直
 10 後の1年間における住民の被ばく線量を推計し、緊急対策が必要となる地域を特
 定することを目的として、被ばく線量評価報告書及び健康リスク評価報告書を相
 次いで公表した（WHO報告書）。

同報告においては、①福島県、②福島県の近隣5県（千葉県、群馬県、茨城県、
 宮城県及び栃木県）並びに③その他の道府県の3区分の住民を対象に、地面から
 15 の外部被ばく、放射性プルーム（雲）からの外部被ばく、吸入摂取による内部被
 ばく及び経口摂取による内部被ばくの4経路を想定して、被ばく線量の推計が行
 われた。そして、その推計値を合計して住民の被ばく線量が算出されることとな
 るが、その際、評価が過小となることを避けるために、計画的避難、屋内退避、
 食品流通制限等の防護対策をとらなかったとの保守的な条件を設定した（ただし、
 20 外部被ばくの推計では、1日のうち16時間を屋内で過ごすとして、終日屋外に
 いた場合の60%程度の被ばく量と仮定）。また、リスク評価に当たっては、放射
 線発がんにはしきい線量がないものとし、DDREF（線量・線量率効果係数）
 はこれを1とした。

その結果、住民の被ばく線量は、あらゆる確定的影響のしきい値を下回ってい
 25 ること、被ばく線量が最も高かった地域においても、小児甲状腺がんを含む、が
 ん・白血病のリスクの増加は小さく、自然のばらつきを超える発生は予想されな

いこと、被ばくによる遺伝性影響のリスクは、がんのリスクよりもはるかに小さいこと、結果として、放射線に関連する疾患の過剰発症を検出できるレベルではないこと、なお、本報告書にあるリスクの数値は、リスクの程度を大まかに把握するためのものであり、将来の健康影響を予測するものではないことなどが報告された。

【丙共43・177頁～】

第8 本件事故後に発表された低線量被ばくの健康影響に関する研究報告（本件事故を契機としないもの）

1 小児期のCTスキャン実施による健康影響の疫学的調査

(1) Radiation exposure from CT scans in childhood and subsequent risk of leukaemia and brain tumours:a retrospective cohort study—小児期のCTスキャンからの放射線被ばく、ならびにその後の白血病及び脳腫瘍のリスク：後ろ向きコホート研究

同研究は、イングランド、ウェールズ、スコットランドの国民保険サービス（National Health Service）センターでの1985年から2002年までの間に、22歳未満で初めてCT検査を受け、それまでにがんの診断歴がなかった被験者約18万人についての疫学調査であり、2012年8月に医学雑誌「The Lancet」に発表された。

これによると、追跡期間中に患者17万8604例中74例が白血病と診断され、17万6587例中135例が脳腫瘍（脳のがん）と診断され、CTスキャンからの放射線量と白血病及び脳腫瘍の間に正の相関関係（放射線量の増加とともに発症が増加する—線量反応関係）が認められたとされる。

その結果、5mGy未満の線量を受けた患者と比較して、累積線量30mGy以上（平均線量51.13mGy）を受けた患者での白血病の相対リスクは3.18、累積線量50—74mGy（平均線量60.42mGy）を受けた患者での脳腫瘍（脳がん）の相対リスクは2.82であった。このことから、約50mGy以

上の累積線量を照射するCTスキャンを小児に用いると、白血病のリスクはほぼ3倍となり、およそ60mGyの線量では脳腫瘍（脳がん）のリスクが3倍になるであろうとされている。

【甲共17の各枝番】

- 5 (2) 「Mathews JD, Forsythe AV, Brady Z, Butler MW, Goergen SK, Byrnes GB, Giles GG, Wallace AB, Anderson PR, Guiver TA, McGale P, Cain TM, Dowty JG, Bickerstaffe AC, Darby SC. 一小児期あるいは青年期にコンピュータ断層撮影（CTスキャン）を受けた68万人のがんのリスク：オーストラリア人1100万人のデータリンケージ研究」

10 同研究論文は、オーストラリアにおいて、0歳から19歳で「がん」と診断される1年以上前にCTスキャンを受けた68万0211人について平均9.5年間、検査を受けなかった1025万9469人については17.3年間、追跡調査を行い発がん率について比較検討を行った研究に関する論文であり、2013年5月にイギリス医師会雑誌BMJ（British Medical Journal）に
15 発表されたものである。

同論文においては、0歳から19歳の期間中にCTスキャンを受けたことのある60万人のオーストラリア人のがん罹患率は、同期間中にCTスキャンを受けたことのないものの罹患率と比較して24%上昇すること、1回のCTスキャンの平均被ばく線量は4.5mSvであり、検査回数が増えるとそれに比例
20 して発がん率も増加していることなどが報告された。

そして、結論として「今後CTスキャンを実施する際には、明確な臨床適用がある場合にのみ限定して実施すべきであり、可能な限り最小の放射線量で診断CTイメージが得られるよう、スキャンの至適化を行う必要がある」との指摘がなされている。

25 【甲共99の各枝番】

- 2 放影研による研究（LSS第14報）

前記第4, 2 [②-272 頁] のとおり, 放影研は, 広島・長崎の原爆被爆者の集団である寿命調査集団 (L S S コホート) での死亡状況に関して定期的に調査結果を報告していたものであるが, 2013年6月, 1950年から2003年までの期間中の調査結果を「原爆被爆者の死亡率に関する研究第14報」と題して発表した (L S S 第14報)。

【甲共4の各枝番】

(1) L S S 第14報の内容

L S S 第14報には以下の趣旨の記載がある。なお, 以下の①ないし③は, 本文のうち「考察」の項, すなわち, 同研究の取りまとめ部分として記載されたものであるのに対し, 以下の④は, 本文中の記載であって, 「考察」の項には引用されていない。

- ① 今回の調査データは, 全固形がんの死亡リスクが被爆者の生涯を通じて放射線量にほぼ比例して増加し続けることを示した。被爆時年齢及び到達年齢による影響修飾を含むモデルに基づいた, 被爆時年齢30歳の人の70歳における1Gy 当たりの男女平均の全固形がんの相対過剰死亡割合は42%であった。同じ条件下での全固形がんの男女平均の過剰死亡率は1Gy 当たり26/10,000人年であった。次に重要な調査結果は, 若年被爆者の方ががん死亡の相対リスクが高いことである。例えば, 被爆時年齢が10歳の人では70歳での固形がん死亡の男女平均の過剰相対リスク (放射線被ばくを受けた場合の死亡率 (又は罹患率) の, 被ばくを受けなかった場合の死亡率 (又は罹患率) に対する増加分を示す指標。E R R (「Excess Relative Risk」の略) 【甲共113の8・42頁】) は0.83であったが, 被爆時年齢が40歳の人では当該過剰相対リスク (E R R) は0.30であった。固形がんにおいては, 相対リスクは到達年齢及び被爆後経過時間の増加と共に減少した。ただし, 過剰絶対率は到達年齢に伴って増加し続け, 到達年齢が同じ場合には若年被爆者の方が高かった。このような調査結果は, 恐らく被爆時に

発がんのイニシエーション段階において若年者の方が年齢の高い人よりも放射線に対する感受性が高いことを示唆しており、若年被爆者において生涯リスクの全体的増加が認められることを示している。

【甲共4の3・15頁】

- 5 ② この調査では、全線量範囲にわたり、線形線量反応関係モデルが固形がんデータに最もよく当てはまったが、0－2 Gy の線量範囲で有意な上向き曲率が認められ、これは以前の報告書でも示唆されていた。DDREF（線量・線量率効果係数）は、低線量での非線形関数の傾きを全線量範囲に基づくしきい値をもたない外挿された線形関数の傾きで割って得られるので、この上
- 10 向きの曲率はDDREF（線量・線量率効果係数）が1以上であることを暗示するかもしれない。しかし、線量反応曲線の傾きは、全線量範囲あるいは0－2 Gy の場合よりも、0.1 Gy 未満の線量で名目上高い。この上向きの曲率は、0.3－0.7 Gy の線量範囲におけるリスクが期待されたレベルよりも比較的低いことに関連していると思われるが、この結果については現在
- 15 説明がなされていない。最近の論文で、低線量率・中程度線量被爆（大部分が外部被曝）に関する12の調査におけるがん死亡・罹患リスクとLSSにおけるこれらのリスクとが比較された。各調査における線量当たりの過剰相対リスク（ERR）は、LSSと同じ男女分布、平均被曝時年齢及び平均到達年齢を用いて計算された。12の調査で得られた線量当たりの過剰相対リ
- 20 スク（ERR）とLSSで得られた線量当たりの過剰相対リスク（ERR）の比に基づくDDREF（線量・線量率効果係数）期待値は1.0に近いと思われ、BEIRⅦ及びICRPにより示唆された係数よりも名目上低い。しかし、検討された調査の数は、LSSに合わせた値の計算を可能にする条件で、報告書の出版年が2002－2007年のものに限定されたため、得
- 25 られた結果にはまだ議論がある。

【甲共4の3・16頁】

③ 低線量域に認められた単位線量当たりの高いリスクは解釈が難しい。一つの解釈は、長年の追跡調査期間における診断用の医用放射線の累積被曝線量が低線量レベルでは個人の推定原爆放射線量のかなりの割合を占めるに至った、というものである。しかし、過剰相対リスク（E R R）推定値に影響を与えるためには、医用放射線や放射性降下物及び残留放射線を含むその他の放射線源に、極めて低い線量に被曝した人が選択的に曝露されなければならないはずである。L S S 集団においては、ゼロ線量の対象者が爆心地から約 4 km 以遠にいたのに対して、線量が 5 0 mGy までの対象者は爆心地から約 2 - 4 km の範囲にいた。したがって、このように広い地理的分布では、付加的放射線源への差別的な被曝は考えにくい。ただし、この可能性を完全に排除するためには放射性降下物や残留放射線に関する情報が不十分である。

放射線以外に考えられる原因は、調査開始以前に線量と相関関係にある（例えば、被曝線量が市街地にいた人では高く農村部にいた人では低い）早期死亡例があったために対象者の選択バイアスが生じた、というものである。遠距離被曝者と比較して、比較的近距離で低線量に被曝した人に低いベースライン死亡率が示唆されたが、これは、市街地と農村部の差異など社会人口学的因子の方が、線量に基づく選択影響よりも重要であることを示唆している。しかし、長期にわたる日本人の生活習慣の近代化によって社会人口学的因子による選択影響は弱まってきたかもしれない。

【甲共 4 の 3・16 頁】

④ 全固形がんについて有意な E R R を示す最も低い線量範囲は 0 - 0. 2 0 Gy で、E R R / Gy 推定値は 0. 5 6（9 5 % C I : 0. 1 5, 1. 0 4, $p = 0. 0 1$ ）であり、この線量範囲には、9 0 6 3 人の固形がん死亡を含む 7 4, 4 4 4 人が含まれていた。0 - 0. 1 8 Gy の範囲では、E R R / Gy 推定値は 0. 4 3（9 5 % C I : - 0. 0 0 4 7, 0. 9 1, $P = 0. 0 5 2$ ）であり、8, 9 2 0 人の死亡例が含まれていた。線量しきい値の最大尤

度推定値は0.0 Gy で（すなわちしきい値はない）、デビアンスを最小化して求めた95% C I の推定上限は0.15 Gy であった。

【甲共4の3・11頁】

(2) 放影研の見解

放影研は、そのホームページにおいて、「放影研における原爆被爆者の調査で明らかになったこと」と題する見解【乙共194】を公表したが、同見解には、「放影研における原爆被爆者の疫学調査から明らかになった放射線の長期的な健康影響は、30歳で1 Sv（1,000 mSv あるいは100万 μ Sv）の放射線に被曝した場合、男女平均して70歳で固形がん（白血病以外の普通の意味でのがん全体を指します）により死亡する頻度が約1.5倍に増加するということです。このリスクは100－200 mSv 以上では放射線の被曝線量に正比例していますが、それ以下ではどういう関係になっているかは分かっていません。」との記載がある。

3 核関連施設従事者に関する研究

「Richardson DB, Cardis E, Daniels RD, Gillies M, O'Hagan JA, Hamra GB, Haylock R, Laurier D, Leuraud KM, Oissonnier M, Schubauer-Berigan MK, Thierry-Chef I, Kesminiene A. 一電離放射線の職業被ばくから生じるがんのリスク：フランス、英国、米国の労働者の後ろ向きコホート研究（INWORKS）」は、2015年9月にBMJ（British Medical Journal）に発表された、英・米・仏の核関連施設従事者30万8297人を平均26年間追跡調査した研究報告である。

ここでは、精度は低いとしつつ、0から100 mGy の低線量範囲での被ばく線量と、がん死との相関関係（線量反応関係）は、全線量範囲におけるがん死との相関関係と同じであったと報告されている。また、同研究報告では、「新しく得られた知見」として、同じ線量を被ばくしたのであればリスクは線量率に関係しない、つまり時間をかけてゆっくり被ばくしても（低線量率被ばく）、広島・長

崎の原爆被爆者の被ばくのように全量を一度に被ばくする高線量率被ばくでも、線量が同じであればリスクは変わらないことが指摘されている。

【甲共100の各枝番】

第9 低線量被ばくの健康影響に関する専門家の意見

5 本件訴訟に当たり、低線量被ばくの健康影響に関し、多数の専門家から意見が述べられている。その概要を、健康影響を無視できないとするものと、これに慎重な意見を述べるものとに分類すると、以下のとおりである。

1 低線量被ばくの健康影響を無視できないとするもの

(1) 崎山比早子

10 ア 経歴等

崎山比早子は、放射線医学総合研究所研究員として、放射線による試験管内発がんの研究に取り組んだ経験のある医師であり、本件事故に当たっては、国会事故調査委員会委員として議論に参画したものである。

15 崎山比早子は、本件に関し、意見書を提出するところ、その要旨は以下のとおりである【丙共25，甲共147】。また、崎山比早子は、京都地方裁判所における本件と同種訴訟の審理において証人として証言するが、その内容も下記と同旨である。【丙共26，28】

イ 意見の内容

(ア) ICRPの勧告について

20 ICRPは、LNTモデルを採用している。これは、ICRP2007年勧告が、同モデルを採用した根拠として、放射線量評価のための人の解剖学的及び生理学的な標準モデル、分子及び細胞レベルでの研究、動物実験を用いた研究、疫学的研究を利用したと述べるとおり、科学的根拠に基づいたものであって、安全サイドに立った判断ではない。

25 また、LNTモデルによれば、1mSvの被ばくであってもリスクはゼロでないが、ICRPは、放射線障害と社会的コストとを勘案して、公衆の

年間被ばく線量限度を1 mSv としている。したがって、年間1 mSv は安全量ではない。

線量・線量率効果係数を2としている点については、WHOや欧州放射線リスク委員会がこれを1としたり、BEIR VIIでは1.5とされるなど異論があり、ICRPの結論はリスクを過小評価している可能性がある。

(イ) 各種の調査報告について

a テチャ川流域住民におけるがん死リスクに関する研究

2005年に発表された報告によれば、1950年から1960年の間に、旧ソ連のプルトニウム製造工場から排出された核廃棄物によって長期間にわたり外部及び内部被ばくを受けた住民2万9873人（平均被ばく線量40 mSv）を追跡調査した結果、がん死率が、線形二次よりも線量に比例して直線的に増加する直線モデルにフィットしているとされた。固形がんによる死亡の過剰相対リスクは0.92/Gyであった。

b 15か国核施設労働者におけるがん死リスクに関する研究

2007年に発表された報告によれば、15か国の核施設で働く労働者40万7391人（平均蓄積線量19.4 mSv）について、被ばくと種々のがん死リスクの関係について調査したところ、白血病を除く全がん死過剰相対リスクは0.97/Svであり、特に肺がん死と被ばく線量は統計的には高い相関関係を示し、過剰相対リスクは1.86/Svであったとされた。

c フランス、イギリス米国の各施設労働者を追跡調査した研究

前記第8の3に同じ。

d 自然放射線による発がんリスクの増加に関する研究

自然放射線による発がんリスクの増加を証明した最近の報告が存在する。とりわけ、2015年に発表されたスイスの国勢調査に基づく自然放射線と小児がんの関連についての研究は、16歳未満の子ども20

9万3660人を平均7.7年にわたり追跡調査したものであるところ、同報告によれば、ハザード（リスク）比は、全がんにおいて1.04/mSv とされる。この論文で、初めて1mSv という低線量でも有意にがんが増加することが疫学調査で示された。

5 (ウ) 福島県民健康調査について

同調査において、2011年から2013年までに行われた先行検査は、対象者36万7685名中30万0476人が受診し、そのうち113人が悪性ないし悪性の疑いと診断され、うち99人が手術を受け、良性結節1人を除き甲状腺がんと確定診断された。

10 小児甲状腺がんの発症率は、通常では多くとも年間100万人に3人といわれているため、有病率と発症率の違いを考慮しても明らかな多発である。

その後、2014年から始まった2巡目の検査（本格検査）の結果、23万6595人が検査を受け、51人が悪性又は悪性疑いと診断され、16人が手術を受け、全て乳頭がんと確定診断された。

仮に先行検査の結果が、感度の高い機器を使ったことによりがんが前倒しで見つかったもの（スクリーニング効果）であれば、先行検査で悪性の症例が発見され尽くしているため、2巡目の検査では発見数は多くならないはずである。しかし、上記のとおり多くの発見例があったことからすれば、先行検査の結果は、スクリーニング効果では説明できないものである。

20 (エ) まとめ

上記によれば、低線量被ばくであっても、その健康影響を無視することはできない。健康被害が分かってからでは遅いのであるから、前もって被爆を避けさせることが行政がまず行うべきことであろう。一旦放出された放射能を消す方法はないので、原告の生活を元どおりに戻すことは不可能である。したがって、希望する人には避難を認め、その健康と生活を補償

するのが、せめてもの政府と電力会社の責任の取り方である。

(2) 聞間元

ア 経歴

聞間元は内科臨床医であり、40年以上にわたって原爆被爆者の診療や健康診断、原爆症認定申請に携わってきたものである。また、1954年のビ
5 キニ環礁での水爆実験で被ばくした「第五福竜丸」元乗組員の健康調査、カ
ザフスタン国内のセミパラチンスク核実験場周辺住民の訪問調査、かつて核
実験場が存在していた米国マーシャル諸島住民への訪問調査等にも関与し
たものである。聞間元は、その意見書【甲共113の1】を提出するほか、
10 本件に関して証人として証言した。同証言の内容は、上記意見書と同旨であ
る。

イ 意見の内容

放射線のリスクは本質的に確率的なものであり、100mSv以下の低線量
であってもその有害性が消滅するわけではなく、ただ現在の科学では十分に
15 見えていないだけである。低線量領域の人体影響に関する科学的な知見が近
年になって数多く集積されており、こうした科学的知見を無視することは放
射線防護上も将来に禍根を残すことになる。

放射線被ばくには二つの特性がある。一つは、放射線被ばくの人体影響研
究が現在進行形であって、いまだ完了していないという未解明性であり、も
う一つは、放射線の影響で発症する晩発的影響（がん、心臓疾患等）の病像
20 に、他の原因、例えば病原体感染や喫煙、有毒物質の影響で生じる同様の病
像と明らかに区別される特徴がないという非特異性である。

近年、プレストン論文やLSS第14報をはじめとする各種疫学的研究に
より、固形がんによる死亡リスクが線形の線量反応関係を示し、定型的な線
25 量解析ではしきい値が認められず、生涯を通じて増加を続けていること、若
年被爆者ほど放射線の影響が大きいことなどが明らかになってきた。これら

の知見に照らせば、低線量被ばくWG報告書が、累積100mSv以下の低線量被ばくでは、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいと結論づけていることは、もはや根拠を失っている。低線量被ばくWG報告書は、累積100mSv以下の低線量被ばくによる発がんリスクは、他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）より低いので許容されるとするが、喫煙にしても肥満にしても、努力で克服できる可能性があり、まして幼若な子どもには全く無関係な話であって、これを、自己の意思に反した原発事故の被ばくの影響との比較で持ち出す考えは、公衆衛生上最大の弱者である子どもや妊婦への配慮が全く欠けているといわざるを得ない。

放射線の長期的な影響・健康上のリスクは確率的影響であり、被ばく線量に応じた率で発症する遺伝子変異的な健康影響（主のがん、免疫的異常、遺伝的障害）であって、数十年後になって初めて気付かれる場合もある。こうなると、それまでの長い生活環境での影響と重なり、たとえ疫学的研究の結果で関連があることが示されても周囲の理解を得るのは困難である。

低線量被ばくの人体影響・健康リスクについての国際的な到達点は、疫学的に一定のリスクがあることが共通認識であり、避難区域外からの避難についても放射線からの安全を確保するという意味での合理的根拠があったといふべきである。こうした前提に立って被災者が安心できる社会的支援策、医療体制、健康管理体制が用意されていることが必要である。

2 低線量被ばくの健康影響に慎重な意見を述べるもの（いわゆる連名意見書）

佐々木康人（元UNSCEAR日本代表、元ICRP委員）、遠藤啓吾（元日本核医学会理事長）、長瀧重信（元放射線影響協会理事長、元放射線影響研究所理事長）、甲斐倫明（大分県立看護科学大学教授）、宮川清（東京大学医学系研究科教授）、井上優介（北里大学医学部教授）、柴田義貞（元放射線影響研究所長崎疫学部長）、鈴木元（国際医療福祉大学クリニック院長）、中川恵一（東京大学准教授）、杉村和朗（神戸大学理事・副学長）、小西淳二（京都大学名誉教授）、草

間朋子（大分県立看護科学大学名誉学長），山下俊一（長崎大学理事・副学長），
 酒井一夫（元放射線医学総合研究所放射線防護研究センター長），柴田徳思（元
 東京大学原子核研究所教授），稲葉次郎（元放射線医学総合研究所研究総務官，
 元 I C R P 委員），嶋昭紘（東京大学名誉教授，元環境科学技術研究所理事長，
 放射線影響協会非常勤理事）は，連名で，崎山比早子の意見書に反論する形で意
 見書（連名意見書）【丙共 3】を提出し，概ね以下のとおりの意見を述べている。
 また，上記 17 名のうち佐々木康人，柴田義貞，酒井一夫については，京都地方
 裁判所における本件と同種の事件において，それぞれ証人尋問が実施されている
 【丙共 22 及び 31（佐々木康人関係），丙共 19 及び 30 の 2（柴田義貞関係），
 丙共 17 及び 29（酒井一夫関係）】が，その趣旨は，連名意見書と同旨である。

(1) 低線量被ばく者の健康影響全般について

放射線被ばくには，高線量でのみ生じる確定的影響と，高線量でも低線量で
 も線量に応じた確率で起こる確率的影響がある。もっとも，100mSv 以下の
 低線量域では非被ばく者群との間に統計学的に有意差が認められず，がんの増
 加は証明されていない。

現時点の国際的なコンセンサスは，100mSv 以下の低線量域においては疫
 学データの不確かさが大きく，放射線によるリスクがあるとしても，放射線以
 外のリスクの影響にまぎれてしまうほど小さいため，統計的に有意な発がん又
 はがん死亡リスクの増加を認めることができない，というものである。

LSS は 10 万人規模の原爆被爆者の健康調査での結果であるので，例えば
 1/10 の 10mSv の影響を有意の差で検出するためには 10 万人の 100 倍
 （1 千万人）程度の被ばく者の調査が必要と推定される。したがって，実際問
 題として，疫学調査により 10mSv 以下の影響を観察することは非常に困難で
 あると考えられている。

LNT モデルとは，150－4000mSv 程度の原爆被爆者での発がんリス
 クと線量との直線関係を 100mSv 以下の線領域に外挿して，「低線量領域でも，

ゼロより大きい放射線量は、単純比例で過剰がん及び／又は遺伝性疾患のリスクを増加させる、という仮説に基づく線量反応モデル」のことであり、放射線の管理・防護という実用的、政策的な立場から、安全を重視してこの統計モデルが採用されている。もともと、ICRPが100mSv以下の低線量でも単純比例で直線的に発がんリスクが増加するとの仮説を科学的根拠により裏付けられたものと認めているわけではない点、LNTモデルが研究者から提案されている様々な統計モデルのうちの一つである点に留意する必要がある。

地球上には自然放射線レベルが高い地域があり、そうした地域の住民の被ばく線量は年間10－100mSvに及ぶ。このような地域の住民の健康調査が多数実施されているが、がんの多発などの影響は報告されていない。その1例として、インドのケララ州の海岸地帯に存在する放射線レベルと人口密度から見て世界的にも有数の高自然放射線地帯の住民を対象とするコホート研究の結果、住民の自然放射線による生涯累積線量はがん罹患率と関連することを示す証拠は得られなかったとされており、LNTモデルのもとで単位累積線量当たりの過剰相対リスク（ERR。「Excess Relative Risk」の略）を計算すると、 $-0.13/\text{Gy}$ （95パーセント信頼区間は $-0.58 : 0.46$ ）であった。

なお、低線量被ばく健康影響の有無については生物学的観点からも解明に向けた努力が続けられており、生体に発がんを抑制するような機能が備わっていることが明らかになっている。低線量被ばくの場合、そうした生体防御機能の能力を超えた部分だけが発がんリスクの増加につながるとすると、線量が極めて低い場合の影響は線量に単純に比例したものでなく、LNTモデルから予想されるよりも小さいと考えることもできるとの見解もある。

(2) LSS第14報について

LSS第14報は、100mGy以下の低線量域においてもLNTモデルが成立していることを実証するものではない。生物学的に低線量で放射線影響が

真にあるのか否かは、まだ不確実性が高く、科学的検討を継続する必要がある

(3) 各種の調査報告について

ア 小児期のCTスキャン実施による健康影響に関する調査について

(7) 小児期のCTスキャンからの放射線被ばく、ならびにその後の白血病及び脳腫瘍のリスク：後ろ向きコホート研究

(前記第8, 1(1) [②-285頁] 参照)

人は特別な理由がなければCT検査を受けることはなく、特に小児では成人以上にCT検査の適応は慎重に決定される。イギリスではCT検査の使用が制限されており、特に適応決定が慎重に行われていると思われる。本研究では、CT検査を施行した目的や基礎疾患などの患者背景が調査されておらず、このことは著者らも研究の問題点として記載している。患者背景の影響として、がんが疑われたためにCT検査が施行され、その結果としてCT検査を受けた患者でがんが多かったのもあって、CT検査ががんを誘発したのではない可能性がある（逆の因果関係）。もう一つの患者背景の影響として、CT検査が行われた背景には何らかの基礎疾患があり、その基礎疾患が発がんにも関連しているのであってCT検査が発がんを誘発した訳ではない可能性もあり、本論文公表時から問題点として指摘されている。この論文が公表された後のフランスからの報告では、CT検査による放射線被ばくと脳腫瘍、白血病、リンパ腫の発症との関係を調査し、これらの疾患の素因となる基礎疾患（ダウン症や神経線維腫症などの遺伝的異常、免疫学的異常）の影響を検討している。素因となる基礎疾患を有する患者ではCT検査の回数が多く、被ばく線量も多かったため、線量が多い患者では素因を有する可能性が高かった。素因を考慮しないと放射線被ばくによる発がんリスク増加を過大評価することが示唆されている。

(イ) 小児期あるいは青年期にコンピュータ断層撮影（ＣＴスキャン）を受けた６８万人のがんのリスク：オーストラリア人１１００万人のデータリンケージ研究

（前記第８，１(２)〔②－２８６頁〕参照）

5 当該論文においても、ＣＴ検査を施行した目的や基礎疾患などの患者背景を調査していない。当該論文で、逆の因果関係の可能性を減らすために、
 10 ＣＴ検査後早期の発がんは検討から除外しているものの、発がんの素因となる基礎疾患の影響は考慮されていない。素因を有する患者でＣＴ検査が施行された回数が多く、発がん頻度も高かったために、多くのＣＴ検査を受けた患者で発がん頻度が高くなり、みかけ上、ＣＴ検査が発がんを増やしたかのようになった可能性がある。また、当該論文で特に問題なのは、
 15 ＣＴ検査で撮影された部位と発がん部位との関連性が低いことである。放射線の影響は、まずは放射線被ばく部位に生じる。発がんも放射線被ばく部位に生じて、他部位に及ぶのは転移による。ＣＴ検査で放射線被ばくを生じるのは撮影部位とその近傍にほぼ限定され、遠隔部では散乱線によるごくわずかな被ばくを生じるだけである。しかし、当該論文では、腹部・骨盤部のＣＴ検査を受けた患者で脳腫瘍が有意に多いなど、撮影部位と発がん部位の関連性が低く、放射線被ばくを原因とする発がんとしては理解し難い。ここでは、ＣＴ検査を受けた患者がもつ素因の影響が想定され、
 20 素因を考慮しないことで放射線被ばくの影響を過大評価しているものと思われる。

イ 電離放射線の職業性被曝から生じるがんのリスク：フランス、英国、米国の労働者の後ろ向きコホート研究（ＩＮＷＯＲＫＳ）

（前記第８，３〔②－２９０頁〕参照）

25 放射線影響協会が公表した見解によれば、本研究においては、重要な交絡因子であると考えられる喫煙について当該論文が適切に調整を加えてい

いことや、I NWORKS調査の対象者に核実験や核兵器製造の業務に関わる者が含まれているために問題となる中性子被ばくの状態が適切に考慮されていない可能性があることへの懸念が示されている。当該論文の示唆する結果について、科学的な評価は定まっているとはいえない。

5 (4) 福島県民健康調査について

小児甲状腺がんの年間発症率が100万人に3人というのは、臨床症状が発現して手術をした症例やがん登録による報告がされた症例であり、一般に進行が遅く比較的良性の経過をとる甲状腺がんでは、県民健康調査のような健常者のマスキングの結果と比較すべきでない。県民健康調査の開始当初から、健常者に対して精微な検査を導入すれば多くの有所見者が検知されることが予想されていたといえる。

超音波画像診断の特性から、超音波画像検査の診断精度には限界があり、先行検査での検査の網目を抜け落ち二次検査という精密検査の対象とはされない症例がある程度存在することが理解できる。小児甲状腺がんの自然史自体、まさに今回のマスキングにより初めて明らかにされつつあるという段階であり、いまだその挙動には未知なところが多く、2巡目の検査で発見例が増加したからといって、直ちに小児甲状腺がんの発症率が増加しているとはいえない。

(5) まとめ

20 放射能汚染地域でも、被ばくを極力抑える工夫をし、放射線以外の発がん要因を極力避ける努力もしながら生活することにより、がんリスクを高めないようにできる。一方、慣れ親しんだ土地で家族とコミュニティのメンバーと共同生活をするには、物質的にも精神的にも計り知れないメリットをもたらす。放射能汚染による被ばくを最小限にまで低減しつつ、住みやすい環境を整備して、コミュニティの復興を支援することは、国、地方自治体の大きな責務である。

25 住み慣れた土地、家屋を放棄して、避難、移住を推奨する考えに同意する

ことはできない。

(第2分冊終わり)

第5章 争点に対する当裁判所の判断

第1節 争点1（被告東電に対する一般不法行為に基づく請求の可否）について

1 (1) 原賠法の下においては、原子炉の運転等により原子力損害を与えた原子力事業者は、無過失責任かつ無限責任を負う（3条1項本文）こととされ、その免責の範囲は、異常に巨大な天変地異によって生じた場合に限定される（同条項ただし書）。

原賠法が上記のような規定を置いた趣旨は、原子炉が事故を起こした場合、民法上の損害賠償責任の法規に基づいて十分な救済が認められるならば特別の立法の必要はないところ、民法717条の工作物責任による場合は土地上の工作物の設置・保存の瑕疵の存在について、民法715条の使用人責任による場合には被用者の故意過失について、それぞれ被害者側が立証しなければならず、それでは被害者保護が十分に達成できないことから、特に無過失責任かつ無限責任を定めたものと解される。

(2) また、原賠法は、責任集中の原則を採用し、原子力事業者以外の者は損害賠償責任を負わず（4条1項）、例えば、原子炉の欠陥が原子力損害の発生に寄与した場合であっても製造物責任法は適用されないし（同条3項）、原子力損害の発生について有責な第三者への求償権は、同第三者に故意がある場合に限定されている（5条1項）。

原賠法が上記のような規定を置いた趣旨は、民法の一般原則によれば、ある原子炉の事故が、炉の設計者や機器の製造業者・工事請負業者等、供給者の過失や部品の瑕疵によって生じた場合には、供給者は、炉の設置者に対して契約上の責任を負うほかに、第三者に対して不法行為責任を負うこととなるが、そうすると、上記供給者が部品等を供給する場合に賠償責任保険契約を締結することが不可避であり、原子力事業者が締結する賠償責任保険契約（原賠法7条1項）のみならず上記供給者が締結する賠償責任保険契約により保険の引受能力が細分化し、結果として被害者保護が全うできなくなるおそれがあることか

ら、特に上記供給者が民法の一般原則に基づく実体上の責任を負わないことを定めたところにあると解される。

- (3) さらに、原賠法は、前記のとおり、原子力事業者の無限責任を規定しつつ（同法 3 条 1 項本文）、原子力損害の額が、原子力事業者が講じた損害賠償措置額（同法 6 条、7 条）を超えた場合には、政府が原子力事業者の損害賠償のために必要な援助をすることを定めている（16 条 1 項）。

原賠法が上記のような規定を置いた趣旨は、本来、原子力事業者に無過失責任を負わせるのであれば、その責任を制限する規定を置くのが合理的であるところ、国民感情に照らして有限責任を採用することは困難であり、他方、原賠法が定める賠償措置額（同法 7 条 1 項）を超えた損害については国が補償することとも、財政能力に照らして困難とみられたことから、両者の均衡を図るべく、実際には国が青天井に援助して被害者を泣かさないようにするという思想の下に国の援助規定を設け、これにより原子力事業者の無過失責任を実現する点にあったと解される。

【以上の点につき、加藤一郎「原子力災害補償立法上の問題点」ジュリスト 190 号 14 頁、我妻栄「原子力二法の構想と問題点」ジュリスト 236 号 6 頁、竹内昭夫「原子力損害二法の概要」同号 29 頁、我妻栄ほか「座談会・原子力災害補償をめぐって」同号 11 頁参照】

- 2 前記 1 (1)ないし(3)の規定からすれば、原賠法 3 条 1 項は、被害者の保護と原子力事業の健全な発達の観点（同法 1 条）から、損害賠償責任の成立要件の点においても、供給者との間の実体法上の法律関係の擬律の点においても、損害賠償の履行の点においても、民法上の一般原則とは内容を大きく異にする特別な法規範として成立した原賠法の枠組の下で、民法上の損害賠償責任の特則を設けたものと解される。そうすると、特別法は一般法を排除するとの原理によれば、原賠法 3 条 1 項が適用される限り民法上の不法行為に基づく損害賠償責任の規定は排除されると解すべきである。

したがって、以下においては、被告東電の民法上の義務違反の有無（過失の有無及びその内容）について検討するのではなく、直截に被告国の規制権限不行使の違法性について検討を進めていくこととする。

第2節 争点2（本件事故の予見可能性に関する議論の前提としての予見の対象）について

被告国は、規制権限不行使の国賠法上の違法は、結果発生の原因となる事象に対する防止策に係る法的義務違背を問うものであるから、その前提となる予見可能性は、結果発生の原因となる事象について判断されるべきであるとして、本件における予見可能性の対象は、本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震及び津波が福島第一原発に発生又は到来することであると主張し（前記第3章第2節第2, 2 [①-24 頁]）、被告東電は、不法行為訴訟において、実際に生じた事象と異なる、それとは別個の仮定的な（実際に生じていない）事象についての予見可能性を問題にすること自体が極めて異例であると主張する（同3 [①-26 頁]）。

しかし、原告らが、過失を基礎づける予見の対象として主張していることは、福島第一原発の敷地高であるO. P. + 10 mを超える津波の到来という自然現象の発生によって、電源設備が被水して全電源喪失という事態に至り、冷却機能が機能不全に陥って原子炉施設の閉じ込める機能が喪失して放射性物質が外部に放出されるという事態に至ることを予見することができた、ということであり、これは、被告らが上記主張の前提とする予見の対象とは異なる。

民訴法の原則に従えば、訴訟物の設定や請求原因の主張はもっぱら当事者の権能と責任によるべきであり、裁判所としては、原告ら主張の請求原因事実の存否及びそれに基づく請求権の有無について判断すれば足りる。予見可能性に係る原告ら主張の請求原因事実が全て認められても、それに基づく結果回避措置では本件津波による結果を回避できなかつたと認められるのであれば、端的に結果回避可能性を否定して請求を棄却すれば足りるのであって、予見可能性の争点に関して、原告らが主張していない請求原因事実（本件津波又はこれと同規模の津波の

到来の予見可能性)をあえて設定する必要はない。そして、原告が予見の対象として主張する津波は、津波の波高をO. P. + 10 mを超えるとの幅をもって特定するものであるが、本件津波がこれに該当することは明らかであり、本件津波により引き起こされた本件事故の予見可能性の有無を判断する前提として具体的な特定に欠けるところはないというべきである。したがって、以下、被告国の予見可能性を検討するに当たっては、原告らの主張するところに従い、福島第一原発の敷地高であるO. P. + 10 mを超える津波の到来という自然現象の発生によって、電源設備が被水して全電源喪失という事態に至り、冷却機能が機能不全に陥って原子炉施設の閉じ込める機能が喪失して放射性物質が外部に放出されるという事態に至ることを予見することができたかどうかという見地から、検討を進めていくこととする。

第3節 争点3（本件事故の予見可能性）について

第1 当裁判所の判断の結論

当裁判所は、結論として、被告国は、平成21年9月の時点で、福島第一原発の敷地高であるO. P. + 10 mを超える津波の到来という自然現象の発生、及び、これによって、電源設備が被水して全電源喪失という事態に至り、冷却機能が機能不全に陥って原子炉施設の閉じ込める機能が喪失して放射性物質が外部に放出されるという事態に至ることを予見することができたと考える。

他方、それより以前においては、平成19年4月の時点において、被告国は、仮に敷地レベルを超える津波が襲来した場合には、電源設備が機能喪失し、原子炉安全停止に関わる機器が機能を喪失する可能性があることを予見していたといえることはできるが、しかし、同月時点においては、福島第一原発の敷地レベルを超える津波の到来可能性は、被告国にとってはいまだ抽象的な域を脱していなかったから、このような抽象的な可能性の認識をもって、予見可能性を肯定することはできないと解する。

以下、平成19年4月までの事情と同月以降の事情に分けて詳述する。

第2 当裁判所の判断の理由

1 平成19年4月までの事情についての当裁判所の検討・評価

(1) 福島第一原発の敷地高について

福島第一原発は、その敷地の地盤高を決定するに当たっては、波浪及び津波などに対する防災的な配慮とともに、原子炉及び発電機建屋出入口の高さ、敷地造成費、基礎費、復水器冷却水の揚水電力料などがもっとも合理的で、しかも経済的となるように決定する必要があるとの考え方の下、当該地点の高極潮位（O. P. + 3. 1 2 2 m〈チリ地震津波〉）も一応の検討要素として考慮し、敷地高がO. P. + 1 0 mと定められたものである（前記第4章第1節第2, 1 [②-24頁]）。発電所をはじめとする工業用プラントを海岸沿いに築造する場合、海水が敷地に流入しないようにするのはいわば当然の前提であるところ、上記事情に照らせば、福島第一原発の敷地高は、ことさら津波の到来を念頭に置いて定められたというよりは、敷地の造成費や基礎費などといった掘削を制限する（換言すれば敷地高を高く維持する）方向の事情と、復水器冷却水の揚水電力量などといった敷地高を低くする方向の事情とを比較衡量した結果に基づいて算出されたものであって、それが、上記当然の前提である敷地への海水流入防止の要請を満たしているかを確認する際に、その一応の検討要素としてチリ地震津波の波高が用いられたにすぎない。実際、福島第一原発の設置許可申請に当たっての安全審査において、立地条件としてチリ地震津波に言及されてはいたものの、これと敷地高とを関連づけた検討結果は報告されなかったし、安全対策としての津波対策についても特段言及されなかった（前記第4章第1節第2, 3 [②-27頁]）。したがって、もともと、福島第一原発の敷地高は、一定の津波を想定してそれを敷地高で防護するという考え方の下に設計されたものであったとはいえないものであった。

(2) 福島第一原発を含む国内の原子力発電所の主要設備の配置に関する設計について

前記(1)のとおり、福島第一原発は、敷地には海水が当然に流入しないことを前提として、主要設備の配置についての設計がなされていた。そのため、福島第一原発の主要電源設備は、その多くが地下に設置され、かつ、特段の被水対策もなされていなかった（前記第4章第1節第1，2(4)エ [②-16頁]）。福島第一原発の設置時点で既に策定されていた原子炉立地審査指針には、重大事故を超えるような、技術的見地からは起こるとは考えられない事故（仮想事故）の発生を仮想することが求められていた（前記第4章第1節第2，2 [②-25頁]）が、重要設備の被水は、重大事故としても仮想事故としても想定されなかった（同3 [②-27頁]）。したがって、福島第一原発においては、その設計上、電源設備をはじめとする主要設備を海水流入による被水から防護するための方策は、当然の前提とされていた敷地高以外には実質的に存在しなかった。

(3) 福島第一原発における非常用電源設備に関する安全対策の考え方について

ア 昭和45年安全設計審査指針は、敷地の自然条件に対する設計上の考慮として、①当該設備の故障が、安全上重大な事故の直接原因となる可能性のある系及び機器は、その敷地及び周辺地域において過去の記録を参照にして予測される自然条件のうち最も苛酷と思われる自然力に耐え得るような設計であること、安全上重大な事故が発生したとした場合、あるいは確実に原子炉を停止しなければならない場合のごとく、事故による結果を軽減若しくは抑制するために安全上重要かつ必須の系及び機器は、その敷地及び周辺地域において、過去の記録を参照にして予測される自然条件のうち最も苛酷と思われる自然力と事故荷重を加えた力に対し、当該設備の機能が保持できるような設計であることを定めていた（前記第4章第1節第3，1(1) [②-29頁]）。また、同指針は、「非常用電源設備」の項を設けて、②非常用電源設備は、単一動的機器の故障を仮定しても、工学的安全施設や安全保護系等の安全上重要かつ必須の設備が、所定の機能を果たすに十分な能力を有するもので、独立性及び重複性（単一動的機器の故障を仮定した場合にも、要求さ

れる安全確保のための機能が害されることのないよう、非常用発電機を2台とするなどにより、十分な能力を有する系を2つ以上とし、かつ、一方が不
 作動となるような不利な状況下においても、他方に影響を及ぼさないように
 回路の分離、配置上の隔離などによる独立性の確保が設計基礎とされること)
 を備えた設計であることも求めていた（同2(1) [②-30頁]）。

このように同指針は、①総論的に、自然力に対する安全対策を求めつつ、
 ②各論的に、個別的な故障に対する安全対策については「非常用電源設備」
 の項を設けて安全対策を求めていた。このような考え方は、その後に改訂さ
 れた平成13年安全設計審査指針にも引き継がれた（前記第4章第3節第3、
 4(1) [②-195頁]）。

イ 平成13年安全設計審査指針においては、②各論的な安全対策の一環とし
 て、いわゆるSBO（全交流電源喪失）に関し、短時間の全交流動力電源喪
 失に対して、原子炉を安全に停止し、かつ、停止後の冷却を確保できる設計
 であることが求められた（前記第4章第1節第14、2 [②-65頁]）。

ウ 平成18年耐震設計審査指針においては、①総論的な安全対策に関して、
 施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があるとして
 ることが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそ
 れがないことが求められた（前記第4章第3節第3、4(2)イ(エ) [②-199
 頁]）。

エ 以上の次第で、平成18年の段階で、福島第一原発の非常用電源設備につ
 いては、①総論的に、極めてまれではあるが発生する可能性があるとして
 ることが適切な津波によっても安全機能を失わず（前記ウ）、②各論的に、
 同設備の一部の機器に故障が生じて安全機能を失わず（単一故障の仮定）、
 他の設備の故障の影響を受けず（独立性）、予備的な設備により安全機能が
 確保される（重複性）とともに（前記ア）、仮に短時間のSBO（全交流電
 源喪失）が生じた場合であっても、なお非常用電源設備の独立性及び重複性

を確保することがそれぞれ求められていた（前記イ）。

(4) 安全対策上考慮すべき地震・津波に関する被告国の基本姿勢

ア 4省庁報告書・7省庁手引き

平成5年に発生した北海道南西沖地震（奥尻島津波）を踏まえ、相次いで、
4省庁報告書、7省庁手引き及び津波浸水予測図が公表された（前記第4章
第1節第9〔2－38頁〕）。

それまでも、津波対策として、ハード面の対策だけでなくソフト面での津
波対策を統合する考え方が被告国の施策として取り入れられていたが、検討
の対象とすべき津波としては、過去の史料に基づく既往最大のものを選ぶと
されていた（前記第4章第1節第6〔2－35頁〕）。これに対し、4省庁報告
書や7省庁手引きでは、過去の津波情報が得られている津波の中から選定さ
れる既往最大津波と、近年の地震観測研究結果等により津波を伴う地震の発
生の可能性が指摘されているような沿岸地域については、別途現在の知見に
より想定し得る最大規模の地震津波を検討し、既往最大津波との比較検討を
行った上で、常に安全側の発想から沿岸津波水位のより大きい方を対象津波
とするとして（前記第4章第1節第9、2(2)〔2－39頁〕）、津波防災行政に
おける対象津波の選定に係る基本姿勢を大きく変更した。もともと、4省庁
報告書、7省庁手引き及び津波浸水予測図が示した津波被害の想定結果は、
精度としては限定的なものであった（同2(3)エ〔2－43頁〕、同3(2)〔2－
44頁〕）。

イ 長期評価

平成14年7月31日、地震本部地震調査委員会は、長期評価を公表した。

地震本部は、阪神・淡路大震災において、事前に行われていた地震の調査
研究の成果が国民や防災組織に十分に伝わっていなかったという反省から
組織された機関であった（前記第4章第1節第8〔2－38頁〕）。

長期評価においては、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地

震（津波地震）について、過去にM8クラスの地震が複数（慶長三陸地震、延宝房総沖地震、明治三陸地震）知られているが、これらは、同じ場所で繰り返し発生する固有地震とはいいい難いものの、これらと類似する発生機序の地震が、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域内のどこでも発生する可能性があるとされた（同第10, 5(1) [②-47頁]）。そして、その発生領域に関する信頼度は、想定震源域を特定できず、過去の地震データが不十分であるため、「やや低い」とされたが、同信頼度は、地震空白域（大地震の発生する可能性がある領域において、隣接する領域で大地震が発生しているにもかかわらず、まだ大地震が発生していない領域）とされる領域における信頼度と同等のものであった（同7(1) [②-50頁]）。

このような結論は、通常のプレート境界地震と比べて発生頻度が少なく、記録に基づいて再来間隔を推定するという評価手法をとることができない津波地震について、これを統計的に評価して防災に資するものとするために、房総沖から三陸沖に至る海溝全体を1つの地域として扱い、同領域内で1600年以降に発生した3つの地震を基に発生間隔を推定するという、いわば工夫の産物であった（前記第4章第4節第4, 1(3)イ [②-218頁]）。このような結論に対しては、津波地震も決まった領域で発生するとの立場から異論が示されたものの（同2(1)イ(ア) [②-220頁]、前記第4章第1節第13, 3(2) [②-62頁]）、プレートの沈み込みにより発生する津波地震が、日本海溝付近の北部（慶長三陸地震及び明治三陸地震）及び南部（延宝房総沖地震）だけで発生し、その中間部では発生しないとはいいい難いとの考えを論破するに至らず、上記の結論が最終的に支持された。もっとも、上記3つの地震以外に、日本海溝寄りで発生した過去の津波地震のデータが得られたわけではないので、「データとして用いる過去地震に関する資料が十分でないこと等による限界があることから、評価結果である地震発生確率や予想される次の地震の規模の数値には誤差を含んでおり、防災対策の検討など評価結果の利

用に当たってはこの点に十分留意する必要がある」との注記が付された。

このように、長期評価は、津波地震の発生を過去のデータに基づいて評価することは困難であるが、これが発生しないと評価することも困難であることから、抑制的な信頼度を付しつつも、発生領域を三陸沖北部から房総沖の海溝寄りという長大な海域に設定するという工夫を施して、津波地震の発生確率を一応定量化し、もって、津波安全対策において三陸沖北部から房総沖の海溝寄りで発生すべき津波地震を除外することができない旨を被告国として明らかにしたものであった。

ウ 中央防災会議報告

中央防災会議報告は、平成15年に相次いで発生した東北・北海道地方における地震被害を契機に、同地方における地震防災対策強化のために設置された日本海溝・千島海溝専門調査会が取りまとめたものであった（前記第4章第1節第16, 1 [②-70頁]）。そして、その取りまとめに当たっては、日本海溝・千島海溝周辺の領域で発生する地震は多種多様であり、繰り返しの特性も様々であることから、防災対策の検討対象とすべき地震を、過去に実際に発生した地震に基づいて整理することとし、その結果、三陸沖中部、福島県沖及び茨城県沖の領域で発生するプレート間地震は、検討対象から外されることとなったが、貞観地震、慶長三陸地震、延宝房総沖地震は、なお留意が必要とされた（同3 [②-71頁]）。

なお、上記の結論を導くに当たっては、日本海溝・千島海溝専門調査会委員から、まれに起こる現象というのは、分かっているだけで、繰り返し間隔が長いので見ていないだけと考えた方が合理的であるなどといった懸念が示されたが、最終的に、防災計画の策定等を法律上義務化していくなどの行政行為を行うには、相当の説得力をもつ根拠が必要であるとの理由から、上記の結論が維持された（同4 [②-76頁]）。

このように、中央防災会議報告は、発生機序や繰り返し特性の点で多種多

様にわたる東北・北海道地方沿岸海域の地震について、防災行政の説得力維持の観点から、特に、過去に実際に発生した地震に基づいて整理された地震を検討対象としたものであるが、その検討対象から外された地震についても、過去のデータの不存在から科学的に解明されていないだけであるおそれを考慮し、なお留意が必要である旨を明らかにしたものであった。したがって、中央防災会議報告は、長期評価の結論、すなわち、三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域のどこでも津波地震が発生する可能性があるということを科学的に否定したものではなく、むしろ、津波安全対策において三陸沖北部から房総沖の海溝寄りで発生すべき津波地震を除外することができないという被告国の考えを、なお維持したものであった。

エ 津波評価技術の結論についての被告国の基本姿勢

(ア) 津波評価技術の基本的考え方

長期評価の公表に先立って策定された津波評価技術は、評価地点に最も影響を与える想定津波を設計想定津波として選定し、これを前提に設計津波水位を求めるものであった。その選定の基本的な考え方は、それまで、既往津波（近地津波及び遠地津波）及び海域活断層に想定される地震に伴う津波を評価対象としてきたところ、4省庁報告書等の発表を踏まえ、上記既往津波に加えて、プレート境界付近に想定する地震をも検討対象とするというものであり、4省庁報告書等における被告国の考え方を踏襲したものであり、具体的な想定津波の波源の設定方法も、プレート境界付近に将来発生することを否定できない地震に伴う津波を評価対象とするものとされていた（前記第4章第1節第11、2(4)ア〔2〕－57頁）。

(イ) 津波評価技術の各論的検討

しかし、各論として、日本海溝沿いの想定津波の基準断層モデルを設定するに当たり、プレート境界付近に将来発生することを否定できないかどうかを検討する段階においては、既往津波の痕跡高との整合性が問題とさ

れ、その結果、「既往津波の痕跡高を説明できる断層モデルの位置」を前提として、「プレート境界付近に将来発生することを否定できない」基準断層モデルが設定された（同 3 [②-59 頁]）（以下「津波評価技術の各論」という。）。結局、津波評価技術は、4 省庁報告書等における被告国の考え方、すなわち、現在の知見により想定し得る最大規模の地震津波を検討し、既往最大津波との比較検討を行った上で、常に安全側の発想から沿岸津波水位のより大きい方を対象津波とする（前記(1)）という考え方を踏襲しつつも、想定最大津波の基準断層モデルの設定に当たっては既往最大津波を根拠としたものであり、その実質は、既往最大津波について、各種パラメータスタディを実施することにより、従前よりも安全側に立ったリスク評価を実施したということに尽きるものであって、4 省庁報告書等における被告国の考え方に基づいた「想定最大津波」を評価検討したものではなかった。

なお、津波評価技術のうち、日本海溝沿いの想定津波の基準断層モデルの設定検討部分は、首藤伸夫・佐竹健治ら専門家が委員として関与した土木学会原子力土木委員会津波評価部会においては議論されていなかった（前記第 4 章第 4 節第 4，2(1)イ(オ) [②-224 頁]）。

(ウ) 津波評価技術に対する被告国の反応

上記のとおり、津波評価技術の各論部分における設計想定津波の評価は、4 省庁報告書等における被告国の考え方に基づいた「想定最大津波」を評価検討したものではなく、その結果、4 省庁報告書等の考え方を継承した長期評価の結論や、三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域のどこでも津波地震が発生する可能性があるという考え方とも、福島沖～茨城沖の日本海溝沿いで発生する津波地震を考慮するかどうかという点で、結論を異にしていた。そのため、長期評価と津波評価技術との整合性について、保安院の問題視するところとなっていた（前記第 4 章第 1 節第 1 3 [②-

60 頁]]。

(エ) 津波評価技術を巡る事情のまとめ

以上みてきたとおり，津波評価技術は，各種パラメータスタディを実施することにより，従前よりも安全側に立ったリスク評価を定量的に実現可能にするものであったが，とりわけ日本海溝沿いの想定津波の基準断層モデルの設定に関しては，首藤伸夫・佐竹健治ら一線の専門家が十分に関与しなかったため，4省庁報告書等を始めとする被告国の考え方を反映したものになっておらず，その結果，長期評価とも結論を異にし，保安院の問題視するところとなっていた。

オ 安全対策上考慮すべき地震・津波に関する被告国の基本姿勢についてのまとめ

以上のとおり，平成5年の北海道南西沖地震以降，被告国は，4省庁報告書等，長期評価，中央防災会議報告の策定手続の各過程において，一貫して，安全対策上考慮すべき地震・津波として，過去の記録のある既往地震・津波のみならず，過去の記録がないが現在の知見に照らせば想定すべき地震・津波をも考慮すべきとの基本姿勢をとっており，その結果，長期評価においては，三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域のどこでも津波地震が発生する可能性があるとして，中央防災会議報告においても，貞観地震，慶長三陸地震，延宝房総沖地震についてなお留意が必要とされていた。これに対し，津波評価技術各論において，福島沖～茨城沖の日本海溝沿いに基準断層モデルが設定されなかったことは，必ずしも，その前後の被告国の基本姿勢に整合するものではなかった。

(5) 溢水問題に関する被告国の基本姿勢

ア 溢水勉強会立ち上げまでの溢水に関する問題意識

前記判示のとおり，福島第一原発において，海水が敷地を越えて流入しないことはいわば当然の前提と考えられており，平成3年1号機溢水事故にお

いても、海水が配管から漏出して非常用D／G（非常用ディーゼル発電機）が水浸しになるという事態が発生したが、このことと、敷地を越えて流入する海水に対する非常用電源設備（その多くは地下に配置されている。）の耐性如何の問題とは関連づけて検討されなかった（前記第4章第1節第17，
5 1 [②-79 頁]）。

イ アクシデントマネジメント策としてのSBO対策

他方、TMI原発事故（昭和54年）及びチェルノブイリ原発事故（昭和61年）を踏まえ（前記第4章第1節第4 [②-31 頁]），世界的にシビアアクシデント対策の重要性が認識されていたところ、我が国においても、シビア
10 アクシデント対策として、確率論的安全評価手法による定量的なリスク分析の研究促進の必要性がうたわれる一方（同第5，2 [②-35 頁]），アクシデントマネジメント策の一環として、SBO（全電源喪失事象）に関する検討が進められ、福島第一原発については、仮にSBOが生じた場合であつても、最低30分間の直流電源の稼働を前提に、IC（非常用復水器）又はター
15 ビン駆動のRCIC（原子炉隔離時冷却系）及びHPCI（高圧注水系）により炉心を冷却しつつ外部電源を復旧し、非常用D／G（非常用ディーゼル発電機）及び隣接するプラント間での電源融通により独立性及び重複性を確保することが定められていた（同第14，2 [②-65 頁]）。

ウ 本件事故前の溢水関連事故ないし問題事象

上記SBO対策の策定と並行し、平成11年から平成17年にかけて、少
20 なくとも4件の海外の溢水関連事故ないし問題事象が報告されていた（同第17，2～5 [②-79 頁～80 頁]）。いずれも非常用冷却系設備又は非常用電源設備の喪失をもたらし、又はもたらし得るとするものであった。

エ 溢水勉強会における検討

上記一連の溢水関連事故ないし問題事象を踏まえ、平成18年に立ち上げ
25 られた溢水勉強会は、当初、外部溢水に対する津波溢水アクシデントマネジ

メントが「ニーズ高」と整理され、その検討においては、浸水したと仮定して、プラント停止、浸水防止、冷却維持の調査を行うものとされていた。そして、福島第一原発5号機を念頭に検討が加えられた結果、仮に敷地レベルを超える津波が襲来した場合には、非常用海水ポンプが使用不能な状態となるほか、浸水によって電源設備が機能喪失し、1分程度で原子炉安全停止に関わる電動機、弁等の動的機器が機能を喪失することが報告された（前記第4章第1節第18、1(3)イ [②-85 頁]、同2 [②-87 頁]。なお、津波の周期に照らせば、津波1山の継続時間は約10分である。前記第4章第4節第2 [②-206 頁]）。

しかし、溢水勉強会は、平成19年4月に報告書を取りまとめ、その中で、外部溢水に係る津波対応は、地震随伴現象としての津波評価が行われることとなった耐震バックチェックに委ねることとした（前記第4章第1節第18、2 [②-87 頁]）。

オ 溢水問題に関する被告国の基本姿勢についてのまとめ

以上のとおり、原子力発電所に対する溢水（とりわけ外部溢水）の影響については、当初は、海水が敷地を越えて流入しないことはいわば当然の前提であったことから、問題意識が高まっていなかったが、シビアアクシデント対策の重要性の認識や、海外における溢水関連事故ないし問題事象の発生を踏まえ、外部溢水に対するアクシデントマネジメント策についての問題意識が高まりをみせていた。そして、被告国は、溢水勉強会の議論を通じて、福島第一原発5号機において、仮に敷地レベルを超える津波が襲来した場合には、非常用海水ポンプが使用不能な状態となるほか、浸水によって電源設備が機能喪失し、原子炉安全停止に関わる電動機、弁等の動的機器が機能を喪失する可能性があることを認識したが、これについての検討は耐震バックチェックに委ねられた。

(6) 平成19年4月までの事情についての当裁判所の検討・評価のまとめ

5 以上みてきたとおり、福島第一原発は、もともと、一定の津波を想定してそれを敷地高で防護するという考え方の下に設計されたものであったとはいえないものであり、敷地には海水が当然に流入しないことを前提として、その主要電源設備の多くが地下に設置され、かつ、特段の被水対策もなされていなかった。平成18年の段階で、各種指針上、極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波によっても安全機能を失わず、仮に短時間のSBOが生じた場合であっても、なお非常用電源設備の独立性及び重複性を確保することがそれぞれ求められていたところ、溢水勉強会の議論を通じて、福島第一原発5号機において、仮に敷地レベルを超える津波が襲来した場合に
10 は、非常用海水ポンプが使用不能な状態となるほか、浸水によって電源設備が機能喪失し、原子炉安全停止に関わる電動機、弁等の動的機器が機能を喪失する可能性があること、すなわち、各種指針上要求される非常用電源設備の安全性が実現できなくなる可能性があることが、被告国の認識するところとなった。

15 他方、敷地レベルを超える津波が襲来する可能性について、被告国は、4省庁報告書等、長期評価、中央防災会議報告の策定手続の各過程において、一貫して、安全対策上考慮すべき地震・津波として、過去の記録のある既往地震・津波のみならず、過去の記録がないが現在の知見に照らせば想定すべき地震・津波をも考慮すべきとの基本姿勢をとっており、このような基本姿勢に照らしても、平成19年4月の時点で、福島第一原発の敷地レベルを超える津波を安全対策の対象から除外できる状況にはなかった。もともと、4省庁報告書等や
20 長期評価は、想定津波の波高についての検討は必ずしも精密なものではなく、より定量的なリスク評価が可能な津波評価技術は、基準断層モデルを福島沖～茨城沖に設定していなかった。このため、平成19年4月の時点では、福島第一原発の敷地レベルを超える津波の到来可能性は、被告国にとってはいまだ抽象的な域を脱していなかった。
25

2 平成19年4月以降の事情についての当裁判所の検討・評価

(1) 想定津波の波高に関する被告東電の報告内容の推移

福島第一原発の設置許可以降、被告東電が被告国に対して報告した想定津波の波高は、上昇の一途をたどっていた。

すなわち、福島第一原発の設置許可時点で敷地高を決める前提としての波高は、チリ地震津波によるO. P. + 3. 1 2 2 mであった（福島第一原発の敷地高が、ことさら津波の到来を念頭において定められたものでないことは、前記1(1) [③-5頁]のとおりである。）。
5

平成6年に、北海道南西沖地震の発生を契機に被告東電が実施した津波の検討によれば、福島第一原発の敷地に比較的大きな痕跡高を残した慶長三陸地震及び延宝房総沖地震を前提に当時のシミュレーションを行った結果、朔望平均満潮位時（朔（新月）及び望（満月）の日から前2日後4日以内に観測された、各月の最高満潮位を1年にわたって平均した高さの水位）の最高水位がO. P. + 3. 5 m程度になると報告されていた（前記第4章第1節第7, 2 [②-37頁]）。
10

平成14年に津波評価技術が刊行された後に、被告東電が津波評価技術を用いて実施した津波評価によれば、設計想定津波の最高水位は、近地津波でO. P. + 5. 4 m～+ 5. 7 m、遠地津波でO. P. + 5. 4 m～+ 5. 5 mと報告されていた。このとき、被告東電は、非常用D/G発電機冷却系海水ポンプの位置をかさ上げた（同第12, 4 [②-60頁]）。
15

(2) 耐震バックチェックを巡るやり取り

平成18年9月、原子力安全委員会が耐震設計審査指針を改訂し（平成18年耐震設計審査指針）、施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないことを十分考慮した上で設計されなければならないとした。また、同月、保安院は、既設の発電用原子炉施設等について、改訂された耐震指針に照らした耐震安全性の評価を実施し、報告するよう指示（耐
20
25

震バックチェック)した(前記第4章第1節第19 [②-88頁])。

平成20年3月,被告東電が福島第一原発に関する耐震バックチェック中間報告書を提出したが,津波安全対策に関する記載はなかった(同第20 [②-91頁])。

平成21年6月及び7月,エネ庁合同WGにおいて,福島第一原発バックチェック中間報告書に対する評価について議論され,その際,委員から,貞観地震及び貞観津波を考慮すべき旨の意見が出された。同年8月,保安院は,被告東電に対し,貞観津波等を踏まえた津波評価について説明するよう要請したところ,同年9月,貞観津波に関する佐竹論文の内容も考慮の上,福島第一原発でO. P. + 8. 6 mから8. 9 mまでの試算結果となった旨の報告(平成21年報告)を被告東電から受けた。この数値は,従前,津波評価技術を基に試算した数値(O. P. + 5. 4 m~+ 5. 7 m。前記(1))を3 m以上も上回り,非常用海水ポンプが水没することはもちろん,福島第一原発の敷地高にあと1 m余りに迫る高さであった。

(3) 津波時のシナリオ検討

平成20年8月, J N E S (独立行政法人原子力安全基盤機構)は,地震随伴現象である津波について,確率論的安全評価手法を整備するための前提的な検討として,津波事故の基本的なシナリオを検討したが,それによれば,津波到来により原子炉建屋内に浸水した場合には,全交流電源が喪失するほか,炉心冷却系統が全機能喪失する場合などのシナリオが想定されていた(前記第4章第1節第21 [②-92頁])。

(4) 平成19年4月以降の事情についての当裁判所の検討・評価のまとめ

ア 平成21年報告についての評価

以上みてきたとおり,福島第一原発設置許可以来,報告するたびに増加していた設計津波推移は,保安院の要請に応じて被告東電が保安院に行った平成21年報告において,貞観津波を考慮に入れて計算したことによって,設

計想定津波の波高の算出結果が急激に上昇し、非常用海水ポンプが水没することはもちろん、敷地レベルにあと約1 m余りという水準に達することとなった。

(7) 非常用海水ポンプの設置位置からみた平成21年報告の評価

5 そもそも、福島第一原発は、非常用海水ポンプの設置位置との関係では、
チリ地震津波の波高O. P. + 3. 1 2 2 mを前提とした上、これを上回
る高さ（O. P. + 4. 0 m）にポンプ室を設けていたが（前記第4章第
1節第2, 1 [②-24 頁]）、同設定は津波評価技術刊行時の試算により既
に覆され、非常用海水ポンプのかさ上げを余儀なくされていたところ（前
10 記(1)）、平成21年報告において貞観津波に関する佐竹論文の内容を考慮
に入れて計算した結果、かさ上げ後の非常用海水ポンプの位置をも大きく
上回る数値が算出されたというのである。貞観津波に関する佐竹論文（前
記第4章第4節第3, 2(5) [②-212 頁]）は、その結論にいくらかの留保
を設けているとはいえ、その時点における最新の知見で、かつ、相応の権
15 威ある学術論文であったと評価できるところ、貞観地震（貞観津波）は、
中央防災会議報告が留意事項として掲げていたものでもある。これらの事
情を素直かつ端的に評価すれば、津波評価技術がその各論において掲げた
基準断層モデルの設定に基づく想定設計津波の算出結果は、中央防災会議
報告がなお留意を求めていた貞観地震に関する最新の知見を踏まえた平
20 成21年報告により覆されたものである。

このように、平成21年報告は、非常用海水ポンプの設置位置に関して
みれば、被告国にとって、従来津波評価技術の各論に従って実施されてい
た措置の安全性が、そのわずか6年後に発表された知見により覆されると
いう事態を露顕させたものであった。

(イ) 敷地レベルとの位置関係からみた評価

福島第一原発の敷地高は、もともと、一定の津波を想定してそれを敷地

高で防護するという考え方の下に設計されたものであったとはいえないものであり、想定される津波に対する敷地高の裕度も、結果として想定津波の波高を上回っている事実上の裕度でしかなかったものである。しかるに、平成21年報告により、従前津波評価技術の各論に基づいて算出された波高は、なお不確定性をはらむものとはいえ大幅に上方修正されることとなり、上記事実上の裕度はわずか1 m余りとなったものである。

仮に、いま新たに原子力発電所を設置することとなり、その設置に当たって、一定の津波を想定してそれを敷地高で防護するという思想の下に設計する場合、なお不確定性をはらむとはいえ、最新の知見に基づいて算出される想定津波の波高に対して、裕度を1 m余りとして設計することはおよそ考えられない。これは、福島第一原発が、その設置段階で、一応の検討要素にとどまるとはいえ高極潮位としてチリ地震津波の波高O. P. + 3. 1 2 2 mを考慮し、なおこれを上回るO. P. + 1 0 mに敷地高を設定していたことに照らしても明らかである。そうであるとすれば、福島第一原発の敷地高が想定津波に対して事実上有していた裕度は、平成21年報告により、仮に原子力発電所を新規に設置するとすればおよそ許可の可能性がないほどまでに失われたものと評価することができる。

(ウ) 平成21年報告についての評価のまとめ

以上のとおり、平成21年報告は、被告国にとってみれば、従前福島第一原発の敷地高が想定津波に対して事実上有していた裕度を実質的に喪失させ、かつ、従前津波評価技術の各論に従い実施されていた措置の安全性を現に覆すという、極めて重大な報告であったと評価することができる。

イ 帰結

前記ア(ウ)のとおり、平成21年報告は、被告国にとって極めて重大な報告であった。すなわち、前記第1でみたとおり、平成19年4月の時点では、福島第一原発の敷地レベルを超える津波の到来可能性は、被告国にとっては

いまだ抽象的な域を脱していなかったものの、安全対策上考慮すべき地震・津波として、過去の記録のある既往地震・津波のみならず、過去の記録がないが現在の知見に照らせば想定すべき地震・津波をも考慮すべきとの被告国の一貫した基本姿勢に照らし、福島第一原発の敷地レベルを超える津波を安全対策の対象から除外できる状況にはなかった。その上で、平成21年に至って、被告国自身が中央防災会議報告において留意を呼びかけていた貞観地震に関する知見を反映した平成21年報告により、中央防災会議報告が検討対象から除外した地震であっても、従前福島第一原発の敷地高が想定津波に対して事実上有していた裕度を実質的に喪失させ、かつ、従前津波評価技術の各論に従い実施されていた措置の安全性を現に覆すという、重大な結論をもたらすことが明らかになったものである。このことからすれば、平成21年報告は、安全対策上考慮すべき想定地震の範囲を、津波評価技術の各論で示された範囲若しくは中央防災会議報告の本編が示す範囲よりも広げ、中央防災会議報告が留意事項として明記していた貞観地震ほかの地震や、長期評価が発生の可能性を指摘していた三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域（更に福島第一原発との関係でいえば、三陸沖中部ないし福島沖から茨城沖の日本海溝寄りの領域）において発生する地震にまで拡大しなければ、従前被告国が一貫してとってきた基本姿勢にもはや合致しないということ

を明らかにしたものである。

他方、被告国は、JNES（独立行政法人原子力安全基盤機構）の検討を通じて、確率論的安全評価手法の準備段階であったとはいえ、津波到来により原子炉建屋内に浸水した場合の機序について、具体的に予見していた。外部溢水対策は、溢水勉強会の結論により耐震バックチェックに委ねることとされていたが、被告東電が提出した耐震バックチェック中間報告書は、地震随伴現象である津波について何ら記載がなかったのであるから、溢水勉強会がその検討テーマとした津波溢水アクシデントマネジメント策の策定は、確

率論的安全評価手法の研究以外には何ら進んでいない状況であり、このことは、ひとたび敷地高を超える津波が福島第一原発に到来すれば、相当の高確度で電源設備が機能喪失し、原子炉安全停止に関わる設備が機能を喪失するという、機能的に切迫した状態にあることを示していた（前記1(4)）。

5 以上を総合すると、被告国は、平成21年9月に、被告東電から平成21年報告を受けたことで、従前福島第一原発の敷地高が想定津波に対して事実上有していた裕度を実質的に喪失し、かつ、従前津波評価技術の各論に従い実施されていた措置の安全性が現に覆されるという事態に接したのであるから、このような事態に即して考えれば、安全対策上考慮すべき想定地震の
10 範囲を、津波評価技術の各論で示された範囲若しくは中央防災会議報告の本編が示す範囲よりも広げ、中央防災会議報告が留意事項として明記していた貞観地震ほかの地震や、長期評価が発生の可能性を指摘していた三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域において発生する地震にまで拡大しなければ、従前被告国が一貫してとってきた基本姿勢にもはや合致しないということが、被告国にとっても明らかであったといえる。その上で、その時点の
15 安全対策の実施状況に照らせば、被告国においては、ひとたび敷地高を超える津波が福島第一原発に到来すれば、相当の高確度で電源設備が機能喪失し、原子炉安全停止に関わる設備が機能を喪失することが具体的に認識されていた。そして、証拠上、平成21年報告の時点で、中央防災会議報告が留意
20 事項として明記していた貞観地震ほかの地震や、長期評価が発生の可能性を指摘していた三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域において発生する地震を考慮に入れて、なおかつ福島第一原発の敷地高を超える津波が到来する可能性が存在しないか、存在してもこれが社会通念上容認される程度に低いものであったことをうかがわせるような知見は存在しない。そうであるとすれば、被告国として、福島第一原発の敷地高を超える津波の到来を予見
25 すべき義務があり、かつ、予見が可能であったと認められる。

3 予見可能性に関する結論

前記1及び2の判示に照らせば、被告国は、平成21年9月の時点で、福島第一原発の敷地高であるO. P. + 10mを超える津波の到来という自然現象の発生、及び、これによって、電源設備が被水して全電源喪失という事態に至り、冷却機能が機能不全に陥って原子炉施設の閉じ込める機能が喪失して放射性物質が外部に放出されるという事態に至ることを予見することができたと認められる。

他方、それより以前においては、平成19年4月の時点において、被告国は、仮に敷地レベルを超える津波が襲来した場合には、電源設備が機能喪失し、原子炉安全停止に関わる機器が機能を喪失する可能性があることを予見していたといえることはできるが、同月時点においては、福島第一原発の敷地レベルを超える津波の到来可能性は、被告国にとってはいまだ抽象的な域を脱していなかったから、このような抽象的な可能性の認識をもって、予見可能性を肯定することはできない。

15 第3 当事者の主張に対する補足説明

1 被告国の主張に対する補足説明

(1) 被告国の主張の要旨

被告国は、規制権限を行使すべき作為義務が生じる予見可能性が認められるというためには、通説的な見解といえる程度に形成、確立した科学的根拠に基づいて、具体的な法益侵害の危険性が予見できることが必要であると主張した上、4省庁報告書等、長期評価その他の見解を総合しても、これらの見解は、通説的な見解といえる程度に形成、確立した科学的根拠ということとはできないとして、予見可能性を争う。

(2) 科学的知見の熟成度と予見可能性の関係について

被告国は、規制権限の行使は、被規制者に対して、権利・利益の制限や義務・負担を発生させるだけでなく、場合によっては刑事罰等による制裁を課すこと

になるものであるから、その規制権限の行使が認められるのは、規制権限の行使を正当化できるだけの客観的かつ合理的な根拠がある場合に限られるというべきであると主張した上（前記第3章第2節第3，2(1)ア [①－62 頁]），その根拠が科学的知見である場合には、当該規制に関わる専門的研究者の間で正当な見解であると是認され、通説的見解といえる程度に確立した科学的知見によって裏付けられている必要があるというべきであると主張する（同 [①－62 頁]）。

しかしながら、規制権限の行使の場面において、それを正当化できるだけの根拠が必要であることは被告国の主張のとおりであるとしても、その根拠は、科学的知見に限られるものではない。原子力発電所を始め、科学技術を利用した各種の機械、装置等は、絶対に安全というものではなく、常に何らかの程度の事故発生等の危険性を伴っているところ、その危険性が社会通念上容認できる水準以下であると考えられる場合に、又はその危険性の相当程度が人間によって管理できると考えられる場合に、その危険性の程度と科学技術の利用により得られる利益の大きさととの比較衡量の上で、これを一応安全なものであるとして利用しているのであり（相対的安全性）、そのため、当該機械、装置等の安全性の適合性判断に当たっては、我が国の現在の科学技術水準によるべきことはもとより、我が国の社会がどの程度の危険性であれば容認するかという観点を考慮に入れざるを得ないのであって、そうであるからこそ、被告国（行政

10 庁）は、安全審査基準の策定及び処分要件の認定判断の過程において専門技術的裁量を有すると解されるのである（最高裁平成4年判決も同旨の考え方に立っていると解される。）。被告国の主張が、規制権限の行使の場面において、その行使・不行使の判断がことさら科学的知見の熟成度のみに依拠するというものであるとすれば、これは、むしろ、被告国（行政庁）が有する上記専門技術的裁量のうち、我が国の社会がどの程度の危険性であれば容認するかという観

20 点に基づく判断に関する裁量を放棄するに等しい。

そうすると、被告国（行政庁）が、その専門技術的裁量をもって原子力発電所の安全性について判断する場合には、一定の知見が相応の科学的根拠を有するか否かはもとより、同知見によればもたらされるとされる危険性が、我が国の社会において容認されるかどうかという点について、多角的・総合的な検討を加えることが求められ、その多角的・総合的な検討の結果、当該知見によればもたらされるとする危険性（敷地高を超えて津波が流入すること）が、我が国において容認されるものではないとの結論を導き出し得る状況にあるのであれば、被告国（行政庁）のいうところの当該科学的知見の「熟成度」如何は予見可能性の判断に影響を与えるものではないといえることができる。したがって、当裁判所は、規制権限の行使の場面において、一定の知見が相応の科学的根拠を有することが要請されることはあっても、それが通説的見解といえる程度に確立したものであることまで当然に要求されることはなく、その見解が通説的見解といえる程度に確立したものでないことから直ちに予見可能性が否定されるものではないと考えるものである。

そうであるとすれば、仮に、被告国の主張するとおり、4省庁報告書等や長期評価の見解が、「通説的な見解といえる程度に形成、確立した科学的根拠」といえないものであったとしても、これら見解によればもたらされるとされる危険性が、我が国の社会において容認されるものではないとの結論が導き出されるかどうかは次に問題となるのであるから、4省庁報告書等や長期評価の見解の熟成度の検討は、予見可能性の判断にその限りで影響するにすぎないと考えられる。

(3) 「通説的な見解といえる程度に形成、確立した科学的根拠」の意義について

前記(2)の点をひとまず措くとしても、被告国が主張するところの「通説的な見解といえる程度に形成、確立した科学的根拠」が具体的にいかなる学問的状況を指すのかについては、被告国の主張によっても明らかでない。被告国は、4省庁報告書等や長期評価の見解に対して有力な反対説があることをもって、

これら見解が「通説的な見解といえる程度に形成，確立」していないと主張するものであるが，科学的知見，とりわけ，技術的に高度な分野の科学的知見は，ある問題が科学的に100パーセント解明されるということは極めてまれであり，どのような問題点についても反対説が存在し得るものであるから，その知見が「通説的」であるか否かは，その知見が活用される場面の問題設定如何によって大きく変動する相対的評価にすぎないというべきであり，有力な反対説があることをもって，規制権限の根拠となる科学的知見への該当性が否定されるとはいえない。

したがって，予見可能性の判断に当たり，被告国が主張するところの「通説的な見解といえる程度に形成，確立した科学的根拠」といえるかどうかということをも直接的な基準として用いることは困難である。

(4) 4省庁報告書等や長期評価の見解の熟成度について

前記(2)のとおり，4省庁報告書等や長期評価の見解が「通説的な見解といえる程度に形成，確立した科学的根拠」といえるかどうかについては，予見可能性の認定に直接関係する事情としては，これを判断する意義を見出し難いものであるが，他方，これらがおおよそ科学的根拠を伴っていない知見であるとすれば，その見解によればもたらされるとされる危険性が，我が国の社会において容認されるものであるか否かの判断に進む必要すらないということになる。

この点，前記判示のとおり，4省庁報告書等は，被告国において，津波防災行政における対象津波の選定に係る基本姿勢を大きく変更したものではあったが，同見解が示した津波被害の想定結果は，精度としては限定的なものであったし（前記第2，1(4)ア [③—8頁]），長期評価も，津波地震の発生を過去のデータに基づいて評価することは困難であるが，これが発生しないと評価することも困難であることから，抑制的な信頼度を付しつつも，発生領域を三陸沖北部から房総沖の海溝寄りという長大な海域に設定するという工夫を施して，津波地震の発生確率を一応定量化したというものであったから，これらの

見解は、必ずしも通説的見解といえる程度に確立したものであるとまではいい切れない。

しかし、これらの見解は、平成5年の北海道南西沖地震以降、被告国がとってきた基本姿勢、すなわち、安全対策上考慮すべき地震・津波として、過去の記録のある既往地震・津波のみならず、過去の記録がないが現在の知見に照らせば想定すべき地震・津波をも考慮すべきとの基本姿勢を踏襲して発表された見解であり、かつ、これらの見解は、各論において異論があったとはいえ、首藤伸夫、佐竹健治ら最先端の知見を提供するに足りる専門家を委員に迎えてとりまとめられたものであるから、相応の科学的根拠を有しているものと認められる。

そうすると、4省庁報告書等や長期評価の見解は、その見解によればもたらされるとされる危険性が、我が国の社会において容認されるものであるか否かの検討に進む前提として求められる相応の科学的根拠は有していたと認めることができる。

(5) これまでの判例法理について

ア 最高裁平成4年判決について

被告国は、最高裁平成4年判決に係る最高裁判所判例解説民事編（平成4年度）を引用して、「従来の科学的知識の誤りが指摘され、従来の科学的知識に誤りのあることが現在の学界における通説的見解となったような場合には、現在の通説的見解（中略）により判断すべきであろう」（同423頁）、

「現在の通説的な科学的知識によれば、右事故防止対策は不十分であり、その基本設計どおりの原子炉を設置し、将来、これを稼働させた場合には、重大な事故が起こる可能性が高いと認定判断されるときには、当該原子炉の安全性を肯定した設置許可処分は違法であるとして、これを取り消すべきであろう。」（同424頁）とあることから、原子炉設置許可処分の取消事由となる違法性の有無を判断するために用いられる科学的知見は「通説的見解」に

よるべきとしていると主張する。

しかし、被告国の引用部分は、原子力発電所の安全審査において、どの時点の科学的技術水準により判断すべきかという論点について、処分当時の科学的技術水準と裁判時の科学的技術水準とを並べ検討する中で、裁判時の科学的技術水準の説明として「現在の学界における通説的見解」という文言を用いているものにすぎないのであって、これが、原子力発電所の安全審査に当たって通説的見解に達した科学的知見のみを検討すれば足りるという趣旨の記載でないことは明らかである。被告国の主張は採用できない。

イ 規制権限の不行使と科学的知見が問題となったその他の最高裁判決について

被告国は、従来の最高裁判決からすれば、いまだ発生していない被害の発生防止のための規制権限の不行使が違法と評価されるためには、確立された科学的知見に基づく具体的な危険発生の可能性の予見が必要となるとも主張する（前記第3章第2節第3，2(1)ウ [①—65頁]）。

しかしながら、いわゆる規制権限の不行使が問題となった各種最高裁判例（クロロキン最判，筑豊じん肺最判，関西水俣病最判）のいずれの判示をみても、被告国が主張するところの一般原則，すなわち，規制権限の不行使が違法と評価されるためには、確立された科学的知見に基づく具体的な危険発生の可能性の予見が必要となるとの原則が示されているわけではなく，規制権限の不行使の違法を検討するに当たって，それぞれ，問題となっている時点における科学的知見の熟成度について事例判断を重ねているにすぎない。

また、被告国の主張は、最高裁が、既に重大な被害が現実には多数発生し被害者救済の必要性が高かった事案であっても、確立された科学的知見に基づく具体的な危険発生の可能性の予見を必要としているとの理解の下、これを拡大ないし類推解釈し、いまだ被害が発生していない事案においても、同様に確立された科学的知見に基づく具体的な危険発生の可能性の予見を要す

るのが、最高裁の考え方に合致するというものであるところ、被害の発生・不発生と、規制権限行使の前提となる科学的知見の熟成度は、必ずしも端的に関連するものではない。過去に被害発生の記録が残っておらず、現時点で被害が現に発生しているとはいえないような状況下であっても、ある科学的知見によれば被害がもたらされるとされる危険性が、我が国の社会において容認されるものではないとの結論が導き出されるかどうかは、被害の内容・大きさ等と、その知見の熟成度に応じて個別に検討されるべきものである。従前の各種最高裁判例において検討の材料とされた科学的知見の熟成度と、本件における予見可能性を判断する前提としての4省庁報告書等や長期評価による見解の熟成度とを、単純に横断的に比較・評価することは困難というほかはない。

(6) 被告国のその他の主張について

以上みてきたとおり、予見可能性に関する被告国の主張、すなわち、予見可能性の程度として、通説的な見解といえる程度に形成、確立した科学的根拠に基づいて、具体的な法益侵害の危険性が予見できることが必要であることを前提に、本件においてはそのような確立した科学的根拠がなく、具体的な法益侵害の危険性は予見できなかったとする主張は、科学的根拠（科学的知見）の成熟度が一考慮要素になることはあっても、それが通説的な見解といえる程度に確立しているか否かは本件で問題とならず、かつ、4省庁報告書等や長期評価は相応の科学的根拠を有すると認められるから、被告国の上記主張は、前記第2、3[③－23頁]の結論を左右しない。

以下においては、被告国の各論的な主張に対して、個別に説明を加える。

ア 4省庁報告書等の見解について

被告国は、4省庁報告書等は、最新の科学的、技術的知見を踏まえた合理的な予測とするには精度が足りず、想定津波を超える津波発生を具体的に示唆するものではないし、ハード面での対策を要求することを前提とした記載

もないから、このような抽象的な危険性を前提とした予見可能性が認定されるようなことがあってはならないし、4省庁報告書等から導き出される津波高さは、そもそも福島第一原発の主要建屋の敷地高を超えないものであったから、4省庁報告書等は、本件事故の予見可能性を基礎づける知見とはなり得ないと主張する（前記第3章第2節第3，2(3)イ(ウ) [①－73頁]）。

当裁判所も、4省庁報告書等により、直接に予見可能性を肯定できるものとは考えないが、4省庁報告書等は、被告国において、津波防災行政における対象津波の選定に係る基本姿勢を大きく変更したものであり、その基本姿勢は、後の長期評価及び中央防災会議報告においても維持されたものである（前記第2，1(4)ア [③－8頁]，同オ [③－13頁]）から、予見可能性の検討に当たり4省庁報告書等が検討に値しないということとはできない。

イ 長期評価の見解について

被告国は、長期評価の見解は、これと異なる理学的知見が多く示されていたほか、その策定に関与した専門家を含む地震学・津波学及び津波工学の専門家らも、一様に長期評価の見解が理学的根拠に乏しいものであった旨の意見を述べており、これを裏付ける事実関係も多々存在することから、およそ最新の科学的、技術的知見を踏まえた合理的な予測によってリスクを示唆する知見とは呼べないものであったとか、長期評価の見解は、その発表後、中央防災会議報告の策定に当たり、経済産業省や文部科学省全てを含めた当局全体で、これを取り入れないこととされ、結局、規制に関わる専門的研究者の間で是認されなかったなどと主張する。

しかし、長期評価は、津波地震の発生を過去のデータに基づいて評価することは困難であるが、これが発生しないと評価することも困難であることから、抑制的な信頼度を付しつつも、発生領域を三陸沖北部から房総沖の海溝寄りという長大な海域に設定するという工夫を施して、津波地震の発生確率を一応定量化したというものである（前記第2，1(4)イ [③－8頁]）から、

その成熟度が必ずしも高いものとはいえないということはできても、およそ合理的な予測によってリスクを示唆する知見と呼べないものであったとはいえない。なお、長期評価の見解と異なる知見については、後記ウで詳述する。

5 また、後記エのとおり、中央防災会議報告は、長期評価の見解が規制に関わる専門的研究者の間で是認されなかったというものではない。

ウ 長期評価の見解と異なる知見について

10 まずもって、科学的知見、とりわけ、技術的に高度な分野の科学的知見は、ある問題が科学的に100パーセント解明されるということは極めてまれであり、どのような問題点についても反対説が存在し得るものであるから、長期評価の見解と異なる知見があるからといって、そのこと自体が、長期評価の見解の科学的根拠を喪失させることにはならない。その点を措いても、被告国が列举する「長期評価の見解と異なる知見」は、長期評価の見解の成熟度が必ずしも高いものとはいえないことを示すものではあっても、その科学的根拠を否定するものではない。

(ア) 各種論文について

a 平成8年谷岡・佐竹論文について

20 同論文（前記第4章第4節第3，1(1) [②-208頁]，同第4，2(1)イ(ウ) [②-222頁]，同(3)イ [②-229頁]）は、津波地震の典型とされる明治三陸地震を題材に、その発生域である三陸沖北部の海底地形、とりわけ、海溝近くの海底地形と海溝から陸寄りの領域の海底地形との差異に着目し、明治三陸地震と同様の津波地震は、海溝近くの海底に凹凸があり、海側のプレートと陸側のプレートとが強く固着している領域で発生すると考えられる一方、海溝近くの海底地形が「なめらかな」領域は無地震域となり、更に深くプレートが沈み込むと典型的なプレート間大地震を引き起こすこととなるとするものである。

同論文の趣旨は、明治三陸地震が、限られた領域や特殊な条件が揃った場合のみ発生すると考えられるというもの（同(3)イ [②-229 頁]）であって、それ以外の領域では、津波を伴う地震が発生しないということ
 を述べたものではない。また、同論文では、無地震域とする領域について、海溝近くの海底地形のみならず、典型的なプレート間大地震の発生
 機構とも関連づけて説明されているところ、長期評価の見解が示す領域、
 とりわけ日本海溝中部（三陸沖南部、福島県沖、茨城県沖）の領域につ
 いて、海底地形と典型的なプレート間大地震の発生機構とを勘案して無
 地震域としているわけではない。

b 海底地形に着目するその他の論文について

日本海溝中部以南の領域におけるプレート間地震の発生機構と海底
 地形とを関連づける論文は複数存在するが、これらは、いずれも、平成
 8年谷岡・佐竹論文がいう「無地震域」に日本海溝中部が該当するとう
 かがわせるようなものではない。

すなわち、日本海溝南部においては北部に比べて海底の地形的特徴が
 ないとする鶴哲郎の論文（前記第4章第4節第3，1(2) [②-209 頁]）
 は、日本海溝域でのプレート境界地震の発生機構に関し、大規模な地震
 を引き起こすか否かという観点から述べられたものであって、必ずしも
 大きな揺れを引き起こさない津波地震（断層が通常よりゆっくりとずれ
 て、人が感じる揺れが小さくても、発生する津波の規模が大きくなるよ
 うな地震〈前記第4章第1節第10，5(1) [②-47 頁]〉）の発生機構を
 も念頭に置いて論述されたものではない。

また、福島県沖～茨城県沖にかけての領域において発生する低周波地
 震は大きな津波を引き起こさないかもしれないとする松澤暢・内田直希
 の論文（前記第4章第4節第3，1(3) [②-210 頁]）は、同領域におい
 て大規模な低周波地震が発生する可能性を指摘しており、このような低

周波地震の発生と津波地震の発生とは、性質上矛盾するものではないから、同論文の上記記述は、長期評価の見解に対する反対的な推論にはなっても、同見解の科学的根拠を否定するものであったとはいえない。

c その他論文について

5 長期評価の見解に明確に疑問を呈する石橋克彦の論文（同(5)）は、主として延宝房総沖地震の評価に対して反対説を述べるものであって、日本海溝中部の領域での津波地震発生の可能性について疑問を述べるものではない。

10 その他、プレート間地震の発生機構に関する論文や貞観地震・津波に関する論文の内容を検討しても、日本海溝中部の領域での津波地震の発生可能性を否定するものは見当たらない。

(イ) 専門家の各種意見について

a 佐竹健治の意見について

15 佐竹健治の研究内容は、発生繰り返し間隔の長い巨大地震や津波を地学的な変動現象としてとらえ、計器観測記録の検討、歴史地震学的研究手法、地形・地質学的研究手法、海洋地質学手法も併せて、地球上で過去に発生した地震や津波について調査し、将来の地震・津波の発生や被害についての定量的分析を飛躍的に前進させたものである（前記第4章第4節第4，2(1)ア〔②－219頁〕）。

20 その述べるところ（同イ〔②－220頁〕）は、要するに、長期評価の策定過程においても、三陸沖北部から房総沖にかけての日本海溝沿いで発生する可能性があるとして評価された地震・津波は、その規模を定量的に分析できるまでの段階に達していなかったというものであるところ、当裁判所も、佐竹健治の意見は首肯できるものとする。

25 しかしながら、前記のとおり、当裁判所は、長期評価を、津波地震の発生を過去のデータに基づいて評価することは困難であるが、これが発

生しないと評価することも困難であることから、抑制的な信頼度を付しつつも、発生領域を三陸沖北部から房総沖の海溝寄りという長大な海域に設定するという工夫を施して、津波地震の発生確率を一応定量化したものと評価するものであるから、同評価は、佐竹健治の上記意見と何ら矛盾するものではない。

b 松澤暢の意見について

松澤暢の意見（同(2)イ [②-225 頁]）は、主として、本件津波と同規模の津波を予見することが困難であったという観点から、長期評価の見解に慎重な立場を表明するものである。しかし、津波地震が三陸沖北部から房総沖の日本海溝沿いのどこでも発生する可能性があるとの見解については、松澤暢自身が「結局、津波地震が起きないという確たる科学的根拠もない以上、起きないと結論づけることは科学的ではなく、長期評価においては、海溝軸近くのプレートが沈み込み始めた領域という、構造の同一性に着目して一つの領域を設定しているのであるから、全く科学的根拠がないとはいえない。しかし、他方、起きないと言い切れないから起きる可能性があるという論理も、これまた科学的とはいえず、長期評価の見解は、全く科学的根拠がなくはないとはいえず、それほど強い根拠でもなく、私自身は、本来は『不明』と結論づけるべきだったと思う」と述べるところが正鵠を得ているというべきである。前記のとおり、当裁判所は、長期評価を、津波地震の発生を過去のデータに基づいて評価することは困難であるが、これが発生しないと評価することも困難であることから、抑制的な信頼度を付しつつも、発生領域を三陸沖北部から房総沖の海溝寄りという長大な海域に設定するという工夫を施して、津波地震の発生確率を一応定量化したものと評価するものであるから、同評価は、松澤暢の上記意見と何ら矛盾するものではない。

c 谷岡勇市郎の意見について

谷岡勇市郎の意見（同(3)イ [②-229 頁]）は、主として、明治三陸地震が他のプレート間大地震とは違った異質なメカニズムであり、津波地震全般に一般化することが困難であるという観点から、長期評価の見解に慎重な立場を表明するものである。しかし、津波地震が三陸沖北部から房総沖の日本海溝沿いのどこでも発生する可能性があるとの見解については、谷岡勇市郎自身が「地震学の分野では、津波地震のメカニズムを含め、多くの事項が未解明であるので、明治三陸地震のような津波地震についても、この地域で地震は起きないと断言することはできないし、可能性が否定できない以上、地震本部地震調査委員会の立場では、ひとまず防災行政的な警告をするためにも、明治三陸地震と同様の地震が、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域内のどこでも発生する可能性があるという見解を出す意義はあると思う」と述べるところが正鵠を得ているというべきである。前記のとおり、当裁判所は、長期評価を、津波地震の発生を過去のデータに基づいて評価することは困難であるが、これが発生しないと評価することも困難であることから、抑制的な信頼度を付しつつも、発生領域を三陸沖北部から房総沖の海溝寄りという長大な海域に設定するという工夫を施して、津波地震の発生確率を一応定量化したものと評価するものであるから、同評価は、谷岡勇市郎の上記意見と何ら矛盾するものではない。

d 笠原稔の意見について

笠原稔の意見（同(4)イ [②-230 頁]）は、理学的知見の精度の高低に留意すべき旨に言及しつつも、長期評価の見解については、理学的に否定できないことは事実であり、繰り返し性が確認できない地震・津波であっても、とにかく逃げるというソフト面での対応だけでも可能となるような方向性での警鐘を鳴らすことが必要である旨述べるものであって、長期評価の見解に異を唱えるものではなく、当裁判所の判断と何ら

矛盾するところはない。

e 津村建四朗の意見について

津村建四朗の意見（同(5)イ [②-231 頁]）は、地震データや史料が乏しいにもかかわらず、極めておおざっぱな根拠、三陸沖から房総沖までの広大な日本海溝沿いの領域を一括りにして、津波地震が発生する可能性があると評価した長期評価は、地震学の基本的な考え方からすると異質であるとするものである。しかし、この見解は、安全対策上考慮すべき地震・津波として、過去の記録のある既往地震・津波のみならず、過去の記録がないが現在の知見に照らせば想定すべき地震・津波をも考慮すべきとの被告国の一貫した基本姿勢と整合しないものであり、地震学上の一意見ではあるが、それによって、上記の被告国の一貫した基本姿勢を前提として検討すべき法的な予見可能性に関する判断が左右されることはない。

f 今村文彦の意見について

今村文彦は、津波防災・減災技術開発及び津波数値解析を専門とするものであり、津波のリスクを定量的に分析した上で、その分析結果に基づきハード面及びソフト面の安全対策を合理的に振り分け、もって津波に関する理学的知見を社会における物づくりや環境づくりに役立てるという世界的にも希少な学問分野の第1人者である（同(6)ア [②-232 頁]）。

その述べるところ（同イ [②-232 頁]）は、上記のような研究内容に立脚し、一般には、ある確率以上で発生する可能性のある津波に対しては主に施設を設計施工して防御するハード面の対策で対処することになるという観点から、長期評価の見解は、ハード面の対策を要求する程度の科学的コンセンサスが得られた知見とはいえないとするものであるが、今村文彦自身、理学的根拠から発生がうかがわれるという科学的

なコンセンサスが得られているとはいえない津波についても、ソフト面の対策で対処することになると述べるとおり（同イ [②-232 頁]），仮にハード面での対策を要求する程度の科学的コンセンサスが得られていない知見であっても、その知見に応じた対処が必要とされる旨を明らかにするものであるから、当裁判所の判断と何ら矛盾するところはない。

なお、長期評価の見解が、ハード面の対策を要求する程度の熟成度を有していたかどうかについては後述する（後記第4節第3，1(1) [③-75 頁]）。

g 首藤伸夫の意見について

首藤伸夫は、津波防災行政における対象津波の選定に係る基本姿勢を大きく変更させ、安全対策上考慮すべき地震・津波として、過去の記録のある既往地震・津波のみならず、過去の記録がないが現在の知見に照らせば想定すべき地震・津波をも考慮すべきとの被告国の基本姿勢を確立させるに当たって多大な尽力をしたものである（前記第4章第4節第4，2(7)イ(イ) [②-238 頁]）。

その述べるところ（同イ(エ) [②-241 頁]）は、中央防災会議報告と長期評価の防災行政上の位置付けの違いから、中央防災会議報告の結論を支持するものであるが、それにより、長期評価の見解が科学的根拠を欠くと述べるものではないし、当裁判所も、中央防災会議報告の結論自体を不適切とまでいうものではないから、首藤伸夫の意見は、当裁判所の判断と何ら矛盾するところはない。

h 小括

以上のとおり、地震の発生可能性及び長期評価の見解に関する各種専門家の意見は、被告国の基本姿勢とそもそも整合しない一部を除いて、いずれも、長期評価の見解の科学的根拠を否定するものではなく、かつ、当裁判所の判断と何ら矛盾するところもないものである。

エ 中央防災会議報告について

被告国は、中央防災会議報告について、原子力発電所も対象に含めた我が国の防災分野における地震・津波防災対策の検討として、長期評価の見解を含む科学的知見につき専門技術的判断を行い、その結果長期評価の見解は採用されなかった、すなわち、長期評価の見解は理学的根拠を十分に伴っていなかったため、防災計画を策定すべき対象として採用される段階にないものと専門技術的判断が下されたところ、中央防災会議報告においては福島第一原発の敷地高を超える津波を想定していなかった以上、同報告によっても本件事故の予見可能性は基礎づけられるものではないと主張する。

しかし、前記判示のとおり、中央防災会議報告は、発生機序や繰り返し特性の点で多種多様にわたる東北・北海道地方沿岸海域の地震について、防災行政の説得力維持の観点から、特に、過去に実際に発生した地震に基づいて整理された地震を検討対象としたものであるが、その検討対象から外された地震についても、過去のデータの不存在から科学的に解明されていないだけであるおそれを考慮し、なお留意が必要である旨を明らかにしたものであって、長期評価の結論を科学的に否定したものではなく、むしろ、津波安全対策において三陸沖北部から房総沖の海溝寄りで発生すべき津波地震を除外することができないという被告国の考えを、なお維持したものであった（前記第2，1(4)ウ [③－10 頁]) から、同報告により、長期評価について、防災計画を策定すべき対象として採用される段階にないものとの専門技術的判断が下されたということにはならない。

オ 津波評価技術について

被告国は、津波評価技術は、安全側の発想に立って設計想定津波を計算しており、国際的にも評価された合理的手法であるところ、津波評価技術を用いた試算によつては福島第一原発の敷地高を超える津波の到来は予見できなかったと主張する。

しかしながら、津波評価技術は、少なくともその各論部分において「既往津波の痕跡高を説明できる断層モデルの位置」を前提として、「プレート境界付近に将来発生することを否定できない」基準断層モデルが設定された点については、実質的には、既往最大津波について、各種パラメータスタディを実施することにより、従前よりも安全側に立ったリスク評価を実施したということに尽きるものであって、4省庁報告書等における被告国の考え方に基づいた「想定最大津波」を評価検討したものではなかったし、この点について、首藤伸夫・佐竹健治ら専門家が委員として関与した土木学会原子力土木委員会津波評価部会においては議論されていなかったものである（前記第2，1(4)エ(エ) [③—13頁])。上記基準断層モデルの設定を前提とする試算結果は、過去の記録のある既往地震・津波に基づく考慮をより安全側に拡充させたという意味では合理性を有するものであったが、上記試算結果は、過去の記録がないが現在の知見に照らせば想定すべき地震・津波をも考慮したものではなく、被告国が一貫してとってきた基本姿勢に沿うものとはいえない。

カ 溢水勉強会について

被告国は、溢水勉強会は、津波が到来する可能性の有無・程度や、津波が到来した場合に予想される波高に関する知見を得る目的で設置されたものではなく、実際にも、上記の各知見が獲得・集積されたことはなかったものであり、あくまでも仮定された水位の津波が到来し、かつ、それによる浸水が長時間継続したと仮定した場合における原子力発電所施設への影響を検討したにすぎないものであったし、無限時間津波が襲来するという非現実的な想定がある以上、同想定を前提とした場合に全交流電源喪失のおそれがあるという結果が示されたからといって、敷地高を超える高さの津波が到来しさえすれば、当然に全交流電源喪失の具体的危険があるということにはならず、他の知見と併せて津波対策を導き出すような知見ともいうことはできない

と主張する（前記第3章第2節第3の2(3)オ [①－86 頁]）。

溢水勉強会の検討結果が、津波が到来する可能性の有無・程度や、津波が到来した場合に予想される波高に関する知見を得る趣旨のものでないことは被告国の主張のとおりである。

5 他方、溢水勉強会の検討結果は、結論として、仮に敷地レベルを超える津波が襲来した場合には、非常用海水ポンプが使用不能な状態となるほか、浸水によって電源設備が機能喪失し、1分程度で原子炉安全停止に関わる電動機、弁等の動的機器が機能を喪失するというものであったところ、このような定性的な機序に関する検討結果に疑義を差し挟むような事情は証拠上認められない。そして、一般的な津波の周期に照らせば、津波1山の継続時間は約10分であると考えられ、1分程度で電源喪失のおそれが生じるという検討結果が指し示す危険性は、津波襲来時間を無限としようが限定しようが変わるところはない。溢水勉強会の検討結果は、まさしく、敷地高を超える高さの津波が到来しさえすれば、当然に全交流電源喪失の具体的危険がある
10
15 ということを端的に示したものと認めることができる。被告国の主張は採用できない。

キ その他の主張について

被告国は、貞観地震に関する知見は予見可能性を基礎づけないと主張するところ（第3章第2節第3の2(3)カ）、当裁判所も、それにより直ちに福島第一原発の敷地高を超える津波の到来が予見できるとするものではなく、貞観地震の知見を踏まえてなされた平成21年報告が、被告国にとってみれば、従前福島第一原発の敷地高が想定津波に対して事実上有していた裕度を実質的に喪失させ、かつ、津波評価技術の各論に従い従前実施されていた措置の安全性を現に覆すという、極めて重大な報告であったと評価するものである（前記第2，2の(4)ア(ウ) [③－20 頁]）から、被告国の上記主張は当裁判所の判断を左右しない。

被告国は、マイアミ論文が研究途上のものであった（前記第3章第2節第3，2(3)ケ [①－98 頁]）とか，被告東電が平成20年に行った試算の存在を知り得なかった（同サ [①－101 頁]）などとも主張するが，当裁判所は，マイアミ論文（後記3(1)ア(オ) [③－46 頁]）や被告東電の平成20年東電試算（同(キ) [③－47 頁]）等の事情は，そもそも被告国の予見可能性の有無を判断する際の考慮要素と考えないものである。

その他，被告国が種々主張するところは，いずれも裁判所の前記判断を左右するものではない。

ク 結論

以上の次第で，被告国の主張を子細に検討しても，前記第2，3の結論は何ら左右されない。

2 被告東電の主張に対する補足説明

被告東電の主張は，前記第3章第2節第3，3 [①－104 頁] のとおりであるところ，これに対する裁判所の補足説明は，被告国の主張に対する補足説明（前記2）に包摂されるものである。したがって，被告東電の主張を子細に検討しても，前記第2，3の結論は何ら左右されない。

3 原告らの主張に対する補足説明

(1) 平成14年頃には予見可能性が認められるとの主位的主張について

原告らは，長期評価が，地震防災対策特別措置法に基づいて設置された地震調査研究推進本部が策定したものであり，異論の存在も踏まえ最大公約数的に意見をまとめたものといえる以上，被告国は，地震発生規模，確率を示した無視することができない知見としてこれを津波対策に取り入れなければならなかったところ，被告国が，長期評価に基づいて，想定津波の高さを試算し，又は被告東電に試算させていれば，福島第一原発1～4号機敷地南側にO. P. + 15.7 mの津波が到来すること，かかる津波により非常用電源設備の機能が喪失すること，非常電源設備が喪失すれば全交流電源喪失により放射性物質

が外部に漏出するような重大事故に至る可能性があることを予見することが可能であったと主張する（前記第3章第2節第3，1(1)エ [①－45 頁]）。

ア 4 省庁報告書等及び長期評価に対する被告東電の対応及びこれに付随する事情に関する補足的事実認定

5 原告らの上記主張は、まずもって、長期評価の見解そのものをもって、被告国において、福島第一原発の敷地高を超える津波の到来を予見することができたとするものであるが、原告らは、これに加え、以下のとおりの主張もする（前記第3章第2節第3，1(1)ウ [①－32 頁]）。

すなわち、原告らは、被告東電が、平成20年に、長期評価の見解に基づき、明治三陸地震の波源モデルを福島県沖に移動させて試算したところ、福島第一原発1～4号機敷地南側にO. P. + 15. 7 mの津波が到来するという結果を得た（平成20年東電試算）という事情を踏まえ、長期評価はか
10 ような重大な試算結果をもたらすものであったのに、その公表から6年もの期間が経過するまで、被告国も被告東電も、長期評価の見解について具体的に検討することなく放置し、それどころか、被告東電においては、上記のよ
15 うな重大な試算結果を招来することとなる長期評価の見解をことさら受け入れようとせず、かえって同見解の信用性を矮小化するような行動に終始し、被告国においては、本来規制を受ける側である被告東電の上記姿勢を追認し、むしろ、これを後援するかのような態度をも示していたものである
20 から、このような被告らの不誠実な態度をも考慮すれば、被告らは、長期評価の知見が重大な試算結果を招来することを認識していなかったのではなく、むしろ、その重大性を十分認識した上で、電力事業者が津波対策として高額な費用の支出を余儀なくされるという事態を回避するため、恣意的に長期評価の価値・信用性を引き下げる態度に出ていたものというほかはないのであ
25 って、このような被告らの認識をも勘案すれば、長期評価の見解が公表された時点又はこれに近接した時点において、被告国において、同見解に基

づき、波源を福島県沖に設定した津波シミュレーションを実施し又は被告東電をしてこれを実施させ、福島第一原発の敷地高を超える津波の到来を予見すべき義務があったというべきであり、かつ、その予見は可能であったとも主張する。

5 前章第1節において、当裁判所は、被告国の国賠法に基づく責任が大きな争点となっていることに鑑み、被告国が関与ないし接した事実を主に認定することとし、被告東電の内部事情等に関する事実認定はこれを行わなかった（そうであっても被告国の予見可能性が認められるのは前記のとおりである。）が、原告らの上記主張に対して判断するには、長期評価や、これに先
10 立つ4省庁報告書等に対する、被告東電及び電力業界の反応等に関する事実関係を補足して認定する必要があるので、以下、この点について検討する。

(ア) 4省庁報告書等に対する電気事業者の対応

平成9年、電事連（電気事業連合会）は、公表された4省庁報告書等に対する対応について検討し、これを取りまとめた【丙C56】。これによ
15 れば、「4省庁報告書等が設定した想定地震の断層パラメータを用い、電力事業者にて独自に数値解析した結果、福島第一、福島第二、東海第二、浜岡ともに、余裕のない状況となっており、仮に4省庁報告書等で報告された値の2倍の津波高さの変動があるものとする、太平洋側のほとんどの原子力地点においては、水位上昇によって冷却水取水ポンプモータが浸
20 水することとなること」、「従前原子力事業者は、津波に対する安全性評価として①歴史津波の最大及び②海域活断層による津波を検討対象としてきたが、4省庁報告書等が考慮している③想定し得る最大規模の地震による津波については、上記①及び②を考慮することによって評価できているとの判断により、直接取り扱っていないのが現状であること」、「4省庁報告書等においては、予測結果には誤差があることが示されているが、ばら
25 つきとして2倍を考慮した津波は、現実には起こるとは考えられないほど

発生の可能性は小さいと考えられること」,「そうはいつでも,地震動評価に際しては,上記③に相当する地震地体構造上最大規模の地震を考慮していることから,津波評価に際しても,必要に応じて,地体構造上最大規模の地震津波も検討条件として取り入れる方向で検討・調整を行っていくが,指針が制定されるまでの過渡期においては,電力事業者による自主保全の観点から,既設プラントについてはバックチェックを行って設備の機能が確保されることを確認することとする」などと報告されていた。

上記取りまとめを踏まえ,電事連は,通商産業省に対し,耐震設計に関わる新見解に対する電力事業者側の対応方針として,①“新見解”のうち,原子力施設の耐震安全性の観点から採用することが適切なものを“確認された知見”と位置付け(ただし,“確認された知見”は,原子力安全委員会での議論を経るなどの確認行為を要する),②これに対しては既設プラントの安全評価を行うが,③そうでなければ,“新見解”に対し電力事業者自ら技術的検討を行い,対応を判断することとした旨を報告した。【甲 C 5・39 頁】

(イ) 長期評価発表前の中央防災事務局担当者の地震本部に対する働きかけ

長期評価の発表予定の6日前である平成14年7月25日,内閣府中央防災会議事務局の地震・火山対策担当官は,地震本部事務局に対し,「内閣府の中で上と相談したところ,非常に問題が大きく,今回の発表は見送り,取り扱いについて政策委員会で検討したあとに,それに沿って行われるべきである,との意見が強く,このため,できればそのようにしていただきたい」,「やむを得ず,今月中に発表する場合においても,最低限表紙を添付ファイルのように修正(追加)し,概要版についても同じ文章を追加するよう強く申し入れます」との内容のメールを送付した。

上記添付ファイルの文案は,「今回の評価は,データとして用いる過去地震に関する資料が十分でないこと等のために評価には限界があり,評価

結果である地震発生確率や予想される次の地震の規模の数値には相当の誤差を含んでおり…地震発生 of 切迫性を保証できるものではなく、防災対策の検討に当たってはこの点に十分注意することが必要である。」というものであった。

5 このような働きかけを踏まえ、長期評価の前文に、上記メールの添付ファイルの内容と同趣旨の文言が盛り込まれることとなった。

【甲 C 3 1】

(ウ) 長期評価発表後の被告東電の反応

10 長期評価発表の1週間後、被告東電の津波想定 of 担当者は、長期評価 of 策定に関与した地震本部 of 海溝型分科会委員に「(土木学会と)異なる見解が示されたことから若干困惑しております」と of メールを送り、地震本部がこのような長期評価を発表した理由を尋ねた。これに対し、同委員は「1611年、1677年の津波地震 of 波源がはっきりしないため、長期評価では海溝沿い of どこで起きるかわからない、としました」と回答した。

15 これを受けた被告東電担当者は、「文献上は福島県沖で津波地震が起きたことがない」ことを理由に、長期評価 of 見解に基づく津波対策を検討することを見送った【甲 B 1・87頁】。

(エ) 長期評価に対する電力事業者 of 対応方針についての原子力安全委員会と保安院 of 打合せ

20 平成15年9月、原子力安全委員会及び保安院は、耐震設計審査指針 of 検討に関する打合せを行った。その中で、保安院担当者は、長期評価 of 見解に対する電力事業者 of 対応方針に関して、新知見に対する従前 of 電力事業者 of 対応方針(前記(ア))について説明した上で、長期評価 of 見解を“確認された知見”とするか否かについて原子力安全委員会で議論するのは現実的でない(今のところ要求もない)ことから、評価内容について電力事業者自ら技術的検討を行い、経済産業省審査課と協議して対応を判断する

25

のが適当と考えられること、検討の結果、対応が不要と判断された場合は、安全評価不要（規制側としての確認も不要）とのポジションを確認する必要があることなどを述べた。

これに対し、原子力安全委員会担当者は特段の異議を述べなかった。

5

【甲C 5・39頁～】

(オ) マイアミ論文

10

被告東電の従業員である酒井俊朗ほか4名は、平成18年7月17日から同月20日にかけて、アメリカ合衆国フロリダ州マイアミで開催された原子力工学国際会議（ICONE-14）において、「日本における確率論的津波ハザード解析法の開発」を発表した（マイアミ論文）。

15

マイアミ論文は、福島県沿岸をサンプルに確率論的津波ハザードの試行的な解析を行ったものであるところ、確率論的津波評価手法とは、津波の不確定性を定量的に考慮して、特定の地点において特定期間中に到来する可能性のある津波の水位とその水位を超過する確率との関係を求める手法をいい、具体的には、ある個別の地震が将来発生する確率を評価した上で、特定の地点において当該地震から発生する津波の水位の評価を行うという作業を様々な地震について実施し、その結果、特定の期間に任意の水位を超える津波が到来する確率（超過確率）がどの程度になるかを算出するという手法である。これらの算出においては、津波発生域をどこに設定するか、地震の規模をどのくらいに設定するかといった判断が分かれる事項である認識論的不確定性について、ロジックツリー（異なる見解を分岐で表示して論理的整理を行う手法）で場合分けした上で、主に不連続的な分岐に対してはアンケート調査によって重みを設定して確率を算出している。

20

25

同論文には、構造物の脆弱性の推定法及びシステム解析の手順については現在開発されている途上であることや、著者らは津波ハザードを合理的

に説明することができるよう研究を続けている旨の記載がある。

【甲 2 1 の 2】

(カ) ロジックツリーアンケート

平成 20 年、土木学会津波評価部会は、津波評価技術の後継研究として
 5 確率論的津波評価手法の研究を行う中で、海溝沿い領域における津波地
 震の発生可能性に関し、ロジックツリーで場合分けするに当たってどの程
 度の重みを付けるべきかについて、専門家に対するアンケートを行った。

その結果、「三陸沖～房総沖海溝寄りの津波地震活動域（J T T）」につ
 いて、「超長期の間に M t 8 級の津波地震が発生する可能性」についてア
 ンケートを行ったところ、分岐①「過去に発生例がある三陸沖（1611
 10 年〈慶長三陸地震〉、1896 年〈明治三陸地震〉の発生領域）と房総沖
 （1677 年〈延宝房総沖地震〉の発生領域）でのみ過去と同様の様式で
 津波地震が発生する」としたものが、全体の重み 1 のうちの「0.40」、
 ②「活動域内のどこでも津波地震が発生するが、北部領域に比べ南部では
 15 すべり量が小さい（北部赤枠内では 1896 モデル〈明治三陸地震〉を移
 動させる。南部赤枠内では 1677 モデル〈延宝房総沖地震〉を移動させ
 る）」としたものが同「0.35」、③「活動域内のどこでも津波地震（1
 896 年タイプ）が発生し、南部でも北部と同程度のすべり量の津波地震
 が発生する（枠全体の中で 1896 モデル〈明治三陸地震〉を移動させる）」
 20 としたものが、同「0.25」であった。

【丙 C 1 0 6 ・ 2 0 頁】

(キ) 平成 20 年東電試算

平成 20 年 2 月 26 日、被告東電は、土木学会津波評価部会の委員であ
 った今村文彦から、福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定でき
 25 ず、波源として考慮すべきであると考えたとの意見を得た。【甲 B 2 の 1 ・
 396 頁】

これを受け、被告東電は、東電設計に津波評価を委託し、東電設計は、平成20年4月18日、「新潟県中越沖地震を踏まえた福島第一・第二原子力発電所の津波評価委託 第2回 打合せ資料 資料2 福島第一発電所 日本海溝寄りの想定津波の検討Rev. 1」【丙C121】を作成した（平成20年東電試算）。

平成20年東電試算は、長期評価に従い、福島県沖海溝沿い領域に明治三陸地震の波源モデルを置き、津波評価技術の方法による詳細パラメータスタディを行ったもの（ただし、建屋の存在を考慮しない前提）であったが、その結果、朔望平均満潮位（O. P. + 1. 490 m）時の津波高さは、1～4号機取水ポンプ位置でO. P. + 8. 310（4号機）～9. 244 m（2号機）、敷地南側敷地（O. P. + 10 m）でO. P. + 15. 707 m（浸水深5. 707 m）、4号機原子炉建屋中央付近（O. P. + 10 m）でO. P. + 12. 604 m（浸水深2. 604 m）、4号機タービン建屋中央付近（O. P. + 10 m）でO. P. + 12. 026 m（浸水深2. 026 m）との数値が得られた。

(ク) 平成20年東電試算に対する被告東電の対応

上記試算結果を受け、平成20年6月10日頃、被告東電内部で津波評価に関する説明が行われ、担当者より、平成20年東電試算の想定波高の数値、防潮堤を作った場合における波高低減の効果等につき説明がなされ、武藤栄原子力・立地本部副本部長から、①津波ハザードの検討内容に関する詳細な説明、②福島第一原発における4 m盤への津波の遡上高さを低減するための対策の検討、③沖に防潮堤を設置するのに必要な許認可の調査、④機器の対策に対する検討をそれぞれ行うよう指示が出された。【甲B4の1・396頁】

平成20年7月31日、被告東電内部で2回目の説明が行われ、①長期評価の取扱いについては、評価方法が確定しておらず、直ちに設計に反映

させるレベルのものではないと思料されるので、長期評価については、電力共通研究として土木学会に検討してもらい、しっかりとした結論を出してもらい、②その結果、対策が必要となれば、きちんとその対策工事等を行う、③耐震バックチェックは、当面、津波評価技術に基づいて実施する、④土木学会の委員を務める有識者に上記方針について理解を求めることが被告東電の方針として決定された。【甲B2の1・397頁】

被告東電は、平成20年10月頃、土木学会の委員を務める有識者らを訪ね、上記方針について理解を求めたところ、有識者からは、特段否定的な意見は出なかった。【同・398頁】

平成20年9月10日、被告東電内部で耐震バックチェック説明会（福島第一）が開催され、その席上で、「福島第一原子力発電所津波評価の概要（地震調査研究推進本部の知見の取扱）」【甲C64の2】が配付された。同資料には、平成20年東電試算の福島第一最大浸水深図が記載され、敷地南側で津波高さ15.7m（浸水深5.7m）の津波が想定されたことが示されており、「敷地南部の放水口付近から敷地（O.P. + 10m）へ遡上する。」「敷地北部・南部から敷地への遡上及び港内からO.P. 4mへの遡上について対策が必要」、「推本がどこでもおきとした領域に設定する波源モデルについて、今後2～3年間かけて電共研で検討することとし、『原子力発電所の津波評価技術』を改訂予定。」「電共研の実施について各社了解後、速やかに学識経験者へ推本の知見の取扱について説明・折衝を行う。」「改訂された『原子力発電所の津波評価技術』によりバックチェックを実施。」「ただし、地震及び津波に関する学識経験者のこれまでの見解及び推本の知見を完全に否定することが難しいことを考慮すると、現状より大きな津波高を評価せざるを得ないと想定され、津波対策は不可避」との記載がある。【同・2頁】

(ケ) 貞観津波に関する佐竹論文を踏まえた試算の実施

被告東電は、平成20年10月、佐竹健治から貞観津波に関する投稿準備中の論文の提供を受けた。同年12月、被告東電は、当該論文に示された波源モデルを用いて福島第一原発への影響を試算した。その結果、福島第一原発及び同第二原発の取水口前面でO. P. + 7. 8 m～8. 9 m（満潮時の考慮方法を変更するとO. P. + 7. 8 m～9. 2 m）との数値が得られた。【甲B4の1・21頁】

(ロ) 被告東電の保安院に対する説明

平成21年8月上旬頃、保安院の名倉繁樹安全審査官は、エネ庁合同WGでの議論を踏まえ、被告東電に対し、貞観地震等を踏まえた福島第一原発における津波評価、対策の現況について説明を要請した（前記第4章第1節第22，4 [②-95頁]）。

これを受け、被告東電担当者は、当時被告東電の原子力設備管理部長の職にあった吉田昌郎（本件事故時は福島第一原発所長）に対応ぶりを相談し、その結果、上記(ク)の方針に準じ、耐震バックチェックは津波評価技術に基づき実施すること、貞観津波については、その知見が確定していないことから、電力共通研究として土木学会で検討してもらい、その検討結果や今後実施予定の津波堆積物調査の結果を踏まえ、改めてバックチェックを実施し、必要があれば対策工事を行うことなどを報告する旨が申し合わされた。なお、この時、吉田昌郎原子力設備管理部長は、被告東電担当者に対し、平成20年東電試算の波高の試算結果については、保安院から明示的に試算結果の説明を求められるまでは説明不要と指示した。【甲B4の1・401頁】

被告東電は、平成21年8月28日、保安院に対し、福島第一原発の津波評価の状況を説明した（前記第4章第1節第22，4 [②-95頁]）が、その際、平成20年東電試算の結果及び貞観津波に関する佐竹論文を踏まえた試算の結果については報告しなかった。

イ 検討

前記ア(イ)～(エ)で認定した事実関係によれば、①長期評価の公表前から、被告東電をはじめとする電力事業者が、被告国の発表する津波想定に関する見解に対して慎重な姿勢を示していたこと、②長期評価の公表に当たり、中央防災会議事務局が、地震本部事務局に対し、地震本部見解の防災行政実務に与える波及効の大きさを踏まえ、その信頼性について抑制的な文言を挿入すべき旨を要求したこと、③長期評価後、被告東電は、長期評価の見解に基づく津波対策を検討することを見送り、原子力安全委員会及び保安院も、電力事業者が長期評価の見解を取り入れた津波対策を実施すべきかどうかは、まず電力事業者において検討を実施すべきであるとして、上記被告東電の態度を黙認したことが各認められる。

(イ) 長期評価公表前の被告東電の態度（上記①）について

本件津波及び本件事故を現に体験した今となってみれば、被告東電をはじめとする電力事業者の上記慎重な姿勢が全く的外れなものであったことは論を待たない。しかしながら、4省庁報告書等は、その発表当時、想定最大規模と既往最大津波との比較検討を行った上で、常に安全側の発想から沿岸津波水位のより大きい方を対象津波とするとして、津波防災行政における対象津波の選定に係る基本姿勢を大きく変更したものではあったが、これらが示した津波被害の想定結果は、精度としては限定的なものであった（前記第2，1(4)ア [③－8頁]）から、民間の電力事業者が、経営判断として、4省庁報告書等の想定結果を直ちに津波対策に盛り込まず、これを盛り込むかどうかについて慎重な姿勢を示したとしても、そのこと自体に問題があったということとはできない。

(イ) 長期評価の公表に当たっての働きかけ（上記②）について

長期評価の公表に当たっての中央防災会議事務局の上記働きかけは、その文言が断定的であり、いささか不穏当との評価を免れない。しかし、そ

もそも長期評価は、津波地震の発生を過去のデータに基づいて評価することは困難であるが、これが発生しないと評価することも困難であることから、抑制的な信頼度を付しつつも、発生領域を三陸沖北部から房総沖の海溝寄りという長大な海域に設定するという工夫を施して、津波地震の発生確率を一応定量化したというものであり（前記第2，1(4)イ[③－8頁]），その科学的知見としての熟成度は限定的であったというべきところ，被告国（行政庁）が，その専門技術的裁量をもって原子力発電所の安全性について判断する場合には，一定の知見の熟成度に着眼すべきはもとより，被害の内容・大きさ等と，その熟成の程度に応じ，同知見によればもたらされるとされる危険性が，我が国の社会において容認されるかどうかという点について，多角的・総合的な検討を加えることが求められると考えられる（前記第3，1(5)イ[③－28頁]）ことからすれば，中央防災会議事務局が，長期評価の熟成度が限定的である状況下においては，長期評価の見解によればもたらされるとされる危険性は，かえって我が国の社会に対して過剰な波及効を与えかねないものであると考えて，その熟成度についての明記を求めたこと自体は，その態様はともかく，特段不合理とはいえない。

(り) 長期評価公表後の被告らの対応（上記③）について

長期評価の見解は，科学的知見としての熟成度は限定的であったとはいえ，安全対策上考慮すべき地震・津波に関する被告国の基本姿勢，すなわち，過去の記録のある既往地震・津波のみならず，過去の記録がないが現在の知見に照らせば想定すべき地震・津波をも考慮すべきとの基本姿勢に準拠してとりまとめられたものであるところ，「文献上は福島県沖で津波地震が起きたことがない」ことを理由に，長期評価の見解に基づく津波対策を検討することを見送った被告東電の態度は，上記被告国の一貫した基本姿勢を全く正解しないものといわざるを得ない。

しかしながら、前記のとおり、長期評価の見解は、津波地震の発生領域を三陸沖北部から房総沖の海溝寄りという長大な海域に設定するという工夫を施して、その発生確率を一応定量化したものであって、具体的な波源モデルを設定するための材料はもとより十分でなかったのであるから、
5 このような状況下において、仮定的な数値に基づいて津波シミュレーションを実施したとしても、その結果示されるリスクは、過大であることもあれば過小であることもあり得ると考えられる。そして、仮にそのリスクが過小であった場合には、その時点での津波対策が最新の知見によっても十分なものであったことが定量的に説明できることとなり、その後の安全対策が不要であるかのような外形を作出することにもなりかねない。このように、仮定的な数値に基づいて津波シミュレーションを実施することは、
10 リスクを過大評価する可能性のみならず、過小評価する危険をも内包するものであるから、科学的知見としての熟成度において限定的であった長期評価の見解を踏まえて、直ちに仮定的な数値を用いて津波シミュレーションを実施すべきとするのは、合理的とはいえない。
15

これに対し、平成20年東電試算においては、現に、明治三陸地震の波源モデルを福島県沖に移動させて津波シミュレーションを実施しているし、土木学会津波評価部会が実施したロジックツリーアンケートにおいても、明治三陸地震の波源モデルを福島県沖に移動させるとする考えが一定
20 数であったのであるから、長期評価の公表直後においても、同様に明治三陸地震の波源モデルを用いた検討が可能であったとの考え方もあり得る。しかし、明治三陸地震については、長期評価の公表当時、限られた領域や特殊な条件が揃った場合のみ発生すると考えられるとの平成8年谷岡・佐竹論文の見解が有力であってこれに対抗する反対的知見は見当たらないし、
25 ロジックツリーアンケートの結果は、あくまでも確率論的安全評価手法において、異なる見解の分岐（ロジックツリー）点における重み付けを算出

5 するための見解にすぎず、津波リスクについての定量的な分析の信用性を
高めるものではないから、当時の専門的知見に照らしてみれば、明治三陸
地震の波源モデルを用いた検討は、仮定的な数値に基づく検討とその実質
を異にするものではなかったといえることができる。そうすると、長期評価
公表を受けて、被告国において、場合によっては過小評価の危険をも生じ
させかねないことを覚悟の上で直ちに明治三陸地震の波源モデルを仮定
して津波シミュレーションを実施することは、やはり合理的とはいえない。
10 なお、本件津波を経験した現在となつては、明治三陸地震の波源モデルを
仮定した津波シミュレーションの結果が少なくとも過小評価でなかった
ことは明白であるが、そのことは、本件津波を経験した現在だからこそい
えることであり、本件津波を経験していない長期評価公表当時の予見可能
性の判断には影響を与えるものではない。

(エ) その他の事情について

15 前記ア(カ)ないし(コ)は、いずれも平成20年以降の事情であり、長期評
価公表当時の予見可能性の判断に影響を与えるものではない。原告らは、
被告国が、長期評価の重大性を十分認識した上で、電力事業者が津波対策
として高額な費用の支出を余儀なくされるという事態を回避するため、恣
意的に長期評価の価値・信用性を引き下げる態度に出ていたと主張するが、
前記(ウ)で判示したとおり、平成14年の段階、ひいては、平成20年以
20 前の段階では、被告国にとって、長期評価の見解が重大なのか否かについ
て具体的に認識できる状況ではなかったから、原告らの主張は採用の限り
でない。

(オ) 結論

25 以上によれば、長期評価公表前後の被告らの態度・姿勢を子細に検討し
ても、長期評価が公表された平成14年当時、被告国において、長期評価
の見解を踏まえ、明治三陸地震の波源モデルを福島県沖に移動させるなど

して津波シミュレーションを行い、福島第一原発の敷地高を超える津波の到来を予見すべきであったとはいえない。

よって、原告らの主位的主張は、これを採用することができない。

- (2) 平成18年時点又は、遅くとも平成21年～22年の時点で予見可能性があったとの予備的主張について

原告らは、国内外で実際に発生した原子力発電所の溢水事故等と、安全情報検討会、溢水勉強会等の経緯を踏まえれば、①どんなに遅くとも、平成18年までには、被告国において敷地高を超える津波の到来を予見することが可能であったものであり、さらに、②貞観津波に関する知見をも踏まえれば、平成21年9月から平成22年3月までの間には上記同様の予見可能性が生じていたものであると主張する。

当裁判所は、前記第3の1で判示したとおり、被告国は、平成21年9月の時点で、福島第一原発の敷地高であるO. P. + 10mを超える津波の到来という自然現象の発生によって、電源設備が被水して全電源喪失という事態に至り、冷却機能が機能不全に陥って原子炉施設の閉じ込める機能が喪失して放射性物質が外部に放出されるという事態に至ることを予見することができた判断するものであるから、原告らの上記予備的主張のうち②を採用したものである。

他方、①の主張についてみると、確かに、被告国は、平成18年の段階で、溢水勉強会の議論を通じて、福島第一原発5号機において、仮に敷地レベルを超える津波が襲来した場合には、非常用海水ポンプが使用不能な状態となるほか、浸水によって電源設備が機能喪失し、原子炉安全停止に関わる電動機、弁等の動的機器が機能を喪失する可能性があること、すなわち、各種指針上要求される非常用電源設備の安全性が実現できなくなる可能性があることを認識していたものである（前記第2，1(6) [3-15頁]）。

しかし、敷地レベルを超える津波が襲来する可能性については、前記(1)で判

示のとおり、長期評価の見解を直ちに採用して津波シミュレーションを行い、福島第一原発の敷地高を超える津波の到来を予見すべきであったとはいえないところ、その後、貞観津波に関する佐竹論文が発表される平成20年までの間、福島県沖で発生する津波に関する学説の状況に大きな動きはなかったものであり（前記第4章第4節第3〔2〕-208頁〕参照）、被告国との関係でその状況が大きく変動したのは、貞観津波に関する佐竹論文を踏まえた試算結果（平成21年報告）が保安院に伝えられた平成21年9月というべきである。被告東電において、平成20年東電試算を行い（前記(1)ア(キ)〔3〕-47頁）、その結果についての保安院への報告を差し控えるような動きがあったり（同(ク)〔3〕-48頁）、平成21年報告の9か月も前に貞観津波を考慮した試算を行ったりしていた（同(キ)〔3〕-47頁）といった事情があったとしても、これらはもっぱら被告東電の内部事情であり、被告国の予見可能性を基礎付ける事情とはいえない。加えて、治水勉強会は、その結論をとりまとめた平成19年4月の段階で、外部治水対策についての検討を耐震バックチェックの手續に委ねたものであるから（前記第2，1(5)エ〔3〕-14頁）、その後一定期間、被告東電のバックチェック報告に委ねる形で外部治水に係るリスク評価を実施していたことは、規制行政の一貫性を維持する観点からはやむを得ないというべきである。そうすると、耐震バックチェックの過程でなされた平成21年報告までの間、被告国において、敷地レベルを超える津波の到来を予見すべき具体的事情があったとは認め難い。

よって、原告らの上記①の予備的主張は採用の限りでない。

第4 争点3（本件事故の予見可能性）についての結論

以上の次第で、被告国は、平成21年9月の時点で、福島第一原発の敷地高であるO. P. +10mを超える津波の到来という自然現象の発生によって、電源設備が被水して全電源喪失という事態に至り、冷却機能が機能不全に陥って原子炉施設の閉じ込める機能が喪失して放射性物質が外部に放出されるという事態

に至ることを予見することが可能であったものである。

第4節 争点4（本件事故の結果回避可能性）について

第1 当裁判所の判断の結論

本件事故は、敷地高を超える津波が福島第一原発の建屋敷地に押し寄せ、建屋
5 地下にある電源設備を機能喪失させて全交流電源喪失ないし全電源喪失の状況
に陥らせ、原子炉の冷却機能を喪失させたことにより発生したものである。した
がって、本件津波が到来しても電源設備の機能が喪失しないための措置が実施さ
れていれば、本件事故の結果を回避することができたというべきである。そして、
原告らは、結果回避措置として、概要、④防潮堤の設置、⑤主要設備の被水・浸
10 水防止措置（水密化）、⑥電源設備の移設を主張する（前記第3章第2節第4、1
(2) [①－113頁]）。

当裁判所は、①前記第4節で認定判示した予見可能性の内容に照らせば、当時、
④防潮堤の設置及び⑤主要設備の被水・浸水防止措置は、これらを採用すること
が可能な状況にあったとはいえないが、⑥電源設備の移設（とりわけ直流電源設
15 備の移設）は、これを採用することが可能であり、②電源設備（とりわけ直流電
源設備）の移設が行われていれば、本件事故は回避可能であったと判断するもの
である。

すなわち、電源設備の移設という結果回避措置をとった場合には、1号機との
関係では、非常用電源を用いて1号機原子炉の水位確認・炉圧管理を行いつつ非
20 常用冷却設備による冷却を継続することにより、少なくとも、1号機の水素爆発
は回避でき、そうであれば、実際には1号機の水素爆発の時点までに代替注水手
段の確保及び電源復旧のための作業が実施されていた3号機においても、これら
作業が相当に早まり、非常用電源を用いて3号機原子炉の水位確認・炉圧管理を
行いつつ代替注水を開始することにより、少なくとも、3号機の水素爆発は回避
25 でき、そうであれば、実際には3号機の水素爆発の時点までに代替注水ラインが
完成していた2号機においても、非常用電源により2号機原子炉の水位確認・炉

圧管理を行いつつ代替注水を実施することにより、同号機の炉心損傷を最小限に抑えることができ、その結果、本件事故のような大量の放射性物質の外部放出という事態を回避することができたと認められる。

ところで、本件津波が到来しても電源設備の機能が喪失しないための措置（結果回避措置）は、一つに限られるものではないところ、結果回避措置としていずれを採用すべきであったか、あるいは、結果回避措置としていずれを採用することが可能であったかという点については、予見可能性の具体的内容如何によって帰結を異にする。したがって、結果回避可能性の判断に当たっては、①一定の予見可能性を前提に、その内容からすればいかなる結果回避措置をとることができたかという点がまず問題となり、次に、②その結果回避措置をとることによって、現に結果を回避することが可能であったかが問題となる。

そこで、以下、上記①、②の順に、当裁判所の判断の理由について詳述する。

第2 当裁判所の判断の理由

1 いかなる結果回避措置をとることができたかについて

(1) 総論

前記判示のとおり、平成21年報告は、被告国にとってみれば、従前福島第一原発の敷地高が想定津波に対して事実上有していた裕度を実質的に喪失させるものであった（前記第3節第2，2(4)ア(ウ) [③－20頁]）。そして、平成21年報告の時点で、中央防災会議報告が留意事項として明記していた貞観地震ほかの地震や、長期評価が発生の可能性を指摘していた三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域において発生する地震を考慮に入れて、なおかつ福島第一原発の敷地高を超える津波が到来する可能性が存在しないか、存在してもこれが社会通念上容認される程度に低いものであったことを示す知見は存在していなかった（同イ [③－20頁]）。したがって、この時点で被告国に認められる予見可能性の内容は、貞観地震に基づき想定される津波が従前福島第一原発の敷地高が想定津波に対して事実上有していた裕度を実質的に喪失させる

ものであったことを前提に、その他の津波を想定した場合には、福島第一原発の敷地高を超える結果となり得ることを予見することができたというものであったと認められる。

他方、平成21年報告は、貞観津波に関する知見を基としたものであって、
5 その他の津波の影響について定量的に評価したものではなかった。また、明治三陸地震に関する知見を基とした平成20年東電試算の結果は、平成21年報告の時点では、被告国に伝えられていなかった。

さらに、明治三陸地震の波源モデルを福島県沖に移動させて試算した場合に
10 得られたであろう結果は、長期評価の公表時点を基準としてみると、リスクを過大評価する可能性のみならず、過小評価する危険をも内包するものであった
(前記第3節第3, 3(1)イ(ウ) [③-52頁]) が、平成21年報告の時点においても、明治三陸地震に限られた領域や特殊な条件が揃った場合のみ発生するとの考え方(平成8年谷岡・佐竹論文)に対する有力な反対説があったとは証拠
15 上認められないから、同時点においても、明治三陸地震の波源モデルを福島県沖に移動させて試算した場合に得られたであろう結果は、リスクの過大評価と過小評価の危険をいずれも内包したものであった。したがって、平成20年東電試算の結果は、長期評価が発生の可能性を指摘していた三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域において発生する地震による津波リスクの定量分析としては、いまだ未成熟なものであった。

20 そして、当裁判所が予見可能性を認める平成21年9月以降、本件事故の発生までの間に、長期評価が発生の可能性を指摘していた三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域において発生する地震による津波リスクを定量的に分析した科学的知見は存在していなかった。

25 以上によれば、当裁判所が認める予見可能性の内容に照らし、平成21年9月及びそれ以降の時点で採り得る結果回避措置は、津波が敷地高を超えた場合の浸水高に関するリスクの定量的評価を前提としないもの、すなわち、津波が

敷地高を超えること自体は想定できるにしても、その敷地高超過の程度（浸水高）や、敷地高を超えて流入する海水の量等について、定量的な分析がなされていないなくても実現可能なものに限られるというべきである。

(2) 各論

5 ア 防潮堤の建設について

防潮堤を建設するに当たっては、まずもって、一定の規模の津波の到来を念頭に置いた上で、津波の静的な荷重（静水圧）を算出し、これに耐えることができるだけの構造設計を実施する必要がある（今村文彦の意見〈前記第4章第4節第4，2(6)イ(ウ)b〉[②-236頁]参照）ところ、このような荷重の算出のためには、到来する津波の規模を定量的に分析し、その敷地高超過の程度（浸水高）や、敷地高を超えて流入する海水の量等の定量的な数値を基に静水圧を算出する必要があると考えられる。

そうすると、防潮堤の建設という結果回避措置は、津波が敷地高を超えた場合の浸水高に関するリスクの定量的評価を前提とするものというべきであるから、平成21年9月当時の予見可能性の内容に照らし、同結果回避措置を平成21年9月ないしそれ以降の時点で採用することができたとは認めることができない。

イ 主要設備の被水・浸水防止措置

主要設備について、水密扉等を設けるなどして被水・浸水防止措置をとるに当たっては、やはり、一定の規模の津波の到来を念頭に置いた上で、想定される浸水深を算出し、その上で、被水・浸水が想定される設備の範囲を明らかにし、最大波圧や継続時間を算出して、これに耐えることができるだけの構造設計を実施する必要がある（今村文彦の意見〈前記第4章第4節第4の2(6)イ(ウ)c〉[②-236頁]参照）ところ、このような浸水深、最大波圧及び継続時間等の算出のためには、到来する津波の規模を定量的に分析し、その敷地高超過の程度（浸水高）や、敷地高を超えて流入する海水の量等の

定量的な数値を基に試算をする必要があると考えられる。

そうすると、主要設備の被水・浸水防止措置という結果回避措置は、津波が敷地高を超えた場合の浸水高に関するリスクの定量的評価を前提とするものというべきであるから、平成21年9月当時の予見可能性の内容に照らし、同結果回避措置を平成21年9月ないしそれ以降の時点で採用することができたとは認めることができない。

ウ 電源設備の移設

(ア) 予見可能性に照らした検討

電源設備を移設するに当たっては、当該設備そのもの及びこれを格納する建屋の耐震安全性の確保、送電機能の安定化のための各種調整、常用電源との切り替え装置の設置といった過程を踏む必要がある（岡本孝司の意見〈前記第4章第4節第5の1(2)イ〉〔②－244頁〕参照）ところ、このような過程を踏むために、到来する津波の規模を定量的に評価する必要性は認められない。電源設備をどこに移設するかという場所的検討に当たり、津波の波高を定量的に評価する必要性があるとも考えられるが、建物や設備の安定性の観点からすれば、電源設備の移設場所は、相当程度の高さにある安定した地盤上が望ましく（筒井哲郎らの意見〈同4(2)イ(イ)〉〔②－252頁〕参照）、そうであれば、福島第一原発の敷地においては、O. P. + 10 mを超える地盤は35 m盤しかない（資料5（第6分冊）参照。なお、同資料では海拔30 m以上の部分を緑色で表示しているが、原告ら主張の35 m盤とは、同緑色部分を指すと認められ、本判決でいう35 m盤もこれを指す。）のであるから、移設場所の検討に当たり、津波の波高を定量的に評価する必要性はない。

そうすると、電源設備の移設という結果回避措置は、津波が敷地高を超えた場合の浸水高に関するリスクの定量的評価を前提とするものではないから、平成21年9月当時の予見可能性の内容に照らし、同結果回避措

置を平成21年9月ないしそれ以降の時点で採用することは、理論的には可能であったと認められる。

(イ) 機能面・技術面からの検討

a 非常用電源設備全体の移設について

5 電源設備を35m盤に移設するに当たっては、前記(ア)で判示した過程を踏む必要があるところ、本件全証拠によっても、これらが技術的に不可能であるとうかがわせるような証拠は見当たらない。前記岡本孝司の意見によれば、電源設備を移設した場合、配線の構成が複雑になり、給電先との位置関係・距離関係に照らして、その運用面での信頼性が低下するとされるが、前記筒井哲郎らの意見によれば、一般の石油プラントなどにおいても、配線の構成が複雑であったり、給電先と場所的に隔離している場合があるが、運用上の問題は特に生じていないというのであるから、前記岡本孝司の意見は当裁判所の判断を左右しない。

よって、非常用電源設備全体を移設するに当たって、機能面・技術面
15 における支障は認められない。

b 非常用電源設備の一部の移設について

前記のとおり、当裁判所は、機能的・技術的にみて、非常用電源設備全体の移設が困難な事情は認められないと考えるものである。

もつとも、非常用電源設備のうち、とりわけ非常用D/G（非常用ディーゼル発電機）の移設は、物的規模が相当大きく、費用面や移設にかかる期間の面で、予見される危険を回避するには必ずしも的確でないと判断されることもあり得たと考えられる。

しかし、このような場合であっても、予見される危険を放置することはできないのであるから、安全対策の責任主体である電気事業者及びそれを規制する被告国としては、費用面や期間面で合理的な手法である部分的な電源設備の移設を検討することが可能であったというべきであ
25

る。

原告らは、電源設備の移設に関する予備的主張として、空冷式非常用 D/G（空冷式非常用ディーゼル発電機）の移設及び直流電源設備の 3 5 m 盤への移設を掲げるところ、これらの措置が技術的に不可能である
 5 とうかがわせるような証拠も見当たらない。なお、3 号機においては、非常用 D/G のほか、常用・非常用の P/C（パワーセンター）、M/C（高圧配電盤）がタービン建屋地下 1 階に配置されているのに対し、直流電源設備（1 2 5 V 主母線盤 2 系統）はタービン建屋中地下階に分離設置されている（前記第 4 章第 1 節第 1，2(4)エ(ウ) a [②-18 頁]，資料 1 4 及び同 1 7（第 6 分冊）参照）のであるから、直流電源設備のみ
 10 をその他の電源設備と場所的に離隔させることは技術的に困難でなかったと認められる。

エ 小括

以上の次第で、当裁判所が認める予見可能性の内容に照らし、平成 2 1 年
 15 9 月及びそれ以降の時点で採り得る結果回避措置は、津波が敷地高を超えた場合の浸水高に関するリスクの定量的評価を前提としない電源設備の全部又は一部の 3 5 m 盤への移設のみであった。

2 電源設備の移設により、本件事故を回避することができたか否かについて

以下では、電源設備の移設により、本件事故を回避することができたか否かについて、電源設備全部の移設という結果回避措置をとった場合（後記(1)）、空冷式非常用 D/G と配電盤の移設という結果回避措置をとった場合（後記(2)）、直流電源設備のみの移設という結果回避措置をとった場合（後記(3)）に分けて検討する。また、以下、本項においては、特段の明示をしない限り、判示する日付は「平成 2 3 年 3 月」を指す。

(1) 電源設備全部の移設という結果回避措置をとった場合

ア 現象面からの検討

(ア) 1号機関係

非常用電源設備が35m盤上に移設され、福島第一原発の各号機に給電可能な状況になっていれば、本件津波によっても、全電源喪失という事態に陥ることはなかった。

5 そして、非常用電源設備が稼働していれば、1号機においては、非常用D/Gから供給される交流電源及びこれを変換した直流電源により、IC（非常用復水器）の隔離弁を操作・開閉してこれを起動することができ（前記第4章第1節第1，2(5)ウ(イ) [②-20頁]），これにより、原子炉に継続注水することが可能であったと認められる（同(3)イ(ア) b [②-7頁]）。

10 そして、ICの稼働状況は、非常用電源設備から給電される直流電源等により、中央制御室に設置された主要計装機器を参照することで確認することが可能であったと認められる（同(5)ア [②-19頁]）。ICが起動してその稼働状況を確認することが可能な状況にあれば、1号機については、当面、原子炉の水位及び炉圧を確認しながらICによる注水を継続することが
15 できる状況であったし、本件では結局使用されなかったICのB系統を稼働させて注水量を増加させることもできた。さらに、原子炉内が高圧となった場合には、一時的にHPCI（高圧注水系）を稼働させて（HPCIの起動には直流電源を要するが、稼働自体には電力を要しない。），一時的に注水量を増加させることも可能であったと認められる（なお、1号機
20 のHPCIは、原子炉建屋の地下1階にあって本件津波によって水没したが、同様に、原子炉建屋地下1階にあるHPCIが水没した3号機においては、本件津波到来後に、生き残った直流電源系を駆動源として起動している（前記第4章第2節第2，4(3) [②-113頁]）ことからすれば、1号機においても、移設後の非常用電源設備とHPCIとの配線が構築されて
25 いれば、本件津波後においても給電可能であったと認められる。）。
 そして、1号機において、水位及び炉圧を確認しながらの注水継続が実

現できていれば、炉圧の異常上昇も生じず、ベントを実施する必要もなかったと認めることができるし、炉心損傷も、生じなかったか、生じたとしても最小限に抑えられ、少なくとも、水素爆発を誘発するほどの水素が発生することではなく、1号機の水素爆発は回避できたと認められる。

5 1号機の水素爆発が発生しなければ、それまでに行われていた電源復旧及び代替注水の準備（ICやHPCIは、非常時の一時的な注水手段であり、仮にこれらが正常に起動していたとしても、発電所対策本部としては、電源復旧と併せて代替注水手段の検討を行っていたと推認される。）が、やり直しを余儀なくされること（同3の(19) [②-111頁])もなく、その時点
10 でHPCIにより冷却されていた3号機（同5の(3) [②-120頁])及びRCIC（原子炉隔離時冷却系）により冷却されていた2号機（同5の(4) [②-120頁])の電源復旧及び代替注水に向けた準備に注力できたと認められる。

(イ) 3号機関係

15 3号機においては、1号機の水素爆発の5時間後に原子炉水位計の直流電源が枯渇し、原子炉水位の監視ができなくなったが、移設された非常用電源設備が機能していれば、交流電源から変換した直流電源を用いて、上記の時点を超えて原子炉水位の監視をすることもできた。また、そもそも、1号機において、炉圧及び水位を確認しながらIC（非常用復水器）等による継続注水が可能となっていれば、3号機の代替注水手段の確保及び電
20 源の復旧作業も相当に早まったものと認められ、さらに、1号機の水素爆発が回避できた結果として、電源復旧作業も相当に進んでいたと認められるから、非常用直流電源枯渇前に、代替注水が開始され、復旧電源により各種パラメータを確認できる状況になっていた高度の蓋然性がある。仮に
25 代替注水が開始されていなくても、原子炉水位が確認できている状況であれば、当直運転員が、HPCI（高圧注水系）の作動状況について過度の

懸念を抱くこともなく（同 4(5) [②－114 頁]）、代替注水ラインの構築状況を見据えながら、適時適切な時期まで H P C I を運用することが可能であったと認められる。さらに、非常用電源設備が機能していれば、仮に H P C I を停止させたとしても、S R 弁（逃し安全弁）を開いて炉圧を調整し、D / D F P（ディーゼルエンジン駆動の消火系ポンプ）による注水を行うことが可能であったと認められる（同 4(6) [②－115 頁]）。このように、H P C I、D / D F P ないし復旧後の代替注水による冷却が継続していれば、炉心損傷は発生しなかったか、発生したとしても最小限に抑えられ、少なくとも水素爆発を誘発するほどの水素が発生することはなく、3 号機の水素爆発は回避できたと認められる。

(ウ) 2 号機関係

3 号機の水素爆発が回避できれば、その時点で、2 号機の代替注水ラインは完成していた（同 5(9) [②－122 頁]）から、3 号機への注水状況をにらみつつ、2 号機の R C I C（原子炉隔離時冷却系）の機能が低下した際には、2 号機への代替注水ラインを用いた注水を実施することが可能であったと認められる。また、そもそも、2 号機は、全電源喪失により各種計装機器の確認ができない状況であったところ、移設された非常用電源設備が機能していれば、これら計装機器の確認が可能であり、そうであれば、R C I C の水源について、各種圧力値を見ながら復水貯蔵タンクと S / C（圧力抑制室）とを切り替えるなどして、注水機能を維持することが可能であったと認められる。このように、注水機能が維持され、また、代替注水ラインによる注水が可能であれば、炉心損傷は発生しなかったか、発生したとしても最小限に抑えることができた。

(エ) 小括

以上によれば、とり得る結果回避措置である電源設備の高所移設を実施していれば、1 ～ 3 号機で発生した炉心損傷は、発生しなかったか、発生

したとしても最小限に抑えることができたから、本件事故を回避することが可能であったと認められる。

イ 手続面からの検討

電源設備の移設を行おうとする場合、平成21年当時の運用に照らせば、
5 原子炉設置許可変更許可申請を提出し、安全審査を受ける必要がある（岡本孝司の意見〈前記第4章第4節第5，1(2)イ〉〔**②**－244頁〕参照）。これには相応の時間がかかる可能性がある。

しかし、本件で認められる予見可能性は、貞観地震に基づき想定される津波が従前福島第一原発の敷地高が想定津波に対して事実上有していた裕度
10 を実質的に喪失させるという内容の平成21年報告を受け、その他の津波を想定した場合には、福島第一原発の敷地高を超える結果となり得ることを定性的に予見することができ（前記第3節第2，2(4)イ〔**③**－20頁〕），かつ，そのような事態になった場合には，安全対策の根幹をなす非常用電源設備が機能喪失することを予見することができた（同〔**③**－20頁〕）というもので
15 あって，想定津波の波高や到来の確度について定量化することができない状況であったことを考慮に入れても，福島第一原発の安全対策を根本的に覆しかねない極めて重大な内容であった。かつ，想定津波の波高を定量化することができない状況下においては，リスクの定量分析を必要とする防潮壁の設置や主要機器の水密化等の措置はとり得る状況になく，とり得る結果回避措置
20 置は，電源設備の移設よりほかにあり得ない状況であった（前記第2，1(2)エ〔**③**－63頁〕）。このように，本件で認められる予見可能性の内容及びそれに基づけば採用可能と考えられる結果回避措置の内容に照らせば，予見される結果が極めて重大であるのに対し，これを回避できる措置は極めて限定的であるという意味において，被告東電及び被告国の置かれた状況は，時間的な面においても手段の面においても大変に切迫していた。このような状況下
25 において，仮に，電源設備の移設に関して行政上の申請・審査手続が必要と

された場合であっても、被告国としては、直ちにこれら行政上の手続に着手すべきであったというべきであって、これら手続に年単位の時間がかかるとは到底考えにくいところ、電源設備の移設のみならず、水密化・防潮堤の設置も含めて1年で完了するという筒井哲郎らの意見（前記第4章第4節第5，
5 4(2) [②-251 頁]）のほか、同節第5でみた工学者の意見を総合すれば、電源設備の移設は、手続も含め、遅くとも平成22年末までには実現が可能な措置であったと認めることができ、これを左右するに足る証拠は見当たらない。

ウ まとめ

10 以上の次第で、電源設備全部の移設という結果回避措置をとった場合、遅くとも、本件津波発生の前である平成22年末までには、移設を実現することができ、そうであれば、本件事故を回避することが可能であったと認められる。

(2) 空冷式非常用D／Gと配電盤の移設という結果回避措置をとった場合

15 原告らは、共用プール建屋に設置されていた空冷式非常用D／G（空冷式非常用ディーゼル発電機）と非常用配電盤を35m盤上に移設していれば、各プラントで電源を融通し合うなどすることにより、炉心損傷を回避することができたと主張する。

20 原告らが主張する非常用配電盤とは、M／C（高圧配電盤）、P／C（パワーセンター）及びMCC（モーターコントロールセンター）を包括して指すものと解されるところ、これらが空冷式非常用D／Gと共に高台に移設されていれば、前記1で判示したところと同様、各プラントに交流電源及び変換された直流電源を供給することができたのであるから、結果回避可能性に関する現象面からみた帰結は、前記1に判示するところと同様である。

25 また、手続面に関してみると、本件で認められる予見可能性の内容及びそれに基づけば採用可能と考えられる結果回避措置の内容に照らせば、予見される

結果が極めて重大であるのに、これを回避できる措置は極めて限定的であるという切迫した状況下において、空冷式非常用D／G及び非常用配電盤の移設に年単位の時間がかかると考えにくいのは前記1に判示するところと同様であるから、これら移設の措置も、遅くとも平成22年末までには実現が可能であったと認められる。

以上の次第で、空冷式非常用D／Gと非常用配電盤の移設という結果回避措置をとった場合であっても、遅くとも、本件津波発生の前である平成22年末までには、移設を実現することができ、そうであれば、本件事故を回避することが可能であったと認められる。

(3) 直流電源設備のみの移設という結果回避措置をとった場合

ア 現象面からの検討

直流電源設備が35m盤上に移設され、福島第一原発の各号機に給電可能な状況になっていれば、本件津波の到来から少なくとも8時間、電源の消耗を抑える工夫を施せば丸1日程度にわたって、直流電源を駆動源とする設備を利用することが可能であったと認められる。というのは、本件事故前のSBO（全交流電源喪失）耐久能力すなわち直流電源の稼働可能時間は8時間以上であるとされており（前記第4章第1節第14，2〔②－65頁〕），直流電源が生き残った3号機においては、本件津波到来から丸1日以上が経過した12日20時36分に至って原子炉水位計の直流電源が枯渇している（前記第4章第2節第2，4(5)〔②－114頁〕）からである。そして、直流電源を駆動源とする設備を利用することが可能であれば、主要計装機器，IC（非常用復水器）の隔離弁の一部（直流駆動のIC隔離弁）の遠隔操作，RCIC（原子炉隔離時冷却系）及びHPCI（高圧注水系）の起動，FP（消火系ライン）系からの注水の際の弁の遠隔操作並びにSR弁（逃し安全弁）の励磁（前記第4章第1節第1，2(5)〔②－19頁〕）を行うことができたものと認められる。

(ア) 1号機関係

a D／DFPによる早期継続注水が可能であったこと

直流電源が供給可能で、主要計装機器のパラメータの読み取りが可能であれば、1号機において、原子炉水位及び原子炉圧力を的確に把握することができた。そして、IC（非常用復水器）は、本件事故直後、フェールセーフ機能によりその機能を実質的に喪失していたが、原子炉水位を的確に把握することができる状況であれば、運転員は、ICの実質的機能喪失を経時的に確認することができたし、少なくとも、ICの隔離弁を閉操作と開操作を繰り返す（前記第4章第2節第2，3(4) [②－106 頁]，同(6) [②－107 頁]）といった試行錯誤をする必要はなかった。

ICの実質的機能喪失を経時的に確認することができていれば、11日17時30分頃にはD／DFP（ディーゼルエンジン駆動の消火系ポンプ）の起動確認が済んでいた（同(2) [②－105 頁]）のであるから、これと並行してFP（消火系ライン）注水系の注水ライン確立に注力することができた。直流電源が供給可能であれば、FP注水系の注水ライン確立のための弁操作は中央制御盤上で行うことができたから、D／DFPの起動確認後間もない時点において、FP注水系からの注水が可能であり、少なくとも、FP注水系の注水ライン確立が11日20時50分までかかることはなかった。直流電源が供給可能であれば、主要計装機器により原子炉圧力を把握することができたから、D／DFPの起動確認（11日17時30分頃）後間もない時点でFP注水系の注水が可能となっていれば、その時点での原子炉圧力を確認の上、これがD／DFPの吐出圧力を下回っていれば、この時点でD／DFPによる継続注水を実施することができた。もしも原子炉圧力がD／DFPの吐出圧力を上回っていたとしても、直流電源が供給可能であれば、SR弁（逃し安全弁）を励磁して原子炉内を減圧することができたから、同減圧を施した

上で、D／DFPによる継続注水が可能であったと認められる。なお、D／DFPによる注水の水源はろ過水タンクであり、原子炉建屋から相当離れた場所にあるため水源としては不安定であるが（資料1（第6分冊）参照）、直流電源の供給により原子炉水位の把握が可能であれば、D／DFPによる注水の実施状況を確認することができた。

b HPCIによる注水が可能であったこと

直流電源が供給可能であれば、HPCI（高圧注水系）を起動させることができた（なお、1号機のHPCIは本件津波により水没したものであるが、移設後の直流電源設備とHPCIとの配線が構築されていれば、本件津波後においてもHPCIへの給電が可能であったと認められることについては、前記(1)ア(7)〔**③**－64頁〕のとおりである。）。HPCIは、起動しさえすれば、その稼働自体には電力を要しないところ、現にHPCIを起動させた3号機においては、起動後14時間以上にわたって、一応注水はできていたのであるから、1号機においても、D／DFP（ディーゼルエンジン駆動の消火系ポンプ）による注水が奏功しなくなったとしても、その後14時間程度は、HPCIによる継続注水が可能であったと認められる。

c 消防車による注水をD／DFP又はHPCIと並行して又はこれに引き続いて行うことができたこと

本件事故では、12日午前3時頃には、FP（消火系ライン）注水系への送水口が発見され、同日午前4時頃には、唯一稼働可能であった消防車1台を同送水口に接続しての淡水注水が開始された（前記第4章第2節第2、3(12)〔**②**－109頁〕）。前記bのとおり、仮にD／DFPによる注水が水源の不穩により奏功しなかったとしても、HPCI（高圧注水系）による注水が14時間程度は可能だったのであるから、同注水作業中に、消防車による淡水注水を開始することが可能であったと認めら

れる。その後、12日午前6時ないし7時頃には、自衛隊の消防車2台も併せて3台の消防車による注水が実施され、その水源が枯渇する前の12日15時30分頃には、消防車3台直列による海水注水ラインが確立していたものであるから、直流電源が供給可能であれば、D／DFPによる注水、HPCIによる注水及び消防車による淡水注水を、並列的又は断続的に実施することが可能であったと認められる。

d 小括

以上の次第で、直流電源が供給可能であれば、D／DFPによるFP注水系からの注水が早期に実施可能だったのであり、D／DFPによる注水が不奏功であったとしても、引き続きHPCIによる注水が可能だったのであり、HPCIの稼働中には、消防車による淡水注入が実施可能であったところ、これら各手段による注水が断続的に実施されていれば、炉圧の異常上昇も生じず、ベントを実施する必要もなかったと認めることができるし、炉心損傷も、生じなかったか、生じたとしても最小限に抑えられ、少なくとも、水素爆発を誘発するほどの水素が発生することはなく、1号機の水素爆発は回避できたと認められる。

なお、IC（非常用復水器）A系は、本件事故においては実質的に機能を喪失していたものであるが、その原因は、直流電源の喪失により、IC配管の破断の検出信号が発信されて4個の隔離弁が自動的に閉動作するというフェールセーフ機能が働いたという点にある（前記第4章第1節第1の2(5)ウ(イ) [②－20頁]）。移設された直流電源設備からの給電が継続的に実施されていれば、上記検出信号は発信されず、フェールセーフ機能も働かずにIC隔離弁が閉動作しなかった可能性があるところ、そうであれば、ICによる注水も実施可能だったものであり、1号機における水素爆発の回避可能性は更に高まったと考えられる。

(イ) 3号機関係

3号機においては、本件津波によっても直流電源設備が残存していたのであるから、直流電源設備を移設していたとしても、本件津波以降の事実経過は、実際に生じた事実経過と基本的に異ならないものと考えられる。

しかし、前記(ア)のとおり、1号機において、炉圧及び水位を確認しながらH P C I（高圧注水系）等による継続注水が可能となっていれば、前記(1)ア(イ)〔**③**—65 頁〕で検討したところと同様、3号機の代替注水手段の確保及び電源の復旧作業も相当に早まったものと認められ、さらに、1号機の水素爆発が回避できた結果として、電源復旧作業も相当に進んでいたと認められるから、3号機について、非常用直流電源枯渇前に、代替注水が開始され、復旧電源により各種パラメータを確認できる状況になっていた高度の蓋然性がある。仮に代替注水が開始されていなくても、復旧電源により原子炉水位が確認できている状況であれば、当直運転員が、H P C Iの作動状況について過度の懸念を抱くこともなく（前記第4章第2節第2、4(5)〔**②**—114 頁〕）、代替注水ラインの構築状況を見据えながら、適時適切な時期までH P C Iを運用することが可能であったと認められる。さらに、電源が復旧していれば、仮にH P C Iを停止させたとしても、S R 弁（逃し安全弁）を開いて炉圧を調整し、D／D F P（ディーゼルエンジン駆動の消火系ポンプ）による注水を行うことが可能であったと認められる（同4(6)〔**②**—115 頁〕）。このように、H P C I、D／D F Pないし復旧後の代替注水による冷却が継続していれば、炉心損傷は発生しなかったか、発生したとしても最小限に抑えられ、少なくとも水素爆発を誘発するほどの水素が発生することはないと、3号機の水素爆発は回避できたと認められる。

(ウ) 2号機関係

3号機の水素爆発が回避できれば、その時点で、2号機の代替注水ラインは完成していた（同5(9)〔**②**—122 頁〕）から、前記(1)ア(ウ)〔**③**—66 頁〕

で検討したところと同様、3号機への注水状況をにらみつつ、2号機のR C I C（原子炉隔離時冷却系）の機能が低下した際には、2号機への代替注水ラインを用いた注水を実施することが可能であったと認められる。また、そもそも、2号機は、全電源喪失により各種計装機器の確認ができない状況であったところ、移設された直流電源設備が機能していれば、これら計装機器の確認が可能であり、そうであれば、R C I Cの水源について、各種圧力値をみながら復水貯蔵タンクとS/C（圧力抑制室）とを切り替えるなどして、注水機能を維持することが可能であったと認められる。このように、注水機能が維持され、また、代替注水ラインによる注水が可能であれば、炉心損傷は発生しなかったか、発生したとしても最小限に抑えることができた。

(エ) 小括

以上によれば、とり得る結果回避措置である直流電源設備の高所移設を実施していれば、1～3号機で発生した炉心損傷は、発生しなかったか、発生したとしても最小限に抑えることができたから、本件事故を回避することが可能であったと認められる。

イ 手続面からの検討

本件で認められる予見可能性の内容及びそれに基づけば採用可能と考えられる結果回避措置の内容に照らせば、予見される結果が極めて重大であるのに、これを回避できる措置は極めて限定的であるという、時間的な面においても手段の面においても切迫した状況下において、直流電源設備の移設に年単位の時間がかかると考えにくいのは前記1に判示するところと同様であるから、これら移設の措置も、遅くとも平成22年末までには実現が可能であったと認められる。

ウ まとめ

以上の次第で、直流電源設備のみの移設という結果回避措置をとった場合、

遅くとも、本件津波発生の前である平成22年末までには、移設を実現することができ、そうであれば、本件事故を回避することが可能であったと認められる。

3 結果回避可能性に関する判断のまとめ

5 以上判示したところをまとめると、以下のとおりとなる。

すなわち、当裁判所が認める予見可能性の内容に照らし、平成21年9月及びそれ以降の時点で採り得る結果回避措置は、津波が敷地高を超えた場合の浸水高に関するリスクの定量的評価を前提としない電源設備の全部又は一部の35m盤への移設のみであった。そして、電源設備全部の35m盤への移設という結果回避措置をとった場合、遅くとも、本件津波発生の前である平成22年末までには、移設を実現することができ、そうであれば、本件事故を回避することが可能であった。また、電源設備全部の移設ではなく、空冷式非常用D/G（空冷式非常用ディーゼル発電機）と非常用配電盤の移設という結果回避措置をとった場合であつても、直流電源設備のみの移設という結果回避措置をとった場合であつても、やはり、遅くとも、本件津波発生の前である平成22年末までには、移設を実現することができ、そうであれば、本件事故を回避することが可能であった。

第3 当事者の主張に対する補足説明

1 いかなる結果回避措置をとることができたかについて

(1) 原告らの主張に対する補足説明

20 原告らは、予見可能性の内容として、長期評価の見解を踏まえて明治三陸地震の波源モデルを福島県沖に移動して津波リスクを評価すれば、平成20年東電試算と同様の試算結果が得られたはずであるから、平成20年東電試算と同様の津波の到来、すなわち、福島第一原発の敷地南側でO. P. +15.707mの津波が到来することを予見することができたということを前提に、この結果に一定の裕度を設けて津波リスクを定量化し、これに基づいて浸水高や波圧等を算出すれば、本件事故後に各地の原子力発電所で実施された防潮堤の設

置や主要設備の被水・浸水防止措置（水密化）などの措置をとることができたと主張する（前記第3章第2節第4，1(2)ア [①－113 頁]）。また，筒井哲郎及び後藤政志は，平成20年東電試算の結果に更に1割程度の裕度を設けてO. P. + 17.5 mの津波高を想定し，敷地東側の海側全面に高さ7.5 mの防潮堤を築くのが相当といえ，水圧については想定される最大値に安全率を3～4倍取って設計条件とするのが通常であると述べる（前記第4章第4節第5，4(2) [②－251 頁]，同(2)ク [②－255 頁]）。

しかし，平成21年報告の時点においても，長期評価の見解を踏まえて明治三陸地震の波源モデルを福島県沖に移動させて試算した場合に得られたであろう結果は，リスクの過大評価と過小評価の危険をいずれも内包したものであり，仮に，平成20年東電試算と同様に，福島第一原発の敷地南側に到来する津波の波高がO. P. + 15.707 mであるとの試算結果が得られたとしても，それにどの程度の裕度を設けるべきか，敷地東側や北側では南側と同一の裕度を設ければ足りるのか，別の方角から到来する津波を想定する必要があるのか否かといった点の検討をする材料が揃っているとはいえない状況であった。

また，被告国は，安全対策上考慮すべき地震・津波として，過去の記録のある既往地震・津波のみならず，過去の記録がないが現在の知見に照らせば想定すべき地震・津波をも考慮すべきとの基本姿勢を一貫してとってきたものであるが，津波のリスク評価において安全裕度をとるという考え方は，過去の記録のある既往地震・津波に基づくリスク評価のみでは避けることのできない不確定性をカバーするために用いられてきた概念であって（首藤伸夫の意見〈前記第4章第4節第4，2(7)イ(イ)〉 [②－238 頁] 参照），過去の記録がないが現在の知見に照らせば想定すべき地震・津波をも考慮して得られたリスク評価の結果に，更に安全裕度を設けるという考え方は，平成21年報告及びその後の時点では，一般的であったとはいえない難いと考えられる。

本件津波を現に経験した現在となってみれば、長期評価の見解を踏まえて明治三陸地震の波源モデルを福島県沖に移動させて試算した場合に得られたであろう結果に、更に1割の安全裕度を設け、敷地東側の海側全面に同一高さの防潮堤を築き、得られる水圧の最大値に更に3～4倍の安全率を設けて水密化の措置をとることは、合理的であったと容易に認めることができる。しかし、このことは、本件津波を現に経験したからこそ導かれる結論であり、本件津波のデータが存在しなかった平成21年報告の当時においては、上記予見可能性の内容、すなわち、貞観地震に基づき想定される津波が従前福島第一原発の敷地高が想定津波に対して事実上有していた裕度を実質的に喪失させるものであったことを前提に、その他の津波を想定した場合には、福島第一原発の敷地高を超える結果となり得ること、かつ、そのような事態になった場合には、安全対策の根幹をなす非常用電源設備が機能喪失することを被告国が的確に認識していたとしても、過大評価と過小評価の危険をいずれも内包するリスク評価について、これを直ちにハード面に反映させることには慎重な態度をとらざるを得なかったであろうといえる。

よって、原告らの上記主張は採用の限りでない。

(2) 被告国の主張に対する補足説明

被告国は、ある結果回避措置に結果回避可能性があるというためには、原則として、規制権限の不行使が問題となっている時点で、当該結果回避措置をとることが物理的に可能であっただけでは足りず、当時の確立した科学的・工学的知見によって、当該結果回避措置が問題となっている被害を回避できる措置として支持される、あるいは導かれる状況にあったことが必要となるというべきところ（前記第3章第2節第4、2(1) [①－121頁]）、本件事故以前において敷地高を超える津波を予見することができた場合に想定し得る結果回避措置は、ドライサイトを維持するという当時の設計思想及び理学的・工学的知見に照らして、想定される津波の高さに応じた防潮堤を設置するという措置であ

って（同(3) [①－124 頁]），それ以外の措置は，当時の確立した科学的・工学的知見によって支持される，あるいは導かれる状況にはなかったと主張する。

この点，当裁判所も，津波被害を防止し敷地内への海水流入を阻止するために，防潮堤が有力な措置となることについて異を唱えるものではない。しかし，
5 防潮堤は，その設置に多額の費用がかかることはもとより，その設計のためには荷重の定量的評価が不可欠なのであって，それが不十分なまま防潮堤の築造に踏み切るとは，結果的に経費の無駄遣いを引き起こして他の重要な安全対策がないがしろになったり，他方，結果的に不十分な防潮堤を築造した上，これにより安全対策が十分に実施されその後の対策が不要であるかのような外形が作り出されてしまうことにもなりかねないのであるから，上記のような定量的評価が困難な場合においては，そもそも防潮堤を築造するという選択肢自体が採用できないということになる（前記第2，1(2)ア [③－60 頁] 参照）。
10 このような状況下，安全対策の責任主体である電力事業者及びこれを規制する行政庁としては，当然，防潮堤に代わる予備的措置を検討するのが筋というべきであり，当時の理学的・工学的知見が指し示すところに盲従して予見される危険を放置するということが許されるはずはない。

仮に，当時の理学的・工学的知見に照らして，想定される結果回避措置が防潮堤の設置しかなかったとしても，ここでいう理学的・工学的知見自体，敷地高を超える津波が予見できるということを前提に，早期に実現可能な回避措置
20 を探求するという課題の下に同措置を検討した結果であったとはいえ，具体的な実現性やその場合の費用，期間，切迫性等を考慮することなく，漠然と，抽象的なレベルで，「敷地高を超える津波を防ぐに足りる防潮堤の設置」を提示していたものにすぎないと考えざるを得ず，そのような意味での知見において防潮堤の設置のみが提示されていたからといって，防潮堤の設置以外の措置を考慮しないことが正当化されるとはいえない。そうであれば，防潮堤の設置
25 に代わる予備的措置が，当時の学術論文等において直接紹介・発表されていた

ものでなかったとしても、社会通念に照らして容易に着想可能なものであって、かつ、技術的観点からみてもその実現に特段の支障のないものであれば、その措置は、理学的・工学的見地からみても合理的なものであり、とり得る結果回避措置であったと評価できる。

5 前記(1)のとおり、平成20年東電試算の結果は、長期評価が発生の可能性を指摘していた三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域において発生する地震による津波リスクの定量分析としては、いまだ未成熟なものであり、これを直ちにハード面に反映させることには慎重な態度をとらざるを得なかった
10 のであるから、平成21年報告の時点においては、防潮堤の設置という結果回避措置の実現は困難な状況にあった。そして、重要な精密機器について被水・浸水が予見できる場合に、同精密機器を移設するという措置は、そのこと自体、社会通念に照らして容易に着想できるものというべきである。さらに、電源設備の移設という結果回避措置は、前記第2, 1(2)ウ(i) [3—62頁]のとおり、機能面・技術面からみても実現不可能なものではなかったのであるから、これ
15 らの措置は、とり得る結果回避措置であったと評価できるのであり、被告国の上記主張は、当裁判所の前記判断を左右するものではない。

なお、専門家の意見の中には、当時の原子力工学ないし津波工学の到達点においては、津波対策として想定されていたものは防潮堤の設置が最優先であつて、電源設備の高台設置という措置は、想定されていなかったとするものが複数
20 ある。

しかし、これらのことは、被告国が4省庁報告書等の検討以来、一貫して、安全対策上考慮すべき地震・津波として、過去の記録のある既往地震・津波のみならず、過去の記録がないが現在の知見に照らせば想定すべき地震・津波をも考慮すべきとの基本姿勢をとっており、その前提として、「津波は構造物で
25 十分に防げる。」という考えは人間のおごりであり、構造物によるハード面での津波対策だけでなく、それを上回ってしまった場合に備え避難計画などソフ

ト面での津波対策を統合する必要があるという考え方（前記第4章第4節第4，
 2(7)イ(イ) [②—238 頁]) を取り入れていたという事情に対する認識が，上記
 の専門家においては十分になされていなかったということを示すものである
 といえる。そもそも自然災害に対する安全対策は，100%安全ということは
 ありえず，工学という学問分野は，安全対策に関しては，その要否及び程度を
 定量化するということを目的とする，安全対策策定のための一手段にすぎない
 のであって，それが定量化できないからといって安全対策が直ちに不要となる
 わけではないのであるから，電力事業者及び規制者としては，工学の専門家の
 意見に耳を傾けることはもとより，その内容ととるべき安全対策の基本的考え
 方を照らし合わせ，工学的な結論に未成熟な点があるのであれば，たとえ想定
 される危険が定量化されたものでなくても，その時々事情に応じてとり得る
 安全対策を，一般社会通念に照らして選択・実施することが当然求められるの
 である。しかるに，被告東電及び被告国は，防潮堤が最優先との認識を有して
 いたとしながら，結局具体的な防潮堤の設置を検討していなかったのであるか
 ら，工学分野の専門家が上記のような見解を有していたからといって，それを
 もって，被告東電及び被告国において何らの結果回避措置をとらなかったこと
 を正当化する事情として評価することはできないというべきである。

(3) 被告東電の主張に対する補足説明

被告東電の主張は，前記第3章第2節第4，3 [①—135 頁] のとおりであ
 るところ，これに対する裁判所の補足説明は，被告国の主張に対する補足説明
 （前記(2)）に包摂されるものである。したがって，被告東電の主張を子細に検
 討しても，前記第2，3の結論は何ら左右されない。

2 電源設備の移設により，本件事故を回避することができたか否かについて

(1) 被告国の主張に対する補足説明

ア 現象面について

(ア) 空冷式非常用D/Gの移設について

a プラントへの給電可能性について

被告国は、共用プール建屋内に設置されていた空冷式非常用D／G（空冷式非常用ディーゼル発電機）及び配電盤を移設しても、これら非常用電源設備は原子炉に注水するための設備機器に直接接続されているわけではなく、融通回路を介して注水設備に給電するためには、遮断機を投入するための直流電源が必要であったし、さらに、その接続先ないし融通先の各タービン建屋に設置してある配電盤が正常に動作しない限り、原子炉へ注水することに直結する設備機器を動かすことはできないのであるから、これら空冷式非常用D／G及び配電盤の機能が喪失しなかったとしても、本件事故を回避することはできなかったと主張する。

しかし、原告らが主張し当裁判所がこれを肯認する結果回避措置としての空冷式非常用D／G及び配電盤の移設は、津波浸水による電源設備の機能喪失回避のための措置であって、現に配備されていた共用プール建屋内の空冷式非常用D／G及び配電盤を、配線構造に手を加えることなくそのまま移設するというものではない。津波浸水による電源設備の機能喪失回避を目的とするのであれば、当然、浸水時であっても移設先の空冷式非常用D／Gないし配電盤から各プラントへの給電が維持できるような配線設計がなされるはずであって、当裁判所は、そのような配線設計がなされることも含めて、空冷式非常用D／G及び配電盤の移設が可能であると認定したものである。したがって、現に配備されていた共用プール建屋内の空冷式非常用D／G及び配電盤の配線関係を前提とした被告国の主張は、これを採用することができない。

b 移設後の設備の信頼性ないし現実的利用可能性について

被告国は、①非常用D／Gや配電盤の移設により、新たなケーブルを敷設するなど設備が増加し、それらが本件地震ないし本件津波により損

傷する可能性があり、これに代わるケーブル敷設を本件津波到来後に行うのは困難であったとか、②Sクラスの耐震安全性が要求される非常用D/Gを、比較的崩れやすいO. P. + 3.5m盤上に設置するのは、規制要求を満たす耐震安全性を確保できたか疑問であるなどとして、非常
5 用D/Gないし配電盤を移設したとしても、本件地震及び本件津波が到来した状況下において現実的に利用できたかどうか疑わしいという趣旨の主張をする（前記第3章第2節第4，2(5)イ [①-128頁]）。

しかし、本件地震後に各地の原子力発電所で施された措置の中には、非常用D/Gのバックアップとして大型のガスタービン発電機や受電
10 用変圧器を高台に設置するものがみられる（前記第4章第2節第9，3(3) [②-176頁]）ところ、これらの設置に耐震上の問題があるとは報告されていないのであるから、非常用D/Gを高台に設置することに耐震技術上の重大な問題があるとは証拠上認められない。また、証拠上、本件地震発生から本件津波到来までの間に、耐震Sクラスの配線・配管関
15 係に損傷を生じたという事実を認めることはできないし、本件津波によっても、地中に埋設されるであろう配線ケーブルが被水・損傷することは考えにくく、現に、証拠上、本件津波により地中に埋設されたケーブルが損傷・断線したという事実を認めることはできないから、上記①の指摘は、抽象的な懸念を述べるにとどまるものである。したがって、被
20 告国の上記主張は、いずれも採用することができない。

(イ) 直流電源設備の移設について

a 電源の搬送・接続の困難性について

被告国は、仮に高台に可搬式直流バッテリー等を配備しても、これを短時間のうちに各プラント付近に搬送して監視計器等と接続すること
25 は困難であったと主張する（前記第3章第2節第4，2(5)ウ(ア) [①-129頁]）。

しかし、当裁判所が認定する結果回避措置としての直流電源設備の移設は、単に発電ないし蓄電設備のみを配備することを指すのではなく、当然に、非常時にこれらから各プラントに給電できるような配線を構築しておくことを含むものであるから、被告国の主張はその前提を異にする。

b D／DFPによる注水の可能性について

(a) 被告国は、D／DFP（ディーゼルエンジン駆動の消火系ポンプ）による代替注水が可能となるためには、D／DFPの起動と代替注水ラインの構成の双方が必要となるところ、この代替注水ラインの構成のための弁操作は、通常であれば、中央制御室で行うことができるが、全電源喪失の状態で、監視機器に直流バッテリーをつないだとしても、中央制御室で注水ライン構成のための弁操作ができるというわけではないから、同ライン構成のためには手動で弁を操作する必要がある、そのために相当の時間を要したと考えられると主張する（前記第3章第2節第4，2(5)ウ(i) [①－130頁]）。

しかし、当裁判所が認定する結果回避措置としての直流電源設備の移設は、当然のことながら、SBO（全交流電源喪失）時においても、主要計測機器のみならず、直流電源を駆動源とする各種機器（FP（消火系ライン）系からの注水の際の弁の遠隔操作を含む。前記第2，2(3) [③－69頁]）に給電可能なように配線を構築することをも含むものであるから、被告国の主張はその前提を異にする。

(b) 被告国は、冷却水がまだ十分にある状態でSR弁（逃し安全弁）を開く場合には、原子炉圧力が急速に低下するのに伴い、炉内の冷却水の沸騰温度が低下するため、急激に炉内の冷却水の沸騰が始まり、発生する蒸気がSR弁を通じてS/C（サプレッションチェンバ）に流れ込む結果、原子炉水位が急速に低下して、一気に炉心損傷に至る

おそれがあり、結局、原子炉圧力が低圧注水可能な程度に減圧できずにD／DFPによる低圧注水ができない可能性がある」と主張する（前記第3章第2節第4，2(5)ウ(イ)〔**①**—130頁〕）。

しかし、直流電源が供給されていれば、SR弁の開操作の際に、原子炉内の水位と圧力を参照し、圧力の低下状況及びそれに基づく冷却水の沸騰状況をコントロールしながら操作することが可能なのであり（人為的な減圧を目的とする「逃し弁機能」は、このようなコントロールがなされることを当然の前提とする機能というべきである。前記第4章第1節第1，2(3)ウ(ウ)〔**②**—13頁〕参照），仮に、原子炉内の水位と圧力のパラメータに照らし、減圧に対応する注水が奏功していないと認められるのであれば、速やかにHPCI（高圧注水系）を起動して高圧注水に切り替えればよい（前記第2，2(3)ア(ア) b〔**③**—71頁〕）のであるから、被告国の上記主張は、当裁判所の判断を左右しない。

(c) 被告国は、D／DFPを使用した代替注水は、ろ過水タンクの淡水を水源とするものと解されるところ、実際の事実経過においては、ろ過水タンクから各号機に向かう建屋外の配管には、複数の破断箇所があり、ろ過水タンクにつながる複数の消火栓から水が噴き出していることが確認されていたから、ろ過水タンクを水源とする低圧注水方法が有効であったとは断じ難いと主張する（前記第3章第2節第4，2(5)ウ(イ)〔**①**—130頁〕）。

当裁判所も、D／DFPを用いた注水の水源たるろ過水タンクからの給水の安定性については疑問を差し挟む余地があると考えるが、そうであっても、ろ過水タンクを水源とする注水が奏功していないと認められるのであれば、速やかにHPCIを起動して高圧注水に切り替えればよい（前記第2，2(3)ア(ア) b〔**③**—71頁〕）のであるから、被

告国の上記主張は、当裁判所の判断を左右しない。

(d) 以上の次第で、D／DFPを用いた注水の可能性に関する被告国の主張はいずれも採用できない。

c 消防車による注水の可能性について

(a) 被告国は、吉田所長が臨機の対応として消防車による注水の検討を指示した後、各原子炉建屋への消防車の通路が確保されたのは、平成23年3月11日午後7時から翌12日未明にかけてのことであったから、仮に直流電源が供給できていてIC（非常用復水器）等の稼働状況を確認できていたとしても、速やかに消防車による給水が開始できたとはいえないと主張する（前記第3章第2節第4，2(5)ウ(ウ)〔**①**－131頁〕）。

しかし、当裁判所は、直流電源が供給可能であれば、実際に消防車による注水が開始された12日午前4時頃までの間、D／DFP及びHPCIによる注水を継続実施できていたと認定するものであり、結果回避可能性の判断の前提となる因果経過の検討において、消防車による注水時期を早めているものではないから、被告国の主張は前提を異にする。

(b) 被告国は、本件事故の発生前においては、消防車を用いた海水注水策は、そもそもアクシデントマネジメント策として取り入れられていなかったのであるから、これを本件事故に係る結果回避措置とすること自体が後知恵にすぎないと主張する（前記第3章第2節第4，2(5)ウ(ウ)〔**①**－131頁〕）。しかし、当裁判所は、消防車を用いた海水注入策をもって結果回避措置とするのではなく、結果回避可能性の判断に当たり、それを因果経過の要素に組み入れて検討するにとどまるものであり、現に存在した事実を因果経過の要素に組み入れて検討することに特段の問題はなく、後知恵には当たらないから、被告国の上記

主張は採用することができない。

(c) 被告国は、消防車による注水の効果については、本件事故後の検討により、消防ポンプがはき出した全量が原子炉へ注水されていた可能性が低く、消防車の代替注水による炉心冷却の効果は、現時点においても十分に解明されていないのであるから、全電源喪失後、速やかに消防車による代替注水が実施できたとしても、本件事故の発生を回避することができたとはいえないと主張する（前記第3章第2節第4，2(5)ウ(ウ) [①－131 頁]）。

しかし、本件事故の実際の経過をみれば、1号機については、3月12日19時04分に消防車による海水注入が再開された後、逆洗弁ピットの水量減少や3号機の水素爆発等により、14日午前1時10分頃から同日20時30分まで注水が中断していたにもかかわらず、炉圧や水位に特段の問題を生じていなかったものである。また、3号機においては、同号機水素爆発後の14日16時30分頃に消防車による海水注入が安定的に実施されるようになったが、その後、压力容器圧力及びD/W（ドライウェル）圧力は徐々に低下したものである。このように、1号機及び3号機においては、既に事故が相当程度進行している状況下においても、全体としてみれば、消防車による注水は、その後の炉圧の上昇を確実に食い止めていたと評価できる。

これに対し、2号機においては、14日19時57分頃に、燃料切れを起こしていた消防車に給油がなされて海水注入が再開したが奏功せず、同日21時18分頃以降、立て続けに、压力容器及び格納容器において、閉じ込める機能を大きく損なう損傷が生じたものであるが、上記注水再開以降は、压力容器圧力が消防車の吐出圧力を超える時間帯が増大していた（前記第4章第2節第2の5(18) [②－124 頁]）のであり、消防車による注水が奏功しなかったのはそのためであると

考えられるから、2号機における上記事象をもって消防車による注水の効果を限定的に評価すべきことにはならない。

以上によれば、消防車による注水は、本件事故における実際の事実経過に照らしてみても、その効能を完全に発揮したとはいえないまでも、原子炉の高压化を防止するために重要な効果があったというべきであるから、被告国の主張は採用できない。

d H P C I の起動可能性について

被告国は、H P C I（高压注水系）を起動させるためには、複数の系統の弁や補助油ポンプに直流電源を供給する必要があるところ、H P C I の設置されている原子炉建屋地下1階は、本件津波により浸水しており、1号機の炉心損傷に至る前に、H P C I に直流バッテリーを接続することは困難であったから、起動は困難であったと主張する（前記第3章第2節第4、2(5)ウ(エ) [①－131 頁]）。

しかし、前記第2、2(1)ア(ア) [③－64 頁] で判示したところと同様、原子炉建屋地下1階にあるH P C I が水没した3号機において、本件津波到来後に、生き残った直流電源系を駆動源としてH P C I を起動している（前記第4章第2節第2、4(3) [②－113 頁]）ことからすれば、1号機においても、移設後の直流電源とH P C I との配線が構築されていれば、本件津波後においても給電可能であったと認められるから、被告国の主張は採用の限りでない。

e H P C I の最終ヒートシンク確保の困難性について

被告国は、仮にH P C I 等により注水・減圧できたとしても、最終的には、原子炉停止時冷却系、原子炉補機冷却系及び原子炉補機冷却海水系により崩壊熱を最終ヒートシンク（最終的な熱の逃し先）である海水に移行させる必要があるが、そのための海水ポンプは、本件津波による被水によって機能喪失していたから、この復旧作業を短時間で行うこと

など到底不可能であったと主張する（前記第3章第2節第4，2(5)ウ(エ)〔**①**—131頁〕）。

しかし、現に3号機においては、H P C I 起動後、復水貯蔵タンクを水源として、熱交換機能のないまま14時間以上の注水を実施している
5 のであるから、熱交換機能の復旧がなければH P C I による注水ができないという被告国の主張は採用できない。

イ 手続面について

被告国は、本件事故前の状況及び許認可手続に要する時間等を考慮した場合、本件津波までに対策工事を終えることができず、被告国が対策工事を行
10 わせるために規制権限を行使したとしても、全体としてみれば、権限行使に向けた動機付けを受けた時点から被告東電による結果回避措置が完了するまでに、優に約5年を超える期間を要したと考えられると主張し（第3章第2節第4，2(6)〔**①**—132頁〕），同旨の意見を述べる専門家や実務担当経験者もいる（前記第4章第4節第5，1〔**②**—242頁〕同5〔**②**—255頁〕）。

しかし、被告国の上記主張は通常時を想定したものであるといえるところ、
15 前記のとおり、本件で認められる予見可能性は、福島第一原発の安全対策を根本的に覆しかねない極めて重大な内容であり、かつ、それに基づけば、とり得る結果回避措置は電源設備の移設よりほかにあり得ない状況であったのであるから、そのような時間的な面においても手段の面においても切迫した状況下において、通常時と同様のスケジュール感で手続を進め、その間予
20 見されるリスクを放置するというのは、一般的ナリスク管理意識に照らして考えにくいというべきである。また、上記専門家や実務担当経験者の意見は、結果回避措置の実施に当たっては、これが基本設計ないし基本的設計方針に該当するとして設置変更許可申請が必要であることを前提とするものであるところ、当裁判所は、後記第5節第3，1(2)ア〔**③**—95頁〕で認定判示
25 するところ、当裁判所が認定する結果回避措置は、基本設計ないし基本的設計

方針に該当せず、まさしく詳細設計に該当すると考えるものであるから、上記意見は前提を異にするものであり、結果回避可能性に関する当裁判所の判断を何ら左右しない。したがって、この点についての被告国の主張は採用できない。

5 (2) 被告東電の主張に対する補足説明

被告東電の主張は、前記第3章第2節第3、3 [①－104 頁] のとおりであるところ、これに対する裁判所の補足説明は、被告国の主張に対する補足説明（前記(1)）に包摂されるものである。したがって、被告東電の主張を子細に検討しても、前記第2の各結論は何ら左右されない。

10 第5節 争点5（原告ら主張の具体的結果回避措置に関して被告国が規制権限を行使することができたか。）について

第1 当裁判所の判断の結論

当裁判所は、平成21年9月当時、福島第一原発は、省令62号4条1項で定める技術基準に適合していなかったから、経済産業大臣は、電気事業法40条に基づき、被告東電に対し、技術基準適合命令を発令することができたと判断する。
15 以下詳述する。

第2 当裁判所の判断の理由

1 法令のまとめ（本件事故時）

(1) 規制権限の根拠条文

20 電気事業法39条1項は、「事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。」と規定し、電気事業者に対し、技術基準維持義務を課している。

同条2項は、経済産業省令において技術基準を定めるに当たっては、①事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること（同項1号）、②事業用電気工作物は、他の電氣的設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えないようにすること（同項2号）、③電気
25

工作物の損壊により電気の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること（同項 3 号）を定める。

そして、電気事業法 40 条は、「経済産業大臣は、事業用電気工作物が前条第 1 項の経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。」と定める。

上記各条項に定める「経済産業省令」は、本件においては省令 62 号を指す。

したがって、経済産業大臣は、原子力発電所施設が省令 62 号で定める技術基準に適合していないと認めるときは、電気事業者に対し、技術基準適合命令を発令することができる。

(2) 「経済産業省令で定める技術基準」

ア 省令 62 号 4 条 1 項

省令 62 号 4 条 1 項は、原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が想定される自然現象（地すべり、断層、なだれ、洪水、津波、高潮、基礎地盤の不同沈下等をいう。ただし、地震を除く。）により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならないと定める。

そして、平成 18 年耐震設計審査指針は、同条項を具体化し、施設は、その供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があるとして想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないことを十分考慮した上で設計されなければならない旨を定める。

したがって、施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があるとして想定することが適切な津波によって、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがある場合には、電気事業者は防護措置を講じなければならない。

これが講じられていない場合には、同条項で定める技術基準に適合していないこととなる。

イ 省令 6 2 号 3 3 条 4 項

5 省令 6 2 号 3 3 条は、4 項において、非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性、及び独立性を有し、その系統を構成する機械器具の単一故障が発生した場合であつても、運転時の異常な過渡変化時又は一次冷却材喪失等の事故時において工学的安全施設等の設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならないと定める。

10 そして、平成 1 3 年安全設計審査指針 4 8 の 1 項は、省令 6 2 号 3 3 条 4 項を具体化し、非常用所内電源系は、多重性（同一の機能を有する同一の性質の系統又は機器が二つ以上あること）又は多様性（同一の機能を有する異なる性質の系統又は機器が二つ以上あること）及び独立性（二つ以上の系統又は機器が設計上考慮する環境条件及び運転状態において、共通要因又は従属要因によって、同時にその機能が阻害されないこと）を有し、その系統を
15 構成する機器の単一故障（単一の原因によって一つの機器が所定の安全機能を失うことをいい、従属要因に基づく多重故障を含む。）を仮定しても原子炉の停止・冷却等を確実に行うのに十分な容量及び機能を有する設計であることを求める。

20 省令 6 2 号 3 3 条 4 項と同省令 4 条 1 項を併せ読めば、施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があるとして想定することが適切な津波によっても、非常用所内電源系は、多重性又は多様性及び独立性を有し、その系統を構成する機器の単一故障を仮定しても、原子炉の停止・冷却等を確実に行うのに十分な容量及び機能を有する設計であることが必要であり、このような設計になっていない場合、すなわち、①非常用所内電源が 1 系統
25 しかない場合（多重性又は多様性を欠く場合）、②複数の系統があるが、共通要因又は従属要因によって同時にそれらの機能が阻害されてしまう場合

(独立性を欠く場合)、又は、③独立性を有する複数の系等があるが、単一の原因によってその系統が所定の安全機能を失ってしまう場合のいずれかに該当するときには、電気事業者は防護措置を講じなければならず、これが講じられていない場合には、同条項で定める技術基準に適合していないこととなる。

なお、省令62号4条1項は、「想定される自然現象」として地すべり等各種の自然現象を列挙しているところから、外部事象を主たる対象としていると解され、また、同省令33条4項は、内部事象を主たる対象としていると考えられるが、両者とも、原子炉施設の安全性を確保するための基準であるからその目的は同一であるし、同省令33条4項は、文言上故障の原因を内部事象に限っておらず、外部事象に関して同省令33条4項の適用を排除するような規定も何ら存在しないから、両者を併せ読むことについて特段の支障はない。

ウ 省令62号33条5項

省令62号33条5項は、原子力発電所には、短時間の全交流動力電源喪失時においても原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に冷却するための設備が動作することができるよう必要な容量を有する蓄電池等を施設しなければならないと定める。

そして、平成13年安全設計審査指針27は、省令62号33条5項を具体化し、原子炉施設は、短時間の全交流電力電源喪失に対して、原子炉を安全に停止し、かつ、停止後の冷却を確保できる設計であることを求める。

省令62号33条5項と同省令4条1項を併せ読めば、施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があるとして想定することが適切な津波によっても、原子炉施設が、短時間の全交流電力電源喪失に対して、原子炉を安全に停止し、かつ、停止後の冷却を確保できる設計であることが必要であり、このような設計になっていない場合には、電気事業者は防護措置を

講じなければならず、これが講じられていない場合には、同条項で定める技術基準に適合していないこととなる。

なお、省令62号4条1項と同省令33条5項は、原子炉施設の安全性を確保するための基準であるからその目的は同一であるし、同省令33条5項は、短時間の全交流動力電源喪失の原因を内部事象に限るものではないから、
5 両者を併せ読むことについて特段の支障はない。

2 あてはめ

(1) 事実関係のまとめ

平成21年9月の時点において、被告国は、福島第一原発の敷地高であるO.P. + 10mを超える津波の到来という自然現象の発生を予見することができたから、このような津波は、「極めてまれではあるが発生する可能性がある」と
10 想定することが適切な津波」に該当する。

そして、もともと、福島第一原発の敷地高は、一定の津波を想定してそれを敷地高で防護するという考え方の下に設計されたものであったとはいえない
15 ものであり、同原発においては、その設計上、電源設備をはじめとする主要設備を海水流入による被水から防護するための方策は、当然の前提とされていた敷地高以外には実質的に存在しなかった。また、溢水勉強会の議論を通じて、福島第一原発5号機において、仮に敷地レベルを超える津波が襲来した場合には、非常用海水ポンプが使用不能な状態となるほか、浸水によって電源設備が
20 機能喪失し、代替となる電源設備もないため、原子炉安全停止に関わる電動機、弁等の動的機器が機能を喪失する可能性があることが明らかとなっていた（なお、津波が到来した際に、浸水の被害を受けるプラントが必ず1基にとどまるとは限らないから、上記の可能性は、場合によっては複数のプラントにおいて電源設備が機能喪失する可能性のことを示すというべきである。）。

(2) 省令62号33条4項を併せ読んだ場合の同省令4条1項該当性

以上のとおり、平成21年9月の時点で、福島第一原発の敷地高を超える津

波を想定すれば、浸水によって、場合によっては複数のプラントにおいて電源設備が機能喪失し、原子炉安全停止に関わる電動機、弁等の動的機器が機能を喪失する可能性があり、かつ、その場合、同様の機能を果たす予備的な設備は存在していないことが明らかであった。

5 そうすると、同月時点で、施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があるとして想定することが適切な津波、すなわち、福島第一原発の敷地高を超える津波によって、非常用所内電源系の複数の電源系等が同時にその機能を阻害されることが明らかだったのであり、複数の系統があるが、共通要因又は従属要因によって同時にそれらの機能が阻害されてしまう場合（前記1(2)
10 イの②）、すなわち独立性（二つ以上の系統又は機器が設計上考慮する環境条件及び運転状態において、共通要因又は従属要因によって、同時にその機能が阻害されないこと）を有していない場合に当たることが明らかだったから、これに対する防護措置が講じられていない福島第一原発は、省令62号33条4
15 項を併せ読んだ同省令4条1項に基づき、同条項で定める技術基準に適合していなかったものと認めることができる。

(3) 省令62号33条5項を併せ読んだ場合の同省令4条1項該当性

前記(1)で判示したところに照らせば、平成21年9月の時点で、福島第一原発の敷地高を超える津波によって、原子炉安全停止に関わる電動機、弁等の動的機器が機能を喪失する可能性があり、全交流電力電源喪失に対して、原子炉
20 を安全に停止し、かつ、停止後の冷却を確保できる設計になっていなかったことが明らかだったと認められるから、これに対する防護措置が講じられていない福島第一原発は、省令62号33条5項を併せ読んだ同省令4条1項に基づき、同条項で定める技術基準に適合していなかったものと認められる。

(4) 結論

25 以上によれば、平成21年9月当時、福島第一原発は、省令62号4条1項で定める技術基準に適合していなかったから、経済産業大臣は、電気事業法4

0条に基づき、被告東電に対し、技術基準適合命令を発令することができたものと認められる。

第3 被告国の主張に対する補足説明

1 基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項についての技術基準適合命令の可否について

(1) 被告国の主張の概要

被告国は、①福島第一原発の敷地高を前提にした津波の到来に対する対策を講じることが、基本設計ないし基本的設計方針の変更を要するものであるところ、段階的な安全規制の仕組みを前提とする炉規法及び電気事業法において、経済産業大臣は、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関する事項について、省令62号を改正したり、電気事業法に基づく技術基準適合命令を発令することにより、これを是正する規制権限を有していなかったと主張する（前記第3章第2節第5，2(3) [①－150頁]）。

また、被告国は、②福島第一原発の津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針は、敷地高を想定される津波の高さ以上のものとして津波の浸入を防ぐことにより、津波による浸水等によって施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないようにするというものであったとした上で、敷地高を超える津波により施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがあると認められることを前提とすることは、上記基本設計ないし基本的設計方針を根本的に変更するものであるとも主張する（同(4) [①－150頁]）。

(2) 被告国の主張に対する説明

ア 基本設計ないし基本的設計方針に関する規制権限の存否（前記(1)の被告国の主張①）について

被告国が、何をもって基本設計ないし基本的設計方針と定義付けているかは必ずしも明らかでないものの、証拠【丙C76，丙C77】及び弁論の全趣旨によれば、基本設計とは、特定の設備に要求される課題（ニーズ）を前

提とし、これを基に概念的に構築された構造・機能に関するコンセプト（概念設計）について、寸法や材料を具体的に設定して工学的な解析を行い、概念設計で決められたコンセプトを実現した場合の設備の具体的な規模・仕様を概括的に定めるための設計作業を指すと解される。

5 福島第一原発の設置許可段階での具体的事情に照らすと、同原発の立地及び敷地高に関する基本設計の具体的内容は、東京需要地に比較的近接し、地形が平坦で、地質が堅固であり、過去の地震被害が少なく、冷却水を前面海域から取水でき、近隣の人口密度が低い地点について、波浪及び津波などに対する防災的な配慮とともに、敷地造成費や冷却水の揚水電力量等がもっとも合理的かつ経済的になるよう敷地高を設定するという内容のコンセプト
10 （概念設計）に基づき、福島第一原発所在地の高極潮位（O. P. + 3. 1 2 2 m 〈チリ地震津波〉）及び掘削費用等のシミュレーション結果等を材料に工学的な解析を行った結果、上記コンセプトを実現するための具体的な仕様として建屋敷地をO. P. + 1 0 mに設定したという設計作業であったと
15 認めることができる（前記第4章第1節第2 [②—24 頁]）。そうすると、本件で問題となる基本設計は、「発電・送電機能、自然災害に対する安全性及び設置・運用面の経済的合理性の均衡が取れるように敷地の高さを設定すること」であり、基本的設計方針とは、「敷地の高さを設定するに当たり、発電・送電機能、自然災害に対する安全性及び設置・運用面の経済的合理性の均衡
20 を考慮すること」と解するのが素直かつ自然というべきである。

そうであれば、「基本設計を変更する」とは、「発電・送電機能、自然災害に対する安全性及び設置・運用面の経済的合理性の均衡を検討した結果敷地の高さを変更すること」であり、「基本的設計方針を変更する」とは、「敷地の高さを設定するに当たり、『発電・送電機能、自然災害に対する安全性及び
25 設置・運用面の経済的合理性の均衡』とは異なる要素を考慮すること」と考えるのが、やはり素直かつ自然というべきである。

当裁判所が認定する結果回避措置は、敷地の高さの設定を何ら変更するものではないし、敷地の高さの設定に当たって、「発電・送電機能、自然災害に対する安全性及び設置・運用面の経済的合理性の均衡」とは異なる要素を考慮するものでもない。

5 したがって、当裁判所が認定する結果回避措置は、基本設計ないし基本的設計方針に該当せず、まさしく詳細設計に該当するから、被告国の主張する前提に立っても、技術基準適合命令を発令することに何ら法令上の支障はない。

イ 敷地高を超える津波を想定することが福島第一原発の基本設計ないし基本的設計方針に抵触するか否か（前記(1)の被告国の主張②）について

10 そもそも、福島第一原発の設置許可申請書に、敷地高を想定される津波の高さ以上のものとして津波の浸入を防ぐことにより、津波による浸水等によって施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないようにするという趣旨の記載は見当たらない（前記第4章第1節第2，3 [㊟-27頁]）。この

15 点を措くとしても、被告国の主張する基本設計ないし基本的設計方針は、結局のところ敷地高に向けられた設計方針及びその具体化としての設計のことを指すと解するほかはないから、想定津波の規模に変動があり、敷地高を超える津波により施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがあることを前提としても、これに応じて実施される設計の内容が敷地高に向けられて

20 いない以上は、せいぜい、基本設計ないし基本的設計方針における考慮要素に変動が生じたにすぎないのであり、基本設計ないし基本的設計方針に変更が生じたとはいえない。被告国の上記主張によるならば、このような考慮要素の変動が敷地高に向けられて初めて基本設計ないし基本的設計方針に変更が生じたとみられる。したがって、想定津波の規模に変動があったことを

25 契機としても、敷地高の変更等の敷地高に向けられた対策以外の津波防護策をとることは、少なくとも敷地高に関する基本設計ないし基本的設計方針を

変更するものとはいえない。

一般的にみても、基本設計において考慮された要素は、その設計時点以降も様々な事情の変動が生じ得るのであって、そのような変動への対処は、基本設計の対象そのものの設計（上記でいえば敷地高）に変動を与えるものでない限り、基本設計が目指したコンセプト（概念設計）の実現可能性を向上させるための詳細設計の追加にほかならず、まさしく被告国のいう後段規制（原子力施設の設置許可後の建設及び運転段階における規制であって、設計及び工事の方法の認可や施設定期検査の段階に係るもの。前記第4章第3節第3，1(2)〔**2**—189頁〕参照）に該当する場面というほかはないのであって、上記のような考慮要素の変動に対する対処がすべからず基本設計ないし基本的設計方針の変更と評価され、その設計対象そのものの設計に何ら変動を与えないにもかかわらず前段規制（原子炉設置許可処分の段階における規制。同参照）の対象となるとする被告国の主張は、文理上無理があるといわざるを得ない。

2 省令62号の外部事象への適用如何について

(1) 被告国の主張の概要

被告国は、段階的安全規制体系の下、後段規制の段階において、基本設計ないし基本的設計方針を土台として申請された詳細設計の妥当性及び安全性が審査されるに当たって適用される指針類及び省令62号は、津波を含む外部事象と内部事象とを分けて規定しているとする。そして、自然現象を含む外部事象については、それが必然的に共通要因故障（二つ以上の系統又は機器に同時に作用する要因によって生じる故障）の原因となる場合の設計上の考慮を要求し、自然現象を含む外部事象によって安全上の重要度の特に高い安全機能を失うことを防止しているとする。これに対し、内部事象については、基本設計ないし基本的設計方針が妥当であることを確認するために、設計基準事象（原子炉施設を異常な状態に導く可能性のある事象であり、安全設計の評価に当たり考

慮すべきとされる内部事象)を想定し、さらに、単一故障を仮定して事故解析評価を行うことにより、安全性が確保されていることを確認し、事故防止対策の妥当性を確認しているとする。その上で、このような安全確保体系及び単一故障の仮定の考え方の合理性は、従来の裁判例においても肯定され、新規制基準の下でも維持されていると主張する(前記第3章第2節第5, 2(5) [①—152頁])。

被告国の上記主張の趣旨は必ずしも明瞭でないが、要するに、省令62号33条は、外部事象ではなく内部事象について定めた規定であり、内部事象に対する安全対策に関しては、外部事象同様の共通要因故障を想定する必要はなく、単一故障の仮定の考え方による対策を施していれば、省令62号33条に違反することにはならないから、仮に外部事象を仮定したときに、同条の求める多重性、多様性、独立性ないし全交流動力電源喪失対策が確保されていない状況であったとしても、同条はもとより、省令62号4条1項にも該当しないというものと解される。

(2) 被告国の主張に対する説明

前記第2, 1(2)イ [③—91頁] 及び同ウ [③—92頁] で判示したとおり、省令62号33条4項及び5項は、内部事象を主たる対象としていると考えられるが、文言上故障の原因を内部事象に限っておらず、外部事象に関して同省令33条4項及び5項の適用を排除するような規定も何ら存在しない。

そして、設備の安全性に対する脅威は、必ずしも内部事象と外部事象に厳然と区別されるわけではなく、内部事象によっても外部事象によっても、同種又は類似の脅威(例えば大規模な溢水など)をもたらし得るものであることは明らかである。主として外部事象を念頭に置いて規定されたと認められる省令62号4条1項が、「原子炉の安全性を損なうおそれがある場合」と定め、また、平成18年耐震設計審査指針が、「施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないことを十分考慮」と定めて、それぞれ極めて抽象的な規定しか置いて

いないことをも考慮すると、省令62号4条1項該当性に関し、外部事象がもたらし得る脅威及びそれに対する安全性の確保如何を検討するに当たって、同省令33条の趣旨を併せ読み、内部事象がもたらし得る脅威に対する安全対策が外部事象に対して有効に機能するかどうかを考慮することは、まことに自然な解釈というべきであり、これを禁ずるような法令根拠は何も見当たらない。

よって、この点に関する被告国の主張は採用できない。

3 基本設計ないし基本的設計方針に係る事項について技術基準適合命令を発令することができたか否かについて

当裁判所は、当裁判所が認める結果回避措置は、基本設計ないし基本的設計方針の変更に当たらず、詳細設計の追加にすぎないので、技術基準適合命令の発令に法令上の障害はないと考えるものであるが、仮にこれが基本設計ないし基本的設計方針の変更に該当するとしても、これについて技術基準適合命令を発することは法令上可能であったと考えるものである。以下詳述する。

(1) 電気事業法40条の文理解釈について

電気事業法39条、40条に規定する「経済産業省令で定める技術基準」(以下、設置許可段階で適用される許可基準と概念的に区別する観点から、「省令技術基準」という。)が省令62号を指すことには争いがなく、省令62号4条1項は、「津波」「により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合」には適切な措置を講じなければならないと定めるところ、敷地高を超える津波が到来することにより施設が浸水するおそれは、「津波」「により原子炉の安全性を損なうおそれ」の典型例というべきであるから、省令62号4条1項にいう「津波」「により原子炉の安全性を損なうおそれ」が、敷地高を超える津波が到来することにより施設が浸水するおそれがある場合等、基本設計ないし基本的設計方針の変更を要するようなおそれが生じる場合を除外していると解釈することは文理上困難である。そもそも、具体的な対策として基本設計ないし基本的設計方針の変更にまで至るかどうかはともかく、津波により原子炉の安全性

を損なうおそれがある場合であって、およそ基本設計ないし基本的設計方針の変更を要するようなおそれすら生じないという事態が具体的にあり得るのかどうかも疑わしい。そうすると、電気事業法39条、40条及び省令62号4条1項は、基本設計ないし基本的設計方針の変更に至ると至らないとを問わず、
5 電気事業者に対し、省令技術基準への適合義務を課した上で（電気事業法39条）、津波により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、経済産業大臣が技術基準適合命令を発令することができる旨を定めた（同法40条）ものと解する方が文理上自然である。

また、電気事業法40条は、技術基準適合命令の具体的内容として、事業用
10 電気工作物の移転をも定め、同移転命令は、当該事業用電気工作物がその場に設置されている限り修理、改造等によっては省令技術基準に適合させることが著しく困難である場合に発動されるものであるとされる（前記第4章第3節第3、2(2) [②-190頁]）ところ、このような規定は、当該事業用電気工作物の立地に係る設計について、技術基準適合命令の発令によりこれを是正できるこ
15 とが前提となっていると解するほかなく、当該事業用電気工作物の立地に係る設計は、まさしく前段規制の場面における基本設計ないし基本的設計方針の審査基準として、原子炉立地審査指針がこれを所管するものであるから、電気事業法40条は、その命令の内容に照らし、基本設計ないし基本的設計方針に関する事項についても、省令技術基準に適合していない場合には、技術基準適合命令を発令して基準不適合を是正することを当然に予定した条項というほか
20 はない。

以上によれば、電気事業法40条の文理に照らせば、基本設計ないし基本的設計方針に関する事項についても、同条において技術基準不適合の是正権限を
経済産業大臣に授権していたと解する方が合理的というべきである。

25 被告国は、電気事業法40条の文理に照らせば、同条が、事業用電気工作物が技術基準に適合していないと認められる場合に、これを技術基準に適合させ

るための措置を命ずることを規定した趣旨であることは明らかであり、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針が炉規法 24 条 1 項 4 号の設置許可の基準に適合しないことが明らかになった場合の規制権限までは授權されていないと主張するが、同主張に従えば、省令 62 号 4 条 1 項は、その包括的な文言にもかかわらず、基本設計ないし基本的設計方針に係る事項を除外しており、したがって、施設の現況を率直にみて省令技術基準に適合しないと認められる場合であっても、それが基本設計ないし基本的設計方針に該当する事項であって、施設設置許可申請当時の設置許可基準に基づく安全審査を経たものである場合には、省令技術基準に適合していないとはいえないと解釈すべきこととなり、極めて分かりにくい条文であったことにならざるを得ないから、被告国の上記主張の方がむしろ文理上無理があるというべきである。

(2) 電気事業法 40 条の配置について

電気事業法による規制は、炉規法 73 条において適用除外された同法 27 条ないし 29 条に代わって制定された条項であり、その内容は、設置許可後の工事計画認可、使用前検査及び定期検査等、いわゆる後段規制に関するものであるから、電気事業法 40 条も、後段規制の場面においてのみ発令できると解する余地があり、被告国もその旨の主張をする。

しかしながら、原子炉施設の設置運用に当たって求められる安全基準が、設置許可処分段階では厳格なものとしつつ、設置許可後運用開始後に至るまでの段階では緩やかでよいとか、逆に、設置許可処分段階では緩やかでよいが、設置許可後運用開始後に至るまでの段階では徐々に厳格にする必要があるなどというように、設置許可処分段階と設置許可後運用開始後に至るまでの段階とで、求められる安全基準に差異があると解することは、炉規法の趣旨に照らしても困難というほかないから、炉規法及び電気事業法が段階的安全規制の体系をとっているとはいっても、その趣旨は、前段規制と後段規制とで求められる安全基準に差異があることを前提に、その安全基準の差異に応じた規制が定め

5 られているというのではなく、単に、当該施設の設置許可処分段階と、設置
 許可後運用開始後に至るまでの段階とを時期的に区分して、それぞれの時点に
 応じた規制の在り方を示すという、いわば時的要素に着眼した法体系を採用し
 ているということを指すものにすぎないと解される。そして、ある施設の設置
 許可処分段階での設計に関して、その安全性が省令技術基準に適合していない
 10 ことが設置許可後に明らかになった場合、これについて規制権限を発するとす
 れば、その時点は、時間を巻き戻すことができない以上、設置許可後運用開始
 後に至るまでにならざるを得ない。そうすると、法令構造上、後段規制に係る
 条項について主に定める電気事業法の中に技術基準適合命令発令の根拠条文
 (同法40条)が置かれているのは、設置許可処分段階での設計に関し、省令
 技術基準に適合していないことが設置許可後に明らかになった場合でも規制
 権限を発動すべきことを前提に、その発動の時的要素に着眼して、設置許可後
 運用開始後に至るまでの段階の規制を定めた条項の位置、すなわち後段規制の
 15 段階の規制に係る条項に隣接して配置したことによると解することもでき、か
 つ、このような解釈は特段不自然ではない。

(3) 平成24年改正後の炉規法43条の3の23の解釈について

被告国は、平成24年改正後の炉規法43条の3の23は、基本設計ないし
 基本的設計方針に関わる事項であっても、使用停止等処分をなし得ることを創
 設的に規定したものであるから、このことは、同改正前の電気事業法によつて
 20 は、基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項について、技術基準適合命令
 を発令できなかったことを指し示すものであると主張する(前記第3章第2節
 第5, 2(6) [①—153頁])。

ア 省令62号の改正状況に照らした検討

被告国の主張に従えば、電気事業法39条、40条の定める省令技術基準
 25 たる省令62号4条1項は、その包括的な文言にもかかわらず、基本設計な
 いし基本的設計方針に係る事項を除外しており、したがって、施設の現況を

率直にみて省令 6 2 号に適合していないと認められる場合であっても、それが基本設計ないし基本的設計方針に該当する事項であって、施設設置許可当時の基準に基づく安全審査を経たものである場合には、省令 6 2 号の定める技術基準に適合していないとはいえないと解釈すべきこととなり、極めて分かりにくい条文であったことになる（前記 3(1)）。

もし仮に、平成 24 年改正前においては、基本設計ないし基本的設計方針に関する事項について、設置許可後に省令技術基準に適合しないことが明らかになった場合でも技術基準適合命令を発令できないことを前提に、同改正において、基本設計ないし基本的設計方針に関する事項についての規制権限を新たに創設するのであれば、改正法の立法段階において、上記のとおり極めて分かりにくい省令 6 2 号 4 条 1 項についても、その適用範囲を明らかにするなどの修正作業が施されてしかるべきである。しかし、実際には、平成 24 年改正に当たり、省令 6 2 号にも省令整備の観点から改正が加えられたにもかかわらず、改正後の 4 条 1 項は、防護措置の対象となる自然現象から津波を除外したほかは何ら姿を変えることなく存続している。また、新設された 5 条の 2 第 1 項は、想定される津波により原子炉の安全性を損なわないよう適切な措置を講ずることを定め、同条第 2 項は、津波によって設備の機能が喪失した場合においても直ちにその機能を復旧できるよう適切な措置を講じることを定めている（前記第 4 章第 3 節第 3, 5(2) [②-201 頁]）ところ、海岸近くに設置される原子力発電所について、津波の影響を考慮して原子炉の安全性を確保するための措置を講ずるという場合、多くは基本設計ないし基本的設計方針に該当する事項となると考えられるのに、文言上、仮にこれらの安全措置が講ぜられておらず、同法 5 条の 2 各項に該当するときであっても、施設設置許可当時の基準に基づく安全審査を経ていれば上記各項の適用がないとの旨は定められていない。炉規法の改正段階において、設置許可基準不適合の場面と省令技術基準不適合の場面とに厳密に分別した

上で、基本設計ないし基本的設計方針に関する安全上の問題は省令技術基準
不適合の場面に当たらないと整理して、設置許可基準不適合の場面に関する
規制権限の根拠条文を特に創設することとしていながら、省令技術基準不適合
の場面を画する省令62号について、上記整理が何ら反映されていないと
5 いうことは考え難い。そのことからして、基本設計ないし基本的設計方針に
関する安全上の問題は省令技術基準不適合の場面に当たらないとの整理が
されたとは認められない。

イ 炉規法43条の3の23の立法趣旨からみた検討

そもそも、被告国がその主張の根拠とする証拠【丙B24、丙B32、丙
10 B33】によれば、平成24年の炉規法改正の趣旨は、バックフィット制度
の導入にあったと認められる一方、これら証拠には、基本設計ないし基本的
設計方針に関する事項について、従前発令できなかった技術基準適合命令が
発令できるようになったとの直截な記述はない。

バックフィット制度は、原子力発電所の設置許可後に設置許可基準が改定
15 され、その結果、施設の現況が新たな設置許可基準に適合しないことが明ら
かとなった場合に、新たな設置許可基準への適合を義務づける制度をいう
【丙B24】ところ、同制度導入の趣旨は、本件事故前の時点において、新
設炉を対象に策定された新たな設置許可基準を既設炉に対して適用する根
拠がなく、電力事業者に対する行政指導としての耐震バックチェックに頼る
20 ほかなかったために、最新の設置許可基準を前提とする既設炉の適合性審査
が適時かつ迅速に行われたとは必ずしもいい難い状況があったことに対す
る反省から設けられたものと解される。

そうであるとすれば、平成24年改正後の炉規法43条の3の23は、も
25 っぱら、設置許可基準適合性の後発的審査を可能とする点を目的として定め
られたものであり、省令技術基準適合義務に関する規制権限の在り方如何に
ついては、立法段階において特段考慮したものではないと考えるのが自然で

ある。

ウ 小括

以上によれば、もともと、省令技術基準不適合の場合に、その問題となる事項が基本設計ないし基本的設計方針に係るものであるか詳細設計に係るものであるかを問わずこれを是正する権限が行政庁に授権されていたところ、平成24年改正後の炉規法43条の3の23は、バックフィット制度の導入に当たり、省令技術基準不適合の場合のみならず、設置許可基準不適合の場合についても、これを是正する権限を授権することを定めたものとみるのが自然な解釈というべきであり、被告国の主張は、むしろ解釈として不自然といわざるを得ないから、同主張は採用できない。

第6節 争点6（被告国が規制権限を行使できたとして、その規制権限不行使が国賠法1条1項の適用上違法となるか否か）について

第1 判断の枠組について

1 当裁判所の判断の結論

当裁判所は、原子力発電所の安全性に関する規制権限の不行使の適否が争われる国家賠償請求訴訟における裁判所の審理、判断は、経済産業大臣が、原子力安全委員会ないし保安院の専門技術的な調査審議及び判断を基にして規制権限を行使しなかったその判断に不合理があるか否かという観点から行われるべきであると解する。その上で、当時の科学技術水準に照らし、当該原子力発電所が具体的審査基準に適合するとした原子力安全委員会若しくは保安院の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁がこれに依拠して規制権限を行使しなかったと認められる場合には、被告行政庁の上記判断に不合理な点があるというべきであり、特段の事情がない限り、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くものとして、国賠法1条1項の適用上違法となるものと解するものである。以下詳述する。

2 当裁判所の判断の理由

(1) 規制権限の不行使に関する一般的な判断枠組

国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国賠法1条1項の適用上違法となるものと解するのが相当である（最高裁平成16年10月15日第二小法廷判決・民集58巻7号1802頁〈いわゆる関西水俣病事件〉）。

(2) 原子力発電所の安全性に関する規制権限の不行使の適否が争われる国家賠償請求訴訟における裁判所の審理判断の在り方について

原子力発電所の安全性に関する規制権限の不行使の適否が争われる国家賠償請求訴訟における裁判所の審理判断の在り方について検討するのに先立ち、原子炉施設の安全性に関する被告行政庁の判断の適否が争われる原子炉設置許可処分取消訴訟についてみると、同訴訟における裁判所の審理、判断は、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって、現在の科学技術水準に照らし、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである（最高裁平成4年判決〈伊方原発設置許可処分取消訴訟〉）。

原子炉の安全性という場合、その程度としては、どのような異常事態が生じても原子炉内の放射性物質が外部の環境に放出されることは絶対にないといった達成不可能なレベルの高度の安全性から、一定の危険性を伴っているがそれが社会通念上容認できる水準以下であると考えられ、又は、その危険性の相

当程度が人間によって管理できると考えられる場合の相当程度の安全性に至るまで、種々のレベルの安全性があり得ると考えられるところ、行政庁が、当該原子炉施設の安全性の審査において、種々の安全性のレベルのうち、どのレベルの安全性をもって相当とするかの判断をするに当たっては、科学技術水準

5 によるべきことはもとより、我が国の社会がどの程度の危険性であれば容認するかという観点を考慮に入れざるを得ず、このことは、原子炉設置許可の段階と、設置許可後の省令技術基準適合性判断の段階とで、異なるところはないと解される。そうだとすると、規制庁が、省令技術基準に適合しているか否かを判断するに当たっては、原子力行政の責任者である当該規制庁（経済産業大臣）

10 の専門技術的裁量に委ねざるを得ない面があることは否定できないというべきである。

他方、ここでいう専門技術的裁量とは、安全審査における処分要件の認定判断の過程における裁量であって、政治的、政策的裁量の場合のように、諸々の事情が関係し、政治的立場等によりいくつかの考え方がいずれも成り立ち得る

15 が、そのどれを採るかは行政庁の広範な裁量に委ねられているといった性質のものではないのであるから、行政庁の判断に対する司法審査に当たっては、その範囲が、被告行政庁の判断に著しい不合理があるか否かに限定されるという

ものではなく、「被告行政庁の判断に不合理な点があるか否か」という観点から審理判断が行われるべきであり、このことも、原子炉設置許可の段階と、設置許可後の省令技術基準適合性判断の段階とで、異なるところはないと解される。

20

そうであるとすれば、特定の原子力発電所についての省令技術基準適合性判断が、経済産業大臣の合理的な判断に委ねられていること（専門技術的裁量が認められること）を前提に、原子力発電所の安全性に関する規制権限の不行使

25 の適否が争われる国家賠償請求訴訟における裁判所の審理判断は、上記最高裁判平成4年判決〈伊方原発設置許可処分取消訴訟〉の判示に照らし、経済産業大

臣が、原子力安全委員会ないし保安院の専門技術的な調査審議及び判断を基にして規制権限を行使しなかったその判断に不合理があるか否かという観点から行われるべきである。

なお、上記のような省令技術基準適合性の判断は、その時々科学技術水準に照らして行われるべきものであるから、現在の時点から、規制権限の行使が可能であった当該時点における経済産業大臣の判断の適否を審理するに当たっては、その当時の科学技術水準に照らして不合理であったか否かという観点から行われるべきである。

(3) 原子力発電所の安全性に関する規制権限の不行使の適否が争われる国家賠償請求訴訟における国賠法 1 条 1 項該当性の判断枠組について

電気事業法 39 条 1 項は、「事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。」と規定して、電気事業者に対して技術基準維持義務を課しており、また、同条 2 項 1 号は、経済産業省令において技術基準を定めるに当たっては、事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすることを定めている。また、同法 40 条は、前条を受けて、経済産業大臣が、事業用電気工作物が省令技術基準に適合していないと認めるときは、技術基準適合命令を発令することができると定めていて、その規制権限発動要件を一般的・抽象的なものとして、規制権限発動の判断につき経済産業大臣に広範な裁量を与えている。

省令技術基準の策定及びそれに基づく規制権限発動の在り方として上記のように定められた趣旨は、上記最高裁平成 4 年判決〈伊方原発設置許可処分取消訴訟〉が、設置許可に関する炉規法 23 条及び 24 条の趣旨として判示したところがそのまま当てはまるというべきである。すなわち、原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生さ

せるものであって、既に設置されている事業用電気工作物（原子力発電所）が、人体に危害を及ぼすときや、物件に損傷を与えかねないときは、当該原子力発電所の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることに鑑み、上記災害が万が一にも起こらないようにするため、原子力発電所の設置許可後その運用開始後の段階においても、当該原子力施設の構造や設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせ、同安全性に問題があると認められる場合には、直ちに規制権限を発動して上記のおそれを除去し、もって、電気事業の運営の適正及び公共の安全確保等を両立させる（電気事業法 1 条参照）ことにあるものと解される。

このような法の趣旨、目的及び規制権限の性質等に照らすと、規制権限の発動につき経済産業大臣に広範な裁量を与えられているとはいっても、その裁量は、電気事業の運営の適正と公共の安全確保等の両立のために付与されているというべきであって、当該原子力発電所の構造や設備の安全性について問題があると認められる場合には、特段の事情がない限り、規制権限をあえて発動しないという裁量があるわけではないと解すべきである。そして、それにもかかわらず、規制権限を行使しないという判断がなされ、かつ、前記(2)でみたところに従って審理した結果、規制権限を行使しないという判断が不合理なものと判断される場合には、その不行使が許容される限度を逸脱していることは明らかであるから、当該事情の下においては、国賠法 1 条 1 項の適用との関係においても、著しく合理性を欠くものとして違法となるものと解される。

(4) まとめ

前記(2)及び(3)に判示したところを総合すると、原子力発電所の安全性に関する規制権限の不行使の適否が争われる国家賠償請求訴訟における裁判所の審理、判断は、経済産業大臣が、原子力安全委員会ないし保安院の専門技術的な調査審議及び判断を基にして規制権限を行使しなかったその判断に不合理が

あるか否かという観点から行われるべきであって、当時の科学技術水準に照らし、当該原子力発電所が具体的審査基準に適合するとした原子力安全委員会若しくは保安院の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁がこれに依拠して規制権限を行使しなかったと認められる場合には、被告行政庁の上記判断に不合理な点があるというべきであり、特段の事情がない限り、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くものとして、国賠法 1 条 1 項の適用上違法となるものと解される。

第 2 あてはめ

1 当裁判所の判断の結論

当裁判所は、福島第一原発の津波対策が省令技術基準に適合するとした原子力安全委員会ないし保安院の判断の過程には、看過し難い過誤、欠落があったというほかなく、被告国（経済産業大臣）は、これに依拠して規制権限を行使しなかったと認められるから、このような被告国（経済産業大臣）の判断には不合理な点があり、ひいては、その不行使は、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くものとして、国賠法 1 条 1 項の適用上違法と認めることができると判断する。以下詳述する。

2 当裁判所の判断の理由

(1) 予見される被害の重大性及び切迫性

ア 福島第一原発の津波耐性の脆弱さ

前記判示のとおり、もともと、福島第一原発の敷地高は、一定の津波を想定してそれを敷地高で防護するという考え方の下に設計されたものであったとはいえないものであった（前記第 3 節第 2, 1 (1) [③－5 頁]）ところ、福島第一原発においては、その設計上、電源設備をはじめとする主要設備を海水流入による被水から防護するための方策は、当然の前提とされていた敷地高以外には実質的に存在しなかった。（同(2) [③－5 頁]）

他方、平成 18 年の段階で、福島第一原発の非常用電源設備については、

仮に短時間のＳＢＯ（全交流電源喪失）が生じた場合であっても、なお非常
用電源設備の独立性及び重複性を確保することがそれぞれ求められていた
ところ、治水勉強会の議論を通じて、福島第一原発５号機において、仮に敷
地レベルを超える津波が襲来した場合には、非常用海水ポンプが使用不能な
状態となるほか、浸水によって電源設備が機能喪失し、原子炉安全停止に関
5 わる電動機、弁等の動的機器が機能を喪失する可能性があること、すなわち、
上記ＳＢＯ対策を実現できないおそれがあることが明らかとなっていた。

（同(5) [③－13 頁]）

このような事態につき、被告国は、平成２０年８月頃には、ＪＮＥＳ（独
立行政法人原子力安全基盤機構）の検討を通じて、確率論的安全評価手法の
10 準備段階であったとはいえ、津波到来により原子炉建屋内に浸水した場合の
機序について、具体的に予見していた（同 2(3) [③－18 頁]）。外部治水対策
は、治水勉強会の結論により耐震バックチェックに委ねることとされていた
が、被告東電が提出した耐震バックチェック中間報告書は、地震随伴現象で
ある津波について何ら記載がなく（同(2) [③－17 頁]）、治水勉強会がその検
15 討テーマとした津波治水アクシデントマネジメント策の策定は、確率論的安
全評価手法の研究以外には何ら進んでいない状況であった。

このように、平成２１年９月までの時点で、福島第一原発は、ひとたび敷
地高を超える津波に襲われれば、相当の高確度で電源設備が機能喪失し、原
子炉安全停止に関わる設備が機能を喪失して、求められる安全性を維持でき
20 ないという重大な被害を生じさせるという意味で、その津波耐性が極めて脆
弱であることが既に明らかとなっていた。

イ 設計想定津波水位の顕著な上昇傾向

平成５年の北海道南西沖地震以降、被告国は、４省庁報告書等、長期評価、
中央防災会議報告の策定手続の各過程において、一貫して、安全対策上考慮
すべき地震・津波として、過去の記録のある既往地震・津波のみならず、過
25

去の記録がないが現在の知見に照らせば想定すべき地震・津波をも考慮すべきとの基本姿勢をとっており、その結果、長期評価においては、三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域のどこでも津波地震が発生する可能性がある」とされ、中央防災会議報告においても、貞観地震、慶長三陸地震、延宝房総沖地震についてなお留意が必要とされていた。これに対し、津波評価技術各論において、福島沖～茨城沖の日本海溝沿いに基準断層モデルが設定されなかったことは、必ずしも、その前後の被告国の基本姿勢に整合するものではなかった。(同1(4) [③－8 頁])

そういった中、福島第一原発設置許可以来、報告するたびに増加していた設計想定津波水位は、平成21年報告において、貞観津波を考慮に入れて計算したことによって、その波高の算出結果が急激に上昇し、非常用海水ポンプが水没することはもちろん、敷地レベルにあと約1 m余りという水準に達することとなった(同2(2) [③－17 頁])。

このことは、非常用海水ポンプの設置位置に関してみれば、従来津波評価技術の各論に従って実施されていた措置の安全性が、そのわずか6年後に発表された知見により覆されるという事態を露顕させたというものであり(同(4)ア(ア) [③－19 頁])、また、福島第一原発の敷地高が想定津波に対して事実上有していた裕度に関してみれば、これが仮に原子力発電所を新規に設置するとすればおよそ許可の可能性がないほどまでに失われたということを示すものであった(同(イ) [③－19 頁])。

ウ 敷地高を超える津波の到来可能性について

長期評価の見解は、津波地震の発生領域を三陸沖北部から房総沖の海溝寄りという長大な海域に設定するという工夫を施して、その発生確率を一応定量化したものであって、具体的な波源モデルを設定するための材料はもとより十分でなかったから、科学的知見としての熟成度において限定的であった長期評価の見解を踏まえて、直ちに仮定的な数値を用いて津波シミュレーション

5 ョンを実施すべきとするのは、合理的とはいえない難い状況であった（前記第3節第3，3(1)イ(ウ)〔㊦―52頁〕）。しかし，平成21年に至って，被告国自身が中央防災会議報告において留意を呼びかけていた貞観地震に関する平成21年報告により，中央防災会議報告が検討対象から除外した地震であっても，従前福島第一原発の敷地高が想定津波に対して事実上有していた裕度を実質的に喪失させ，かつ，従前津波評価技術の各論に従い実施されていた措置の安全性を現に覆すという，重大な結論をもたらすことが明らかになった。このことからすれば，平成21年報告は，安全対策上考慮すべき想定地震の範囲を，津波評価技術の各論で示された範囲若しくは中央防災会議報告の本編が示す範囲よりも広げ，中央防災会議報告が留意事項として明記していた貞観地震ほかの地震や，長期評価が発生の可能性を指摘していた三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域（更に福島第一原発との関係でいえば，三陸沖中部ないし福島沖から茨城沖の日本海溝寄りの領域）において発生する地震にまで拡大しなければ，従前被告国が一貫してとってきた基本姿勢にもはや合致しないということを明らかにするものであった（同第2，2(4)イ〔㊦―20頁〕）。

したがって，平成21年報告がなされた平成21年9月の時点において，敷地高を超える津波の到来可能性は，これを定量的に評価できる段階には達していなかったが，少なくとも，被告国が一貫してとってきた基本姿勢に照らせば，長期評価が発生の可能性を指摘していた三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域において発生する地震・津波を想定しないわけにはいかない状況に至っていた。

エ とり得る措置の限定性

前記認定のとおり，平成21年9月時点で被告国に認められる予見可能性の内容は，貞観地震に基づき想定される津波が従前福島第一原発の敷地高が想定津波に対して事実上有していた裕度を実質的に喪失させるものであっ

たことを前提に、その他の津波を想定した場合には、福島第一原発の敷地高を超える結果となり得ることを予見することができたというものであったにとどまる。他方、平成21年9月時点及びそれ以降の時点においても、三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域において発生する地震による津波リスクを定量的に分析する知見は成熟していなかった。

そのような状況下においては、防潮堤や主要設備の被水・浸水防止措置といった、津波リスクの定量的評価を前提とする措置はとることは困難であり、とり得る措置としては、津波リスクの定量的評価を前提としない電源設備の全部又は一部の移設のみという状況であった。

オ 小括

既に認定判示のとおり、被告国は、平成21年9月の時点で、福島第一原発の敷地高であるO. P. + 10 mを超える津波の到来という自然現象の発生によって、電源設備が被水して全電源喪失という事態に至り、冷却機能が機能不全に陥って原子炉施設の閉じ込める機能が喪失して放射性物質が外部に放出されるという事態に至ることを予見することが可能であったものであるが、それにより予見される被害が重大なものであることはいうまでもない。

そこで、前記アないしエでみたところに照らし、被告国が予見し得た事態の切迫性について検討すると、被告国は、福島第一原発の津波耐性が極めて脆弱であり、ひとたび敷地高を超える津波が福島第一原発に到来すれば極めて重大な事故を招来し得ることを認識していたし、そのような津波のリスクを定量的に分析することは困難であったものの、平成21年報告により、津波評価技術の各論を前提とする安全対策はその根拠を失い、福島第一原発が津波に対して事実上有していた裕度も実質的に失われて、少なくとも、平成21年報告が念頭に置く貞観津波について検討しさえすれば安全対策として十分であるとは到底いえない状況に至っていたから、福島第一原発の対津

波安全性は、ひとえに、敷地高を超える津波が到来しないという一事に依拠して確保されるという、極めて緊迫した状態に至っていたといえることができる。

5 そして、本件全証拠によっても、平成21年9月時点において、福島第一原発の敷地高を超える津波の到来を否定することが、科学的にみて通説的見解であったとか、上記のような津波を想定しないことが、社会通念上許容されるべきであったということは認められない。

10 加えて、想定津波の波高を定量化することができない状況下においては、リスクの定量分析を必要とする防潮壁の設置や主要機器の水密化等の措置はとり得る状況になく、とり得る結果回避措置は、電源設備の移設よりほかにあり得ない状況であった。

15 以上によれば、平成21年9月時点で、被告国が予見することができた重大な被害は、その発生・不発生が、福島第一原発の敷地高を超える津波が到来するかしないかという偶然の事情によって左右される極めて不安定な状況の下にあり、かつ、これを回避するためにとり得る措置は限定的で、電源設備の移設よりほかにあり得ないという、極めて緊迫・切迫した状況にあったといえることができる。

(2) とり得る結果回避措置及び実際に実施された措置

20 前記(1)エのとおり、平成21年9月の時点において、防潮堤や主要設備の被水・浸水防止措置といった、津波リスクの定量的評価を前提とする措置をとることは困難であった。

25 このような場合、規制庁としては、大別して、①防潮堤や主要設備の被水・浸水防止措置をとることができないことを前提としつつも、敷地高を超える津波が到来することを念頭に置いたその余の措置を実施することができないかどうかの検討を進めるか、②敷地高を超える津波が到来することを念頭に置いた措置（決定論的安全評価）を検討することは断念し、それに代わる安全評価

に基づく措置を検討するか、という2つの選択肢があったと考えられる。

前記判示のとおり、①に関しては、仮に、防潮堤の設置に代わる予備的措置が、当時の学術論文等において直接紹介・発表されていたものでなかったとしても、社会通念に照らして容易に着想可能なものであって、かつ、その実現に
5 特段の支障のないものであれば、その措置は、理学的・工学的見地からみても合理的なものであり、とり得る結果回避措置であったと評価できるところ、重要な精密機器について被水・浸水が予見できる場合に、同精密機器を移設するという措置は、そのこと自体、社会通念に照らして容易に着想できるものというべきである（前記第4節第3，1(2) [③-77 頁]) から、上記①の選択肢を
10 採ることは、被告国にとって困難なものではなかった。

これに対し、②に関しては、平成15年8月に、確率論的安全評価の実施のための安全目標が原子力安全委員会によって取りまとめられ（前記第4章第1節第15 [②-67 頁]）。なお、同取りまとめによれば、定量的目標と共に定性的目標も掲げられており、リスクの定量化が困難であればそれをもって安全対策を施さなくてもよいという前提には立っていないことがうかがわれる。），その後、被告東電において、平成18年にマイアミ論文を発表したり（前記第3節第3，3(1)ア(ウ) [③-46 頁]），平成20年には、土木学会津波評価部会が、確率論的津波ハザード解析に適用するロジックツリーの重み付けに関するアンケート調査をしたりする（同(カ) [③-47 頁]）など、被告国のいうところの
15 決定論的安全評価を補完するものとして、確率論的安全評価に関する研究が進められてきたものであるが、これらの研究は、平成20年のJNES（独立行政法人原子力安全基盤機構）の報告によっても、津波時のシナリオの検討を定性的に分析するのにとどまり、今後、さらにシナリオの詳細化、試解析を行っていく予定であるとされていた（前記第4章第1節第21 [②-92 頁]）こと
20 からも明らかなとおり、実際の安全対策に反映できるような成熟性を備えた科学的知見とはいいい難く、少なくとも、津波対策として被告国が唯一のとり得る
25

手段とする防潮堤の建設に必要な津波リスクの定量解析を可能にするようなものではおよそいい難い状況であった。換言すれば、前記認定の事実関係の下において、②の選択肢を採るということは、福島第一原発の敷地高を超える津波は到来しないとみなして、当面の間、具体的な安全対策をとらないこととすることにほかならない。したがって、本件において認められる確率論的安全評価の知見の進展程度に照らせば、平成21年9月時点において、上記②の選択肢を採ることは正当化できない状況にあったといえることができる。

しかるに、被告国は、平成21年9月に平成21年報告を受けた後も、特段の措置をとることはなかったものである。

(3) 被告国が特段の措置をとらなかった背景としての専門性、裁量性

被告国は、4省庁報告書等、長期評価、中央防災会議報告の策定手続の各過程において、一貫して、安全対策上考慮すべき地震・津波として、過去の記録のある既往地震・津波のみならず、過去の記録がないが現在の知見に照らせば想定すべき地震・津波をも考慮すべきとの基本姿勢をとっていた。4省庁報告書等や長期評価は、想定津波の波高についての検討は必ずしも精密なものではなく、より定量的なリスク評価が可能な津波評価技術は、基準断層モデルを福島沖～茨城沖に設定していなかったため、これらの見解による限り、福島第一原発の敷地レベルを超える津波の到来可能性は、被告国にとってはいまだ抽象的な域を脱していなかった。しかし、上記のような被告国の一貫した基本姿勢に照らし、福島第一原発の敷地レベルを超える津波を安全対策の対象から除外できる状況にはなかった。

本件で提出された専門家の各種文献や各種意見をみても、福島第一原発の敷地レベルを超える津波を安全対策の対象から除外できるほどに確定的な見解を述べるものはない（前記第3節第3，1(6)ウ〔㊸－31頁〕参照）。

他方、確率論的安全評価に関する研究は、実際の安全対策に反映できるような成熟性を備えた科学的知見とはいいい難く、少なくとも、津波対策として被告

国が唯一のとり得る手段とする防潮堤の建設に必要な津波リスクの定量解析を可能にするようなものとはおよそいい難いものであった（前記(2) [③—116頁]）

そうすると、平成21年9月当時の専門的知見の成熟度合いに照らしても、
5 同時点で、福島第一原発の敷地高を超える津波は到来しないとみなして、当面の間、具体的な安全対策をとらないこととすることに、専門技術的見地からみた合理性を見出すことはできない。

そして、平成21年9月当時、電源設備の移設という措置は、理学的・工学的な専門知識の有無を議論するまでもなく、社会通念に照らして容易に着想できるものというべきであるところ、自然現象のもたらす災害は、科学的・学問的に全てが解明されなければ防止できないというものではなく、また、そのために防災対策がゆるがせになるということは許されないのであるから、本件において、具体的な安全対策をとらないことに専門技術的見地からみて合理性を見出すことができないにもかかわらず、社会通念に照らして容易に着想できる
10 結果回避措置をとることを留保するだけの専門技術的裁量が被告国にあったと認めることは困難というほかない。

(4) 結論

以上をまとめると、平成21年9月時点で、被告国（原子力安全委員会ないし保安院）が予見することができた重大な被害は、その発生・不発生が、福島
20 第一原発の敷地高を超える津波が到来するかもしれないという偶然の事情によって左右される極めて不安定な状況の下にあり、かつ、これを回避するためにとり得る措置は限定的で、電源設備の移設よりほかにあり得ないという、極めて緊迫・切迫した状況にあったところ、被告国にとって、防潮堤や主要設備の被水・浸水防止措置をとることができないことを前提としつつも、敷地高を超える津波が到来することを念頭に置いたその余の措置、例えば電源設備の一部
25 又は全部の移設などの措置をとることは、困難なものではなかったが、被告国

(原子力安全委員会ないし保安院)は、実質的に、福島第一原発の敷地高を超える津波は到来しないとみなして、当面の間、具体的な安全対策をとらないこととしたものであり、このような判断に、専門技術的見地からみた合理性を見出すことはできず、そのような専門技術的裁量が被告国にあったとも認め難い。

5 以上によれば、福島第一原発の津波対策が省令技術基準に適合するとした原子力安全委員会ないし保安院の判断の過程には、看過し難い過誤、欠落があったというほかなく、被告国（経済産業大臣）は、これに依拠して規制権限を行使しなかったと認められるから、このような被告国（経済産業大臣）の判断には不合理な点があり、ひいては、その不行使は、許容される限度を逸脱して著
10 しく合理性を欠くものとして、国賠法1条1項の適用上違法と認めることができ、これを左右するような特段の事情は本件全証拠によっても認めることができない。

3 被告国の主張に対する補足説明

(1) 原子力規制に関する法令の趣旨・目的について

15 ア 相対的安全性の概念について

被告国は、原子力規制に関する諸法令が想定する安全性は、科学技術を利用した施設に求められる安全性を意味していると解するのが相当であり、科学技術の分野においては、「絶対的な安全性」、すなわち、どのような重大かつ致命的な人為ミスが重なっても、また、どのような異常事態が生じても、
20 原子炉内の放射性物質が外部の環境に放出されることが絶対にないといった達成不可能な安全性が確保できたことをもって安全と評価されるのではなく、「相対的安全性」、すなわち、科学技術を利用した施設などでは、常に何らかの程度の事故発生等の危険性を伴っているものであるが、その危険性の程度が科学技術の利用により得られる利益の大きさとの対比において、社
25 会通念上容認できる水準であると一般に考えられる場合には、これをもって安全と評価されるという考え方に依拠しているのであるから、原子力規制に

関する諸法令の規定が想定する安全性は、このような「相対的安全性」を前提とした一定レベルの安全性を意味していると考えられると主張する（前記第3章第2節第6，2(2)ウ(7) [①－169 頁]）。

当裁判所は、原子炉の安全性について、達成不可能なレベルの高度の安全性から相当程度の安全性に至るまで、種々のレベルの安全性があり得ると考えられるところ、行政庁が、当該原子炉施設の安全性の審査において、種々の安全性のレベルのうち、どのレベルの安全性をもって相当とするかの判断をするに当たっては、科学技術水準によるべきことはもとより、我が国の社会がどの程度の危険性であれば容認するかという観点を考慮に入れざるを得ないから、規制庁が、省令技術基準に適合しているか否かを判断するに当たっては、原子力行政の責任者である当該規制庁（経済産業大臣）の専門技術的裁量に委ねざるを得ない面があることは否定できないという考え方をとるものである（前記第1，2(2) [③－107 頁]）。被告国の主張は、当裁判所も前提として採用しているところであるから、同主張は、当裁判所の判断を何ら左右しない。

イ 被告国の責任の二次性・補完性について

被告国は、原子炉の利用及び安全確保については、事業者が一次的かつ最終的責任を負っており、被告国は二次的責任かつ補完的責任を負うにすぎないと主張する（前記第3章第2節第6，2(6)イ [①－178 頁]）。

同主張は、被告東電に民法上の義務違反が認められることを前提に、これと被告国の責任とを同視することはできないとの趣旨と解されるが、当裁判所は、被告東電については、民法上の損害賠償責任の特則たる原賠法上の損害賠償責任のみが成立し、民法上の損害賠償責任の規定は排除されとの考えの下、被告東電の民法上の義務違反の有無については直接これを検討せず、直截に、被告国の規制権限不行使の違法性について検討してこれを肯定するものであるから、被告国の責任が一次的か二次的か、最終的か補完的か

といった問題は、当裁判所の判断に何ら影響を与えない。

(2) 規制権限の性質について

ア 司法権の審査の範囲について

被告国は、原子力発電施設に係る「相対的安全性」の判断は、様々な理学的・工学的知見を踏まえた高度な科学的、専門技術的判断であり、法律家の思考判断とは本来的に異質のものを含むから、司法権による審査もこれを十分に踏まえて行われる必要があり、その意味で行政庁に広範な裁量が認められると主張する（前記第3章第2節第6，2(2)ウ(ア) [①-169 頁]）。

当裁判所は、被告行政庁に求められる専門技術的裁量の性質について、安全審査における処分要件の認定判断の過程における裁量であって、政治的、政策的裁量の場合のように、諸々の事情が関係し、政治的立場等によりいくつかの考え方がいずれも成り立ち得るが、そのどれを採るかは行政庁の広範な裁量に委ねられているといった性質のものではないのであるから、行政庁の判断に対する司法審査に当たっては、その範囲が、被告行政庁の判断に著しい不合理があるか否かに限定されるというのではなく、「被告行政庁の判断に不合理な点があるか否か」という観点から審理判断が行われるべきであるとの考え方とするものである（前記第1，2(2) [③-107 頁]）ところ、被告国の主張はこれと同旨と考えられる。当裁判所は、このような考え方を取った上で、被告国の責任を肯定するものであるから、被告国の上記主張は、当裁判所の判断を何ら左右しない。

イ とり得る津波対策についての科学的、専門技術的判断について

被告国は、被告国が規制権限を行使して求めるべき津波対策は、第一義的に定まるものではなく、津波対策を求めるか否か、求めるとしていかなる対策を求めるのかという判断については、高度の科学的、専門技術的判断が必要となるから、この点につき広範な裁量を有していると主張する（前記第3章第2節第6，2(2)ウ(イ) [①-170 頁]）。

当裁判所は、法の趣旨、目的及び規制権限の性質等に照らすと、規制権限の発動につき経済産業大臣に広範な裁量を与えられているとはいっても、その裁量は、電気事業の運営の適正と公共の安全確保等の両立のために付与されているというべきであって、当該原子力発電所の構造や設備の安全性について問題があると認められる場合には、特段の事情がない限り、規制権限を敢えて発動しないという裁量があるわけではなく、それにもかかわらず、規制権限を行使しないという判断がなされ、かつ、その判断が不合理なものと判断される場合には、当該事情の下においては、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くことに帰着するとの考え方をとった上（前記第1，2(3) [③-109頁]），本件においては、福島第一原発の敷地高を超える津波は到来しないとみなして、当面の間、具体的な安全対策をとらないこととするのを正当化するだけの特段の事情は認められないとするものである（前記2(4) [③-119頁]）。

被告国の上記主張が、上記裁判所の考え方を超えて、安全性について問題があると認められる場合であっても、それに対する規制権限を敢えて発動しないという裁量を認めるべきであるという趣旨のものであるとすれば、それは、専門技術的裁量の性質を、政治的・政策的裁量、すなわち、諸々の事情が関係し、政治的立場等によりいくつかの考え方がいずれも成り立ち得るが、そのどれを採るかは行政庁の広範な裁量に委ねられているといった性質のもと同視する考え方というほかはなく、そのような考え方を採用することはできない。

被告国の上記主張が、当時の科学的、専門技術的判断に照らし、規制権限を敢えて発動しないとする判断に合理性があったから、被告国の規制権限不行使は裁量の範囲内であったという主張であるとすれば、前記のとおり、当裁判所は、平成21年9月当時の専門的知見の成熟度合いに照らし、福島第一原発の敷地レベルを超える津波を安全対策の対象から除外できる状況に

はなく、他方、確率論的安全評価に関する研究は、実際の安全対策に反映できるような成熟性を備えた科学的知見とはいいい難かったから、その時点で、福島第一原発の敷地高を超える津波は到来しないとみなして、当面の間、具体的な安全対策をとらないこととすることに、専門技術的見地からみた合理性を見出すことはできないと判断するものである（前記2(3) [③－118 頁]）から、被告国の上記主張は、採用することはできない。

結局、被告国の主張するところの「高度の科学的、専門技術的判断」に基づく津波対策は、津波リスクの定量分析を必須の前提とする防潮堤の建設か、実践的レベルにはほど遠い確率論的安全評価の進展を待つかという二者択一にほかならず、それ以外の対策は観念し得ないというに等しいものであるが、そのような考え方は、科学的、専門的技術的観点を考慮しても採用できない。

ウ いわゆる「グレーデッドアプローチ」の考え方について

被告国は、被害が発生する危険性が高度にかつ切迫していると認め難い状況における防災対策については、行政庁や原子力事業者の投資できる資源（人的資源及び物的資源）は有限であるから、行政庁が様々なリスクの中から特定のリスクを選択し、対策を実施していく上では、リスクの程度、対策の有効性・確実性、対策が施設に及ぼす影響、コスト等といった観点から、科学的、専門技術的知見に基づいて総合的に判断する必要があるところ、機械工学、原子力工学の世界では、そのような専門技術的判断を行うに当たっては、「リスクの大きさに基づいてリソース（資源）を割く。」という「グレーデッドアプローチ」に基づく考え方が基本的に妥当するから、被告国の裁量の幅は相当に広いというべきであると主張する（第3章第2節第6，2(2)ウ(ウ) [①－171 頁]）。

当裁判所は、いわゆる「グレーデッドアプローチ」の考え方自体を否定するものではない。しかし、ここでいう「リスクの大きさ」とは、想定される

損害の大きさと想定される事象の発生確率を掛け合わせて把握されることになると考えられるところ、本件においては、平成21年9月当時の専門的知見の成熟度合いに照らし、福島第一原発の敷地高を超える津波を安全対策の対象から除外できる状況にはなく、他方、確率論的安全評価に関する研究は、実際の安全対策に反映できるような成熟性を備えた科学的知見とはい

5 難かったのであるから、福島第一原発の敷地高を超える津波の到来確率は、具体的に定量化できないにしても、隕石の落下直撃などとはおよそ別次元のものといえる程度の相応の確率であったといえることができる。したがって、いわゆる「グレーデッドアプローチ」の考え方に沿っていても、本件において、福島第一原発の敷地高を超える津波到来の相応の確率と、それにより生

10 じると定性的かつ具体的に想定される全電源喪失という事故及びそれにより引き起こされる被害の甚大さを掛け合わせた場合、把握されるリスクの大きさに基づくと、リソースを何ら割く必要がないとの帰結を導く余地はないし、実践的レベルにはほど遠い確率論的安全評価の進展を待つという悠長

15 なリソースの割き方で足りるとする帰結を導く余地もない。

なお、予測される被害の切迫性については、後記(3)のとおりである。

以上によれば、被告国の上記主張は、当裁判所の判断を何ら左右しない。

(3) 予見可能性・被害の切迫性について

ア 津波到来の危険性について

被告国は、本件においては、万が一、長期評価によって福島第一原発の敷地高を超える津波の発生を予見することができたと判断される余地があるとしても、本件事故前においては、その危険性は高度とも、切迫していたともいえなかったのであるから、他に優先的に行う事柄があれば、その対策を優先することも許される状況にあったというべきであると主張する（第3章

20 第2節第6の2(3)ア [①—172頁]）。

確かに、長期評価の見解は、科学的知見としての熟成度において限定的で

あったから、直ちにこれを踏まえて仮定的な数値を用いて津波シミュレーションを実施すべきとするのは合理的とはいいい難い(前記2(1)ウ[③-113頁])。

しかし、平成21年9月当時の専門的知見の成熟度合いに照らしても、福島第一原発の敷地高を超える津波を安全対策の対象から除外できる状況にはなかったものである(同[③-113頁])。そして、規制権限不行使の違法性を判断する要素としての被害の切迫性は、単にその発生確率の高低のみによって判断されるべきものではなく、想定される損害の大きさと想定される事象の発生確率を掛け合わせて把握されるリスクの大きさの大小によって判断すべきものと考えられる(前記(2)ウ[③-124頁]参照)ところ、平成21年9月当時の専門的知見の成熟度合いに照らし、福島第一原発の敷地高を超える津波の到来確率は、具体的に定量化できないにしても、隕石の落下直撃などとはおよそ別次元のものといえる程度の相応の確率であったということができ、この確率と、上記津波により生じると定性的かつ具体的に想定される全電源喪失という事故及びそれにより引き起こされる被害の甚大さとを掛け合わせたリスクの大きさは、これに対するリソースを割く必要がないとか、実践的レベルにはほど遠い確率論的安全評価の進展を待つというリソースの割き方で足りるというようなものではおよそない(同[③-124頁])。

前記のとおり、被告国は、福島第一原発の津波耐性が極めて脆弱であり、ひとたび敷地高を超える津波が福島第一原発に到来すれば極めて重大な事故を招来し得ることを認識していたし、そのような津波のリスクを定量的に分析することは困難であったものの、平成21年報告により、津波評価技術の各論を前提とする安全対策はその根拠を失い、福島第一原発が津波に対して事実上有していた裕度も実質的に失われて、少なくとも、平成21年報告が念頭に置く貞観津波について検討しさえすれば安全対策として十分であるとは到底いえない状況に至っており、福島第一原発の対津波安全性は、ひ

とえに、敷地高を超える津波が到来しないという一事に依拠して確保されるという、極めて緊迫した状態に至っていた（前記2(1)オ [③－115 頁]）のであるから、福島第一原発の敷地高を超える津波の到来の危険性が高度でなかったとか、切迫していなかったなどということは到底できない。

5 よって、被告国の上記主張は採用できない。

イ 地震対策が喫緊の課題と認識されていたことについて

被告国は、本件事故以前、保安院は数ある規制課題に着実に取り組んでいた上、原子力発電所において対策を検討すべき自然事象の中でも、津波ではなく地震対策が喫緊の課題と認識されていたため、津波対策をすべく規制権限を行使しなかったことが著しく合理性を欠くと評価される余地はないと主張する（前記第3章第2節第6，2(3)イ [①－173 頁]）。

しかし、津波対策と地震対策は、いずれかに取り組んでいる間は他方に取り組む必要がないというような非両立的なものではなく、それぞれ、その時々
15 科学知見の成熟度に応じて取組がなされるべき筋合いのものというべきである。このことは、地震対策に限らず、その他の規制課題についても全く同様に当てはまると解される。

当裁判所は、平成21年9月当時、地震対策が被告国（保安院）にとって喫緊の課題であったことを否定するものではないが、そうであるなら、なおのこと、前記アのとおり認められる福島第一原発の敷地高を超える津波到来
20 の危険性に対して、地震と並行して対策のための知恵を絞るべきであり、かつ、そのような対策のために知恵を絞ることは決して困難なことではなかったと認めるものである（前記2(2) [③－116 頁]）から、被告国の上記主張は採用の限りでない。

(4) 結果回避措置・結果回避可能性について

被告国は、本件事故前の工学的知見に照らし、津波対策として導かれる結果
25 回避措置が、敷地高を上回ることが想定される箇所に防潮堤・防波堤等を設置

することによってドライサイトを維持するものであるとした上で、本件事故後に講じられた規制措置は、本件事故によって得られた知見を踏まえて講じられたものであり、本件事故以前の知見から導かれるものではない（前記第3章第2節第6の2(4) [①－175 頁]）と主張する。

5 この点に対する当裁判所の説明は、前記第4節第3 [③－75 頁] で述べたとおりである。なお、確かに、証拠上、本件事故前の時点で、敷地高を超える津波の到来に対する安全策として、原子力工学者をはじめとする専門家も、もっぱら防潮堤の設置のみを念頭に置いていたとうかがわれる。しかしながら、このこと自体、被告国が4省庁報告書等の検討以来、一貫してとってきた基本姿勢の前提となる考え方、すなわち、「津波は構造物で十分に防げる。」という考
10 えは人間のおごりであり、構造物によるハード面での津波対策だけでは足りない（前記第4章第4節第4(7)イ(イ) [②－238 頁]）という、工学研究上の叡智から離れ、構造物によるハード面での津波対策を行えば十分であるとの考えにとらわれたものといわざるを得ない。被告国の主張は採用できない。

15 (5) 現実に実施された措置（対応）について

 ア 確率論的安全評価手法について

 被告国は、保安院は、被告東電に対し、長期評価の見解が公表された直後の平成14年8月に長期評価の見解の取扱いについて説明を求めるなどし、被告東電が決定論ではなく確率論においてこれを取り扱っていく方針であるとの報告を受けて了承しているとして、被告国の対応は合理的であったと
20 主張する（第3章第2節第6の2(5) [①－175 頁]）。

 既に認定判示のとおり、保安院は、長期評価と津波評価技術の各論との整合性について問題視し、被告東電に回答を求めたが、被告東電から、津波評価技術に基づいて確定論的に津波の検討をするならば、福島～茨城沖には津波地震を想定せず、電力共同研究で実施する確率論的津波ハザード解析で、
25 福島～茨城県沖で発生する津波を分岐として扱って対応したいとの回答を

得て、これを合理的なものと認め、その後、特段の指摘や指示を行わなかったものである（前記第4章第1節第13〔㉔—60頁〕）。

被告東電の上記回答は、佐竹健治から「今後の津波地震の発生を考えたとき、どちらが正しいのかと聞かれた場合、よくわからない、というのが正直な答えです」との回答を受けながら、そのことに言及せず、ことさら佐竹健治が長期評価の見解に異論を唱えたとの点を強調して導き出されたものであるから、仮に、保安院が、同回答の根拠を精査することなく、規制庁として確定論的な津波対策を不要とするとの意思決定をしたというのであれば、それは安易にすぎるといふべきであり、そのような意思決定に合理性を見出すことはできない。

また、そもそも、被告東電の上記回答に対する被告国の対応は、特段の指摘や指示を行わなかったという消極的なものにすぎず、福島第一原発における津波リスクについて、真摯にこれを評価して対策を練ろうとする姿勢の表れとみることとはできないところ、その後、平成21年9月の段階になっても、確率論的安全評価手法に関する研究は、実際の安全対策に反映できるような成熟性を備えた科学的知見とはいいい難かったのであり、証拠上、被告国が、このような確率論的安全評価手法に関する研究の成熟度に応じて何らかの措置をとろうとした形跡も見出せないから、これら一連の対応をもって合理的なものと評価する余地はない。

イ 知見の収集について

被告国は、地震や津波の知見の収集に努めるとともに、その時々を得られた知見に基づいて安全対策を講ずるよう行政指導を繰り返してきたとして、被告国の対応は合理的であったと主張する（前記第3章第2節第6、2(5)ウ〔㉑—177頁〕）。

しかしながら、知見の収集及びそれに基づく行政指導は、長期的視点から施設の安全を確保するというものであるから、福島第一原発が省令技術基準

に適合していないという事態が明らかとなって技術基準適合命令を発令すべきであったか否かという本件が取り扱う問題とは局面を大きく異にする。

(6) 被告東電の結果回避が期待できたかどうかについて

被告国は、規制対象者が一次的責任を負い、被告国が二次的責任を負う事項
5 に係る規制権限の不行使の違法性を判断する場合には、「規制対象者による結果回避が期待できないこと」を「規制権限行使以外の手段による結果回避困難性」として考慮する必要があるとした上で、被告東電は、喫緊の課題であった地震対策に優先的に取り組みつつ、津波対策についても、マイアミ論文を発表し、土木学会原子力土木委員会津波評価部会で研究を進めていた確率論的津波
10 ハザード解析手法の中間とりまとめを行うなど、種々の試行をしながら可能な限りの合理的な対応をしてきたのであり、必要な津波対策を長期間にわたって放置しているなど、被告東電に任せておいたのでは十分な津波対策がされない可能性があることをうかがわせる事情は客観的に存しなかったから、規制権限行使以外の手段による結果回避が困難とはいえなかったなどと主張する（第3
15 章第2節第6の2(6) [①－177 頁]）。

被告国の責任が一次的か二次的か、最終的か補完的かといった問題が、当裁判所の判断に何ら影響を与えないのは、前記(1)イ [③－121 頁] で判示のとおりである。また、確率論的安全評価手法の研究が、実際の安全対策に反映できるような成熟性を備えた科学的知見とはいいい難く、その進展を待つといった悠
20 長な考え方をとり得ないことは、同(3) [③－125 頁] で判示のとおりである。

加えて、本件においては、治水勉強会の議論を通じて、津波安全対策を耐震バックチェックに委ねることとされ、耐震バックチェックにおいては、平成18年耐震設計審査指針にあるとおり、地震随伴現象である津波についても検討すべきとされていたにもかかわらず、平成20年3月に提出された被告東電の
25 福島第一原発に関する耐震バックチェック中間報告書には津波安全対策に関する記載がなく、平成21年9月に至って、エネ庁合同WGの議論を経てよう

やくなされた平成21年報告は、被告国にとってみれば、従前福島第一原発の敷地高が想定津波に対して事実上有していた裕度を実質的に喪失させ、かつ、従前津波評価技術の各論に従い実施されていた措置の安全性を現に覆すという、極めて重大な内容だったのである（前記第3節第2，2(2) [③-17頁]，
 5 同(4)ア(ウ) [③-20頁]）から、このような状況下においては、既に被告東電による津波対策の実施を期待できる段階にはなかったというべきである。

以上の次第で、被告国の上記主張は採用の限りでない。

第7節 争点7（被告東電の責任と被告国の責任の関係）について

第1 当裁判所の判断の結論

10 当裁判所は、被告国の国賠法1条1項に基づく損害賠償責任と、被告東電の原賠法3条1項に基づく損害賠償責任とは、民法719条1項前段の定める共同不法行為に該当し、かつ、被告国は、被告東電と同額を連帯して支払うべき義務（不真正連帯債務）を負うと解するものである。

第2 当裁判所の判断の理由

1 共同不法行為の成否

15 本件では、被告国の国賠法1条1項に基づく損害賠償責任と、被告東電の原賠法3条1項に基づく損害賠償責任とが競合している。被告国は、規制庁として、電力事業者に対し規制権限を行使する立場にあるものの、それらの権限は、刑事罰をもって履行を強制すべき最低限度の警告義務を明らかにするものにすぎず、
 20 その不行使によって、電気事業者らの私法上の責任を限定するものではないから、民法719条1項前段の要求する関連共同性を充足しないとも思われる。

しかしながら、原賠法3条1項は不法行為の特則であるから、同項に基づく損害賠償責任と被告国の国賠法1条1項に基づく損害賠償責任との間に民法719条1項前段に基づく関係は成り立ち得るものと解される。そして、関連共同性の要件に関して検討すると、被告東電の原賠法3条1項の責任における構成要件
 25 は、「原子炉の運転等により原子力損害を与えたとき」であり、本件に即してい

えば、本件事故を引き起こしたことであるところ、それに至る客観的事実経過は、
(法的な意味での「過失」を観念できるかどうかはともかく) 被告東電においても福島第一原発の敷地高を超える津波を予見することなく、これに対する安全対策を施していなかったというものである。これに対し、被告国の規制権限不行使
5 の違法を基礎付ける事実関係も、福島第一原発の敷地高を超える津波を予見することができ、これに対する安全対策を施すべく規制権限を行使することが可能であったのに、これを行行使しなかったことである。そして、原子力発電所における安全対策は、その細部にわたるまで、被告国が定めた法令(炉規法、電気事業法、省令62号、各種指針類)により律せられ、その安全対策の適否についても、原
10 子力安全委員会及び保安院の判断に全面的に依拠しているものである。そうすると、原子力発電所の安全対策は、電力事業者である被告東電と規制庁である被告国とが共働して立案・実施していく性質のものであったといえるから、被告東電の原賠法3条1項の責任を基礎付ける事実関係と、被告国の国賠法1条1項に基づく損害賠償責任を基礎づける事実関係とを峻別することは相当でなく、むしろ、
15 両者は、その大部分において重複するというべきである(その意味で、本件の事案は、有害な製品を流通させた製造・販売会社の責任と、これを監督すべき国の国家賠償責任とが問題となるような事案とは、その性質を異にすると考えられる。))。

そうすると、被告国の国賠法1条1項に基づく損害賠償責任と、被告東電の原
20 賠法3条1項に基づく損害賠償責任との間に、各責任を基礎付ける事実関係の共通性を認めることができるから、被告国の責任の法的性質を勘案してもなお、上記両責任の間に民法719条1項前段の求める関連共同性を肯認することができる。

2 被告国の責任の割合について

25 前記のとおり、平成21年9月時点で、被告国(原子力安全委員会ないし保安院)が予見することができた重大な被害は、その発生・不発生が、福島第一原発

の敷地高を超える津波が到来するかしないかという偶然の事情によって左右される極めて不安定な状況の下にあり、かつ、これを回避するためにとり得る措置は限定的で、電源設備の移設よりほかにあり得ないという、極めて緊迫・切迫した状況にあったところ、被告国にとって、防潮堤や主要設備の被水・浸水防止措置をとることができないことを前提としつつも、敷地高を超える津波が到来することを念頭に置いたその余の措置、例えば電源設備の一部又は全部の移設などの措置をとることは、困難なものではなかったが、被告国（原子力安全委員会ないし保安院）は、実質的に、福島第一原発の敷地高を超える津波は到来しないとみなして、当面の間、具体的な安全対策をとらないこととしたものであり、このような判断に、専門技術的見地からみた合理性を見出すことはできず、そのような専門技術的裁量が被告国にあったとも認め難く、このような判断の過程には、看過し難い過誤、欠落があったというほかはない（前記第6節第2，2(4)〔**③**—119頁〕）。このような事情の下においては、被告国の規制権限が、本来的には、一次的責任者たる被告東電に対して、刑事罰をもって省令技術基準不適合の是正を強制するという意味で二次的な性質を有していたとしても、それを理由に、被告国の責任を、被告東電のそれと比べて限定する理由は見出し難い。

したがって、被告国は、被告東電と同額を連帯して支払うべき義務（不真正連帯債務）を負うというべきである。

第3 被告国の主張に対する説明

被告国は、損害の公平な分担という損害賠償の基本理念に照らすと、被告国の責任の範囲は、第一次的責任者である被告東電に比して、相当程度限定されたものになるべきであるとして、いわゆる水俣病訴訟やじん肺訴訟に係る裁判例を例示する。

しかし、いわゆる水俣病訴訟は、被告国の規制権限不行使の違法が認められる時点より以前の事情が被害者の発症に寄与していると認められた事案であったし、いわゆるじん肺訴訟は、共同被告となった私企業が被害者たる労働者に対し

て直接に契約上の安全配慮義務を負うという関係にあったものであるから、被告国の規制権限不行使の違法が直接的に本件事故の発生に寄与し、かつ、原告らと被告東電との間に何らの契約関係もない本件とは事案を異にするというべきである。

- 5 第8節 争点8（本件で賠償の対象となるべき精神的損害の範囲及び法的性質並びに慰謝料の額）、争点9（避難指示区域の指定がない居住地から避難した場合の避難の合理性）及び争点10（主な財物損害についての損害認定の在り方）について

上記各争点については、本件で認められる被侵害利益の整理と位置づけの在り方如何によって結論が左右されるものであるから、本判決においては、これらを
10 一括して論ずることとする。

第1 被侵害利益の考え方について

1 当裁判所の判断の結論

- (1) 本件において、原告らは以下のとおり主張する。

すなわち、原告らは、本件事故によって、従前豊かに享受していた生活基盤
15 を根こそぎ奪われ、あるいは大きく損傷させられたもので、このような被害は、前代未聞、空前絶後の未曾有のものであり、この被害の広範さ、甚大さ、深刻さは他に例をみないものであるところ、このような全般的な被害を、損害賠償という枠組みの中で、どのように整理し観念すべきであるかは、本訴における重要な課題の一つであり、そのことによって被害者に適正な賠償を保障することが司法の役割である。とりわけ、原告らの非財産的損害（精神的損害）につ
20 いて、どのように整理すべきかが問題であり、原告らは、それを「避難生活の労苦に伴う慰謝料（避難慰謝料）」と、「従前の生活基盤が破壊され、又は毀損、変容されたことによる精神的苦痛に対するふるさと喪失・生活破壊慰謝料」とに区分して、それぞれの賠償を請求する。

- 25 (2) しかしながら、「避難生活の労苦」といっても、その内実は、放射性物質による健康影響に対する恐怖心や不安、従前の自宅での平穏な生活を送れないこ

とに対する苦痛、避難先で不便を強いられることによる苦痛（精神的なもののみならず肉体的なものも含む）など、多岐にわたっている。他方、「従前の生活基盤が破壊され、又は毀損、変容されたことによる精神的苦痛」の内実には、放射性物質による健康影響に対する恐怖心や不安、従前の自宅での平穏な生活（地域コミュニティに根ざした生活）を送れないことに対する苦痛など、「避難生活の労苦」にもまたがる連続した心理状態が含まれる。したがって、当裁判所は、原告らの精神的損害を、原告らが主張するように当然に「避難慰謝料」と「ふるさと喪失・生活破壊慰謝料」とに切り分けて、法的に別個の評価をすることは困難と考える。

(3) 原発事故により従前の住居からの移住を余儀なくされた場合の被侵害利益としては、いわゆる平穏生活権（その内容については後記2(1)ア[③-138頁]参照。以下、単に「平穏生活権」という。）、居住、移転の自由のほか、財産権、生存権、生命・身体の自由（人身の自由）など、各種の法的権利が考えられるところ、本件においては、このような広範な権利の一部又は全部が、多種多様な規模・態様で侵害されており、かつ、これら権利は、それぞれ、共通又は類似の側面を有していて、その相互の関係は極めて複雑である。

(4) 当裁判所は、このような広範な権利侵害をいかに整理するかに当たり、まず、抽象的に、権利の性質に着目して考察し（後記2(1)）、次いで、現象面に視点を移し、具体的な精神的損害の類型に着目して考察する（後記2(2)）ことで、権利侵害が認められる場合の整理と位置づけを行った。その帰結は以下のとおりである。

ア まず、権利の性質に着目すると、原発事故により従前の居住場所からの避難を余儀なくされた場合、平穏生活権や居住、移転の自由の侵害を観念することができる。

これらの権利侵害は、多くの場合、第一義的には、これら生命・身体の自由、生存権、財産権の侵害と構成された上で、それに対する金銭賠償がなさ

れば、平穩生活権侵害ないし居住、移転の自由の侵害に対する救済もなされたとみることとなる（後記2(3)〔㊟－154頁〕（当裁判所は、このような場合を整理し、「**A**の場合」とする。）。)

しかし、第一義的には、生命・身体の自由、生存権、財産権の侵害と構成できるが、そのみでは、平穩生活権や居住、移転の自由の侵害を評価し尽くせない場合（当裁判所は、このような場合を整理し、「**B**の場合」とする。）や、第一義的にみれば、生命・身体の自由、生存権、財産権の侵害と構成できないが、それらとは別に平穩生活権や居住、移転の自由の侵害と構成できる場合（当裁判所は、このような場合を整理し、「**C**の場合」とする。）も考えられる。

イ そこで、視点を現象面に置き換え、考えられる精神的損害の類型ごとに、その内実を検討し、上記**B**及び**C**に該当する場合が観念できるかどうか分析すると、以下のとおり整理できる。

(ア) 第一義的には、生命・身体の自由、生存権、財産権の侵害と構成できる場合であっても、これに加え、㊦家族とともに暮らしつつ、㊧職場や学校等における活動を通じて自己の人格を発展させ、㊨友人、親戚等当該地域の住民との人的つながりを通じて相互に助け合い又は自己の人格を発展させ、㊩その他当該地域の自然環境や生活資源の恩恵を受けながら精神的に満ち足りた生活を送るという平穩な生活が同時かつ包括的に喪失されたときは、生命・身体の自由、生存権、財産権の侵害という構成では評価し尽くせない別段の平穩生活権侵害ないし居住、移転の自由の侵害があったと観念することができる（**B**の場合。後記(3)イ〔㊟－154頁〕）。当裁判所は、このような場合の平穩生活権ないし居住、移転の自由の侵害を、「当裁判所が認めるふるさと喪失損害(**B**)」と呼称する（後記第2の2(1)イ〔㊟－157頁〕）。

(イ) 第一義的にみれば、生命・身体の自由、生存権、財産権の侵害と構成

できない場合であっても、当該地域の住定時の生活環境と変動後の生活環境とを客観的に比較して、社会通念に照らし、一般人であれば、その生活環境が、住定時に想定されていた無形物質・無体物（放射性物質を含む。以下、同じ。）による悪影響の変動幅を超えて悪化したと判断するであろうと認めるに足りる事情がある場合には、放射性物質による健康被害におおびえることなく自己の住所又は居所を自由に決定し当地で生活する権利すなわち平穏生活権ないし居住、移転の自由に対する侵害があったと観念することができる（**C**の場合。後記(3)ウ [3-154 頁]）。当裁判所は、このような場合の平穏生活権ないし居住、移転の自由の侵害を、「当裁判所が認める自己決定権侵害(**C**)」と呼称する（後記第 3, 2(1)[3-165 頁]）。

ウ 上記の整理を踏まえると、精神的損害（生命身体傷害を伴わない場合）に対する慰謝料については、以下の 3 類型に分類されることとなる。

(ア) 当裁判所が認める避難慰謝料(**A**)

本件事故を契機に、避難指示又は避難要請（避難指示等）が出された地域、又はこれら避難指示等が出された地域でなくても当裁判所が認める自己決定権侵害(**C**)を肯認できる地域から避難をして、避難所ないし車中生活を余儀なくされた場合には、生命・身体的自由ないし生存権の侵害と構成できる（前記ア）から、原則として日額 2 0 0 0 円の「当裁判所が認める避難慰謝料(**A**)」（資料 3 6（第 6 分冊）の「当裁判所が認める避難慰謝料(**A**)」の欄）を認める。

(イ) 当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(**B**)

従前の居住地について避難指示ないし避難要請が出された場合には、生命・身体的自由、生存権、財産権の侵害があることに加えて、生命・身体的自由、生存権、財産権の侵害という構成では評価し尽くせない別段のいわゆる平穏生活権侵害ないし居住、移転の自由の侵害があったと観念することができる（前記イ(ア)）から、資料 3 6（第 6 分冊）の「当裁判所が

認めるふるさと喪失慰謝料(Ｂ)」欄のとりの慰謝料を認める。

(ウ) 当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(Ｃ)

また、屋内退避区域や緊急時避難準備区域を含めた浜通り並びに中通り北部及び中部に住居を有していたときは、生命・身体の自由、生存権、財産権の侵害と構成できないが、放射性物質による健康被害におびえることなく自己の住所又は居所を自由に決定し当地で生活する権利すなわち平穏生活権ないし居住、移転の自由に対する侵害があったと観念することができる(前記イ(イ))から、資料36(第6分冊)の「当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(Ｃ)」欄のとりの慰謝料を認める。

(5) 以下、当裁判所が整理したところを詳述する。

2 当裁判所の判断の理由

(1) 権利の性質に着目した検討

ア いわゆる平穏生活権についての当裁判所の考え方

何人も、自己の住居及びその立地する周辺環境について、同所で平穏な生活することはもちろん、そのみならず、地域コミュニティの中で、仕事、学校、地域住民との各種交流等を通じて、自己の人格を発展形成させながら生活するという意味において、人格権ないし人格的利益を有するものというべきである。このような人格権ないし人格的利益について、以下の判示においては「平穏生活権」と呼称することとする。

ところで、平穏生活権の侵害といっても、物理的・有形的な生活基盤の破壊(家屋の損壊、集落の全部又は一部の被災による変形・変容)や無形物質・無体物による生活環境の悪化(騒音、振動、悪臭、大気汚染等)から、第三者の有形(暴行)、無形(強迫、嫌がらせ)の侵害行為、さらには風評によるイメージダウンまで、その態様は実に多種多様である。

そして、これらの侵害態様は、多くの場面において、直接的な権利侵害を伴う。例えば、家屋などの財産が毀損した場合には、憲法上の財産権(憲法

29条)侵害として構成されるし、直接の財産的侵害と評価できないときであっても、無形物質・無体物による生活環境の悪化や第三者による侵害行為の場合は、直接的には憲法上の生命・身体の自由(同13条, 31条)ないし生存権(同25条)の侵害として構成されることとなると解される。平穩生活権の侵害は、多くの場合、これら直接的な権利侵害と重畳して、かつ、これら直接的な権利侵害から派生する効果として内在的に観念される性質のものであり、必ずしも常にこれら直接的な権利侵害とは別個に独立した存在として観念されるものではないと考えられる。例えば、住居の損壊等財産権侵害により転居を余儀なくされるなどして平穩生活権の侵害があった場合には、通常は、財産権の回復をもって、平穩生活権侵害に対する救済もなされたとみることとなる(財産権の価額評価において、平穩生活権侵害の内容を実質的に考慮することはあっても)と解されるし、生命・身体のないし生存権の侵害により、例えば転居・転職を余儀なくされた場合であっても、それにより生じた積極・消極両面の損害(治療費、転居費、休業損害、逸失利益など)の填補のほか、これら侵害の程度に応じた精神的損害が金銭的に賠償されることをもって、平穩生活権侵害に対する救済もなされたとみることとなる。当裁判所は、平穩生活権は、本来的には憲法13条に由来するものとするものであるが、これは、上記生命・身体のないし生存権、財産権といった、憲法上のいわゆる人権カタログが掲げる法的権利と別個独立に成立・存在する人格権ないし人格的利益というよりは、これらと連続性を有した人権の一側面を形成するものと解するものである。

イ 居住、移転の自由についての当裁判所の考え方

何人も、居住、移転の自由を有する(憲法22条)。ここでいう居住、移転の自由は、自己の住所又は居所を自由に決定し、移動することを内容とする。居住、移転の自由、とりわけ居住の自由は、多くの場合、特定の住居において生活を営むことの自由を内在する。したがって、居住の自由の侵害は、

多くの場合、機能的にみて住居を自由に使用できなくなることを伴うか、又は、身体の拘束その他移動上の制約により住居を自由に使用できなくなることを伴う。前者の場合、例えば、住居の損壊等により転居を余儀なくされて、その住居において自由に生活を営むことができなくなった場合は、直接的には財産権の侵害として構成され、財産権の回復をもって、居住の自由の侵害
5 に対する救済もなされたとみることとなると解される。また、後者の場合、例えば、特定の場所での滞在を強制されて自由な移動が困難になった場合は、直接的には人身の自由（生命・身体の自由）ないし生存権の侵害として構成され、これら侵害の程度に応じた精神的損害が金銭的に賠償されることをも
10 って、居住の自由の侵害に対する救済もなされたとみることとなると解される。

なお、居住、移転の自由は、上記検討したところのみならず、自由に設定された住所ないし居所において、自己を人格的に発展させるという精神的自由の要素も併せもつと解されるが、その実質は、従前の住居地からの避難を
15 余儀なくされた場合を取り扱う本件においては、前記アでみた平穏生活権と同質のものと考えられる。

そうすると、従前の住居地からの避難を余儀なくされた場合における被侵害利益として居住、移転の自由をみる場合、これは、前記アの平穏生活権と同様、生命・身体の自由、生存権、財産権といった法的権利と別個独立に成立・存在する権利というよりは、これらと連続性を有した人権の一側面を形成するものと解される。

ウ 平穏生活権侵害及び居住、移転の自由の侵害があった場合の権利の性質についての整理

前記ア及びイでみたとおり、何らかの行為により従前の住居からの移住を
25 余儀なくされた場合、その被侵害利益の法的構成としては、平穏生活権侵害及び居住、移転の自由の侵害が考えられるところ、それらはいずれも、生命・

身体の自由、生存権、財産権といった法的権利と別個独立に成立・存在する権利というよりは、これらと連続性を有した人権の一側面を形成するものと解され、第一義的には、これら生命・身体の自由、生存権、財産権の侵害と構成された上で、それに対する金銭賠償がなされれば、平穩生活権侵害ないし居住、移転の自由の侵害に対する救済もなされたとみることとなると解される。個別にみると以下のとおりとなる。

(ア) 財産権侵害の場合

何らかの行為により従前の住居からの移住を余儀なくされた場合、旧住居の喪失が財産権侵害と評価できるときには、これに対する賠償をもって、通常は、平穩生活権侵害及び居住、移転の自由の侵害に対する救済もなされたとみることとなる。

(イ) 生存権侵害の場合

何らかの行為により従前の住居からの移住を余儀なくされた場合、移住後の生活が、健康で文化的な最低限度の生活（憲法25条1項）といえないときは、これによる精神的損害に対する賠償をもって、通常は、平穩生活権侵害及び居住、移転の自由の侵害に対する救済もなされたとみることとなる。具体的には、従前の住居からの離脱を余儀なくされて避難所で生活した場合などが考えられる。

(ウ) 生命・身体の自由の侵害

何らかの行為により従前の住居からの移住を余儀なくされた場合、健康に対する脅威等の事由により移動の自由が制限され、特定の場所での滞在を強制されたり、特定の場所からの離脱を強制されたりした結果、人身の自由（生命・身体の自由）の侵害と評価できるときには、これによる精神的損害に対する賠償をもって、通常は、平穩生活権侵害及び居住、移転の自由の侵害に対する救済もなされたとみることとなる。具体的には、被ばくの可能性により、自宅からの避難を強制された場合や、その結果として、

避難所での生活を余儀なくされた場合などが考えられる。

(2) 精神的損害の類型からみた検討

前記(1)のとおり，平穏生活権や居住，移転の自由の侵害は，多くの場合，第一義的には，これら生命・身体の自由，生存権，財産権の侵害と構成された上で，それに対する金銭賠償がなされれば，平穏生活権侵害ないし居住，移転の自由の侵害に対する救済もなされたとみることとなるものである。

他方，第一義的には，生命・身体の自由，生存権，財産権の侵害と構成できるが，そのみでは，平穏生活権や居住，移転の自由の侵害を評価し尽くせない場合（**B**の場合）や，第一義的にみれば，生命・身体の自由，生存権，財産権の侵害と構成できないが，それらとは別に平穏生活権や居住，移転の自由の侵害と構成できる場合（**C**の場合）には，別段の考慮を要することになる。

そこで，そのような場合としてどのようなものが観念し得るかについて，視点を権利面から現象面に置き換え，精神的損害の諸類型を挙げてその具体的な内実を検討しつつ考察する。

15 ア 考えられる精神的損害の類型

原発事故により生じる精神的損害（身体障害を伴わないもの）の類型としては，①平穏な日常生活を喪失したことについて生じる精神的苦痛，②自宅に帰れないことにより生じる精神的苦痛，③避難生活の不便さから来る精神的苦痛，④先の見通しがつかないことによる不安・精神的苦痛【甲5・52頁参照】のほか，これら全ての精神的苦痛に共通してその基礎をなすものとして⑤放射性物質による健康影響に対する恐怖感や不安があると解される。以下では，これらの類型ごとに検討する。

20 イ 類型ごとの検討

(ア) ①平穏な日常生活を喪失したことについて生じる精神的苦痛について

25 平穏な日常生活といったとき，その内容を更に細かく検討すると，自己の設定した居住地において㊦家族とともに暮らしつつ，㊧職場や学校等に

おける活動を通じて自己の人格を発展させ、㉗友人、親戚等当該地域の住民との人的つながりを通じて相互に助け合い又は自己の人格を発展させ、㉘その他当該地域の自然環境や生活資源の恩恵を受けながら精神的に満ち足りた生活を送るものというように整理することができる（なお、放射性物質による健康影響に対する恐怖や不安を受けないで平穏な生活を送るという側面（㉙）については、後記(オ)で詳述する。）。

ところで、人がその居住地を変更して従前の生活環境から離脱する場合には、当然ながら、積極的・能動的に、新たな居住地での生活に希望を見出して従前の日常生活を任意に処分することもあれば、消極的・受動的に、従前の生活と新たな居住地での生活とを比較衡量して、やむなく従前の日常生活を放棄することもある。しかし、後者の場合であっても、その比較衡量の実質は、上記㉗ないし㉘の要素（以下「本件平穏生活4要素」という。）について、旧生活と新生活とを比較し、新生活においても、本件平穏生活4要素が相互にバランスを保って調和していると判断されるからこそ、従前の日常生活の放棄が任意なものとして正当化されることになる。そうすると、上記のような調和を見出すことができない状況下において、旧生活を任意でなく放棄せざるを得なかった場合を法的に整理すれば、前出の平穏生活権（一側面として人格的な権利をも含む）及び居住、移転の自由の侵害を観念することができるというべきである。以下詳述する。

a ①平穏な日常生活を喪失したことについて生じる精神的苦痛の法的整理

(a) 前記(1)でみたとおり、平穏生活権及び居住、移転の自由の侵害は、第一義的には、これら生命・身体の自由、生存権、財産権の侵害と構成されるべきものである。

(b) しかしながら、生命・身体の自由、生存権、財産権の侵害を契機に従前の住居からの移転を余儀なくされた場合であっても、上記㉗な

いし㊥の本件平穩生活 4 要素が同時かつ包括的に失われるようなことはまれであり、多くの場合はこれらのうちの少なくとも一部は維持されており、維持されているところを足掛かりに、新たな生活での本件平穩生活 4 要素についての調和を見出すことが可能であり、本件平穩生活 4 要素についての調和を見出せない状況に陥ることはまれである。

例えば、家屋などの財産が毀損した場合には、従前の家屋が使用不能であることを前提に、㊦家族との共同生活、㊧職場や学校での活動及び㊨従前の居住地域の住民との人的つながりをどのように維持するかを勘案し、その可能性と㊥従前の居住地域の自然環境や生活資源の恩恵の程度とを総合考慮して調和点を見出し、その考慮結果に基づいて新生活を選択することができるのが一般的であり、その反射的效果として旧生活を任意に放棄できるという状況下にあるからこそ、財産権の回復をもって、同権利と連続性を有した人権の一側面であるところの平穩生活権侵害ないし居住、移転の自由の侵害についても救済がなされたとみることができるといえる。

同様に、例えば、無形物質・無体物による生活環境の悪化や第三者による侵害行為により、生命・身体の自由や生存権が侵害されたと構成できる場合には、㊥従前の居住地域の自然環境や生活資源の恩恵の程度が低下したり、㊨従前の居住地域の住民との人的つながりに一部不具合を生じているといった事情を前提に、㊦家族との共同生活、㊧職場や学校等での活動及び㊨なお存続している従前の居住地域の住民との人的つながりをどのように維持するかを総合考慮して調和点を見出し、その考慮結果に基づいて新生活を選択することができるのが一般的であり、その反射的效果として旧生活を任意に放棄できるという状況下にあるからこそ、生命・身体の自由や生存権の侵害に対す

る金銭賠償がなされることをもって、これらの権利と連続性を有した人権の一側面であるところの平穩生活権侵害についても救済がなされたとみることができるといえる。

さらに、例えば、身体の拘束その他移動上の制約により特定の場所での滞在を強制されて人身の自由（生命・身体の自由）や生存権が侵害されたと構成できるような場合には、同制約が違法なものであればそれが解消されることを前提に、制約されていた本件平穩生活 4 要素が一応回復し、それをもって、旧生活が、それと全く同一・同質のものでないにしても新生活に転化・昇華して、新たに本件平穩生活 4 要素についての調和点を見出すことができるのが一般的であり、そうであるからこそ、違法な移動上の制約に基づく人身の自由（生命・身体

の自由）や生存権の侵害に対する金銭賠償がなされることをもって、これら権利と連続性を有した人権の一側面であるところの居住、移転の自由の侵害についても救済がなされたとみることができるといえる。

(c) 以上の次第で、平穩生活権や居住、移転の自由の侵害が、第一義的には、生命・身体の自由、生存権、財産権の侵害と構成された上で、それに対する金銭賠償がなされれば、平穩生活権侵害ないし居住、移転の自由の侵害に対する救済もなされたとみることとなるとはいっても、それが可能なのは、前提として、上記㊦ないし㊧の本件平穩生活 4 要素の少なくとも一部が維持されており、本件平穩生活 4 要素について、旧生活と新生活とを比較し、新生活においても、本件平穩生活 4 要素が相互にバランスを保って調和していると判断できるという状況が存在するからにほかならない。

そうすると、本件平穩生活 4 要素が同時かつ包括的に喪失されたような場合には、旧生活と新生活とを比較し、新生活においても、本件

平穏生活 4 要素が相互にバランスを保って調和しているかどうかを判断する前提を欠くこととなり、仮に生命・身体自由、生存権、財産権の侵害を観念できたとしても、それをもって平穏生活権ないし居住、移転自由の侵害に対する救済もなされたとみることができず、

5 これら権利の侵害について評価し尽くすことができないというべきである。

b 小括

以上のとおり、①平穏な日常生活を喪失したことについて生じる精神的苦痛を法的権利との関係で整理し位置づけると、生命・身体自由、生存権、財産権の侵害を観念できる場合には、それに対する賠償をもって、

10 これと連続性を有した人権の一側面であるところの平穏生活権及び居住、移転自由の侵害についても救済されることとなるが、これに加え、⑦家族とともに暮らしつつ、④職場や学校等における活動を通じて自己の人格を発展させ、⑨友人、親戚等当該地域の住民との人的つながりを通じて相互に助け合い又は自己の人格を発展させ、⑤その他当該地域の自然環境や生活資源の恩恵を受けながら精神的に満ち足りた生活を送るという平穏な生活が同時かつ包括的に喪失された場合には、生命・身体自由、生存権、財産権の侵害という構成では評価し尽くせない別段の平穏生活権侵害ないし居住、移転自由の侵害があったと観念

15 することができ、前記Bの場合（前記1(4)ア [③-135 頁]）に該当することとなる。

(イ) ②自宅に帰れないことにより生じる精神的苦痛

自宅に帰れないことにより生じる精神的苦痛を具体的にみると、その内実は、自宅において平穏な日常生活を送りたくても送ることができないことによる精神的苦痛と、自宅と異なる環境下での生活を余儀なくされることから直接に生じる精神的苦痛とに大別できる。

25

前者は、前記(ア)で詳述した①平穏な日常生活を喪失したことについて生じる精神的苦痛とその実質を同じくするものである。

また、後者は、③避難生活の不便さから来る精神的苦痛とその実質を同じくすると考えられるところ、この点については後記(ウ)で説明する。

したがって、②自宅に帰れないことにより生じる精神的苦痛は、法的権利としては、①平穏な日常生活を喪失したことについて生じる精神的苦痛に関して構成される法的権利及び③避難生活の不便さから来る精神的苦痛に関して構成される法的権利に包摂される。

(ウ) ③避難生活の不便さから来る精神的苦痛

避難生活の不便さを具体的にみると、その内実は、避難先での生活状況が、健康で文化的な最低限度の生活水準に達していないという意味での不便さと、健康で文化的な最低限度の生活水準ではあるが、自宅において平穏な日常生活を送る中では得られていた種々の便益を得ることができないという意味での不便さとに大別することができる。

前者は、端的に生存権の侵害と構成できるから、これに対する金銭賠償をもって、権利侵害についての評価はし尽くされたとみることができる。

後者は、前記(ア)で詳述した①平穏な日常生活を喪失したことについて生じる精神的苦痛とその実質を同じくするものである。

したがって、③避難生活の不便さから来る精神的苦痛を法的権利として構成すると、避難先での生活状況が、健康で文化的な最低限度の生活水準に達していない場合には生存権の侵害として、同水準に達しているといえる場合には、①平穏な日常生活を喪失したことについて生じる精神的苦痛に関して構成される法的権利として、それぞれ整理されることとなる。

(エ) ④先の見通しがつかないことによる不安・精神的苦痛

先の見通しがつかないことによる不安・精神的苦痛を更に具体的にみると、その内実は、④自宅に戻れるかもしれないという希望が時間の経過と

ともに失われていくこと、換言すれば、自宅に戻れない状況が固定化することに対する懸念・失望感と、⑥そのような懸念・失望感を味わわれる状況が更に長期化することへの不安感とに大別することができる。

これらは、平穏な日常生活を喪失したことについて生じる精神的損害の発生過程を、時的要素に着目して捉え直したものといえる。すなわち、平穏な日常生活の喪失が、時間の経過に伴って固定化されていく過程を念頭に置いた場合、その過程の中の一時点における精神的損害は、既に平穏な日常生活の喪失が確定した部分と、なお未確定な部分とに理念的には分別でき、前者によって生じる精神的損害は、④自宅に戻れない状況が固定化することに対する懸念・失望感として現れ、後者によって生じる精神的損害は、⑥上記のような懸念・失望感を味わわれる状況が更に長期化することへの不安として現れることになる。

そうすると、④先の見通しが見つからないことによる不安・苦痛を法的権利との関係で整理し位置づけると、その内実は、①平穏な日常生活を喪失したことについて生じる精神的苦痛に関して構成される法的権利と同質のものとして整理され、その権利が侵害される過程でその時々が発生する上記④の懸念・失望感及び上記⑥の不安感とは、最終的に、①平穏な日常生活の喪失の程度が確定した時点で、改めて①平穏な日常生活を喪失したことについて生じる精神的苦痛として法的に構成され直すことができるものと理解することができる。

以上によれば、④先の見通しが見つからないことによる不安・苦痛は、法的権利としては、①平穏な日常生活を喪失したことについて生じる精神的苦痛に関して構成される法的権利に包摂される。

(オ) ⑤放射性物質による健康影響に対する恐怖感や不安

a ⑤放射性物質による健康影響に対する恐怖感や不安の法的整理

前記のとおり、何人も、平穏安全な生活を営む権利（平穏生活権）及

び居住，移転の自由を有すると解され，その場合の権利侵害の要因としては，無形物質・無体物による生活環境の悪化（騒音，振動，悪臭，大気汚染等）が含まれると解されるから，上記平穏生活権及び居住，移転の自由は，放射性物質による健康影響との関係では，放射性物質による健康被害におびえることなく自己の住所又は居所を自由に決定し当地で生活する権利と意義付けることができる。

(a) 生命・身体の自由や生存権の侵害と構成できる場合

前記(1)ア [㊦-138 頁]，同イ [㊦-139 頁] で判示したとおり，無形物質・無体物による悪影響が，生命・身体の自由や生存権の侵害と構成できる場合は，これらに対する賠償をもって，これと連続性を有した人権の一側面であるところの平穏生活権及び居住，移転の自由，すなわち，放射性物質による健康被害におびえることなく自己の住所又は居所を自由に決定し当地で生活するという意味での平穏生活権及び居住，移転の自由の侵害についても救済されることとなる。ここでいう，生命・身体の自由や生存権の侵害と構成できる場合とは，憲法25条1項の条理に従えば，健康で文化的な最低限度の生活を営む上で許容される限度を超える悪影響が，当該無形物質・無体物により惹起される場合のことを指すと考えられる。

(b) 生命・身体の自由や生存権の侵害と構成できない場合

次に，無形物質・無体物による悪影響が，生命・身体の自由や生存権の侵害と構成できない場合に，放射性物質による健康被害におびえることなく自己の住所又は居所を自由に決定し当地で生活するという意味での平穏生活権ないし居住，移転の自由の侵害を観念することができるかどうかについて検討する。

この点，放射性物質に限らず，無形物質・無体物の生活環境への悪影響を考えた場合，これが皆無である生活環境はおよそ観念し難い。

経済社会の発展により、世界中の至る所で、環境に悪影響を及ぼし得る無形物質・無体物が排出されており、その内容も、産業的な排出物（例えば、工場から排出される煙、汚水、騒音等）のみならず、生活上の排出物（生活排水、近隣施設の騒音、隣人のたばこの煙等）まで、多岐にわたっている。ある人が、ある一定の場所に住居を定めてそこを平穏安全な環境と認識・判断する過程においては、多かれ少なかれ、明示又は黙示に、これら有害な無形物質・無体物の存在を意識し、これら無形物質・無体物による悪影響というデメリットと、その他の生活環境からもたらされるであろうメリットを比較衡量して、当地を「平穏安全」と任意に評価するのである。したがって、これら無形物質・無体物による悪影響とは無縁の生活環境は観念できないし、そのような悪影響とは無縁の生活環境を求める権利も法的には見出し難い。

このような無形物質・無体物による悪影響は、常に一定の状態で持続するものではなく、むしろ、経常的に変動するものである。人は、そのような環境の変動が一定程度はあり得ることを前提に、仮に将来のある時点において、無形物質・無体物による悪影響が増大する事態があったとしても、それが、住定時に想定される変動の幅に収まっている限りにおいては、なお「平穏安全」とあるという評価の下に、当該場所に任意に住居を定めるのである。

さらに、上記「住定時に想定される変動の幅」は、個々人の属性や価値観によってまさに千差万別である。また、無形物質・無体物による悪影響は、有形的な影響に比べれば五感により認知しにくく、生命・身体的自由や生存権の侵害と構成できる場合は別段、そうでなければ、住定後に無形物質・無体物による悪影響が数値上では増加したとしても、その変動の幅が住定時の想定を超えるほどのものであるか

どうかという評価については、やはり個々人の属性や価値観によってその結論が大幅に左右されることを避けられない。

そうすると、無形物質・無体物である放射性物質による健康影響に対する恐怖心や不安が生じ、その恐怖心や不安を抱いた当該個人が、
5 住定時に想定していた無形物質・無体物による悪影響の変動の幅を超えていると感じたとしても、それ自体、生命・身体の自由や生存権の侵害と構成できない場合には、そのみで法的権利侵害を観念することはできない。

しかしながら、他方、当該地域の住定時の生活環境と変動後の生活
10 環境とを客観的に比較して、社会通念に照らし、一般人であれば、その生活環境が、住定時に想定されていた無形物質・無体物による悪影響の変動幅を超えて悪化したと判断するであろうと認めるに足りる事情がある場合には、住定時に「平穏安全」と任意に判断する根拠となった利益衡量の前提が覆ることになり、そのような状況下において
15 まで、悪化した環境での生活を受忍すべきいわれはないから、このような場合には、同悪影響の増加が生命・身体の自由や生存権の侵害と構成できない場合であっても、これとは別に、放射性物質による健康被害におびえることなく自己の住所又は居所を自由に決定し当地で生活する権利に対する侵害すなわち平穏生活権ないし居住、移転の自由
20 に対する侵害を独立に観念することができる。

(c) 小括

以上みてきたところに従い、⑤放射性物質による健康影響に対する恐怖感や不安を平穏生活権ないし居住、移転の自由の侵害の観点から整理し位置づけると、以下のとおりとなる。

- 25 i 放射性物質による健康影響が、生命・身体の自由や生存権の侵害と構成できる場合は、放射性物質による健康被害におびえることなく生

活する権利すなわち平穩生活権侵害は、生命・身体の自由や生存権の侵害に包摂される（前記 A の場合に当たる。）。

ii 放射性物質による健康影響が、生命・身体の自由や生存権の侵害と構成できない場合であっても、当該地域の住定時の生活環境と変動後の生活環境とを客観的に比較して、社会通念に照らし、一般人であれば、その生活環境が、住定時に想定されていた無形物質・無体物による悪影響の変動幅を超えて悪化したと判断するであろうと認めるに足りる事情がある場合には、放射性物質による健康被害におびえることなく自己の住所又は居所を自由に決定し当地で生活する権利すなわち平穩生活権ないし居住、移転の自由の侵害があったものと構成し得る（前記 C の場合〈前記 1 (4) ア [③－135 頁]〉に当たる。）。

b 他の精神的損害類型（特に①平穩な日常生活を喪失したことについて生じる精神的苦痛）との関係

前記 (ア) a [③－143 頁] のとおり、①平穩な日常生活を喪失したことについて生じる精神的苦痛を法的権利として構成した場合、生命・身体
の自由、生存権、財産権の侵害を観念できるときは、それに対する賠償
をもって、これと連続性を有した人権の一側面であるところの平穩生活
権及び居住、移転の自由の侵害についても救済されることとなるが、こ
れに加え、⑦家族とともに暮らしつつ、⑧職場や学校等における活動を通
じて自己の人格を発展させ、⑨友人、親戚等当該地域の住民との人的
つながりを通じて相互に助け合い又は自己の人格を発展させ、⑩その他
当該地域の自然環境や生活資源の恩恵を受けながら精神的に満ち足り
た生活を送るという本件平穩生活 4 要素が同時かつ包括的に喪失され
たときには、生命・身体
の自由、生存権、財産権の侵害という構成では
評価し尽くせない別段の平穩生活権侵害ないし居住、移転の自由の侵害
があったと観念することができる。

そうすると、①平穏な日常生活を喪失したことについて生じる精神的苦痛を、生命・身体の自由、生存権、財産権の侵害という構成では評価し尽くせない別段の平穏生活権侵害ないし居住、移転の自由の侵害と構成できる場合と、⑤放射性物質による健康影響に対する恐怖感や不安を、放射性物質による健康被害におびえることなく自己の住所又は居所を自由に決定し当地で生活する権利すなわち平穏生活権ないし居住、移転の自由に対する侵害があったものと構成できる場合との関係が問題となる。

上記㉠ないし㉡の4要素（本件平穏生活4要素）は、放射性物質による健康被害におびえることなく自己の住所又は居所を自由に決定し、当地において生活できるという状況を大前提とするものである。そして、これら本件平穏生活4要素が同時かつ包括的に喪失された場合というのは、とりもなおさず、放射性物質による健康影響に対する恐怖感や不安が、生命・身体の自由、生存権、財産権の侵害という構成では評価し尽くせない段階に至り、かつ、そのような恐怖感や不安が、広範囲にわたって集団的に発生していることを前提とするものであるから、このような場合の①平穏な日常生活を喪失したことについて生じる精神的苦痛と⑤放射性物質による健康影響に対する恐怖感や不安は、後者を原因として前者の結果を生じるという意味で、相互に密接不可分な関係にあると考えられる。

そうすると、①平穏な日常生活を喪失したことについて生じる精神的苦痛を平穏生活権侵害ないし居住、移転の自由の侵害と法的に構成できる場合（前記(ア) a の場合）には、⑤放射性物質による健康影響に対する恐怖感や不安は、法的には、①平穏な日常生活を喪失したことについて生じる精神的苦痛に関して構成される法的権利に包摂されることとなり、同法的権利を肯認できない場合に、⑤放射性物質による健康影響

に対する恐怖感や不安についての権利侵害を観念できることとなると解される。

(3) まとめ

以上みてきたところを総合すると、以下のとおりまとめることができる。

5 ア すなわち、原発事故により従前の居住場所からの避難を余儀なくされた場合、平穏生活権や居住、移転の自由の侵害を観念することができるが、これらの権利侵害は、多くの場合、第一義的には、これら生命・身体の自由、生存権、財産権の侵害と構成された上で、それに対する金銭賠償がなされれば、平穏生活権侵害ないし居住、移転の自由の侵害に対する救済もなされたとみ
10 ることとなる（**A**の場合に該当。前記(1)ウ〔**③**－140 頁〕）。

 イ しかし、第一義的には、生命・身体の自由、生存権、財産権の侵害と構成
 できる場合であっても、これに加え、㊦家族とともに暮らしつつ、㊧職場や
 学校等における活動を通じて自己の人格を発展させ、㊨友人、親戚等当該地
 域の住民との人的つながりを通じて相互に助け合い又は自己の人格を発展
15 させ、㊩その他当該地域の自然環境や生活資源の恩恵を受けながら精神的に
 満ち足りた生活を送るという平穏な生活が同時かつ包括的に喪失されたときは、生命・身体
 の自由、生存権、財産権の侵害という構成では評価し尽く
 せない別段の平穏生活権侵害ないし居住、移転の自由の侵害があったと観念
 することができる（**B**の場合に該当。前記(2)イ(ア) b 〔**③**－146 頁〕）。

20 ウ また、第一義的にみれば、生命・身体の自由、生存権、財産権の侵害と構成
 できない場合であっても、当該地域の住定時の生活環境と変動後の生活環境とを客観的に比較して、社会通念に照らし、一般人であれば、その生活環境が、住定時に想定されていた無形物質・無体物による悪影響の変動幅を超えて悪化したと判断するであろうと認めるに足りる事情がある場合には、放
25 射性物質による健康被害におびえることなく自己の住所又は居所を自由に決定し
 当地で生活する権利すなわち平穏生活権ないし居住、移転の自由に対

する侵害があったと観念することができる（**C**の場合に該当。前記(2)イ(オ)
a(c) [㊟－151 頁]）。

第2 本件平穏生活4要素が同時かつ包括的に喪失したとして平穏生活権侵害ない
し居住、移転の自由の侵害を肯認できる場合（**B**の場合）の慰謝料について

5 1 当裁判所の判断の結論

当裁判所は、本件平穏生活4要素が同時かつ包括的に喪失したか否かは、その
被侵害利益の性質等に照らし、避難指示ないし避難要請（避難指示等）の有無に
よって判断すべきであり、かつ、その場合の損害額（慰謝料額）は、避難指示等
の内容、範囲、継続期間等を勘案して、避難指示等が出された時点において確定
10 的に発生した平穏生活権ないし居住、移転の自由の侵害の程度を一括して、裁判
所が公平の観念に従い量定すべきと考える。その上で、当裁判所は、その際の基
準となる慰謝料額を、資料36（第6分冊）の「当裁判所が認めるふるさと喪失
慰謝料(**B**)」欄記載のとおりと定めるものである。以下、詳述する。

2 当裁判所の判断の理由

15 (1) 具体的要件について

この場合は、本件平穏生活4要素、すなわち、㊟家族とともに暮らしつつ、
㊠職場や学校等における活動を通じて自己の人格を発展させ、㊡友人、親戚等
当該地域の住民との人的つながりを通じて相互に助け合い又は自己の人格を
発展させ、㊢その他当該地域の自然環境や生活資源の恩恵を受けながら精神的
20 に満ち足りた生活が同時かつ包括的に喪失したと認められる場合であるところ
ろ、具体的にどのようなときに本件平穏生活4要素が同時かつ包括的に喪失し
たといえるかが問題となる。

ア 本件平穏生活4要素が同時かつ包括的に喪失したといえる場合について

放射線ないし放射性物質は不可視的であり、人の五感で察知することので
きないものであるから、その重大性についての受け取り方は人それぞれであ
25 る。たとえ測定器上の放射線量が平時より高い値を示していたとしても、外

見的にみれば、自宅も、周辺地域も、事故前と変わらぬ姿をしているのであるから、人によっては、当地での生活継続を強く望んでも無理からぬところがあるし、むしろ、当人の生命・身体に不当な影響を及ぼさない範囲で、そのような生活継続の意思は尊重されなければならないものである。したがって、一定程度の放射線ないし放射性物質が拡散されたとしても、その程度に応じて地域コミュニティが毀損されていくとは必ずしもいい難く、両者の関係は、直線的なものとはいいい難い。反面、その後、測定器上の放射線量が低下したとしても、外見的にみれば、自宅も、周辺地域も、高線量が示されていた時期と何ら変わらぬ姿をしているのであるから、人によっては、当地での生活再建に強い懸念を覚えても無理からぬところがあるし、むしろそのような意思は尊重されなければならないものである。したがって、一定程度の放射線量の減少が認められたとしても、その程度と地域コミュニティの再建との関係は、これも必ずしも直線的なものとはいいい難い。

このように、放射線ないし放射性物質が地域コミュニティに与える影響は、その喪失の局面においても、再建の局面においても、これを直線的に評価することが困難であり、放射線量が上昇したから地域コミュニティが崩壊したとも直截にはいい難いし、放射線量が下降したから地域コミュニティの再建が可能であるとも直截にはいい難いという関係にある。

そうだとすると、本件平穏生活 4 要素が喪失したか否かは、殊に放射線ないし放射性物質による影響との関係では、実体的な放射線リスクの大小によって純科学的に判断すべきものではなく、当該地域コミュニティの存立を不可能ならしめるような社会的事情があったか否かという観点から判断すべきものと解される。そして、そのような社会的事情としては、放射線リスクの重大性の受け取り方が人それぞれである以上、当該地域コミュニティの存立を不可能ならしめるものであるか否かの判断が構成員個人によって区々になるようなものでは足りず（例えば、断片的な報道や、抽象的な専門家の

意見，家族・知人等による助言など），当該地域コミュニティに属する構成員全員に等しく影響するものでなければならぬと解される。

そうすると，本件平穏生活 4 要素が同時かつ包括的に喪失したか否かは，当該地域コミュニティに属する構成員に等しく影響する事情の有無，すなわち，避難指示ないし避難要請（避難指示等）の有無によって判断すべきと解される。なお，避難指示等の区域割りは，必ずしも，当該地域コミュニティの広がりや関係性を正確に反映したものではないから，避難指示等が出された地域に近接する地点に住居を構えていた場合であって，証拠上，その生活圏が，避難指示等が出された地域のコミュニティに含まれていると認められる場合は，避難指示等が出された場合に準じて本件平穏生活 4 要素が同時かつ包括的に喪失したと認められる場合があり得る。

イ 侵害の程度について

前記アで判示したとおり，原発事故を原因とする本件においては，本件平穏生活 4 要素が同時かつ包括的に喪失したとして平穏生活権侵害ないし居住，移転の自由の侵害を観念できるかどうかを判断するに当たっては，避難指示ないし避難要請（避難指示等）の有無によって判断することとなる。

そして，この場合の損害は，本件平穏生活 4 要素，すなわち，㊦家族とともに暮らしつつ，㊧職場や学校等における活動を通じて自己の人格を発展させ，㊨友人，親戚等当該地域の住民との人的つながりを通じて相互に助け合い又は自己の人格を発展させ，㊩その他当該地域の自然環境や生活資源の恩恵を受けながら精神的に満ち足りた生活を送るという平穏な生活に相当する利益状態が喪失したと定義付けることができる。以下の判示においては，この損害を，原告ら主張の「ふるさと喪失・生活破壊慰謝料」と区別して，「当裁判所が認めるふるさと喪失損害(B)」と呼称し，これに対応する慰謝料（財産的損害がある場合は，別途の損害を構成する。）を「当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)」と呼称する。

上記利益状態の喪失の程度を損害額として算定するに当たっては、避難指示等の内容、範囲、継続期間等を勘案して、裁判所が公平の観念に従い量定すべきと解される。

5 なお、避難指示等により、本件平穏生活 4 要素が同時かつ包括的に喪失したと評価できる状況に一旦陥った以上、その後、避難指示等が解除され、結果的に本件平穏生活 4 要素を再建することが期待できるとしても、その再建には相当の時間を要すると考えられるし、改めて本件平穏生活 4 要素を再建するといっても、これを構成すべき人的つながりや物的資源について、同喪失前のそれらと同一のものが残存していてこれらを活用できるとは限らないのであるから、避難指示等が解除された地域であっても、当裁判所が認めるふるさと喪失損害(B)を観念することができるというべきである（その意味で、当裁判所は、当裁判所が認めるふるさと喪失損害(B)の肯否に当たり、本件平穏生活 4 要素の喪失の「不可逆性」を要件と考えない。）。

15 他方、避難指示等の解除が比較的早期に実現された場合は、これに長期間を要した場合と比較して、本件平穏生活 4 要素の再建に当たり、その喪失前の人的つながりや物的資源を活用できる可能性が高まり、結果として、本件平穏生活 4 要素の喪失による権利侵害の程度が限定されることとなると考えられるから、避難指示等の解除の有無は、上記のとおり、その権利侵害の程度ひいては損害額算定に当たっての考慮要素となると考えられる。

20 (2) 損害算定の手法について

25 中間指針等は、避難に係る精神的損害の額として、1 人月額 10 万円を目安としつつ、避難指示解除準備区域、居住制限区域又は帰還困難区域の設定がなされた後は、居住制限区域の住民については、1 人月額 10 万円を目安とした上、概ね 2 年分をまとめて 1 人 240 万円の請求をすることができるものとし、帰還困難区域の住民については、実際の避難指示解除までの期間を問わず一律に算定することとして、第 3 期の始期（避難指示区域見直し時点）から賠償終

期までの期間について、1人600万円を目安としている（前記第4章第2節第5，2 [②-139頁]）。このように、中間指針等は、慰謝料の算定に当たり、原則として、月単位又は日単位の基準損害額を定めて、これに損害期間を乗じて算定するという手法をとっている。

5 また、原告らは、その主張する「避難生活の労苦に伴う慰謝料(避難慰謝料)」の算定手法として、中間指針等と同様に、月単位の基準損害額を定め、これに避難期間を乗じて算定するという手法をとっている。

10 しかしながら、当裁判所が前記第1において整理したところによれば、当裁判所が認めるふるさと喪失損害(B)を肯認できる場合、本件平穏生活4要素の喪失自体は、避難指示等が出された時点において確定的に発生し、その後一定期間にわたって継続するという性質のものであって、日を追うごとに断続的に権利侵害が発生するという性質のものではないと解される。

15 また、前記(1)で判示したとおり、本件平穏生活4要素が同時かつ包括的に喪失した場合、その権利侵害の程度を推し量るに当たっては、本件平穏生活4要素の再建に当たり、その喪失前の人的つながりや物的資源をどの程度活用できるかという意味で、避難指示等の継続期間を考慮することとなるが、そのような人的つながりや物的資源の活用可能性が、避難指示等の継続期間に比例して変動するとは考え難い。

20 そうすると、当裁判所が認めるふるさと慰謝料の算定に当たっては、月単位又は日単位の基準損害額を定めて、これに損害期間を乗じて算定するという手法をとるよりは、避難指示等が出された時点において確定的に発生した平穏生活権ないし居住、移転の自由の侵害の程度を一括して算定する（ただし、その算定の基礎事情として、避難指示等の継続期間を考慮する。）という手法によるのが自然というべきである。その意味で、当裁判所は、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)の算定においては、中間指針等や原告らと考え方を異にするものである。

25

(3) 具体的な損害額算定基準について

ア 帰還困難区域

前記第1の2(3)イで判示したとおり、本件平穏生活4要素、すなわち、㊦家族とともに暮らしつつ、㊧職場や学校等における活動を通じて自己の人格を
5 発展させ、㊨友人、親戚等当該地域の住民との人的つながりを通じて相互に助け合い又は自己の人格を発展させ、㊩その他当該地域の自然環境や生活資源の恩恵を受けながら精神的に満ち足りた生活を送るという平穏な生活が同時かつ包括的に喪失したと認められる場合、当裁判所が認めるふるさと喪失損害(B)を肯認できる。

そして、仮に生命・身体の自由、生存権、財産権の侵害を契機に従前の住居からの移転を余儀なくされた場合であっても、上記㊦ないし㊩の本件平穏生活4要素について、旧生活と新生活とを比較し、新生活においても、本件平穏生活4要素が相互にバランスを保って調和していると判断できない状況に陥ることはまれである（前記第1，2(2)イ(ア) a (b) [3-146頁]）。人
10
15
20
は、何らかの理由によりその居住地を変更して従前の生活環境から離脱する場合においても、本件平穏生活4要素の調和を保ちながら連続性のある生活環境を維持しながら生活を組み立てていくものであって、そのような連続性が突如として断ち切られることは、自身の人生そのものの基盤を喪失することにはほかならない。とりわけ、帰還困難区域に住居を有していた避難者にとっては、本件事故後7年以上を経過した現在においても、本件平穏生活4要素の再建に向けた見通しは何ら立っていないのであるから、これにより生ずる精神的損害は甚大というほかない。

他方、本件においては、本件事故を直接の原因とする死者は発生しなかったが、原賠法上の原子力損害の範囲を検討するとき、比較の対象として想定すべき事例として、本件同様に原子力発電所から放射性物質ないし放射能が漏えいし、その影響で周辺住民が死亡したという事例を考慮に入れないわけ
25

にはいかない。そのような場合は、端的に死亡慰謝料を算定することとなるが、公益社団法人日弁連交通事故相談センター東京支部発表の「民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準」上巻（基準編）（以下「赤い本」という。）の最新のもの（平成30年版）によっても、死亡慰謝料は一家の支柱で2800万円とされていることを勘案すると、上記想定される原発事故死亡者の死亡慰謝料も、これと同程度の額になると考えられる（交通事故による死亡者も、何ら理由もなく生命を突然奪われたという点において、原発事故による死亡者とその精神的損害の額を別異に解すべき理由はない。）。

さらに、赤い本によれば、後遺障害別等級が第1級の場合（例えば、両眼を失明した場合、両上肢の用を全廃した場合、両下肢の用を全廃した場合など）の後遺症慰謝料は2800万円を基準とし、同等級が第5級の場合（例えば、1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になった場合、1上肢の用を全廃した場合、1下肢の用を全廃した場合など）の後遺症慰謝料は、1400万円を基準とするとされている。

以上によれば、帰還困難区域に居住していた避難者に関する当裁判所が認めるふるさと喪失損害(B)が甚大なものであるとはいっても、死亡や後遺症の場合に想定される慰謝料等を勘案すれば、身体的傷害を前提としない当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)の額としては、1500万円をもって相当というべきである。

イ 居住制限区域（5年以上）

居住制限区域の中でも、その解除までに5年以上を要した地域については、その間、幼児は小学生に、小学校高学年であった子どもは思春期を迎えて高校生に、大学受験準備中であった高校生は大学を卒業して社会人になったのであって、それだけの期間放置された地域コミュニティは実質的に崩壊したというほかはないのであるから、同地域に居住していた避難者の精神的損害は、帰還困難区域に居住していた避難者に匹敵するものがあるといえる。

そこで、帰還困難区域とは異なり現に避難指示が解除され、本件平穏生活 4 要素の再建が曲がりなりにも緒に就いていることも勘案し、居住制限区域（5 年以上）に居住していた者の当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料（B）の額は、1300 万円をもって相当というべきである。

5 ウ 居住制限区域（5 年未満）

居住制限区域のうち、本件事故後 5 年を経過するより以前に避難指示が解除された地域についても、本件平穏生活 4 要素が同時かつ包括的に喪失したという事情に差異はない。その後、避難指示等が解除され、結果的に本件平穏生活 4 要素を再建することが期待できるとしても、そのための人的つながりや物的資源は、避難指示等の継続期間中に大きく変容したものと考えられ、
10 本件事故前に自発的に営まれ構築されていた生活環境とは大きく異なる。

そうであるとすれば、居住制限区域のうち、本件事故後 5 年を経過するより以前に避難指示が解除された地域については、解除までに 5 年以上を要した地域ほどではないにしても、相当程度の本件平穏生活 4 要素の喪失があったと評価できるものであるから、避難指示等の解除により本件平穏生活 4 要素の再建が緒に就いていることも勘案し、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料（B）の額は、1000 万円をもって相当というべきである
15

エ 避難指示解除準備区域（5 年以上）

避難指示解除準備区域は、年間積算線量が 20 mSv 以下となることが確実
20 であることが確認されていたとしても、長期間にわたって、同区域において生活することができないという意味では、居住制限区域とその損害の実質を異にしない。とりわけ、避難指示解除準備区域に指定された地域のうち、その解除に 5 年以上を要した地域の多くは、隣接する居住制限区域と同時に避難指示の解除がなされている（資料 30（第 6 分冊）参照）のであって、その
25 本件平穏生活 4 要素の喪失の程度を軽くみることはできない。

そうすると、福島第一原発との位置関係や、居住制限区域・避難指示解除

準備区域の定義付け（前者は年間積算線量が20mSvを超えるおそれがあるとされる地域，後者は年間積算線量が20mSv以下となることが確実であることが確認されたとされる地域〈前記第4章第2節第4，5〔㉔－131頁〕〉）に照らしてみても，避難指示解除準備区域（5年以上）の本件平穏生活4要素の喪失の程度は，居住制限区域（5年以上）のそれに匹敵するものといえることができるから，避難指示解除準備区域（5年以上）に居住していた者の当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(㉔)の額は，1200万円をもって相当というべきである。

オ 避難指示解除準備区域（5年未満）

避難指示解除準備区域のうち，本件事故後5年を経過するより以前に避難指示が解除された地域についても，長期間にわたって，同区域で生活することができないという意味で居住制限区域に匹敵する本件平穏生活4要素の喪失があったといえる。

そうすると，福島第一原発との位置関係や，居住制限区域・避難指示解除準備区域の定義付け（前記エ）も勘案し，避難指示解除準備区域（5年未満）に居住していた者の当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(㉔)の額は，900万円をもって相当というべきである。

カ 特定避難勧奨地点（南相馬市）

本件訴訟において，特定避難勧奨地点（南相馬市）に居住していた原告はいない。

なお，特定避難勧奨地点は，同地点を除く地域コミュニティは，原則として従前どおりの機能を有しており，もっぱら，同地点に指定された家屋にて生活していた居住者が，本件平穏生活4要素がもたらす利益を享受することができなくなったという特徴があり，同地点の避難指示が解除されれば，とりあえずその周辺の地域コミュニティからの恩恵を享受できる環境は整っているという意味において，避難指示解除準備区域における本件生活4要素

の喪失とは、その喪失の程度を相当に異にするというべきである。当裁判所の考え方に従って、南相馬市の特定避難勧奨地点の当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(Ｂ)の額を算定するとするならば、６００万円程度となろう。

キ 南相馬市避難要請区域

5 南相馬市避難要請区域についても、避難要請が出された以上、本件平穏生活４要素が同時かつ包括的に喪失されたという事情に差異はない。

しかしながら、南相馬市の避難要請は、平成２３年４月２２日には解除され、同解除後の生活の基盤となる地域コミュニティは、概ね、避難要請前の人的つながりや物的資源を活用して自発的に再建され得る状況にあったとい
10 うべきであるから、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(Ｂ)の額も、相当程度限定的なものにならざるを得ない。

そうすると、今も地域コミュニティの再建の見通しがつかない帰還困難区域や、長期間にわたり地域コミュニティが放置されていたに等しい居住制限区域・避難指示解除準備区域に居住していた者に関する当裁判所が認める
15 ふるさと喪失慰謝料(Ｂ)の額との均衡を考慮すれば、南相馬市避難要請区域に居住していた者については、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(Ｂ)の額は、１５０万円を超えることはないというべきである。

(4) 当裁判所が認めるふるさと喪失損害(Ｂ)のまとめ

以上の次第で、当裁判所は、本件平穏生活４要素が同時かつ包括的に喪失した場合の「当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(Ｂ)」の額の基準について、
20 資料３６（第６分冊）の「当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(Ｂ)」欄記載のとおりと定めるものである。

第３ 放射性物質による健康被害におびえることなく自己の住所又は居所を自由に決定し当地で生活する権利すなわち平穏生活権ないし居住、移転の自由に対する
25 侵害を肯認できる場合（Ｃの場合）の慰謝料について

1 当裁判所の判断の結論

当裁判所は、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)を肯認できない場合であっても、屋内退避区域や緊急時避難準備区域を含めた浜通り並びに中通り北部及び中部に住居を有していたときは、当裁判所が認める自己決定権侵害(C)の発生を肯認でき、その場合の慰謝料の額は、避難指示等が出された地域、屋内退避区域ないし緊急時避難準備区域と、当該住居地との位置関係や、当該住居地付近で現に計測された残留放射線量の数値等を考慮して、一般人の観点から判断される「健康に悪影響を及ぼし得る放射性物質の飛来の可能性」の程度に応じて量定すべきと考える。その上で、当裁判所は、その際の基準となる慰謝料額を、資料36(第6分冊)の「当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(C)」欄記載のとおりと定めるものである。以下、詳述する。

2 当裁判所の判断の理由

(1) 具体的要件について

第一義的にみれば、生命・身体の自由、生存権、財産権の侵害と構成できない場合であっても、当該地域の住定時の生活環境と変動後の生活環境とを客観的に比較して、社会通念に照らし、一般人であれば、その生活環境が、住定時に想定されていた無形物質・無体物による悪影響の変動幅を超えて悪化したと判断するであろうと認めるに足りる事情がある場合には、放射性物質による健康被害におびえることなく自己の住所又は居所を自由に決定し当地で生活する権利すなわち平穏生活権ないし居住、移転の自由に対する侵害があったと観念することができる(前記第1, 2(3)ウ[㊟-154頁])。

このような権利侵害は、当地で生活するかどうかの自己決定権(平穏生活権ないし居住、移転の自由に内在する権利と解される。)に対する侵害の側面が強いから、以下の判示においては、同権利に関する侵害・損害を、原告らが主張する「ふるさと喪失・生活破壊慰謝料」と区別して、「当裁判所が認める自己決定権侵害(C)」と呼称し、これに対応する慰謝料(財産的損害がない場合であるから、「当裁判所が認める自己決定権侵害(C)」に該当する具体的損害

項目は、精神的損害にほかならない。)を「当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(○)」と呼称する。

そこで、いかなる具体的場合に当裁判所が認める自己決定権侵害(○)を肯認できるかが問題となる。

5 ア 当裁判所が認める自己決定権侵害(○)を肯認できる具体的場合について

この点、避難指示等は出されていないものの、これに次ぐ指示(屋内退避指示)や区域指定(緊急時避難準備区域)がなされている地域については、本件事故前の生活環境と、本件事故後、とりわけ上記指示・区域設定がなされた後の生活環境を客観的に比較すれば、健康に悪影響を及ぼし得る放射性物質の飛来の可能性(既に飛来し沈着した放射性物質からの被ばくのおそれ及び今後新たに放射性物質が飛来して被ばくするおそれをいずれも含む)を否定できない状況下にあったのであるから、社会通念に照らし、一般人であれば、このような状況に陥ったことは、住定時に想定されていた無形物質・無体物による悪影響の変動幅を超えて悪化したと判断するであろうと認めることができる。したがって、屋内退避指示が出された地域や、緊急時避難準備区域に指定された地域から避難した場合に、当裁判所が認める自己決定権侵害(○)を肯認することは容易であると考えられる。

10
15

ところで、これら屋内退避指示や緊急時避難準備区域の指定は、本件事故直後の混乱した状況下において暫定的になされた措置であって、ここでいうところの「健康に悪影響を及ぼし得る放射性物質の飛来の可能性を否定できない状況」に特にはっきりした科学的・実体的根拠があるわけではない。すなわち、屋内退避指示や緊急時避難準備区域の指定がなされなかった地域について「健康に悪影響を及ぼし得る放射性物質の飛来の可能性」が否定できる状況であったわけではない。そして、浜通りの地域(相馬市、南相馬市、いわき市)は、福島第一原発と同一の生活文化圏に属すること、中通り北部は、本件事故により飛散した放射性物質の飛散方向の延長線上にあること、

20
25

中通り中部は、福島第一原発と阿武隈高地を挟んで隣り合っているという地理関係にあること、空間線量率の計測結果（前記第4章第2節第8〔㊟—171頁〕）に照らせば、飛散した放射性物質は、浜通りのみならず、阿武隈高地を乗り越えて中通り地域にも相当程度降下したとうかがわれることのほか、放射性物質の影響の有無については、何ら五感で察知することができず、急性影響が生じたのでなければ、被ばく後数か月以上を経過して初めて症状が出る（晩発影響。前記第4章第5節第1，5(1)〔㊟—263頁〕）ものであることを踏まえ、社会通念に照らし、一般人を基準に考えれば、少なくとも、福島県のいわゆる浜通り並びにいわゆる中通りの北部及び中部についても、

「健康に悪影響を及ぼし得る放射性物質の飛来の可能性を否定できない状況」であることに変わりはないというべきである。

したがって、屋内退避指示や緊急時避難準備区域に指定された地域以外の地域から避難した場合であっても、従前の住居が、少なくとも、福島県のいわゆる浜通り並びにいわゆる中通りの北部及び中部に位置していた場合には、当裁判所が認める自己決定権侵害(㊟)を肯認することができる（なお、福島県のうち上記以外の地域及び他県に居住する者については、損害論の各論において個別に認定説示する。）。

イ 侵害の程度について

前記のとおり、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(㊟)は、当該地域の住定時の生活環境と変動後の生活環境とを客観的に比較して、社会通念に照らし、一般人であれば、その生活環境が、住定時に想定されていた無形物質・無体物による悪影響の変動幅を超えて悪化したと判断するであろうと認めるに足りる事情がある場合に認められるべきものであり、本件事故に関し

ていえば、社会通念に照らし、一般人を基準に考えれば、「健康に悪影響を及ぼし得る放射性物質の飛来の可能性を否定できない状況」が認められる地域、すなわち、屋内退避区域や緊急時避難準備区域を含めた浜通り並びに中

通り北部及び中部に住居を有していた者について認めることができるものである。

このような被侵害利益の内容に照らせば、その侵害の程度ひいては当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(Ｃ)の額を定めるに当たっては、社会通念に照らし、一般人を基準に考えた場合の「健康に悪影響を及ぼし得る放射性物質の飛来の可能性」の程度に応じて、裁判所が公平の観念に従い量定すべきこととなる。この場合の「健康に悪影響を及ぼし得る放射性物質の飛来の可能性」の程度を判断する場合の考慮要素は、放射線医学や疫学研究上の専門的知見は直接的な基準とはならないと解すべきであって、避難指示等が出された地域、屋内退避区域ないし緊急時避難準備区域と、当該住居地との位置関係や、当該住居地付近で現に計測された残留放射線量の数値等を考慮して、一般人の観点から、「健康に悪影響を及ぼし得る放射性物質の飛来の可能性」の程度を判断すべきと解される。

ウ 小括

以上判示してきたところをまとめると、以下のとおりとなる。

(ア) 当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(Ｂ)(前記第2 [㊸-155 頁])を肯認できない場合であっても、屋内退避区域や緊急時避難準備区域を含めた浜通り並びに中通り北部及び中部に住居を有していたときは、当裁判所が認める自己決定権侵害(Ｃ)の発生を肯認できる。

(イ) 当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(Ｃ)の額は、避難指示等が出された地域、屋内退避区域ないし緊急時避難準備区域と、当該住居地との位置関係や、当該住居地付近で現に計測された残留放射線量の数値等を考慮して、一般人の観点から判断される「健康に悪影響を及ぼし得る放射性物質の飛来の可能性」の程度に応じて量定する。

(2) 損害算定の手法について

屋内退避区域や緊急時避難準備区域を含めた浜通り並びに中通り北部及び

中部に住居を有していた者が本件事故により避難した場合、避難により、放射性物質による健康被害に対する恐怖心や不安は一応解消され、これをもって、放射性物質による健康被害におびえることなく自己の住所又は居所を自由に決定し当地で生活する権利に対する侵害は確定的に発生したことになると解される。そうすると、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(●)は、避難期間中に日を追うごとに断続的に権利侵害が発生するという性質のものとは認め難い。

そうであるとすれば、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(●)の算定に当たっては、月単位又は日単位の基準損害額を定めて、これに損害期間を乗じて算定するという手法をとるよりは、本件事故又はその後に避難を余儀なくされた時点において確定的に発生した平穏生活権ないし居住、移転の自由の侵害の程度を一括して算定するという手法によるのが自然というべきである。

(3) 具体的な損害額算定基準について

前記(2)で判示したところの「本件事故又はその後に避難を余儀なくされた時点において確定的に発生した平穏生活権ないし居住、移転の自由の侵害の程度」は、緊急時避難準備区域や屋内退避区域と、避難指示等が出されていないその余の地域とでは、自ずと異なると考えられる。以下個別に検討する。

ア 緊急時避難準備区域

緊急時避難準備区域に指定された地域は、本件事故の状況がいまだ安定しておらず、今後なお、緊急時に屋内退避や避難の対応が求められる可能性が否定できない状況にあるとされ、避難指示には至らないまでも自主的避難が奨励され、子ども、妊婦、要介護者、入院患者等の立入りが制限されたり、各種教育機関が休所、休園又は休校となるといった状況下にあった(前記第4章第2節第4、4(1)[●—129頁])のであるから、同区域の住民は、今後、いつ何時健康に影響を及ぼすほどの放射性物質が降下しないとも限らず、かつ、そのような降下の有無について、何ら五感で察知することができず、も

っばら行政機関の評価と個人的な線量計測結果に依存して判断せざるを得ないという、極めて困難な状況におかれていたものである。そのような状況下、目に見えず、その他五感で何ら察知し得ない有害物質への曝露の恐怖にさらされ続ける精神的苦痛は察するに余りあるものがあり、放射性物質による健康被害におびえることなく自己の住所又は居所を自由に決定し当地で生活する権利に対する侵害の程度は甚だしいというべきである。

このような環境の悪化を社会通念に照らしてみれば、同地域を住居地と定めた一般人にとって、その際に想定していた無形物質・無体物による悪影響の変動幅を著しく逸脱するものであることは明らかである。そして、緊急時避難準備区域の指定自体は、平成23年9月30日をもって解除されたものではあるが、社会的にみれば、緊急時避難準備区域に指定されていたことそのものが、無形物質・無体物による悪影響の可能性を一定程度推知させるものとして一般人の意思決定に影響を及ぼし得るものであるから、同日の解除をもって、当該地域のコミュニティの存立基盤に対する悪影響が消退したということとはできない。このように考えると、上記のような環境の悪化が平穏生活権ないし居住、移転の自由に及ぼす侵害の程度は、一時的に本件平穏生活4要素を喪失した場合（すなわち当裁判所が認めるふるさと喪失損害(B)を肯認できる場合）にも比肩すべき重大なものであるというべきである。

そうすると、当裁判所は、平成23年4月22日に避難要請が解除された南相馬市避難要請区域については、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)の額を150万円と定めているところ、福島第一原発との位置関係についてみると、緊急時避難準備区域は南相馬市避難要請区域よりも更に至近にあることも考慮すれば、緊急時避難準備区域に居住していた住民の被った精神的苦痛は、南相馬市避難要請区域以上に強度のものであったといえる。そこで、緊急時避難準備区域に居住していた者について、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(C)の額は、250万円をもって相当と認め

る。

イ 旧屋内退避区域

屋内退避区域は、本件事故直後、放射性物質の飛散状況等の情報も限定される中、暫定的に、福島第一原発から半径20km以上30km圏内について、住民は外出せず、自宅等、屋内に待機するよう指示がなされたというもの（前記第4章第2節第4、1〔㊟-127頁〕）であったところ、その後、屋内退避区域の大部分は緊急時避難準備区域に再編されたものの、いわき市の一部については、同区域の指定がなされなかったものである。屋内退避区域のうち、緊急時避難準備区域に再編されなかった地域（旧屋内退避区域）についても、今後、いつ何時健康に影響を及ぼすほどの放射性物質が降下しないとも限らず、かつ、そのような降下の有無について、何ら五感で察知することができず、もっぱら行政機関の評価と個人的な線量計測結果に依存して判断せざるを得ないという、極めて困難な状況におかれていたこと自体には変わりがない。再編により、緊急時避難準備区域と指定されなかったとはいっても、その理由もまた、もっぱら行政機関の線量評価に依存したものであり、いったんは外出を禁じられる事態に陥った以上、実際には健康に影響を及ぼすほどの放射性物質が降下していて単にそれに気付いていないだけなのではないかという恐怖心が芽生えることはもとより当然であって、それによる精神的苦痛も看過することはできない。そうすると、旧屋内退避区域の住民についても、放射性物質による健康被害におびえることなく自己の住所又は居所を自由に決定し当地で生活する権利に対して、相応の侵害が生じたというべきである。

しかしながら、屋内退避区域の指定自体は平成24年4月22日には解除されているところ、緊急時避難準備区域は、その後5か月間にわたって、前同様の状況が継続していたものであるから、このような指定期間の差に照らしてみれば、旧屋内退避区域における環境の悪化が平穏生活権ないし居住、

移転の自由に及ぼす侵害の程度は、緊急時避難準備区域に指定された地域のそれとは相当程度異なるといわざるを得ない。

そうすると、屋内退避区域と同じく平成23年4月22日までに避難要請が解除された南相馬市避難要請区域について、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)の額が150万円であることを勘案すれば、屋内退避区域について当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(C)の額も、これと同じ150万円とするのが相当である。

ウ 緊急時避難準備区域及び旧屋内退避区域以外の地域

前記のとおり、屋内退避指示や緊急時避難準備区域の指定は、本件事故直後の混乱した状況下において暫定的になされた措置であって、屋内退避指示や緊急時避難準備区域の指定がなされなかった地域について、健康に悪影響を及ぼし得る放射性物質の飛来の可能性が否定できる状況であったわけではないから、福島第一原発の所在地及び本件事故による放射性物質の飛散状況を前提に、社会通念に照らし、一般人を基準に考えれば、少なくとも、福島県のいわゆる浜通り並びにいわゆる中通りの北部及び中部についても、健康に悪影響を及ぼし得る放射性物質の飛来の可能性を否定できない状況であることに変わりはないというべきであり（前記(1)ア [3-166 頁]）、これら地域に居住する住民の平穏生活権ないし居住、移転の自由の侵害の程度を軽くみることとはできない。

他方、緊急時避難準備区域にも旧屋内退避区域にも該当しない地域については、当地での生活を継続するに当たり、これを直接的に制限するような外出禁止の指示等はなかったのであるから、当該地域の住定時の生活環境と変動後の生活環境とを客観的に比較して、社会通念に照らし、一般人であれば、その生活環境が、住定時に想定されていた無形物質・無体物による悪影響の変動幅を超えて悪化したと判断するであろうと認めるに足りる事情があるにしても、その変動幅を超えた程度は、緊急時避難準備区域や旧屋内退避区

域のそれとは大幅に異なるといわざるを得ない。地理的にみても、福島第一原発から半径30km圏内にある緊急時避難準備区域及び旧屋内退避区域と、同圏外にあるその余の地域とでは、一般人が社会通念に照らして判断するであろう放射性物質による健康被害のおそれの程度は異なるし、残留放射線量

5 (前記第4章第2節第8 [②-171頁])をみても、緊急時避難準備区域及び旧屋内退避区域と、同圏外にあるその余の地域とでは、その計測結果に相応の違いがあり、一般人が社会通念に照らして判断するであろう放射性物質による健康被害のおそれの程度も、これに伴って異なってくると考えられる。

加えて、避難指示がなかった地域においては、本件平穏生活4要素が同時

10 かつ包括的に喪失したとは認められず、本件事故の前に存在していた人的つながりや物的資源を活用しての地域コミュニティの営みがなお継続していると認められ、これによる利益を享受するという選択をすることも、社会通念に照らせば不可能ではなく、現に、そのような選択をした者も多数に及んでいることなどの事情に照らせば、緊急時避難準備区域にも屋内退避区域にも

15 も該当しなかった地域から避難した者にことさら高額の慰謝料を認めることは、当地にとどまった者との関係で著しい不公平を招来しかねない(緊急時避難準備区域にも屋内退避区域にも該当しなかった地域に引き続き居住した者についても、当裁判所が認める自己決定権侵害(○)を肯認し得るが、その侵害の実質は、避難した者としなかった者とで大きな差異があるとはい

20 い難い。)

以上の諸事情を勘案すると、緊急時避難準備区域にも屋内退避区域にも該当しなかった地域(浜通り並びに中通りの北部及び中部)から避難した者について、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(○)の額は、原則として30万円が相当である。

25 また、子ども及び妊婦は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていると考えられることからすれば、健康に悪影響を及ぼし得

る放射性物質の飛来の可能性を否定できない状況下において、子ども及び妊婦の平穩生活権及び居住、移転の自由に対する侵害の程度は、それ以外の者の侵害の程度に比して著しく高いというべきである。そこで、子ども及び妊婦について、当裁判所が認める自己決定侵害慰謝料の額は、原則として100万円が相当である。

さらに、放射線の感受性が高い可能性があると一般的に認識されている子どもを養育する親は、子どもの健康影響を第一に考え、何ら五感で察知することができない放射性物質の降下に神経をすり減らし、放射能への恐怖を訴える子どもに対して何ら説得的な説明もできないという状況に追い込まれていたのであって、このような親の平穩生活権及び居住、移転の自由に対する侵害の程度は、それ以外の者の侵害の程度に比して相応に高いというべきである。そこで、養育すべき子のいる親が、その子とともに避難した場合については、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(C)の額は、原則として60万円をもって相当と認める。

(4) 当裁判所が認める自己決定権侵害(C)のまとめ

以上の次第で、当裁判所は、放射性物質による健康被害におびえることなく自己の住所又は居所を自由に決定し当地で生活する権利すなわち平穩生活権ないし居住、移転の自由に対する侵害があった場合の「当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(C)」の額の基準について、資料36(第6分冊)の「当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(C)」欄記載のとおりと定めるものである。

第4 生命・身体の自由ないし生存権の侵害を肯認できる場合(Aの場合)の慰謝料について

1 当裁判所の判断の結論

当裁判所は、本件事故を契機に、避難指示又は避難要請が出された地域から避難をして避難所生活ないし車中生活を余儀なくされた場合か、平成23年9月30日より以前に避難を開始して避難所生活ないし車中生活を余儀なくされた

場合、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)及び当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(C)とは別に、日額2000円の慰謝料(後記1(3)のとおり、「当裁判所が認める避難慰謝料(A)」と呼称する。)を認める。以下詳述する。

2 当裁判所の判断の理由

5 (1) 具体的要件について

放射線等無形物質・無体物による悪影響が、生命・身体の自由や生存権の侵害と構成できる場合は、これらの権利侵害により生じた精神的損害についての慰謝料を肯認できる。ここでいう、生命・身体の自由や生存権の侵害と構成できる場合(直接生命身体傷害を生じた場合を除く)とは、憲法25条1項の条
10 理に従えば、健康で文化的な最低限度の生活を営む上で許容される限度を超える悪影響が、当該無形物質・無体物により惹起される場合のことを指すと考えられる(前記第1, 2(2)イ(オ) a(a) [㊟-149頁] 参照)

ところで、放射線等無形物質・無体物による悪影響により、もとの居住地で生活していたのでは健康維持すらおぼつかない状況となり、その結果、もとの
15 居住地以外の場所での生活を余儀なくされて健康で文化的な最低限度の生活すら送ることができなくなった場合は、生存権の侵害を観念できるのはもとより、一定の場所での生活を余儀なくされるという意味において、生命・身体
20 の自由(人身の自由)の侵害を同時に観念することができる。したがって、生存権の侵害が観念できるような場合には、すなわち生命・身体
25 の自由(人身の自由)の侵害があったものとして、両者については包括して考え、健康で文化的な最低限度の生活を営む上で許容される限度を超える悪影響が、放射性物質により惹起されると認められる場合、換言すれば、放射性物質の悪影響により、健康で文化的な最低限度にすら達しない生活を余儀なくされた場合には、生命・身体
25 の自由ないし生存権の侵害を肯認することができる。

ア 健康で文化的な最低限度の生活について

本件においては、避難所での生活や車中生活を余儀なくされた場合が、健

健康で文化的な最低限度にすら達しない生活に該当する。

これに対し、親類・知人宅に一次的に身を寄せた場合や、いわゆる居候の状態で一定期間逗留した場合は、我が国の社会経済情勢に照らし、そのような環境で生活する者も一定数存在するのであるから、健康で文化的な最低限
5 度の生活水準は維持されていると解すべきである。居候等により従前よりも生活環境が悪化したことについての苦痛は、それ自体は生命・身体のないし生存権の侵害に該当せず、本件平穏生活 4 要素が同時かつ包括的に喪失されたと認められる場合には、それに基づく平穏生活権侵害ないし居住、移
10 転の自由の侵害として評価され（前記第 1，2(3)イ [③－154 頁]），当該地域の住定時の生活環境と変動後の生活環境とを客観的に比較して、社会通念に照らし、一般人であれば、その生活環境が、住定時に想定されていた無形物質・無体物による悪影響の変動幅を超えて悪化したと判断するであろうと認めるに足りる事情がある場合には、それに基づく平穏生活権侵害ないし居
15 住、移転の自由の侵害として（同ウ [③－154 頁]），それぞれ評価されることとなる。

イ 「放射性物質の悪影響により」といえる場合について

本件事故により避難指示ないし避難要請が出され、それに基づいて避難し、避難所で生活したり車中生活を送った場合に、「放射性物質の悪影響により、健康で文化的な最低限度にすら達しない生活を余儀なくされた」と評価できる
20 ことは、異論を差し挟む余地がないと考えられる。

他方、本件事故により避難指示ないし避難要請が出されていないが、自主的に避難して、避難所で生活したり車中生活を送った場合に、「放射性物質の悪影響により、健康で文化的な最低限度にすら達しない生活を余儀なくされた」と評価できるかどうかは、別段の検討を要する。

思うに、本件事故直後の時点においては、政府の避難指示や自治体の避難要請は何ら確定的なものではなく、時間を経るごとに拡大・変容し、その拡
25

大・変容の様相も、一般市民にとってはおよそ予測できるものではなかった
のであるから、生命・身体のないし生存権の侵害があったとして保護す
べき権利主体を、本件事故を契機に健康で文化的な最低限度にすら達しない
生活を余儀なくされた者のうち、本件事故により避難指示ないし避難要請が
5 あった地域からの避難住民に限定すべき理由はない。

そして、当裁判所が認める自己決定権侵害(Ｃ)を肯認できる地域(緊急時
避難準備区域、旧屋内退避区域、浜通り並びに中通りの北部及び中部)につ
いては、社会通念に照らし、一般人であれば、その生活環境が、住定時に想
定されていた無形物質・無体物による悪影響の変動幅を超えて悪化したと判
断するであろうと認めるに足りる事情があるといえるのであるから、そのよ
10 うな地域から避難して、避難所で生活したり車中生活を送った場合には、「放
射性物質の悪影響により」と認めることができる。

そうすると、少なくとも、当裁判所が認めるふるさと喪失損害(Ｂ)が肯認
できる地域(避難指示等が出された地域)及び当裁判所が認める自己決定権
侵害(Ｃ)を肯認できる地域(緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域、浜通り
15 並びに中通りの北部及び中部)から、本件事故を契機として、避難所生活や
車中生活を送るに至ったという外形が存在すれば、特段の事情のない限り、
「放射性物質の悪影響により、健康で文化的な最低限度にすら達しない生活
を余儀なくされた」と評価してよいと解される。

ウ 小括

以上によれば、「放射性物質の悪影響により、健康で文化的な最低限度に
すら達しない生活を余儀なくされた場合」とは、具体的には、当裁判所が認
めるふるさと喪失損害(Ｂ)が肯認できる地域(避難指示等が出された地域)
及び当裁判所が認める自己決定権侵害(Ｃ)を肯認できる地域(緊急時避難準
備区域、旧屋内退避区域、浜通り並びに中通りの北部及び中部)から、本件
25 事故を契機に避難をして避難所生活ないし車中生活を余儀なくされた場合

を指すと整理することができる。

したがって、上記のような場合には、避難所生活ないし車中生活を余儀なくされた期間に応じた精神的損害を観念することができる。以下の判示においては、このような場合の精神的損害を、原告らが主張する避難慰謝料と区別して、「当裁判所が認める避難慰謝料(A)」という。

(2) 損害額算定の手法について

当裁判所が認める避難慰謝料(A)を肯認できる場合、避難所生活ないし車中生活を余儀なくされている限り、継続的に、生命・身体の自由及び生存権の侵害が生じていると観念できる。

したがって、当裁判所が認める避難慰謝料(A)は、日単位の基準損害額を定め、これに、避難所生活ないし車中生活を余儀なくされた累計日数を乗じて算定する方法によるべきである。

(3) 具体的な損害額算定基準について

前記(2)のとおり、当裁判所が認める避難慰謝料(A)は、日単位の基準損害額を定め、これに、避難所生活ないし車中生活を余儀なくされた累計日数を乗じて算定する方法によるべきであるところ、ここでいう日単位の基準損害額は、日額2000円をもって相当と認める(資料36(第6分冊)の「当裁判所が認める避難慰謝料(A)」欄記載のとおり)。

仮に1か月間(30日間と換算する。)避難所生活を送った場合、当裁判所が認める避難慰謝料(A)の額は6万円となる所、身体傷害の有無を問わず認められる額としては、中間指針等において参考とされた自賠責保険基準(身体傷害がある場合の慰謝料として日額4200円)に照らしても相当なものと認められる。なお、当裁判所が認める避難慰謝料(A)とは別個に、避難自体により生命・身体に対する侵害を肯認できる場合(高齢であるとか、持病のある者で、避難生活により特段の肉体的苦痛を被ったと認められる場合等)には、個別の事情に照らして相当と認められる額を慰謝料として加算することとす

る。

第5 当裁判所が認める慰謝料についてのまとめ

これまで述べたとおり，当裁判所は，本件事故によって生じた精神的損害に対する慰謝料として，大別して，当裁判所が認める避難慰謝料(A)，当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)及び当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(C)の3類型に整理したものであるところ，その額の基準を一覧にすると資料36(第6分冊)のとおりである。

第6 財産権侵害について

1 総論

財産権の侵害が認められるための要件については，一般的な不法行為の場合と異にするところはなく，目的物の財産的価値の減少が認められれば，財産権侵害があったと認めることができる。

そして，財産の物理的な毀損の事実がない場合であっても，当裁判所が認めるふるさと喪失損害(B)を肯認できる地域に財産がある場合には，本件平穏生活4要素が同時かつ包括的に喪失して，もはや従前生活に利用していた財産を継続利用できないのであるから，旧居住地に残存する財産について財産権侵害を肯認できる。この場合の損害額は，当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)と同様，避難指示の内容，範囲，継続期間等によって異なるというべきであるから，これら要素を勘案して，後記2のとおり，それぞれ基本的な基準を定める。

財産の物理的な毀損の事実がなく，本件平穏生活4要素が同時かつ包括的に喪失と認められないため当裁判所が認めるふるさと喪失損害(B)も肯認できない場合には，財産権侵害を観念することはできない。当裁判所が認めるふるさと喪失損害(B)を肯認できない区域においては，現に避難をしなかった者は同種の財産権を利用して生活を送っているのであるから，ある財産が放射能に曝露したという事実のみでは，財産権侵害があったとまで認めることはできない。

2 各論

(1) 不動産（いずれも居住用，非居住用を問わない。）

ア 帰還困難区域

5 旧居住地が帰還困難区域である場合は，当裁判所が認めるふるさと喪失損害(B)を肯認できる。帰還困難区域に所在する不動産は，本件事故後7年以上が経過した現在においても，これを活用することができないのであるから，その利用価値は，ほぼ完全に喪失したといって差し支えない。

そこで，このような不動産の交換価値をどのように算出するかが問題となるが，本来，不動産の交換価値は，その個別具体的な利用状況も踏まえた実勢価格に基づいて算出されるべきものであるところ，そのような個別的な認定判断が困難であるという本件の性質に鑑みると，土地については，固定資産税評価額の2倍とし，建物については，固定資産税評価額の3倍とするのが相当である。ただし，築30年以上が経過した建物は，一般的にみても固定資産税評価額が極めて低額で，その額に利用利益（居住利益）が反映されているとはいえないから，同額の5倍をもって交換価値の全額と認めることとする。

10
15

イ 居住制限区域（5年以上）

20 旧居住地が居住制限区域である場合は，当裁判所が認めるふるさと喪失損害(B)を肯認できる。居住制限区域の建物は，本件事故後長期間にわたってこれを活用することができず，その間の建物の劣化の程度は看過できないものがある。また，同地域の土地は，避難指示が解除後されても，これを直ちに本件事故前と同じ態様で活用できるわけではなく，本件事故による放射性物質の影響が及んでいない不動産であるとの評価を受けるまでは，不動産市場における取引価額が相当に低廉なものとなると予想されるし，その使用目的も制限されざるを得ない。とりわけ，居住制限区域の中でも，その解除までに5年以上を要した地域については，実質的に地域コミュニティは崩壊し，本件生活4要素を再建しようにも，本件事故前の人的つながりや物的資源を

25

活用することは容易でなく、ゼロに近い水準からの再構築を余儀なくされているのであって、経済的にみても、不動産の利用価値はその大部分を喪失したと評価して差し支えないと考えられる。

5 そうであるとすれば、居住制限区域の中でも、その解除までに5年以上を要した地域については、帰還困難区域に匹敵する価値の喪失があったとみることができる。

10 そこで、このような不動産の交換価値をどう算出するかが問題となるが、前記ア同様、その実勢価額を個別的に認定判断することが困難であるという本件の性質に鑑みつつ、避難指示が解除された現在においては、一応当該財産の経済価値の再生が見込まれることをも考慮すると、土地については、固定資産税評価額の1.8倍とし、建物については、固定資産税評価額の2.5倍とするのが相当である。ただし、築30年以上が経過した建物は、前同様に固定資産税評価額に利用利益（居住利益）が反映されているとはいい難いから、同額の4倍をもって交換価値と認めることとする。

15 ウ 居住制限区域（5年未満）

居住制限区域のうち、本件事故後5年を経過するより以前に避難指示が解除された地域についても、本件平穏生活4要素が同時かつ包括的に喪失し、長期にわたり当該財産を利用できなかったという事情に差異はない。

20 しかしながら、居住制限区域のうち、本件事故後5年を経過するより以前に避難指示が解除された地域については、帰還困難区域や居住制限区域（5年以上）に比べれば、再利用が可能となる時点までの建物の劣化の程度も限定的とみられるし、土地の取引価額の回復も相応に期待できるといえる。

25 そこで、居住制限区域のうち、本件事故後5年を経過するより以前に避難指示が解除された地域の不動産の交換価値をどう算出するかが問題となるが、前記ア同様、その実勢価額を個別的に認定判断することが困難であるという本件の性質に鑑みつつ、前記イに比べれば相当早期に避難指示が解除さ

れ、当該財産の経済価値の再生がそれなりに見込まれることをも考慮すると、土地については、固定資産税評価額の1.2倍とし、建物については、固定資産税評価額の1.8倍とするのが相当である。ただし、築30年以上が経過した建物は、前同様に固定資産税評価額に利用利益（居住利益）が反映されているとはいいい難いから、同額の2.5倍をもって交換価値の全額と認めることとする。

エ 避難指示解除準備区域（5年以上）

避難指示解除準備区域は、年間積算線量が20mSv以下となることが確実であることが確認された地域であるが、避難指示解除準備区域に不動産が所在する場合は、長期間にわたって、同区域に所在する不動産を活用できないという意味では、居住制限区域に不動産が所在する場合と、その損害の実質を異にしない。とりわけ、避難指示解除準備区域に指定された地域のうち、その解除に5年以上を要した地域の多くは、隣接する居住制限区域と同時に避難指示の解除がなされているのであって、その価値の喪失の程度を軽くみることとはできない。

他方、福島第一原発との位置関係や、居住制限区域・避難指示解除準備区域の定義付け（前者は年間積算線量が20mSvを超えるおそれがあるとされる地域、後者は上記のとおり年間積算線量が20mSv以下となることが確実であることが確認されたとされる地域〔前記第4章第2節第4、5〔②—131頁〕〕を前提に、社会通念に照らしてみれば、避難指示解除準備区域所在の財産の避難指示解除後における経済的活用可能性は、居住制限区域のそれと異なるものといえることができるから、避難指示解除準備区域（5年以上）に所在する財産の価値の喪失の程度は、前記イでみたところの居住制限区域（5年以上）に所在する財産のそれに比べれば限定的というべきである。

そうすると、避難指示解除準備区域（避難指示解除まで5年以上を要した地域）に所在する不動産の交換価値は、土地については、固定資産税評価額

の1.5倍とし、建物については、固定資産税評価額の2倍とするのが相当である。ただし、築30年以上が経過した建物は、前同様に固定資産税評価額に利用利益（居住利益）が反映されているとはいいい難いから、同額の3倍をもって交換価値の全額と認めることとする。

5 オ 避難指示解除準備区域（5年未満）

避難指示解除準備区域のうち、本件事故後5年を経過するより以前に避難指示が解除された地域についても、本件平穏生活4要素が同時かつ包括的に喪失し、長期にわたり当該財産を利用できなかったという事情に差異はない。

他方、福島第一原発との位置関係や、避難指示解除準備区域の上記定義付けを前提に、社会通念に照らしてみれば、避難指示解除準備区域に所在する
10 不動産であって、本件事故後5年を経過するより以前に避難指示が解除された地域に所在するものの避難指示解除後における経済的活用可能性は、避難指示の解除までに5年以上を要した地域のそれとは異なるものということ
15 ができるから、避難指示解除準備区域に所在する財産の交換価値の喪失の程度は、前記エでみたところの避難指示解除準備区域（5年以上）に所在する財産のそれに比べれば限定的というべきである。

そうすると、避難指示解除準備区域（本件事故後5年を経過するより以前に避難指示が解除された地域）に所在する不動産の交換価値は、土地については、固定資産税評価相当額とし、建物については、固定資産税評価額の1.5倍とするのが相当である。ただし、築30年以上が経過した建物は、固定
20 資産税評価額に利用利益（居住利益）が反映されているとはいいい難いから、同額の2倍をもって交換価値の全額と認めることとする。

カ 特定避難勧奨地点（南相馬市）

本件訴訟において、特定避難勧奨地点に居住していた原告はいない。

25 キ 南相馬市避難要請区域

南相馬市避難要請区域についても、避難要請が出された以上、本件平穏生

活 4 要素が同時かつ包括的に喪失されたという事情に差異はない。

しかしながら、南相馬市の避難要請は、平成 23 年 4 月 22 日には解除されているのであって、当該区域に存在する財産の避難要請解除後の利用が、行政機関の線量評価に依存した状況下でのものであるとはいっても、その性質は限定的なものであり、当該区域に存在する財産の交換価値全部が喪失したと認めることはできない。

そこで、南相馬市避難要請区域に存在する不動産については、土地・建物の別を問わず、固定資産税評価額の 0.5 倍をもって損害と認める。

ク 住居確保損害について

本来、不法行為に基づく賠償の対象となる損害は、侵害を受けた財産と同種同等の財産を取得するのに必要な額をもって評価すべきであるところ、住居確保損害は、同種同等の財産を取得するのに必要な額を超えて、避難後の住居地において新たに住宅を購入するために必要となった費用であるから、これが直ちに不動産の交換価値そのものを構成する要素とはいえず、前記ア

ないしキのとおり算出される不動産損害に加えて、さらに新たな住宅購入費用を本来的な不法行為法の枠組の中での物的損害として認めることは困難といわざるを得ない。本件の原告らが、決して好んで神奈川県を避難先を選んだわけではないことは理解できるが、他方において、侵害を受けた財産と同種同等の財産を取得するのに必要な額の範囲で新たな住宅を調達した者

もいると考えられるから、これらの者との関係で、本件の原告らに対する損害額を特に増額することは、公平の理念に反するといわざるを得ない。中間指針第四次追補が、「住宅確保に係る損害」の賠償を、「事故前の財物価値を超えて負担した必要かつ合理的な費用について」行うとする（前記第 4 章第 2 節第 6, 4 [②-161 頁]）のは、当裁判所の上記考え方と同様の理解に基づくものと解される。なお、住居確保損害が、原賠法の定める原子力損害には該当しないとしても、住宅確保損害に関する中間指針等及び被告東電の自

主的賠償基準は、これが一旦発表された以上、被告東電が、これら基準に基づく賠償を拒絶した場合、そのような拒絶等に理由がないことを基礎付けるという意味において、なお法的に機能すると解される。

住居確保損害は、上記のとおり不法行為法の枠組の中での物的損害に該当しないから、中間指針等に基づき既に支払われた住居確保損害名目の金員は、本件で認められる物的損害に対する弁済とは認められない（後記第11節第3 [③-207頁]）。

(2) 家財

前記(1)で判示したところにより、不動産に関する財産権侵害が認められる場合には、同不動産に所在する家財道具についても、財産権侵害を肯認することができる。

もっとも、その損害の額は、上記不動産と同様、当該家財道具と同種同等の財産を取得するのに必要な額（時価）をもって評価すべきであり、新たに同種の家財道具を取りそろえるために必要な額は、当該家財道具の交換価値そのものを構成する要素とはいえず、これを本来的な不法行為法の枠組の中での物的損害に含めることはできない。なお、被告東電は、新たに同種の家財道具を取りそろえるという観点から自主的賠償基準を定めている（前記第4章第2節第6, 5 [②-162頁]）ところ、この法規範性が否定されるものではないと解されることは、前記(1)クで判示したところと同様である。

そこで、家財道具の時価評価を個別的に認定判断することが困難であるという本件の性質に鑑み、以下のとおりの基準に基づいて認定するのが相当である。

ア 単身世帯

10万円

イ 夫婦又は親子2人暮らし

1世帯当たり20万円（当該原告の請求の立て方に従うが、指定がなければ世帯主に計上する。）

ウ 3人暮らし以上

1世帯当たり40万円（上記イに同じ）

(3) 就労不能損害

ア 当裁判所が認めるふるさと喪失損害(B)を肯認できる場合

5 当裁判所が認めるふるさと喪失損害(B)を肯認できる場合は、旧居住地での稼働断念を強制されたものであるから、原則として減収分が損害に当たる。ただし、個別事情に照らし、就労不能状態が解消したと認められる場合には、就労不能損害を認めないか、具体的事情に照らして稼働したとしたら得られるべき収入額と本件事故前の収入額との差額に限り就労不能損害を認め
10 る。

イ 当裁判所が認める自己決定権侵害(C)を肯認できる場合

当裁判所が認めるふるさと喪失損害(B)を肯認できない場合でも、当裁判所が認める自己決定権侵害(C)が肯認できるときは、放射線被害におびえることなく任意に選択した就業場所で稼働するという意味での平穩生活権及び居住、移転の自由の侵害を肯認できるから、必ずしも任意とはいえない減
15 収分は一定の範囲で損害に含まれる。もっとも、就業環境自体が同時かつ包括的に奪われたわけではないから、旧居住地での稼働断念を強制されたままでいうことはできず、むしろ放射線リスクも踏まえた任意の転職という側面があることも否定できない。そこで、本件事故後1年間に限り、減収分を
20 就業不能損害として認めることとする。

(4) 帰宅費用、一次立入費用、検査費用

当裁判所が認めるふるさと喪失損害(B)を肯認できる場合はもとより、当裁判所が認める自己決定権侵害(C)を肯認できる場合においても、必ずしも任意
25 といえない転居にかかった実費の負担を受忍すべき理由はないから、避難に伴う実費も損害に当たる。具体的には、領収証の提出された範囲で認めることとする。

(5) 避難先での住居費・駐車場代

ア 当裁判所が認めるふるさと喪失損害(Ｂ)を肯認できる場合

当裁判所が認めるふるさと喪失損害(Ｂ)を肯認できる場合、避難先での住居費・駐車場代を避難者が負担すべき理由はないから、その発生が立証でき

5

ているものについては損害として認めることとする。

イ 当裁判所が認めるふるさと喪失損害(Ｂ)を肯認できない場合

当裁判所が認めるふるさと喪失損害(Ｂ)を肯認できない場合は、すなわち、財産権(旧住所地での居住権を含む)の侵害を肯認できない場合であるから、避難先での住居費・駐車場代を損害として認めることはできない。当裁判所

10

が認める自己決定権侵害(Ｃ)を肯認できる場合であっても、その実質は、新たな住居地を選択するに当たっての自己決定権が侵害されたことについての損害であるから、選択した結果としての新たな住居地での住居費自体は、損害の範囲に含まれない。

(6) 食費等生活費増加分

人が生活していく上での食費は、その時々、その場所において、その生活状況に応じて負担するものであり、定量的に一定額を算出するという考え方にそぐわない性質のものというべきであるから、これを財産権侵害として観念することができない。当裁判所は、低廉な費用で食物を調達するという側面も含め、当該地域の自然環境や生活資源の恩恵を受けながら精神的に満ち足りた生活

15

20

をする利益を本件平穏生活４要素として掲げ、この喪失に対する損害を当裁判所が認めるふるさと喪失損害(Ｂ)として整理したものであるところ、これを超えて、又は、これが肯認できないのに、食費等の生活費増加分を別段の損害として構成することは困難といわざるを得ない。

第７ 当事者の主張に対する補足説明

- 1 争点８（本件で賠償の対象となるべき精神的損害の範囲及び法的性質並びに慰謝料の額）関係

25

(1) 原告らの主張について

ア 本件の賠償額算定の一般論について

原告らは、本件においては、被害を完全に元に戻すことは不可能であるという認識を前提として、奪われた生活を再建するため、被害者が自らの生
あり方を自ら選択できることに最大限配慮した損害賠償が認められるべき
ものと解されるから、被害者が、その選択した時に、その選択した地におい
て、元の生活に可能な限り近い生活ができるだけの財産を得ることこそが、
損害賠償による原状回復にできる限り近づけるために必要なものであって、そ
のような観点から、本件における損害額の算定をするべきであると主張する
(第3章第2節第8の1(1)エ [①—185頁])。

原賠法3条1項の責任の本質が不法行為責任である以上、本件で原告らの
損害の範囲ないしその額を認定するに当たっても、不法行為法の枠組から逸
脱することはできない。そして、当裁判所は、不法行為法における損害概念
について、加害行為がなかった場合に想定し得る利益状態と、加害行為によ
って発生した利益状態の差をもって損害として把握するとの差額説を原則
としつつ、事案に応じて柔軟かつ弾力的に公平妥当な解決を図るに当たって
必要な事情を考慮するとの立場を採用するものである。そうすると、本件に
おいて、賠償額算定に当たり、原告らが、その選択した時に、その選択した
地において、元の生活に可能な限り近い生活ができるだけの財産を得るとす
る考え方を一般則としてとることは、加害行為がなかった場合に想定し得る
利益状態を過大に評価するおそれを払拭できないものといわざるを得ない。

よって、原告らの上記主張は採用できない。

イ 避難生活に伴う慰謝料について

原告らは、避難生活に伴う精神的損害の慰謝料については、原子力損害賠
償紛争審査会のいわゆる「中間指針」でも、避難区域に指定された地域の住
民については、生活費増加分との合算額として、概ね月10万円が目安と認

められているところ、不法行為（交通事故）により傷害を被り、入院を余儀なくされた場合には、一般的に1月当たり53万円（通院の場合28万円）、いわゆる「むち打ち」など他覚症状のない場合でも1月当たり35万円（同様に通院の場合で19万円）程度の慰謝料が認められていること（いわゆる「赤い本」）、本件事故により避難生活を余儀なくされた原告らについても、過酷な避難生活の実情からすれば、事故以前の居住場所からの隔離を受けているという点で、交通事故による入院の場合と同視できる程度の身体の拘束を受けているというべきであること、避難生活の場所が今まで住み慣れた地域とは遠く離れており、周囲とのコミュニケーションには困難も伴い、一部では差別、いじめ、引きこもりなども起きていることや、深刻な放射能汚染の影響によって将来の生活の目処すら全く立たないという不安の中にあり、精神的・肉体的な変調を来している者も少なくないこと、さらに、本件事故は交通事故とは異なり、被害者である原告らと加害者たる被告東電との立場に互換性はなく、被告東電が利潤を得るための営利事業の過程で起きたものであることなどを考慮すれば、避難生活に伴い継続的に発生する慰謝料としては、1人原則月額35万円を下ることはなく、また、避難区域指定の有無で額が変わることもないと考えるべきであると主張する（前記第3章第2節第8、1(2)ア(i) [①—186頁]）。

また、原告らは、避難に伴う慰謝料は、交通事故における入院慰謝料を目安としているように、その実質は、避難により一時的に生活拠点を移動させられたことに関する慰謝料であり、賠償額が月額によって計算され、また、損害の始期及び終期が観念されるのも、避難に伴う慰謝料が一時的なものであるからであるので、避難に伴う慰謝料には、その性質上、不可逆的な損害に対する賠償は包含されておらず、原告らが被った、ふるさと喪失、日常生活の破壊といった、将来に及ぶ不可逆的な損害を評価することはできないため、このような無形かつ広範に及ぶ損害について、原告らは「ふ

るさと喪失，生活破壊慰謝料」として，包括的に慰謝料を請求するとも主張する。

しかしながら，本件事故により，従来の居住地からの避難を余儀なくされた者の精神的損害の類型を詳しく整理した結果は前記第1の2のとおりであるところ，原告らが主張する避難生活に伴い継続的に発生する慰謝料は，
①平穏な日常生活を喪失したことについて生じる精神的苦痛，②自宅に帰れないことにより生じる精神的苦痛，③避難生活の不便さから来る精神的苦痛，
④先の見通しがつかないことによる不安・精神的苦痛及び⑤放射性物質による健康影響に対する恐怖感や不安をいずれも内包するものである。これに対し，原告らが主張する「ふるさと喪失，生活破壊慰謝料」もまた，上記①ないし⑤の精神的苦痛類型をいずれも内包するものである。そうすると，原告ら主張の避難慰謝料と「ふるさと喪失，生活破壊慰謝料」とは，体系的にみて必ずしも峻別できるものとはいえない。

また，交通事故の場合のいわゆる赤い本基準は，身体傷害を負った場合の慰謝料の額を，治療期間を主たる要素として算定するものであり，身体傷害の有無が主たる考慮要素となることは明らかというべきであって，その算定根拠に，事故以前の居住場所からの隔離を受けているという点が考慮されているとしても，その点が主たる考慮要素となっているとまではいい難いと考えられる。そうすると，赤い本が定める傷害慰謝料と，本件において避難生活に伴い継続的に発生する慰謝料とを同列に論じることは困難といわざるを得ない。

当裁判所は，本件事故により従来の住居地から避難を余儀なくされた者に生じた精神的損害を，権利面及び現象面とに分けて詳細に整理し，その結果，継続的に発生する慰謝料については，生命，身体の自由に対する侵害があった場合すなわち当裁判所が認める避難慰謝料(A)を肯認できる場合として整理したものである（前記第4，2 [㊟-175頁]）から，原告らの主張のう

ち、同整理の範囲を超える部分については、採用の限りでない。

ウ 原告らの主張する「ふるさと喪失・生活破壊慰謝料」について

原告らは、「ふるさと喪失・生活破壊慰謝料」を基礎づける事実として、原告らが、何かあったときにはいつでも帰ることのできる安寧の場所として、
5 大きな心の支えとなるべき「ふるさと」を喪失したことのほか、住環境の喪失、学びの環境の喪失、職場・人生設計の喪失、被ばくの影響に対する恐怖、周囲の人間関係の悪化及び家族・親族関係の悪化などを挙げて、本件事故により、生活のほとんど全てを失い、人生を不可逆的に一変させられたという被害の深刻さを主張した上、本件事故が公害であり、本件における加害者と被害者は非互換的であり加害行為には利潤性があること等を考慮したとき、
10 原告らの上記「ふるさと喪失・生活破壊」に伴う精神的苦痛に対する慰謝料は、1人当たり金2000万円を下ることはないと主張する。

原告ら主張の上記各要素は、当裁判所が整理した本件平穏生活4要素（自己の設定した居住地において㊦家族とともに暮らしつつ、㊧職場や学校等における活動を通じて自己の人格を発展させ、㊨友人、親戚等当該地域の住民との人的つながりを通じて相互に助け合い又は自己の人格を発展させ、㊩その他当該地域の自然環境や生活資源の恩恵を受けながら精神的に満ち足りた生活を送るというもの）に概ね包含されているとみることができる。

もっとも、当裁判所が整理したところによれば、本件平穏生活4要素の喪失は、本件事故が生じたことによって生ずる権利侵害であり、避難の結果は
20 上記権利侵害の当然の帰結であって、避難したことによってこれら要素が喪失したと整理することは、主客が転倒しているといわざるを得ない。したがって、ことさら避難したという一事をもって一律の慰謝料を認めることは困難であり、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)の額が、本件平穏生活
25 4要素の喪失の程度に応じて変動するのはやむを得ない。

また、原告らは、いわゆる実家が避難指示等の対象となり帰省が困難とな

った者についても「ふるさと喪失・生活破壊慰謝料」を認めるべきとするが、
本件平穏生活4要素は、あくまでも当地に居住するものが享受すべき法的利
益であって、同地から離脱して別個に生活の本拠を定めている場合は、本件
平穏生活4要素を享受しているとはいえないから、原告らの上記主張は採用
できない。

当裁判所は、本件事故により従来の住居地から避難を余儀なくされた者に
生じた精神的損害を、権利面及び現象面とに分けて詳細に整理し、その結果、
避難指示等が発せられた地域に居住していた者については、本件平穏生活4
要素の喪失があったものとして、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)
を肯認するものであるから、原告らの主張のうち、同整理の範囲を超える部
分については、採用の限りでない。

(2) 被告東電の主張について

ア 被侵害利益の具体的内容及び賠償の終期について

被告東電は、政府の避難指示によって強制的な避難を余儀なくされた区域
の住民については、②平穏な日常生活の侵害、③避難所等での生活における
苦痛、④避難と避難生活における苦難及び⑦家族関係への影響などについて
は、避難指示に伴い通常生じ得る事象であるから、これらの事象から生じる
精神的損害については、賠償の対象となるものと考えられるが、避難生活が
長期化すれば、避難先で再就職するなど避難先での生活が安定し、人間関係
も形成され、一般的には避難生活における苦痛は次第に軽減するものと考え
られるし、避難指示区域については、帰還困難区域、居住制限区域及び避難
指示解除準備区域に再編され、居住制限区域及び避難指示解除準備区域（大
熊町及び双葉町を除く）については、全て解除済みであり、帰還が可能な状
態にあり、帰還すれば平穏な生活は時間の経過とともに次第に回復して、何
れかの時点で賠償に値する平穏生活権侵害の状態ではなくなるものと考え
られるから、客観的には帰還が可能であったとしても、避難先における生活

が安定するなどの事情から帰還しないとの判断をした場合には、遅くとも解除後に帰還した者の賠償の終期までには、帰還しなかった者についても賠償の終期が到来するものと考えられると主張する（前記第3章第2節第8，2(1)ア [①－193 頁]）。

5 当裁判所は、前記のとおり、原告らの権利侵害に対応する慰謝料を、当裁判所が認める避難慰謝料(A)、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)及び当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(C)に大別するものであるところ、当裁判所が認める避難慰謝料(A)を除いては、避難期間中に日を追うごとに断続的に権利侵害が発生するという性質のものとは認めがたく、本件事
10 故又はその後に避難を余儀なくされた時点において確定的に発生した権利侵害の程度を一括して損害額を算定するという手法によるべきと考えるものである（前記第3，2(2) [③－168 頁]，第4，2(2) [③－178 頁]）。したがって、避難生活が長期化することによって権利侵害の程度が減縮するとの考え方は採用しないし、帰還によって直ちに権利侵害が観念できなくなるという考え方も採用しない（とりわけ、後者については、放射線ないし放射性物質は不可視的であり、人の五感で察知することのできないものであるから、
15 その重大性についての受け取り方は人それぞれであって、放射線ないし放射性物質が地域コミュニティに与える影響は、その喪失の局面においても、再建の局面においても、これを直線的に評価することが困難であり、放射線量が上昇したから地域コミュニティが崩壊したとも直截にはいい難いし、放射線量が下降したから地域コミュニティの再建が可能であるとも直截にはいい難いという関係にあると考えられることからすると、避難指示等の解除により帰還が可能になった事実を、避難した者の権利侵害の程度とことさら強く結びつけて考えることには慎重であるべきである。）。
20

25 イ 慰謝料の額について

被告東電は、中間指針等が定める避難慰謝料が合理的であることを前提に、

原告らに認められるべき相当な慰謝料額は被告東電が公表している慰謝料額を超えるものではないと主張する。

しかしながら、中間指針等、とりわけ、中間指針、中間指針追補、中間指針第二次追補は、避難指示等が時を追うごとに変遷していた平成23年8月
5 ないし平成24年3月に相次いで公表されたもので、その定める慰謝料額は、その当時に想定された避難期間に基づいて月ごとの額を算定したものであるから、これらの公表から6年以上が経過した現在における損害算定に直截に活用できるものとはいえない（当裁判所は、原告らの損害額算定に当たっては、中間指針等の定める慰謝料額を直接採用しなかった。）。

10 そして、中間指針等によれば、帰還困難区域に居住していた者に対する慰謝料は、結果として、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)に近似の額となっているが、その他の地域に居住していた者に対する慰謝料の額は、本件平穏生活4要素の喪失の程度を適切に考慮反映させたものとは認めがたく、これを本件にそのまま採用することは困難というほかない。

15 なお、被告東電は、各種の裁判例を挙げて中間指針等ないし被告東電公表慰謝料の額の相当性を主張するが、いずれも本件と事案を異にするというべきであるから、採用することができない。

ウ 避難慰謝料について

20 被告東電は、中間指針等の避難に係る慰謝料（1人月額10万円）においては、避難生活の苦痛だけではなく、地域コミュニティ等の生活基盤からの隔絶や喪失に係る精神的苦痛についても賠償の対象として考慮されているとして、原告らの主張する「ふるさと喪失・生活破壊慰謝料」は認めることができないと主張する。

25 当裁判所も、中間指針等の避難に係る慰謝料が、当裁判所が認める避難慰謝料(A)及び当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)の各性質を含有していると認めるものであるから、中間指針等の基準に従い避難慰謝料あるい

はこれに類する名目で支払われた金員は、当裁判所が認める避難慰謝料(A)及び当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)に充てられるものと解する。

もつとも、前記イのとおり、中間指針等は、平成23年8月ないし平成24年3月までという、本件事故の影響がなお不透明で避難の規模や期間も必ずしもその全容が明らかになっていない状況で定められたものであるから、その基準を現時点においてそのまま活用することは困難と考えられ、本件においてはこれら中間指針等による基準を直接採用しなかったものである。

2 争点9 (避難指示区域の指定がない居住地から避難した場合の避難の合理性)について

(1) 当裁判所の結論

前記判示のとおり、当裁判所は、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(C)の額を定めるに当たっては、社会通念に照らし、一般人を基準に考えた場合の「健康に悪影響を及ぼし得る放射性物質の飛来の可能性」の程度に応じて、裁判所が公平の観念に従い量定すべきこととなるとの考え方を前提に、この場合の「健康に悪影響を及ぼし得る放射性物質の飛来の可能性」の程度を判断する場合の考慮要素に関しては、放射線医学や疫学研究上の専門的知見は直接的な基準とならないと解すべきであって、避難指示等が出された地域、屋内退避区域ないし緊急時避難準備区域と、当該住居地との位置関係や、当該住居地付近で現に計測された残留放射線量の数値等を考慮して、一般人の観点から、「健康に悪影響を及ぼし得る放射性物質の飛来の可能性」の程度を判断すべきと解するものである(前記第3, 1 [③-164頁])。

(2) 原告らの主張について

これに対し、原告らは、がん等にしきい値はなく、ゼロ線量から被ばく線量が増加するのに比例して、リスクが直線的に増加していく(LNTモデル)ところ、LSS第14報の広島・長崎の被爆者データによれば、累積50mSvの被ばくによって200人に1人の割合のがんによる過剰死亡が起きることが

認められることになり、百歩譲って、ICRP見解に依拠してDDREF（線量・線量率効果係数）を2とした場合、累積50mSvの被ばくによって400人に1人の割合のがんによる過剰死亡が起きることになり、また米国科学アカデミーのBEIR報告に依拠してDDREFを1.5とした場合は、累積50mSvの被ばくによって300人に1人の割合のがんによる過剰死亡が起きることになるのであるから、避難指示区域の指定がない居住地においても、避難の合理性が認められ、原告らが主張するところの「避難慰謝料」及び「ふるさと喪失・生活破壊慰謝料」をいずれも肯認できると主張する（前記第3章第2節第9，1 [①－255頁]）。

(3) 被告らの主張について

他方、被告らは、国際的にも合意された科学的知見によれば、低線量被ばくによる健康影響については、100mSv以下の被ばくについては他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされており、本件事故において避難の基準とされている年間20mSvの被ばくについても、他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べて十分低い水準にあることが明らかにされているとして、避難指示区域の指定がない居住地から避難した者について、中間指針等ないし被告東電自主的賠償基準に基づく賠償額を超える損害は生じていないと主張する（前記第3章第2節第9，2 [①－278頁]）。

(4) 当事者の主張に対する説明の補足

ア 低線量被ばくに関する知見のまとめ

前章第5節で認定判示したところに照らし、低線量被ばくによる固形がんの発症リスクについての専門的知見を集約すると、要するに、生物学的知見に基づけば、これが高まると解しても矛盾がないが、現時点までの疫学的知見に基づけば、一定の集団について、低線量領域であっても、被ばく量の増加に伴いリスクが高まっているとみることができる研究成果があるものの、

これらは、無被ばく者が、従前の被ばく量をわずかでも超える被ばくをすれば、がんの発症ほか健康上の影響を受けるということまで統計的に実証した
 5 物ではなく、したがって、上記研究成果を、低線量の放射線にばく露した
 者一切に当てはまるものとして捉えることはできないから、原告らについて
 の権利侵害の有無や損害額を認定判断するに当たって、原告ら主張の、しき
 い値のないLNTモデルを直接の基準とすることはできないと考えるもの
 である。以下詳述する。

(7) 本件事故前の知見の概要

a ICRP（国際放射線防護委員会）の知見

10 ICRPは、2007年（平成19年）までに、平常時においては、
 一般公衆の線量限度が年間1mSv以下になるように定め、緊急時（至急
 の注意を要する予期せぬ状況）下においては、将来起こるかもしれない
 がんの増加を抑えることよりも、重大な身体的障害を防ぐための対策を
 優先するため、一般公衆の場合、年間20～100mSvの間の参考レベ
 15 ルを定めていた（前記第4章第5節第2，1 [②-266頁]）。また、L
 N Tモデルは、低線量・低線量率での放射線防護の管理に実用的で、予
 防原則の観点からも相応しいものとされていた（同2 [②-267頁]）。
 なお、LNTモデルを採用した上で、DDREF（線量・線量率効果係
 数）を2と設定すると、100mSvを下回る低線量域において、がん
 20 と遺伝的影響による致死リスクの増加は、1Sv当たり約5%と推定されて
 いた（同 [②-267頁]）。

b UNSCEAR（原子放射線の影響に関する国連科学委員会）の知見

UNSCEARは、2010年（平成22年）までに、統計学的に有
 意なリスク上昇は100～200mGy又はそれ以上で観察され、疫学研
 究だけでは、これらのレベルを大きく下回る場合の有意なリスク上昇を
 25 同定することはできそうにないとの報告をまとめていた（前記第4章第

5 節第 4, 1 (2) [②-271 頁]]。

c 放影研（財団法人放射線影響研究所）の知見

放影研は、平成 15 年までに、広島・長崎の原爆被爆者の死亡率調査第 13 報（LSS 第 13 報）を取りまとめ、同報告において、がんの過剰リスクは、0 - 150 mSv の線量範囲においても線量に関し線形であるようだとしたが、その場合のしきい値が存在しないとまでは結論づけていない（同 2 [②-272 頁]]）。

d BEIRIV

米国科学アカデミー研究審議会の電離放射線の生物影響に関する委員会の 2006 年報告（BEIRIV）は、同委員会が、最近の科学的根拠が LNT モデルに合致するものであるということを結論づけたというもので、同委員会が現に調査研究を行って仮説を実証したというものではない（同 4 [②-273 頁]]）。

e プレストン論文

プレストン論文は、広島・長崎の原爆被爆者のデータを基に調査研究を行ったもので、0 - 0.15 Gy（mSv 換算では概ね 0 - 150 mSv）の線量域で、統計的に有意な線量反応傾向が認められると結論づけている（同 5 [②-273 頁]]）。

なお、本件の原告らのうち、中間指針等及び被告東電の自主的賠償基準に基づく自主的避難等対象区域（前記第 4 章第 2 節第 5 の 2 (3) [②-147 頁]，同 3 (2) [②-154 頁]] から避難した者（原告番号 7, 11, 12, 19, 27, 33, 36, 38, 41, 42, 43, 46, 49, 50 及び 53 の各世帯）の避難前の住所地付近について、原告らが推計した本件事故後 50 年間の積算線量は、常時屋外にいたとした場合で 18 ~ 92 mSv であり、1 日の滞在時間を屋内 16 時間、屋外 8 時間とした場合で 11 ~ 55 mSv である（資料 34（第 6 分冊）参照）。

(イ) 本件事故後の知見の概要

a UNSCEARの知見

UNSCEARは、その2013年福島報告書において、避難者及び避難区域以外で事故の影響を最も受けた地域の集団の最初の1年間に
5 における平均実効線量は、成人で約1～10mSv、1歳児ではその約2倍
になると推定した。リスクモデルを使用して推論した場合、この程度の
線量でもがんのリスクがわずかに上昇することが示唆されるが、一般的
な集団における事故の放射線被ばくによる疾患発生率の全体的な上昇
は、日本人の基準生涯リスク（あらゆる固形がんにおいて平均35%で
10 あるが、性別、生活習慣や他の要因によって個人差がある）に対して検
出するには小さ過ぎるとした（前記第4章第5節第7，1(2)〔**2**—278
頁〕）。

その一方、UNSCEARは、現在利用可能な方法では、将来の疾病
統計において被ばくによる発生率の上昇（すなわち疾病発生頻度の上昇）
15 を証明できない可能性が高いという考えに基づき、これによれば、低線
量被ばくについてリスクがないとか、被ばくによる疾患の症例が今後付
加的に生じる可能性がないなどとはいえず、特定の集団においてある種
のがんの生物学的な指標が見つかる可能性を否定しないとした（同(3)
〔**2**—280 頁〕）。

b 放影研の知見

平成25年、放影研は、LSS第14報を発表し、その中で、30歳
の人が1Gyの放射線に被ばくした場合、70歳になった時点での全固形
がんによる死亡頻度が42%上昇すること及び10歳の人被ばくし
た場合の70歳になった時点での固形がんによる死亡頻度は、40歳
25 の人が被ばくした場合の70歳になった時点での固形がんによる死亡頻
度よりも高いことを報告した。

他方、L S S 第 1 4 報においては、その取りまとめ部分において、全線量範囲にわたり、線形線量反応モデルが固形がんデータに最もよく当てはまったとしたが、有意な上向き曲率が認められるとした線量範囲は 0 - 2 Gy であるとされていた。本文中に、「全固形がんについて有意な E R R を示す最も低い線量範囲は 0 - 0. 2 0 Gy である」とか、「線量しきい値の最大尤度推定値は 0. 0 Gy で（すなわちしきい値はない）」旨の記載もあったが、取りまとめ部分には採用されず、その後、放影研自身がホームページで明らかにした見解は、放射線の長期的な健康影響は、1 0 0 - 2 0 0 mSv 以上では放射線の被曝線量に正比例しているが、それ以下ではどういう関係になっているかは分かっていないというものであった。

（同第 8， 2 [②-286 頁]）

c 英国 C T スキャン影響調査

同調査によれば、約 5 0 mGy 以上の線量で白血病ないし脳腫瘍（脳がん）のリスクが上昇するとされているが、5 0 mGy を下回る線量域でもリスクが上昇するとの報告はなされていない（同 1 (1) [②-285 頁]）。

d オーストラリア C T スキャン影響調査

同調査によれば、若年期に C T スキャンを受けた者の方が、受けない者よりもがん罹患率が高いとし、また、C T スキャン 1 回当たりの平均有効放射線量を 4. 5 mSv と推定した上、これが繰り返されるとがん罹患のリスクが高まるとするが、線量反応関係にしきい値がないという報告はなされていない（同 1 (2) [②-286 頁]）。

e 核関連施設従事者に関する研究

同研究は、0 から 1 0 0 mGy の低線量範囲での被ばく線量とがん死との相関関係（線量反応関係）が、全線量範囲におけるがん死との相関関係と同じであったと報告しつつも、その精度が低いことを自認している

(同 3 [②－290 頁])。

(ウ) 崎山比早子が紹介する研究成果について

a テチャ川流域住民におけるがん死リスクに関する研究

崎山比早子が紹介するところによっても、がん死率と被ばく線量との
5 相関関係が直線モデルにフィットするというものにとどまり、しきい値
がないという内容の研究ではない（前記第 4 章第 5 節第 9，1 (1)イ (イ)

a [②－292 頁])。

b 15 か国核施設労働者によるがん死リスクに関する研究

崎山比早子が紹介するところによっても、がん、特に肺がん死と被ば
10 く線量が高い相関関係を示したというものにとどまり、しきい値がない
という内容の研究ではない（同 b [②－292 頁])。

c 自然放射線による発がんリスクの増加に関する研究

崎山比早子が紹介するところ（スイスの国勢調査）によっても、リス
クの上昇が mSv 単位で表現されているというものにとどまり、無被ばく
15 者が累計 1 mSv 被ばくするとがんリスクが高まるということを報告する
ものではない（同 d [②－292 頁])。

d 福島県民健康調査について

崎山比早子が紹介するところによっても、本件事故後に実施された調
査において、小児甲状腺がん・乳頭がん又はそれらの疑いと診断された
20 者が少なからずいるということが示されているにとどまり、それらの者
が、本件事故前にはがんや悪性腫瘍を発症・保有していなかったもので
あるということが報告されたわけではないし、もとより、低線量被ばく
とがんリスクとの相関関係について、何らの結論を出したものでもない
(同 (ウ) [②－293 頁])。

(エ) 小括

以上のとおり、本件事故前、ICRP は、LNT モデルを採用し、平常

5 時における一般公衆の線量限度を1 mSv 以下と定めていたが、これは、LNTモデルが実証されたことを前提とした施策というよりは、低線量・低線量率での放射線防護の管理に実用的で、予防原則の観点からも相応しいとの考えによるものであったと認められる。また、UNSCEAR、放影研（LSS第13報、同第14報）、BEIRIVの内容を総合しても、低線量領域（累計被ばく線量100 mSv 以下）においても線量反応関係が認められることは示唆されているが、しきい値が存在しないということまでは、実証的・確定的に報告していない。プレストン論文は、累計被ばく線量が0ないし150 mSv の範囲においても、統計的に有意な線量反応傾向が認められると結論づけるが、本件で問題となる原告ら、とりわけ自主的避難等対象区域からの避難者について、もとの居住地に居住し続けた場合に推測される被ばく線量の範囲（50年間常時屋外にいたとしても最低で18 mSv、最高で92 mSv。今後本件事故以外の原因による追加被ばくがなければ、これよりも相当程度減少すると容易に想定される。）についても
10 妥当する見解といえるのかどうかについては、積極・消極双方の見解がある。

本件事故後、UNSCEARは、将来の疾病統計において被ばくによる発生率の上昇を証明できない可能性が高いとし、LNTモデルが実証されていない前提に立っている。放影研も、0ないし0.2 Gy の線量範囲において、有意な死亡頻度の上昇がみられたとは報告していない。その他の研究報告も、LNTモデルを実証するものとはいえない。
20

以上によれば、これら低線量被ばくに関する専門的知見の指し示すところは、結局のところ、生物学的知見に基づけば、低線量被ばくによってがんの罹患率が高まると解しても矛盾がないが、現時点までの疫学的知見に基づけば、一定の集団について、低線量領域であっても、被ばく量の増加に伴いリスクが高まっているとみることができる研究成果があるものの、
25

これらは、無被ばく者が、従前の被ばく量をわずかでも超える被ばくをすれば、がんの発症ほか健康上の影響を受けるということまで統計的に実証したものではなく、したがって、上記研究成果を、低線量の放射線にばく露した者一切に当てはまるものとして捉えることはできないから、原告ら

5 についての権利侵害の有無や損害額を認定判断するに当たって、原告ら主張の、しきい値のないLNTモデルを直接の基準とすることはできないというべきである。

イ 原告らの主張に対する説明

(ア) 本件事故により避難指示区域の指定がない地域に少なからず放射性物質が飛来した場合、それによるがんリスクの上昇を生物学的に否定できない以上、同飛来の事実は、放射性物質による健康被害におびえることなく自己の住所又は居所を自由に決定し当地で生活する権利が脅かされたか否か、すなわち当裁判所が認める自己決定権侵害(○)を肯認できるか否かを判断するための一事情となり得る。しかし、上記がんリスクの上昇は、疫学的に実証されたものではないから、仮に本件事故後も従前の住所地に居住し続け、将来がんを発症した場合に、それが本件事故による被ばくによるものであるか、それ以外の要因によるものであるかは、現時点では何ともいえない。そのような実証未了のリスク要因についての対処方法は、従前の住所地から避難することも一策ではあるが、その他の対策(残留放射線への曝露を最小化するための服装、行動様式等の工夫、放射線以外の発がん要因に対する留意等)を施すことにより、従前と同様の生活を送るという選択肢も考えられるのであるから、本件事故前よりも空間放射線量がわずかでも上昇すれば当然に当裁判所が認める自己決定権侵害(○)を肯認できるとはいえない。もとより、本件事故前よりも空間放射線量がわずかでも上昇すれば当然に本件平穏生活4要素が同時かつ包括的に喪失されたということもできない。

10

15

20

25

(イ) 原告らは、崎山比早子や聞間元の各供述からも、避難指示の指定がない居住地から避難した者の損害を軽視すべきでないと主張する。低線量であっても、それによりがん罹患するリスクが上昇することを生物学的に否定できない以上、その点に着眼した崎山比早子及び聞間元の指摘には傾聴すべき点がある。

しかし、当裁判所は、当裁判所が認める自己決定権侵害(Ｃ)の肯否に当たって、社会通念及び一般人の観点を重視するものである。低線量被ばくによる健康影響を恐れて避難した者に対して帰還を強制することができないのは崎山比早子及び聞間元らの指摘どおりであるにしても、そのような者に対する原賠法及び国賠法上の損害賠償債務の成否及び範囲は、社会通念に照らして自ずと限定されるというべきである。崎山比早子及び聞間元の各供述は、当裁判所の認定を何ら左右しない。

ウ 被告らの主張に対する説明

前記イで判示したところと同様、本件事故により避難指示区域の指定がない地域に少なからず放射性物質が飛来した場合、それによるがんリスクの上昇を生物学的に否定できない以上、同飛来の事実、放射性物質による健康被害におびえることなく自己の住所又は居所を自由に決定し当地で生活する権利が脅かされたか否か、すなわち当裁判所が認める自己決定権侵害(Ｃ)を肯認できるか否かを判断するための一事情となり得る。そして、低線量被ばくWG意見書が「100mSv以下の被ばくについては他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さい」との見解を示していたとしても、これは、当該住民にとってみれば、もとの住所地に居住し続ける場合、将来がん罹患したとしても、それが放射線被ばくを原因とするものなのか、喫煙その他の要因によるものなのかについてはおそらく判然としないであろうという事態を受忍して生活をするということにほかならない。当裁判所が認める自己決定権侵害(Ｃ)を肯認できる者は、このような事態を回避する

ことと引換えに、従前の生活環境を放棄せざるを得なかったのであって、そのような場合の精神的損害の額を、中間指針等が定める限度と認めることはできない。佐々木康人ら作成に係るいわゆる連名意見書は、主として崎山比早子の見解に対する批判及び旧住所地での生活継続の重要性を説くものであって、当裁判所が認める自己決定権侵害(C)に関する前記認定判断を何ら左右しない。

エ まとめ

以上の次第で、原被告らの各主張は、そのいずれかをもっぱら採用することは困難であるから、当裁判所は、それぞれの主張も勘案した上、前記第3, 1 [③-164 頁] 判示のとおり、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(C)を定めるものである。

第9節 争点9（避難指示区域の指定がない居住地から避難した場合の避難の合理性について）

前記第8節第3 [③-164 頁] 及び第7, 2 [③-195 頁] でそれぞれ説明したとおりである。

第10節 争点10（主な財物損害についての損害認定の在り方）について

前記第8節第6 [③-179 頁] で説明したとおりである。

第11節 争点11（弁済の抗弁の可否）について

前記第4章第2節第5 [②-138 頁] 及び第6 [②-158 頁] で各認定のとおり、被告東電は、原告らに対し、多種多様な名目で金員を支払っている（既払金）ところ、被告東電は、これら支払の全てについて、いかなる名目で賠償したかを問わず、本件で理由があると認められる損害に対する弁済であると主張する。

それぞれの原告らに対する既払金が、それぞれの損害に対する弁済と認められるか否かについては、後記第12節において個別に判示するが、代表的な費目についての当裁判所の判断は以下のとおりである。

第1 避難慰謝料名目の既払金について

被告東電が、中間指針等及び自主的賠償基準に従って支払った慰謝料名目の金員は、避難指示等対象区域から避難を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛（前記第4章第2節第5，2(2)ア(ア) [②-140 頁]）や、屋内退避を長期間余儀なくされた者が、行動の自由の制限等を余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛（同(イ) [②-140 頁]），いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛（同エ(イ) a [②-144 頁]），長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされたことによる精神的苦痛（同オ [②-145 頁]），避難指示対象区域外からの避難者の避難に伴う正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛（同(3)ア [②-147 頁]）に対する賠償として支払われたものである。

これらは、いずれも、当裁判所が認める避難慰謝料(A)，当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)及び当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(C)の被侵害利益として第8節で整理したところに包含されている。

そこで、被告東電の避難慰謝料名目での金員の支払は、特段の事情のない限り、当裁判所が認める避難慰謝料(A)，当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)及び当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(C)に対する弁済と認める。

第2 財産的損害（就労不能損害を含む。）について

被告東電は、財産的損害（就労不能損害を含む。）の賠償名目で支払った金員についても、住環境の喪失ないし職場・人生設計の喪失によって生じる慰謝料部分に対する弁済に該当すると主張する。

しかしながら、当裁判所が認めるふるさと喪失損害(B)は、第一義的には財産権の侵害と構成できる場合であっても、本件平穏生活4要素が同時かつ包括的に喪失されたときは、財産権の侵害という構成では評価し尽くせない別段の平穏生

活権侵害ないし居住、移転の自由の侵害があったと観念するものである（前記第8節第1の2(3)イ [③－154 頁]）。

また、当裁判所が認める自己決定権侵害(C)は、第一義的には財産権の侵害と構成できない場合であっても、社会通念に照らし、一般人であれば、その生活環境が、住定時に想定されていた無形物質・無体物による悪影響の変動幅を超えて悪化したと判断するであろうと認めるに足りる事情がある場合に、平穩生活権侵害ないし居住、移転の自由の侵害があったと観念するものである（同ウ [③－154 頁]）。

そうすると、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)・自己決定権侵害慰謝料(C)と財産的損害に対する賠償とは、理論的に峻別できるものであるから、被告東電が支払った財産的損害に関する賠償については、上記整理に基づき、純然たる財物損害に向けられた弁済と認め、慰謝料に対する弁済としては認めないこととするのが、相当である。

第3 住居確保損害について

前記認定のとおり、中間指針第四次追補は、移住等に伴い新たな住居を取得するためや、帰還に伴い元の住宅の大規模修繕や建替えをするために、事故前の財物価値を超えて負担した必要かつ合理的な費用について、「住居確保に係る損害」として賠償することを示している（前記第4章第2節第6，4 [②－161 頁]）。このような定め方に照らせば、被告東電が住居確保損害名目で支払った金員は、本来的な財物損害に充てるものとは別段の支払であったと認めるのが、相当である。

また、前記判示のとおり、当裁判所は、避難後の住居地において新たに住宅を購入するために必要な費用を、居住用不動産の損害に加えてさらに、本来的な不法行為法の枠組の中での物的損害として認めることは困難と考えるものである（前記第8節第6，2(1)ク [③－184 頁]）。

そうすると、被告東電が住居確保損害名目で支払った金員は、財物損害に対す

る弁済として認めることはできない。

また、中間指針第四次追補上、「住居確保に係る損害」が「精神的損害」の慰謝のためにも支払われるべきものであるとする記述は見当たらない。したがって、被告東電が住居確保損害名目で支払った金員は、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)・自己決定権侵害慰謝料(C)に対する弁済としても認めることができない。

第4 遅延損害金発生の起算日について

各原告らについて認定した損害額の元金から、被告東電の弁済の抗弁を認めて既払金を控除することとした場合、理論的には、被告東電の弁済により消滅した損害額の元金部分についての遅延損害金支払請求権は残存することとなる。

しかしながら、原告らは、本件第20回口頭弁論期日において、原告らが、本件損害賠償請求権のうち、被告東電の弁済により消滅した損害額の元金部分に係る遅延損害金については、事実上支払を求めない旨を陳述した。これに対し、被告らにおいても、これに異存がない旨を明らかにしている。

以上の各陳述に照らし、当裁判所は、被告東電の弁済により消滅した損害額の元金部分に係る遅延損害金支払債務は、原告らにおいてこれを免除したものと認める。

第12節 争点12（損害発生の有無及びその数額）について

以下の判示においては、前記第3章第2節第12[①-312頁]と同様、原告らをいずれも原告番号で呼称する。複数人で1個の世帯を形成する場合には、各原告ら個人を指称する場合には枝番を付し、世帯全員を指すときは、原告番号の後に「ら」を付して呼称する（例：「原告番号1ら」。訴訟承継が生じている場合で、原告番号の後に「ら」を付して呼称しているときは、原告の地位と訴訟承継人の地位を併有している者を含むが、原告の地位を併有しない訴訟承継人は含まない。）。

弁護士費用については、原則的に、いずれの原告についても、認められる損害額（弁護士費用を除く。）の1割（1万円未満は切り捨て）とするのが相当であるか

ら、別紙損害一覧表の「弁護士費用」の欄に記載のとおりと認める。損害を認めることができるが、その額が10万円を下回る場合の弁護士費用は、一律1万円とする。

5 なお、以下の判示において、「原告番号〇〇の〈裁判所認定欄〉」と記載したときは、当該原告番号に係る別紙損害一覧表の〈裁判所認定欄〉のことを指す。

第1 原告番号1の世帯（原告番号1－1，1－2，1－3，1－4，1－5）について

1 事実関係

【甲個1の1ないし1の3】

10 原告番号1らは、本件事故の際、 内の自宅で生活していた。同自宅所在地は、本件事故後、居住制限区域に指定された。

15 原告番号1らは、本件事故後、いったんは 中学校に避難したが、福島第一原発の異常を察知し、平成23年3月11日夜に避難を開始し、同日車中泊をした。その後、親族宅を転々とした後、同年4月28日から、 内の集合住宅を賃借して生活を開始した。

2 損害額の認定

20 原告番号1らは、いずれも 内の居住制限区域に居住していたところ、同地は、資料29及び同30（第6分冊）の④に該当し、避難指示が5年を超えて継続した地域に該当するから、原告番号1らにつき、それぞれ、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料（**B**）として1300万円（前記第8節第2，2(3)イ[**③**－161頁])を認める。（原告番号1らの〈裁判所認定欄〉（a））

25 また、原告番号1らは、平成23年3月11日夜に車中泊をしたものであるから、当裁判所が認める避難慰謝料（**A**）（前記第8節第4，2(3)[**③**－178頁]のとおり日額2000円）としてそれぞれ2000円（1日分）ずつを認める（原告番号1らの〈裁判所認定欄〉（a））。

3 被告東電による弁済

被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号1らにつきいずれも852万円である（原告番号1らの〈裁判所認定欄〉(b)）。【乙共336・3～8頁】

4 弁護士費用

- 5 (1) 損害合計（弁護士費用以外の損害から弁済額を差し引いた金額。以下、「弁護士費用」の項において同じ。）は原告番号1らにつきそれぞれ448万2000円である（原告番号1らの〈裁判所認定欄〉(c)）。
- (2) 弁護士費用は、原告番号1らにつきそれぞれ44万円である（原告番号1らの〈裁判所認定欄〉(d)）。

10 5 まとめ

以上によれば、原告番号1らの各請求は、原告番号1らにつきいずれも492万2000円（原告番号1らの〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

15 (原告番号1らにつきそれぞれ

1300万円＋2000円－852万円＋44万円＝492万2000円)

第2 原告番号2の世帯（原告番号2－1，2－2）について

1 事実関係

【掲記の証拠のほか、甲個2の1】

20 (1) 旧居住地及び避難経過

原告番号2らは、本件事故の際、■■■■■内の自宅で生活していた。同自宅所在地は、本件事故後、居住制限区域に指定された。

原告番号2らは、本件事故後、個別に■■■■■に避難し、原告番号2－1において避難所を巡って原告番号2－2を探し回った上、平成23年3月12日正午頃に合流した。その後、同月14日まで■■■■■内の避難所で過ごし、同月15日に■■■■■内の長女方に移動して生活を開始した。【甲個2の1】

25

(2) 避難後の生活状況

原告番号2らの長女と原告番号2-1は、[REDACTED]にマンション1室（以下「[REDACTED]マンション」という。）を共同所有していた（共有持分は2分の1ずつ）。同マンションは、原告番号2らの長女の子の就学に合わせて同長女一家の自宅の用に供する予定であったが、原告番号2らが避難してきたことにより、原告番号2らの住居として用いられることとなった。原告番号2らが[REDACTED]マンションを住居として用いるに当たり、原告番号2-1と長女は、賃料月額8万円と定めて賃貸借契約を締結した（同賃貸借契約は、長女の持分について原告番号2-1が賃料を支払う旨を合意したものと認められる。）。

【甲個2の6，2の7，2の10，2の19】

原告番号2らは、旧居住地から自家用車で避難したところ、その保管場所として[REDACTED]マンションの駐車場を賃借することとし、長女名義で賃貸借契約（賃料月額1万2500円）を締結した上、原告番号2-1において、長女を介して、平成23年6月分から平成28年6月分の賃料合計77万5000円（62か月分）を支払った。【甲個2の15～18】

(3) 不動産の価額

原告番号2-1の所有する自宅敷地建物は居住制限区域（5年以上）にあり、自宅建物は本件事故時点で築33年であった。原告番号2-1の所有する自宅敷地の固定資産税評価額は398万3359円であり、自宅建物の固定資産税評価額は157万6306円であった。【甲個2の5】

2 損害額の認定

(1) 慰謝料

原告番号2らは、いずれも[REDACTED]内の居住制限区域に居住していたところ、同地は、資料29及び同30（第6分冊）の④に該当し、避難指示が5年を超えて継続した地域に該当するから、原告番号2らにつき、それぞれ、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)として1300万円（前記第5章第8節第2，

2(3)イ[㊦-161頁])を認める(原告番号2-1の〈裁判所認定欄〉(a-1), 原告番号2-2の〈裁判所認定欄〉(a))。

また、原告番号２らは、平成２３年３月１２日から同月１４日まで３日間避難所での生活を余儀なくされたものであるから、当裁判所が認める避難慰謝料（Ａ）（前記第５章第８節第４，２(3)[㊟－178頁]のとおり日額２０００円）としてそれぞれ６０００円（３日分）を認める（原告番号２－１の〈裁判所認定欄〉(a-1)，原告番号２－２の〈裁判所認定欄〉(a)）。

(2) 財產的損害

原告番号 2－1 の所有する自宅敷地建物は居住制限区域（5 年以上）にあり、自宅建物は本件事故時点で築 30 年を超えていたところ、その価額は前記 1 (3) 認定のとおりであり、これを、前記第 8 節第 6，2 (1) イで説示した基準 [3－180 頁] に当てはめると、自宅敷地の財産的損害は固定資産税評価額の 1.8 倍の 7 1 7 万 0 0 4 6 円（原告番号 2－1 の〈裁判所認定欄〉(a-2)），自宅建物の財産的損害は固定資産税評価額の 4 倍の 6 3 0 万 5 2 2 4 円（原告番号 2－1 の〈裁判所認定欄〉(a-3)）と認められる。

(3) その他

原告番号２－１は、[REDACTED]マンションについて長女に支払った賃料についても、これが損害に当たると主張するが、前記２(２)認定の事実経過に照らせば、原告番号２－１の長女は、避難してきた原告番号２らと同居することにはなかったが、予定どおり子の就学に合わせて[REDACTED]に転居することが可能であったのであり、ことさら同マンションを原告番号２らの居住の用に供して転居を取りやめる理由は見当たらない。また、原告番号２－１は、[REDACTED]マンションの持分２分の１を共有しているところ、原告番号２－１の長女一家が子の就学に合わせて[REDACTED]マンションに転居するに当たっては、原告番号２－１の持分部分に関して原告番号２－１の長女を賃借人とする賃貸借契約の締結が予想されていたとは証拠上うかがわれないことをも勘案すると、原告番号２

5 ら、ことさら長女に賃料を払ってまで■■■■マンションに居住することとしたのは、本件事故によるものというよりは、原告番号2ら及びその長女一家が、保有する財産を有効に活用すべく検討した結果というべきであるから、原告番号2-1が長女に支払った賃料は、本件事故に基づく損害とは認めることができない。

 また、原告番号2-1は、各種説明会等への参加のための交通費を請求するが、同支払の事実を認めるに足りる証拠がない。

10 他方、原告番号2ら主張の駐車場代については、原告番号2ら利用の自家用車の保管場所を新たに確保する必要があり、それに当たって駐車場の賃貸借契約を長女を介して締結して賃料を支払ったことは前記1(2)認定のとおりであるから、前記第8節第6、2(5)で判示したところ[③-187頁]に従い、前記1(2)認定の原告番号2-1の支払済み駐車場賃料77万5000円は、本件事故による原告番号2-1の損害と認める(原告番号2-1の〈裁判所認定欄〉(a-4))。被告らは、これら支払の事実を争うが、上記認定を左右しない。

15 3 被告東電による弁済

 (1) 慰謝料について

 被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号2らにつきそれぞれ852万円である(原告番号2-1の〈裁判所認定欄〉(b-1)、原告番号2-2の〈裁判所認定欄〉(b))。【乙共336・9～11頁】

20 (2) 財産的損害について

 被告東電が原告番号2-1に支払った不動産損害名目の金員の額は、自宅敷地につき569万6204円(原告番号2-1の〈裁判所認定欄〉(b-2))、自宅建物につき1558万9957円(原告番号2-1の〈裁判所認定欄〉(b-3))である。【乙共336・9～10頁】

25 これにより、自宅建物の財産的損害については全額弁済がされたことになる。

 (3) その他損害について

前記3(3)認定のとおり、原告番号2-1については、支払済み駐車場賃料7万5000円を損害と認めるところ、これに対する被告東電の弁済はない。

4 弁護士費用

(1) 損害合計は、原告番号2-1につき673万4842円（原告番号2-1の
5 〈裁判所認定欄〉(d)）、原告2-2につき448万6000円（原告番号2-1の〈裁判所認定欄〉(c)）である。

(2) 弁護士費用は、原告番号2-1につき67万円（原告番号2-1の〈裁判所認定欄〉(e)）、原告番号2-2につき44万円（原告番号2-2の〈裁判所認定欄〉(d)）である。

10 5 まとめ

以上によれば、原告番号2-1の請求は、740万4842円（原告番号2-1の〈裁判所認定欄〉(f)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号2-2の請求は、492万6000円（原告
15 番号2-2の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

（原告番号2-1につき

1300万円+6000円-852万円+717万0046円-569万2204円+77万5000円
20 +67万円=740万4842円

原告番号2-2につき

1300万円+6000円-852万円+44万円=492万6000円)

第3 原告番号3の世帯（原告番号3）について

1 事実関係

25 原告番号3は、本件事故の際、[REDACTED]内の自宅で長男の妻と生活していた。同自宅所在地は、本件事故後、緊急時避難準備区域に指定され、同指定は、

平成23年9月30日に解除された。

原告番号3は、本件事故後、同年3月12日まで同区内にある葬儀場で避難生活をした。その後、親戚宅に逗留した上、同月19日から、 内の三男宅に避難して同地で生活を開始した。【甲個3の1】

5 2 損害額の認定

(1) 慰謝料

原告番号3は、 内の緊急時避難準備区域に居住していたところ、同地は、資料29及び同30（第6分冊）の④に該当するから、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料（C）として250万円（前記第8節第3，2(3)ア[③－169頁]）を認める（原告番号3の〈裁判所認定欄〉(a)）。

また、原告番号3は、平成23年3月11日から同月12日まで2日間避難所での生活を余儀なくされたものであるから、当裁判所が認める避難慰謝料（A）（前記第5章第8節第4，2(3)[③－178頁]のとおり日額2000円）として4000円（2日分）を認める（原告番号3の〈裁判所認定欄〉(a)）。

15 (2) 財産的損害について

原告番号3は、その所有に係る自宅敷地についての賠償を求めるが、同敷地所在地については避難指示等がなく、本件平穏生活4要素が包括的に喪失したと認められないから、不動産損害を肯認できない（前記第8節第6，1[③－179頁]）。

20 3 被告東電による弁済

被告東電が原告番号3に支払った避難慰謝料名目の金員の額は236万6000円である（原告番号3の〈裁判所認定欄〉(b)）。【乙共336・12～13頁】

4 弁護士費用

25 (1) 原告番号3の損害合計は13万8000円である（原告番号3の〈裁判所認定欄〉(c)）。

(2) 原告番号3の弁護士費用は1万3000円である(原告番号3の〈裁判所認定欄〉(d))。

5 まとめ

5 以上によれば、原告番号3の請求は、15万1000円(原告番号3の〈裁判所認定欄〉(e))及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

(原告番号3につき

250万円+4000円-236万6000円+1万3000円=15万1000円)

10 第4 原告番号4の世帯(原告番号4-1, 4-2, 4-3, 4-4, 4-5)について

1 事実関係

【掲記の証拠のほか、甲個4の1】

(1) 旧居住地及び避難経過

15 原告番号4らは、本件事故の際、[]内の自宅で生活していた。同自宅所在地は、本件事故後、居住制限区域に指定された。

原告番号4-2は、平成16年以降、神奈川県[]内の職場に転勤となり、同県[]の実家で単身赴任生活を送り、週末には[]内の自宅に帰宅していた。

20 原告番号4-2を除く原告番号4らは、本件事故後、福島県[]の知人親類宅に身を寄せた後、平成23年3月15日から、原告番号4-2が単身赴任していた神奈川県[]の同人実家に移動して、原告番号4ら全員での生活を開始した。

(2) 避難後の生活状況

25 ア 住居関係

平成23年10月24日、原告番号4-1, 4-4, 4-5は、神奈川県

■内の賃貸アパートを借りて同所で生活を始めた。

また、平成26年8月、原告番号4らは、肩書地において居住を始めた。

イ 就業関係

(ア) 原告番号4-1

5 原告番号4-1は、本件事故により避難するまで、■内の会社に勤務していたが、避難後、同会社の■事務所に異動となった。

しかし、通勤時間が1時間以上になったことなどから、原告番号4-1は、平成23年7月に同会社を退職し、その後は、■事務所スタッフ及び■スタッフとして稼働している。

10 (イ) 原告番号4-2

原告番号4-2は、本件事故の前後を通じて、勤務先の■営業所にて就業していたが、平成26年1月に、同会社の■事業所に異動となった。

(ウ) 原告番号4-4

15 原告番号4-4は、本件事故当時高校3年生であり、■内の会社に就職が内定していたが、本件事故後に内定取消しとなった。その後、原告番号4-4は、洋菓子店、先物取引会社、エステサロン各勤務を経て、現在は、■内の歯科医院に歯科助手として勤務している。

【甲個4の1，4の6，原告番号4-1本人，原告番号4-2本人】

(3) 不動産の価額

20 原告番号4-2の所有する自宅敷地建物は居住制限区域(5年以上)にあり、自宅建物は本件事故時点で築20年であった。原告番号4-2の所有する自宅敷地の固定資産税評価額は303万7881円であり、自宅建物の固定資産税評価額は341万1040円であった。【甲個4の5】

2 損害額の認定

25 (1) 慰謝料

原告番号4らは、いずれも■内の居住制限区域に居住していたところ、

同地は、資料29及び同30（第6分冊）の㊸に該当し、避難指示が5年を超えて継続した地域に該当するから、原告番号4らにつき、それぞれ、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)として1300万円（前記第5章第8節第2, 2(3)イ[㊸-161頁])を認める（原告番号4-1, 4-3, 4-4, 4-5の〈裁判所認定欄〉(a), 原告番号4-2の〈裁判所認定欄〉(a-1)）。

原告番号4らは、自宅不動産が属する地域は、居住制限区域であるが、帰還困難区域が近隣に迫った場所であると主張するが、原告番号4ら自宅の所在地と帰還困難区域とが約1km離れていると認められる【甲共163・30頁】ことに照らし、帰還困難区域と近接しその生活圏が帰還困難区域のコミュニティに実質的に包含されているとまでは認め難い（前記第8節第2, 2(1)[㊸-155頁]参照）。

他方、被告らは、原告番号4-2は単身赴任中であり、避難慰謝料発生の根拠となる生活の本拠地は神奈川県[]にあったと主張するが、単身赴任中であつても、帰省先においては、家族とともに暮らし、当地の住民との人的つながりを通じて相互に助け合い又は自己の人格を発展させ、その他当地の自然環境や生活資源の恩恵を受けるなどといった本件平穏生活4要素のもたらす利益を享受することができていたのであるから、当裁判所が認めるふるさと喪失損害(B)を肯認することができる。そして、単身赴任者であつても、その帰省先に平穏生活権に基づく利益を享受する基盤を有していると認められる以上、その権利侵害に相当する損害の額において、非単身赴任者のそれよりも限定して解すべき理由はない。そうすると、原告番号4-2についても、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)1300万円を肯認できるというべきである。

(2) 財産的損害

原告番号4-2の所有する自宅敷地建物は居住制限区域(5年以上)にあり、自宅建物は本件事故時点で築30年を超えていなかったところ、その価額は前記1(3)認定のとおりであり、これを、前記第5章第8節第6, 2(1)イ[㊸-180

頁] で説示した基準に当てはめると、自宅敷地の財産的損害は固定資産税評価額の1.8倍の546万8186円(原告番号4-2の〈裁判所認定欄〉(a-2)), 自宅建物の財産的損害は固定資産税評価額の2.5倍の852万7600円(原告番号4-2の〈裁判所認定欄〉(a-3))とそれぞれ認められる。

5 また、原告番号4-2の世帯は3人暮らし以上であるから、原告番号4-2の家財の財産的損害は、前記第8節第6, 2(2)ウ[③-186頁]で判示したところに従い、これを40万円と認める(原告番号4-2の〈裁判所認定欄〉(a-4))。

(3) 就業不能損害

10 原告番号4-1及び同4-4は、それぞれ就業不能損害を主張するが、減収の立証がないからこれを認めることができない。

(4) 宿泊費

原告番号4-1は、平成23年3月12日から同年10月23日までの宿泊費723万2000円が損害に当たると主張するが、原告番号4-1が同額を支出したと認めるに足りる証拠はない。

15 3 被告東電による弁済

(1) 慰謝料について

20 被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号4-1, 4-3, 4-4, 4-5につきそれぞれ850万円(原告番号4-1, 4-3, 4-4, 4-5の〈裁判所認定欄〉(b)), 原告番号4-2につき425万円(原告番号4-2の〈裁判所認定欄〉(b-1))である。【乙共336・14～19頁】

(2) 財産的損害について

25 被告東電が原告番号4-2に支払った不動産損害名目の金員の額は、自宅敷地につき1007万7051円(原告番号4-2の〈裁判所認定欄〉(b-2)), 自宅建物につき2247万6205円(原告番号4-2の〈裁判所認定欄〉(b-3))である。【乙共336・16頁】これにより、自宅敷地建物の財産的損害については全額弁済されたことになる。

被告東電が原告番号４－２に支払った家財名目の金員の額は５８５万円（原告番号４－２の〈裁判所認定欄〉(b-4)）である。これにより、原告番号４－２の家財の財産的損害については全額弁済されたことになる。

4 弁護士費用

5 (1) 損害合計は、原告番号４－１，４－３，４－４，４－５につきそれぞれ４５０万円（原告番号４－１，４－３，４－４，４－５の〈裁判所認定欄〉(c)），原告４－２につき８７５万円（原告番号４－２の〈裁判所認定欄〉(d)）である。

10 (2) 弁護士費用は、原告番号４－１，４－３，４－４，４－５につきそれぞれ４５万円（原告番号４－１，４－３，４－４，４－５の〈裁判所認定欄〉(d)），原告番号４－２につき８７万円（原告番号４－２の〈裁判所認定欄〉(e)）である。

5 まとめ

15 以上によれば、原告番号４－１の請求は、４９５万円（原告番号４－１の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成２３年３月１１日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号４－２の請求は、９６２万円（原告番号４－２の〈裁判所認定欄〉(f)）及びこれに対する平成２３年３月１１日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その
20 余は理由がなく、原告番号４－３の請求は、４９５万円（原告番号４－３の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成２３年３月１１日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その
25 余は理由がなく、原告番号４－４の請求は、４９５万円（原告番号４－４の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成２３年３月１１日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その
余は理由がなく、原告番号４－５の請求は、４９５万円（原告番号４－５の〈裁

判所認定欄) (e)) 及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

(原告番号4-1につき

5 1300万円-850万円+45万円=495万円

原告番号4-2につき

1300万円-425万円+87万円=962万円

原告番号4-3につき

1300万円-850万円+45万円=495万円

10 原告番号4-4につき

1300万円-850万円+45万円=495万円

原告番号4-5につき

1300万円-850万円+45万円=495万円)

第5 原告番号5の世帯(原告番号5-1, 5-2, 5-3, 5-4, 5-5)に
15 ついて

1 事実関係

【掲記の証拠のほか、甲個5-1, 原告番号5-3本人】

(1) 旧居住地及び避難経過

20 訴訟承継前の原告番号5-1(以下「原告番号5-1」という。)は、本件事
故時点で90歳であり、 内の自宅で単身生活していた。同自宅所在地は、
本件事故後、帰還困難区域に指定された。

平成23年3月11日当日、原告番号5-1は、 が手配したバスで避難
所に向かったが、受入可能な避難所がなかなか見つからず、同月12日にな
って、 内の避難所に入ることができた。同所は、廃校となった小学校を
25 利用したもので、原告番号5-1は、他の7名の避難者と共に6畳程度の広さ
の一室で寝起きを余儀なくされた。また、食料や飲料水の供給も十分ではなか

った。

同月26日、原告番号5-1の行方を捜していた訴訟承継人原告番号5-4（以下「原告番号5-4」という。）は、上記[]内の避難所で原告番号5-1を発見し、[]内の原告番号5-4宅に避難させた。

5 (2) 避難後の生活状況

平成23年4月29日、原告番号5-1は、避難生活による衰弱から回復するためのリハビリを兼ねて、原告番号5-4と共に買い物に出かけた際、帰宅間に、転倒して腕を骨折した。

平成24年5月16日、原告番号5-1は、原告番号5-4宅から特別養護老人ホームに入所した。

平成27年7月5日、原告番号5-1は死亡した。原告番号5-2、5-3、5-4、5-5は、原告番号5-1を各相続分4分の1により相続し、原告番号5-1を訴訟承継した。

(3) 不動産の価額

原告番号5-1が所有していた自宅敷地建物は帰還困難区域にあり、自宅建物は本件事故時点で築35年であった。原告番号5-1の所有する自宅敷地（2筆）の固定資産税評価額は、原告番号5-1の〈裁判所認定欄〉(a-3)の「甲土地」が272万0900円であり、同「乙土地」が53万6900円であり、合計325万7800円（2筆合計）であった。また、原告番号5-1が所有していた自宅建物の固定資産税評価額は124万6690円であった。

【甲個5の5～7】

2 損害額の認定

(1) 慰謝料

原告番号5-1は、[]内の帰還困難区域に居住していたところ、同地は、資料29及び同30（第6分冊）の③に該当するから、原告番号5-1につき、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料（B）として1500万円（前記第8節第

2, 2(3)ア[③-160 頁]) を認める(原告番号5-1の〈裁判所認定欄〉(a-1))。

また、原告番号5-1は、平成23年3月11日から同月26日までの17
日間にわたり、避難所での生活を余儀なくされたものであるところ、90歳と
いう原告番号5-1の年齢及び前記1(1)認定の避難所の状況の過酷さを勘案
5 すれば、前記第8節第4, 2(3)[③-178 頁]で判示したところにかかわらず、
例外的に、当裁判所が認める避難慰謝料(A)として日額1万円の17日分の1
7万円を認める(原告番号5-1の〈裁判所認定欄〉(a-1))。

さらに、原告番号5-1の年齢及び前記1(1)認定の避難生活の過酷さに加え、
同(2)認定のとおり、原告番号5-4宅に身を寄せた後に転倒事故を起こしてお
10 り、本件事故と転倒事故との因果関係を認めることができないとしても、転倒
事故当時、避難による身体的精神的負担が相当程度あったと考える余地がある
ことをも勘案すると、原告番号5-1は、避難により、身体的・健康的に看過
できない影響を被ったと認められ、これは、生命・身体に対する直接の侵害と
評価できる。原告ら主張の「避難慰謝料」及び「ふるさと喪失・生活破壊慰謝
15 料」は、生命・身体に対する直接の侵害に対する賠償をも含んだ主張と解され
るから、原告番号5-1については、生命・身体に対する侵害についての慰謝
料として20万円を認める(原告番号5-1の〈裁判所認定欄〉(a-2))。

他方、原告番号5-1は、前記1(2)認定の転倒事故に伴う通院慰謝料及び後
遺傷害慰謝料についても損害として主張するが、原告番号5-1の年齢等も考
20 慮すると、転倒については様々な要因が考えられ、本件事故及びそれに伴う避
難がなければ転倒事故がなかったとまでいうことはできないから、本件事故と
の因果関係を認めることができない。

(2) 財産的損害

原告番号5-1が所有していた自宅敷地建物は帰宅困難区域にあり、自宅建
25 物は本件事故時点で築30年を超えていたところ、その価額は前記1(3)認定の
とおりであり、前記第8節第6, 2(1)ア[③-180 頁]で説示した基準に当ては

めると、自宅敷地（甲土地）の財産的損害は固定資産税評価額の2倍である544万1800円、同（乙土地）の財産的損害は固定資産税評価額の2倍である107万3800円、自宅敷地（甲土地及び乙土地）の財産的損害の合計は651万5600円（2筆合計）（原告番号5－1の〈裁判所認定欄〉（a-3））、
 5 自宅建物の財産的損害は固定資産税評価額の5倍の623万3450円（原告番号5－1の〈裁判所認定欄〉（a-4））と認められる。

3 被告東電による弁済

(1) 慰謝料について

被告東電が原告番号5－1に支払った避難慰謝料名目の金員の額は1677万円である（原告番号5－1の〈裁判所認定欄〉（b-1））。【乙共336・20～21頁】これにより、原告5－1に認められた、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料（**B**）1500万円と当裁判所が認める避難慰謝料（**A**）17万円はいずれも弁済されたことになる。

被告東電が支払った生命・身体的傷害名目の金員の額は1万5050円である（原告番号5－1の〈裁判所認定欄〉（b-2））。【乙共336・21頁】

(2) 財産的損害について

被告東電が原告番号5－1に支払った不動産損害名目の金員の額は、自宅敷地につき465万8654円（原告番号5－1の〈裁判所認定欄〉（b-3））、自宅建物につき1019万7925円（原告番号5－1の〈裁判所認定欄〉（b-4））である。【乙共336・16頁，乙個5の6】

これにより、自宅建物の財産的損害については全額弁済されたことになる。

4 弁護士費用

(1) 原告番号5－1の損害の合計は204万1896円である（原告番号5－1の〈裁判所認定欄〉（d））。

(2) 弁護士費用は原告番号5－1につき20万円である（原告番号5－1の〈裁判所認定欄〉（e））。

5 原告番号5-1の損害額のまとめ

以上によれば、原告番号5-1は、224万1896円（原告番号5-1の〈裁判所認定欄〉(f)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めることができた。

5 (原告番号5-1につき

20万円-1万5050円+651万5600円-465万8654円+20万円=224万1896円)

6 原告番号5-2, 5-3, 5-4, 5-5の請求の認容額

原告番号5-2, 5-3, 5-4, 5-5は、原告番号5-1を各相続分4分の1により相続し、原告番号5-1を訴訟承継したから、原告番号5-2, 5-3, 5-4, 5-5の請求は、それぞれ56万0474円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

10 (原告番号5-2, 5-3, 5-4, 5-5につき

224万1896円×1/4=56万0474円)

15 第6 原告番号6の世帯（原告番号6-1, 6-2, 6-3, 6-4, 6-5）について

1 事実関係

【掲記の証拠のほか、甲6の1】

(1) 旧居住地及び避難経過

20 原告番号6らは、本件事故の際、 内の自宅で生活していた。同自宅所在地は、本件事故後、屋内退避区域に指定され、同指定は平成23年4月22日に解除された。

原告番号6-1は、本件事故当時、 の会社で稼働し、単身赴任をしており、月に2ないし4回、 内の自宅に帰省していた。

25 原告番号6-1を除く原告番号6らは、本件事故後、平成23年3月13日から同月17日まで小学校の体育館で避難生活を送った上、同月18日、原告

番号6-2, 6-3, 6-4は, 原告番号6-1が居住する[]内のマンションに, 原告番号6-5は, 同人の長男が居住する神奈川県[]内の居宅へ, それぞれ避難した。

(2) 避難後の生活状況

5 平成23年4月16日に, 原告番号6らは, 揃って, []内の団地に入居したが, 原告番号6-5は, 同団地の居室が5階に所在していて階段の昇降が苦であったことから, 平成24年8月31日から平成24年12月22日までの間, 神奈川県[]内のアパートを賃借して1人暮らしを開始した。同日, 原告番号6-5の長男が新居を調達したことから, 原告番号6-5は同長男宅
10 に転居した。

また, 原告番号6-1は, 上記[]内の団地に入居するに当たり, 学習机等の家財道具運搬のためレンタカーを借り, レンタカー代として7000円を支出した。【甲個6の9, 6の10】

2 損害額の認定

(1) 慰謝料

15 原告番号6らは, いずれも[]内の旧屋内退避区域に居住していたところ, 同地は, 資料29及び同30(第6分冊)の④に該当するから, 原告番号6らにつき, それぞれ, 当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(C)として150万円(前記第8節第3, 2(3)イ[③-171頁])を認める(原告番号6-1
20 の〈裁判所認定欄〉(a-1), 原告番号6-2, 6-3, 6-4, 6-5の〈裁判所認定欄〉(a))。

25 被告らは, 原告番号6-1は単身赴任中であり, 避難慰謝料発生の根拠となる生活の本拠地は[]内にあったと主張するが, 単身赴任中であっても, その帰省先に家族を残し, 限定的であっても帰省時には当地で家族と生活するという実質は現に存在するのであり, 放射性物質による健康被害におびえることなく当地を帰省先と設定して同所で生活する権利すなわち平穏生活権ないし

居住、移転の自由を觀念することができるから、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(Ｃ)を肯認することができる。そして、単身赴任者であっても、その帰省先を自由に設定して同所で生活する権利を肯認できる以上、その権利侵害に相当する損害の額において、非単身赴任者のそれよりも限定して解すべき理由はない。そうすると、原告番号６－１についても、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(Ｃ)１５０万円を肯認できるというべきである。

また、原告番号６－２、６－３、６－４、６－５は、平成２３年３月１３日から同月１７日まで５日間小学校の体育館で避難生活を送ったものであるから、当裁判所が認める避難慰謝料(Ａ)（前記第８節第４、２(3)[③－178 頁]のとおり日額 2000 円）としてそれぞれ１万円（５日分）を認める（原告番号６－２、６－３、６－４、６－５の〈裁判所認定欄〉(a)）。

(2) 財産的損害（不動産）について

原告番号６－１及び６－２が共有する不動産は、いずれも[REDACTED]内にあり、当裁判所が認めるふるさと喪失損害(Ｂ)を肯認することができない。したがって、原告番号６－１及び６－２主張の財産的損害の主張は、これを採用することができない（前記第８節第６、１[③－179 頁]）。

(3) その他

前記１(2)認定のとおり、原告番号６－１は、避難実費としてレンタカー代７００円を支出したと認められるから、同支出は、本件事故による原告番号６－１の損害と認める（前記第８節第６、２(4)[③－186 頁]）（原告番号６－１の〈裁判所認定欄〉(a-2)）。原告番号６－１が主張するその余の実費（交通費）については、同支出の事実を認めるに足りる証拠がない。

原告番号６－１主張の家具・生活雑貨購入費については、同人について当裁判所が認めるふるさと喪失損害(Ｂ)を肯認できず、避難先での住居費を損害として認めることができないから、避難先での居住に係る家具・生活雑貨購入費についても、これを損害と認めることはできない（前記第８節第６、２(5)[③

－187 頁]参照)。また，原告番号 6－5 主張の 1 人暮らしをしていた際の住居費についても，前同様の理由により，これを損害と認めることができない。

原告番号 6－1 主張の生活費増加分については，前記第 8 節第 6，2(6)[**③**－187 頁]で判示したとおり，これを損害として認めることができない。

5 3 被告東電による弁済

被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は，原告番号 6－1 につき 7 4 万円（原告番号 6－1 の〈裁判所認定欄〉(b-1)），原告番号 6－2，6－5 につき 7 6 万円（原告番号 6－2，6－5 の〈裁判所認定欄〉(b)），原告番号 6－3，6－4 につき 1 2 4 万円（原告番号 6－3，6－4 の〈裁判所認定欄〉(b)）である。【乙共 3 3 6・2 3～2 7 頁】

なお，被告東電が支払った実費名目の金員が，上記 2(3)で認定したレンタカー代 7 0 0 0 円に向けられた弁済であると認めるに足りる証拠はない。

4 弁護士費用

(1) 損害合計は，原告番号 6－1 につき 7 6 万 7 0 0 0 円（原告番号 6－1 の〈裁判所認定欄〉(d)），原告番号 6－2，6－5 につきそれぞれ 7 5 万円（原告番号 6－2，6－5 の〈裁判所認定欄〉(c)），原告番号 6－3，6－4 につきそれぞれ 2 7 万円（原告番号 6－3，6－4 の〈裁判所認定欄〉(c)）である。

(2) 弁護士費用は，原告番号 6－1，6－2，6－5 につきそれぞれ 7 万円（原告番号 6－1 の〈裁判所認定欄〉(e)，6－2，6－5 の〈裁判所認定欄〉(d)），原告番号 6－3，6－4 につきそれぞれ 2 万円（原告番号 6－3，6－4 の〈裁判所認定欄〉(d)）である。

5 まとめ

以上によれば，原告番号 6－1 の請求は，8 3 万 7 0 0 0 円（原告番号 6－1 の〈裁判所認定欄〉(f)）及びこれに対する平成 2 3 年 3 月 1 1 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり，その余は理由がなく，原告番号 6－2 の請求は，8 2 万円（原告番号 6－2

の〈裁判所認定欄〉(e)) 及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号6-3の請求は、29万円(原告番号6-3の〈裁判所認定欄〉(e)) 及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号6-4の請求は、29万円(原告番号6-4の〈裁判所認定欄〉(e)) 及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号6-5の請求は、82万円(原告番号6-5の〈裁判所認定欄〉(e)) 及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

(原告番号6-1につき

$150 \text{ 万円} - 74 \text{ 万円} + 7000 \text{ 円} + 7 \text{ 万円} = 83 \text{ 万 } 7000 \text{ 円}$

原告番号6-2につき

$150 \text{ 万円} + 1 \text{ 万円} - 76 \text{ 万円} + 7 \text{ 万円} = 82 \text{ 万円}$

原告番号6-3につき

$150 \text{ 万円} + 1 \text{ 万円} - 124 \text{ 万円} + 2 \text{ 万円} = 29 \text{ 万円}$

原告番号6-4につき

$150 \text{ 万円} + 1 \text{ 万円} - 124 \text{ 万円} + 2 \text{ 万円} = 29 \text{ 万円}$

原告番号6-5につき

$150 \text{ 万円} + 1 \text{ 万円} - 76 \text{ 万円} + 7 \text{ 万円} = 82 \text{ 万円}$

第7 原告番号7の世帯(原告番号7-1, 7-2)について

1 事実関係

【甲個7の1】

原告番号7-1は、本件事故の際、 内の自宅で、小学2年生の原告番

号7-2と2人暮らしをしていた。なお、原告番号7-1は、平成23年3月9日に、[REDACTED]した。

同月15日、原告番号7らは、自宅から那須塩原駅までタクシーを使って移動し、新幹線で[REDACTED]内の前夫宅に避難した。

5 同年8月14日、原告番号7らは、前夫宅から、[REDACTED]内の[REDACTED]に転居した。

2 損害額の認定

(1) 慰謝料

原告番号7らは、いずれも[REDACTED]内に居住していたところ、同地は、避難指示等が出されておらず、緊急時避難準備区域や屋内退避区域にも指定されていないが、いわゆる[REDACTED]に位置するから、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(C)として、養育すべき子のいる原告番号7-1につき60万円（前記第8節第3，2(3)ウ[③-172頁]）（原告番7-1の〈裁判所認定欄〉(a)），子どもである原告番号7-2について100万円（前記第8節第3，2
15 (3)ウ[③-172頁]）（原告番7-2の〈裁判所認定欄〉(a)）をそれぞれ認める。

(2) 財産的損害について

原告番号7-1は、その所有に係る家財についての賠償を求めるが、同敷地所在地については避難指示等がなく、本件平穏生活4要素が包括的に喪失したと認められないから、家財損害を肯認できない（第8節第6，1[③-179頁]）。

20 3 被告東電による弁済

被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号7-1につき4万円（原告番号7-1の〈裁判所認定欄〉(b)），原告番号7-2につき28万円（原告番号7-2の〈裁判所認定欄〉(b)）である。【乙共336・28～30頁】

4 弁護士費用

25 (1) 損害合計は、原告番号7-1につき56万円（原告番号7-1の〈裁判所認定欄〉(c)），原告番号7-1につき72万円（原告番号7-2の〈裁判所認定

欄) (c)) である。

- (2) 弁護士費用は、原告番号7-1につき5万円(原告番号7-1の〈裁判所認定欄〉(d))、原告番号7-2につき7万円(原告番号7-2の〈裁判所認定欄〉(d)) である。

5 まとめ

以上によれば、原告番号7-1の請求は、61万円(原告番号7-1の〈裁判所認定欄〉(e)) 及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号7-2の請求は、79万円(原告番号7-2の〈裁判所認定欄〉(e)) 及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

(原告番号7-1につき

60万円-4万円+5万円=61万円

原告番号7-2につき

100万円-28万円+7万円=79万円)

第8 原告番号8の世帯(原告番号8-1, 8-2)について

1 事実関係

【甲個8の1, 原告番号8-1本人】

原告番号8-1は、本件事故の際、 内の自宅で、妻である原告番号8-2と2人暮らしをしていた。同自宅所在地は、本件事故後、緊急時避難準備区域に指定されたが、平成23年9月30日に解除された。

なお、原告番号8らは、 内に、冬期滞在用に居宅を賃借していたが、それ以外の期間は、 内の自宅を生活の本拠としていた。

本件事故当時、原告番号8らは、 内の借家に滞在していたところ、その後、 内の自宅周辺が屋内退避区域ないし緊急時避難準備区域に指定され

たため、同自宅に帰宅することを断念し、また、 内も安全とは思われなかったもので、結局、原告番号８－２の実家のある神奈川県 内に避難することとした。

平成２３年４月１３日、原告番号８らは、神奈川県 内に避難し、更に、
同市内の原告番号８－２の友人宅に身を寄せたのち、平成２４年１２月２６日から、肩書地にて生活を開始した。

2 損害額の認定

(1) 慰謝料

原告番号８らは、いずれも旧緊急時避難準備区域に居住していたところ、同
地は、資料２９及び同３０（第６分冊）の㊸に該当するから、原告番号８らに
つき、それぞれ、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(Ｃ)として２５０万
円（前記第８節第３，２(3)ア[㊸－169 頁])を認める（原告番号８らの〈裁判
所認定欄〉(a)）。

(2) 財産的損害について

原告番号８－１は、その所有に係る不動産・家財についての賠償を求めるが、
同敷地所在地については避難指示等がなく、本件平穏生活４要素が包括的に喪
失したと認められないから、不動産・家財損害を肯認できない（前記第８節第
６，１[㊸－179 頁]）。

3 被告東電による弁済

被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号８－１につき６１
０万円（原告番号８－１の〈裁判所認定欄〉(b)）、原告番号８－２につき７９３
万円（原告番号８－２の〈裁判所認定欄〉(b)）である。【乙共３３６・３１～３
３頁】

これにより、原告番号８らに認められた、当裁判所が認める自己決定権侵害慰
謝料(Ｃ)は全額弁済されたことになる。

4 まとめ

以上によれば、原告番号8らの請求は、いずれも理由がない。

第9 原告番号9の世帯（原告番号9－1，9－2，9－3，9－4）について

1 事実関係

【甲個9の1】

5 原告番号9－1は、本件事故の際、[]内の自宅において、妻である原告番号9－2，長女である原告番号9－3（当時9歳），長男である原告番号9－4（当時7歳）と4人で暮らしていた。同自宅所在地は、本件事故後、帰還困難区域に指定された。

10 平成23年3月11日以降、原告番号9－2，9－3，9－4は、[]内の親戚宅や、東京都内の親戚宅に身を寄せた上、同月15日から、[]内の原告番号9－2の妹宅に身を寄せた。

他方、原告番号9－1は、[]内の会社での勤務を続け、平日は同市内の親族宅に滞在し、週末は、上記[]内の原告番号9－2の妹宅を訪れるという生活をしていた。

15 同年10月10日、原告番号9らは、[]内にアパートを賃借し、同所に転居した。

2 損害額の認定

20 原告番号9らは、[]内の帰還困難区域に居住していたところ、同地は、資料29及び同30（第6分冊）の④に該当するから、原告番号9らにつき、それぞれ、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料（B）として1500万円（前記第8節第2，2(3)ア[③－160頁]）を認める（原告番号9らの〈裁判所認定欄〉(a)）。

3 被告東電による弁済

25 被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号9－1につき1474万円（原告番号9－1の〈裁判所認定欄〉(b)），原告番号9－2につき1476万円（原告番号9－2の〈裁判所認定欄〉(b)），原告番号9－3，9－4につき1484万円（原告番号9－3，9－4の〈裁判所認定欄〉(b)）である。【乙

共 336・35～39 頁】

4 弁護士費用

(1) 損害合計は、原告番号 9－1 につき 26 万円（原告番号 9－1 の〈裁判所認定欄〉(c)）、原告番号 9－2 につき 24 万円（原告番号 9－2 の〈裁判所認定欄〉(c)）、原告番号 9－3、9－4 につきそれぞれ 16 万円（原告番号 9－3、9－4 の〈裁判所認定欄〉(c)）である。

(2) 弁護士費用は、原告番号 9－1、9－2 につきそれぞれ 2 万円（原告番号 9－1、9－2 の〈裁判所認定欄〉(d)）、原告番号 9－3、9－4 につきそれぞれ 1 万円（原告番号 9－3、9－4 の〈裁判所認定欄〉(d)）である。

5 まとめ

以上によれば、原告番号 9－1 の請求は、28 万円（原告番号 9－1 の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成 23 年 3 月 11 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号 9－2 の請求は、26 万円（原告番号 9－2 の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成 23 年 3 月 11 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号 9－3 の請求は、17 万円（原告番号 9－3 の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成 23 年 3 月 11 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号 9－4 の請求は、17 万円（原告番号 9－4 の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成 23 年 3 月 11 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

（原告番号 9－1 につき

1500 万円－1474 万円＋2 万円＝28 万円

原告番号 9－2 につき

$$1500 \text{ 万円} - 1476 \text{ 万円} + 2 \text{ 万円} = 26 \text{ 万円}$$

原告番号 9-3 につき

$$1500 \text{ 万円} - 1484 \text{ 万円} + 1 \text{ 万円} = 17 \text{ 万円}$$

原告番号 9-4 につき

5 1500 万円-1484 万円+1 万円=17 万円)

第10 原告番号10の世帯（原告番号10）について

1 事実関係

【掲記の証拠のほか、甲個10の1、10の9、原告番号10本人】

(1) 旧居住地及び本件事故前の就業状況

10 原告番号10は、本件事故の際、[REDACTED]内の自宅で1人暮らしをしていた。

同自宅所在地は、本件事故後、居住制限区域に指定された。

原告番号10は、

から報酬の支払を受けていた【甲個10の6】。

15 (2) 避難經過

平成23年3月12日、原告番号10は、付近に住む親族と共に自宅付近の地域施設に避難した。

同月１３日、原告番号１０は、上記避難所の原告番号１０のスペースがなくなったことから、[REDACTED]内の中学校に移動を余儀なくされた。

20 同月 15 日、原告番号 10 は、更に遠方への避難を要するとの報に接し、バスで [REDACTED] 内に移動し、複数の避難所に受入れを拒否された上、同市内の地域施設に避難した。また、同月 17 日及び同月 18 日、原告番号 10 は、それぞれ別の地域センターに移動し、同月 26 日まで避難生活を余儀なくされた。

同日、原告番号１０は、東京都内の長女宅に身を寄せた。

25 同年５月１６日から、原告番号１０は、[REDACTED]内の集合住宅を賃借して、長女と共に転居し、同年１１月１６日、同じ集合住宅内の別の居室（一部リフト

ーム済みの居室)に更に転居した。また、平成26年5月11日、原告番号10は、 内にマンションを購入して同所に転居した。

なお、平成26年8月9日、原告番号10は、一次立入のための交通費として1万4520円を支出した。

5 (3) 避難後の就業状況

平成24年10月、原告番号10は、レストランで稼働し、月額約10万円の給与を得ることとなったが、平成29年10月頃に退職して無職となった。

【原告番号10本人】

(4) 不動産の価額

10 原告番号10の所有する自宅敷地(2筆)は居住制限区域(5年以上)にあり、その固定資産税評価額は、原告番号10-1の〈裁判所認定欄〉(a-2)の「甲土地」が468万2616円であり、同「乙土地」が240万1200円であり、合計708万3816円(2筆合計)であった。【甲個10の5】

2 損害額の認定

15 (1) 慰謝料

原告番号10は、 内の居住制限区域に居住していたところ、同地は、資料29及び同30(第6分冊)の㉑に該当し、避難指示が5年を超えて継続した地域に該当するから、原告番号10につき、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)として1300万円(前記第8節第2, 2(3)イ[③-161頁])を認める(原告番号10の〈裁判所認定欄〉(a-1))。また、原告番号10は、平成23年3月12日から同月26日まで15日間避難生活を送ったものであるから、当裁判所が認める避難慰謝料(A)(前記第8節第4, 2(3)[③-178頁]のとおり日額2000円)として3万円(15日分)を認める(原告番号10の〈裁判所認定欄〉(a-1))。

25 (2) 不動産損害

原告番号10の所有する自宅敷地(2筆)は居住制限区域(5年以上)にあ

り、その価額は前記1(4)認定のとおりであり、これを、前記第8節第6, 2(1)イ[③-180頁]で説示した基準に当てはめると、自宅敷地(甲土地)の財産的損害は固定資産税評価額の1.8倍の842万8709円、同(乙土地)の財産的損害は固定資産税評価額の1.8倍である432万2160円、自宅敷地(甲土地及び乙土地)の財産的損害の合計は1275万0869円(2筆合計)(原告番号10の〈裁判所認定欄〉(a-2))と認められる。

(3) 家財

原告番号10の世帯は単身世帯に該当し、前記第8節第6, 2(2)ア[③-185頁]で判示したところに従い、家財の財産的損害を10万円と認める(原告番号10の〈裁判所認定欄〉(a-3))。

(4) 就労不能損害

原告番号10は、本件事故、[REDACTED]
[REDACTED]その都度報酬を得ていたものであるが、そのみでは、同人が定期的に収入を得ていたとは認めるに足りない。また、原告番号10は、避難後も職を得ていたものであるところ、同人の減収の事実を認定するに足りる証拠はない。よって、原告番号10については就労不能損害を認めることはできない。

(5) その他

原告番号10は、一次立入費用として1万4520円を支出したものであり、同額を損害として認める(前記第8節第6, 2(4)[③-186頁])(原告番号10の〈裁判所認定欄〉(a-4))。

原告番号10は、食費等の増加分についての賠償を求めるが、生活費増加分については、前記第8節第6, 2(6)[③-187頁]で判示したとおり、これを損害として認めることができない。

3 被告東電による弁済

被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は612万円である(原告番号

10の〈裁判所認定欄〉(b-1))。被告東電は、土地に対する財物賠償名目で10
 12万9857円を支払っているが、同支払は、前記2(2)で認定した自宅敷地で
 ある土地2筆分の損害に向けられた弁済と認める(原告番号10の〈裁判所認定
 欄〉(b-2))。被告東電が支払った家財損害名目の金員の額は245万円である(原
 告番号10の〈裁判所認定欄〉(b-3))。【乙共336・40～41頁】

そのため、家財の財産的損害については全額弁済されたことになる。

4 弁護士費用

(1) 原告番号10の損害合計は954万5532円である(原告番号10の〈裁
 判所認定欄〉(d))。

(2) 原告番号10の弁護士費用は95万円である(原告番号10の〈裁判所認定
 欄〉(e))。

5 まとめ

以上によれば、原告番号10の請求は、1049万5532円(原告番号10
 の〈裁判所認定欄〉(f))及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みま
 で民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、
 その余は理由がない。

(原告番号10につき

1300万円+3万円-612万円+1275万0869円-1012万9857円+1万4520円
 +95万円=1049万5532円)

第11 原告番号11の世帯(原告番号11-1, 11-2, 11-3, 11-4)
 について

1 事実関係

【甲個11の1】

原告番号11-1は、本件事故の際、[REDACTED]内の自宅で、妻である原告番号1
 1-2, 長男である原告番号11-3(平成10年生)及び二男である原告番号
 11-4(平成13年生)と4人暮らしをしていた。同自宅所在地は、本件事故

後、避難指示等が出されていない。

本件事故後、原告番号11-1, 11-2は、2人の子だけでも避難させた方が良くと考え、平成23年3月14日、原告番号11-3, 11-4を連れて自動車で[]内の祖父母宅へ向かい、原告番号11-3, 11-4を同宅に避難させた上、原告番号11-1, 11-2は、[]内の自宅に戻った。しかし、
5 同月28日、上記祖父母の負担に配慮し、原告番号11-3, 11-4は再び[]
[]内の自宅に戻った。

同年9月から、原告番号11-1は東京都内の会社に転職することになり、他の家族に先立ち、東京都内のユースホテルで生活を始めた。

10 同年12月23日、原告番号11らは、揃って、[]内の借上住宅へ転居した。

2 損害額の認定

原告番号11らは、いずれも[]内に居住していたところ、同地は、避難指示等が出されておらず、緊急時避難準備区域や屋内退避区域にも指定されていないが、いわゆる[]に位置するから、当裁判所が認める自己決定権侵害
15 慰謝料(C)として、養育すべき子のいる原告番号11-1, 11-2についてそれぞれ60万円(前記第8節第3, 2(3)ウ[③-172頁])(原告番号11-1, 11-2の〈裁判所認定欄〉(a)), 子どもである原告番号11-3, 11-4についてそれぞれ100万円(前記第5章第8節第3, 2(3)ウ[③-172頁])(原告番号
20 11-3, 11-4の〈裁判所認定欄〉(a))を認める。

3 被告東電による弁済

被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号11-1, 11-2につきそれぞれ8万円(原告番号11-1, 11-2の〈裁判所認定欄〉(b)),
原告番号11-3, 11-4につきそれぞれ32万円(原告番号11-3, 11-4の〈裁判所認定欄〉(b))である。【乙共336・34～39頁】
25

4 弁護士費用

(1) 損害合計は、原告番号11-1, 11-2につきそれぞれ52万円（原告番号11-1, 11-2の〈裁判所認定欄〉(c) ）、原告番号11-3, 11-4につきそれぞれ68万円（原告番号11-3, 11-4の〈裁判所認定欄〉(c) ）である。

5 (2) 弁護士費用は、原告番号11-1, 11-2につきそれぞれ5万円（原告番号11-1, 11-2の〈裁判所認定欄〉(d) ）、原告番号11-3, 11-4につきそれぞれ6万円（原告番号11-3, 11-4の〈裁判所認定欄〉(d) ）である。

5 まとめ

10 以上によれば、原告番号11-1の請求は、57万円（原告番号11-1の〈裁判所認定欄〉(e) ）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号11-2の請求は、57万円（原告番号11-2の〈裁判所認定欄〉(e) ）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その
15 余は理由がなく、原告番号11-3の請求は、74万円（原告番号11-3の〈裁判所認定欄〉(e) ）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号11-4の請求は、74万円（原告番号11-4の〈裁判所認定欄〉(e) ）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その
20 余は理由がない。

（原告番号11-1につき

60万円-8万円+5万円=57万円

25 原告番号11-2につき

60万円-8万円+5万円=57万円

原告番号 11-3 につき

$$100 \text{ 万元} - 32 \text{ 万元} + 6 \text{ 万元} = 74 \text{ 万元}$$

原告番号 11-4 につき

100 万円 $-$ 32 万円 $+$ 6 万円 $=$ 74 万円)

5 第12 原告番号12の世帯（原告番号12-1, 12-2, 12-3, 12-
4）について

1 事実関係

【甲個 1 2 の 1】

原告番号 12-1 は、本件事故の際、[REDACTED] 内の自宅で、夫である原告番号 12-2、長女である原告番号 12-3（当時 3 歳）及び長男である原告番号 12-4（当時 1 歳）と 4 人暮らしをしていた。

平成23年3月15日、原告番号12-1、12-3、12-4は、[REDACTED]内の知人宅に避難した。原告番号12-2は、仕事のため[REDACTED]内の自宅に残った。

15 同年4月1日、原告番号12-1、12-3、12-4は、[REDACTED]内の知人宅
から[REDACTED]内の自宅に帰宅した。

同年 7 月頃から、原告番号 1 2 らは、神奈川県への転居を検討し、同年 1 2 月 1 日に、原告番号 1 2 - 1, 1 2 - 3, 1 2 - 4 が [REDACTED] 内の借上住宅に転居した。原告番号 1 2 - 2 は、仕事の関係上、[REDACTED] 内の自宅に残った。

平成26年3月末日、原告番号12-1、12-3、12-4は、[REDACTED]内の自宅に戻った。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

25 2 損害額の認定

原告番号12らは、いずれも 内に居住していたところ、同地は、避難

指示等が出されておらず、緊急時避難準備区域や屋内退避区域にも指定されていないが、いわゆる [] に位置するから、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(○)として、養育すべき子とともに避難した原告番号12-1につき60万円(前記第8節第3, 2(3)ウ[③-172頁])(原告番号12-1の〈裁判所認定欄〉(a)), 子どもである原告番号12-3, 12-4について各100万円(前記第8節第3, 2(3)ウ[③-172頁])(原告番号12-3, 12-4の〈裁判所認定欄〉(a))を認める。

原告番号12-2は避難をしていないが、緊急時避難準備区域にも屋内退避区域にも該当しなかった地域に引き続き居住した者についても当裁判所が認める自己決定権侵害(○)を肯認でき、その侵害の実質は、避難した者としなかった者との大きな差異があるとはいいい難いところ(前記第8節第3, 2(3)ウ[③-172頁]), 原告番号12-2は、本件事故以降、 [] の事情をも勘案すれば、原告番号12-2についても当裁判所が認める自己決定権侵害(○)を肯認することができ、その慰謝料の額は、原則的な額である30万円(前記第8節第3, 2(3)ウ[③-172頁])とするのが相当である(原告番号12-2の〈裁判所認定欄〉(a))。

3 被告東電による弁済

被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号12-1, 12-2につきそれぞれ8万円(原告番号12-1, 12-2の〈裁判所認定欄〉(b)), 原告番号12-3, 12-4につきそれぞれ32万円(原告番号12-3, 12-4の〈裁判所認定欄〉(b))である。【乙共336・47～51頁】

4 弁護士費用

(1) 損害合計は、原告番号12-1につき52万円(原告番号12-1の〈裁判所認定欄〉(c)), 原告番号12-2につき22万円(原告番号12-2の〈裁判所認定欄〉(c)), 原告番号12-3, 12-4につきそれぞれ68万円(原

告番号 1 2 - 3, 1 2 - 4 の〈裁判所認定欄〉(c)) である。

- (2) 弁護士費用は、原告番号 1 2 - 1 につき 5 万円 (原告番号 1 2 - 1 の〈裁判所認定欄〉(d)), 原告番号 1 2 - 2 につき 2 万円 (原告番号 1 2 - 2 の〈裁判所認定欄〉(d)), 原告番号 1 2 - 3, 1 2 - 4 につきそれぞれ 6 万円 (原告番号 1 2 - 3, 1 2 - 4 の〈裁判所認定欄〉(d)) である。

5 まとめ

以上によれば、原告番号 1 2 - 1 の請求は、5 7 万円 (原告番号 1 2 - 1 の〈裁判所認定欄〉(e)) 及びこれに対する平成 2 3 年 3 月 1 1 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号 1 2 - 2 の請求は、2 4 万円 (原告番号 1 2 - 2 の〈裁判所認定欄〉(e)) 及びこれに対する平成 2 3 年 3 月 1 1 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号 1 2 - 3 の請求は、7 4 万円 (原告番号 1 2 - 3 の〈裁判所認定欄〉(e)) 及びこれに対する平成 2 3 年 3 月 1 1 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号 1 2 - 4 の請求は、7 4 万円 (原告番号 1 2 - 4 の〈裁判所認定欄〉(e)) 及びこれに対する平成 2 3 年 3 月 1 1 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

(原告番号 1 2 - 1 につき

60 万円 - 8 万円 + 5 万円 = 57 万円

原告番号 1 2 - 2 につき

30 万円 - 8 万円 + 2 万円 = 24 万円

原告番号 1 2 - 3 につき

100 万円 - 32 万円 + 6 万円 = 74 万円

原告番号 1 2 - 4 につき

100 万円－32 万円＋6 万円＝74 万円)

第 1 3 原告番号 1 3 の世帯（原告番号 1 3－1， 1 3－2）について

1 事実関係

【掲記の証拠のほか、甲個 1 3 の 1，原告番号 1 3－1 本人】

5 (1) 旧居住地及び避難経過

原告番号 1 3－1 は、本件事故の際、[REDACTED]内の自宅において、妻である原告番号 1 3－2 と 2 人で生活していた。同自宅所在地は、本件事故後、避難指示解除準備区域に指定された。

原告番号 1 3 らは、平成 2 3 年 3 月 1 3 日に、付近の中学校に避難し、同月
10 1 7 日まで同所で避難生活を余儀なくされた。

同日、上記中学校の避難所が閉鎖されることになり、原告番号 1 3 らは、[REDACTED]
[REDACTED]の知人宅に一泊した後、[REDACTED]内の長女宅に避難した。

同月 2 3 日、原告番号 1 3 らは、[REDACTED]内の二女宅に身を寄せ、さらに、同月 2 6 日には、同市内の長男宅に身を寄せた。

同月 2 9 日、原告番号 1 3 らは、[REDACTED]内の二女宅と同じ団地内に一室を賃借し、同室に入居して生活を始めた。
15

平成 2 4 年 4 月 2 1 日、原告番号 1 3 らは、二女一家と共に、同市内に賃借した戸建住宅に転居した。また、平成 2 8 年 6 月 1 日には、上記戸建住宅の賃貸借期間が満了したことから、付近の別の戸建住宅を賃借して転居した。

20 (2) 不動産の価額

原告番号 1 3－1 の所有する自宅建物（3 棟）は避難指示解除準備区域（5 年以上）にあり、平成 1 5 年頃に大幅なリフォーム工事を施したものの【甲個 1 3 の 1 0】、本件事故当時の築年数は 3 0 年を優に超えており、その固定資産税評価額は 2 5 4 万 9 2 6 9 円（3 棟合計）であった。

原告番号 1 3－2 の所有する自宅敷地（2 筆）は避難指示解除準備区域（5 年以上）にあり、その固定資産税評価額は、原告番号 1 3－2 の〈裁判所認定
25

欄) (a-2)の「甲土地」が4 1 2万7 7 8 5円であり、同「乙土地」が1万2 7 3 1円であり、合計4 1 4万0 5 1 6円(2筆合計)であった。

なお、原告番号1 3-1は、[REDACTED]内にも不動産を所有しているが、同不動産所在地については、避難指示等が出されていない。

5 【甲個1 3の4, 1 3の5, 1 3の7ないし1 3の9】

2 損害額の認定

(1) 慰謝料

原告番号1 3らは、いずれも[REDACTED]内の避難指示解除準備区域に居住していたところ、同地は、資料2 9及び同3 0(第6分冊)の⑧に該当し、
10 避難指示が5年を超えて継続した地域に該当するから、原告番号1 3らにつき、それぞれ、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)として1 2 0 0万円(前記第8節第2, 2(3)エ[③-162 頁])を認める(原告番号1 3らの〈裁判所認定欄〉(a-1))。

また、原告番号1 3らは、平成2 3年3月1 3日から同月1 7日まで5日間
15 避難所での生活を余儀なくされたものであるから、当裁判所が認める避難慰謝料(A)(前記第8節第4, 2(3)[③-178 頁]のとおり日額2000円)としてそれぞれ1万円(5日分)を認める(原告番号1 3らの〈裁判所認定欄〉(a-1))。

(2) 不動産損害

原告番号1 3-1の所有する自宅建物(3棟)は避難指示解除準備区域(5
20 年以上)にあり、本件事故時点で築3 0年を超えていたところ、その価額は前記1(2)認定のとおりであり、これを、前記第8節第6, 2(1)エ[③-182 頁]で説示した基準に当てはめると、原告番号1 3-1の所有する自宅建物(3棟)の財産的損害は、固定資産税評価額の3倍の7 6 4万7 8 0 7円(3棟合計)と認められる(原告番号1 3-1の〈裁判所認定欄〉(a-2))。

25 原告番号1 3-2の所有する自宅敷地(2筆)は避難指示解除準備区域(5年以上)にあり、その価額は前記1(2)認定のとおりであり、これを、第8節第

6, 2(1)エ[③-182 頁]で説示した基準に当てはめると, 原告番号13-2の
 所有する自宅敷地(甲土地)の財産的損害は固定資産税評価額の1.5倍の6
 19万1678円であり, 同(乙土地)の財産的損害は固定資産税評価額の1.
 5倍の1万9097円であり, 自宅敷地(甲土地及び乙土地)の財産的損害の
 5 合計は621万0774円(2筆合計)と認められる(原告番号13-2の〈裁
 判所認定欄〉(a-2))。

なお, 原告番号13-1が[]内に所有する不動産については,
 当裁判所が認めるふるさと喪失損害(B)を肯認できない区域に所在する財産
 であるから, 財産権侵害を肯認できない(第8節第6, 1[③-179 頁])。

10 (3) 家財

原告番号13らの世帯は夫婦又は親子2人暮らしに該当し, 第8節第6, 2
 (2)イ[③-185 頁]で判示したところに従い, 原告番号13-1の家財の財産的
 損害を20万円と認める(原告番号13-1の〈裁判所認定欄〉(a-3))。

3 被告東電による弁済

15 被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は原告番号13らにつきそれ
 ぞれ855万円(原告番号13らの〈裁判所認定欄〉(b-1)), であり, 不動産損
 害名目の金員の額は, 原告番号13-1につき1730万4752円(原告番号
 13-1の〈裁判所認定欄〉(b-2)), 原告番号13-2につき514万2980
 円(原告番号13-2の〈裁判所認定欄〉(b-2))である【乙共336・52~5
 20 4頁】。なお, これらの証拠によれば, 被告東電が支払った不動産損害名目の金員
 が, いずれの不動産に対するものであるか明瞭でないが, 弁論の全趣旨により前
 記のとおりと認める(被告東電平成30年7月13日付け個別準備書面(世帯番
 号13の世帯)参照)。

これにより, 原告番号13-1の所有する自宅建物(3棟)の財産的損害につ
 いては全額弁済されたことになる。

25 4 弁護士費用

(1) 損害合計は、原告番号13-1につき346万円（原告番号13-1の〈裁判所認定欄〉(d)）、原告番号13-2につき452万7794円（原告番号13-2の〈裁判所認定欄〉(d)）である。

5 (2) 弁護士費用は、原告番号13-1につき34万円（原告番号13-1の〈裁判所認定欄〉(e)）、原告番号13-2につき45万円（原告番号13-2の〈裁判所認定欄〉(e)）である。

5 まとめ

10 以上によれば、原告番号13-1の請求は、380万円（原告番号13-1の〈裁判所認定欄〉(f)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号13-2の請求は、497万7794円（原告番号13-2の〈裁判所認定欄〉(f)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

15 (原告番号13-1につき

1200万円+1万円-855万円+34万円=380万円

原告番号13-2につき

1200万円+1万円-855万円+621万0774円-514万2980円+45万円=497万7794円)

20 第14 原告番号14の世帯（原告番号14-1、14-2）について

1 事実関係

【甲個14の1、原告番号14-2本人】

原告番号14-1は、本件事故の際、[REDACTED]内の自宅で、妻である原告番号14-2と2人暮らしをしていた。同自宅所在地は、本件事故後、緊急時避難準備区域に指定されたが、平成23年9月30日に解除された。

25 本件事故当時、原告番号14-1は、[REDACTED]内の自宅にいたが、原告

番号14-2は、[REDACTED]内に旅行中であった。

原告番号14-1は、平成23年3月18日、[REDACTED]内の旅館に避難し、同年4月1日には、神奈川県[REDACTED]内の知人宅に身を寄せた。

5 他方、原告番号14-2は、同年3月13日から同年4月4日まで、東京都内や[REDACTED]内の知人宅を転々とした。

同月4日、原告番号14らは、[REDACTED]内で合流し、旅館等に宿泊した後、同月6日から、肩書地住所にて生活を開始した。

2 損害額の認定

(1) 慰謝料

10 原告番号14らは、いずれも旧緊急時避難準備区域に居住していたところ、同地は、資料29及び同30（第6分冊）の④に該当するから、原告番号14らにつき、それぞれ、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(㉔)として250万円（前記第8節第3，2(3)ア[㉔-169頁]）を認める（原告番号14らの〈裁判所認定欄〉(a)）。

15 (2) 財産的損害について

原告番号14-1は、その所有に係る不動産についての賠償を求めるが、同敷地所在地については避難指示等がなく、本件平穏生活4要素が包括的に喪失したと認められないから、不動産・家財損害を肯認できない（第8節第6，1[㉔-179頁]）。

20 原告番号14-1は、上記不動産の所在地が、避難指示区域に近接していると主張するが、上記不動産と避難指示区域との距離（直線距離で3km）に照らし、財産権侵害を肯認できるほどの位置関係にあるとは認め難い。

3 被告東電による弁済

25 被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号14-1につき234万円（原告番号14-1の〈裁判所認定欄〉(b)），原告番号14-2につき236万6000円（原告番号14-2の〈裁判所認定欄〉(b)）である。【乙共

336・55～57頁】

4 弁護士費用

(1) 損害合計は、原告番号14-1につき16万円（原告番号14らの〈裁判所認定欄〉(c)）、原告番号14-2につき13万4000円（原告番号14らの〈裁判所認定欄〉(c)）である。

(2) 弁護士費用は、原告番号14らにつきそれぞれ1万円である（原告番号14らの〈裁判所認定欄〉(d)）。

5 まとめ

以上によれば、原告番号14-1の請求は、17万円（原告番号14-1の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号14-2の請求は、14万4000円（原告番号14-2の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

（原告番号14-1につき

250万円-234万円+1万円=17万円

原告番号14-2につき

250万円-236万6000円+1万円=14万4000円）

第15 原告番号15の世帯（原告番号15-1，15-2）について

1 事実関係

【甲個15の1】

原告番号15-1は、本件事故の際、 内の自宅において、妻である原告番号15-2と2人で生活していた。同自宅所在地は、本件事故後、居住制限区域に指定された。

原告番号15らは、平成23年3月12日に、付近の公民館に避難した。同月

13日、原告番号15らは、[REDACTED]内の孫を頼って避難を開始したが、同孫の連絡先等が不明であったことから、同日は車中泊を余儀なくされた。

同月14日、原告番号15らは[REDACTED]内に入り、温泉旅館に宿泊しようとしたが、観光案内所で温泉旅館への宿泊は困難である旨教示され、避難所となっている付近の体育館に滞在することになり、同月30日まで同所での避難生活を余儀なくされた。

避難生活中、原告番号15-2は体調を崩し、同月31日には激しい腹痛に見舞われて緊急入院を余儀なくされ、同年4月8日まで入院した。

同月10日、原告番号15-2の入院の報に接した二男が原告番号15らを迎えに訪れ、同人らは[REDACTED]内の二男宅に移動した。

同年8月28日、原告番号15らは、[REDACTED]内にアパートを賃借して同所に転居した。

2 損害額の認定

原告番号15らは、いずれも[REDACTED]内の居住制限区域に居住していたところ、同地は、資料29及び同30（第6分冊）の㊸に該当し、避難指示が5年を超えて継続した地域に該当するから、原告番号15らにつき、それぞれ、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)として1300万円（前記第8節第2，2(3)イ[③-161頁]）を認める（原告番号15-1の〈裁判所認定欄〉(a)，15-2の〈裁判所認定欄〉(a-1)）。

また、原告番号15らは、平成23年3月12日から同月30日まで19日間避難所での生活を余儀なくされたものであるから、当裁判所が認める避難慰謝料(A)（前記第8節第4，2(3)[③-178頁]のとおり日額2000円）として、それぞれ3万8000円（19日分）を認める（原告番号15-1の〈裁判所認定欄〉(a)，15-2の〈裁判所認定欄〉(a-1)）。

さらに、原告番号15-2は、本件事故に基づく避難中に体調を崩し入院したものであるところ、これによる精神的損害は、生命・身体に対する侵害として別

個の権利侵害と評価できるから、入院慰謝料として20万円を認める（原告番号15-2の〈裁判所認定欄〉(a-2)）。

3 被告東電による弁済

5 被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告15らにつきそれぞれ854万円である（原告番号15-1の〈裁判所認定欄〉(b)、原告番号15-2の〈裁判所認定欄〉(b-1)）。【乙共336・58～61頁】

10 被告東電が原告番号15-2に支払った入院慰謝料名目の金員の額は22万7150円である（原告番号15-2の〈裁判所認定欄〉(b-2)）。乙共336の61頁によれば、被告東電が原告番号15-2に対して支払った入院慰謝料名目の金員の額が明瞭でないが、同証拠記載の「賠償金種別」の欄に「生命・身体的傷害」と記載のあるもののうち、平成23年3月11日から同年8月31日までの期間に対応する22万7150円を上記入院慰謝料に対する弁済と認める。そのため、原告番号15-2の入院慰謝料は全額弁済されたことになる。

4 弁護士費用

15 (1) 損害合計は、原告番号15らにつきそれぞれ449万8000円である（原告番号15-1の〈裁判所認定欄〉(c)、原告番号15-2の〈裁判所認定欄〉(d)）。

(2) 弁護士費用は、原告番号15らにつきそれぞれ44万円である（原告番号15-1の〈裁判所認定欄〉(d)、原告番号15-2の〈裁判所認定欄〉(e)）。

20 5 まとめ

以上によれば、原告番号15-1の請求は、493万8000円（原告番号15-1の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号15-2の請求は、493万8000円（原告番号15-2の〈裁判所認定欄〉(f)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を

求める限度で理由があり，その余は理由がない。

(原告番号15-1につき

1300万円+3万8000円-854万円+44万円=493万8000円

原告番号15-2につき

5 1300万円+3万8000円-854万円+44万円=493万8000円)

第16 原告番号16の世帯について

1 事実関係

【甲個16の1】

原告番号16は，平成2年に婚姻し，2人の子をもうけた。同子らは，本件事
10 故当時， 内の自宅（平成21年8月までは原告番号16も居住していた。）
で生活していた。

原告番号16は，平成23年2月21日から， 内の開業準備中の
にて住み込みで稼働しており，本件事故の際は，同 に居住していた。同
 所在地は，本件事故後，居住制限区域に指定された。

15 平成23年3月11日，原告番号16は， 内の温浴施設に避難した。

同月12日，原告番号16は， の小学校に避難し，同月16日まで同所
での避難所生活を余儀なくされた。

同日，原告番号16は， 内の施設に避難し，同月27日まで，同所での
避難所生活を余儀なくされた。

20 同日，原告番号16は， 内の姉宅に身を寄せ，その後， 内の親類
宅に身を寄せた上，同年5月20日に， 内の公営住宅に転居した。

2 損害額の認定

原告番号16は， 内の居住制限区域に居住していたところ，同地は，資
料29及び同30（第6分冊）の④に該当する。しかし，同人は，本件事故の前
25 月である平成23年2月から同地にて住み込みで稼働していたものにすぎない
から，同人がその平穩生活権ないし居住，移転の自由により享受していた利益，

すなわち[REDACTED]の上記居住地における地域コミュニティから享受していた本件
平穏生活4要素による利益は暫定的かつ未確定なものというべきであり、当裁判
所が認めるふるさと喪失損害(B)の程度も限定的といわざるを得ない。

そこで、原告番号16について肯認できる当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝
料(B)の額は、900万円とするのが相当である(原告番号16の〈裁判所認定
欄〉(a))。

また、原告番号16は、平成23年3月12日から同月27日まで16日間避
難生活を余儀なくされたものであるから、当裁判所が認める避難慰謝料(A)(前
記第8節第4、2(3)[③-178頁]のとおり日額2000円)として3万2000円
(16日分)を認める(原告番号16の〈裁判所認定欄〉(a))。

3 被告東電による弁済

被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、852万円である(原告番
号16の〈裁判所認定欄〉(b))。【乙共336・62～63頁】

4 弁護士費用

(1) 原告番号16の損害合計は51万2000円である(原告番号16の〈裁判
所認定欄〉(c))。

(2) 原告番号16の弁護士費用は5万円である(原告番号16の〈裁判所認定欄〉
(d))。

5 まとめ

以上によれば、原告番号16の請求は、56万2000円(原告番号16の〈裁
判所認定欄〉(g))及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民
法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その
余は理由がない。

(原告番号16につき

900万円+3万2000円-852万円+5万円=56万2000円)

第17 原告番号17の世帯について

1 事実関係

【掲記の証拠のほか、甲個17の1、原告番号17本人】

(1) 旧居住地及び本件事故前の就業状況

原告番号17は、本件事故の際、[redacted]内の自宅において、当時の妻と2人で生活していた。同自宅所在地は、本件事故後、帰還困難区域に指定された。

原告番号17は、本件事故当時、[redacted]
[redacted]を業とする会社で稼働していた。平成22年4月から平成23年3月までの原告番号17の給与は、[redacted]円であった。【甲個17の3】

(2) 避難経過

平成23年3月11日、原告番号17は、[redacted]
[redacted]中に被災した。同日、原告番号17は、当時の妻とともに、[redacted]の実家に身を寄せた。

同月13日、原告番号17は、さらに、[redacted]の親戚宅に身を寄せ、同月15日まで同所で過ごした。その後、原告番号17は、[redacted]内の親類宅、茨城県[redacted]内の親類宅を経て、同月22日から同月30日までの間、[redacted]
[redacted]において、[redacted]に従事した。この間、原告番号17は、少なくとも11日間、車中泊や、[redacted]の床での寝起きを余儀なくされた。

同月31日、原告番号17は、再び茨城県[redacted]内の親類宅に身を寄せた。

同年8月26日、原告番号17は、[redacted]内のマンションに転居した。

(3) 避難後の就業状況

原告番号17は、平成23年5月に、従前より勤務していた会社を退職した。

平成24年夏頃から平成25年春頃までの間、原告番号17は、知人が経営する[redacted]に従事した。【原告番号17本人・20頁】

平成28年6月、原告番号17は、[REDACTED]に就職した【原告番号17
本人・10頁】。

上記期間中、原告番号17は、ADR手続等に忙殺されるなどして、本格的
な就職活動をしなかった。【原告番号17本人・10頁、弁論の全趣旨】

5 2 損害額の認定

(1) 慰謝料

原告番号17は、[REDACTED]内の帰還困難区域に居住していたところ、同地は、
資料29及び同30（第6分冊）の④に該当するから、同人につき、当裁判所
が認めるふるさと喪失慰謝料(B)として1500万円（前記第8節第2，2(3)
10 ア[③-160頁]を認める（原告番号17の〈裁判所認定欄〉(a-1)）。

また、原告番号17は、平成23年3月15日から同月30日までの間、少
なくとも11日は、車中泊ないし[REDACTED]床での寝起きを余儀なくされたものであ
るから、当裁判所が認める避難慰謝料(A)（前記第8節第4，2(3)[③-178
頁]のとおり日額2000円）として2万2000円（11日分）を認める（原告
15 番号17の〈裁判所認定欄〉(a-1)）。

(2) 就労不能損害

原告番号17は、平成23年5月以降、たびたび無職に陥ったものであるが、
有職の期間もあったものであり、現に生じた減収の事実を認めるに足りる的確
な証拠はない。また、原告番号17は、平成23年5月から平成28年6月ま
20 での間、本格的な就職活動をしなかったものであるところ、その心境に理解で
きるところはあるにしても、種々の負担に耐えつつ就職活動に勤しんでようや
く収入を得た被災者も少なくないと思料されることからすると、原告番号17
の就業が不安定だった期間について、本件事故前と同等の収入が得られたもの
として損害を算定することは困難というほかない。そこで、原告番号17につ
いては、就労不能損害の請求の始期である平成26年3月から、再就職をした
25 平成28年6月までの間（28か月）、本件事故前の収入の半額（年額169万

1179円。1か月換算では14万0931円)の減収があったものと認めるのが相当である。

そうすると、原告番号17について認められる就労不能損害は、394万6068円(前記第8節第6, 2(3) [●-186頁])と認められる(原告番号17の〈裁判所認定欄〉(a-2))。

3 被告東電による弁済

被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、1452万円である(原告番号17の〈裁判所認定欄〉(b-1))。【乙共336・65～66頁】

なお、被告東電は、原告番号17に対し、就労不能損害名目で金員を支払っているが、前記2(2)で認定した就労不能期間に対応する弁済とは認められない。

4 弁護士費用

(1) 原告番号17の損害合計は444万8068円である(原告番号17の〈裁判所認定欄〉(d))。

(2) 原告番号17の弁護士費用は44万円である(原告番号17の〈裁判所認定欄〉(e))。

5 まとめ

以上によれば、原告番号17の請求は、488万8068円(原告番号17の〈裁判所認定欄〉(f))及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

(原告番号17につき

1500万円+2万2000円-1452万円+394万6068円+44万円=488万8068円)

第18 原告番号18の世帯(原告番号18-1, 18-2, 18-3, 18-4, 18-5)について

1 事実関係

【掲記の証拠のほか、甲個18の1】

(1) 旧居住地等

原告番号18-1は、本件事故の際、 内の自宅において、妻である原告番号18-2、長女である原告番号18-3（当時16歳）、長男である原告番号18-4（当時13歳）及び原告番号18-1の実父である原告番号18-5と5人で暮らしていた。同自宅所在地は、本件事故後、居住制限区域（5年以上）に指定された。

(2) 避難経過

平成23年3月12日、原告番号18らは、避難指示を受けて、 の避難施設に避難し、同月14日まで同所での避難所生活を余儀なくされた。

同日、原告番号18らは、神奈川県 内の親類宅に身を寄せた。

また、同月15日、原告番号18-1、18-2、18-4は、神奈川県 内の原告番号18-1の弟宅に移動した。

同年4月下旬、原告番号18らは、同市内にアパートを賃借し、揃って同所に転居した。その後、原告番号18らは、同年12月に同市内の借家に転居したのを経て、平成28年3月、 内に戸建住宅を購入して転居した。

(3) 不動産の価額

原告番号18-1の所有する自宅敷地は居住制限区域（5年以上）にあり、その固定資産税評価額は350万6108円であった。【甲個18の5】

2 損害額の認定

(1) 慰謝料

原告番号18らは、いずれも 内の居住制限区域に居住していたところ、同地は、資料29及び同30（第6分冊）の④に該当し、避難指示が5年を超えて継続した地域に該当するから、原告番号18らにつき、それぞれ、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料（**B**）として1300万円（前記第8節第2、2(3)イ[③-161頁]）を認める（原告番号18-1の〈裁判所認定欄〉(a-1)、原告番号18-2、18-3、18-4、18-5の〈裁判所認定欄〉(a)）。

また、原告番号18らは、平成23年3月12日から同月14日まで3日間避難生活を余儀なくされたものであるから、当裁判所が認める避難慰謝料(A)（前記第8節第4，2(3)[③-178頁]のとおり日額2000円）として、上記各人につき、それぞれ6000円（3日分）を認める（原告番号18-1の〈裁判所認定欄〉(a-1)，原告番号18-2，18-3，18-4，18-5の〈裁判所認定欄〉(a)）。

(2) 不動産損害

原告番号18-1の所有する自宅敷地は居住制限区域（5年以上）にあり、その価額は前記1(3)認定のとおりであり、これを、前記第8節第6，2(1)イ[③-180頁]で説示した基準に当てはめると、原告番号18-1の所有する自宅敷地の財産的損害は固定資産税評価額の1.8倍の631万0994円と認められる（原告番号18-1の〈裁判所認定欄〉(a-2)）。

(3) 家財

原告番号18-1の世帯は3人暮らし以上であり、第8節第6，2(2)ウ[③-186頁]で判示したところに従い、原告番号18-1の家財の財産的損害は40万円と認める（原告番号18-1の〈裁判所認定欄〉(a-3)）。

3 被告東電による弁済

被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号18-1，18-2，18-5につき852万円（原告番号18-1の〈裁判所認定欄〉(b-1)，原告番号18-2，18-5の〈裁判所認定欄〉(b)），原告番号18-3，18-4につき860万円（原告番号18-3，18-4の〈裁判所認定欄〉(b)）であり、原告番号18-1に支払った不動産損害名目の金員の額は501万3735円（原告番号18-1の〈裁判所認定欄〉(b-2)），原告番号18-1に支払った家財損害名目の金員の額は570万円（原告番号18-1の〈裁判所認定欄〉(b-3)）である。【乙共336・67～72頁】

これにより、原告番号18-1の家財の財産的損害は全額弁済されたことにな

る。

4 弁護士費用

(1) 損害合計は、原告番号18-1につき578万3259円（原告番号18-1の〈裁判所認定欄〉(d)）、原告番号18-2、18-5につきそれぞれ44
5 8万6000円（原告番号18-2、18-5の〈裁判所認定欄〉(c)）、原告
番号18-3、18-4につきそれぞれ440万6000円（原告番号18-3、18-4の〈裁判所認定欄〉(c)）である。

(2) 弁護士費用は、原告番号18-1につき57万円（原告番号18-1の〈裁判
10 所認定欄〉(e)）、原告番号18-2、18-3、18-4、18-5につき
それぞれ44万円（原告番号18-2、18-3、18-4、18-5の〈裁判
所認定欄〉(d)）である。

5 まとめ

以上によれば、原告番号18-1の請求は、635万3259円（原告番号1
8-1の〈裁判所認定欄〉(f)）及びこれに対する平成23年3月11日から支
15 払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理
由があり、その余は理由がなく、原告番号18-2の請求は、492万6000
円（原告番号18-2の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3
月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を
求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号18-3の請求は、4
20 84万6000円（原告番号18-3の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対す
る平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延
損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号18-
4の請求は、484万6000円（原告番号18-4の〈裁判所認定欄〉(e)）
及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の
25 割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、
原告番号18-5の請求は、492万6000円（原告番号18-5の〈裁判所

認定欄) (e)) 及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

(原告番号18-1につき

5 1300万円+6000円-852万円+631万0994円-501万3735円+57万円=635万3259円

原告番号18-2につき

1300万円+6000円-852万円+44万円=492万6000円

原告番号18-3につき

10 1300万円+6000円-860万円+44万円=484万6000円

原告番号18-4につき

1300万円+6000円-860万円+44万円=484万6000円

原告番号18-5につき

1300万円+6000円-852万円+44万円=492万6000円)

15 第19 原告番号19の世帯(原告番号19-1, 19-2)について

1 事実関係

【甲個19の1】

原告番号19-1は、本件事故の際、 内の自宅で、夫及び長男である原告番号19-2(当時6歳)と3人暮らしをしていた。

20 平成23年3月16日、原告番号19らは、 内の原告番号19-1の実家に避難した。原告番号19-1の夫は、 内の自宅に残った。

同年11月19日、原告番号19らは肩書地の借上住宅に転居した。

2 損害額の認定

25 原告番号19らは、いずれも 内に居住していたところ、同地は、資料29及び同30(第6分冊)の④9に該当し、避難指示等が出されておらず、緊急時避難準備区域や屋内退避区域にも指定されていないが、いわゆる に位置

するから、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(C)として、養育すべき子とともに避難した原告番号19-1につき60万円（前記第8節第3, 2(3)ウ[③-172頁]）（原告番号19-1の〈裁判所認定欄〉(a)）、子どもである原告番号19-2について100万円（前記第8節第3, 2(3)ウ[③-172頁]）（原告番号19-2の〈裁判所認定欄〉(a)）を認める。

3 被告東電による弁済

被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号19-1につき12万円（原告番号19-1の〈裁判所認定欄〉(b)）、原告番号19-2につき72万円（原告番号19-2の〈裁判所認定欄〉(b)）である。【乙共336・73～75頁】

4 弁護士費用

(1) 損害合計は、原告番号19-1につき48万円（原告番号19-1の〈裁判所認定欄〉(c)）、原告番号19-2につき28万円（原告番号19-2の〈裁判所認定欄〉(c)）である。

(2) 弁護士費用は、原告番号19-1につき4万円（原告番号19-1の〈裁判所認定欄〉(d)）、原告番号19-2につき2万円（原告番号19-2の〈裁判所認定欄〉(d)）である。

5 まとめ

以上によれば、原告番号19-1の請求は、52万円（原告番号19-1の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号19-2の請求は、30万円（原告番号19-2の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

（原告番号19-1につき

60万円－12万円＋4万円＝52万円

原告番号19－2につき

100万円－72万円＋2万円＝30万円)

第20 原告番号20の世帯（原告番号20－1，20－2，20－3，20－4，
5 20－5）について

1 事実関係

【甲個20の1】

原告番号20－1は，本件事故の際， 内の自宅で，妻である原告番号20－2，長男である原告番号20－3（当時2歳）及び原告番号20－1の両親
10 と5人で暮らしていた。同自宅所在地は，本件事故後，避難指示解除準備区域に指定されたが，平成27年9月5日に同指定が解除された。なお，本件事故当時，原告番号20－2は，二女である原告番号20－4を懐胎していた。

平成23年3月11日，原告番号20－2，20－3は， 内の原告番号20－2の実家を訪れており，本件地震発生後は，同所に引き続き滞在した。

15 他方，原告番号20－1は，同月12日，両親と共に上記 内の原告番号20－2の実家に避難した。

同月13日，原告番号20らは，更に 内の親族宅に身を寄せた。

同月15日，原告番号20らは，前後して， 内にある親族所有のマンションに移動し，同年4月29日まで同所で生活した。

20 同日，原告番号20らは， 内の公務員住宅に転居した。

同年6月14日，原告番号20－1と原告番号20－2との間に二女である原告番号20－4が出生した。

同年10月28日，原告番号20らは，同市内のみなし仮設住宅に転居した。

平成25年10月3日，原告番号20－1と原告番号20－2との間に三女である原告番号20－5が出生した。
25

2 損害額の認定

原告番号20-1, 20-2, 20-3は、本件事故の際、いずれも[]内に居住していたところ、同地は、資料29及び同30(第6分冊)の④に該当し、避難指示等が出され、その期間が5年を超えなかった地域に該当するから、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)として、原告番号20-1, 20-1, 20-3についてそれぞれ900万円(前記第8節第2の2(3)オ[③-163頁])を認める(原告番号20-1, 20-2, 20-3の〈裁判所認定欄〉(a))。

他方、原告番号20-4は、本件事故時、まだ出生していなかったものであるところ、当裁判所が認めるふるさと喪失損害(B)の前提となる平穏生活権ないし居住、移転の自由の侵害は、現に当該コミュニティにおいて生活し、本件平穏生活4要素に基づく利益を享受している場合に認められるものであるから、未出生の原告番号20-4については、当裁判所が認めるふるさと喪失損害(B)を肯認できない。原告番号20-4の主張は、胎児については、放射線に対する感受性が高いとされていることから、本件事故に基づく被ばくにより将来に向けての健康不安が生じたことを被侵害利益とするものとも解し得るが、①現時点で、原告番号20-4に関して、本件事故に基づく健康上の影響が現れていると認めるに足りる証拠はないこと、②後記3のとおり、被告東電が、原告番号20-4に対し、避難慰謝料名目で868万円を支払済みであること、③当裁判所が認めるふるさと喪失損害(B)を肯認できなくても、当裁判所が認める自己決定権侵害(C)を肯認できる場合があるが、その場合の慰謝料の額は、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)に比べて相応に低額であることなどの諸事情を勘案すると、仮に、上記健康不安の点を被侵害利益とする損害賠償責任を肯認できるとしても、これに対応する慰謝料の額は、被告東電の既払金の額を超えることはないというべきである。

また、本件事故当時、原告番号20-2が原告番号20-5を懐胎していたと認めるに足りる証拠はないから、原告番号20-5については、本件事故当時の権利能力が認められない。

3 被告東電による弁済

被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号20-1につき850万円（原告番号20-1の〈裁判所認定欄〉(b)）、原告番号20-2につき890万円（原告番号20-2の〈裁判所認定欄〉(b)）、原告番号20-3につき898万円（原告番号20-3の〈裁判所認定欄〉(b)）である。【乙共336・76～83頁】

4 弁護士費用

(1) 損害合計は、原告番号20-1につき50万円（原告番号20-1の〈裁判所認定欄〉(c)）、原告番号20-2につき10万円（原告番号20-2の〈裁判所認定欄〉(c)）、原告番号20-3につき2万円（原告番号20-3の〈裁判所認定欄〉(c)）である。

(2) 弁護士費用は、原告番号20-1につき5万円（原告番号20-1の〈裁判所認定欄〉(d)）、原告番号20-2につき1万円（原告番号20-2の〈裁判所認定欄〉(d)）、原告番号20-3につき1万円（原告番号20-3の〈裁判所認定欄〉(d)）である。

5 まとめ

以上によれば、原告番号20-1の請求は、55万円（原告番号20-1の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号20-2の請求は、11万円（原告番号20-2の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号20-3の請求は、3万円（原告番号20-3の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号20-4、20-5の請求はいずれも理由がない。

(原告番号20-1につき

900万円-850万円+5万円=55万円

原告番号20-2につき

900万円-890万円+1万円=11万円

5

原告番号20-3につき

900万円-898万円+1万円=3万円)

第21 原告番号21の世帯(原告番号21-1, 21-2, 21-3)について

1 事実関係

【掲記の証拠のほか、甲個21の1】

10

(1) 旧居住地等

原告番号21-1は、本件事故の際、[]内の自宅において、父である原告番号21-2、母である原告番号21-3と3人で暮らしていた。同自宅所在地は、本件事故後、居住制限区域に指定された。

(2) 避難経過

15

平成23年3月11日、原告番号21らは、[]内の避難所に避難した。

同月12日、原告番号21-3は、避難指示を受けて、[]に避難すべくバスで移動を開始したが、渋滞のため、[]に赴いた。その際、知人から[]内への避難を提案され、原告番号21-1, 21-2も合流して、[]に向けて避難を開始した。しかし、本件事故の報を受けて、更に遠方へ避難することになり、同日は[]内の駐車場で車中泊をした。

20

同月13日、付近に住む住民が好意でアパートを提供することになり、原告番号21らは、同日から同月15日まで同所に滞在した。

同月15日、原告番号21らは、知人の紹介で、[]内の研修施設に移動し、同月18日まで同所に滞在した。

25

同月18日、原告番号21らは、[]内の原告番号21-2の実家に身を寄せた。

同年4月20日、原告番号21らは、 内の借上住宅に転居した。

(3) 不動産の価額

原告番号21-2の所有する自宅敷地建物は居住制限区域（5年以上）にあり、自宅建物は本件事故時点で築26年であった。原告番号21-2の所有する自宅敷地の固定資産税評価額は705万3594円であり、同人所有の自宅建物の固定資産税評価額は、249万4525円であった。【甲個21の3ないし21の5】

2 損害額の認定

(1) 慰謝料

原告番号21らは、いずれも 内の居住制限区域に居住していたところ、同地は、資料29及び同30（第6分冊）の㊸に該当し、避難指示が5年を超えて継続した地域に該当するから、原告番号21らにつき、それぞれ、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料（**B**）として1300万円（前記第8節第2，2(3)イ[**3**—161頁]）を認める（原告番号21-1，21-2の〈裁判所認定欄〉（a-1），原告番号21-3の〈裁判所認定欄〉（a））。

また、原告番号21らは、平成23年3月11日から同月14日まで3日間避難生活ないし車中泊を余儀なくされたものであるから、当裁判所が認める避難慰謝料（**A**）（前記第8節第4，2(3)[**3**—178頁]のとおり日額2000円）として、上記各人につき、それぞれ6000円（3日分）を認める（原告番号21-1，21-2の〈裁判所認定欄〉（a-1），原告番号21-3の〈裁判所認定欄〉（a））。

(2) 不動産損害

原告番号21-2の所有する自宅敷地建物は居住制限区域（5年以上）にあり、自宅建物は本件事故時点で築30年を超えていないところ、その価額は前記1(3)認定のとおりであり、これを、前記第8節第6，2(1)イ[**3**—180頁]で説示した基準に当てはめると、自宅敷地の財産的損害は固定資産税評価額の

1. 8倍の1269万6469円(原告番号21-2の〈裁判所認定欄〉(a-2))
であり、自宅建物の財産的損害は固定資産税評価額の2.5倍である623万
6313円(原告番号21-2の〈裁判所認定欄〉(a-3))である。

(3) 家財

5 原告番号21-1の世帯は3人暮らし以上であるから、前記第8節第6, 2
(2)ウ[③-186頁]で判示したところに従い、原告番号21-1の家財の財産的
損害を40万円と認める(原告番号21-1の〈裁判所認定欄〉(a-2))。

3 被告東電による弁済

10 被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号21らにつきぞれ
ぞれ852万円である(原告番号21-1の〈裁判所認定欄〉(b-1), 原告番号2
1-2の〈裁判所認定欄〉(b-1), 原告番号21-3の〈裁判所認定欄〉(b))。被
告東電が原告番号21-2に支払った不動産損害名目の金員の額は、原告番号2
1-2の自宅敷地につき1008万6640円(原告番号21-2の〈裁判所認
定欄〉(b-2)), 自宅建物につき2052万9941円(原告番号21-2の〈裁
15 判所認定欄〉(b-3))である。被告東電が原告番号21-1に支払った家財損害名
目の金員の額は510万円である(原告番号21-1の〈裁判所認定欄〉(b-2))。

【乙共336・84～87頁】

20 これにより、原告番号21-2の自宅建物の財産的損害については全額弁済さ
れたことになり、原告番号21-1の家財の財産的損害については全額弁済され
たことになる。

4 弁護士費用

25 (1) 損害合計は、原告番号21-1につき448万6000円(原告番号21-
1の〈裁判所認定欄〉(d)), 原告番号21-2につき709万5829円(原
告番号21-2の〈裁判所認定欄〉(d)), 原告番号21-3につき448万6
000円(原告番号21-3の〈裁判所認定欄〉(c))である。

(2) 弁護士費用は、原告番号21-1につき44万円(原告番号21-1の〈裁

判所認定欄) (e)), 原告番号 2 1 - 2 につき 7 0 万円 (原告番号 2 1 - 2 の〈裁判所認定欄) (e)), 原告番号 2 1 - 3 につき 4 4 万円 (原告番号 2 1 - 3 の〈裁判所認定欄) (d)) である。

5 まとめ

5 以上によれば, 原告番号 2 1 - 1 の請求は, 4 9 2 万 6 0 0 0 円 (原告番号 2 1 - 1 の〈裁判所認定欄) (f)) 及びこれに対する平成 2 3 年 3 月 1 1 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり, その余は理由がなく, 原告番号 2 1 - 2 の請求は, 7 7 9 万 5 8 2 9 円 (原告番号 2 1 - 2 の〈裁判所認定欄) (f)) 及びこれに対する平成 2 3 年 3 月 1 1 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり, その余は理由がなく, 原告番号 2 1 - 3 の請求は, 4 9 2 万 6 0 0 0 円 (原告番号 2 1 - 3 の〈裁判所認定欄) (e)) 及びこれに対する平成 2 3 年 3 月 1 1 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり, その余は理由がない。

15 (原告番号 2 1 - 1 につき

1300 万円 + 6000 円 - 852 万円 + 44 万円 = 492 万 6000 円

原告番号 2 1 - 2 につき

1300 万円 + 6000 円 - 852 万円 + 1269 万 6469 円 - 1008 万 6640 円 + 70 万円 = 779 万 5829 円

20 原告番号 2 1 - 3 につき

1300 万円 + 6000 円 - 852 万円 + 44 万円 = 492 万 6000 円)

第 2 2 原告番号 2 2 の世帯 (原告番号 2 2 - 1, 2 2 - 2, 2 2 - 3, 2 2 - 4) について

1 事実関係

25 【掲記の証拠のほか, 甲個 2 2 の 1】

(1) 旧居住地等

原告番号22-1は、本件事故の際、[]内の自宅において、[]
[]と2人で暮らしていた。[]
[]
[]
5 []同自宅所在地は、本件
事故後、帰還困難区域に指定された。

原告番号22-2は、本件事故の際、[]内の自宅（原告番号22-1の
自宅とは別）において、単身居住していた。同自宅所在地は、本件事故後、帰
還困難区域に指定された。

10 (2) 避難経過等

平成23年3月11日、原告番号22-1、22-2、[]は、[]の
ホテルに避難したが、居室に入居することはできず、同日はロビーで就寝した。

同月12日、原告番号22-1、22-2、[]は、本件事故の報を受け、
[]の体育館に避難して、同所に1泊した。

15 同月13日、原告番号22-1、22-2、[]は、福島県[]内の高校
に避難し、同月16日まで同所で避難所生活を余儀なくされた。

同日、原告番号22-1、22-2、[]は、神奈川県[]内の[]
[]に身を寄せた。

20 同年4月22日、原告番号22-1は、[]と共に、同市内の借上
アパートに転居した。原告番号22-2は、そのまま原告番号22-1の妹宅
に滞在を継続した。

その後、[]、原告番号22-1
は同市内のホテルに宿泊するなどしたが、同年8月1日、肩書地の借上住宅に
転居した。

25 []原告番号22-2は死亡した。その相続人は、原告
番号22-1、訴訟承継人原告番号22-3、22-4（相続分は各3分の1）

である。

(3) 不動産の価額

ア 原告番号22-1について

原告番号22-1の所有する自宅建物は帰宅困難区域にあり，本件事故時
5 点で築17年であり，その固定資産税評価額は356万5169円であった。

【甲個22の5，22の6】

イ 原告番号22-2について

原告番号22-2の所有する自宅敷地建物は帰宅困難地域にあり，自宅建
物は本件事故時点で築42年であり，自宅敷地（原告番号22-2の〈裁判
10 所認定欄〉の「甲土地」）の固定資産税評価額は1527万3934円であ
り，自宅建物の固定資産税評価額は129万8486円であった。【甲個2
1の3ないし21の5】

また，原告番号22-2は，上記自宅敷地以外にも，福島県
に土地2筆（原告番号22-2の〈裁判所認定欄〉の「乙土地」及び「丙土
15 地」）を所有しており，これらの土地はいずれも帰宅困難区域にあり，乙土地
の固定資産税評価額は19万5500円であり，丙土地の固定資産税評価額
は232万9000円であった。【甲個22の7】

2 損害額の認定

(1) 慰謝料

原告番号22-1，22-2は，いずれも
20 内の帰還困難区域に居住し
ていたところ，同地は，資料29及び同30（第6分冊）の㊸に該当するから，
原告番号22-1，22-2につき，それぞれ，当裁判所が認めるふるさと喪
失慰謝料(B)として1500万円（前記第8節第2，2(3)ア[㊸-160頁]）を
認める（原告番号22-1，22-2の〈裁判所認定欄〉(a-1)）。

また，原告番号22-1，22-2は，平成23年3月11日から同月16
25 日まで6日間避難生活ないし車中泊を余儀なくされたものであるから，当裁判

所が認める避難慰謝料(A) (前記第8節第4, 2(3)[**㊟**—178 頁]のとおり日額2000 円) として, 上記各人につき, それぞれ1 万2 0 0 0 円(6 日分) を認める(原告番号2 2－1, 2 2－2 の〈裁判所認定欄〉(a-1))。

(2) 不動産損害

ア 原告番号2 2－1

原告番号2 2－1 の所有する自宅建物は帰宅困難区域にあり, 本件事故時点で築3 0 年を超えていないところ, その価額は前記1 (2)ア認定のとおりであり, これを, 前記第8 節第6, 2 (1)ア[**㊟**—180 頁]で説示した基準に当てはめると, 原告番号2 2－1 の自宅建物の財産的損害は固定資産税評価額の3 倍の1 0 6 9 万5 5 0 7 円と認められる(原告番号2 2－1 の〈裁判所認定欄〉(a-2))。

イ 原告番号2 2－2

原告番号2 2－2 の所有する自宅建物, 同敷地(甲土地) 建物及び福島県[]の土地(乙土地及び丙土地) は帰宅困難区域にあり, その価額は前記1 (2)ア認定のとおりであり, これを, 第8 節第6, 2 (1)ア[**㊟**—180 頁]で説示した基準に当てはめると, 自宅敷地(甲土地) の財産的損害は固定資産税評価額の2 倍の3 0 5 4 万7 8 6 8 円, 乙土地の財産的損害は固定資産税評価額の2 倍の3 9 万1 0 0 0 円, 丙土地の財産的損害は固定資産税評価額の2 倍の4 6 5 万8 0 0 0 円であり, 自宅敷地(甲土地), 乙土地及び丙土地の財産的損害の合計は3 5 5 9 万5 8 6 8 円(原告番号2 2－2 の〈裁判所認定欄〉(a-2)) であると認められ, 自宅建物の財産的損害は固定資産税評価額の5 倍の6 4 9 万2 4 3 0 円と認められる(原告番号2 2－2 の〈裁判所認定欄〉(a-3))。

(3) 家財

原告番号2 2－1 の世帯は夫婦又は親子2 人暮らしであるから, 前記第8 節第6, 2 (2)イ[**㊟**—185 頁]で判示したところに従い, 原告番号2 2－1 の家財

の財産的損害は20万円と認められるが、原告番号22-1 [REDACTED] は、家財について、これを同人らの共有（持分2分の1ずつ）として、半額ずつを請求するものであるから、これに従い、原告番号22-1については、損害として10万円を認める（原告番号22-1の〈裁判所認定欄〉(a-3)）。

5 原告番号22-2の世帯は単身世帯であったから、前記第8節第6、2(2)ア[③-185頁]で判示したところに従い、原告番号22-2の家財の財産的損害は10万円と認められる（原告番号22-2の〈裁判所認定欄〉(a-4)）。

3 被告東電による弁済

10 被告東電が原告番号22-1に支払った避難慰謝料名目の金員の額は1452万円（原告番号22-1の〈裁判所認定欄〉(b-1)）であり、不動産損害名目の金員の額は1716万4839円（原告番号22-1の〈裁判所認定欄〉(b-2)）である。【乙共336・88～91頁】これにより、原告番号22-1の自宅建物の財産的損害は全額弁済されたことになる。

15 被告東電が原告番号22-2に支払った避難慰謝料名目の金員の額は1452万円（原告番号22-2の〈裁判所認定欄〉(b-1)）であり、不動産損害名目の金員の額は、自宅敷地（甲土地）、乙土地及び丙土地につき4440万9421円（原告番号22-2の〈裁判所認定欄〉(b-2)）であり、自宅建物につき1559万4818円（原告番号22-2の〈裁判所認定欄〉(b-3)）であり、家財損害名目の金員の額は325万円（原告番号22-2の〈裁判所認定欄〉(b-4)）である。

20 【乙共336・88～91頁】これにより、原告番号22-2の自宅敷地（甲土地）、乙土地及び丙土地の財産的損害、自宅建物の財産的損害、家財の財産的損害については全額弁済されたことになる。

4 弁護士費用

25 (1) 損害合計は、原告番号22-1につき59万2000円（原告番号22-1の〈裁判所認定欄〉(d)）、原告番号22-2につき49万2000円（原告番号22-2の〈裁判所認定欄〉(d)）である。

(2) 弁護士費用は、原告番号 2 2 - 1 につき 5 万円（原告番号 2 2 - 1 の〈裁判所認定欄〉(e)）、原告番号 2 2 - 2 につき 4 万円（原告番号 2 2 - 2 の〈裁判所認定欄〉(e)）である。

5 原告番号 2 2 - 1, 2 2 - 2 の損害額のまとめ

5 以上によれば、原告番号 2 2 - 1 は、6 4 万 2 0 0 0 円及びこれに対する平成 2 3 年 3 月 1 1 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めることができ、原告番号 2 2 - 2 は、5 3 万 2 0 0 0 円（原告番号 2 2 - 2 の〈裁判所認定欄〉(f)）及びこれに対する平成 2 3 年 3 月 1 1 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めることができた。

（原告番号 2 2 - 1 につき

1500 万円 + 1 万 2000 円 - 1452 万円 + 10 万円 + 5 万円 = 64 万 2000 円

原告番号 2 2 - 2 につき

1500 万円 + 1 万 2000 円 - 1452 万円 + 4 万円 = 53 万 2000 円)

15 6 原告番号 2 2 - 1, 2 2 - 3, 2 2 - 4 の請求の認容額

原告番号 2 2 - 1, 2 2 - 3, 2 2 - 4 は、原告番号 2 2 - 2 を各相続分 3 分の 1 により相続し、原告番号 2 2 - 2 を訴訟承継したから、それぞれ、原告番号 2 2 - 2 の損害賠償請求権のうち 1 7 万 7 3 3 3 円（53 万 2000 円 $\times$ 1/3 = 17 万 7333 円）及びこれに対する平成 2 3 年 3 月 1 1 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の請求権を取得した。

したがって、原告番号 2 2 - 1 の請求は、6 4 万 2 0 0 0 円（前記 5）と 1 7 万 7 3 3 3 円の合計 8 1 万 9 3 3 3 円（原告番号 2 2 - 1 の〈裁判所認定欄〉(f)）及びこれに対する平成 2 3 年 3 月 1 1 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号 2 2 - 3 の請求は、1 7 万 7 3 3 3 円（原告番号 2 2 - 3 の「認容額」の欄）及びこれに対する平成 2 3 年 3 月 1 1 日から支払済みまで民法所定の年 5

分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号22-4の請求は、17万7333円（原告番号22-4の「認容額」の欄）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

第23 原告番号23の世帯（原告番号23-1，23-2，23-3，23-4，23-5）について

1 事実関係

【掲記の証拠のほか、甲個23の1，23の2，23の14，原告番号23-2本人】

(1) 旧居住地及び本件事故前の就業状況等

原告番号23-1は、本件事故の際、[]内の自宅において、妻である原告番号23-2，二女である原告番号23-4（当時17歳）及び三女である原告番号23-5（当時7歳）と4人で暮らしていた。同自宅所在地は、本件事故後、居住制限区域に指定された。

原告番号23-1は、本件事故当時、[]に雇用されており、平成22年3月から東京都内の同社本社に転勤となって単身赴任し、平日は[]内の社宅に居住していた。

[]
[]
[]

原告番号23-1と原告番号23-2との間の長女である原告番号23-3（当時18歳），は、本件事故当時、東京都内の専門学校に通学しており、[]内の原告番号23-1が居住する社宅で同人と同居していた【原告番号23-2本人】。

(2) 避難経過

平成23年3月12日、原告番号23-2は、避難指示を受け、原告番号23-4、23-5を連れて避難を開始し、複数の避難所に受入れを拒否された上、[REDACTED]内の小学校に避難し、同月13日まで同所で過ごした。

5 同月13日、原告番号23-2、23-4、23-5は、原告番号23-1、23-3が居住する[REDACTED]内の社宅へ避難した。

同年11月9日、原告番号23-1及び原告番号23-2は、[REDACTED]内に土地建物を購入し、原告番号23-5と共に同所に転居した。もっとも、原告番号23-1は、上記土地建物の購入後も単身赴任が継続し、平日は[REDACTED]内の自宅に居住していた。

10 原告番号23-3は、原告番号23-1及び原告番号23-2が上記土地建物を購入した後も、[REDACTED]内の原告番号23-1の社宅で生活し、その後東京都内に転居した。

15 原告番号23-4は、原告番号23-1及び原告番号23-2が上記土地建物を購入した後も、[REDACTED]内の原告番号23-1の社宅において居住を継続した。

(3) 避難後の就業状況

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

20 [REDACTED]

[REDACTED]

(4) 不動産の価額

25 原告番号23-1の所有する自宅敷地建物は居住制限区域（5年以上）にあり、自宅建物は本件事故時点で築16年であった。自宅敷地の固定資産税評価額は242万9664円であり、自宅建物の固定資産税評価額は、413万6989円であった。【甲個23の6】

2 損害額の認定

(1) 慰謝料

ア 原告番号23-1, 23-2, 23-4, 23-5は、いずれも[]内の居住制限区域に居住していたところ、同地は、資料29及び同30（第6分冊）の㊸に該当し、避難指示が5年を超えて継続した地域に該当するから、原告番号23-1, 23-2, 23-4, 23-5につき、それぞれ、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(Ｂ)として1300万円（前記第8節第2, 2(3)イ[③-161頁]）を認める（原告番号23-1, 23-2の〈裁判所認定欄〉(a-1), 原告番号23-4, 23-5の〈裁判所認定欄〉(a)）。

また、原告番号23-2, 23-4, 23-5は、平成23年3月12日から同月13日まで2日間避難生活を余儀なくされたものであるから、当裁判所が認める避難慰謝料(Ａ)（前記第8節第4, 2(3)[③-178頁]のとおりの日額2000円）として、上記各人につき、それぞれ4000円（2日分）を認める（原告番号23-2の〈裁判所認定欄〉(a-1), 原告番号23-4, 23-5の〈裁判所認定欄〉(a)）。

他方、原告番号23-3は、[]内に居住して東京都内の専門学校に通学していたのであるから、実質的には親元から独立した生活環境を構築していたものであり、その平穏生活権ないし居住、移転の自由は、基本的には[]内及びその周辺において享受されていたものと認められ、[]内における平穏生活権ないし居住、移転の自由の侵害を観念することはできない。よって、原告番号23-3については、当裁判所が認めるふるさと喪失損害(Ｂ)を肯認できない。この点で、その帰省先に家族を残し、限定的であつても帰省時には当地で家族と生活するという実質が現に存在し、本件平穏生活4要素による恩恵を享受しながら生活する権利すなわち平穏生活権ないし居住、移転の自由の侵害を観念することができる単身赴任者とは異なる。

イ 被告らは、原告番号23-1は単身赴任中であり、避難慰謝料発生の根拠

となる生活の本拠地は[REDACTED]内にあったと主張するが、単身赴任中であつても、その帰省先に家族を残し、限定的であつても帰省時には当地で家族と生活するという実質が現に存在するのであつて、本件平穩生活4要素による恩恵を享受しながら生活する権利すなわち平穩生活権ないし居住、移転の自由の侵害を觀念することができるから、当裁判所が認めるふるさと喪失損害(Ｂ)を肯認することができる。そして、この場合に、単身赴任者が帰省先において本件平穩生活4要素により享受する利益が、非単身赴任者のそれよりも限定的であると解すべき理由はない。そうすると、原告番号23-1についても、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(Ｂ)1300万円を肯認できるといふべきである(前記第8節第2, 2(3)イ[③-161頁])。

(2) 不動産損害

原告番号23-1の所有する自宅敷地建物は居住制限区域(5年以上)にあり、自宅建物は本件事故時点で築30年を超えていないところ、自宅敷地及び自宅建物の価額は前記1(4)認定のとおりであり、これを、前記第8節第6, 2(1)イ[③-180頁]で説示した基準に当てはめると、自宅敷地の財産的損害は固定資産税評価額の1.8倍の437万3395円(原告番号23-1の〈裁判所認定欄〉(a-2))と認められ、自宅建物の財産的損害は固定資産税評価額の2.5倍の1034万2473円(原告番号23-1の〈裁判所認定欄〉(a-3))と認められる。

(3) 家財

原告番号23-1の世帯は3人暮らし以上であるから、前記第8節第6, 2(2)ウ[③-186頁]で判示したところに従い、原告番号23-1の家財の財産的損害は40万円と認める(原告番号23-1の〈裁判所認定欄〉(a-4))。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

5		
10		
15		
20		
25		

3 被告東電による弁済

被告東電が原告番号23-1に支払った避難慰謝料目の金員の額は120万円（原告番号23-1の〈裁判所認定欄〉(b-1)）であり、不動産損害、家財損害名目の金員の額は、自宅土地につき347万4420円（原告番号23-1の〈裁判所認定欄〉(b-2)）、自宅建物につき1329万4606円（原告番号23-1の〈裁判所認定欄〉(b-3)）であり、家財損害名目の金員の額は525万円（原告番号23-1の〈裁判所認定欄〉(b-4)）である【乙共336・40～41頁】。これにより、原告番号23-1の自宅建物の財産的損害、家財の財産的損害については全額弁済されたことになる。

被告東電が原告番号23-2に支払った避難慰謝料目の金員の額は852万円である（原告番号23-2の〈裁判所認定欄〉(b-1)）。【乙共336・40～41頁】

被告東電が原告番号23-4、23-5にそれぞれ支払った避難慰謝料目の金員の額は900万円である（原告番号23-4、23-5の〈裁判所認定欄〉(b)）。

【乙共336・40～41頁】

4 弁護士費用

(1) 損害合計は、原告番号23-1につき1269万8975円（原告番号23-1の〈裁判所認定欄〉(d)）、原告番号23-2につき448万4000円（原告番号23-2の〈裁判所認定欄〉(d)）、原告番号23-4、23-5につきそれぞれ400万4000円（原告番号23-4、23-5の〈裁判所認定欄〉(c)）である。

(2) 弁護士費用は、原告番号23-1につき126万円（原告番号23-1の〈裁判所認定欄〉(e)）、原告番号23-2につき44万円（原告番号23-2の〈裁判所認定欄〉(e)）、原告番号23-4、23-5につきそれぞれ40万円（原告番号23-4、23-5の〈裁判所認定欄〉(d)）である。

5 まとめ

以上によれば、原告番号23-1の請求は、1395万8975円（原告番号
 23-1の〈裁判所認定欄〉(f)）及びこれに対する平成23年3月11日から支
 払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理
 由があり、その余は理由がなく、原告番号23-2の請求は、492万4000
 5 円（原告番号23-2の〈裁判所認定欄〉(f)）及びこれに対する平成23年3月
 11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求
 める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号23-4の請求は、44
 0万4000円（原告番号23-4の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平
 成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害
 10 金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号23-5の
 請求は、440万4000円（原告番号23-5の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこ
 れに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合に
 よる遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番
 号23-3の請求は、全部理由がない。

15 (原告番号23-1につき

1300万円-120万円+437万3395円-347万4420円+126万円=1395万8975
円

原告番号23-2につき

1300万円+4000円-852万円+44万円=492万4000円

20 原告番号23-4につき

1300万円+4000円-900万円+40万円=440万4000円

原告番号23-5につき

1300万円+4000円-900万円+40万円=440万4000円)

第24 原告番号24の世帯（原告番号24-1，24-2，24-3）について

25 1 事実関係

【甲個24の1】

原告番号24-1は、本件事故の際、[]内の自宅で、妻である原告番号24-2及び長男である原告番号24-3と3人で暮らしていた。同自宅所在地は、本件事故後、居住制限区域に指定された。

5 平成23年3月12日、原告番号24らは、避難指示を受け、[]の避難所に避難して、同月15日まで同所で避難生活をした。

同日、原告番号24らは、神奈川県[]の原告番号24-2の実家に避難すべく移動を開始し、同日は福島空港の屋内通路で就寝した。

同月16日、原告番号24らは、空路東京に向かい、羽田空港付近のホテルで1泊した後、同月17日から、上記実家で生活を始めた。

10 同年4月11日、原告番号24-3が[]内で就職して、同就職先の寮に転居した。

平成25年3月18日、原告番号24らは、[]内に自宅を調達して同所に転居した。

2 損害額の認定

15 原告番号24らは、いずれも[]内の居住制限区域に居住していたところ、同地は、資料29及び同30（第6分冊）の④に該当し、避難指示が5年を超えて継続した地域に該当するから、原告番号24らにつき、それぞれ、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)として1300万円（前記第8節第2、2(3)イ[③-161頁]）を認める（原告番号24らの〈裁判所認定欄〉(a)）。

20 また、原告番号24らは、平成23年3月12日から同月16日まで5日間避難所での生活（空港通路での宿泊を含む。）を余儀なくされたものであるから、当裁判所が認める避難慰謝料(A)（前記第8節第4、2(3)[③-178頁]）のとおり日額2000円）としてそれぞれ1万円（5日分）を認める（原告番号24らの〈裁判所認定欄〉(a)）。

25 3 被告東電による弁済

被告東電が原告番号24らに支払った避難慰謝料名目の金員の額は、それぞれ

852万円である（原告番号24らの〈裁判所認定欄〉(b)）。【乙共336・98
～101頁】

4 弁護士費用

(1) 損害合計は、原告番号 2 4 らにつきそれぞれ 4 4 9 万円である（原告番号 2 4 らの〈裁判所認定欄〉(c)）。

(2) 弁護士費用は、原告番号 2 4 らにつきそれぞれ 4 4 万円である（原告番号 2 4 らの〈裁判所認定欄〉(d)）。

5 まとめ

以上によれば、原告番号 24 らの請求は、いずれも 493 万円（原告番号 24 らの〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成 23 年 3 月 11 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

(原告番号 24 らにつきそれぞれ

1300 万円 + 1 万円 - 852 万円 + 44 万円 = 493 万円)

第25 原告番号25の世帯（原告番号25-1、25-2、25-3）について

1 事実関係

【甲個25の1，原告番号25-1本人】

原告番号２５－１は、本件事故の際、[REDACTED]内の自宅で、妻である原告番号２４－２及び実父である訴訟承継前の原告番号２５－３（当時９３歳。以下「原告番号２５－３」という。）と３人で暮らしていた。同自宅所在地は、本件事故後、居住制限区域に指定された。

平成23年3月11日、原告番号25-1は、[REDACTED]内の
[REDACTED]で被災し、[REDACTED]と共に、同町内の小学校に避難した。また、同日、
原告番号25-2は、原告番号25-1を迎えに行くため、上記小学校を訪れ、
そのまま、原告番号25-1と共に同小学校に宿泊した。他方、原告番号25-
3は、同日自宅を訪れていた親族に連れられて、福島県[REDACTED]の原告番号

25-2の実家に身を寄せた。

同月12日、原告番号25-1、25-2は、同町内の複数の避難所を回った上、町役場の指示に従い、 内の小学校に移動した。

同月13日、原告番号25-1、25-2は、福島県 の原告番号
5 25-2の実家に身を寄せた。

同月15日、原告番号25らは、東京都内の原告番号25-1の長女宅に向けて避難を開始し、同月16日未明に同所に到着した。

同日、原告番号25らは、更に、東京都内の原告番号25-1の弟宅に身を寄せた。

10 同年4月9日、原告番号25らは、 内に住居を賃借し、同所に転居した。

平成28年3月28日、原告番号25-3は死亡した。原告番号25-3は、原告番号25-1が単独で相続した。

2 損害額の認定

原告番号25らは、いずれも 内の居住制限区域に居住していたところ、
15 同地は、資料29及び同30（第6分冊）の㊸に該当し、避難指示が5年を超えて継続した地域に該当するから、原告番号25らにつき、それぞれ、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)として1300万円（前記第8節第2、2(3)イ[㊸-161頁])を認める（原告番号25らの〈裁判所認定欄〉(a)）。

また、原告番号25-1、25-2は、平成23年3月11日から同月13日
20 まで3日間避難所での生活を余儀なくされたものであるから、当裁判所が認める避難慰謝料(A)（前記第5章第8節第4、2(3)[㊸-178頁]のとおり日額2000円）としてそれぞれ6000円（3日分）を認める（原告番号25-1、25-2の〈裁判所認定欄〉(a)）。

3 被告東電による弁済

25 被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告25-1、25-2につきそれぞれ852万円（原告番号25-1、25-2の〈裁判所認定欄〉(b)）

であり、原告25-3につき941万5000円（原告番号25-3の〈裁判所認定欄〉(b)）であった。

4 弁護士費用

(1) 損害合計は、原告番号25-1, 25-2につきそれぞれ448万6000円（原告番号25-1, 25-2の〈裁判所認定欄〉(c)）であり、原告番号25-3につき358万5000円（原告番号25-3の〈裁判所認定欄〉(c)）である。

(2) 弁護士費用は、原告番号25-1, 25-2につきそれぞれ44万円（原告番号25-1, 25-2の〈裁判所認定欄〉(d)）であり、原告番号25-3につき35万円（原告番号25-3の〈裁判所認定欄〉(d)）である。

5 原告番号25-1, 25-3の損害額のまとめ

以上によれば、原告番号25-1は、492万6000円及びこれに対する平成23年3月11日から支済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めることができ、原告番号25-3は、393万5000円（原告番号25-3の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めることができた。

（原告番号25-1につき

$1300 \text{ 万円} + 6000 \text{ 円} - 852 \text{ 万円} + 44 \text{ 万円} = 492 \text{ 万} 6000 \text{ 円}$

原告番号25-3につき

$1300 \text{ 万円} - 941 \text{ 万} 5000 \text{ 円} + 35 \text{ 万円} = 393 \text{ 万} 5000 \text{ 円}$ ）

6 原告番号25-1, 25-2の請求の認容額

原告番号25-1は原告番号25-3を単独で相続し、原告番号25-3を訴訟承継したから、原告番号25-3の損害賠償請求権（393万5000円及びこれに対する平成23年3月11日から支済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金）を取得した。

したがって、原告番号25-1の請求は、492万6000円（前記5）と393万5000円の合計886万1000円（原告番号25-1の〈裁判所認定欄〉（e））及びこれに対する平成23年3月11日か支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号25-2の請求は、492万6000円（原告番号25-2の〈裁判所認定欄〉（e））及びこれに対する平成23年3月11日か支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

（原告番号25-1につき

1300万円+6000円-852万円+44万円+393万5000円=886万1000円

原告番号25-2につき

1300万円+6000円-852万円+44万円=492万6000円）

第26 原告番号26の世帯（原告番号26-1，26-2，26-3，26-4，26-5）について

1 事実関係

【甲個26の1，原告番号26-2本人】

(1) 旧居住地及び避難状況

訴訟承継前の原告番号26-1（以下「原告番号26-1」という。）は、本件事故の際、 内の自宅において、妻である原告番号26-2及び長男である原告番号26-3と3人で暮らしていた。同自宅所在地は、本件事故後、帰還困難区域に指定された。

原告番号26-1は、 の持病があり、本件事故当時、

 が必要な状況であった。

平成23年3月11日、原告番号26-1は、 治療中に被災し、同日は自宅付近に車を駐車して車中泊した。原告番号26-3も、同様に車中泊した。また、原告番号26-2は、付近の体育館に避難し、グラウンド内に車を駐車

して車中泊した。

同月 12 日、原告番号 26-1、26-2 は、 の親戚宅に身を寄せ、
同月 13 日には 内の高校に避難した。もっとも、 原告
番号 26-1 は、複数の医療施設において受入れが認められず、同月 14 日に、
5 病院の紹介を受けたため、同日、原告番号 26-1、26-2
は、同病院に近い公民館に移動して、同月 25 日まで同所で避難生活を余儀なくされた。

同日、原告番号 26-1、26-2 は、 内の原告番号 26-2 の姉
の自宅に身を寄せた。

10 他方、原告番号 26-3 は、 の活動のため に移動し、その後、
同月 19 日に 内の親戚宅に宿泊し、同月 20 日頃から、 内の原
告番号 26-2 の姉の自宅に身を寄せた。

(2) 避難後の状況

15 平成 23 年 4 月 10 日、原告番号 26-3 は、転勤のため福島県
に転居し、その後、 への転居を経て、平成 29 年 1 月に 内に転
居した。

他方、原告番号 26-1、26-2 は、同年 5 月 1 日に、肩書地に転居した。

20 平成 25 年、原告番号 26-1 にがんが見つかり、平成 27 年 7 月 28 日、
原告番号 26-1 は死亡した。原告番号 26-2、26-3、26-4、26
-5 は、原告番号 26-1 を相続し(相続分は、原告番号 26-2 が 2 分の 1、
原告番号 26-3、26-4、26-5 がそれぞれ 6 分の 1)、原告番号 26-
1 を訴訟承継した。

2 損害額の認定

25 原告番号 26-1、26-2、26-3 は、 内の帰還困難区域に居住し
ていたところ、同地は、資料 29 及び同 30 (第 6 分冊) の㉔に該当するから、
原告番号 26-1、26-2、26-3 につき、それぞれ、当裁判所が認めるふ

るさと喪失慰謝料(B)として1500万円(前記第8節第2, 2(3)ア[③-160頁])を認める(原告番号26-1, 26-2, 26-3の〈裁判所認定欄〉(a))。

また, 原告番号26-1, 26-2は, 平成23年3月11日から同月25日にかけて15日間車中泊ないし避難所生活を余儀なくされたものであるところ, 原告番号26-1に[REDACTED]医療機関が見つからないという精神的苦痛を看過することができないから, 当裁判所が認める避難慰謝料(A)として, それぞれ日額5000円の15日分の7万5000円を認める(原告番号26-1, 26-2の〈裁判所認定欄〉(a))。

3 被告東電による弁済

被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は, 原告番号26-1につき1570万5000円(原告番号26-1の〈裁判所認定欄〉(b)), 原告番号26-2につき1506万円(原告番号26-2の〈裁判所認定欄〉(b)), 原告番号26-3につき1452万円(原告番号26-3の〈裁判所認定欄〉(b))である。【乙共336・108～112頁】

これにより, 原告番号26-1の損害は全額弁済され, 同原告は被告らに対して損害賠償請求権を有しなかったので, 原告番号26-2, 26-3, 26-4, 26-5が原告番号26-1から損害賠償請求権を相続することはなかった。

4 弁護士費用

(1) 損害合計は, 原告番号26-2につき1万5000円(原告番号26-2の〈裁判所認定欄〉(c)), 原告番号26-3につき48万円(原告番号26-3の〈裁判所認定欄〉(c))である。

(2) 弁護士費用は, 原告番号26-2につき1万円(原告番号26-2の〈裁判所認定欄〉(d)), 原告番号26-3につき4万円(原告番号26-3の〈裁判所認定欄〉(d))である。

5 まとめ

以上によれば, 原告番号26-2の請求は2万5000円(原告番号26-2

の〈裁判所認定欄〉(e))及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号26-3の請求は52万円(原告番号26-3の〈裁判所認定欄〉(e))及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号26-4、26-5の請求はいずれも理由がない。

(原告番号 26-2 につき

$$1500 \text{ 万円} + 7 \text{ 万 } 5000 \text{ 円} - 1506 \text{ 万円} + 1 \text{ 万円} = 2 \text{ 万 } 5000 \text{ 円}$$

原告番号 26-3 につき

1500 万円 - 1452 万円 + 4 万円 = 52 万円)

第27 原告番号27の世帯（原告番号27-1，27-2）について

1 事実関係

【甲個 27 の 1, 原告番号 27-1 本人】

原告番号２７－１は、本件事故の際、[REDACTED]内の自宅（実家）で、長女である原告番号２７－２（当時２歳）と暮らしていた。なお、本件事故時において、原告番号２７－１は、[REDACTED]

平成23年3月16日、原告番号27らは、[REDACTED]内の夫宅に向けて避難を開始した。途中、[REDACTED]内のホテルに1泊した後、同月17日に夫の自宅に到着した。

同年４月２３日、原告番号２７らは、神奈川県[REDACTED]内のマンスリーマンションに転居した。また、同年７月２１日、原告番号２７らは、同人の妹及びその子とともに、[REDACTED]内の借上住宅に入居し生活を始めた。

平成24年2月25日、原告番号27らは、原告番号27-2の幼稚園入園に合わせて、神奈川県[]内にアパートを賃借し[]，同所で生活を開始した。

2 損害額の認定

原告番号27らは、いずれも[]内に居住していたところ、同地は、避難指示等が出されておらず、緊急時避難準備区域や屋内退避区域にも指定されていないが、いわゆる[]に位置するから、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(C)として、養育すべき子とともに避難した原告番号27-1につき60万円（前記第8節第3，2(3)ウ[③-172頁]）（原告番号27-1の〈裁判所認定欄〉(a)），子どもである原告番号27-2について100万円（前記第8節第3，2(3)ウ[③-172頁]）（原告番号27-2の〈裁判所認定欄〉(a)）を認める。

3 被告東電による弁済

被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号27-1につき8万円（原告番号27-1の〈裁判所認定欄〉(b)），原告番号27-2につき32万円（原告番号27-2の〈裁判所認定欄〉(b)）である。【乙共336・113～115頁】

4 弁護士費用

(1) 損害合計は、原告番号27-1につき52万円（原告番号27-1の〈裁判所認定欄〉(c)），原告番号27-2につき68万円（原告番号27-2の〈裁判所認定欄〉(c)）である。

(2) 弁護士費用は、原告番号27-1につき5万円（原告番号27-1の〈裁判所認定欄〉(d)），原告番号27-2につき6万円（原告番号27-2の〈裁判所認定欄〉(d)）である。

5 まとめ

以上によれば、原告番号27-1の請求は57万円（原告番号27-1の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号27-2の請求は74万円（原告番号27-2の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民

法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

(原告番号27-1につき

60万円-8万円+5万円=57万円

5 原告番号27-2につき

100万円-32万円+6万円=74万円)

第28 原告番号28の世帯(原告番号28)について

1 事実関係

【甲個28の1, 原告番号28本人】

10 原告番号28は、原告番号31-1の子であり、本件事故の際、東京都内の自宅で妻子とともに暮らし、会社員として稼働していた。なお、原告番号28は、平成19年まで、[]の実家で生活しており、[]内に不動産も所有していた。

2 損害額の認定

15 原告番号28は、東京都内に居住して稼働していたのであるから、その平穩生活権ないし居住、移転の自由は、基本的には東京都内及びその周辺において享受していたものと認められ、[]内又は[]内における平穩生活権ないし居住、移転の自由の侵害を観念することはできない。原告番号28は、母である原告番号31-1の[]を手伝い、これを継承すべく将来は[]への転居を
20 予定していたと主張するが、上記認定を左右しない。

よって、原告番号28については、当裁判所が認めるふるさと喪失損害(B)、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(C)のいずれも認められない。

3 まとめ

以上によれば、原告番号28の請求は、全部理由がない。

25 第29 原告番号29の世帯(原告番号29)について

1 事実関係

【掲記のもののほか、甲個29の1、原告番号29本人】

(1) 旧居住地及び避難経過

原告番号29は、本件事故の際、 内の自宅で単身生活していた。同自宅所在地は、本件事故後、居住制限区域に指定された。

5 なお、同自宅所在地は、その北側と東側に帰還困難区域が迫り、同区域との境界線と自宅所在地との距離は、北側が約100m、東側が約70mである。また、同自宅所在地の至近には、スーパーマーケットやコンビニエンスストアも所在し、これら商業施設も帰還困難区域に指定されている。【甲個29の18】

10 平成23年3月11日当日、原告番号29は、勤務先で被災し、同僚と共に の公民館に避難した。しかし、程なく更なる避難を指示され、同町内の別の公民館に避難した。

 同月12日、原告番号29は、 内にある同僚の親族宅に身を寄せた。

15 同月19日、原告番号29は、同人の長男が住む 内の県営住宅（原告番号29の肩書地。なお、平成18年までは、原告番号29も同所に居住していた。）に向けて避難を開始し、ホテル宿泊を経て、同月20日に同県営住宅に到着した。

(2) 不動産の価額

20 原告番号29の所有する自宅敷地建物は居住制限区域（5年以上）にあり、自宅建物は本件事故時点で築45年であり、自宅敷地の固定資産税評価額は453万8472円であり、自宅建物の固定資産税評価額は20万2980円であった。【甲個29の5】

2 損害額の認定

(1) 慰謝料

25 原告番号29は、 内の居住制限区域に居住していたところ、同地は、資料29及び同30（第6分冊）の㊸に該当する。しかし、同人の自宅所在地

は、前記1(1)認定のとおり、帰還困難区域から相当の至近にあり、同人の生活圏は実質的にみて帰還困難区域の生活コミュニティに包含されていると評価することができる。そこで、原告番号29については、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)として1400万円(前記第8節第2, 2(1)ア[③-155頁])を認める(原告番号29の〈裁判所認定欄〉(a-1))。

また、原告番号29は、平成23年3月11日から同月12日まで2日間避難所での生活を余儀なくされたものであるから、当裁判所が認める避難慰謝料(A)(前記第8節第4, 2(3)[③-178頁]のとおり日額2000円)として4000円(2日分)を認める(原告番号29の〈裁判所認定欄〉(a-1))。

(2) 財産的損害

原告番号29の所有する自宅敷地建物は居住制限区域(5年以上)にあり、自宅建物は本件事故時点で築30年を超えていたところ、その価額は前記1(2)認定のとおりであり、これを、前記第8節第6, 2(1)イ[③-180頁]で説示した基準に当てはめると、自宅敷地の財産的損害は固定資産税評価額の1.8倍の816万9250円(原告番号29の〈裁判所認定欄〉(a-2))、自宅建物の財産的損害は固定資産税評価額の4倍の81万1920円(原告番号29の〈裁判所認定欄〉(a-3))と認められる。

3 被告東電による弁済

被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は852万円(原告番号29の〈裁判所認定欄〉(b-1))、不動産損害名目の金員の額は、自宅敷地の財産的損害につき649万0015円(原告番号29の〈裁判所認定欄〉(b-2))、自宅建物の財産的損害につき735万4378円(原告番号29の〈裁判所認定欄〉(b-3))である。【乙共336・116～117頁】

これにより、原告番号29の自宅建物の財産的損害は全額弁済されたことになる。

4 弁護士費用

(1) 原告番号29の損害合計は716万3235円である(原告番号29の〈裁判所認定欄〉(d))。

(2) 原告番号29の弁護士費用は71万円である(原告番号29の〈裁判所認定欄〉(e))。

5 まとめ

以上によれば、原告番号29の請求は787万3235円(原告番号29の〈裁判所認定欄〉(f))及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

(原告番号29につき

1400万円+4000円-852万円+816万9250円-649万0015円+71万円=787万3235円)

第30 原告番号30の世帯(原告番号30-1, 30-2)について

原告番号30らは、本件訴えを取り下げた(したがって、同人らは、当事者目録にも記載していない。)

第31 原告番号31の世帯(原告番号31-1, 31-2)について

1 事実関係

【甲個31の1】

原告番号31-1は、本件事故の際、 内の自宅において、長男と2人で暮らしていた。同自宅所在地は、本件事故後、居住制限区域に指定された。

原告番号31-2は、原告番号31-1の長女であり、本件事故当時は、 内に居住して大学に通っていた。

平成23年3月12日、原告番号31-1は、長男と共に、 内の小学校に避難した。その後、原告番号31-1は、 市内のビジネスホテルに避難するなどした後、 内に住居を調達して転居した。

2 損害額の認定

原告番号31-1は、 内の居住制限区域に居住していたところ、同地は、資料29及び同30（第6分冊）の②に該当し、避難指示が5年を超えて継続した地域に該当するから、原告番号31-1につき、当裁判所が認めるふると喪失慰謝料(B)として1300万円（前記第8節第2，2(3)イ[③-161頁]）を認

5

める（原告番号31-1の〈裁判所認定欄〉(a)）。

また、原告番号31-1は、少なくとも1日は避難生活を余儀なくされたものである（ 内の避難所を出た後に、同人が避難所での生活を余儀なくされたことを認めるに足りる証拠はない。）から、当裁判所が認める避難慰謝料(A)（前記第8節第4，2(3)[③-178頁]のとおり日額2000円）として、2000円を認

10

他方、原告番号31-2は、 市内に居住して大学に通学していたのであるから、実質的には親元から独立した生活環境を構築していたものであり、その平穩生活権ないし居住、移転の自由は、基本的には 市内及びその周辺において享受されていたものと認められ、 内における平穩生活権ないし居住、移転

15

の自由の侵害を観念することはできない。したがって、原告番号31-2については、当裁判所が認めるふると喪失損害(B)を肯認できない。

3 被告東電による弁済

被告東電が原告番号31-1に支払った避難慰謝料名目の金員の額は862万円である（原告番号31-1の〈裁判所認定欄〉(b)）。【乙共336・73～75頁】

20

4 弁護士費用

(1) 原告番号31-1の損害合計は438万2000円である（原告番号31-1の〈裁判所認定欄〉(c)）。

(2) 原告番号31-1の弁護士費用は43万円である（原告番号31-1の〈裁判所認定欄〉(d)）。

25

5 まとめ

以上によれば、原告番号31-1の請求は481万2000円（原告番号31-1の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号31-2の請求は理由がない。

5 (原告番号31-1につき

1300万円+2000円-862万円+43万円=481万2000円)

第32 原告番号32の世帯（原告番号32-1，32-2）について

1 事実関係

【甲個32の1】

10 原告番号32-1は、本件事故の際、 内の自宅で、妻である原告番号32-2と2人で暮らしていた。同自宅所在地は、本件事故後、帰還困難区域に指定された。なお、原告番号32-1は、 内に別宅を調達して稼働しており、週末は 内の上記自宅に戻っていた。

15 平成23年3月11日、原告番号32-2は、 内の中学校に避難し、同所に1泊した。

同月12日、原告番号32-2は、避難指示を受け、 の体育館に避難して、同月16日まで同所で避難生活をした。

同日、原告番号32-2は、 市の知人宅に身を寄せた。

同月17日、原告番号32-2は、 内の長男宅に身を寄せた。

20 同年4月21日、原告番号32-2は、 内の借上住宅に転居し、その後、同年7月24日に、 市内の借上住宅に更に転居した。

2 損害額の認定

25 原告番号32らは、いずれも 内の帰還困難区域に居住していたところ、同地は、資料29及び同30（第6分冊）の④に該当するから、原告番号32らにつき、それぞれ、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)として1500万円（前記第8節第2，2(3)ア[③-160頁]）を認める（原告番号32らの〈裁判

所認定欄) (a))。

また、原告番号32-2は、平成23年3月11日から同月16日まで6日間避難所での生活を余儀なくされたものであるから、当裁判所が認める避難慰謝料(A) (前記第8節第4, 2(3)[**㊟**-178頁]のとおり日額2000円) として1万2000円(6日分)を認める(原告番号32-2の〈裁判所認定欄〉(a))。

3 被告東電による弁済

被告東電は、平成26年3月3日に、原告番号32-1に対し、避難慰謝料名目で1502万円を支払っているが、この結果、支払の相手方の名義のみによるならば、原告番号32-1に対する避難慰謝料名目の支払が合計2973万円に及んでいるのに対し、原告番号32-2に対する同名目の支払が合計73万円にとどまっている。しかし、原告番号32-1と原告番号32-2は夫婦であり、前記2のとおりほぼ同額の慰謝料が認められるところ、上記平成26年3月3日の1502万円の支払を原告番号32-2に対する支払とすれば、原告番号32-1に対する支払額と原告番号32-2に対する支払額が概ね同程度となることを考慮すると、上記平成26年3月3日の1502万円の支払は、原告番号32-2に対する避難慰謝料名目の金員の支払と認められる。そうすると、被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号32-1につき1471万円(原告番号32-1の〈裁判所認定欄〉(b))であり、原告番号32-2につき1575万円(原告番号32-1の〈裁判所認定欄〉(b))であると認められる。

【乙共336・121～123頁】

これにより、原告番号32-2に認められる、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)と避難慰謝料(A)は全額弁済されたことになる。

4 弁護士費用

(1) 原告番号32-1の損害合計は29万円である(原告番号32-1の〈裁判所認定欄〉(c))。

(2) 原告番号32-1の弁護士費用は2万円である(原告番号32-1の〈裁判

所認定欄) (d))。

5 まとめ

以上によれば、原告番号32-1の請求は31万円(原告番号32-1の〈裁判所認定欄〉(e))及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号32-2の請求は理由がない。

(原告番号32-1につき

1500万円-1471万円+2万円=31万円)

第33 原告番号33の世帯(原告番号33-1, 33-2)について

1 事実関係

【甲個33の1, 原告番号33-1本人】

原告番号33-1は、本件事故の際、 内の自宅で、長男である原告番号33-2(当時11歳)と2人暮らしをしていた。

平成23年3月19日、原告番号33らは、親類が住む 市に向けて避難を開始し、同年4月1日まで同親類宅に宿泊した。

同月2日、原告番号33らは、 市内の借上住宅(ワンルーム)で生活を開始した。

平成27年3月30日、原告番号33らは、 市内の別の借上住宅に転居した。

平成29年3月25日、原告番号33らは、肩書地である 市内の借上住宅に転居した。

2 損害額の認定

原告番号33らは、いずれも 内に居住していたところ、同地は、避難指示等が出されておらず、緊急時避難準備区域や屋内退避区域にも指定されていないが、いわゆる に位置するから、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(C)として、養育すべき子とともに避難した原告番号33-1につき60万

円（前記第8節第3，2(3)ウ[③-172頁]）（原告番号33-1の〈裁判所認定欄〉(a)），子どもである原告番号33-2について100万円（前記第8節第3，2(3)ウ[③-172頁]）（原告番号33-2の〈裁判所認定欄〉(a)）を認める。

3 被告東電による弁済

5 被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は，原告番号33-1につき12万円（原告番号33-1の〈裁判所認定欄〉(b)），原告番号33-2につき72万円（原告番号33-2の〈裁判所認定欄〉(b)）である。【乙共336・124～126頁】

4 弁護士費用

10 (1) 損害合計は，原告番号33-1につき48万円（原告番号33-1の〈裁判所認定欄〉(c)），原告番号33-2につき28万円（原告番号33-2の〈裁判所認定欄〉(c)）である。

(2) 弁護士費用は，原告番号33-1につき4万円（原告番号33-1の〈裁判所認定欄〉(d)），原告番号33-2につき2万円（原告番号33-2の〈裁判所認定欄〉(d)）である。

5 まとめ

以上によれば，原告番号33-1の請求は52万円（原告番号33-1の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり，その余は理由がなく，原告番号33-2の請求は30万円（原告番号33-2の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり，その余は理由がない。

（原告番号33-1につき

25 60万円-12万円+4万円=52万円

原告番号33-2につき

100 万円－72 万円＋2 万円＝30 万円)

第34 原告番号34の世帯（原告番号34）について

1 事実関係

【甲個34の1】

5 原告番号34は、本件事故の際、[REDACTED]内の自宅（夫の実家）において、夫及びその両親と共に生活していた。同自宅所在地は、本件事故後、避難指示解除準備区域に指定された。

平成23年3月12日、原告番号34は、[REDACTED]内の原告番号34の実家に避難したが、福島第一原発での爆発の報を受け、同日夜に、更に[REDACTED]への避難を試みたが、避難所の場所が分からず、上記[REDACTED]内の実家に戻った。

同月13日、原告番号34は、[REDACTED]内の知人宅に身を寄せ、さらに、同月17日頃、[REDACTED]内の長男宅に避難した。

同年7月、原告番号34は、[REDACTED]内の借上住宅に転居した。

15 2 損害額の認定

原告番号34は、[REDACTED]内の避難指示解除準備区域に居住していたところ、同地は、資料29及び同30（第6分冊）の⑧に該当し、避難指示が5年を超えて継続した地域に該当するから、原告番号34につき、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)として1200万円（前記第8節第2，2(3)エ[③－162
20 頁]）を認める（原告番号34の〈裁判所認定欄〉(a)）。

3 被告東電による弁済

被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は852万円である（原告番号34の〈裁判所認定欄〉(b)）。【乙共336・127～128頁】

4 弁護士費用

25 (1) 原告番号34の損害合計は348万円である（原告番号34の〈裁判所認定欄〉(c)）。

(2) 原告番号34の弁護士費用は34万円である(原告番号34の〈裁判所認定欄〉(d))。

5 まとめ

5 以上によれば、原告番号34の請求は382万円(原告番号34の〈裁判所認定欄〉(e))及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

(原告番号34につき

1200万円－852万円＋34万円＝382万円)

10 第35 原告番号35の世帯(原告番号35－1, 35－2, 35－3, 35－4, 35－5)について

1 事実関係

【掲記の証拠のほか、甲個35の1, 原告番号35－1本人】

(1) 旧居住地及び本件事故前の就業状況

15 原告番号35－1は、本件事故の際、 内の自宅において、妻である原告番号35－2, 長女である原告番号35－3(当時20歳), 長男である原告番号35－4(当時18歳)及び二女である原告番号35－5(当時15歳)と5人で生活していた。同自宅所在地は、本件事故後、居住制限区域に指定された。

20 原告番号35－1は、本件事故当時、設備業等を営む会社で稼働していた。平成22年度の原告番号35－1の給与は、225万8204円(8か月分)であった。【甲個35の8の各枝番】

25 原告番号35－2は、本件事故当時、製造業を営む会社で稼働していた。平成22年度の原告番号35－2の給与は、前職分も合わせて183万3595円であった。【甲個35の9の各枝番】

原告番号35－3は、本件事故当時、 で稼働していた。平成22年

度の原告番号35-3の給与は、219万5303円であった。【甲個35の10】

原告番号35-4は、本件事故当時高校3年生であり、平成23年4月から印刷会社に就職が内定していた。

5 (2) 避難経過

平成23年3月12日、原告番号35らは、[REDACTED]内の原告番号35-2の実家に身を寄せ、その後、[REDACTED]市内の親類宅に身を寄せるなどした上、同年4月25日から、[REDACTED]市内の市営住宅に転居して同所で生活を始めた。

10 (3) 避難後の生活状況

ア 原告番号35-1

避難後、原告番号35-1は、勤務先の会社での稼働を続け、平日は、[REDACTED]内の会社事務所に寝泊まりしていたが、平成23年10月に退職し、複数回の転職を経た。

15 その後、原告番号35-1は、[REDACTED]不調を訴えるようになり、平成25年12月24日に医師の診察を受け、[REDACTED]等の診断を受けた。【甲35の13の2】

平成27年4月、原告番号35-1は、従前勤務していた設備会社に再就職し、[REDACTED]内に新たに自宅を購入して同所に転居した。

20 イ 原告番号35-2

避難後、原告番号35-2は職に就くことはなく、平成27年4月、原告番号35-1と共に、[REDACTED]内の上記自宅に転居した。

ウ 原告番号35-3

25 避難後、原告番号35-3は職に就くことはなく、平成28年4月、両親が住む[REDACTED]内の上記自宅に転居した。

エ 原告番号35-4

避難後、原告番号35-4は、運搬業のアルバイトを始め、その後、
市内で就職した。なお、同人が飼育していたペット3匹は、
担当者の手配により、里親の元に引き取られた。

【上記掲記の証拠のほか、甲35の1】

5 (4) 不動産の価額

原告番号35-1所有に係る自宅敷地建物は居住制限区域（5年以上）にあり、自宅建物（主たる建物）は本件事故時点で築36年であった。自宅敷地の固定資産税評価額は1068万4410円（2筆合計）であり、自宅建物（付属建物を含む）の固定資産税評価額は合計191万9186円であった。【甲
10 個35の6】

2 損害額の認定

(1) 慰謝料

原告番号35らは、いずれも内の居住制限区域に居住していたところ、
同地は、資料29及び同30（第6分冊）の㉑に該当し、避難指示が5年を超
えて継続した地域に該当するから、原告番号35らにつき、それぞれ、当裁判
15 所が認めるふるさと喪失慰謝料（B）として1300万円ずつを認める（前記
第8節第2，2(3)イ[3-161頁]）（原告番号35-1，35-2，35-3の
〈裁判所認定欄〉(a-1)，原告番号35-4，35-5の〈裁判所認定欄〉(a)）。

(2) 不動産損害

20 原告番号35-1は、その所有に係る自宅敷地の賠償として、1368万8
000円が相当であると主張し、本件においてはその内金（原告番号35-1
が認める弁済額控除後の額）95万5743円を請求するが、後記3(2)のとおり、
被告東電は、不動産賠償として、自宅敷地につき1527万8707円を
弁済したと認められるから、上記自宅敷地の損害額を認定するまでもなく、原
告番号35-1の自宅敷地の財産的損害については全額弁済されたことになる。
25

原告番号35-1が所有する自宅建物は居住制限区域（5年以上）にあり、本件事故時点で築30年を超えていたところ、その価額は前記1(4)認定のとおりであり、これを、前記第8節第6，2(1)イ〔**③**—180頁〕で説示した基準に当てはめると、同建物に係る財産的損害は、固定資産税評価額の4倍の767万6744円と認められる（原告番号35-1の〈裁判所認定欄〉(a-3)）。

(3) 家財

原告番号35の世帯は3人暮らし以上であり、前記第8節第6，2(2)ウ〔**③**—186頁〕で判示したところに従い、これを40万円と認める（原告番号35-1の〈裁判所認定欄〉(a-4)）。

(4) 就労不能損害

ア 原告番号35-1について

原告番号35-1は、平成23年10月にもとの勤務先を退職した後、十全に稼働できなかったことがうかがわれるが、証拠上、医師の診察を受けたのは平成25年12月24日のことであることに照らせば、就労不能状態に陥ったのは、平成26年1月以降と認める。それ以前の期間については、減収の事実を認めるに足りる証拠がない。

そして、原告番号35-1は、平成27年4月に再就職したものであるから、就労不能期間としては、平成26年1月から平成27年3月までと認めるのが相当である。

そうすると、原告番号35-1について認められる就労不能損害は、平成22年度の収入額（8か月分）の15か月分である423万4133円と認める（前記第8節第6，2(3)〔**③**—186頁〕参照）（原告番号35-1の〈裁判所認定欄〉(a-5)）。

イ 原告番号35-2，35-3について

原告番号35-2，35-3は、避難により失職したものと認められるが、遅くとも原告番号35-1，35-2が平成27年4月に[]に転居した

以降、再就職を困難ならしめるような事情は見当たらないから、就労不能期間としては、平成25年1月(原告番号35-2, 35-3の主張の起算月)から平成27年3月までと認めるのが相当である。

5 そうすると、原告番号35-2について認められる就労不能損害は、平成22年度の収入額の27か月分である412万5573円と認める(前記第8節第6, 2(3) [●-186頁] 参照)(原告番号35-2の〈裁判所認定欄〉(a-2))。

10 また、原告番号35-3について認められる就労不能損害は、平成22年度の収入額の27か月分である493万9407円と認める(前記第8節第6, 2(3) [●-186頁] 参照)(原告番号35-3の〈裁判所認定欄〉(a-2))。

ウ 原告番号35-4について

原告番号35-4は、本件事故当時就職が内定していたものであるが、そのみでは、同人主張の収入が現実生ずべきものであったと認めるに足りないから、就労不能損害を肯認できない。

15 (5) ペット喪失損害について

原告番号35-3は、本件事故により飼育していたペット3匹を手放さざるを得なかったものであるが、後記4のとおり、被告東電は、ペット喪失慰謝料として10万円を支払っており、ペットを手放したことにより原告番号35-3に生じた精神的苦痛に対する慰謝料が同額を超えることはない認められる(便宜的に、原告番号35-3の〈裁判所認定欄〉(a-3)には、ペット喪失慰謝料として10万円を計上した。)

(6) その他損害について

原告番号35-1は、その所有していた自動車についての財物損害を主張するが、同自動車の経済的価値を認めるに足りる証拠がないから、同主張は採用できない。

原告番号35-2は、食費等の増加分についての賠償を求めるが、生活費増

加分については、前記第8節第6, 2(6)[③-187頁]で判示したとおり、これを損害として認めることができない。

3 被告東電による弁済

(1) 慰謝料について

5 被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号35らにつきそれぞれ850万円である。(原告番号35-1, 35-2, 35-3の〈裁判所認定欄〉(b-1), 原告番号35-4, 35-5の〈裁判所認定欄〉(b))【乙共336・129～134頁】

(2) 財産的損害について

10 被告東電が原告番号35-1に支払った不動産損害名目の金員の額は、自宅敷地につき1527万8707円(原告番号35-1の〈裁判所認定欄〉(b-2)), 自宅建物につき少なくとも1311万5199円(原告番号35-1の〈裁判所認定欄〉(b-3))である。【乙共336・130頁】これにより、原告番号35-1の自宅建物の財産的損害については全額弁済されたことになる。
15 なお、原告番号35-1の自宅土地の財産的損害についても全額弁済されたことになるのは、前記2(2)のとおりである。

被告東電が原告番号35-1に支払った家財損害名目の金員の額は265万6482円である(原告番号35-1の〈裁判所認定欄〉(b-4))。【乙共336・130頁】これにより原告番号35-1の家財損害については全額弁済されたことになる。
20

被告東電が支払った就労不能損害名目の金員の額は原告番号35-2につき115万4820円(原告番号35-2の〈裁判所認定欄〉(b-2)), 原告番号35-3につき219万5292円(原告番号35-3の〈裁判所認定欄〉(b-2))である。【乙共336・131～132頁】なお、被告東電は、原告番号35-1, 35-2, 35-3に対し、上記以外にも就労不能損害名目で金員を支払っているが、前記2(4)ア及びイで各認定した就労不能期間に対応する
25

弁済とは認められない。

(3) ペット喪失損害について

被告東電が原告番号 3 5 - 3 に支払ったペット喪失損害名目の金員の額は 1 0 万円である（原告番号 3 5 - 3 の〈裁判所認定欄〉(b-3)）。【乙共 3 3 6 ・ 1 3 2 頁】

これにより、原告番号 3 5 - 3 のペット喪失損害については全額弁済されたことになる。

4 弁護士費用

(1) 損害合計は、原告番号 3 5 - 1 につき 8 7 3 万 4 1 3 3 円（原告番号 3 5 - 1 の〈裁判所認定欄〉(d)）、原告番号 3 5 - 2 につき 7 4 7 万 0 7 5 3 円（原告番号 3 5 - 2 の〈裁判所認定欄〉(d)）、原告番号 3 5 - 3 につき 7 2 4 万 4 1 1 5 円（原告番号 3 5 - 3 の〈裁判所認定欄〉(d)）、原告番号 3 5 - 4, 3 5 - 5 につきそれぞれ 4 5 0 万円（原告番号 3 5 - 4, 3 5 - 5 の〈裁判所認定欄〉(c)）である。

(2) 弁護士費用は、原告番号 3 5 - 1 につき 8 7 万円（原告番号 3 5 - 1 の〈裁判所認定欄〉(e)）、原告番号 3 5 - 2 につき 7 4 万円（原告番号 3 5 - 2 の〈裁判所認定欄〉(e)）、原告番号 3 5 - 3 につき 7 2 万円（原告番号 3 5 - 3 の〈裁判所認定欄〉(e)）、原告番号 3 5 - 4, 3 5 - 5 につきそれぞれ 4 5 万円（原告番号 3 5 - 4, 3 5 - 5 の〈裁判所認定欄〉(d)）である。

5 まとめ

以上によれば、原告番号 3 5 - 1 の請求は、9 6 0 万 4 1 3 3 円（原告番号 3 5 - 1 の〈裁判所認定欄〉(f)）及びこれに対する平成 2 3 年 3 月 1 1 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号 3 5 - 2 の請求は、8 2 1 万 0 7 5 3 円（原告番号 3 5 - 2 の〈裁判所認定欄〉(f)）及びこれに対する平成 2 3 年 3 月 1 1 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求め

る限度で理由があり，その余は理由がなく，原告番号35-3の請求は，796万4115円（原告番号35-3の〈裁判所認定欄〉(f)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり，その余は理由がなく，原告番号35-4の請求は，495万（原告番号35-4の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり，その余は理由がなく，原告番号35-5の請求は，495万（原告番号35-5の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり，その余は理由がない。

（原告番号35-1につき

1300万円－850万円＋423万4133円＋87万円＝960万4133円

原告番号35-2につき

1300万円－850万円＋412万5573円－115万4820円＋74万円＝821万0753円

原告番号35-3につき

1300万円－850万円＋493万9407円－219万5292円＋72万円＝796万4115円

原告番号35-4につき

1300万円－850万円＋45万円＝495万円

原告番号35-5につき

1300万円－850万円＋45万円＝495万円)

第36 原告番号36の世帯（原告番号36-1，36-2，36-3）について

1 事実関係

【甲個36の1】

原告番号36-1は，本件事故の際， 内の自宅で，夫，長女である原告番号36-2（当時16歳）及び二女である原告番号36-3（当時14歳）と4人暮らしをしていた。

本件事故の際、原告番号36-2は所用で[]内におり、そのまま自宅に帰らず[]内の親類宅に避難した。[]内の自宅にいた原告番号36-3は、平成23年3月12日に、[]内の上記親類宅に避難した。

原告番号36-2、36-3は、同年4月に、[]内の自宅に戻り、原告番号36-1との共同生活を再開した。

しかし、原告番号36-2、36-3の健康影響に対する懸念が払拭できなかったことから、平成24年3月15日、原告番号36らは、原告番号36-2、36-3の学校卒業に合わせて、[]内のマンションに転居した。

2 損害額の認定

原告番号36らは、いずれも[]内に居住していたところ、同地は、避難指示等が出されておらず、緊急時避難準備区域や屋内退避区域にも指定されていないが、いわゆる[]に位置するから、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料（C）として、現に避難した子どもである原告番号36-2、36-3についてそれぞれ100万円を認める（前記第8節第3、2(3)ウ[③-172頁]）（原告番号36-2、36-3の〈裁判所認定欄〉(a)）。

他方、原告番号36-1は、本件事故直後の時点においては、養育すべき子とともに避難せず、[]内の自宅にとどまったものである。原告番号36らは、平成24年3月15日に、[]市に転居したが、同時点では、本件事故から既に1年が経過しており、避難指示の範囲もおおよそ確定し、少なくとも[]周辺に避難指示が継続して出されている地域はないこととなっていたものであり、平成23年12月には、福島第一原発について、原子力災害対策本部が冷温停止・事故の収束を宣言していたこと（第4章第2節第4、5[②-131頁]）をも勘案すると、上記転居の日である平成24年3月15日の時点においては、社会通念に照らし、一般人であれば、その生活環境が、住定時に想定されていた無形物質・無体物による悪影響の幅を超えて悪化したと判断するであろうとまでは認めるに足りない。そうすると、原告番号36-1については、本件事故によ

り避難をしなかったものと認められる。

もつとも、緊急時避難準備区域にも屋内退避区域にも該当しなかった地域に引き続き居住した者についても当裁判所が認める自己決定権侵害(Ｃ)を肯認でき、その侵害の実質は、避難した者としなかった者とで大きな差異があるとはいえない(第8節第3, 2(3)ウ[③-172頁])ところ、原告番号36-1は、本件事故以降、原告番号36-2, 36-3の健康を懸念して、現に転居のための準備をするなどしていたものであり、これら事情をも勘案すれば、原告番号36-1についても当裁判所が認める自己決定権侵害(Ｃ)を肯認することができ、その慰謝料の額は、原則的な額である30万円とするのが相当である(前記第8節第3, 2(3)ウ[③-172頁](原告番号36-1の〈裁判所認定欄〉(a))。

3 被告東電による弁済

被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号36-1につき12万円(原告番号36-1の〈裁判所認定欄〉(b))、原告番号36-2, 36-3につきそれぞれ72万円(原告番号36-2, 36-3の〈裁判所認定欄〉(b))である。【乙共336・135～138頁】

4 弁護士費用

- (1) 損害合計は、原告番号36-1につき18万円(原告番号36-1の〈裁判所認定欄〉(c))、原告番号36-2, 36-3につきそれぞれ28万円(原告番号36-2, 36-3の〈裁判所認定欄〉(c))である。
- (2) 弁護士費用は、原告番号36-1につき1万円(原告番号36-1の〈裁判所認定欄〉(d))、原告番号36-2, 36-3につきそれぞれ2万円である(原告番号36-2, 36-3の〈裁判所認定欄〉(d))。

5 まとめ

以上によれば、原告番号36-1の請求は、19万円(原告番号36-1の〈裁判所認定欄〉(e))及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その

余は理由がなく、原告番号36-2の請求は、30万円（原告番号36-2の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号36-3の請求は、30万円（原告番号36-3の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

（原告番号36-1につき

30万円-12万円+1万円=19万円

原告番号36-2につき

100万円-72万円+2万円=30万円

原告番号36-3につき

100万円-72万円+2万円=30万円)

第37 原告番号37の世帯（原告番号37-1，37-2，37-3）について

1 事実関係

【甲個37の1】

(1) 旧居住地等

原告番号37-1は、本件事故の際、 内の自宅において、妻、長女である原告番号37-2及び長女の子である原告番号37-3（当時3歳）と4人で暮らしていた。同自宅所在地は、本件事故後、居住制限区域に指定された。

(2) 避難経過

平成23年3月11日、原告番号37-1は、自宅駐車場で車中泊をした。

同日、原告番号37-2，37-3は、自宅近くに住む祖父母宅の庭で車中泊をした。

同月12日、原告番号37らは、親類が住む 方面に避難することとし、同日から同月14日まで、 市内のホテルに滞在した。

同日から同年4月14日まで、原告番号37らは、[REDACTED]内の親類宅に身を寄せた。

同日、上記親類宅周辺の施設に空きがあることが判明したことから、原告番号37らは同施設に逗留することとし、同月25日まで同所に滞在した。

5 その後、親類の知人が経営する[REDACTED]市内のアパートに転居することとなり、原告番号37らは、上記[REDACTED]内の親類宅での宿泊を経て、同年4月27日から同年6月1日まで、上記[REDACTED]市内のアパートで生活した。

10 同日、原告番号37らは、[REDACTED]市内の住宅に転居したが、原告番号37-1は、同月17日から同年9月17日まで、[REDACTED]のため入院した。

同年7月22日、原告番号37-2、37-3は、[REDACTED]市内の借上住宅に転居した。同年9月17日、退院した原告番号37-1も、同借上住宅に入居した。

(3) 不動産の価額

15 原告番号37-1の所有する自宅敷地建物は居住制限区域（5年以上）にあり、自宅建物は本件事故時点で築19年であった。自宅敷地の固定資産税評価額は、215万3700円であり、自宅建物の固定資産税評価額は、383万6746円であった。【甲個37の7】

2 損害額の認定

20 (1) 慰謝料

原告番号37らは、いずれも[REDACTED]内の居住制限区域に居住していたところ、同地は、資料29及び同30（第6分冊）の㊸に該当し、避難指示が5年を超えて継続した地域に該当するから、原告番号37らにつき、それぞれ、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料（B）として1300万円を認める（前記第8節第2、2(3)イ[㊸-161頁]）（原告番号37-1、37-2の〈裁判所認定欄〉
25 (a-1)、原告番号37-3の〈裁判所認定欄〉(a)）。

また、原告番号37らは、平成23年3月11日から同月12日まで2日間
車中泊を余儀なくされたものであるから、当裁判所が認める避難慰謝料（A）
（前記第8節第4，2(3)[③-178頁]のとおり日額2000円）として、上記各人
につき、それぞれ4000円（2日分）ずつを認める（原告番号37-1，3
7-2の〈裁判所認定欄〉(a-1)，原告番号37-3の〈裁判所認定欄〉(a)）。

(2) 不動産損害

原告番号37-1の所有する自宅敷地建物は居住制限区域（5年以上）にあ
り、自宅建物は本件事故時点で築30年を超えていないところ、その価額は前
記1(3)認定のとおりであり、これを、前記第8節第6，2(1)イ[③-180頁]
で説示した基準に当てはめると、不動産に係る財産的損害は、上記敷地につき、
固定資産税評価額の1.8倍の387万6660円（原告番号37-1の〈裁判
所認定欄〉(a-2)），上記建物につき、固定資産税評価額の2.5倍の959
万1865円（原告番号37-1の〈裁判所認定欄〉(a-3)）とそれぞれ認めら
れる。

(3) 家財

原告番号37らの世帯は3人暮らし以上であり、前記第8節第6，2(2)ウ[③
-186頁]で判示したところに従い、これを40万円と認めるところ、原告番号
37-1，37-2は、家財については、同人ら及び原告番号37-1の妻の
3名の共有に係るものであるとして、持分割合に基づき家財の価額の3分の1
ずつを請求するので、原告番号37-1，37-2につき、それぞれ、家財損
害として13万3333円ずつを認める（原告番号37-1の〈裁判所認定欄〉
(a-4)，原告番号37-2の〈裁判所認定欄〉(a-2)）。

3 被告東電による弁済

(1) 慰謝料について

被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号37-1につき
610万円（原告番号37-1の〈裁判所認定欄〉(b-1)），原告番号37-2

につき 875 万円（原告番号 37-2 の〈裁判所認定欄〉(b-1)），原告番号 37-3 につき 854 万円（原告番号 37-3 の〈裁判所認定欄〉(b)）である。

(2) 財産的損害について

被告東電が原告番号 37-1 に支払った不動産損害名目の金員の額は、自宅敷地につき 307 万 9791 円（原告番号 37-1 の〈裁判所認定欄〉(b-2)），自宅建物につき 2238 万円（原告番号 37-1 の〈裁判所認定欄〉(b-3)）である。【乙共 336・139～142 頁】これにより、原告番号 37-1 の自宅建物の財産的損害については全額弁済されたことになる。

被告東電が支払った家財損害名目の金員の額は原告番号 37-1，原告番号 37-2 につきそれぞれ 45 万円である（原告番号 37-1 の〈裁判所認定欄〉(b-4)，原告番号 37-2 の〈裁判所認定欄〉(b-2)）。

これにより、原告番号 37-1，37-2 の家財の財産的損害については全額弁済されたことになる。

4 弁護士費用

(1) 損害合計は、原告番号 37-1 につき 770 万 0869 円（原告番号 37-1 の〈裁判所認定欄〉(d)），原告番号 37-2 につき 425 万 4000 円（原告番号 37-2 の〈裁判所認定欄〉(d)），原告番号 37-3 につき 446 万 4000 円（原告番号 37-3 の〈裁判所認定欄〉(c)）である。

(2) 弁護士費用は、原告番号 37-1 につき 77 万円（原告番号 37-1 の〈裁判所認定欄〉(e)），原告番号 37-2 につき 42 万円（原告番号 37-2 の〈裁判所認定欄〉(e)），原告番号 37-3 につき 44 万円（原告番号 37-3 の〈裁判所認定欄〉(d)）である。

5 まとめ

以上によれば、原告番号 37-1 の請求は、847 万 0869 円（原告番号 37-1 の〈裁判所認定欄〉(f)）及びこれに対する平成 23 年 3 月 11 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理

由があり、その余は理由がなく、原告番号37-2の請求は、467万4000円（原告番号37-2の〈裁判所認定欄〉(f)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号37-3の請求は、490万4000円（原告番号37-3の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

（原告番号37-1につき

1300万円+4000円-610万円+387万6660円-307万9791円+77万円=847万0869円

原告番号37-2につき

1300万円+4000円-875万円+42万円=467万4000円

原告番号37-3につき

1300万円+4000円-854万円+44万円=490万4000円)

第38 原告番号38の世帯（原告番号38）について

1 事実関係

【甲個38の1】

原告番号38は、本件事故の際、 内の自宅で、長男（当時26歳）、三男（当時19歳）と3人暮らしをしていた。

本件事故の前後を通じ、原告番号38は、太陽光発電とオール電化の営業職として稼働していたが、平成23年5月20日付けで整理解雇となった。原告番号38は、自主的に自宅付近の放射線量を計測した結果、思いの外高い数値が得られたことなどから、姉の住む 市への転居を検討することとし、同年11月に同市内の介護付き有料老人ホームに採用され、平成24年1月に、同市内の雇用促進住宅に入居した。

その後、原告番号38は、健康状態が思わしくなく、退職と再就職を繰り返し

た。

また、避難先の雇用促進住宅の取り壊しが決まったりしたことなどから、転居を繰り返し、平成29年8月、三男とともに[]市内に住居を購入した。

2 損害額の認定

5 原告番号38は、[]内に居住していたところ、同地は、避難指示等が出されておらず、緊急時避難準備区域や屋内退避区域にも指定されていないが、いわゆる[]に位置するから、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料（C）として30万円を認める（前記第8節第3，2(3)ウ[③-172頁]）（原告番号38の〈裁判所認定欄〉(a)）。

10 原告番号38は、平成24年1月にもとの住居地から避難したものであるが、同時点では、本件事故から既に8か月が経過しており、避難指示の範囲もおおよそ確定していたものであり、平成23年12月には、福島第一原発について、原子力災害対策本部が冷温停止・事故の収束を宣言していたこと（第4章第2節第4，5[②-131頁]）をも勘案すると、上記転居の日である平成24年1月の時点においては、社会通念に照らし、一般人であれば、その生活環境が、住定時に
15 想定されていた無形物質・無体物による悪影響の幅を超えて悪化したと判断するであろうとまでは認めるに足りない。そうすると、原告番号38については、本件事故と避難（平成24年1月）との間の相当因果関係を認めることができない。

もともと、緊急時避難準備区域にも屋内退避区域にも該当しなかった地域に引き
20 き続き居住した者についても当裁判所が認める自己決定権侵害（C）を肯認でき、その侵害の実質は、避難した者としなかった者とで大きな差異があるとはいえない（前記第8節第3，2(3)ウ[③-172頁]）ところ、原告番号38は、本件事故以降、職を失い、自主的に測定した空間放射線量が思いの外高いという状況下体調を崩していたものであり、これら事情をも勘案すれば、原告番号38についても
25 も当裁判所が認める自己決定権侵害（C）を肯認することができ、その慰謝料の額は、原則的な額である30万円とするのが相当である（前記第8節第3，2(3)ウ

[③－172 頁]]。

3 被告東電による弁済

被告東電が原告番号 38 に支払った避難慰謝料名目の金員の額は、12 万円である（原告番号 38 の〈裁判所認定欄〉(b)）。【乙共 336・145～146 頁】

5 4 弁護士費用

(1) 原告番号 38 の損害合計は 18 万円である（原告番号 38 の〈裁判所認定欄〉(c)）。

(2) 原告番号 38 の弁護士費用は 1 万円である（原告番号 38 の〈裁判所認定欄〉(d)）。

10 5 まとめ

以上によれば、原告番号 38 の請求は、19 万円（原告番号 38 の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成 23 年 3 月 11 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

15 (原告番号 38 につき

30 万円－12 万円＋1 万円＝19 万円)

第 39 原告番号 39 の世帯（原告番号 39－1，39－2，39－3）について

1 事実関係

【甲個 39 の 1】

20 原告番号 39－1 は、本件事故の際、 内の自宅において、妻である原告番号 39－2 及び子である原告番号 39－3 と 3 人で生活していた。同自宅所在地は、本件事故後、避難指示解除準備区域に指定された。

平成 23 年 3 月 12 日、原告番号 39 らは、付近の小学校に避難し、同月 15 日まで、同所での避難生活を余儀なくされた。

25 同月 15 日、原告番号 39－1，39－2 は、 内の高校に避難し、同月 24 日まで、同所での避難生活を余儀なくされた。

同日、原告番号39-1, 39-2は、[]内の長男の自宅に避難し、4月2日、同長男が確保した[]内の市営住宅に転居した。

また、原告番号39-1, 39-2は、平成27年5月には[]市に、平成29年9月には、上記長男と同居するために同市内に新築した戸建住宅に転居した。

5 他方、原告番号39-3は、平成23年3月15日まで、原告番号39-1, 39-2と共に避難生活を送っていたが、同月16日、単身[]の避難所に移動して、同月19日まで同所に滞在した。

同日、原告番号39-3は、[]内の友人宅に身を寄せ、同年4月2日、原告番号39-1, 39-2が転居した[]市内の市営住宅に転居した。

10 その後、原告番号39-1, 39-2は、[]市内へ転居したが、原告番号39-3は、引き続き上記市営住宅で生活している。

2 損害額の認定

原告番号39らは、[]内の避難指示解除準備区域に居住していたところ、同地は、資料29及び同30（第6分冊）の⑧に該当し、避難指示が5
15 年を超えて継続した地域に該当するから、原告番号39らにつき、それぞれ、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料（B）として1200万円ずつを認める（前記第8節第2, 2(3)エ[③-162頁]）（原告番号39らの〈裁判所認定欄〉(a)）。

また、原告番号39-1, 39-2は、平成23年3月12日から同月24日まで13日間、原告番号39-3は、同月12日から同月16日まで5日間、
20 それぞれ避難生活を余儀なくされたものであるから、当裁判所が認める避難慰謝料（A）（前記第8節第4, 2(3)[③-178頁]のとおり日額2000円）として、原告番号39-1, 39-2につきそれぞれ2万6000円ずつ（13日分）（原告番号39-1, 39-2の〈裁判所認定欄〉(a)）、同39-3につき1万円（5日分）を認める（原告番号39-3の〈裁判所認定欄〉(a)）。

25 3 被告東電による弁済

被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号39-1につき9

32万5000円（原告番号39-1の〈裁判所認定欄〉(b)）、原告番号39-2につき913万円（原告番号39-2の〈裁判所認定欄〉(b)）、原告番号39-3につき978万円（原告番号39-3の〈裁判所認定欄〉(b)）である。【乙共336・147～150頁】

5 なお、被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員のうち、精神的損害（要介護）との種別が付されているものについては、前記第8節第1，2(2) [③-142頁]で整理したところの精神的損害のうち、避難生活の不便さから来る苦痛に係る部分（同イ(ウ) [③-147頁]）を増額したものと解されるから、同精神的損害を本件平穏生活4要素の喪失として法的に構成する当裁判所の考え方によれば、精神的損害（要介護）として支払われた金員は、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料に対する弁済と認めることができる。

4 弁護士費用

(1) 損害合計は、原告番号39-1につき270万1000円（原告番号39-1の〈裁判所認定欄〉(c)）、原告番号39-2につき289万6000円（原告番号39-2の〈裁判所認定欄〉(c)）、原告番号39-3につき223万円（原告番号39-3の〈裁判所認定欄〉(c)）である。

(2) 弁護士費用は、原告番号39-1につき27万円（原告番号39-1の〈裁判所認定欄〉(d)）、原告番号39-2につき28万円（原告番号39-2の〈裁判所認定欄〉(d)）、原告番号39-3につき22万円（原告番号39-3の〈裁判所認定欄〉(d)）である。

5 まとめ

以上によれば、原告番号39-1の請求は、297万1000円（原告番号39-1の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号39-2の請求は、317万6000円（原告番号39-2の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3

月 1 1 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を
 求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号 3 9 - 3 の請求は、2
 4 5 万円（原告番号 3 9 - 3 の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成 2 3
 年 3 月 1 1 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支
 払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

(原告番号 3 9 - 1 につき

1200 万円 + 2 万 6000 円 - 932 万 5000 円 + 27 万円 = 297 万 1000 円

原告番号 3 9 - 2 につき

1200 万円 + 2 万 6000 円 - 913 万円 + 28 万円 = 317 万 6000 円

原告番号 3 9 - 3 につき

1200 万円 + 1 万円 - 978 万円 + 22 万円 = 245 万円)

第 4 0 原告番号 4 0 の世帯（原告番号 4 0 - 1, 4 0 - 2, 4 0 - 3, 4 0 -
 4, 4 0 - 5, 4 0 - 6, 4 0 - 7）について

1 事実関係

【甲個 4 0 の 1, 原告番号 4 0 - 1 本人】

(1) 当事者等

原告番号 4 0 - 1 は、本件事故の際、 内の自宅で、長女であ
 る原告番号 4 0 - 5 と 2 人暮らしをしていた。同自宅所在地は、本件事故の後、
 緊急時避難準備区域に指定されたが、平成 2 3 年 9 月 3 0 日に解除された。

訴訟承継前の原告番号 4 0 - 2（本件事故当時 8 2 歳。以下「原告番号 4 0
 - 2」という。）は、原告番号 4 0 - 1 の母であり、本件事故の際、 内の
 自宅で 1 人暮らしをしていた。同自宅所在地は、本件事故後、居住制限区域に
 指定された。

原告番号 4 0 - 4 は、原告番号 4 0 - 1 の夫であり、本件事故の際は、
 内のアパートに単身赴任中であつた。

原告番号 4 0 - 5 は、原告番号 4 0 - 1 の長女（本件事故当時 2 5 歳）であ

り、本件事故の際は、原告番号40-1と同居していた。

原告番号40-6は、原告番号40-1の二女（本件事故当時23歳）であり、本件事故の際は、[REDACTED]内の自宅で1人暮らしをしつつ、[REDACTED]大学に通学していた。

5 原告番号40-3は、原告番号40-1の長男（本件事故当時19歳）であり、本件事故の際は、大学受験のため、姉である原告番号40-6の自宅で寝泊まりしていた。

(2) 避難経過

10 平成23年3月11日、原告番号40-1は、本件地震及び本件津波の発生を受け、[REDACTED]内の原告番号40-2の自宅に駆けつけて、同人とともに一晩を過ごした。同月12日から同月15日までの間、原告番号40-1と同40-2は、[REDACTED]内の小学校に避難した。同月15日、原告番号40-1と同40-2は、[REDACTED]内の原告番号40-4の自宅に避難した。

15 他方、原告番号40-5は、同月13日まで、[REDACTED]内の自宅に滞在したが、同日に、[REDACTED]内の原告番号40-4の自宅に避難した。

同月26日、原告番号40-5は、[REDACTED]内の友人宅に身を寄せた。

同年4月9日、原告番号40-1、同40-2、40-5は、[REDACTED]内の賃貸住宅（原発事故避難者用に用意されたもの）に入居した（原告番号40-5は、その後結婚して転居した。）。

20 その後、平成27年4月20日に、原告番号40-1は、[REDACTED]内に住宅を購入し、同年5月29日から、同所で生活を開始した。

同年5月18日、原告番号40-2は死亡した。その相続人は、原告番号40-1及び原告番号40-7（相続分はそれぞれ2分の1ずつ）である。

25 なお、原告番号40-4は、平成24年4月から[REDACTED]内に転勤となり同市内で1人暮らしを開始したが、体調を崩し、平成26年3月に退職した。その後、平成27年5月29日に、原告番号40-1が購入した住宅に転居した。

原告番号40-3は、平成23年4月3日まで原告番号40-6の自宅で、同日から同月9日まで、 内の原告番号40-4の自宅でそれぞれ生活し、同日以降は原告番号40-1と共に生活している。

2 損害額の認定

5 (1) 原告番号40-1, 40-5について

原告番号40-1, 40-5は、いずれも 内の旧緊急時避難準備区域に居住していたところ、同地は、資料29及び同30（第6分冊）の④に該当するから、同人らにつき、それぞれ、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料（C）として250万円ずつを認める（前記第8節第3, 2(3)ア[③-169頁]）（原告番号40-1, 40-5の〈裁判所認定欄〉(a)）。

また、原告番号40-1は、平成23年3月12日から同月15日まで4日間避難所での生活を余儀なくされたものであるから、当裁判所が認める避難慰謝料（A）（前記第8節第4, 2(3)[③-178頁]のとおり日額2000円）として8000円（4日分）を認める（原告番号40-1の〈裁判所認定欄〉(a)）。

15 (2) 原告番号40-2について

原告番号40-2は、 内の居住制限区域に居住していたところ、同地は、資料29及び同30（第6分冊）の㉑に該当し、避難指示が5年を超えて継続した地域に該当するから、原告番号40-2につき、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料（B）として1300万円を認める（前記第8節第2, 2(3)イ[③-161頁]）（原告番号40-2の〈裁判所認定欄〉(a)）。

また、原告番号40-2は、平成23年3月12日から同月15日まで4日間避難所での生活を余儀なくされたものであるから、当裁判所が認める避難慰謝料（A）（前記第5章第8節第4, 2(3)[③-178頁]のとおり日額2000円）として8000円（4日分）を認める（原告番号40-2の〈裁判所認定欄〉(a)）。

25 (3) 原告番号40-3について

原告番号40-3は、本件事故当時、大学受験に臨むため[REDACTED]市内の原告番号40-6方に滞在していたものであり、その滞在は一時的なものであって、本来的な住所は、[REDACTED]の原告番号40-1の自宅であったと認められるから、当裁判所が認める自己決定権侵害（C）を肯認できる。しかしながら、原告番号40-3の上記侵害の程度についてみると、放射性物質による健康被害におびえることなく自己の住所を上記原告番号40-1の自宅に自由に設定するという意味での平穩生活権ないし居住、移転の自由は、大学受験の結果、原告番号40-3が、上記原告番号40-1の自宅から通学することとなる場合にのみ現実化するものであって、その蓋然性は相当程度限定されるといわざるを得ない。そうすると、原告番号40-3について、当裁判所が認める自己決定権侵害（C）を肯認できるにしても、その侵害の程度は著しく限定されるというべきであり、その慰謝料としては、原則的な額の2分の1に相当する125万円とするのが相当である（原告番号40-3の〈裁判所認定欄〉(a)）。

(4) 原告番号40-4について

原告番号40-4は、本件事故当時、[REDACTED]内の自宅に居住していたものであるから、[REDACTED]内の原告番号40-1の自宅を基準に当裁判所が認める自己決定権侵害（C）を肯認することはできない。当裁判所が認める自己決定権侵害（C）は、避難者が、従前特定の場所を住所と定めていることを前提に、住定時の生活環境と変動後の生活環境を比較して観念すべきものである（前記第8節第3，2(1)ア[③-166頁]）から、当該場所を住所と定めていない単身赴任者の場合は、当裁判所が認める自己決定権侵害（C）を肯認する前提を欠く（当裁判所が認めるふるさと喪失損害（B）の場合は、単身赴任者であってもこれを肯認し得るが、これは、地域コミュニティからの恩恵の享受を前提とするものであるから、当裁判所が認める自己決定権侵害（C）とは場合を異にする。）。

そして、[]内の原告番号40-4の自宅を基準に、当裁判所が認める自己決定権侵害(C)の有無を判断するに、[]は、いわゆる浜通り並びに中通り北部及び中部に該当しないから、原告番号40-4については、当裁判所が認める自己決定権侵害(C)を肯認できない。

5 (5) 原告番号40-6について

原告番号40-6は、本件事故当時、[]内の自宅に居住していたものであるから、当裁判所が認める自己決定権侵害(C)を肯認することができない。

(6) []への転居予定について

10 原告番号40らは、原告番号40-1、同40-3ないし同40-6は、平成23年4月ないし平成24年4月までの間に、[]内の原告番号40-2の自宅に転居する予定であったとして、原告番号40-1、同40-3ないし同40-6については、[]からの避難と評価すべきである旨主張する。

15 しかし、原告番号40らが主張するところは、あくまでも転居の予定にすぎないから、原告番号40-1、同40-3ないし同40-6が、[]において、本件平穏生活4要素による利益を享受していたとは認められないから、同人らについて、当裁判所が認めるふるさと喪失損害(B)を肯認することはできない。

20 また、原告番号40-1、同40-3ないし同40-6は、[]を住所と定めて居住を開始していたわけではないのであるから、従前特定の場所を住所と定めていることを前提とする当裁判所が認める自己決定権侵害(C)を肯認することもできない。

3 被告東電による弁済

25 被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額(ただし、慰謝料を認めることができない原告番号40-4、40-6を除く)は、原告番号40-1につき431万円(原告番号40-1の〈裁判所認定欄〉(b))、原告番号40-2につき711万円(原告番号40-2の〈裁判所認定欄〉(b))、原告番号40-3につ

き180万円（原告番号40-3の〈裁判所認定欄〉(b)）、原告番号40-5につき180万円（原告番号40-5の〈裁判所認定欄〉(b)）である。【乙共336・151～157頁】

これにより、原告番号40-1、40-3に認められた、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料（C）は全額弁済されたことになる。

4 弁護士費用

(1) 損害合計は、原告番号40-2につき598万8000円（原告番号40-2の〈裁判所認定欄〉(c)）、原告番号40-5につき70万円（原告番号40-5の〈裁判所認定欄〉(c)）である。

(2) 弁護士費用は原告番号40-2につき58万円（原告番号40-2の〈裁判所認定欄〉(d)）、原告番号40-5につき7万円（原告番号40-5の〈裁判所認定欄〉(d)）である。

5 原告番号40-2の損害額のまとめ

以上によれば、原告番号40-2は、647万8000円（原告番号40-2の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めることができた。

（原告番号40-2につき

1300万円+8000円-711万円+58万円=647万8000円）

原告番号40-1及び40-7は、原告番号40-2を各相続分2分の1の割合により相続し、原告番号40-2を承継した。

6 原告番号40-1、40-5、40-7の請求の認容額

原告番号40-1及び40-7は、原告番号40-2を各相続分2分の1の割合により相続し、原告番号40-2を訴訟承継したから、それぞれ、原告番号40-2の損害賠償請求権のうち323万9000円（647万8000円×1/2=323万9000円）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の請求権を取得した。

以上によれば、原告番号40-1の請求は、323万9000円（原告番号40-1の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号40-5の請求は、77万円（原告番号40-5の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号40-7の請求は、323万9000円（原告番号40-7の「認容額」の欄）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号40-3、40-4、40-6の請求はいずれも理由がない。

（原告番号40-1につき

647万8000円 $\times$ 1/2=323万9000円

原告番号40-5につき

250万円-180万円+7万円=77万円

原告番号40-7につき

647万8000円 $\times$ 1/2=323万9000円)

第41 原告番号41の世帯（原告番号41-1、41-2、41-3、41-4、41-5）について

1 事実関係

【甲個41の1】

原告番号41-1は、本件事故の際、 内の自宅で、妻である原告番号41-2、長男である同41-3（当時11歳）、長女である同41-4（当時9歳）、二女である同41-5（当時3歳）と5人で暮らしていた。

平成23年3月11日、原告番号41らは、地震により自宅が損壊したことから、 内の原告番号41-2の両親宅に避難した。

同月16日、原告番号41らは、神奈川県[]内の原告番号41-1の実家に避難した。

同年4月3日、新学期が開始するのに合わせて、原告番号41らは、[]内の同人ら自宅に戻った。

5 しかし、本件事故の影響による生活上の制限が著しかったことなどから、原告番号41らは、[]外に転居することとした。同年6月、原告番号41-1が神奈川県内の会社に職を得たことから、他の家族に先行して、神奈川県[]内の居宅に転居し、同年8月15日、原告番号41-2ないし同41-5も同所に転居した。

10 2 損害額の認定

原告番号41らは、いずれも[]内に居住していたところ、同地は、避難指示等が出されておらず、緊急時避難準備区域や屋内退避区域にも指定されていないが、いわゆる浜通りに位置するから、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料（C）として、養育すべき子とともに避難した原告番号41-1、41-2につきそれぞれ60万円（前記第8節第3、2(3)ウ[③-172頁]）（原告番号41-1、15 41-2の〈裁判所認定欄〉(a)）、子どもである原告番号41-3ないし同41-5についてそれぞれ100万円を認める（前記第8節第3、2(3)ウ[③-172頁]）（原告番号41-3、41-4、41-5の〈裁判所認定欄〉(a)）。

3 被告東電による弁済

20 被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号41-1につき4万円（原告番号41-1の〈裁判所認定欄〉(b)）、原告番号41-2につき72万円（原告番号41-2の〈裁判所認定欄〉(b)）、原告番号41-3、41-4、41-5につきそれぞれ12万円（原告番号41-3、41-4、41-5の〈裁判所認定欄〉(b)）である。【乙共336・158～163頁】

25 これにより、原告番号41-2に認められた、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料（C）は全額弁済されたことになる。

4 弁護士費用

(1) 損害合計は、原告番号41-1につき56万円（原告番号41-1の〈裁判所認定欄〉(c)）、原告番号41-3、41-4、41-5につきそれぞれ88万円（原告番号41-3、41-4、41-5の〈裁判所認定欄〉(c)）である。

(2) 弁護士費用は原告番号41-1につき5万円（原告番号41-1の〈裁判所認定欄〉(d)）、原告番号41-3、41-4、41-5につきそれぞれ8万円（原告番号41-3、41-4、41-5の〈裁判所認定欄〉(d)）である。

5 まとめ

以上によれば、原告番号41-1の請求は、61万円（原告番号41-1の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号41-3の請求は、96万円（原告番号41-3の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号41-4の請求は、96万円（原告番号41-4の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号41-5の請求は、96万円（原告番号41-5の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号41-2の請求は理由がない。

（原告番号41-1につき

60万円-4万円+5万円=61万円

原告番号41-3につき

100万円-12万円+8万円=96万円

原告番号4 1－4につき

100 万円－12 万円＋8 万円＝96 万円

原告番号4 1－5につき

100 万円－12 万円＋8 万円＝96 万円)

5 第4 2 原告番号4 2の世帯（原告番号4 2）について

1 事実関係

【甲個4 2の1】

原告番号4 2は、本件事故の際、■■■■内の自宅兼アパートで1人暮らしをしていた。

10 本件事故後、原告番号4 2は、■■■■在住の妹からの安否確認を契機に、上記自宅兼アパートでの生活に著しい不安を感じ始め、平成2 3年1 0月に、神奈川県■■■■内に住んでいた長女から勧められて、同年1 2月2 7日に、同市に避難した。同日から平成2 4年1 月6 日までは、上記長女宅に身を寄せ、同日以降は、同市内のアパートに転居した。

15 2 損害額の認定

原告番号4 2は、■■■■内に居住していたところ、同地は、避難指示等が出されておらず、緊急時避難準備区域や屋内退避区域にも指定されていないが、いわゆる■■■■に位置するから、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料（C）として3 0 万円を認める（前記第8 節第3， 2 (3)ウ[③－172 頁]（原告番号4 2の〈裁判所認定欄〉(a)）。

3 被告東電による弁済

被告東電が原告番号4 2に支払った避難慰謝料名目の金員の額は、1 2 万円である（原告番号4 2の〈裁判所認定欄〉(b)）。【乙共3 3 6・1 6 4～1 6 5 頁】

4 弁護士費用

25 (1) 原告番号4 2の損害合計は、1 8 万円である（原告番号4 2の〈裁判所認定欄〉(c)）。

(2) 原告番号42の弁護士費用は、1万円である（原告番号42の〈裁判所認定欄〉(d)）。

5 まとめ

5 以上によれば、原告番号42の請求は、19万円（原告番号42の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

（原告番号42につき

30万円－12万円＋1万円＝19万円）

10 第43 原告番号43の世帯（原告番号43－1、43－2、43－3、43－4）について

1 事実関係

【甲個43の1】

15 原告番号43－1は、本件事故の際、[]内の自宅で、妻である原告番号43－2、長女である同43－3（当時4歳）、二女である同43－4（当時2歳）と4人で暮らしていた。

平成23年3月11日、原告番号43－2ないし同43－4は、付近のスポーツ施設に避難した。

20 その後、原告番号43らは、同月12日に[]内の原告番号43－2の実家へ、同月15日に[]内の原告番号43－2の妹宅へ身を寄せた。

同年4月2日、原告番号43－1が[]内に転勤となったことに伴い、原告番号43らは、同月4日から[]内のアパートでの生活を始めた。しかし、原告番号43－1が自主的に計測した空間放射線量が思いの外高かったことから、原告番号43－1は、退職して県外へ転居することを決心した。

25 同年7月3日以降、原告番号43らは、[]内及び[]内の親族宅を転々としたが、同年8月に原告番号43－1の転職が決定したことに伴い、同年

9月25日から、 内の居室に転居した。

2 損害額の認定

原告番号43らは、いずれも 内に居住していたところ、同地は、避難指示等が出されておらず、緊急時避難準備区域や屋内退避区域にも指定されていないが、いわゆる浜通りに位置するから、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料
5 (C)として、養育すべき子とともに避難した原告番号43-1、43-2につきそれぞれ60万円(前記第8節第3、2(3)ウ[③-172頁])(原告番号43-1、43-2の〈裁判所認定欄〉(a))、子どもである原告番号43-3、43-4についてそれぞれ100万円(原告番号43-3、43-4の〈裁判所認定欄〉(a))
10 を認める(前記第8節第3、2(3)ウ[③-172頁])。

また、原告番号43-2ないし同43-4は、平成23年3月11日に避難所での生活を余儀なくされたものであるから、当裁判所が認める避難慰謝料
(A)(前記第8節第4、2(3)[③-178頁]のとおり日額2000円)としてそれぞれ2000円(1日分)を認める(原告番号43-2、43-3、43-4
15 の〈裁判所認定欄〉(a))。

3 被告東電による弁済

被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号43-2につき16万円(原告番号43-2の〈裁判所認定欄〉(b))、原告番号43-3、43-4につきそれぞれ92万円(原告番号43-3、43-4の〈裁判所認定欄〉(b))
20 である。【乙共336・166～170頁】

なお、同証拠によっても、原告番号43-1に対する避難慰謝料名目の金員の支払の事実は、これを認めるに足りない。

4 弁護士費用

(1) 損害合計は、原告番号43-1につき60万円(原告番号43-1の〈裁判所認定欄〉(c))、原告番号43-2につき44万2000円(原告番号43-2の〈裁判所認定欄〉(c))、原告番号43-3、43-4につきそれぞれ8万
25

2000円（原告番号43-3, 43-4の〈裁判所認定欄〉(c)）である。

- (2) 弁護士費用は原告番号43-1につき6万円（原告番号43-1の〈裁判所認定欄〉(d)）、原告番号43-2につき4万円（原告番号43-2の〈裁判所認定欄〉(d)）、原告番号43-3, 43-4につきそれぞれ1万円（原告番号43-3, 43-4の〈裁判所認定欄〉(d)）である。

5 まとめ

以上によれば、原告番号43-1の請求は、66万円（原告番号43-1の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号43-2の請求は、48万2000円（原告番号43-2の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号43-3の請求は、9万2000円（原告番号43-3の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号43-4の請求は、9万2000円（原告番号43-4の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

（原告番号43-1につき

60万円+6万円=66万円

原告番号43-2につき

60万円+2000円-16万円+4万円=48万2000円

原告番号43-3につき

100万円+2000円-92万円+1万円=9万2000円

原告番号43-4につき

100 万円＋2000 円－92 万円＋1 万円＝9 万 2000 円)

第 4 4 原告番号 4 4 の世帯（原告番号 4 4－1， 4 4－2）について

1 事実関係

【掲記の証拠のほか，甲個 4 4 の 1】

5 (1) 旧居住地等

原告番号 4 4－1 は，本件事故の際， 内の自宅において，妻である原告番号 4 4－2 と 2 人で暮らしていた。同自宅所在地は，本件事故後，居住制限区域に指定された。

(2) 避難経過

10 平成 2 3 年 3 月 1 2 日，原告番号 4 4 らは，福島第一原発の爆発音を聞いて避難を開始し，複数の避難所に受入れを拒否された上， の体育館に避難した。

同月 1 5 日，原告番号 4 4 らは， 内の長女宅に避難すべく移動を開始し，同月 1 6 日早朝に上記長女宅に到着した。

15 同年 6 月中旬，原告番号 4 4 らは， 市内の借上住宅に転居した。

(3) 不動産の価額

原告番号 4 4－1 が自宅所有のために賃借していた敷地及び原告番号 4 4 らの共同所有（共有持分はそれぞれ 2 分の 1 ずつ）に係る自宅建物は居住制限区域（5 年以上）にあり，同自宅建物は本件事故時点で築 1 5 年であった。上記敷地の固定資産税評価額は，2 8 3 万 8 5 2 8 円であり，上記自宅建物の固定資産税評価額は，4 3 9 万 0 0 1 9 円である。【甲個 4 4 の 5， 4 4 の 6】

2 損害額の認定

(1) 慰謝料

25 原告番号 4 4 らは，いずれも 内の居住制限区域に居住していたところ，同地は，資料 2 9 及び同 3 0（第 6 分冊）の㊸に該当し，避難指示が 5 年を超えて継続した地域に該当するから，原告番号 4 4 らにつき，それぞれ，当裁判

所が認めるふるさと喪失慰謝料（C）として1300万円を認める（前記第8節第2，2(3)イ[③-161頁]）（原告番号44らの〈裁判所認定欄〉(a-1)）。

また，原告番号44らは，それぞれ，平成23年3月12日から同月15日まで4日間避難所での生活を余儀なくされたものであるから，当裁判所が認める避難慰謝料（A）（前記第8節第4，2(3)[③-178頁]のとおり日額2000円）として，上記各人につき，それぞれ8000円（4日分）を認める（原告番号44らの〈裁判所認定欄〉(a-1)）。

(2) 不動産損害

原告番号44-1が自宅所有のために賃借していた敷地は居住制限区域（5年以上）にあり，その価額は前記1(3)認定のとおりである。弁論の全趣旨によれば，原告番号44-1が有していた借地権の価額は，上記土地の価額に3割を乗じたものとするのが相当と認められるところ，前記1(3)認定の土地の価額に3割を乗じた額を，前記第8節第6，2(1)イ[③-180頁]で説示した基準に当てはめると，上記借地権に係る財産的損害は，固定資産税評価額の3割に1.8を乗じた153万2805円と認められる（原告番号44-1の〈裁判所認定欄〉(a-2)）。

また，原告番号44らの共同所有に係る自宅建物は居住制限区域（5年以上）にあり，本件事故時点で築30年を超えていなかったところ，その価額は前記1(3)認定のとおりであり，これを，前記第8節第6，2(1)イ[③-180頁]で説示した基準に当てはめると，上記建物に係る財産的損害は，原告番号44らにつき，それぞれ，固定資産税評価額の2分の1に2.5を乗じた548万7524円と認められる（原告番号44-1の〈裁判所認定欄〉(a-3)，44-2の〈裁判所認定欄〉(a-2)）。

(3) 家財

原告番号44の世帯は夫婦2人暮らしであり，前記第8節第6，2(2)イ[③-185頁]で判示したところに従い，原告番号44-1の家財の財産的損害は2

0万円と認める（原告番号44-1の〈裁判所認定欄〉(a-4)）。

3 被告東電による弁済

(1) 慰謝料について

5 被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号44-1, 44-2につきそれぞれ852万円である。（原告番号44らの〈裁判所認定欄〉(b-1)）【乙共336・171～173頁】

(2) 財産的損害について

10 被告東電が支払った不動産損害名目の金員の額は、原告番号44-1の自宅敷地（借地権）につき67万6516円（原告番号44-1の〈裁判所認定欄〉(b-2)），原告番号44-1, 44-2の自宅建物につきそれぞれ825万1304円（原告番号44-1の〈裁判所認定欄〉(b-3)，原告番号44-2の〈裁判所認定欄〉(b-2)）である。【乙共336・171～173頁】これにより，原告番号44-1, 44-2の自宅建物の財産的損害については全額弁済されたことになる。なお，被告東電は，原告番号44-1に対し，平成26年11月26日に，建物損害名目で1492万6067円を支払っているが，同支払は，原告番号44らに対する建物損害名目の金員（それぞれ半額ずつ）の支払と認められる。

15 被告東電が原告番号44-1に支払った家財損害名目の金員の額は445万円である（原告番号44-1の〈裁判所認定欄〉(b-4)）。

20 これにより，原告番号44-1の家財の財産的損害については全額弁済されたことになる。

4 弁護士費用

25 (1) 損害合計は，原告番号44-1につき534万4289円（原告番号44-1の〈裁判所認定欄〉(d)），原告番号44-2につき448万8000円（原告番号44-2の〈裁判所認定欄〉(d)）である。

(2) 弁護士費用は，原告番号44-1につき53万円（原告番号44-1の〈裁

判所認定欄) (e)), 原告番号44-2につき44万円(原告番号44-2の〈裁判所認定欄) (e)) である。

5 まとめ

以上によれば, 原告番号44-1の請求は, 587万4289円(原告番号44-1の〈裁判所認定欄) (f)) 及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり, その余は理由がなく, 原告番号44-2の請求は, 492万8000円(原告番号44-2の〈裁判所認定欄) (f)) 及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり, その余は理由がない。

(原告番号44-1につき

1300万円+8000円-852万円+153万2805円-67万6516円+53万円=587万4289円

原告番号44-2につき

1300万円+8000円-852万円+44万円=492万8000円)

第45 原告番号45の世帯(原告番号45-1, 45-2, 45-3, 45-4, 45-5)について

1 事実関係

【甲個45の1】

原告番号45-1は, 本件事故の際, 〇〇〇〇内の自宅において, 妻である原告番号45-2, 二男である同45-4(当時22歳)及び三男である同45-5と4人で暮らしていた。同自宅所在地は, 本件事故後, 帰還困難区域に指定された。

また, 原告番号45-3は, 原告番号45-1と同45-2の長男であり, 本件事故の際, 〇〇〇〇内の自宅に居住して会社員として稼働していた。

平成23年3月12日, 原告番号45ら(同45-3を除く)は, 〇〇〇〇内の

体育館に避難し、同月 13 日まで同所で過ごした。

同日、原告番号 45 ら（同 45－3 を除く）は、 内の親類宅に身を寄せた。

5 同月 31 日、原告番号 45－4 は、被告東電の下請企業にて稼働していたことから、同会社の寮に転居した。その後、同人は、友人宅に身を寄せ、同年 9 月 1 日に、原告番号 45－1 らが身を寄せる上記 内の親類宅に身を寄せた。

同月下旬頃、原告番号 45 ら（同 45－3 を除く）は、 内の借上住宅に転居した。

2 損害額の認定

10 原告番号 45 ら（同 45－3 を除く）は、 内の帰還困難区域に居住していたところ、同地は、資料 29 及び同 30（第 6 分冊）の③に該当するから、原告番号 45 ら（同 45－3 を除く）につき、それぞれ、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料（B）として 1500 万円を認める（前記第 8 節第 2，2(3)ア[③－160 頁]）（原告番号 45－1，45－2，45－4，45－5 の〈裁判所認定欄〉
15 (a)）。

また、原告番号 45 ら（同 45－3 を除く）は、平成 23 年 3 月 12 日から同月 13 日にかけて 2 日間避難所生活を余儀なくされたものであるから、当裁判所
20 が認める避難慰謝料（A）（前記第 5 章第 8 節第 4，2(3)[③－178 頁]）のとおり日額 2000 円）として、それぞれ 4000 円（2 日分）を認める（原告番号 45－1，45－2，45－4，45－5 の〈裁判所認定欄〉(a)）。

他方、原告番号 45－3 は、 内に居住して会社員として稼働していたのであるから、実質的には親元から独立した生活環境を構築していたものであり、その平穏生活権ないし居住、移転の自由は、基本的には 内及びその周辺において享受されていたものと認められ、 内における平穏生活権ないし居住、
25 移転の自由の侵害を観念することはできない。

よって、原告番号 45－3 については、当裁判所が認めるふるさと喪失損害（B）

を肯認できない。

3 被告東電による弁済

被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号45-1, 45-4につきそれぞれ1452万円（原告番号45-1, 45-4の〈裁判所認定欄〉(b)）、原告番号45-2につき1512万円（原告番号45-2の〈裁判所認定欄〉(b)）、原告番号45-5につき1468万円（原告番号45-5の〈裁判所認定欄〉(b)）である。【乙共336・174～179頁】

これにより、原告番号45-2に認められた当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料（C）及び避難慰謝料（A）は全額弁済されたことになる。

4 弁護士費用

(1) 損害合計は、原告番号45-1, 45-4につきそれぞれ48万4000円（原告番号45-1, 45-4の〈裁判所認定欄〉(c)）、原告番号45-5につき32万4000円（原告番号45-5の〈裁判所認定欄〉(c)）である。

(2) 弁護士費用は原告番号45-1, 45-4につきそれぞれ4万円（原告番号45-1, 45-4の〈裁判所認定欄〉(d)）、原告番号45-5につき3万円（原告番号45-5の〈裁判所認定欄〉(d)）である。

5 まとめ

以上によれば、原告番号45-1の請求は、52万4000円（原告番号45-1の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号45-4の請求は、52万4000円（原告番号45-4の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号45-5の請求は、35万4000円（原告番号45-5の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の

支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号45-2、45-3の請求は理由がない。

(原告番号45-1につき

1500万円+4000円-1452万円+4万円=52万4000円

原告番号45-4につき

1500万円+4000円-1452万円+4万円=52万4000円

原告番号45-5につき

1500万円+4000円-1468万円+3万円=35万4000円)

第46 原告番号46の世帯（原告番号46-1、46-2）について

1 事実関係

【甲個46の1、46の6、46の12、46の13、原告番号46-1本人】

原告番号46-1は、本件事故の際、 内の自宅で、長女である原告番号46-2（当時16歳）及び原告番号46-1の母と3人暮らしをしていた。原告番号46-1は、介護事業等を営む会社の事務職として勤務していた。

本件事故後、原告番号46らは、しばらく 内の自宅での生活を続けたが、原告番号46-2は、放射線の健康影響や余震に対する不安から体調を崩した。

そこで、原告番号46らは、親類の住む神奈川県内に転居することとし、原告番号46-2の転校先を確保した上、平成23年9月19日から同年10月25日までの期間中ホテル及びマンスリーマンションに滞在したのを挟み、同月26日から肩書地の住居に転居した。

同月18日、原告番号46-1は、 内の会社に就職した。また、原告番号46-1は、その後、原告番号46-2の世話等の関係で、平成24年1月、同年5月、年7月にそれぞれ転職した。

原告番号46-1の平成22年度の給与所得は331万2220円であったが、平成23年度の給与所得は289万9944円であり、平成23年度の減収は、この差額の41万2276円であった。

2 損害額の認定

(1) 慰謝料

原告番号46らは、いずれも[]内に居住していたところ、同地は、避難指示等が出されておらず、緊急時避難準備区域や屋内退避区域にも指定されていないが、いわゆる[]に位置するから、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料（C）として、養育すべき子とともに避難した原告番号46-1につき60万円（前記第8節第3，2(3)ウ[③-172頁]）（原告番号46-1の〈裁判所認定欄〉(a-1)），子どもである原告番号46-2について100万円（前記第8節第3，2(3)ウ[③-172頁]）（原告番号46-2の〈裁判所認定欄〉(a)）を認める。

(2) 財産的損害について

原告番号46-1は、その所有に係る不動産についての賠償を求めるが、同不動産所在地については避難指示等がなく、本件平穏生活4要素が包括的に喪失したと認められないから、不動産・家財損害を肯認できない（第8節第6，1[③-179頁]）。

(3) 就労不能損害について

前記判示のとおり、当裁判所が認める自己決定権侵害（C）が肯認できるときは、放射線被害におびえることなく任意に選択した就業場所で稼働するという意味での平穏生活権及び居住、移転の自由の侵害を肯認でき、本件事故後1年間に限って、減収分を就業不能損害として認めることができる（前記第8節第6，2(3)イ[③-185頁]）から、原告番号46-1につき、前記1判示の平成23年度の減収分41万2276円を損害と認める（原告番号46-1の〈裁判所認定欄〉(a-2)）。

3 被告東電による弁済

(1) 慰謝料について

被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号46-1につき12万円（原告番号46-1の〈裁判所認定欄〉(b-1)），原告番号46-2に

つき72万円（原告番号46-2の〈裁判所認定欄〉(b)）である。【乙共33
6・180～182頁】

(2) 就労不能損害について

5 被告東電が原告番号46-1に支払った就労不能損害名目の金員の額は3
7万3620円である。（原告番号46-1の〈裁判所認定欄〉(b-2)）【乙共33
6・181頁】

10 なお、同証拠によれば、被告東電は、原告番号46-1に対し、平成23年3
月11日から平成23年3月31日までの就労不能損害及び平成24年1月1
日から平成24年12月31日までの就労不能損害として、それぞれ29万889
6円ずつを支払ったと認められるが、本件で認められる就労不能損害は平成24
年3月分までであるから、平成24年1月1日以降については、上記29万88
96円を3か月分に按分した額（月額7万4724円）の限度で、弁済の抗弁に
理由があることとなり、結局、原告番号46-1が請求する就労不能損害に対す
る有効な弁済として認められる金額は、29万8896円と7万4724円の合
15 計37万3620円となる。

4 弁護士費用

(1) 損害合計は、原告番号46-1につき51万8656円（原告番号46-1
の〈裁判所認定欄〉(d)）、原告番号46-2につき28万円（原告番号46-
2の〈裁判所認定欄〉(c)）である。

20 (2) 弁護士費用は原告番号46-1につき5万円（原告番号46-1の〈裁判所
認定欄〉(e)）、原告番号46-2につき2万円（原告番号46-2の〈裁判所
認定欄〉(d)）である。

5 まとめ

25 以上によれば、原告番号46-1の請求は、56万8656円（原告番号46
-1の〈裁判所認定欄〉(f)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払
済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由

があり、その余は理由がなく、原告番号46-2の請求は、30万円（原告番号46-2の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

5 (原告番号46-1につき

60万円-12万円+41万2276円-37万3620円+5万円=56万8656円

原告番号46-2につき

100万円-72万円+2万円=30万円)

第47 原告番号47の世帯（原告番号47-2，47-3）について

10 1 事実関係

【甲個47の1】

原告番号47-2は、本件事故の際、 内の自宅で、夫及び二女である原告番号47-3（当時17歳）と3人で暮らしていた。同自宅所在地は、本件事故後、居住制限区域に指定された。

15 平成23年3月12日、原告番号47らは、避難指示を受け、 に向けて移動を開始したが、各所で別の地域に避難するよう指示を受けて方針転換を余儀なくされ、最終的に、 内の中学校に避難した。

同月13日、原告番号47らは、 内の親戚宅に身を寄せた。

20 同月14日、原告番号47らは、 内の親戚宅に移動し、さらに、同月20日には、同県内の別の親戚宅に移動した。

同月27日、原告番号47らは、原告番号47-3の転校先確保の観点から、 市内に居を構えることとし、同市内の原告番号47-2の長女宅に身を寄せた。

25 同年4月16日、原告番号47らは、神奈川県 内の賃貸アパートに転居した。また、同年12月1日、原告番号47らは、同市内の借上住宅に転居した。

2 損害額の認定

原告番号47らは、いずれも[]内の居住制限区域に居住していたところ、同地は、資料29及び同30（第6分冊）の㊸に該当し、避難指示が5年を超えて継続した地域に該当するから、原告番号47らにつき、それぞれ、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料（B）として1300万円を認める（前記第8節第2，2(3)イ[③-161頁]）（原告番号47らの〈裁判所認定欄〉(a)）。

また、原告番号47らは、平成23年3月12日から同月13日まで2日間避難所での生活を余儀なくされたものであるから、当裁判所が認める避難慰謝料（A）（前記第8節第4，2(3)[③-178頁]のとおり日額2000円）としてそれぞれ4000円（2日分）を損害として認める（原告番号47らの〈裁判所認定欄〉(a)）。

3 被告東電による弁済

被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号47-2，47-3につきそれぞれ852万円である（原告番号47らの〈裁判所認定欄〉(b)）。

【乙共336・183～186頁】

4 弁護士費用

(1) 損害合計は、原告番号47-2，47-3につきそれぞれ448万4000円（原告番号47らの〈裁判所認定欄〉(c)）である。

(2) 弁護士費用は原告番号47-2，47-3につきそれぞれ44万円である（原告番号47らの〈裁判所認定欄〉(d)）。

5 まとめ

以上によれば、原告番号47-2の請求は、492万4000円（原告番号47-2の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号47-3の請求は、492万4000円（原告番号47-3の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月1

1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

(原告番号47-2につき

1300万円+4000円-852万円+44万円=492万4000円

5

原告番号47-3につき

1300万円+4000円-852万円+44万円=492万4000円)

第48 原告番号48の世帯(原告番号48-1, 48-2, 48-3, 48-4)について

1 事実関係

10

【甲個48の1, 48の2】

(1) 当事者等

15

原告番号48-1は、本件事故の際、[]内の自宅で、長女である原告番号48-2(当時15歳)及び二女である原告番号48-3(当時13歳)と3人で暮らしていた。同自宅所在地は、本件事故後、緊急時避難準備区域に指定されたが、平成23年9月30日に解除された。

原告番号48-1の夫である原告番号48-4は、[]内の介護施設において管理職として稼働し、[]内の義父母宅で単身赴任生活を送っていた。同義父母宅の所在地は、本件事故後、居住制限区域に指定された。

(2) 避難経路

20

本件事故発生後、原告番号48-1, 48-2, 48-3は、[]内の同48-4方に避難し、平成23年3月18日まで同所に滞在した。

同日、原告番号48-1, 48-2, 48-3は、[]市内の親族方に身を寄せ、同年4月1日には、神奈川県[]内のアパート(親族名義で借り受けているもの)に転居した。

25

同月26日、原告番号48-1, 48-2, 48-3は、通学の便の良い神奈川県[]内の市営住宅に移ったが、[]により更なる転校を余儀な

くされ、同年11月18日に同市内の別の借上住宅に転居した。

他方、原告番号48-4は、平成23年6月以降、原告番号48-1、48-2、48-3が転居した後の[REDACTED]内の自宅に居住している。

【甲個48の1、48の2】

5 2 損害額の認定

原告番号48-1、48-2、48-3は、いずれも[REDACTED]内の緊急時避難準備区域に居住していたところ、同地は、資料29及び同30（第6分冊）の④に該当するから、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料（C）としてそれぞれ250万円を認める（前記第8節第3、2(3)ア[③-169頁]）（原告番号48-1、48-2、48-3の〈裁判所認定欄〉(a)）。

原告番号48-4は、[REDACTED]内の居住制限区域に居住していたところ、同地は、資料29及び同30（第6分冊）の⑫に該当し、避難指示が5年を超えて継続した地域に該当する。もともと、原告番号48-4は単身赴任者であり、その享受していた地域コミュニティからの各種利益は、帰省先である[REDACTED]の地域コミュニティからのものも少なからず含まれているから、原告番号48-3が[REDACTED]の居住制限区域のコミュニティから享受していた利益は限定的というべきである。そこで、同人については、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料（B）として1000万円を認める（原告番号48-4の〈裁判所認定欄〉(a)）。

3 被告東電による弁済

被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号48-1、48-2、48-3につきそれぞれ341万円（原告番号48-1、48-2、48-3の〈裁判所認定欄〉(b)）、原告番号48-4につき850万円（原告番号48-4の〈裁判所認定欄〉(b)）である。【乙共336・187～192頁】

これにより、原告番号48-1、48-2、48-3に認められた、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料（C）は全額弁済されたことになる。

4 弁護士費用

(1) 原告番号48-4の損害合計は150万円である(原告番号48-4の〈裁判所認定欄〉(c))。

(2) 原告番号48-4の弁護士費用は、15万円である(原告番号48-4の〈裁判所認定欄〉(d))。

5 5 まとめ

以上によれば、原告番号48-4の請求は、165万(原告番号48-4の〈裁判所認定欄〉(e))及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号48-1、48-2、48-3の請求はいずれも理由がない。

(原告番号48-4につき

1000万円-850万円+15万円=165万円)

第49 原告番号49の世帯(原告番号49-1、49-2、49-3、49-4、49-5)について

15 1 事実関係

【甲個49の1】

原告番号49-1は、本件事故の際、 内の自宅で、妻である原告番号49-2、長女である同49-3(当時11歳)、二女である同49-4(当時5歳)及び長男である原告番号49-5(当時2歳)と5人暮らしをしていた。

平成23年3月13日、原告番号49らは、 市の旅館に避難した。

同月19日、原告番号49らは、上記旅館の灯油などの物資が底をついたことから、 の別の旅館に避難した。同旅館は、冬季は営業していないところを臨時に原告49らに開放したものであり、暖房器具はストーブとこたつだけで、灯油も足りず、入浴は2日に1回の割合で、もとより食料は自ら調達する必要があった。

同月25日、原告番号49-1は、 内の自宅に戻り、原告番号49-

2 ないし同49-5は、神奈川県[]内の親族宅に身を寄せた。

平成25年2月、原告番号49らは、[]内に住居を賃借し、同所に揃って転居した。

2 損害額の認定

5 原告番号49らは、いずれも[]内に居住していたところ、同地は、資料29及び同30（第6分冊）の④に該当し、避難指示等が出されておらず、緊急時避難準備区域や屋内退避区域にも指定されていないが、いわゆる浜通りに位置するから、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料（C）として、養育すべき子とともに避難した原告番号49-1，49-2につきそれぞれ60万円（前記第10 8節第3，2(3)ウ[③-172頁]）（原告番号49-1，49-2の〈裁判所認定欄〉(a)），子どもである原告番号49-3，49-4，49-5につきそれぞれ100万円（原告番号49の3，49-4，49-5の〈裁判所認定欄〉(a)）を認める（前記第8節第3，2(3)ウ[③-172頁]）。

15 また、原告番号49らは、平成23年3月19日から同月25日までの7日間、[]の旅館に逗留したものであるが、同旅館は、暖房設備も入浴設備も十分に利用できない状況にあったのであるから、実質的には避難生活を余儀なくされたに等しい生活を強いられたといえることができる。そこで、同人らについては、当裁判所が認める避難慰謝料（A）として、前記第8節第4，2(3)[③-178頁]に判示したところ（日額2000円）にかかわらず、日額1000円の7日分7000円をそれぞれ認める（原告番号49らの〈裁判所認定欄〉(a)）。

3 被告東電による弁済

25 被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号49-1，49-2につきそれぞれ12万円（原告番号49-1，49-2の〈裁判所認定欄〉(b)），原告番号49-3，49-4，49-5につきそれぞれ72万円（原告番号49-3，49-4，49-5の〈裁判所認定欄〉(b)）である。【乙共336・193～198頁】

4 弁護士費用

(1) 損害合計は、原告番号49-1, 49-2につきそれぞれ48万7000円
(原告番号49-1, 49-2の〈裁判所認定欄〉(c)), 原告番号49-3,
49-4, 49-5につきそれぞれ28万7000円(原告番号49-3, 4
5 9-4, 49-5の〈裁判所認定欄〉(c))である。

(2) 弁護士費用は原告番号49-1, 49-2につきそれぞれ4万円(原告番号
49-1, 49-2の裁判所認定欄〉(d)), 原告番号49-3, 49-4, 4
9-5につきそれぞれ2万円(原告番号49-3, 49-4, 49-5の裁判
所認定欄〉(d))である。

5 まとめ

以上によれば、原告番号49-1の請求は、52万7000円(原告番号49
-1の〈裁判所認定欄〉(e))及びこれに対する平成23年3月11日から支払済
みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由が
あり、その余は理由がなく、原告番号49-2の請求は、52万7000円(原
告番号49-2の〈裁判所認定欄〉(e))及びこれに対する平成23年3月11日
15 から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め
る限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号49-3の請求は、30万70
00円(原告番号49-3の〈裁判所認定欄〉(e))及びこれに対する平成23年
3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払
をを求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号49-4の請求は、
20 30万7000円(原告番号49-4の〈裁判所認定欄〉(e))及びこれに対する
平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損
害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号49-5
の請求は、30万7000円(原告番号49-5の〈裁判所認定欄〉(e))及びこ
れに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合に
25 による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

(原告番号49-1につき

60万円+7000円-12万円+4万円=52万7000円

原告番号49-2につき

60万円+7000円-12万円+4万円=52万7000円

5 原告番号49-3につき

100万円+7000円-72万円+2万円=30万7000円

原告番号49-4につき

100万円+7000円-72万円+2万円=30万7000円

原告番号49-5につき

10 100万円+7000円-72万円+2万円=30万7000円)

第50 原告番号50の世帯(原告番号50-1, 50-2, 50-3)について

1 事実関係

【甲個50の1】

原告番号50-1は、本件事故の際、 内の自宅で、夫、夫の母、二男で
15 ある原告番号50-2(当時13歳)及び三男である原告番号50-3(当時7
歳)と5人で暮らしていた。なお、長男(当時17歳)は、 市内の高校に在
籍し、同市内の旅館に下宿していた。

平成23年3月14日、原告番号50らは、長男が下宿する 市内の旅館に
避難した。原告番号50-1の夫は、母の介護のため避難しなかった。

20 同年4月11日、原告番号50らは、 内の自宅に戻った。

同年5月22日、原告番号50-1は、神奈川県 内にホームステイの受
け入れ先を見つけ、原告番号50-2, 50-3を同所に預けた。その後、原告
番号50-1は、平日は 内の自宅で夫の家業(料亭)を手伝い、週末は
 内のホームステイ先に赴いて、原告番号50-2, 50-3の世話をしてい
25 た。

平成24年4月1日、原告番号50-1は、神奈川県 内に借上住宅を

確保し、原告番号50-2, 50-3と共に転居した。

平成25年4月、上記料亭が多忙となったため、原告番号50-1は、原告番号50-3を連れて[]内の自宅に戻った。原告番号50-2は、引き続き[]内の借上住宅に居住した。

5 2 損害額の認定

原告番号50らは、いずれも[]内に居住していたところ、同地は、避難指示等が出されておらず、緊急時避難準備区域や屋内退避区域にも指定されていないが、いわゆる中通り[]に位置するから、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料（C）として、養育すべき子とともに避難した原告番号50-1につき60万円（前記第8節第3, 2(3)ウ[③-172頁]）（原告番号50-1の〈裁判所認定欄〉(a)）、子どもである原告番号50-2, 50-3についてそれぞれ100万円（前記第8節第3, 2(3)ウ[③-172頁]）（原告番号50-2, 50-3の〈裁判所認定欄〉(a)）を認める。

なお、原告番号50-1は、原告番号50-2, 50-3を[]内のホームステイ先に預け、平日は[]内の自宅で生活していたものであるが、週末には[]内の上記ホームステイ先を訪れて原告番号50-2, 50-3の世話をしていたものであるから、養育すべき子どもと共に避難したものと同視できるというべきである。

3 被告東電による弁済

被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号50-1につき12万円（原告番号50-1の〈裁判所認定欄〉(b)）、原告番号50-2, 50-3につきそれぞれ72万円（原告番号50-2, 50-3の〈裁判所認定欄〉(b)）である。【乙共336・199～202頁】

4 弁護士費用

(1) 損害合計は、原告番号50-1につき48万円（原告番号50-1の〈裁判所認定欄〉(c)）、原告番号50-2, 50-3につきそれぞれ28万円（原告

番号50-2, 50-3の〈裁判所認定欄〉(c))である。

- (2) 弁護士費用は原告番号50-1につき4万円(原告番号50-1の〈裁判所認定欄〉(d)), 原告番号50-2, 50-3につきそれぞれ2万円(原告番号50-2, 50-3の〈裁判所認定欄〉(d))である。

5 まとめ

以上によれば, 原告番号50-1の請求は, 52万円(原告番号50-1の〈裁判所認定欄〉(e))及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり, その余は理由がなく, 原告番号50-2の請求は, 30万円(原告番号50-2の〈裁判所認定欄〉(e))及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり, その余は理由がなく, 原告番号50-3の請求は, 30万円(原告番号50-3の〈裁判所認定欄〉(e))及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり, その余は理由がない。

(原告番号50-1につき

60万円-12万円+4万円=52万円

原告番号50-2につき

100万円-72万円+2万円=30万円

原告番号50-3につき

100万円-72万円+2万円=30万円)

第51 原告番号51の世帯(原告番号51-1, 51-2, 51-3, 51-4)について

1 事実関係

【甲個51の1, 原告番号51-1本人】

原告番号51-1は, 本件事故の際, [REDACTED]内の自宅で, 妻である原

告番号51-2, 長男である原告番号51-3 (当時14歳) 及び二男である原告番号51-4 (当時12歳) と4人で暮らしていた。同自宅所在地は, 本件事故の後, [REDACTED] が, 市民の生活の安全確保等を理由として, その独自の判断に基づいて一時避難を要請したが, 同年4月22日には, 自宅での生活が可能な者の帰宅が許容された地域に該当する【乙共1の8頁参照】。

平成23年3月16日, 原告番号51らは, 本件事故の報道に接して避難を決意し, [REDACTED] 市内の原告番号51-1の実家に身を寄せた。

その後, 同年6月4日に, 原告番号51らは, 上記実家が手狭であったため, 同市内に賃貸マンションを借りて転居した。

2 損害額の認定

原告番号51らは, いずれも [REDACTED] 避難要請地点に居住していたから, 同人らにつき, それぞれ, 当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料 (B) として150万円ずつを認める (前記第8節第2, 2(3)オ [3-163頁]) (原告番号51らの〈裁判所認定欄〉(a))。

3 被告東電による弁済

被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は, 原告番号51-1, 51-2につきそれぞれ70万円 (原告番号51-1, 51-2の〈裁判所認定欄〉(b)), 原告番号51-3, 51-4につきそれぞれ110万円 (原告番号51-3, 51-4の〈裁判所認定欄〉(b)) である。【乙共336・203~207頁】

4 弁護士費用

(1) 損害合計は, 原告番号51-1, 51-2につきそれぞれ80万円 (原告番号51-1, 51-2の〈裁判所認定欄〉(c)), 原告番号51-3, 51-4につき40万円 (原告番号51-3, 51-4の〈裁判所認定欄〉(c)) である。

(2) 弁護士費用は原告番号51-1, 51-2につきそれぞれ8万円 (原告番号51-1, 51-2の〈裁判所認定欄〉(d)), 原告番号51-3, 51-4に

つきそれぞれ4万円（原告番号51－3，51－4の〈裁判所認定欄〉(d)）である。

5 まとめ

以上によれば，原告番号51－1の請求は，88万円（原告番号51－1の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり，その余は理由がなく，原告番号51－2の請求は，88万円（原告番号51－2の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり，その余は理由がなく，原告番号51－3の請求は，44万円（原告番号51－3の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり，その余は理由がなく，原告番号51－4の請求は，44万円（原告番号51－4の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり，その余は理由がない。

（原告番号51－1につき

150万円－70万円＋8万円＝88万円

原告番号51－2につき

150万円－70万円＋8万円＝88万円

原告番号51－3につき

150万円－110万円＋4万円＝44万円

原告番号51－4につき

150万円－110万円＋4万円＝44万円)

第52 原告番号52の世帯（原告番号52）について

1 事実関係

【掲記の証拠のほか、甲個52の1、52の16】

(1) 旧居住地及び本件事故前の就業状況等

原告番号５２（当時５９歳）は、本件事故の際、[redacted]内の自宅において、妻及び長男と３人で暮らしていた。同自宅所在地は、本件事故後、居住制限区域に指定された。

原告番号 52 は、本件事故当時、
会社において同業務に当たっていた。

(2) 避難経過及びその後の生活状況等

平成23年3月12日、原告番号52は、避難指示を受け、同町内の公民館に避難し、同月14日まで同所で避難生活を余儀なくされた。

同月 15 日、原告番号 52 は、妻や親族とともに [REDACTED] 内の寺院に身を寄せた。

同月１６日、原告番号５２は、妻や親族とともに、[REDACTED]内の原告番号５２の長女宅に避難した。

同年４月８日、原告番号５２は、勤務先から[REDACTED]勤務を命ぜられ、同月１６日まで[REDACTED]に投宿し、福島第二原発の復旧工事に従事した。

同年４月２０日、原告番号５２は、勤務先から[]勤務を命ぜられ、同年７月３０日まで、[]の会社の寮で生活した。また、同日から平成２４年６月１１日まで、[]の居宅で生活した。原告番号５２は、[]で稼働した上記期間中に、[]を受診することがあった。

【甲個 5 2 の 7 参照（前医の記載がある。）】

なお、原告番号５２は、平成２４年３月８日付けで上記勤務先を定年退職していたが、同日以降は嘱託として勤務を続け、同年６月３０日付けで、同嘱託勤務を辞職した。辞職直前の原告番号５２の給与は、基本給が月額〇〇万円であった。【甲個５２の１２】

同月、原告番号52は、長女の発案により、■■■■市内に一軒家を賃借して転居した。同一軒家には、原告番号52夫婦及び長女夫婦の4名が居住し、長女夫婦が家賃を、原告番号52夫婦が水道光熱費、食費等の生活費をそれぞれ負担していた。

5 同年7月18日、原告番号52は、■■■■内の■■■■科を受診し、■■■■
 (避難生活により発症)との診断を受けた。原告番号52は、同月以降、平成
 26年5月まで、■■■■に通院した。【甲個52の6～52の11】
 平成27年9月、原告番号52は、妻と共に、■■■■■■■■に転居した。

2 損害額の認定

(1) 慰謝料

10 原告番号52は、■■■■内の居住制限区域に居住していたところ、同地は、
 資料29及び同30(第6分冊)の㊸に該当し、避難指示が5年を超えて継続
 した地域に該当するから、同人につき、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料
 (B)として1300万円を認める(前記第8節第2, 2(3)イ[㊸-161頁])
 15 (原告番号52の〈裁判所認定欄〉(a-1))。

また、原告番号52は、平成23年3月12日から同月14日まで3日間避難
 生活を余儀なくされたものであるから、当裁判所が認める避難慰謝料(A)
 (前記第8節第4, 2(3)[㊸-178頁]のとおり日額2000円)として、6000
 円(3日分)を認める(原告番号52の〈裁判所認定欄〉(a-1))。

(2) 生命身体障害

20 前記1(2)で認定したとおり、原告番号52は、平成23年4月から平成24
 年6月まで■■■■内で生活していた頃には■■■■科を受診するようになって
 おり、■■■■移住後には、避難生活により■■■■を発症した旨の診断を受けて
 いたものであるから、原告番号52の上記■■■■は、本件事故と相当因果関
 25 係にあるものと認める。

もつとも、原告番号52が提出する診断書【甲個52の6～52の11】そ

5 5 他原告番号52関係の全証拠によっても、上記[]が、労働能力の喪失を伴うような後遺症に該当するとは認められない。また、上記[]に罹患したことによる精神的損害は、本件事故前の平穏な生活を送ることができないことについての精神的損害、すなわち、当裁判所が認めるふるさと喪失損害(B)と質的に重なる部分があることを否定できない。そうすると、原告番号52について、当裁判所が認めるふるさと喪失損害(B)とは別個に本件事故による生命身体に対する侵害を肯認できるにしても、これに対応する慰謝料は、原告番号52が自認するADR支払額100万円を超えることはないと認められる(原告番号52の〈裁判所認定欄〉(a-4))(便宜的に、原告番号52の〈裁判所認定欄〉(a-4)には、生命身体傷害として0円を計上した。)

(3) 家財

原告番号52は3人暮らしであり、前記第8節第6、2(2)ウ[③-186頁]で判示したところに従い、原告番号52の家財の財産的損害は40万円と認める(原告番号52の〈裁判所認定欄〉(a-2))。

(4) 就労不能損害

15 原告番号52は、平成24年3月に勤務先を定年退職した後、同年6月に嘱託での勤務も辞職したものであるが、同月時点での原告番号52の年齢(満61歳)に照らし、その後も引き続き就業継続の蓋然性があつたかどうかについては、これを認めるに足りる的確な証拠がないところ、後記3のとおり、被告東電が平成27年9月30日までの分として就労不能損害名目の金員を支払っていることに照らすと、原告番号52は、平成27年9月30日まで就業が可能であつたと認められる。そうすると、原告番号52の就労不能期間は、同人が請求の始期とする平成25年12月から平成27年9月までの22か月と認められる。

25 また、前記1(2)認定の収入(月額30万円)は、嘱託勤務終了直前のものであつて、その後も同額の収入を継続して得られたと認めるに足りる的確な証拠

がないところ、弁論の全趣旨により、上記就労不能期間中の基礎収入は月額15万円と認める。

以上によれば、上記就労不能期間に該当する就労不能損害は、合計330万円と認められる（原告番号52の〈裁判所認定欄〉(a-3)）。

5 (5) 家賃

原告番号52は、平成24年6月から平成27年6月まで[]内で生活した際の家賃相当額を損害として主張する。しかし、前記1(2)認定のとおり、[]への転居は、原告番号52のみならず、当時[]内で同居していた長女の意向も反映されたものであり、転居後の住居費も、原告番号52夫妻及び長女夫妻とで適宜分担していたものであるから、原告番号52主張の家賃は、本件事故により余儀なくされた支出というよりは、[]内に住む原告番号52夫妻と長女夫妻が、よりよい環境での生活を目指して任意に支出した費用というべきである。また、上記のとおり、転居後の住居費は、原告番号52夫妻及び長女夫妻とで適宜分担していたものであるから、[]内に賃借した一軒家の賃料全額を原告番号52が支出したとも認め難い。

以上によれば、原告番号52主張の家賃は、これを損害と認めることができない。

(6) 生活費増加分

原告番号52は、食費の増加分についての賠償を求めるが、生活費増加分については、前記第8節第6、2(6) [③-187頁] で判示したとおり、これを損害として認めることができない

3 被告東電による弁済

(1) 慰謝料について

被告東電が原告番号52に支払った避難慰謝料名目の金員の額は988万円である（原告番号52の〈裁判所認定欄〉(b-1)）。【乙共336・208～210頁】

(2) 財産的損害について

被告東電が原告番号52に支払った家財損害名目の金員の額は577万4000円である（原告番号52の〈裁判所認定欄〉(b-2)）。これにより，原告番号52の家財の財産的損害については全額弁済されたことになる。

5 被告東電が原告番号52に支払った就労不能損害名目の金員の額は176万8364円である（原告番号52の〈裁判所認定欄〉(b-3)）。これにより，原告番号52の就労不能損害に関する財産的損害は，なお153万1636円が弁済されずに残存していることとなるが，原告番号52は，就労不能損害（一部請求）として63万2742円を請求するにとどまるので，この点について
10 の原告番号52の請求は，同額の限度で理由があることになる。

被告東電が原告番号52に支払った生命身体障害名目の金員の額は，100万円である（原告番号52の〈裁判所認定欄〉(b-4)。）これにより，原告番号52の生命身体損害については全額弁済されたことになる。

4 弁護士費用

15 (1) 原告番号52の損害合計は，375万8742円である（原告番号52の〈裁判所認定欄〉(d)）。

(2) 原告番号52の弁護士費用は，37万円である（原告番号52の〈裁判所認定欄〉(e)）。

5 まとめ

20 以上によれば，原告番号52の請求は，412万8742円（原告番号52の〈裁判所認定欄〉(f)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり，その余は理由がない。

（原告番号52につき

25 1300万円＋6000円－988万円＋63万2742円＋37万円＝412万8742円）

第53 原告番号53の世帯（原告番号53－1，53－2，53－3，53－4，53－5）について

1 事実関係

【甲個53の1，原告番号53－1本人】

5 原告番号53－1は，本件事故の際， 内の自宅で，妻である原告番号53－2，長女である同53－3（当時10歳），長男である同53－4（当時8歳）及び二男である同53－5と5人で暮らしていた。

平成23年3月15日，原告番号53らは，ニュースを見て身の危険を感じ，急きょ自動車で の原告番号53－2の実家に避難した。

10 同年8月，原告番号53らは，同市内の借上住宅に転居した。また，平成29年4月1日，原告番号53らは，同市内に購入した居宅に転居した。

2 損害額の認定

(1) 慰謝料

15 原告番号53らは，いずれも 内に居住していたところ，同地は，資料29及び同30（第6分冊）の④に該当し，避難指示等が出されておらず，緊急時避難準備区域や屋内退避区域にも指定されていないが，いわゆる浜通りに位置するから，当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料（C）として，養育すべき子とともに避難した原告番号53－1，53－2につきそれぞれ60万円（前記第8節第3，2(3)ウ[③－172頁]）（原告番号53－1，53－2の〈裁判所認定欄〉(a)），子どもである原告番号53－3，53－4，53－5につきそれぞれ100万円（前記第8節第3，2(3)ウ[③－172頁]）（原告番号53－3，53－4，53－5の〈裁判所認定欄〉(a)）を認める。

(2) その他の損害について

25 原告番号53－1は，①避難費用として交通費，避難先での自治会費及び避難雑費（子どもの英会話教室費用）を請求するほか，②生活費増加費用を請求する。

しかし、①避難費用については、いずれもこれら支出の事実を認めるに足りる証拠がないし、自治会費及び子どもの英会話教室費用については、そもそも避難によって生じた損害に当たらない。

また、②生活費増加費用については、これを損害として認めることができない（前記第8節第6，2(6)[**㊟**—187頁]）。

3 被告東電による弁済

被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号53-1，53-2につきそれぞれ4万円（原告番号53-1，53-2の〈裁判所認定欄〉(b)），原告番号53-3，53-4，53-5につきそれぞれ32万円（原告番号53-3，53-4，53-5の〈裁判所認定欄〉(b)）である。【乙共336・211～216頁】

4 弁護士費用

(1) 損害合計は、原告番号53-1，53-2につきそれぞれ56万円（原告番号53-1，53-2の〈裁判所認定欄〉(c)），原告番号53-3，53-4，53-5につきそれぞれ68万円（原告番号53-3，53-4，53-5の〈裁判所認定欄〉(c)）である。

(2) 弁護士費用は原告番号53-1，53-2につきそれぞれ5万円（原告番号53-1，53-2の裁判所認定欄〉(d)），原告番号53-3，53-4，53-5につきそれぞれ6万円（原告番号53-3，53-4，53-5の裁判所認定欄〉(d)）である。

5 まとめ

以上によれば、原告番号53-1の請求は、61万円（原告番号53-1の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号53-2の請求は、61万円（原告番号53-2の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民

法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その
 余は理由がなく、原告番号53-3の請求は、74万円（原告番号53-3の〈裁
 判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民
 法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その
 余は理由がなく、原告番号53-4の請求は、74万円（原告番号53-4の〈裁
 5 判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民
 法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その
 余は理由がなく、原告番号53-5の請求は、74万円（原告番号53-5の〈裁
 判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民
 10 法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その
 余は理由がない。

（原告番号53-1につき

60万円-4万円+5万円=61万円

原告番号53-2につき

15 60万円-4万円+5万円=61万円

原告番号53-3につき

100万円-32万円+6万円=74万円

原告番号53-4につき

100万円-32万円+6万円=74万円

20 原告番号53-5につき

100万円-32万円+6万円=74万円)

第54 原告番号54の世帯（原告番号54）について

1 事実関係

【掲記の証拠のほか、甲個54の1、54の2、54の14】

(1) 旧居住地及び避難経過等

原告番号54は、本件事故の際、XXXXXXXXXXの自宅において、単身居住してい

た。同自宅所在地は、本件事故後、帰還困難区域に指定された。

平成23年3月11日、原告番号54は、 内の長女宅を訪問していた。本件地震・津波及び本件事故を受けて、原告番号54は、 内の自宅に戻ることができず、引き続き上記長女宅に滞在した。

5 同年4月23日、原告番号54は、同市内に居宅を賃借し、同所に転居した。

平成28年8月、原告番号54は、同市内にマンションを購入し、同所に転居した。

(2) 不動産の価額

原告番号54が自宅所有のために賃借していた敷地、人が所有する自宅建物は帰還困難区域にあり、同自宅建物は本件事故時点で築19年である。上記自宅敷地の固定資産税評価額は、388万7464円であり、上記自宅建物の固定資産税評価額は、342万3907円である。【甲個54の5、54の6】

2 損害額の認定

(1) 慰謝料

15 原告番号54は、 内の帰還困難区域に居住していたところ、同地は、資料29及び同30（第6分冊）の③に該当するから、原告番号54につき、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料（B）として1500万円を認める（前記第8節第2、2(3)ア[③-160頁]）（原告番号54の〈裁判所認定欄〉(a-1)）。

(2) 不動産損害

20 原告番号54が自宅所有のために賃借していた敷地、人が所有する自宅建物は帰還困難区域にあり、その価額は前記1(2)認定のとおりである。弁論の全趣旨によれば、原告番号54が有していた借地権の価額は、上記土地の価額に3割を乗じたものとするのが相当と認められるところ、前記1(2)認定の土地の価額に3割を乗じた額（116万6239円）を、前記第8節第6、2(1)ア[③-180頁]で説示した基準に当てはめると、上記借地権に係る財産的損害は、固定資産税評価額の3割に2を乗じた233万2478円と認められる（原告番

号54の〈裁判所認定欄〉(a-2))。

また、原告番号54の所有する自宅建物は、本件事故時点で築30年を超えていなかったところ、その価額は前記1(2)認定のとおりであり、これを、前記第8節第6, 2(1)ア[③-180頁]で説示した基準に当てはめると、上記建物に係る財産的損害は、固定資産税評価額の3倍の1027万1721円と認めら

(3) 家財

原告番号54は単身世帯であったから、前記第8節第6, 2(2)ア[③-185頁]で判示したところに従い、原告番号54の家財の財産的損害は10万円と認める(原告番号54の〈裁判所認定欄〉(a-4))。

3 被告東電による弁済

(1) 慰謝料について

被告東電が原告番号54に支払った避難慰謝料名目の金員の額は、1450万円である(原告番号54の〈裁判所認定欄〉(b-1))。【乙共336・217～218頁】

(2) 財産的損害について

被告東電が原告番号54に支払った不動産損害名目の金員の額は、借地権につき111万1815円(原告番号54の〈裁判所認定欄〉(b-2))、建物につき2196万1047円(原告番号54の〈裁判所認定欄〉(b-3))である。【乙共336・218頁】これにより、原告番号54の自宅建物の財産的損害については全額弁済されたことになる。

被告東電が原告番号54に支払った家財損害名目の金員の額は853万9000円である(原告番号54の〈裁判所認定欄〉(b-4))。【乙共336・218頁】これにより、原告番号54の家財の財産的損害については全額弁済されたことになる。

4 弁護士費用

(1) 原告番号54の損害合計は、172万0663円である(原告番号54の〈裁判所認定欄〉(d))。

(2) 原告番号54の弁護士費用は、17万円である(原告番号54の〈裁判所認定欄〉(e))。

5 5 まとめ

以上によれば、原告番号54の請求は、189万0663円(原告番号54の〈裁判所認定欄〉(f))及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

10 (原告番号54につき

1500万円－1450万円＋233万2478円－111万1815円＋17万円＝189万0663円)

第55 原告番号55の世帯(原告番号55)について

1 事実関係

15 【掲記の証拠のほか、甲個55の1】

(1) 旧居住地等

原告番号55は、本件事故の際、[REDACTED]内の自宅において、[REDACTED]

[REDACTED]

らしていた。同自宅所在地は、本件事故後、帰還困難区域に指定された。

20 (2) 避難経過等

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

25

[REDACTED]

[REDACTED]

5

(3) 不動産の価額

原告番号55所有に係る自宅敷地は帰還困難区域にあり、その固定資産税評価額は、209万0065円である。【甲個55の4】

10

2 損害額の認定

(1) 慰謝料

15

原告番号55は、[REDACTED]内の帰還困難区域に居住していたところ、同地は、資料29及び同30（第6分冊）の④に該当するから、同人につき、それぞれ、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料（B）として1500万円を認める（前記第8節第2，2(3)ア[③-160頁]）（原告番号55の〈裁判所認定欄〉(a-1)）。

また、原告番号55は、平成23年3月11日から同月16日まで6日間避難生活を余儀なくされたものであるから、当裁判所が認める避難慰謝料（A）（前記第8節第4，2(3)[③-178頁]のとおり日額2000円）として、同人につき、1万2000円（6日分）を認める（原告番号55の〈裁判所認定欄〉(a-1)）。

20

(2) 不動産損害

原告番号55の所有に係る自宅敷地は帰還困難区域にあり、その価額は前記2(3)認定のとおりであり、これを、第8節第6，2(1)ア[③-180頁]で説示した基準に当てはめると、同自宅敷地に係る財産的損害は、固定資産税評価額の2倍の418万0130円と認められる（原告番号55の〈裁判所認定欄〉(a-2)）。

25

(3) 家財

5

3 被告東電による弁済

被告東電が原告番号55に支払った避難慰謝料名目の金員の額は、1452万円である（原告番号55の〈裁判所認定欄〉(b-1)）。【乙共336・219～220頁】

10

4 弁護士費用

(1) 原告番号55の損害合計は、477万2130円である（原告番号55の〈裁判所認定欄〉(d)）。

(2) 原告番号55の弁護士費用は、47万円である（原告番号55の〈裁判所認定欄〉(e)）。

15

5 まとめ

以上によれば、原告番号55の請求は、524万2130円（原告番号55の〈裁判所認定欄〉(f)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

20

（原告番号55につき

1500万円+1万2000円-1452万円+418万0130円+10万円+47万円=524万2130円）

第56 原告番号56の世帯（原告番号56-1，56-2）について

25

1 事実関係

【甲個56の1】

原告番号56-1は、本件事故の際、[]内の自宅において、妻である原告番号56-2と2人で暮らしていた。同自宅所在地は、本件事故後、帰還困難区域に指定された。

5 平成23年3月11日、原告番号56らは、外出先で被災し、そのまま[]内の中学校に避難して1泊した。

同月12日、本件事故の報を受け、原告番号56らは、[]内の体育館に移動した。しかし、同所が極めて混雑していたため、同日のうちに[]内の体育館に更に移動して同所で1泊した。

同月13日、原告番号56らは、[]の保養施設で1泊した。

10 同月14日、原告番号56らは、[]の長女の自宅に身を寄せ、そのまま長女の家族との同居生活を始めた。

2 損害額の認定

原告番号56らは、[]の帰還困難区域に居住していたところ、同地は、資料29及び同30（第6分冊）の③に該当するから、原告番号56らにつき、
15 それぞれ、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料（B）として1500万円を認める（前記第8節第2，2(3)ア[③-160頁]）（原告番号56らの〈裁判所認定欄〉(a)）。

また、原告番号56らは、平成23年3月11日から同月13日にかけて3日間避難所生活を余儀なくされたものであるから、当裁判所が認める避難慰謝料
20 （A）（前記第8節第4，2(3)[③-178頁]のとおり日額2000円）として、それぞれ6000円（3日分）を認める（原告番号56らの〈裁判所認定欄〉(a)）。

3 被告東電による弁済

被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号56-1につき1677万6000円（原告番号56-1の〈裁判所認定欄〉(b)）、原告番号56-2につき1452万円（原告番号56-2の〈裁判所認定欄〉(b)）である。【乙共336・221～223頁】
25

これにより、原告番号56-1に認められた当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料(B)及び当裁判所が認める避難慰謝料(A)は全額弁済されたことになる。

4 弁護士費用

(1) 原告番号56-2の損害合計は、48万6000円である(原告番号56-2の〈裁判所認定欄〉(c))。

(2) 原告番号56-2の弁護士費用は、4万円である(原告番号56-2の〈裁判所認定欄〉(d))。

5 まとめ

以上によれば、原告番号56-2の請求は、52万6000円(原告番号56-2の〈裁判所認定欄〉(e))及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号56-1の請求は理由がない。

(原告番号56-2につき

1500万円+6000円-1452万円+4万円=52万6000円)

第57 原告番号57の世帯(原告番号57-1, 57-2, 57-3, 57-4, 57-5)について

1 事実関係

【掲記の証拠のほか、甲個57の1】

(1) 旧居住地及び避難経過

原告番号57-1は、本件事故の際、[REDACTED]内の自宅において、妻である原告番号57-2、長女である原告番号57-4(当時21歳)、二女である原告番号57-5(当時18歳)及び長男である原告番号57-3(当時15歳)と5人で生活していた。同自宅所在地は、本件事故後、避難指示解除準備区域に指定された。

平成23年3月11日、原告番号57-1は海外出張中であつた。同日、原告番号57-2は、子ら3名と、実家の両親と共に、付近の中学校に避難した。

同月 12 日、避難先の中学校が閉鎖することとなり、原告番号 57-2 は、3 人の子ら及び両親と共に、[REDACTED] 内の中学校に避難した。

同月 13 日、同中学校では物資が不足していたことなどから、原告番号 57-2 は、3 人の子ら及び両親と共に更に北上し、[REDACTED] の公民館に避難した。

同月 14 日、同公民館が停電していたことから、原告番号 57-2 は、3 人の子ら及び両親と共に、[REDACTED] 内の公民館に避難した。

他方、原告番号 57-1 は、同月 16 日に海外出張から帰国したが、自宅に戻ることができず、同月 19 日まで [REDACTED] 内に滞在した上、同日、原告番号 57-2 らが避難する [REDACTED] の公民館に移動して避難生活を開始した。

同月 30 日、原告番号 57-4 は、就職のため、[REDACTED] 内の住居に転居した。

また、同日、原告番号 57-5 は、就職のため、[REDACTED] 内の会社の寮に転居した。

原告番号 57-1、同 57-2、57-3 は、同年 4 月 2 日まで避難生活を続けた(ただし、原告番号 57-1 は、同年 3 月 26 日から同月 30 日までは、[REDACTED] 内のホテルに滞在した)が、その後、[REDACTED] 内のホテルでの宿泊を経て、同月 4 日に、[REDACTED] 内の借上住宅に転居した。また、同年 7 月 9 日、原告番号 57-1、同 57-2、57-3 は、[REDACTED] 内のマンションに転居した。

(2) 不動産の価額

原告番号 57-1 所有に係る自宅敷地建物は避難指示解除準備区域(5 年以上)にあり、本件事故時点で築 17 年であり、同自宅敷地の固定資産税評価額は 301 万 0917 円であり、同自宅建物の固定資産税評価額は 385 万 3517 円である。【甲個 57 の 6】

原告番号 57-2 所有に係る [REDACTED] 内の土地(相続により取得したもの。)の固定資産税評価額は、1849 万 9663 円である。【甲個 57 の 7、57 の 8】

2 損害額の認定

(1) 慰謝料

原告番号57らは、いずれも[]内の避難指示解除準備区域に居住していたところ、同地は、資料29及び同30（第6分冊）の⑧に該当し、避難指示が5年を超えて継続した地域に該当するから、原告番号57らにつき、それぞれ、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料（B）として1200万円ずつを認める（前記第8節第2，2(3)エ[③-162頁]）（原告番号57-1，57-2の〈裁判所認定欄〉(a-1)，原告番号57-3，57-4，57-5の〈裁判所認定欄〉(a)）。

また、原告番号57-1は、平成23年3月19日から同月26日まで（7日間）及び同月30日から同年4月2日まで（4日間）の合計11日間、原告番号57-2，57-3は、同年3月11日から同年4月2日まで23日間、原告番号57-4，57-5は、同年3月11日から同月30日まで20日間、それぞれ避難所での生活を余儀なくされたものであるから、当裁判所が認める避難慰謝料（A）（前記第8節第4，2(3)[③-178頁]のとおり日額2000円）として、原告番号57-1について2万2000円（11日分）（原告番号57-1の〈裁判所認定欄〉(a-1)），原告番号57-2，57-3についてそれぞれ4万6000円（23日分）（原告番号57-2の〈裁判所認定欄〉(a-1)，原告番号57-3の〈裁判所認定欄〉(a)），原告番号57-4，57-5についてそれぞれ4万円（20日分）（原告番号57-4，57-5の〈裁判所認定欄〉(a)）を認める。

(2) 不動産損害

原告番号57-1の所有する自宅敷地及び自宅建物は避難指示解除準備区域（5年以上）にあり、自宅建物は本件事故時点で築30年を超えていなかったところ、その価額は前記1(2)認定のとおりであり、これを前記第8節第6，2(1)エ[③-182頁]で説示した基準に当てはめると、同不動産に係る財産的損

害は、土地につき固定資産税評価額の1.5倍の451万6376円（原告番号57-1の〈裁判所認定欄〉(a-2)）、建物につき固定資産税評価額の2倍の770万7034円（原告番号57-1の〈裁判所認定欄〉(a-3)）とそれぞれ認められる。

5 原告番号57-2の所有に係る土地は避難指示解除準備区域（5年以上）にあり、その価額は前記1(2)認定のとおりであり、これを前記第8節第6, 2(1)エ[③-182頁]で説示した基準に当てはめると、同不動産に係る財産的損害は、固定資産税評価額の1.5倍の2774万9495円と認められる（原告番号57-2の〈裁判所認定欄〉(a-2)）。

10 (3) 家財

原告番号57の世帯は3人暮らし以上であり、前記第8節第6, 2(2)ウ[③-186頁]で判示したところに従い、原告番号57-1の家財の財産的損害は40万円と認める（原告番号57-1の〈裁判所認定欄〉(a-4)）。

3 被告東電による弁済

15 (1) 慰謝料について

被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号57-1につき986万6000円（原告番号57-1の〈裁判所認定欄〉(b-1)）、原告番号57-2につき854万円（原告番号57-2の〈裁判所認定欄〉(b-1)）、原告番号57-3につき854万円（原告番号57-3の〈裁判所認定欄〉(b)）、
20 原告番号57-4につき948万円（原告番号57-4の〈裁判所認定欄〉(b)）、原告番号57-5につき892万円（原告番号57-5の〈裁判所認定欄〉(b)）である。【乙共336・224～230頁】

(2) 財産的損害について

被告東電が支払った不動産損害名目の金員の額は、原告番号57-1の自宅敷地につき432万5851円（原告番号57-1の〈裁判所認定欄〉(b-2)）、
25 原告番号57-1の自宅建物につき1955万7944円（原告番号57-1

の〈裁判所認定欄〉(b-3)), 原告番号57-2の土地につき966万1385円(原告番号57-2の〈裁判所認定欄〉(b-2))である。

これにより, 原告番号57-1の自宅建物の財産的損害については全額弁済されたことになる。また, 原告番号57-2の不動産に関する財産的損害は, 5
 なお1808万8110円が弁済されずに残存していることとなるが, 原告番号57-2は, 不動産損害(一部請求)として1000万円を請求するにとどまるので, この点についての原告番号52の請求は, 同額の限度で理由があることになる。

被告東電が原告番号57-1に支払った家財損害名目の金員の額は565
 10 万円である(原告番号57-1の〈裁判所認定欄〉(b-4))。これにより, 原告番号57-1の家財の財産的損害については全額弁済されたことになる。

4 弁護士費用

(1) 損害合計は, 原告番号57-1につき234万6525円(原告番号57-1の〈裁判所認定欄〉(d)), 原告番号57-2につき1350万6000円(原告
 15 番号57-2の〈裁判所認定欄〉(d)), 原告番号57-3につき350万6000円(原告番号57-3の〈裁判所認定欄〉(c)), 原告番号57-4につき256万円(原告番号57-4の〈裁判所認定欄〉(c)), 原告番号57-5につき312万円(原告番号57-5の〈裁判所認定欄〉(c))である。

(2) 弁護士費用は, 原告番号57-1につき23万円(原告番号57-1の〈裁判
 20 所認定欄〉(e)), 原告番号57-2につき135万円(原告番号57-2の〈裁判所認定欄〉(e)), 原告番号57-3につき35万円(原告番号57-3の〈裁判所認定欄〉(d)), 原告番号57-4につき25万円(原告番号57-4の〈裁判所認定欄〉(d)), 原告番号57-5につき31万円(原告番号57-5の〈裁判所認定欄〉(d))である。

5 まとめ

以上によれば, 原告番号57-1の請求は, 257万6525円(原告番号5

7-1の〈裁判所認定欄〉(f))及びこれに対する平成23年3月11日から支払
 済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由
 があり、その余は理由がなく、原告番号57-2の請求は、1485万6000
 円(原告番号57-2の〈裁判所認定欄〉(f))及びこれに対する平成23年3月
 5 11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求
 める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号57-3の請求は、38
 5万6000円(原告番号57-3の〈裁判所認定欄〉(e))及びこれに対する平
 成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害
 金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号57-4の
 10 請求は、281万円(原告番号57-4の〈裁判所認定欄〉(e))及びこれに対す
 る平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延
 損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号57-
 5の請求は、343万円(原告番号57-5の〈裁判所認定欄〉(e))及びこれに
 対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による
 15 遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

(原告番号57-1につき

$1200 \text{ 万円} + 2 \text{ 万} 2000 \text{ 円} - 986 \text{ 万} 6000 \text{ 円} + 451 \text{ 万} 6376 \text{ 円} - 432 \text{ 万} 5851 \text{ 円} + 23$
 万円 = 257 万 6525 円

原告番号57-2につき

20 $1200 \text{ 万円} + 4 \text{ 万} 6000 \text{ 円} - 854 \text{ 万円} + 1000 \text{ 万円} + 135 \text{ 万円} = 1485 \text{ 万} 6000 \text{ 円}$

原告番号57-3につき

$1200 \text{ 万円} + 4 \text{ 万} 6000 \text{ 円} - 854 \text{ 万円} + 35 \text{ 万円} = 385 \text{ 万} 6000 \text{ 円}$

原告番号57-4につき

$1200 \text{ 万円} + 4 \text{ 万円} - 948 \text{ 万円} + 25 \text{ 万円} = 281 \text{ 万円}$

25 原告番号57-5につき

$1200 \text{ 万円} + 4 \text{ 万円} - 892 \text{ 万円} + 31 \text{ 万円} = 343 \text{ 万円}$

第58 原告番号58の世帯（原告番号58－1，58－2，58－3，58－4，58－5）について

1 事実関係

【甲個58の1】

5 原告番号58－1は、本件事故の際、[REDACTED]内の自宅において、夫である原告番号58－2，長女である原告番号58－3（当時24歳），二女である原告番号58－4（当時22歳）及び三女である原告番号58－5（当時16歳）と5人で暮らしていた。同自宅所在地は、本件事故後、居住制限区域に指定された。

10 平成23年3月12日，原告番号58らは，避難勧告を受けて付近の高校に避難したが，[REDACTED]にいる親族から避難を勧められ，同日夜から同月13日にかけて，自動車で[REDACTED]内の原告番号58－4のもと自宅マンション（原告番号58－4は既に[REDACTED]内の自宅に転居していたが，明渡未了であった。）に避難した。

15 同年4月7日，原告番号58－1，同58－2，58－5は，[REDACTED]にある原告番号58－1の実家に避難した。原告番号58－3，58－4は，上記埼玉県内のマンションに残って生活した。

その後，原告番号58－1，同58－2，58－5は，[REDACTED]にある原告番号58－1の実家を出ることとなり，同市内の親類宅及び神奈川県[REDACTED]のホテル宿泊を経て，同年5月29日から，[REDACTED]にマンションの居室を賃借して同所に転居した。また，原告番号58－3，58－4も，上記[REDACTED]のマンションに同日転居した。

20 同年9月，原告番号58－2は，転勤のため[REDACTED]に転居して単身赴任を始めた。

同年10月8日，原告番号58らは，[REDACTED]内に一軒家を賃借して転居した。

2 損害額の認定

25 原告番号58らは，[REDACTED]の居住制限区域に居住していたところ，同地は，資料29及び同30（第6分冊）の㊸に該当し，避難指示が5年を超えて継続し

た地域に該当するから、原告番号58らにつき、それぞれ、当裁判所が認めるふ
 るさと喪失慰謝料（B）として1300万円を認める（前記第8節第2，2(3)イ
 [③-161頁]）（原告番号58らの〈裁判所認定欄〉(a)）。

また、原告番号58らは、平成23年3月12日から同月13日にかけて2日
 5 間車中泊を余儀なくされたものであるから、当裁判所が認める避難慰謝料（A）
 （前記第8節第4，2(3)[③-178頁]のとおり日額2000円）として、4000円
 （2日分）を認める（原告番号58らの〈裁判所認定欄〉(a)）。

3 被告東電による弁済

被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号58-1につき1
 10 160万円（原告番号58-1の〈裁判所認定欄〉(b)），原告番号58-2，5
 8-3，58-4，58-5につきそれぞれ650万円（原告番号58-2，5
 8-3，58-4，58-5の〈裁判所認定欄〉(b)）である。

【乙共336・232～236頁】

4 弁護士費用

15 (1) 損害合計は、原告番号58-1につき140万4000円（原告番号58-
 1の〈裁判所認定欄〉(c)），原告番号58-2，58-3，58-4，58-
 5につきそれぞれ650万4000円（原告番号58-2，58-3，58-
 4，58-5の〈裁判所認定欄〉(c)）である。

(2) 弁護士費用は原告番号58-1につき14万円（原告番号58-1の〈裁判
 20 所認定欄〉(d)），原告番号58-2，58-3，58-4，58-5につきそ
 れぞれ65万円（原告番号58-2，58-3，58-4，58-5の〈裁判
 所認定欄〉(d)）である。

5 まとめ

以上によれば、原告番号58-1の請求は、154万4000円（原告番号5
 25 8-1の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支
 払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理

由があり，その余は理由がなく，原告番号５８－２の請求は，７１５万４０００
 円（原告番号５８－２の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成２３年３月
 １１日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を求
 める限度で理由があり，その余は理由がなく，原告番号５８－３の請求は，７１
 5 5万４０００円（原告番号５８－３の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平
 成２３年３月１１日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害
 金の支払を求める限度で理由があり，その余は理由がなく，原告番号５８－４の
 請求は，７１５万４０００円（原告番号５８－４の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこ
 れに対する平成２３年３月１１日から支払済みまで民法所定の年５分の割合に
 10 による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり，その余は理由がなく，原告番
 号５８－５の請求は，７１５万４０００円（原告番号５８－５の〈裁判所認定欄〉
 (e)）及びこれに対する平成２３年３月１１日から支払済みまで民法所定の年５
 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり，その余は理由がな
 い。

15 (原告番号５８－１につき

1300万円＋4000円－1160万円＋14万円＝154万4000円

原告番号５８－２につき

1300万円＋4000円－650万円＋65万円＝715万4000円

原告番号５８－３につき

20 1300万円＋4000円－650万円＋65万円＝715万4000円

原告番号５８－４につき

1300万円＋4000円－650万円＋65万円＝715万4000円

原告番号５８－５につき

1300万円＋4000円－650万円＋65万円＝715万4000円)

25 第５９ 原告番号５９の世帯（原告番号５９）について

1 事実関係

【甲個 59 の 1】

原告番号 59（当時 70 歳）は、本件事故の際、[]の自宅で、夫（当時 76 歳）及び母（当時 91 歳）と 3 人で暮らしていた。同自宅所在地は、本件事故後、帰還困難区域に指定された。

5 平成 23 年 3 月 11 日、原告番号 59 は、自宅付近の小学校に避難した。

同月 12 日、原告番号 59 は、防災無線で避難指示を聞き、夫及び母と共に、別の中学校へ避難し、同月 14 日まで同所で避難生活を送った。

同月 15 日、原告番号 59 は、上記中学校から立ち退きを求められたことから、夫及び母と共に []内の体育館に更に避難した。

10 同月 20 日、原告番号 59 は、夫及び母と共に、[]の原告番号 59 の二男宅に避難するために上記体育館を出て、[]内のホテルでの宿泊を経た上、同月 21 日から []の原告番号 59 の二男宅に身を寄せた。

しかし、避難先の生活になじめなかったことから、同年 5 月 7 日以降、原告番号 59 は、夫及び母と共に、[]の旅館に逗留し、同年 8 月 22 日から、[]
15 []の仮設住宅に転居して生活を始めた。

なお、原告番号 59 の母は、同年 5 月以降に徘徊の症状がみられるようになり、その後、平成 28 年 11 月 30 日に死亡した。

2 損害額の認定

原告番号 59 は、[]の帰還困難区域に居住していたところ、同地は、資料 29 及び同 30（第 6 分冊）の②に該当するから、原告番号 59 につき、当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料（B）として 1500 万円を認める（前記第 8 節第 2，2(3)ア[③－160 頁]）（原告番号 59 の〈裁判所認定欄〉(a)）。

また、原告番号 59 は、平成 23 年 3 月 11 日から同月 19 日までの 9 日間にわたり、避難所での生活を余儀なくされたものであるところ、原告番号 59 の年齢及び当時 91 歳の母、76 歳の夫を伴って避難所を転々とするという避難状況
25 の過酷さを勘案すれば、前記第 8 節第 4，2(3)[③－178 頁]で判示したところに

にもかかわらず、例外的に、当裁判所が認める避難慰謝料（**A**）として日額5000円の9日分である4万5000円を損害として認める（原告番号59の〈裁判所認定欄〉（a））。

3 被告東電による弁済

5 被告東電が原告番号59に支払った避難慰謝料名目の金員の額は、1503万円である（原告番号59の〈裁判所認定欄〉（b））。【乙共336・2373～238頁】

10 なお、被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員のうち、精神的損害（要介護）との種別が付されているものについては、第8節第1，2 [③-138頁] で整理したところの精神的損害のうち、避難生活による生命・身体の自由に対する侵害に係る部分及び避難生活の不便さから来る苦痛に係る部分を増額したものと解されるから、前者を「当裁判所が認める避難慰謝料（**A**）」として観念し、後者を「当裁判所が認めるふるさと喪失慰謝料（**B**）」として観念する当裁判所の考え方によれば、精神的損害（要介護）として支払われた金員は、上記両慰謝料の合
15 計に対する弁済と認めることができる。

4 弁護士費用

(1) 原告番号59の損害合計は、1万5000円である（原告番号59の〈裁判所認定欄〉（c））。

20 (2) 原告番号59の弁護士費用は1万円である（原告番号59の〈裁判所認定欄〉（d））。

5 まとめ

以上によれば、原告番号59の請求は、2万5000円（原告番号59の〈裁判所認定欄〉（e））及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その
25 余は理由がない。

（原告番号59につき

1500 万円＋4 万 5000 円－1503 万円＋1 万円＝2 万 5000 円)

第 6 0 原告番号 6 0 の世帯（原告番号 6 0，6 0－2）について

1 事実関係

【甲個 6 0 の 1】

5 訴訟承継前の原告番号 6 0（8 1 歳。以下「原告番号 6 0」という。）は、本件事故の際、[REDACTED]内の自宅において、1 人暮らしをしていた。同自宅所在地は、本件事故後、避難指示解除準備区域に指定された。

平成 2 3 年 3 月 1 1 日、原告番号 6 0 は、付近の高校に避難し、その後、[REDACTED]の施設を経て、[REDACTED]体育館に移動して、少なくとも同月 2 1 日
10 日まで、同所での避難生活を余儀なくされた。

同日、原告番号 6 0 は、神奈川県 [REDACTED]内の [REDACTED]に転居した。なお、原告番号 6 0 は、上記転居後は歩行が極めて困難となり、ほとんど寝たきりの状態となった。

平成 2 9 年 6 月 1 1 日、原告番号 6 0 は死亡し、原告番号 6 0－2 が原告番号
15 6 0 の権利義務を単独で相続した。

2 損害額の認定

原告番号 6 0 は、[REDACTED]の避難指示解除準備区域に居住していたところ、同地は、資料 2 9 及び同 3 0（第 6 分冊）の⑧に該当し、避難指示が 5 年を超えて継続した地域に該当するから、原告番号 6 0 につき、当裁判所が認める
20 ふるさと喪失慰謝料（B）として 1 2 0 0 万円を認める（前記第 8 節第 2，2(3)エ[③－162 頁]）（原告番号 6 0 の〈裁判所認定欄〉(a)）。

また、原告番号 6 0 は、平成 2 3 年 3 月 1 1 日から同月 2 1 日まで 1 1 日間避難生活を余儀なくされたものであるところ、原告番号 6 0 の年齢及び [REDACTED]宅転居後の状況を勘案すれば、その避難生活は相当に過酷なものであったと認めること
25 ができるから、前記第 8 節第 4，2(3)[③－178 頁]で判示したところにかかわらず、例外的に、当裁判所が認める避難慰謝料（A）として日額 1 万円の 1 1 日分

である11万円を認める（原告番号60の〈裁判所認定欄〉(a)）。

3 被告東電による弁済

被告東電が原告番号60に支払った避難慰謝料名目の金員の額は、902万円である（原告番号60の〈裁判所認定欄〉(b)）。【乙共336・239～240頁】

5

4 弁護士費用

(1) 原告番号60の損害合計は、309万円である（原告番号60の〈裁判所認定欄〉(c)）。

(2) 原告番号60の弁護士費用は30万円である（原告番号60の〈裁判所認定欄〉(d)）。

10

5 原告番号60の損害額のまとめ

以上によれば、原告番号60は、339万円（原告番号60の〈裁判所認定欄〉(e)）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めることができた。

15

（原告番号60につき

1200万円+11万円-902万円+30万円=339万円）

6 原告番号60-2の請求の認容額

原告番号60-2は、原告番号60を単独相続し、同人を訴訟承継したから、原告番号60-2の請求は、339万円（原告番号60-2の「認容額」の欄）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

20

第61 原告番号61の世帯（原告番号61-1、61-2、61-3、61-4、61-5）について

1 事実関係

25

【甲個61の1】

原告番号61-1は、本件事故の際、[REDACTED]の自宅で、妻である原

原告番号61-2, 長男である同61-3 (当時5歳) 及び二男である同61-4 (当時3歳) 4人で暮らしていた。同自宅所在地は, 本件事故後, 緊急時避難準備区域に指定されたが, 平成23年9月30日に解除された。

平成23年3月12日, 原告番号61-1ないし同61-4は, [REDACTED]の親類宅に避難した。

同月15日, 原告番号61-1ないし同61-4は, [REDACTED]親類宅に避難した。

さらに, 同月23日, 原告番号61-1ないし同61-4は, 神奈川県[REDACTED]市内の親族宅に避難した。

4月29日, 原告番号61-1ないし同61-4は, 同市内の借上住宅に転居し, 同年6月に, 別の借上住宅に更に転居した。

上記転居後の平成26年3月1日, 原告番号61-1, 61-2の三男である原告番号61-5が出生した。

2 損害額の認定

原告番号61-1ないし同61-4は, いずれも[REDACTED]の旧緊急時避難準備区域に居住していたところ, 同地は, 資料29及び同30 (第6分冊) の④に該当するから, 原告番号61-1ないし同61-4につき, それぞれ, 当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料 (C) として250万円ずつを認める (前記第8節第3, 2(3)ア[③-169頁]) (原告番号61-1, 61-2, 61-3, 61-4の〈裁判所認定欄〉(a))。

原告番号61-5は, 本件事故当時出生していなかったところ, そもそも, 本件事故時に原告番号61-2が懐胎していたことを認めるに足りる証拠はない。また, 当裁判所が認める自己決定権侵害 (C) は, 避難者が, 従前特定の場所を住所と定めていることを前提に, 住定時の生活環境と変動後の生活環境を比較して観念すべきものである (前記第8節第1, 2(3) [③-154頁]) から, 当該場所を住所と定める余地のない未出生者の場合は, 当裁判所が認める自己決定権侵害

(C) を肯認する前提を欠くというべきである。したがって、原告番号 6 1 - 5 については、当裁判所が認める自己決定権侵害 (C) を肯認できない。

3 被告東電による弁済

被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、原告番号 6 1 - 1, 6 1 - 2 につきそれぞれ 1 8 0 万円 (原告番号 6 1 - 1, 6 1 - 2 の〈裁判所認定欄〉(b)), 原告番号 6 1 - 3, 6 1 - 4 につきそれぞれ 2 6 3 万円 (原告番号 6 1 - 3, 6 1 - 4 の〈裁判所認定欄〉(b)) である。【乙共 3 3 6 ・ 2 4 1 ~ 2 4 5 頁】

これにより、原告番号 6 1 - 3, 6 1 - 4 に認められた、当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料 (C) は全額弁済されたことになる。

4 弁護士費用

(1) 損害合計は、原告番号 6 1 - 1, 6 1 - 2 につきそれぞれ 7 0 万円である (原告番号 6 1 - 1, 6 1 - 2 の〈裁判所認定欄〉(c))。

(2) 弁護士費用は原告番号 6 1 - 1, 6 1 - 2 につきそれぞれ 7 万円) である (原告番号 6 1 - 1, 6 1 - 2 の〈裁判所認定欄〉(d))。

5 まとめ

以上によれば、原告番号 6 1 - 1 の請求は、7 7 万円 (原告番号 6 1 - 1 の〈裁判所認定欄〉(e)) 及びこれに対する平成 2 3 年 3 月 1 1 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号 6 1 - 2 の請求は、7 7 万円 (原告番号 6 1 - 2 の〈裁判所認定欄〉(e)) 及びこれに対する平成 2 3 年 3 月 1 1 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、原告番号 6 1 - 3, 6 1 - 4, 6 1 - 5 の請求はいずれも理由がない。

(原告番号 6 1 - 1 につき

250 万円 - 180 万円 + 7 万円 = 77 万円

原告番号 6 1 - 2 につき

250 万円 - 180 万円 + 7 万円 = 77 万円)

(以下本頁余白)

第6章 結論

よって、原告らの被告らに対する請求のうち、別紙認容額等一覧表の「認容／棄却の別」欄に「一部認容」との記載がある各原告の請求は、被告東電に対し、同一一覧表の各「認容額」欄記載の金員及びこれに対する平成23年3月11日から支払
 5 済みまで年5分の割合による金員の支払を求め、被告国に対し、同一一覧表の各「認容額」欄記載の金員及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるからこれらを認容し、同一一覧表の「認容／棄却の別」欄に「一部認容」との記載がある各原告の被告らに対する
 10 その余の請求及び同一一覧表の「認容／棄却の別」欄に「棄却」との記載がある各原告の被告らに対する請求は、いずれも理由がないからこれらを棄却することとし、訴訟費用につき、民訴法61条、64条本文、65条1項本文を、それぞれ適用し、仮執行の宣言及び仮執行の免脱宣言については、いずれもこれらを相当なものと認め、仮執行の宣言につき同法259条1項を、仮執行の免脱宣言につき同法259条3項を、それぞれ適用し、被告国の仮執行開始時期猶予宣言の申立てについては、
 15 相当でないからこれを付さないこととして、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第5民事部

裁判長裁判官 中 平 健

裁判官 森 大 輔

裁判官 馬 渡 万 紀 子

別紙認容額等一覧表

認容／棄却 の別	原告番号	原告氏名	請求額(円)	認容額(円)	訴訟費用 (被告ら負担割合)	担保額(円)
一部認容	1-1		33,000,000	4,922,000	15/100	3,400,000
一部認容	1-2		33,000,000	4,922,000	15/100	3,400,000
一部認容	1-3		33,000,000	4,922,000	15/100	3,400,000
一部認容	1-4		33,000,000	4,922,000	15/100	3,400,000
一部認容	1-5		33,000,000	4,922,000	15/100	3,400,000
一部認容	2-1		93,662,800	7,404,842	8/100	5,200,000
一部認容	2-2		35,728,000	4,926,000	14/100	3,400,000
一部認容	3		46,604,800	151,000	1/100	100,000
一部認容	4-1		38,986,327	4,950,000	13/100	3,500,000
一部認容	4-2		43,309,908	9,620,000	22/100	6,700,000
一部認容	4-3		24,750,000	4,950,000	20/100	3,500,000
一部認容	4-4		31,086,000	4,950,000	16/100	3,500,000
一部認容	4-5		24,750,000	4,950,000	20/100	3,500,000
一部認容	5-2		15,989,872	560,474	4/100	400,000
一部認容	5-3		15,989,872	560,474	4/100	400,000
一部認容	5-4		15,989,872	560,474	4/100	400,000
一部認容	5-5		15,989,872	560,474	4/100	400,000
一部認容	6-1		68,216,280	837,000	1/100	600,000
一部認容	6-2		35,274,360	820,000	2/100	600,000
一部認容	6-3		32,758,000	290,000	1/100	200,000
一部認容	6-4		32,758,000	290,000	1/100	200,000
一部認容	6-5		33,287,441	820,000	2/100	600,000
一部認容	7-1		18,118,563	610,000	3/100	400,000
一部認容	7-2		16,512,892	790,000	5/100	600,000
棄却	8-1		85,159,800	0	0	0
棄却	8-2		33,000,000	0	0	0
一部認容	9-1		22,000,000	280,000	1/100	200,000
一部認容	9-2		22,000,000	260,000	1/100	200,000
一部認容	9-3		22,000,000	170,000	1/100	100,000
一部認容	9-4		22,000,000	170,000	1/100	100,000
一部認容	10		93,184,157	10,495,532	11/100	7,300,000
一部認容	11-1		11,000,000	570,000	5/100	400,000
一部認容	11-2		11,000,000	570,000	5/100	400,000
一部認容	11-3		11,000,000	740,000	7/100	500,000
一部認容	11-4		11,000,000	740,000	7/100	500,000
一部認容	12-1		22,000,000	570,000	3/100	400,000

認容／棄却 の別	原告番号	原告氏名	請求額(円)	認容額(円)	訴訟費用 (被告ら負担割合)	担保額(円)
一部認容	12-2		22,000,000	240,000	1/100	200,000
一部認容	12-3		22,000,000	740,000	3/100	500,000
一部認容	12-4		22,000,000	740,000	3/100	500,000
一部認容	13-1		152,123,557	3,800,000	2/100	2,700,000
一部認容	13-2		100,752,752	4,977,794	5/100	3,500,000
一部認容	14-1		81,694,800	170,000	1/100	100,000
一部認容	14-2		42,020,000	144,000	1/100	100,000
一部認容	15-1		22,000,000	4,938,000	22/100	3,500,000
一部認容	15-2		22,000,000	4,938,000	22/100	3,500,000
一部認容	16		30,228,000	562,000	2/100	400,000
一部認容	17		33,162,408	4,888,068	15/100	3,400,000
一部認容	18-1		57,930,318	6,353,259	11/100	4,400,000
一部認容	18-2		33,363,000	4,926,000	15/100	3,400,000
一部認容	18-3		33,363,000	4,846,000	15/100	3,400,000
一部認容	18-4		33,363,000	4,846,000	15/100	3,400,000
一部認容	18-5		33,363,000	4,926,000	15/100	3,400,000
一部認容	19-1		11,000,000	520,000	5/100	400,000
一部認容	19-2		11,000,000	300,000	3/100	200,000
一部認容	20-1		31,405,000	550,000	2/100	400,000
一部認容	20-2		31,405,000	110,000	1/100	100,000
一部認容	20-3		31,405,000	30,000	1/100	0
棄却	20-4		30,580,000	0	0	0
棄却	20-5		22,000,000	0	0	0
一部認容	21-1		41,668,000	4,926,000	12/100	3,400,000
一部認容	21-2		48,375,223	7,795,829	16/100	5,500,000
一部認容	21-3		31,020,000	4,926,000	16/100	3,400,000
一部認容	22-1		75,508,820	819,333	1/100	600,000
一部認容	22-3		26,008,415	177,333	1/100	100,000
一部認容	22-4		26,008,414	177,333	1/100	100,000
一部認容	23-1		71,607,690	13,958,975	19/100	9,800,000
一部認容	23-2		39,537,639	4,924,000	12/100	3,400,000
棄却	23-3		33,000,000	0	0	0
一部認容	23-4		33,000,000	4,404,000	13/100	3,100,000
一部認容	23-5		33,000,000	4,404,000	13/100	3,100,000
一部認容	24-1		42,020,000	4,930,000	12/100	3,500,000
一部認容	24-2		42,020,000	4,930,000	12/100	3,500,000
一部認容	24-3		42,020,000	4,930,000	12/100	3,500,000
一部認容	25-1		44,000,000	8,861,000	20/100	6,200,000

認容／棄却 の別	原告番号	原告氏名	請求額(円)	認容額(円)	訴訟費用 (被告ら負担割合)	担保額(円)
一部認容	25-2		22,000,000	4,926,000	22/100	3,400,000
一部認容	26-2		47,817,000	25,000	1/100	0
一部認容	26-3		37,191,000	520,000	1/100	400,000
棄却	26-4		5,313,000	0	0	0
棄却	26-5		5,313,000	0	0	0
一部認容	27-1		35,816,000	570,000	2/100	400,000
一部認容	27-2		35,552,000	740,000	2/100	500,000
棄却	28		22,000,000	0	0	0
一部認容	29		71,561,620	7,873,235	11/100	5,500,000
一部認容	31-1		22,000,000	4,812,000	22/100	3,400,000
棄却	31-2		22,000,000	0	0	0
一部認容	32-1		22,000,000	310,000	1/100	200,000
棄却	32-2		22,000,000	0	0	0
一部認容	33-1		35,860,000	520,000	1/100	400,000
一部認容	33-2		35,860,000	300,000	1/100	200,000
一部認容	34		31,900,000	3,820,000	12/100	2,700,000
一部認容	35-1		64,139,818	9,604,133	15/100	6,700,000
一部認容	35-2		40,986,840	8,210,753	20/100	5,700,000
一部認容	35-3		37,604,463	7,964,115	21/100	5,600,000
一部認容	35-4		41,514,000	4,950,000	12/100	3,500,000
一部認容	35-5		29,370,000	4,950,000	17/100	3,500,000
一部認容	36-1		11,000,000	190,000	2/100	100,000
一部認容	36-2		11,000,000	300,000	3/100	200,000
一部認容	36-3		11,000,000	300,000	3/100	200,000
一部認容	37-1		85,093,800	8,470,869	10/100	5,900,000
一部認容	37-2		45,419,000	4,674,000	10/100	3,300,000
一部認容	37-3		39,710,000	4,904,000	12/100	3,400,000
一部認容	38		10,000,000	190,000	2/100	100,000
一部認容	39-1		33,000,000	2,971,000	9/100	2,100,000
一部認容	39-2		33,000,000	3,176,000	10/100	2,200,000
一部認容	39-3		33,000,000	2,450,000	7/100	1,700,000
一部認容	40-1		16,500,000	3,239,000	20/100	2,300,000
棄却	40-3		11,000,000	0	0	0
棄却	40-4		11,000,000	0	0	0
一部認容	40-5		11,000,000	770,000	7/100	500,000
棄却	40-6		11,000,000	0	0	0
一部認容	40-7		5,500,000	3,239,000	59/100	2,300,000
一部認容	41-1		14,080,000	610,000	4/100	400,000

認容／棄却 の別	原告番号	原告氏名	請求額(円)	認容額(円)	訴訟費用 (被告ら負担割合)	担保額(円)
棄却	41-2		14,080,000	0	0	0
一部認容	41-3		14,080,000	960,000	7/100	700,000
一部認容	41-4		14,080,000	960,000	7/100	700,000
一部認容	41-5		14,080,000	960,000	7/100	700,000
一部認容	42		33,000,000	190,000	1/100	100,000
一部認容	43-1		38,940,000	660,000	2/100	500,000
一部認容	43-2		38,940,000	482,000	1/100	300,000
一部認容	43-3		38,940,000	92,000	1/100	100,000
一部認容	43-4		38,940,000	92,000	1/100	100,000
一部認容	44-1		46,114,096	5,874,289	13/100	4,100,000
一部認容	44-2		33,430,139	4,928,000	15/100	3,400,000
一部認容	45-1		22,000,000	524,000	2/100	400,000
棄却	45-2		22,000,000	0	0	0
棄却	45-3		22,000,000	0	0	0
一部認容	45-4		22,000,000	524,000	2/100	400,000
一部認容	45-5		22,000,000	354,000	2/100	200,000
一部認容	46-1		10,000,000	568,656	6/100	400,000
一部認容	46-2		10,000,000	300,000	3/100	200,000
一部認容	47-2		35,750,000	4,924,000	14/100	3,400,000
一部認容	47-3		35,750,000	4,924,000	14/100	3,400,000
棄却	48-1		3,850,000	0	0	0
棄却	48-2		3,850,000	0	0	0
棄却	48-3		3,850,000	0	0	0
一部認容	48-4		11,000,000	1,650,000	15/100	1,200,000
一部認容	49-1		30,470,000	527,000	2/100	400,000
一部認容	49-2		39,325,000	527,000	1/100	400,000
一部認容	49-3		39,325,000	307,000	1/100	200,000
一部認容	49-4		39,325,000	307,000	1/100	200,000
一部認容	49-5		39,325,000	307,000	1/100	200,000
一部認容	50-1		11,000,000	520,000	5/100	400,000
一部認容	50-2		11,000,000	300,000	3/100	200,000
一部認容	50-3		11,000,000	300,000	3/100	200,000
一部認容	51-1		27,555,000	880,000	3/100	600,000
一部認容	51-2		27,555,000	880,000	3/100	600,000
一部認容	51-3		27,555,000	440,000	2/100	300,000
一部認容	51-4		27,555,000	440,000	2/100	300,000
一部認容	52		22,000,000	4,128,742	19/100	2,900,000
一部認容	53-1		16,603,381	610,000	4/100	400,000

(審71) 2-2-5

認容／棄却 の別	原告番号	原告氏名	請求額(円)	認容額(円)	訴訟費用 (被告ら負担割合)	担保額(円)
一部認容	53-2		11,000,000	610,000	6/100	400,000
一部認容	53-3		11,000,000	740,000	7/100	500,000
一部認容	53-4		11,000,000	740,000	7/100	500,000
一部認容	53-5		11,000,000	740,000	7/100	500,000
一部認容	54		42,613,932	1,890,663	4/100	1,300,000
一部認容	55		54,299,300	5,242,130	10/100	3,700,000
棄却	56-1		33,000,000	0	0	0
一部認容	56-2		33,000,000	526,000	2/100	400,000
一部認容	57-1		47,865,889	2,576,525	5/100	1,800,000
一部認容	57-2		33,000,000	14,856,000	45/100	10,400,000
一部認容	57-3		22,000,000	3,856,000	18/100	2,700,000
一部認容	57-4		22,000,000	2,810,000	13/100	2,000,000
一部認容	57-5		22,000,000	3,430,000	16/100	2,400,000
一部認容	58-1		22,000,000	1,544,000	7/100	1,100,000
一部認容	58-2		22,000,000	7,154,000	33/100	5,000,000
一部認容	58-3		22,000,000	7,154,000	33/100	5,000,000
一部認容	58-4		22,000,000	7,154,000	33/100	5,000,000
一部認容	58-5		22,000,000	7,154,000	33/100	5,000,000
一部認容	59		25,630,660	25,000	1/100	0
一部認容	60-2		38,500,000	3,390,000	9/100	2,400,000
一部認容	61-1		33,550,000	770,000	2/100	500,000
一部認容	61-2		33,550,000	770,000	2/100	500,000
棄却	61-3		33,550,000	0	0	0
棄却	61-4		33,550,000	0	0	0
棄却	61-5		33,550,000	0	0	0

原告ら総数 175名

合計

5,403,088,790 419,637,304

(別紙) 細目次

〈第 1 分冊〉

	第 1 章 請求	4
5	第 2 章 事案の概要	5
	第 1 節 請求の概要	5
	第 2 節 前提となる事実	6
	第 1 東日本大震災発生、津波の発生	6
	1 本件地震の概要	6
10	2 本件津波の発生	6
	3 本件地震及び本件津波による被害	6
	第 2 福島第一原発の概要	7
	1 施設の概要、規模、性能、設置経緯等	7
	2 施設の配置、構造等	7
15	3 発電の基本原理及び原子炉の基本的な構造	7
	4 原子炉施設の安全を確保するための仕組み	8
	(1) 止める機能（原子炉停止機能）	9
	(2) 冷やす機能（原子炉冷却機能）	9
	(3) 閉じ込める機能（格納機能）	9
20	第 3 本件事故の概要	10
	1 福島第一原発で観測された本件地震及び本件津波	10
	2 本件津波による福島第一原発主要施設の浸水概要	10
	3 福島第一原発における被害の概要（1～4号機関連）	10
	(1) 1号機	11
25	(2) 2号機	11
	(3) 3号機	11

	4	本件事故に伴う被災状況	12
	(1)	放射性物質の放出状況	12
	(2)	本件事故後の避難の概況	12
	第4	本件事故後の救済措置の概況	12
5	1	原子力損害賠償紛争審査会による指針類の策定	12
	2	原賠センターの和解仲介手続（ADR）	13
	3	被告東電の自主的賠償基準の策定及び被告東電に対する直接請求	13
	4	その他の賠償請求	14
	第5	原子力事業の安全規制に関する状況（本件事故時）	14
10	1	法令等の定め	14
	2	原子炉施設の設計及び建設に関する規制上の手続	14
	(1)	原子炉施設設置許可の枠組み	14
	(2)	安全審査等において用いられる指針	15
	(3)	耐震についての審査指針	16
15	3	原子力安全に関する規制機関	16
	4	地震・津波に関する防災行政担当機関	16
	(1)	中央防災会議	16
	(2)	地震調査研究推進本部	17
	(3)	中央防災会議と地震本部の関係	18
20	5	事業者団体等	18
	(1)	電気事業連合会	18
	(2)	土木学会	19
	第3章	争点及びこれに関する当事者の主張	20
	第1節	本件の争点	20
25	第1	責任論	20
	第2	損害総論ないし損害各論の総論	20

	第3 損害各論	20
	第2節 争点に関する当事者の主張	21
	第1 争点1 (被告東電に対する一般不法行為に基づく請求の可否) について	21
5	1 原告らの主張	21
	2 被告東電の主張	22
	第2 争点2 (本件事故の予見可能性に関する議論の前提としての予見の対象) について	23
	1 原告らの主張	23
10	2 被告国の主張	24
	(1) 国賠法上の法的義務違背の前提となる予見可能性	24
	(2) 本件における予見可能性の対象	24
	3 被告東電の主張	26
	第3 争点3 (本件事故の予見可能性) について	27
15	1 原告らの主張	27
	(1) 津波に関する知見に基づき、平成14年頃には予見可能性があったこと	27
	ア 4省庁報告書	27
	(ア) 4省庁報告書の策定	27
20	(イ) 4省庁報告書の内容	27
	(ウ) まとめ	29
	イ 7省庁手引き、津波災害予測マニュアル及び津波浸水予測図	29
	(ア) 7省庁手引き及び津波災害予測マニュアルの作成	29
	(イ) 津波災害予測マニュアルに基づく津波浸水予測図の重要性	30
25	(ウ) 津波浸水予測図に基づく認識・予見の内容	31
	(エ) まとめ	32

	ウ 地震本部の長期評価と被告らの予見可能性	32
	(ア) はじめに	32
	(イ) 地震本部の設立及び長期評価の意義について	33
	a 地震本部の設立の経緯	33
5	b 中央防災会議との関係について	34
	(ウ) 地震本部の長期評価の内容	35
	a 長期評価による「次の地震」の予測	35
	b 長期評価の根拠と正当性	36
10	(エ) 被告らは長期評価に基づいて敷地高10mを超える津波の発生を予見するこ とができたこと	37
	(オ) 長期評価に対する被告らの対応	38
	a 長期評価発表直前において内閣府が発表阻止の画策をしたこと	38
	b 長期評価発表後において被告東電が対策を検討しなかったこと	41
	c 電力会社側の姿勢と規制庁の受け入れ	42
15	d その後の被告らの長期評価に対する対応	44
	e 長期評価に対する被告らの対応と予見可能性	45
	エ 小括	45
	(2) 平成18年時点又は、遅くとも平成21年～22年の時点で予見可能性 があったこと（予備的主張）	46
20	ア 国内外で実際に発生した原子力発電所の溢水事故等	46
	(ア) 被告東電における平成3年の海水漏えい事故	46
	(イ) フランスのルブレイエ原子力発電所事故	47
	(ウ) インドのマドラス原発の事故による電源喪失事故	47
	(エ) 米国キウオーニー原発における対策	48
25	イ 安全情報検討会	48
	(ア) 安全情報検討会の設置	48

	(イ) 安全情報検討会における具体的な検討内容	49
	ウ 洪水勉強会	50
	(ア) 開催の提案	50
	(イ) 第3回洪水勉強会の開催	50
5	(ウ) 小括	50
	エ 明治三陸沖地震についてのさらなる知見の進展	51
	オ 福島沖の日本海溝でも津波地震が起きるとのアンケート回答	51
	カ マイアミ論文における知見	52
	(ア) マイアミ論文の概要	52
10	(イ) マイアミ論文におけるM _w （モーメントマグニチュード）の仮定	52
	(ウ) 最大M _w （モーメントマグニチュード）8.5を想定していること	53
	(エ) 今後50年以内に起こり得る事象の分析	53
	キ 予見可能性に関する予備的主張まとめ	53
	(ア) 平成18年頃に予見可能性があったこと	53
15	(イ) 平成21年9月～平成22年3月に予見可能性があったこと	54
	(3) 津波評価技術の問題性について	55
	ア 津波評価技術は4省庁報告書・長期評価と比較して断層モデルの設定 範囲が狭いこと	55
	イ 「安全率」の考え方を放棄し、補正係数を1.0としたこと	57
20	ウ 津波評価技術は民間基準であり、規制に用いるための要件を充たして いないこと	59
	エ 結論	60
	(4) 中央防災会議報告について	60
	ア 中央防災会議が長期評価を採用しなかったこと自体が問題であるこ と	60
25	イ 中央防災会議においても反対の意見が多数出ていたこと	60

	ウ 中央防災会議の最終的な報告内容	60
	エ 小括	61
	2 被告国の主張	62
5	(1) 規制権限を行使すべき作為義務を生じさせるために必要な予見可能性 を裏付ける科学的根拠の程度について	62
	ア 通説的な見解といえる程度に形成, 確立した科学的根拠の必要性	62
	イ 従来の最高裁判所の立場	63
	ウ 被害がいまだ発生していない場合についての考え方	65
	エ 被害発生の切迫性	66
10	オ まとめ	67
	(2) 本件津波と同程度の津波の予見可能性	67
	(3) 敷地高を超える津波の予見可能性	69
	ア 福島第一原発の設置 (変更) 許可処分当時の考え方について	69
	イ 4省庁報告書と7省庁手引きについて	70
15	(ア) 「4省庁報告書」によって導き出される津波	71
	(イ) 7省庁手引きによって導き出される津波	72
	(ウ) 小括	73
	ウ 原告ら主張の長期評価の見解について	74
	(ア) 原告ら主張の長期評価の見解の内容	74
20	(イ) 日本海溝沿いの北部と南部の地形・地質の違いの不考慮	75
	(ウ) 防災行政的な観点からの便宜的整理	76
	(エ) ポアソン過程に基づく確率計算の前提としての意味合い	77
	(オ) 津波地震の発生メカニズムの未解明性	77
	(カ) 長期評価の見解と整合しない文献の存在	79
25	a 都司嘉宣, 上田和枝「慶長16年(1611), 延宝5年(1677), 宝 暦12年(1763), 寛政5年(1793), および安政3年(1856)の各	

	三陸地震津波の検証」(平成7年)【甲C79】	79
	b 石橋克彦「史料地震学で探る1677年延宝房総沖津波地震」(平成15年)	
	【丙C14】	79
	c 地震本部「日本の地震活動」(第2版)(平成21年3月)【丙C103】	
5		80
	(キ) 地震本部地震調査委員会での異論・指摘	80
	(ク) 長期評価の結論が地震学者の見解の最大公約数とはいえないこと	81
	(ケ) 長期評価における地震の予測に対する評価の信頼度	81
	(コ) 本件地震の規模(長期評価の想定との相違)	82
10	a 本件地震の規模は明治三陸地震及び貞観地震を大幅に上回ること	82
	b 本件地震は津波地震型及び貞観地震型の複合型であること	82
	c 本件地震は長期評価の想定領域で発生したものではないこと	83
	(サ) 小括	83
	エ 中央防災会議報告について	84
15	(ア) 中央防災会議について	84
	(イ) 中央防災会議報告の判断内容	85
	(ウ) 小括	85
	オ 「溢水勉強会」について	86
	(ア) 「溢水勉強会」の趣旨について	86
20	(イ) 「溢水勉強会」の検討結果について	87
	カ 「貞観津波」に関する知見の進展について	90
	(ア) 平成18年までの貞観津波に関する研究結果について	91
	(イ) 平成18年以降の貞観津波に関する研究結果について	92
	キ 津波評価技術について	94
25	(ア) 津波評価技術による設計津波水位の評価方法	94
	(イ) 設計想定津波の評価は既往津波の痕跡高の約2倍となっていること	95

	(ウ) 津波評価技術による設計想定津波の発想	95
	(エ) 歴史上の地震を考慮しないことが不合理といえないこと	95
	(オ) 基準断層モデルの設定が不合理といえないこと	96
	(カ) 補正係数が1.0とされたことが不合理といえないこと	96
5	(キ) 津波評価技術は国際的にも評価された合理的手法であること	97
	ク 「明治三陸地震についての知見」について	97
	ケ マイアミ論文は研究途上のものであったこと	98
	(ア) 確率論的津波ハザード解析手法について	98
	(イ) 確率論的津波ハザード解析手法は確立された手法ではなかったこと	99
10	(ウ) 地震の発生地域の設定について	100
	(エ) 小括	100
	コ 安全情報検討会について	101
	サ 被告国は平成20年試算の存在を知り得なかったこと	101
	シ 長期評価の見解に基づく津波の福島第一原発に対する影響を自ら試算する又は被告東電に試算させる義務について	102
15	ス 敷地高を超える津波の予見可能性に関する結論	103
	3 被告東電の主張	104
	(1) 4省庁報告書について	104
	(2) 7省庁手引き、津波災害予測マニュアル及び津波浸水予測図について	105
20	(3) 長期評価について	105
	(4) 津波評価技術について	107
	(5) 耐震バックチェックへの対応と長期評価についての検討	107
	ア 保安院による耐震バックチェックの指示	107
25	イ 明治三陸沖地震の波源モデルを用いた津波の試算	109
	第4 争点4（本件事故の結果回避可能性）について	111

1	原告らの主張	111
	(1) 結果回避可能性が生じる時期について	111
	ア 平成14年以降遅くとも平成18年までの間（主位的主張） ...	111
	イ 平成21年9月以降平成22年3月までの間（予備的主張） ...	112
5	(2) 結果回避措置の具体的内容	113
	ア 主位的主張	113
	(ア) 津波が直接敷地上に遡上することを防止する措置（防潮堤の設置）	113
	(イ) 海水ポンプ（取水路）からの遡上を防止する措置	114
	(ウ) 建屋内への浸水を防止する措置	114
10	a 建屋開口部の防潮壁・防潮板の設置	114
	b 扉部分の水密化	114
	c ケーブル・配管等の貫通部の止水処理（シーリング処理）	114
	(エ) 建屋内に海水が侵入したことに備える措置	115
	a 重要機器の水密化	115
15	b 浸水経路への堰・排水ポンプの設置	115
	(オ) 配電盤等の電源設備の設置場所の高所化	115
	イ 予備的主張1（空冷式非常用D／G等の移設・水密化）	116
	ウ 予備的主張2（直流電源設備の移設等）	117
	(ア) 直流電源の機能状況	117
20	(イ) 直流電源喪失の影響	119
	(ウ) 直流電源防護のためにとり得る措置	120
	2 被告国の主張	121
	(1) 結果回避可能性の判断枠組みについて	121
	(2) 特定の津波に対する対策として複数の対策が存在する場合の考え方	123
25	(3) 本件事故以前において措定し得る結果回避措置について	124
	ア 本件事故後に講じられた規制措置について	124

	イ 津波対策として主要施設を水密化することは後知恵であること	124
	(ア) 洪水勉強会の評価について	124
	(イ) 洪水勉強会の中で議論された建屋内の水密扉の意味合い	125
	ウ 原告ら主張の相当程度の安全裕度について	126
5	(4) 本件事故前の工学的知見に基づく対策を講じた場合の結果回避可能性	126
	(5) 原告ら主張の措置の困難性	127
	ア 水密化について	127
	イ 電源設備の高所設置について	128
10	ウ 直流電源等の高台配備について	129
	(ア) 接続の困難性	129
	(イ) D／DFP（ディーゼルエンジン駆動の消火系ポンプ）による注水の困難性	130
	(ウ) 消防車による注水の困難性	131
	(エ) HPCI（高圧注水系）の利用困難性	131
15	(6) 本件事故前の状況及び許認可手続に要する時間等について	132
	(7) まとめ	134
	3 被告東電の主張	135
	第5 争点5（原告ら主張の具体的結果回避措置に関して被告国が規制権限を行使することができたか）について	137
20	1 原告らの主張	137
	(1) 規制権限不行使の違法性の判断枠組み	137
	ア 規制権限不行使の違法性について判断した最高裁判例の判断枠組み	137
	イ 規制権限等を定めた法令の趣旨、目的、その権限の性質等について	137
25	(ア) 原子力基本法（平成24年改正前）	137

	(イ) 炉規法（核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）（平成 2 4 年改正前）	138
	(ウ) 電気事業法（平成 2 4 年改正前）	140
	(エ) 省令 6 2 号（平成 2 3 年改正前）	142
5	(2) 被告国が規制権限を行使することができたこと	142
	(3) 伊方原発訴訟最高裁判決に関する被告国の主張について	143
	(4) 基本設計ないし基本的設計方針の意義について	144
2	被告国の主張	145
	(1) 炉規法の段階的規制の仕組み	146
10	(2) 段階的安全規制における技術基準適合命令	147
	ア 段階的安全規制における技術基準の位置づけ	148
	イ 技術基準適合命令の対象	149
	(3) 基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる問題についての規制権限の有無	150
15	(4) 原告ら主張の各措置の基本設計ないし基本的設計方針への該当性 .	150
	ア 防潮堤の設置，海水ポンプエリアについて防水壁・防水蓋の設置について	150
	イ 建屋開口部への防潮壁・防潮板の設置，建屋の外部扉の水密化，建屋の配管等の貫通部のシーリング処理，重要機器の水密化，浸水経路への堰・排水ポンプの設置，配電盤等の電源設備の設置場所の高所化について	151
20	ウ 帰結	152
	(5) 省令 6 2 号と外部事象との関係	152
	(6) 改正後の炉規法について	153
	ア 改正後の炉規法の規定	153
25	イ 平成 2 4 年改正後の炉規法 4 3 条の 3 の 2 3 について	154
	ウ 平成 2 4 年改正前の電気事業法 4 0 条の解釈について	154

	(7) まとめ	155
	第6 争点6 (被告国が規制権限を行使できたとして、その規制権限不行使が国 賠法1条1項の適用上違法となるか否か) について	156
	1 原告らの主張	156
5	(1) 原子力発電事業の特殊性	156
	ア 原子力発電事業の悪影響に対する事業開始前の認識	156
	イ 放射線が人体に深刻な悪影響を及ぼすことの認識	156
	ロ 他の一般的な事業と、原子力発電事業の差異	156
10	イ 原子力発電事業は、国が率先してその導入・拡大を図ってきた国策事 業であること	157
	ウ 原子力発電事業の異質かつ重大な危険性	158
	エ 地震や津波などの自然現象の発生し得る最大規模や、時期を正確に予 測することは不可能であること	159
	オ 原子力事業の特殊性と被告国の規制権限不行使の違法性判断 ...	160
15	(2) 規制権限不行使の違法性の判断枠組み	160
	(3) 本件における被告国の規制権限不行使の違法性	161
	ア 保護法益の重大性について	161
	イ 本件事故の予見可能性について	162
	ウ 本件事故の結果回避可能性について	163
20	エ 結果回避措置をとり得る主体の非代替性 (被告国への期待可能性)	163
	オ 規制権限不行使の違法	164
	2 被告国の主張	164
	(1) 規制権限不行使の違法性の判断枠組み及びその考慮要素について .	164
25	(2) 原子力規制に関する法令の趣旨・目的について	165
	ア 原子力規制において求められる安全性の内容について	165

	イ 原子炉の安全確保に関する被告国の二次的・補完的責任	166
	(ア) 各種法令の定めについて	166
	(イ) 被告国が原子力発電所事業を推進したという事実との関係	168
5	ウ 規制権限の性質（規制権限行使における専門性及び裁量性など）につ いて	169
	(ア) 原子力発電施設に係る「相対的安全性」の判断についての行政庁の裁量	169
	(イ) 規制権限の行使に当たって必要となる科学的、専門技術的判断	170
	(ウ) 「グレーデッドアプローチ」について	171
	(3) 被害の予見可能性・切迫性について	172
10	ア 本件事故前における予見可能性・切迫性に関する事情	172
	イ 本件事故前に認識されていた課題	173
	ウ まとめ	175
	(4) 結果回避可能性について	175
	(5) 現実に実施された措置(対応)の合理性について	175
15	ア 総論	175
	イ 長期評価の見解を確率論において取扱う旨の被告東電の方針に対す る被告国の了承	176
	ウ 被告国の措置の合理性	177
	エ まとめ	177
20	(6) 規制権限行使以外の手段による結果回避困難性（規制対象者の結果回避 に向けた活動が期待できないこと）	177
	ア 「規制対象者による結果回避が期待できないこと」の意味合い .	178
	イ 被告国の二次的・補完的責任	178
25	ウ 被告東電によって津波対策が適切にされることが期待できる状況で あったこと	178
	(7) まとめ	179

	第7 争点7（被告東電の責任と被告国の責任の関係）について	180
	1 原告らの主張	180
	2 被告国の主張	180
	第8 争点8（本件で賠償の対象となるべき精神的損害の範囲及び法的性質並び	
5	に慰謝料の額）について	182
	1 原告らの主張	182
	(1) 総論	182
	ア 原告らの被侵害利益	182
	イ 不法行為法における損害賠償の基本原則	183
10	ウ 本件の賠償において考慮すべき要素	184
	エ 本件の賠償額算定の一般論	185
	(2) 精神的損害についての考え方	185
	ア 避難生活に伴う慰謝料	185
	(ア) 結論	185
15	(イ) 原則月額35万円であるべきことの根拠	186
	(ウ) 避難区域指定の有無で慰謝料は変わらないこと	187
	(エ) 小括	188
	イ ふるさと喪失・生活破壊慰謝料	188
	(ア) 避難慰謝料との関係	188
20	(イ) 「ふるさと喪失・生活破壊慰謝料」を基礎づける事実	189
	a 「ふるさと」の喪失	189
	b 住環境の喪失	189
	c 学びの環境の喪失	190
	d 職場・人生設計の喪失	190
25	e 被ばくの影響に対する恐怖	190
	f 周囲の人間関係の悪化	191

	g 家族・親族関係の悪化	191
	(ウ) 慰謝料額	191
	(エ) 小括	192
	(オ) 単身赴任者等について	192
5	2 被告東電の主張	192
	(1) 避難指示区域の居住者に係る慰謝料について	193
	ア 被侵害利益の具体的内容	193
	イ 被告東電の精神的損害の賠償の考え方	194
	(ア) 帰還困難区域について	194
10	(イ) 居住制限区域・避難指示解除準備区域について	195
	ウ 避難慰謝料について	196
	(ア) 中間指針等の意義	196
	a 中間指針等とは	196
	b 本件事故に関する審査会の設置	197
15	c 中間指針等が果たしてきた役割	198
	(イ) 中間指針等が定める慰謝料額について	199
	a 個別の慰謝料額の算定を省略した一律賠償であること	200
	b 審査会における審議の経緯	200
	c 本来原告個々の慰謝料額を算定すべきであること	202
20	d 大量・迅速処理の要請に基づく中間指針等の賠償額の設定	202
	e 原賠審における過去の裁判例についての検討	204
	f ADRについて	205
	(ウ) 平穏な日常生活とその基盤の喪失による精神的苦痛の取扱い	206
	(エ) 「1人月額10万円」の合理性	207
25	a 「合理的に算定した一定額の賠償」として定められていること	208
	b 負傷を伴う場合における自動車損害賠償責任保険等の基準を参考としてい	

	ること	208
	c 時間の経過に伴う賠償額の逡減がなされていないこと	208
	d 避難費用, 就労不能損害, 営業損害, 財物損害等について別途賠償される ものであること	209
5	e 1人当たりの賠償額であること	209
	f まとめ.....	209
	(オ) 交通事故に関する「赤い本」に準拠した慰謝料額との比較	210
	(カ) 結論.....	212
	エ ふるさと喪失慰謝料について	212
10	(イ) 被侵害利益の具体的な内容	212
	(ロ) 帰還困難区域等の旧居住者の慰謝料額	216
	(ハ) 旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域の居住者の慰謝料額	219
	a 生活環境や生活基盤の喪失についての取扱い.....	219
	b 権利侵害状態が継続していると評価することはできないこと	221
15	c 避難慰謝料と生活基盤の破壊・喪失等に係る慰謝料の関係.....	224
	d 1人当たり850万円という慰謝料額の十分性.....	224
	e 小括	225
	オ まとめ	225
	(2) 旧緊急時避難準備区域の居住者に係る慰謝料について	225
20	ア 基礎となる事情	225
	(イ) 避難の任意性	226
	(ロ) 本件事故後の状況.....	226
	イ 旧緊急時避難準備区域の居住者の慰謝料額について	227
	(イ) 被侵害利益について	227
25	(ロ) 強制的に避難が求められた区域との比較	227
	(ハ) 中間指針等が定める慰謝料額の合理性.....	230

	a	1人当たり月額10万円の慰謝料額について.....	230
	b	時間の経過によって減額されず、区域指定の解除後も11か月間にわたって継続して賠償されること	230
	c	賠償終期の考え方	231
5	d	避難費用、就労不能損害、営業損害などの財産的損害は別途賠償の対象となること	232
	e	小括	233
	(3)	旧屋内退避区域及び南相馬市要請区域の居住者に係る慰謝料について	233
10	ア	旧屋内退避区域及び南相馬市要請区域の概要	233
	(ア)	旧屋内退避区域における指示の内容、対象範囲及び対象期間について	233
	(イ)	南相馬市要請区域における指示の内容、対象範囲及び対象期間について	234
	イ	基礎となる事情	234
	(イ)	避難の任意性	234
15	(イ)	福島第一原発からの距離	235
	(ウ)	指定又は要請の対象期間	235
	(エ)	本件事故後の状況	235
	ウ	旧屋内退避区域等の住民に係る精神的損害の賠償対象期間及び慰謝料額	236
20	(ア)	中間指針の考え方	236
	a	慰謝料額	236
	b	賠償終期	236
	(イ)	被告東電の賠償の考え方	236
	(ウ)	賠償対象期間の検討	236
25	(エ)	慰謝料額の合理性	238
	(4)	避難指示の対象とされていない区域に居住する住民に係る慰謝料につ	

	いて	240
	ア 基礎となる事情	240
	イ 被侵害利益について	241
	ウ 賠償対象期間について	244
5	(イ) 大人（妊婦・子ども以外）の賠償期間について	244
	a 精神的損害の賠償対象期間	244
	b 中間指針追補の考え方	244
	c 避難者も滞在者も同様であること	245
	(ロ) 妊婦・子どもの自主的避難等対象者の精神的損害の賠償対象期間について	246
10	(ハ) 大人の同伴者である自主的避難等対象者の精神的損害の賠償対象期間について	247
	エ 賠償額について	247
	(イ) 大人（妊婦・子ども以外）について（同伴者を含む。）	247
15	(ロ) 妊婦・子どもについて	249
	(ハ) 自主的避難実行者と滞在者の損害額について	250
	オ 中間指針等の考え方について	250
	カ 小括	252
	キ 区域外の居住者（単身赴任者等）の損害に関する考え方	253
20	3 被告国の主張	253
	第9 争点9（避難指示区域の指定がない居住地から避難した場合の避難の合理性）について	255
	1 原告らの主張	255
	(1) 低線量被ばくの健康影響について	255
25	ア 基本的考え方	255
	イ 被ばくの健康影響が「科学的に実証される」ことの意味	255

	ウ	LNTモデルが「科学的に実証されていない」ということの正確な意味	256
	エ	低線量被ばくにおいて統計上の有意差が確認できていないことの要因と克服の可能性	257
5	(ア)	疫学データ上の限界	257
	(イ)	統計上の検出力の問題	257
	オ	統計上の有意差未確認と低線量被ばくの健康影響	258
	カ	LNTモデルに対する合理的な支持	259
	キ	放射線の健康影響についての司法判断の手法とその到達点	260
10	ク	低線量被ばくの健康影響に関する司法判断の到達点	262
	ケ	DDREF（線量・線量率効果係数）について	263
	コ	原告らの従来 of 居住地の累積被ばく線量について	265
	(ア)	累積被ばく線量積算の想定条件	265
	(イ)	原告らの従前の居住地の累積被ばく線量	268
15	(2)	避難行動の相当性、避難指示等区域設定の不合理性	268
	(3)	避難を継続することの相当性	270
	ア	放射線被ばくによる健康被害のおそれと放射性物質の汚染状況等	270
	イ	放射性物質の汚染状況の継続等	271
	ウ	避難指示等対象区域外からの避難者が多いこと	271
20	(ア)	区域外避難者の人数は政府等の発表よりも多いこと	271
	(イ)	全避難者における区域外避難者の割合、人数とその継続	271
	(ウ)	避難指示等対象区域からの避難者においても避難指示によらずに避難すると の判断をした者は少なくなかったこと	271
	(エ)	小括	272
25	エ	報道等からみた避難継続の相当性	272
	オ	放射性物質の汚染による原告らの事故時住所及び生活圏の生活の変	

	容	272
	(ア) 原告らの事故時住所及び生活圏の変容	272
	(イ) 商業, 経済構造の変化	273
	カ 福島で暮らす住民らに対するアンケート結果	273
5	キ 除染の不十分さ	274
	ク 再度の事故の不安	274
	ケ 避難先での定着や帰還先の喪失	275
	コ 体調不良や健康不安	276
	サ 治安の悪化	276
10	シ 中間指針第二次追補の意義とその限界	277
	ス 小括	278
	2 被告東電の主張	278
	(1) 放射性物質・放射線とは	278
	ア 放射性物質・放射線とは	278
15	イ 自然放射線と人工放射線	279
	ウ 放射線被ばく	280
	(2) 放射線と健康影響に関する科学的知見	281
	ア 低線量被ばくWG報告書において整理されている科学的知見と国際 的合意	281
20	イ 財団法人放射線影響協会の見解	284
	ウ 経済産業省の説明資料について	285
	エ まとめ	286
	(3) 放射線防護の考え方	287
	ア ICRPの勧告による放射線防護の考え方	287
25	イ 低線量被ばくにおけるしきい値について	288
	ウ 日本の放射線防護体制	290

	エ 福島県内の学校等の校舎・校庭の利用に関する取扱い	291
	オ IAEA国際フォローアップミッション最終報告書	292
	カ 原子力規制委員会の見解	293
	キ まとめ	294
5	(4) 政府による避難指示が年間20mSvの基準を採用していること	295
	(5) まとめ	295
	3 被告国の主張	296
	(1) 低線量被ばくの健康影響に対する不安感についての賠償の考え方 .	296
	ア 慰謝料の支払が必要な程度の精神的苦痛についての考え方	296
10	イ 健康被害のリスクが他の要因による影響に隠れてしまうほど小さい と考えられる事象に対する単なる不安感について	296
	ウ 危険が現実化する客観的・科学的根拠を不要とする原告らの主張につ いて	298
	(2) 原告らの元居住地における本件事故後50年における積算空間線量に 関する主張について	300
15	第10 争点10 (主な財物損害についての損害認定の在り方) について .	302
	1 原告らの主張	302
	(1) 総論	302
	(2) 居住用土地	304
20	(3) 居住用不動産 (建物)	304
	(4) 家財	305
	2 被告東電の主張	306
	(1) 不動産の財物損害に関する主張について	306
	ア 損害概念	306
25	イ 再取得価格は損害ではないこと	306
	ウ 損害について主張立証を欠くこと	307

	エ 中間指針等に基づく賠償は十分なものであること	308
	(2) 家財の財物損害に関する主張について	309
	3 被告国の主張	309
	第1 1 争点1 1 (弁済の抗弁の可否) について	310
5	1 被告東電の主張	310
	(1) 総論	310
	(2) 避難慰謝料の補完的機能	310
	(3) 原告らが主張する生活破壊慰謝料の補完的機能	310
	(4) 結論	311
10	2 被告国の主張	311
	3 原告らの主張	311
	第1 2 争点1 2 (損害発生の有無及びその数額) について	312
	1 原告番号2の世帯について	312
	(1) 原告番号2らの主張	312
15	ア 長女への賃料相当額について	312
	イ 駐車場賃料について	313
	ウ 賠償説明会等への交通費について	313
	(2) 被告東電の主張	313
	ア 長女への賃料相当額について	313
20	イ 駐車場賃料について	313
	ウ 賠償説明会等への交通費について	314
	エ 陳述書が反対尋問を経ていないこと	314
	(3) 被告国の主張	314
	2 原告番号4の世帯について	314
25	(1) 原告番号4らの主張	314
	ア 就労不能損害について	314

	(イ) 原告番号4－1	314
	(イ) 原告番号4－4	314
	イ 宿泊費について	315
	(2) 被告東電の主張	315
5	ア 就労不能損害について	315
	(イ) 原告番号4－1	315
	(イ) 原告番号4－4	316
	イ 宿泊費について	316
	(3) 被告国の主張	316
10	3 原告番号5の世帯について	316
	(1) 原告番号5らの主張（通院慰謝料及び後遺障害慰謝料）	316
	(2) 被告東電の主張	316
	(3) 被告国の主張	316
	4 原告番号6の世帯について	317
15	(1) 原告番号6らの主張	317
	ア 交通費及びレンタカー代について	317
	イ 家具・生活雑貨購入について	317
	ウ 食費の増加について	317
	エ 1人暮らしの際の費用及び長男への謝礼について	317
20	(2) 被告東電の主張	318
	ア 交通費及びレンタカー代について	318
	イ 家具・生活雑貨購入について	318
	ウ 食費の増加について	318
	エ 1人暮らしの際の費用及び長男への謝礼について	318
25	オ 陳述書が反対尋問を経ていないこと	319
	(3) 被告国の主張	319

	5	原告番号7の世帯について	319
		(1) 原告番号7らの主張（一時帰宅費用について）	319
		(2) 被告東電の主張	319
		(3) 被告国の主張	319
5	6	原告番号10について	319
		(1) 原告番号10の主張	319
		ア 就労不能損害について	320
		イ 食費増加分について	320
		(2) 被告東電の主張	320
10		ア 就労不能損害について	320
		イ 食費増加分について	320
		(3) 被告国の主張	320
	7	原告番号17について	320
		(1) 原告番号17の主張（就労不能損害について）	320
15		(2) 被告東電の主張	321
		(3) 被告国の主張	321
	8	原告番号23の世帯について	321
		(1) 原告番号23－2の主張（営業再建費用について）	321
		(2) 被告東電の主張.....	321
20		(3) 被告国の主張	322
	9	原告番号35の世帯について	322
		(1) 原告番号35らの主張	322
		ア 自動車について	322
		イ 食費の増加について	322
25		ウ 就労不能損害について	322
		(ア) 原告番号35－1	322

	(イ) 原告番号 3 5 - 2	322
	(ウ) 原告番号 3 5 - 3	323
	(エ) 原告番号 3 5 - 4 の就労不能損害について	323
	(2) 被告東電の主張	323
5	ア 自動車について	323
	イ 食費の増加について	323
	ウ 就労不能損害について	323
	(ア) 原告番号 3 5 - 1	323
	(イ) 原告番号 3 5 - 2	324
10	(ウ) 原告番号 3 5 - 3	324
	(エ) 原告番号 3 5 - 4	324
	(3) 被告国の主張	324
1 0	原告番号 4 6 の世帯について	324
	(1) 原告番号 4 6 らの主張（就労不能損害について）	324
15	(2) 被告東電の主張	325
	(3) 被告国の主張	325
1 1	原告番号 5 2 について	325
	(1) 原告番号 5 2 の主張	325
	ア 生命・身体的損害について	325
20	イ 就労不能損害について	325
	ウ 増加食費について	326
	エ 家賃について	326
	(2) 被告東電の主張	326
	ア 生命・身体的損害について	326
25	イ 就労不能損害について	326
	ウ 増加食費について	326

	エ 家賃について	326
	オ 陳述書が反対尋問を経ていないこと	327
	(3) 被告国の主張	327
	ア 生命・身体的損害について	327
5	イ その他について	327
	1 2 原告番号5 3の世帯について	327
	(1) 原告番号5 3らの主張	327
	ア 避難費用（交通費）について	327
	イ 自治会費について	327
10	ウ 生活費の増加について	327
	エ 避難雑費について	327
	(2) 被告東電の主張	328
	ア 避難費用（交通費）について	328
	イ 自治会費について	328
15	ウ 生活費の増加について	328
	エ 避難雑費について	328
	(3) 被告国の主張	328
	ア 避難雑費について	328
	イ その他について	328

20

〈第2分冊〉

	第4章 認定事実等	1
	第1節 認定事実（本件事故発生まで）	2
	第1 福島第一原発の概要	2
25	1 立地条件等	2
	2 各種設備の配置・機能等	2

	(1) 各原子炉の配置等	2
	(2) 原子炉及び原子力発電の仕組み	3
	(3) 安全確保のための諸設備の状況	5
	ア 止める機能（原子炉停止機能）	5
5	イ 冷やす機能（原子炉冷却機能）	6
	(ア) 1号機	6
	a CS（炉心スプレイ系）	6
	b IC（非常用復水器）	7
	c HPCI（高圧注水系）	7
10	d CCS（格納容器冷却系）	8
	(イ) 2～5号機	8
	a RCI（原子炉隔離時冷却系）	8
	b RHR（残留熱除去系）	9
	c CS及びHPCI	10
15	(ウ) FP（消火系設備）	10
	ウ 閉じ込める機能（格納機能）	10
	(ア) 圧力容器について	11
	(イ) 格納容器について	12
	(ウ) SR弁（逃し安全弁）について	13
20	エ ベント設備について	13
	(4) 電源設備の状況	14
	ア 外部電源設備	14
	イ 各種配電盤	15
	(ア) M/C（高圧配電盤，金属閉鎖配電盤，メタクラ）	15
25	(イ) P/C（パワーセンター）及びMCC（モーターコントロールセンター）	15
	(ウ) DC（直流電源）	16

	ウ 非常用D／G（非常用ディーゼル発電機）	16
	エ 各種電源設備の設置場所	16
	(ア) 1号機関連	16
	a タービン建屋（T／B）	16
5	b コントロール建屋	17
	(イ) 2号機関連	17
	a タービン建屋（T／B）	17
	b コントロール建屋	17
	c サービス建屋（S／B）	17
10	d 運用補助共用施設（共用プール建屋）	17
	(ウ) 3号機関連	18
	a タービン建屋（T／B）	18
	b コントロール建屋	18
	(エ) 4号機関連	18
15	a タービン建屋（T／B）	18
	b コントロール建屋	19
	c 共用プール建屋	19
	(5) 各種設備の駆動源	19
	ア 主要計装機器	19
20	イ 原子炉停止機能	20
	(ア) スクラム	20
	(イ) S L C（ホウ酸水注入系）	20
	ウ 原子炉冷却機能	20
	(ア) C S（炉心スプレイ系）（1～4号機に装備）	20
25	(イ) I C（非常用復水器）（1号機に装備）	20
	(ウ) R C I C（原子炉隔離時冷却系）（2～4号機に装備）	21

	(エ) H P C I (高圧注水系) (1～4号機に装備)	21
	(オ) C C S (格納容器冷却系) (1号機に装備)	22
	(カ) R H R (残留熱除去系) (2～4号機に装備)	22
	(キ) F P (消火系設備)	22
5	エ 格納機能関係	22
	(イ) S R 弁 (逃し安全弁)	22
	(イ) ベント設備	23
	a ベント弁 (A O 弁)	23
	b M O 弁	24
10	c ラプチャーディスク	24
	第2 福島第一原発の設置許可及び建設	24
	1 被告東電の原子力発電所建設地及びその敷地地盤高の検討	24
	2 原子炉立地審査指針の策定	25
	3 福島第一原発の安全審査	27
15	4 福島第一原発の建設	28
	第3 安全設計審査指針の策定	28
	1 敷地の自然条件に対する設計上の考慮について	29
	(1) 規定の内容	29
	(2) 規定についての解説	29
20	2 非常用電源設備について	30
	(1) 規定の内容	30
	(2) 規定についての解説	30
	第4 外国における原発事故の発生等	31
	1 T M I 原発事故の発生及び原子力安全委員会による防災指針の策定 ..	31
25	2 チェルノブイリ原発事故の発生	31
	第5 アクシデントマネジメント対策の促進	32

	1	原子力安全委員会の決定	33
	(1)	第1項	33
	(2)	第2項	34
	(3)	第3項	34
5	(4)	第4項	34
	2	資源エネルギー庁によるアクシデントマネジメント対応方針の取りまとめ	35
	第6	「津波常習地域総合防災対策指針（案）」の策定	35
	第7	北海道南西沖地震の発生及びこれを契機とする防災対策	36
10	1	北海道南西沖地震の発生	36
	2	資源エネルギー庁による津波安全性の評価報告指示及び被告東電の報告	37
	3	沿岸部所管省庁による津波対策の検討	37
	第8	阪神・淡路大震災の発生及び地震本部の設置	38
15	第9	4省庁報告書等の策定	38
	1	経緯	38
	2	内容	39
	(1)	はじめに	39
	(2)	対象津波の設定	40
20	ア	内容	40
	イ	解説	41
	(3)	福島県沿岸地域における対象津波の設定結果	42
	ア	地震地体構造論による地域区分	42
	イ	想定地震の断層モデル	42
25	ウ	想定地震の位置設定	42
	エ	津波傾向の概略的把握	43

	(4) 策定に関わった専門家	43
	3 7省庁手引き, 津波災害予測マニュアル及び津波浸水予測図の策定 ..	43
	(1) 7省庁手引きの策定	43
	(2) 津波災害予測マニュアルの策定	44
5	(3) 国土庁の「津波浸水予測図」作成	45
	第10 長期評価の策定	46
	1 地震の発生領域及び震源域の形態	46
	2 過去の震源域について	47
	3 次の地震の発生位置及び震源域の形態について	47
10	4 地震活動	47
	5 過去の地震について	47
	(1) 三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震 (津波地震)	47
	(2) 三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート内大地震 (正断層型)	48
	6 次の地震について	49
15	(1) 三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震 (津波地震)	49
	(2) 三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート内大地震 (正断層型)	49
	7 信頼度について	49
	(1) ランクの意味合いについて	50
	ア 発生領域の評価について	50
20	イ 規模の評価について	51
	ウ 発生確率の評価について	51
	(2) 三陸北部から房総沖の領域に関する信頼度の認定	51
	ア 三陸北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震 (津波地震) につ	
	いて	51
25	イ 三陸北部から房総沖の海溝寄りのプレート内正断層型大地震につ	
	いて	52

	第1 1 津波評価技術の策定	52
	1 巻頭言	52
	2 設計津波水位評価の流れ	53
	(1) 全体方針	53
5	ア 設計津波の対象について	53
	イ 想定津波の不確定性の考慮方針について	54
	ウ 設計想定津波の妥当性の確認方法について	54
	エ 既往津波による評価方法の妥当性の確認について	55
	(2) 用語の定義	56
10	ア 設計津波水位	56
	イ 想定津波	56
	ウ 設計想定津波	57
	エ 基準断層モデル	57
	オ パラメータスタディ	57
15	カ 想定津波群	57
	(3) 既往津波の波源の設定	57
	ア 対象津波の選定	57
	イ 既往津波の断層モデルの設定	57
	(4) 想定津波の波源の設定（プレート境界付近に想定される地震）	57
20	ア 評価対象	57
	イ 基準断層モデル	58
	ウ 波源位置	58
	エ 最大M _w （モーメントマグニチュード）	58
	3 日本海溝沿い及び千島海溝（南部）沿い海域の想定津波の基準断層モデル 設定方法	59
25	第1 2 津波評価技術に基づく福島第一原発に関する津波評価の被告国への報	

	告	59
	1 近地津波に関する波源モデル（基準断層モデル）の設定	59
	2 パラメータスタディの結果	59
	3 想定津波と既往津波との比較	59
5	4 津波に対する安全性の評価（津波に対する敷地の安全性）	60
	第13 長期評価を踏まえた保安院の対応	60
	1 保安院からの質問	60
	2 被告東電の回答	61
	(1) 上記質問①について	61
10	(2) 上記質問②について	61
	3 保安院からの指摘及び被告東電の再回答	61
	(1) 保安院からの指摘	62
	(2) 佐竹健治への照会	62
	(3) 被告東電の再回答	63
15	第14 各種アクシデントマネジメント策の策定及びその一環としての全交流 電源喪失事象に対する対応の検討	63
	1 アクシデントマネジメント策整備結果についての評価	64
	2 全交流電源喪失事象に関する検討	65
	3 アクシデントマネジメント整備後の確率論的安全評価に関する評価	66
20	第15 原子力安全委員会による安全目標の中間とりまとめ	67
	1 安全目標の検討の経緯	67
	2 安全目標のとりまとめ内容	68
	(1) 安全目標の構成	68
	(2) 安全目標案の具体的内容	69
25	ア 定性的目標案	69
	イ 定量的目標案	69

	(3) 課題	69
	第16 中央防災会議による日本海溝・千島海溝専門調査会（「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」）の設置及び検討結果	70
5	1 日本海溝・千島海溝専門調査会（「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」）の設置	70
	2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく推進地域の指定	70
	3 検討結果の報告	71
	(1) はじめに	71
10	(2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震像	72
	ア 日本海溝沿い，千島海溝沿いで発生した地震	72
	イ 調査対象領域の分類	73
	ウ 地震発生の特性	73
	(イ) プレート間地震.....	73
15	a 三陸沖北部の領域	73
	b 三陸沖中部の領域	74
	c 明治三陸地震の領域.....	74
	d （その余の領域については省略）	74
	(ロ) プレート内地震.....	74
20	(3) 防災対策の検討対象とする地震	74
	(4) 留意事項	75
	ア 869年貞観三陸沖地震	75
	イ 1611年慶長三陸沖地震	75
	ウ 1677年延宝房総沖地震	76
25	エ 1933年昭和三陸地震	76
	オ なお書き	76

	(5) 海岸での津波高さの最大値	76
	4 防災の検討対象となる地震・津波の選定に関する議論状況	76
	(1) 日本海溝・千島海溝専門調査会第2回会合	76
	(2) 日本海溝・千島海溝専門調査会第3回会合	77
5	(3) 繰り返しが確認されていない地震を防災対象から外すこととなった理由	78
	第17 原子力発電所における溢水事故及び問題事象の発生	79
	1 平成3年の福島第一原発1号機の溢水事故	79
	2 ルブレイエ原子力発電所の事故	79
10	3 馬鞍山原子力発電所の事故	80
	4 マドラス原子力発電所の事故	80
	5 キウオーニー原子力発電所の問題事象	80
	第18 溢水勉強会の開催・検討	81
	1 溢水勉強会の経過	81
15	(1) 第1回溢水勉強会	81
	(2) 第2回溢水勉強会	82
	ア 検討対象プラントの選定	83
	イ 外部溢水検討の具体的な手順	83
	ウ 内部溢水検討についての方針	84
20	(3) 第3回溢水勉強会	84
	ア 津波水位の仮定	85
	イ 津波水位による機器影響評価	85
	(ア) 屋外機器, 建屋, 構築物の影響	85
	(イ) 建屋への浸水による機器への影響	85
25	(ウ) 上記影響が波及して機能喪失する機器	86
	(4) 第4回溢水勉強会	86

	(5) 第53回安全情報検討会（平成18年8月2日）	86
	(6) 第7回以降	86
	2 洪水勉強会の調査結果	87
	第19 耐震設計審査指針の改訂及び耐震バックチェックの指示	88
5	1 耐震設計審査指針の改定	88
	(1) 基本方針	88
	(2) 基本方針についての解説	89
	ア 耐震設計における地震動の策定について	89
	イ 「残余のリスク」の存在について	89
10	ウ 地震随伴事象に対する考慮	90
	2 耐震バックチェックの指示	90
	第20 新潟中越沖地震の発生及び耐震バックチェック見直し指示	91
	第21 JNES（独立行政法人原子力安全基盤機構）による津波時のシナリオ 検討	92
15	第22 エネ庁合同WGにおける議論及びこれを受けた保安院の対応等	93
	1 第32回エネ庁合同WG	93
	2 第33回エネ庁合同WG	94
	3 原子力安全委員会のワーキンググループにおける貞観地震への言及	94
	4 保安院から被告東電に対する津波評価の検討指示	95
20	5 保安院担当者のメールでのやり取り	95
	第23 地震本部による長期評価の改訂	97
	第24 保安院による新たな科学的・技術的知見の継続的な収集等の取組	98
	第25 平成23年3月7日のヒアリング	99
	第2節 認定事実（本件事故以降）	101
25	第1 本件地震・本件津波の発生	101
	第2 本件事故の発生	101

	1	津波の到来	101
	2	本件地震発生直後の状況	102
	(1)	本件地震発生時のプラント稼働状況	102
	(2)	地震発生から電源喪失までの状況	102
5	ア	1号機の状況	103
	イ	2号機の状況	103
	ウ	3号機の状況	103
	(3)	本件津波の到来及び電源喪失	103
	3	電源喪失後の1号機の状況	104
10	(1)	全電源喪失及びその後のI C（非常用復水器）の動静	104
	(2)	消防車による注水の準備	105
	(3)	放射線量異常の検知	106
	(4)	I C（非常用復水器）の弁の開閉操作	106
	(5)	圧力容器圧力の判明及び水位計の復旧	107
15	(6)	I C（非常用復水器）弁の再度の開操作	107
	(7)	放射線量の大幅上昇	108
	(8)	D/W（ドライウェル）圧力の異常検知	108
	(9)	ベント準備指示	108
	(10)	消防車による注水準備	109
20	(11)	D/W圧力の急上昇及び圧力容器圧力の大幅低下	109
	(12)	消防車による淡水注入開始	109
	(13)	放射線量の上昇	109
	(14)	総理大臣の訪問	110
	(15)	ベント実施に向けた試行錯誤	110
25	(16)	消防車注水の水源変更への準備開始	111
	(17)	ベント準備完了及びベント実施	111

	(18) 海水注入準備の完了	111
	(19) 水素爆発	111
	(20) 海水注入の実施	112
	(21) 3月13日の状況	112
5	(22) 3月14日の状況	112
	(23) 3月15日以降の状況	113
	4 電源喪失後の3号機の状況	113
	(1) 全交流電源喪失	113
	(2) R C I C (原子炉隔離時冷却系) の起動	113
10	(3) R C I C の自動停止及びH P C I (高圧注水系) の自動起動	113
	(4) ベント準備指示	114
	(5) H P C I (高圧注水系) 停止	114
	(6) 注水手段喪失	115
	(7) ベントに向けた本格的な準備の開始	115
15	(8) 水位計復旧	116
	(9) 海水注入準備開始	116
	(10) ベントラインの構築	116
	(11) ベント実施	117
	(12) 淡水注入及び海水注入の開始	117
20	(13) ベント弁開状態維持のための試行錯誤	117
	(14) 線量の顕著な上昇	118
	(15) ベントラインの安定化	118
	(16) 消防車による注水の停止	118
	(17) ベントラインの不穏及び作業一時退避	118
25	(18) 海面からの直接給水ラインの完成	119
	(19) 3号機水素爆発	119

	(20) 注水再開	119
	(21) 3月15日以降の状況	119
	5 電源喪失後の2号機の状況	120
	(1) 全電源喪失及びR C I C（原子炉隔離時冷却系）の動静	120
5	(2) 発電所対策本部によるT A F到達予測及び水位計の復旧	120
	(3) 原子炉隔離時冷却系（R C I C）の作動確認	120
	(4) R C I Cの水源切替	120
	(5) 1号機の水素爆発	121
	(6) ベント準備指示	121
10	(7) ベント準備	121
	(8) エアコンプレッサーの手配	122
	(9) 代替注水ラインの構築	122
	(10) コンプレッサーの到着	122
	(11) 3号機水素爆発	122
15	(12) R C I C（原子炉隔離時冷却系）の機能低下	122
	(13) 代替注水準備に向けた議論状況	123
	(14) ベントの不奏功及びS R弁開操作の準備	123
	(15) S R弁開操作の不奏功	123
	(16) 燃料棒の全露出	123
20	(17) 圧力容器の減圧成功及び注水開始	124
	(18) 圧力容器圧力・格納容器圧力の上昇	124
	(19) D／Wベントの試行	124
	(20) 4号機水素爆発	125
	(21) 3月15日以降の状況	125
25	第3 各号機における原子炉の損傷状況及び放射性物質の放出状況	125
	1 1号機について	125

	2	2号機について	125
	3	3号機について	126
	第4	避難指示の状況	126
	1	屋内退避区域及び緊急時避難準備区域の指定	127
5	2	南相馬市による一時避難要請	128
	3	特定避難勧奨地点の指定	128
	4	旧緊急時避難準備区域の指定解除	129
	(1)	緊急時避難準備区域指定の趣旨	129
	(2)	指定の解除	129
10	(3)	旧緊急時避難準備区域に該当する市町村	130
	ア	広野町	131
	イ	楢葉町・川内村	131
	ウ	田村市	131
	エ	南相馬市	131
15	5	警戒区域及び計画的避難区域の再編	131
	6	地域別の避難指示状況	132
	(1)	大熊町	132
	(2)	双葉町	133
	(3)	富岡町	133
20	(4)	浪江町	133
	(5)	葛尾村	134
	(6)	飯舘村	134
	(7)	川俣町	135
	(8)	南相馬市	135
25	(9)	川内村	136
	(10)	田村市	137

	(11) 檜葉町	137
	第5 中間指針等の発表及び被告東電の賠償基準の公表（精神的損害について）	
		138
	1 中間指針等の策定	138
5	2 中間指針等に定める精神的損害の賠償の内容等	139
	(1) 避難者の定義	139
	ア 避難等対象者	139
	(ア) 避難.....	139
	(イ) 対象区域外滞在.....	139
10	(ウ) 屋内退避	139
	イ 自主的避難等対象者	140
	(2) 避難等対象者に対する賠償	140
	ア 中間指針の賠償の考え方	140
	(ア) 避難に係る精神的損害.....	140
15	(イ) 屋内退避に係る精神的損害	140
	(ウ) 生活費増加費用の扱い.....	141
	イ 中間指針における避難等に係る慰謝料の具体的金額の目安及び算定根拠	141
	(ア) 本件事故発生時（平成23年3月）から6か月間（第1期）	141
20	a 避難の場合の金額及びその算定根拠	141
	b 屋内退避の場合の金額及びその根拠	142
	(イ) 第1期終了から6か月間（第2期）	142
	(ウ) 第2期終了から終期までの期間（第3期）	142
	ウ 旧屋内退避区域及び地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域について	143
25	エ 中間指針第二次追補	143

	(ア) 期間の変更	143
	(イ) 精神的損害及び生活費の増加費用の具体的損害額	143
	a 避難指示解除準備区域に設定された地域	144
	b 居住制限区域に設定された地域	144
5	c 帰還困難区域に設定された地域	144
	d 旧緊急時避難準備区域について	145
	e 特定避難勧奨地点について	145
	オ 中間指針第四次追補	145
	(ア) 帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域ないし避難指示解除 10 準備区域に住居があった避難者に対する賠償指針	146
	(イ) 上記(ア)以外の地域に住居があった避難者に対する賠償指針	146
	(ウ) 相当期間について	147
	(3) 自主的避難等対象者の精神的損害等に対する賠償	147
	ア 中間指針追補及び中間指針第二次追補の策定経緯	147
15	イ 中間指針追補における自主的避難等対象者に対する賠償指針 ...	148
	(ア) 対象区域について	149
	(イ) 対象者について	149
	(ウ) 精神的損害（慰謝料）等の具体的金額の目安及び算定根拠について	150
	a 賠償項目	150
20	b 慰謝料の額の目安	151
	ウ 中間指針第二次追補における自主的避難等対象者に対する賠償指針	151
	3 被告東電の自主的賠償基準	152
	(1) 避難指示区域について	152
25	ア 中間指針及び中間指針第二次追補を受けた自主的賠償基準	152
	(ア) 帰還困難区域	153

	(イ) 居住制限区域	153
	(ウ) 避難指示解除準備区域.....	153
	(エ) 旧緊急時避難準備区域.....	153
	(オ) 旧屋内退避区域及び地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域.....	153
5	イ 中間指針第四次追補を受けた自主的賠償基準	154
	(ア) 帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域又は避難指示解除準備区域に住居があった者について	154
	(イ) 居住制限区域又は避難指示解除準備区域について	154
	(2) 自主的避難等対象者について	154
10	ア 本件事故発生後から平成23年12月31日までの期間中、避難に伴い特別に負担した費用に対する賠償	155
	イ 賠償の対象区域の拡大	155
	ウ 平成24年1月から同年8月31日までの期間の賠償基準	155
	(ア) 中間指針追補で定める自主的避難等対象区域に生活の本拠である住居を有していた者について	156
15	(イ) 中間指針追補で定める自主的避難等対象区域に生活の本拠である住居を有していた者であって、(ア)に該当しない者について	157
	(ウ) 中間指針追補で定める自主的避難等対象区域外の地域のうち福島県県南地域及び宮城県丸森町に生活の本拠としての住居があった者について	157
20	(エ) 中間指針追補で定める自主的避難等対象区域外の地域のうち福島県県南地域及び宮城県丸森町に生活の本拠としての住居があった者であって、(ウ)に該当しない者について	157
	4 中間指針等及び被告東電の自主的賠償基準に基づく賠償額のまとめ .	158
	第6 中間指針等の発表及び被告東電の賠償基準の公表（財物損害について）	158
25	1 財物賠償に関する中間指針の定め	158

	2	経済産業省が示した財物賠償の考え方（宅地建物関係）	158
	(1)	基本的な考え方	158
	ア	帰還困難区域	159
	イ	居住制限区域・避難指示解除準備区域	159
5	(2)	事故発生日時点の価値の算定	159
	ア	宅地	159
	イ	建物	159
	ウ	固定資産税評価額に補正係数をかけて事故発生日時点の価値を算定 する具体的手法	159
10	エ	建築着工統計による平均新築単価から事故発生日時点の価値を算定 する具体的手法	160
	3	被告東電の賠償基準	160
	4	中間指針第四次追補の定め	161
	(1)	帰還困難区域，又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難 指示解除準備区域からの避難者	161
15	(2)	上記(1)以外の者	161
	(3)	上記(1)又は(2)以外の者	162
	(4)	従前の住居が避難指示区域内の借家であった者	162
	5	家財道具について	162
20	第7	本件事故後の各地域の状況	163
	1	大熊町	163
	(1)	住民の避難状況	163
	(2)	中間貯蔵施設等	163
	(3)	住民帰還の見通し	164
25	2	双葉町	164
	(1)	住民の避難状況	164

	(2) 中間貯蔵施設等	164
	(3) 住民帰還の見通し	165
	3 富岡町	165
	(1) 住民の避難状況	165
5	(2) 除染廃棄物等	165
	(3) 住民帰還の見通し	166
	(4) 社会的活動の再開状況	166
	4 浪江町	166
	(1) 住民の避難状況	166
10	(2) 除染廃棄物等	166
	(3) 住民帰還の見通し	166
	(4) 社会的活動の再開状況	167
	5 飯舘村	167
	6 南相馬市	167
15	(1) 住民の避難状況	167
	(2) 除染廃棄物等	167
	(3) 住民帰還の見通し	168
	(4) 社会的活動の再開状況	168
	7 檜葉町	168
20	(1) 住民の避難状況	168
	(2) 除染廃棄物等	168
	(3) 住民帰還の見通し	169
	(4) 社会的活動の再開状況	169
	8 田村市	169
25	(1) 住民の避難状況	169
	(2) 社会的活動の再開状況	169

	9 避難指示区域外の市町村	169
	(1) 住民の避難状況	169
	(2) 社会的活動の状況	170
	ア 福島市	170
5	イ 郡山市	170
	ウ いわき市	170
	第8 福島県内の残留放射線量	171
	1 各地の計測地点における空間線量率の計測結果	171
	(1) 大熊町	171
10	(2) 双葉町	171
	(3) 富岡町	171
	(4) 浪江町	172
	(5) 飯舘村	172
	(6) 南相馬市	172
15	(7) 檜葉町	172
	(8) 田村市	173
	(9) いわき市	173
	(10) 福島市	173
	(11) 本宮市	173
20	(12) 郡山市	173
	(13) 須賀川市	174
	2 航空機モニタリングの計測結果による累積被ばく線量の推計	174
	第9 本件事故後に全国の原子力発電所とられた防護措置	174
	1 海水が原発敷地内に遡上することを防止する措置	174
25	(1) 防潮堤の設置	174
	(2) 海水ポンプ（取水路）からの遡上を防止する措置	174

	ア 海水ポンプエリアの浸水防止のため防水壁の設置	175
	イ 海水ポンプエリアの浸水防止のため防水蓋の設置	175
	2 建屋内への浸水を防止する措置	175
	(1) 建屋開口部の防潮壁・防潮板の設置	175
5	(2) 扉部分の水密化	175
	(3) ケーブル・配管等の貫通部の止水処理（シーリング処理）	175
	3 建屋内に海水が侵入したことに備える措置	175
	(1) 重要機器の水密化	175
	ア 重要設備が置かれている区画についての水密扉の設置	176
10	イ 貫通部の止水処理	176
	(2) 浸水経路への堰・排水ポンプの設置	176
	(3) 電源の多重・多様化	176
	第3節 法令及び法制度について	177
	第1 我が国の原子力規制に関する法体系	177
15	1 原子力規制に関する法令等の全体像	177
	2 原子力基本法	177
	3 炉規法	178
	4 電気事業法	178
	5 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令	179
20	6 原災法	179
	7 原賠法	179
	8 放射線障害防止法	180
	9 各種指針類	180
	第2 規制機関	180
25	1 原子力委員会	180
	2 原子力安全委員会	181

	3	保安院	182
	4	原子力規制委員会（原子力安全委員会及び保安院の後継機関）	182
	5	機関相互の関係	182
	(1)	安全規制事務の所管者	182
5	(2)	保安院の位置付け	183
	(3)	原子力安全委員会の位置付け	183
	ア	権限	183
	イ	設置許可申請時の原子力安全委員会の役割	184
	ウ	後段規制に対する原子力安全委員会の関与	184
10	エ	小括	185
	(4)	J N E S の位置付け	185
	第 3	原子力規制に係る各種法令の具体的内容	186
	1	炉規法	186
	(1)	炉規法の定め	186
15	ア	2 3 条（設置の許可）	186
	イ	2 4 条（許可の基準）	186
	ウ	2 7 条（設計及び工事の方法の認可）	187
	エ	2 8 条（使用前検査）	188
	オ	2 9 条（施設定期検査）	188
20	(2)	炉規法が定める安全規制の概要	189
	(3)	炉規法 7 3 条による適用除外	189
	2	電気事業法	190
	(1)	電気事業法の定め	190
	ア	3 9 条（事業用電気工作物の維持）	190
25	イ	4 0 条（技術基準適合命令）	190
	(2)	電気事業法による規制の概要	190

	(3) 事業者に課せられた技術基準維持義務	191
	(4) 技術基準適合命令	191
	3 省令 6 2 号	192
	(1) 福島第一原発の設置等許可処分時における内容	192
5	ア 第 4 条（防護施設の設置等）	192
	イ 第 5 条（耐震性）	192
	ウ 第 3 3 条（非常用予備動力設備等）	192
	(2) 改正後の内容	193
	ア 第 4 条（防護措置等）	193
10	イ 第 5 条（耐震性）	194
	ウ 第 3 3 条（保安電源設備）	194
	4 各種指針類	195
	(1) 平成 1 3 年安全設計審査指針	195
	ア 策定経緯	195
15	イ 指針の具体的内容	196
	(ア) 指針 2 自然現象に対する設計上の考慮	196
	(イ) 指針 2 7 電源喪失に対する設計上の考慮	196
	(ウ) 指針 4 7 計測制御系	196
	(エ) 指針 4 8 電気系統	197
20	(2) 平成 1 8 年耐震設計審査指針	197
	ア 策定の経緯	197
	イ 指針の具体的内容	198
	(ア) 基本方針	198
	(イ) 耐震設計における地震動の策定について	199
25	(ウ) 「残余のリスク」の存在について	199
	(エ) 地震随伴事象に対する考慮	199

5	5	炉規法及び省令 6 2 号の改正	200
		(1) 炉規法改正	200
		(2) 省令 6 2 号の改正	201
		ア 津波による損傷防止の技術基準の新設	201
5		イ その後の改正	201
		第 4 原賠法の規定	202
		1 1 条 (目的)	202
		2 2 条 (定義)	202
		3 3 条 (無過失責任, 責任の集中等)	203
10		4 4 条	203
		5 5 条	203
		6 1 6 条 (国の措置)	203
		7 1 8 条	204
		第 4 節 地震, 津波, 防災及び原子力工学に関する各種知見について	205
15		第 1 地震に関する一般的知見	205
		第 2 津波に関する一般的な知見	206
		第 3 福島県沖での地震・津波の発生可能性に関する学説等 (本件地震発生前のもの)	208
		1 プレート間地震全般について	208
20		(1) 谷岡勇市郎, 佐竹健治「津波地震はどこで起こるか 明治三陸津波から 1 0 0 年」 (平成 8 年) (平成 8 年谷岡・佐竹論文)	208
		(2) 鶴哲朗ほか「日本海溝域におけるプレート境界の弧沿い構造変化: プレート間カップリングの意味」 (平成 1 4 年)	209
		(3) 松澤暢, 内田直希「地震観測から見た東北地方太平洋下における津波地震発生の可能性」 (平成 1 5 年)	210
25		(4) 都司嘉宣「慶長 1 6 年 (1 6 1 1) 三陸津波の特異性」 (平成 1 5 年)	

		210
	(5) 石橋克彦「史料地震学で探る 1677 年延宝房総沖津波地震」(平成 15 年)	211
	2 貞観地震・津波について	211
5	(1) 阿部壽・菅野喜貞・千釜章「仙台平野における貞観 11 年(869 年)三陸津波の痕跡高の推定」(平成 2 年)	211
	(2) 渡邊偉夫「貞観十一年(869 年)地震・津波と推定される津波の波源域(総括)」(平成 12 年)	211
	(3) 菅原大助・箕浦幸治・今村文彦「西暦 869 年貞観津波による堆積作用とその数値復元」(平成 13 年)	212
10	(4) 箕浦幸治「津波災害は繰り返す」(平成 13 年)	212
	(5) 佐竹健治・行谷佑一・山木滋「石巻・仙台平野における 869 年貞観津波の数値シミュレーション」(平成 20 年)(貞観津波に関する佐竹論文)	212
15	(6) 行谷佑一ほか「宮城県石巻・仙台平野および福島県請戸川河口低地における 869 年貞観津波の数値シミュレーション」(平成 22 年)	213
	第 4 福島県沖での地震・津波の発生可能性ないし予見可能性に関して専門家から提出された意見書の内容	213
	1 長期評価の結論を支持するもの	214
20	(1) 島崎邦彦	214
	ア 経歴等	214
	イ 意見の内容	214
	(2) 都司嘉宣	216
	ア 経歴等	216
25	イ 意見の内容	216
	(3) 鷺谷威	218

	ア 経歴等	218
	イ 意見の内容	218
	2 長期評価の結論に慎重な態度を示すもの	219
	(1) 佐竹健治	219
5	ア 経歴等	219
	イ 意見の内容	220
	(ア) 長期評価について	220
	(イ) 福島沖での地震発生の可能性について	221
	(ウ) 明治三陸地震について	222
10	(エ) 貞観地震について	224
	(オ) 津波評価技術について	224
	(2) 松澤暢	225
	ア 経歴等	225
	イ 意見の内容	225
15	(ア) 福島県沖での地震・津波発生可能性について	225
	(イ) 長期評価について	226
	(3) 谷岡勇市郎	228
	ア 経歴等	228
	イ 意見の内容	229
20	(4) 笠原稔	230
	ア 経歴等	230
	イ 意見の内容	230
	(5) 津村建四朗	231
	ア 経歴	231
25	イ 意見の内容	231
	(6) 今村文彦	232

	ア 経歴等	232
	イ 意見の内容	232
	(ア) 津波工学の視点について	232
	(イ) 長期評価について	234
5	(ウ) 結果回避措置について	235
	a 想定すべき津波の規模について	235
	b 防潮堤について	236
	c 水密扉等による水密化について	236
	d 非常用電源等の高所設置	237
10	(7) 首藤伸夫	237
	ア 経歴等	237
	イ 意見の内容	238
	(ア) 津波対策の歴史	238
	(イ) 津波工学の考え方及び7省庁手引き策定に至る経緯	238
15	(ウ) 津波評価技術について	240
	(エ) 長期評価について	241
	(オ) まとめ	242
	第5 津波対策の在り方に関する原子力工学者・技術者の意見	242
	1 岡本孝司	242
20	(1) 経歴等	242
	(2) 意見の内容	242
	ア 原子力工学の視点	242
	イ 結果回避措置について	244
	2 山口彰	246
25	(1) 経歴等	246
	(2) 意見の内容	246

	3 阿部清治	248
	(1) 経歴等	248
	(2) 意見の内容	248
	4 筒井哲郎・後藤政志	251
5	(1) 経歴等	251
	(2) 意見の内容	251
	ア 電源設備の被水回避	252
	イ 電源設備の高所新設	252
	(イ) 非常用D/Gの被水回避及び燃料タンクの高台新設	252
10	(イ) 共用プール建屋設置の電源設備の高所新設	252
	ウ 最終ヒートシンク及び冷却ライン確保対策	253
	エ 防潮堤の設置	254
	オ 工事の優先順位	254
	カ 結果回避可能性	254
15	キ 施工期間	255
	ク 津波対策工事の設計条件について	255
	5 青木一哉	255
	(1) 経歴等	255
	(2) 意見の内容	256
20	第5節 放射線被ばくに関する規制・知見等	257
	第1 放射能・放射線に関する一般的知見	257
	1 放射性物質・放射線とは	257
	2 放射線被ばく	258
	3 放射能と放射線量の単位	258
25	(1) 単位の種類	258
	(2) 単位間の関係	259

	ア 吸収線量 (Gy) と防護量 (Sv) の関係及び外部被ばく線量の算出法	260
	イ 放射性物質の物理量 (Bq) と防護量 (Sv) の関係及び内部被ばく線量の算出法	261
5	4 自然放射線と人工放射線	262
	5 放射線被ばくの人体への影響	263
	(1) 身体的影響と遺伝性影響	263
	(2) 確定的影響と確率的影響	264
	ア 確定的影響について	264
10	イ 確率的影響について	265
	第2 ICRP (国際放射線防護委員会) の勧告に基づく放射線防護の原則	265
	1 防護の基準	266
	(1) 平常時 (計画被ばく状況)	266
	(2) 緊急時被ばく状況	266
15	(3) 現存被ばく状況	267
	2 低線量被ばくについての扱い	267
	第3 放射線防護に関する我が国の諸規制・制度	268
	1 実用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則	268
	2 放射線障害防止法	269
20	3 白血病に関する労災認定基準 (年間 5 mSv)	269
	第4 本件事故発生前に公表されていた低線量被ばく健康影響に関する研究報告	270
	1 UNSCEAR (原子放射線の影響に関する国連科学委員会) の報告	270
	(1) UNSCEAR 2000 年報告	270
25	(2) UNSCEAR 2010 年報告	271
	2 放影研 (公益財団法人放射線影響研究所) による研究 (LSS 第13報)	

		272
	3 フランス医学アカデミー及び科学アカデミーの見解	272
	4 米国科学アカデミー研究審議会（NAS—NRC）の報告（BEIR VII）	273
5	5 いわゆるプレストン論文	273
	第5 本件事故を受けたICRPの声明発表	274
	第6 低線量被ばくWG（低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ）の報告	274
	第7 本件事故を契機とする国際機関による低線量被ばく健康影響に関する 10 研究報告	277
	1 UNSCEARによる研究報告	277
	(1) UNSCEAR 2013年国連総会報告書	277
	(2) UNSCEAR 2013年福島報告書	278
	(3) UNSCEAR 2015年報告書	280
15	2 世界保健機関（WHO）による線量推計及び健康リスク評価の報告書	284
	第8 本件事故後に発表された低線量被ばく健康影響に関する研究報告（本件 事故を契機としないもの）	285
	1 小児期のCTスキャン実施による健康影響の疫学的調査	285
20	(1) Radiation exposure from CT scans in childhood and subsequent risk of leukaemia and brain tumours:a retrospective cohort study—小児期 のCTスキャンからの放射線被ばく、ならびにその後の白血病及び脳腫瘍の リスク：後ろ向きコホート研究	285
25	(2) 「Mathews JD,Forsythe AV,Brady Z,Butler MW,Goergen SK, Byrnes GB,Giles GG,Wallace AB,Anderson PR,Guiver TA,McGale P,Cain TM,Dowty JG,Bickerstaffe AC,Darby SC. ー小児期あるいは青年期にコンピュータ断層 撮影（CTスキャン）を受けた68万人のがんのリスク：オーストラリア人	

	1 1 0 0 万人のデータリンケージ研究」	286
	2 放影研による研究（L S S 第 1 4 報）	286
	(1) L S S 第 1 4 報の内容	287
	(2) 放影研の見解	290
5	3 核関連施設従事者に関する研究	290
	第 9 低線量被ばくの健康影響に関する専門家の意見	291
	1 低線量被ばくの健康影響を無視できないとするもの	291
	(1) 崎山比早子	291
	ア 経歴等	291
10	イ 意見の内容	291
	(ア) I C R P の勧告について	291
	(イ) 各種の調査報告について	292
	a テチャ川流域住民におけるがん死リスクに関する研究	292
	b 1 5 か国核施設労働者におけるがん死リスクに関する研究	292
15	c フランス、イギリス米国の各施設労働者を追跡調査した研究	292
	d 自然放射線による発がんリスクの増加に関する研究	292
	(ウ) 福島県民健康調査について	293
	(エ) まとめ	293
	(2) 聞間元	294
20	ア 経歴	294
	イ 意見の内容	294
	2 低線量被ばくの健康影響に慎重な意見を述べるもの（いわゆる連名意見書）	295
	(1) 低線量被ばくの健康影響全般について	296
25	(2) L S S 第 1 4 報について	297
	(3) 各種の調査報告について	298

	ア 小児期のＣＴスキャン実施による健康影響に関する調査について	298
	(ア) 小児期のＣＴスキャンからの放射線被ばく，ならびにその後の白血病及び脳腫瘍のリスク：後ろ向きコホート研究.....	298
5	(イ) 小児期あるいは青年期にコンピュータ断層撮影（ＣＴスキャン）を受けた68万人のがんのリスク：オーストラリア人1100万人のデータリンケージ研究.....	299
	イ 電離放射線の職業性被曝から生じるがんのリスク：フランス，英国，米国の労働者の後ろ向きコホート研究（I N W O R K S）	299
	(4) 福島県民健康調査について	300
10	(5) まとめ	300

〈第3分冊〉

	第5章 争点に対する当裁判所の判断	1
	第1節 争点1（被告東電に対する一般不法行為に基づく請求の可否）について	1
15	第2節 争点2（本件事故の予見可能性に関する議論の前提としての予見の対象）について	3
	第3節 争点3（本件事故の予見可能性）について	4
	第1 当裁判所の判断の結論	4
	第2 当裁判所の判断の理由	5
20	1 平成19年4月までの事情についての当裁判所の検討・評価	5
	(1) 福島第一原発の敷地高について	5
	(2) 福島第一原発を含む国内の原子力発電所の主要設備の配置に関する設計について	5
25	(3) 福島第一原発における非常用電源設備に関する安全対策の考え方について	6
	(4) 安全対策上考慮すべき地震・津波に関する被告国の基本姿勢	8

	ア	4省庁報告書・7省庁手引き	8
	イ	長期評価	8
	ウ	中央防災会議報告	10
	エ	津波評価技術の結論についての被告国の基本姿勢	11
5	(ア)	津波評価技術の基本的考え方	11
	(イ)	津波評価技術の各論的検討	11
	(ウ)	津波評価技術に対する被告国の反応	12
	(エ)	津波評価技術を巡る事情のまとめ	13
10	オ	安全対策上考慮すべき地震・津波に関する被告国の基本姿勢について のまとめ	13
	(5)	洪水問題に関する被告国の基本姿勢	13
	ア	洪水勉強会立ち上げまでの洪水に関する問題意識	13
	イ	アクシデントマネジメント策としてのSBO対策	14
	ウ	本件事故前の洪水関連事故ないし問題事象	14
15	エ	洪水勉強会における検討	14
	オ	洪水問題に関する被告国の基本姿勢についてのまとめ	15
	(6)	平成19年4月までの事情についての当裁判所の検討・評価のまとめ	15
	2	平成19年4月以降の事情についての当裁判所の検討・評価	16
20	(1)	想定津波の波高に関する被告東電の報告内容の推移	17
	(2)	耐震バックチェックを巡るやり取り	17
	(3)	津波時のシナリオ検討	18
	(4)	平成19年4月以降の事情についての当裁判所の検討・評価のまとめ	18
25	ア	平成21年報告についての評価	18
	(ア)	非常用海水ポンプの設置位置からみた平成21年報告の評価	19

	(イ) 敷地レベルとの位置関係からみた評価	19
	(ウ) 平成21年報告についての評価のまとめ	20
	イ 帰結	20
	3 予見可能性に関する結論	23
5	第3 当事者の主張に対する補足説明	23
	1 被告国の主張に対する補足説明	23
	(1) 被告国の主張の要旨	23
	(2) 科学的知見の熟成度と予見可能性の関係について	23
10	(3) 「通説的な見解といえる程度に形成、確立した科学的根拠」の意義につ いて	25
	(4) 4省庁報告書等や長期評価の見解の熟成度について	26
	(5) これまでの判例法理について	27
	ア 最高裁平成4年判決について	27
15	イ 規制権限の不行使と科学的知見が問題となったその他の最高裁判決 について	28
	(6) 被告国のその他の主張について	29
	ア 4省庁報告書等の見解について	29
	イ 長期評価の見解について	30
	ウ 長期評価の見解と異なる知見について	31
20	(ア) 各種論文について	31
	a 平成8年谷岡・佐竹論文について	31
	b 海底地形に着目するその他の論文について	32
	c その他論文について	33
	(イ) 専門家の各種意見について	33
25	a 佐竹健治の意見について	33
	b 松澤暢の意見について	34

	c 谷岡勇市郎の意見について	34
	d 笠原稔の意見について	35
	e 津村建四郎の意見について	36
	f 今村文彦の意見について	36
5	g 首藤伸夫の意見について	37
	h 小括	37
	エ 中央防災会議報告について	38
	オ 津波評価技術について	38
	カ 溢水勉強会について	39
10	キ その他の主張について	40
	ク 結論	41
	2 被告東電の主張に対する補足説明	41
	3 原告らの主張に対する補足説明	41
	(1) 平成14年頃には予見可能性が認められるとの主位的主張について	41
15	ア 4省庁報告書等及び長期評価に対する被告東電の対応及びこれに付 随する事情に関する補足的事実認定	42
	(イ) 4省庁報告書等に対する電気事業者の対応	43
	(ロ) 長期評価発表前の中央防災事務局担当者の地震本部に対する働きかけ	44
	(ハ) 長期評価発表後の被告東電の反応	45
20	(ニ) 長期評価に対する電力事業者の対応方針についての原子力安全委員会と保安 院との打合せ	45
	(ホ) マイアミ論文	46
	(ヘ) ロジックツリーアンケート	47
	(ニ) 平成20年東電試算	47
25	(ロ) 平成20年東電試算に対する被告東電の対応	48
	(ケ) 貞観津波に関する佐竹論文を踏まえた試算の実施	49

	(コ) 被告東電の保安院に対する説明	50
	イ 検討	51
	(ア) 長期評価公表前の被告東電の態度（上記①）について.....	51
	(イ) 長期評価の公表に当たっての働きかけ（上記②）について	51
5	(ウ) 長期評価公表後の被告らの対応（上記③）について	52
	(エ) その他の事情について.....	54
	(オ) 結論.....	54
	(2) 平成18年時点又は、遅くとも平成21年～22年の時点で予見可能性 があったとの予備的主張について	55
10	第4 争点3（本件事故の予見可能性）についての結論	56
	第4節 争点4（本件事故の結果回避可能性）について	57
	第1 当裁判所の判断の結論	57
	第2 当裁判所の判断の理由	58
	1 いかなる結果回避措置をとることができたかについて	58
15	(1) 総論	58
	(2) 各論	60
	ア 防潮堤の建設について	60
	イ 主要設備の被水・浸水防止措置	60
	ウ 電源設備の移設	61
20	(ア) 予見可能性に照らした検討	61
	(イ) 機能面・技術面からの検討	62
	a 非常用電源設備全体の移設について	62
	b 非常用電源設備の一部の移設について.....	62
	エ 小括	63
25	2 電源設備の移設により、本件事故を回避することができたか否かについて	63

	(1) 電源設備全部の移設という結果回避措置をとった場合	63
	ア 現象面からの検討	63
	(ア) 1号機関係	64
	(イ) 3号機関係	65
5	(ウ) 2号機関係	66
	(エ) 小括	66
	イ 手続面からの検討	67
	ウ まとめ	68
	(2) 空冷式非常用D／Gと配電盤の移設という結果回避措置をとった場合	68
10		68
	(3) 直流電源設備のみの移設という結果回避措置をとった場合	69
	ア 現象面からの検討	69
	(ア) 1号機関係	70
	a D／DFPによる早期継続注水が可能であったこと	70
15	b HPCIによる注水が可能であったこと	71
	c 消防車による注水をD／DFP又はHPCIと並行して又はこれに引き続	
	いて行うことができたこと	71
	d 小括	72
	(イ) 3号機関係	72
20	(ウ) 2号機関係	73
	(エ) 小括	74
	イ 手続面からの検討	74
	ウ まとめ	74
	3 結果回避可能性に関する判断のまとめ	75
25	第3 当事者の主張に対する補足説明	75
	1 いかなる結果回避措置をとることができたかについて	75

	(1) 原告らの主張に対する補足説明	75
	(2) 被告国の主張に対する補足説明	77
	(3) 被告東電の主張に対する補足説明	80
	2 電源設備の移設により、本件事故を回避することができたか否かについて	80
5	(1) 被告国の主張に対する補足説明	80
	ア 現象面について	80
	(イ) 空冷式非常用D/Gの移設について	80
	a プラントへの給電可能性について	81
10	b 移設後の設備の信頼性ないし現実的利用可能性について	81
	(ロ) 直流電源設備の移設について	82
	a 電源の搬送・接続の困難性について	82
	b D/D F Pによる注水の可能性について	83
	c 消防車による注水の可能性について	85
15	d H P C I の起動可能性について	87
	e H P C I の最終ヒートシンク確保の困難性について	87
	イ 手続面について	88
	(2) 被告東電の主張に対する補足説明	89
	第5節 争点5（原告ら主張の具体的結果回避措置に関して被告国が規制権限を行 20 使することができたか。）について	89
	第1 当裁判所の判断の結論	89
	第2 当裁判所の判断の理由	89
	1 法令のまとめ（本件事故時）	89
	(1) 規制権限の根拠条文	89
25	(2) 「経済産業省令で定める技術基準」	90
	ア 省令62号4条1項	90

	イ 省令 6 2 号 3 3 条 4 項	91
	ウ 省令 6 2 号 3 3 条 5 項	92
	2 あてはめ	93
	(1) 事実関係のまとめ	93
5	(2) 省令 6 2 号 3 3 条 4 項を併せ読んだ場合の同省令 4 条 1 項該当性 ..	93
	(3) 省令 6 2 号 3 3 条 5 項を併せ読んだ場合の同省令 4 条 1 項該当性 ..	94
	(4) 結論	94
	第 3 被告国の主張に対する補足説明	95
	1 基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項についての技術基	
10	準適合命令の可否について	95
	(1) 被告国の主張の概要	95
	(2) 被告国の主張に対する説明	95
	ア 基本設計ないし基本的設計方針に関する規制権限の存否（前記(1)の被	
	告国の主張①）について	95
15	イ 敷地高を超える津波を想定することが福島第一原発の基本設計ない	
	し基本的設計方針に抵触するか否か（前記(1)の被告国の主張②）について	
		97
	2 省令 6 2 号の外部事象への適用如何について	98
	(1) 被告国の主張の概要	98
20	(2) 被告国の主張に対する説明	99
	3 基本設計ないし基本的設計方針に係る事項について技術基準適合命令を	
	発令することができたか否かについて	100
	(1) 電気事業法 4 0 条の文理解釈について	100
	(2) 電気事業法 4 0 条の配置について	102
25	(3) 平成 2 4 年改正後の炉規法 4 3 条の 3 の 2 3 の解釈について	103
	ア 省令 6 2 号の改正状況に照らした検討	103

	イ 炉規法43条の3の23の立法趣旨からみた検討	105
	ウ 小括	106
	第6節 争点6（被告国が規制権限を行使できたとして、その規制権限不行使が国 賠法1条1項の適用上違法となるか否か）について	106
5	第1 判断の枠組について	106
	1 当裁判所の判断の結論	106
	2 当裁判所の判断の理由	106
	(1) 規制権限の不行使に関する一般的な判断枠組	107
	(2) 原子力発電所の安全性に関する規制権限の不行使の適否が争われる国 家賠償請求訴訟における裁判所の審理判断の在り方について	107
10	(3) 原子力発電所の安全性に関する規制権限の不行使の適否が争われる国 家賠償請求訴訟における国賠法1条1項該当性の判断枠組について ...	109
	(4) まとめ	110
	第2 あてはめ	111
15	1 当裁判所の判断の結論	111
	2 当裁判所の判断の理由	111
	(1) 予見される被害の重大性及び切迫性	111
	ア 福島第一原発の津波耐性の脆弱さ	111
	イ 設計想定津波水位の顕著な上昇傾向	112
20	ウ 敷地高を超える津波の到来可能性について	113
	エ とり得る措置の限定性	114
	オ 小括	115
	(2) とり得る結果回避措置及び実際に実施された措置	116
	(3) 被告国が特段の措置をとらなかった背景としての専門性、裁量性 .	118
25	(4) 結論	119
	3 被告国の主張に対する補足説明	120

	(1) 原子力規制に関する法令の趣旨・目的について	120
	ア 相対的安全性の概念について	120
	イ 被告国の責任の二次性・補完性について	121
	(2) 規制権限の性質について	122
5	ア 司法権の審査の範囲について	122
	イ とり得る津波対策についての科学的、専門技術的判断について .	122
	ウ いわゆる「グレーデットアプローチ」の考え方について	124
	(3) 予見可能性・被害の切迫性について	125
	ア 津波到来の危険性について	125
10	イ 地震対策が喫緊の課題と認識されていたことについて	127
	(4) 結果回避措置・結果回避可能性について	127
	(5) 現実に実施された措置（対応）について	128
	ア 確率論的安全評価手法について	128
	イ 知見の収集について	129
15	(6) 被告東電の結果回避が期待できたかどうかについて	130
	第7節 争点7（被告東電の責任と被告国の責任の関係）について	131
	第1 当裁判所の判断の結論	131
	第2 当裁判所の判断の理由	131
	1 共同不法行為の成否	131
20	2 被告国の責任の割合について	132
	第3 被告国の主張に対する説明	133
	第8節 争点8（本件で賠償の対象となるべき精神的損害の範囲及び法的性質並びに慰謝料の額）、争点9（避難指示区域の指定がない居住地から避難した場合の避難の合理性）及び争点10（主な財物損害についての損害認定の在り方）について	134
25	第1 被侵害利益の考え方について	134

	1 当裁判所の判断の結論	134
	2 当裁判所の判断の理由	138
	(1) 権利の性質に着目した検討	138
	ア いわゆる平穏生活権についての当裁判所の考え方	138
5	イ 居住, 移転の自由についての当裁判所の考え方	139
	ウ 平穏生活権侵害及び居住, 移転の自由の侵害があった場合の権利の性質についての整理	140
	(ア) 財産権侵害の場合	141
	(イ) 生存権侵害の場合	141
10	(ウ) 生命・身体の自由の侵害	141
	(2) 精神的損害の類型からみた検討	142
	ア 考えられる精神的損害の類型	142
	イ 類型ごとの検討	142
	(ア) ①平穏な日常生活を喪失したことについて生じる精神的苦痛について	142
15	a ①平穏な日常生活を喪失したことについて生じる精神的苦痛の法的整理	143
	b 小括	146
	(イ) ②自宅に帰れないことにより生じる精神的苦痛	146
	(ウ) ③避難生活の不便さから来る精神的苦痛	147
20	(エ) ④先の見通しがつかないことによる不安・精神的苦痛	147
	(オ) ⑤放射性物質による健康影響に対する恐怖感や不安	148
	a ⑤放射性物質による健康影響に対する恐怖感や不安の法的整理	148
	b 他の精神的損害類型（特に①平穏な日常生活を喪失したことについて生じる精神的苦痛）との関係	152
25	(3) まとめ	154
	第2 本件平穏生活4要素が同時かつ包括的に喪失したとして平穏生活権侵害	

	ないし居住、移転の自由の侵害を肯認できる場合（ B の場合）の慰謝料について	
		155
	1 当裁判所の判断の結論	155
	2 当裁判所の判断の理由	155
5	(1) 具体的要件について	155
	ア 本件平穏生活4要素が同時かつ包括的に喪失したといえる場合につ	
	いて	155
	イ 侵害の程度について	157
	(2) 損害算定の手法について	158
10	(3) 具体的な損害額算定基準について	160
	ア 帰還困難区域	160
	イ 居住制限区域（5年以上）	161
	ウ 居住制限区域（5年未満）	162
	エ 避難指示解除準備区域（5年以上）	162
15	オ 避難指示解除準備区域（5年未満）	163
	カ 特定避難勧奨地点（南相馬市）	163
	キ 南相馬市避難要請区域	164
	(4) 当裁判所が認めるふるさと喪失損害（ B ）のまとめ	164
20	第3 放射性物質による健康被害におびえることなく自己の住所又は居所を自	
	由に決定し当地で生活する権利すなわち平穏生活権ないし居住、移転の自由に対	
	する侵害を肯認できる場合（ C の場合）の慰謝料について	164
	1 当裁判所の判断の結論	164
	2 当裁判所の判断の理由	165
	(1) 具体的要件について	165
25	ア 当裁判所が認める自己決定権侵害（ C ）を肯認できる具体的場合につ	
	いて	166

	イ 侵害の程度について	167
	ウ 小括	168
	(2) 損害算定の手法について	168
	(3) 具体的な損害額算定基準について	169
5	ア 緊急時避難準備区域	169
	イ 旧屋内退避区域	171
	ウ 緊急時避難準備区域及び旧屋内退避区域以外の地域	172
	(4) 当裁判所が認める自己決定権侵害(Ｃ)のまとめ	174
10	第4 生命・身体の自由ないし生存権の侵害を肯認できる場合(Ａの場合)の慰謝料について	174
	1 当裁判所の判断の結論	174
	2 当裁判所の判断の理由	175
	(1) 具体的要件について	175
	ア 健康で文化的な最低限度の生活について	175
15	イ 「放射性物質の悪影響により」といえる場合について	176
	ウ 小括	177
	(2) 損害額算定の手法について	178
	(3) 具体的な損害額算定基準について	178
	第5 当裁判所が認める慰謝料についてのまとめ	179
20	第6 財産権侵害について	179
	1 総論	179
	2 各論	179
	(1) 不動産(いずれも居住用, 非居住用を問わない。)	180
	ア 帰還困難区域	180
25	イ 居住制限区域(5年以上)	180
	ウ 居住制限区域(5年未満)	181

	エ 避難指示解除準備区域（５年以上）	182
	オ 避難指示解除準備区域（５年未満）	183
	カ 特定避難勧奨地点（南相馬市）	183
	キ 南相馬市避難要請区域	183
5	ク 住居確保損害について	184
	(2) 家財	185
	ア 単身世帯	185
	イ 夫婦又は親子２人暮らし	185
	ウ ３人暮らし以上	186
10	(3) 就労不能損害	186
	ア 当裁判所が認めるふるさと喪失損害(Ｂ)を肯認できる場合	186
	イ 当裁判所が認める自己決定権侵害(Ｃ)を肯認できる場合	186
	(4) 帰宅費用，一次立入費用，検査費用	186
	(5) 避難先での住居費・駐車場代	187
15	ア 当裁判所が認めるふるさと喪失損害(Ｂ)を肯認できる場合	187
	イ 当裁判所が認めるふるさと喪失損害(Ｂ)を肯認できない場合	187
	(6) 食費等生活費増加分	187
	第７ 当事者の主張に対する補足説明	187
	1 争点８（本件で賠償の対象となるべき精神的損害の範囲及び法的性質並び	
20	に慰謝料の額）関係	187
	(1) 原告らの主張について	188
	ア 本件の賠償額算定の一般論について	188
	イ 避難生活に伴う慰謝料について	188
	ウ 原告らの主張する「ふるさと喪失・生活破壊慰謝料」について	191
25	(2) 被告東電の主張について	192
	ア 被侵害利益の具体的内容及び賠償の終期について	192

	イ 慰謝料の額について	193
	ウ 避難慰謝料について	194
	2 争点9（避難指示区域の指定がない居住地から避難した場合の避難の合理性）について	195
5	(1) 当裁判所の結論	195
	(2) 原告らの主張について	195
	(3) 被告らの主張について	196
	(4) 当事者の主張に対する説明の補足	196
	ア 低線量被ばくに関する知見のまとめ	196
10	(イ) 本件事故前の知見の概要	197
	a ICRP（国際放射線防護委員会）の知見	197
	b UNSCEAR（原子放射線の影響に関する国連科学委員会）の知見	197
	c 放影研（財団法人放射線影響研究所）の知見	198
	d BEIRIV	198
15	e プレストン論文	198
	(ロ) 本件事故後の知見の概要	199
	a UNSCEARの知見	199
	b 放影研の知見	199
	c 英国CTスキャン影響調査	200
20	d オーストラリアCTスキャン影響調査	200
	e 核関連施設従事者に関する研究	200
	(ハ) 崎山比早子が紹介する研究成果について	201
	a テチャ川流域住民におけるがん死リスクに関する研究	201
	b 15か国核施設労働者によるがん死リスクに関する研究	201
25	c 自然放射線による発がんリスクの増加に関する研究	201
	d 福島県民健康調査について	201

	(エ) 小括.....	201
	イ 原告らの主張に対する説明	203
	ウ 被告らの主張に対する説明	204
	エ まとめ	205
5	第9節 争点9（避難指示区域の指定がない居住地から避難した場合の避難の合理性について	205
	第10節 争点10（主な財物損害についての損害認定の在り方）について ..	205
	第11節 争点11（弁済の抗弁の可否）について	205
	第1 避難慰謝料名目の既払金について	205
10	第2 財産的損害（就労不能損害を含む。）について	206
	第3 住居確保損害について	207
	第4 遅延損害金発生 of 起算日について	208
	第12節 争点12（損害発生の有無及びその数額）について	208
	第1 原告番号1の世帯（原告番号1－1，1－2，1－3，1－4，1－5） について	209
15	1 事実関係	209
	2 損害額の認定	209
	3 被告東電による弁済	209
	4 弁護士費用	210
20	5 まとめ	210
	第2 原告番号2の世帯（原告番号2－1，2－2）について	210
	1 事実関係	210
	(1) 旧居住地及び避難経過	210
	(2) 避難後の生活状況	211
25	(3) 不動産の価額	211
	2 損害額の認定	211

	(1) 慰謝料	211
	(2) 財産的損害	212
	(3) その他	212
	3 被告東電による弁済	213
5	(1) 慰謝料について	213
	(2) 財産的損害について	213
	(3) その他損害について	213
	4 弁護士費用	214
	5 まとめ	214
10	第3 原告番号3の世帯（原告番号3）について	214
	1 事実関係	214
	2 損害額の認定	215
	(1) 慰謝料	215
	(2) 財産的損害について	215
15	3 被告東電による弁済	215
	4 弁護士費用	215
	5 まとめ	216
	第4 原告番号4の世帯（原告番号4-1, 4-2, 4-3, 4-4, 4-5） について	216
20	1 事実関係	216
	(1) 旧居住地及び避難経過	216
	(2) 避難後の生活状況	216
	ア 住居関係	216
	イ 就業関係	217
25	(㍿) 原告番号4-1	217
	(㍿) 原告番号4-2	217

	(ウ) 原告番号4－4	217
	(3) 不動産の価額	217
	2 損害額の認定	217
	(1) 慰謝料	217
5	(2) 財産的損害	218
	(3) 就業不能損害	219
	(4) 宿泊費	219
	3 被告東電による弁済	219
	(1) 慰謝料について	219
10	(2) 財産的損害について	219
	4 弁護士費用	220
	5 まとめ	220
	第5 原告番号5の世帯（原告番号5－1，5－2，5－3，5－4，5－5） について	221
15	1 事実関係	221
	(1) 旧居住地及び避難経過	221
	(2) 避難後の生活状況	222
	(3) 不動産の価額	222
	2 損害額の認定	222
20	(1) 慰謝料	222
	(2) 財産的損害	223
	3 被告東電による弁済	224
	(1) 慰謝料について	224
	(2) 財産的損害について	224
25	4 弁護士費用	224
	5 原告番号5－1の損害額のまとめ	225

	6 原告番号5-2, 5-3, 5-4, 5-5の請求の認容額	225
	第6 原告番号6の世帯(原告番号6-1, 6-2, 6-3, 6-4, 6-5) について	225
	1 事実関係	225
5	(1) 旧居住地及び避難経過	225
	(2) 避難後の生活状況	226
	2 損害額の認定	226
	(1) 慰謝料	226
	(2) 財産的損害(不動産)について	227
10	(3) その他	227
	3 被告東電による弁済	228
	4 弁護士費用	228
	5 まとめ	228
	第7 原告番号7の世帯(原告番号7-1, 7-2)について	229
15	1 事実関係	229
	2 損害額の認定	230
	(1) 慰謝料	230
	(2) 財産的損害について	230
	3 被告東電による弁済	230
20	4 弁護士費用	230
	5 まとめ	231
	第8 原告番号8の世帯(原告番号8-1, 8-2)について	231
	1 事実関係	231
	2 損害額の認定	232
25	(1) 慰謝料	232
	(2) 財産的損害について	232

	3	被告東電による弁済	232
	4	まとめ	232
	第9	原告番号9の世帯（原告番号9－1，9－2，9－3，9－4）について	233
5	1	事実関係	233
	2	損害額の認定	233
	3	被告東電による弁済	233
	4	弁護士費用	234
	5	まとめ	234
10	第10	原告番号10の世帯（原告番号10）について	235
	1	事実関係	235
	(1)	旧居住地及び本件事故前の就業状況	235
	(2)	避難経過	235
	(3)	避難後の就業状況	236
15	(4)	不動産の価額	236
	2	損害額の認定	236
	(1)	慰謝料	236
	(2)	不動産損害	236
	(3)	家財	237
20	(4)	就労不能損害	237
	(5)	その他	237
	3	被告東電による弁済	237
	4	弁護士費用	238
	5	まとめ	238
25	第11	原告番号11の世帯（原告番号11－1，11－2，11－3，11－4）について	238

	1 事実関係	238
	2 損害額の認定	239
	3 被告東電による弁済	239
	4 弁護士費用	239
5	5 まとめ	240
	第12 原告番号12の世帯（原告番号12－1，12－2，12－3，12－4）について	241
	1 事実関係	241
	2 損害額の認定	241
10	3 被告東電による弁済	242
	4 弁護士費用	242
	5 まとめ	243
	第13 原告番号13の世帯（原告番号13－1，13－2）について ...	244
	1 事実関係	244
15	(1) 旧居住地及び避難経過	244
	(2) 不動産の価額	244
	2 損害額の認定	245
	(1) 慰謝料	245
	(2) 不動産損害	245
20	3 被告東電による弁済	246
	4 弁護士費用	246
	5 まとめ	247
	第14 原告番号14の世帯（原告番号14－1，14－2）について ...	247
	1 事実関係	247
25	2 損害額の認定	248
	(1) 慰謝料	248

	(2) 財産的損害について	248
	3 被告東電による弁済	248
	4 弁護士費用	249
	5 まとめ	249
5	第15 原告番号15の世帯（原告番号15－1，15－2）について ...	249
	1 事実関係	249
	2 損害額の認定	250
	3 被告東電による弁済	251
	4 弁護士費用	251
10	5 まとめ	251
	第16 原告番号16の世帯について	252
	1 事実関係	252
	2 損害額の認定	252
	3 被告東電による弁済	253
15	4 弁護士費用	253
	5 まとめ	253
	第17 原告番号17の世帯について	253
	1 事実関係	254
	(1) 旧居住地及び本件事故前の就業状況	254
20	(2) 避難経過	254
	(3) 避難後の就業状況	254
	2 損害額の認定	255
	(1) 慰謝料	255
	(2) 就労不能損害	255
25	3 被告東電による弁済	256
	4 弁護士費用	256

	5	まとめ	256
		第18 原告番号18の世帯（原告番号18－1，18－2，18－3，18－4，18－5）について	256
		1 事実関係	256
5		(1) 旧居住地等	257
		(2) 避難経過	257
		(3) 不動産の価額	257
		2 損害額の認定	257
		(1) 慰謝料	257
10		(2) 不動産損害	258
		(3) 家財	258
		3 被告東電による弁済	258
		4 弁護士費用	259
		5 まとめ	259
15		第19 原告番号19の世帯（原告番号19－1，19－2）について	260
		1 事実関係	260
		2 損害額の認定	260
		3 被告東電による弁済	261
		4 弁護士費用	261
20		5 まとめ	261
		第20 原告番号20の世帯（原告番号20－1，20－2，20－3，20－4，20－5）について	262
		1 事実関係	262
		2 損害額の認定	262
25		3 被告東電による弁済	264
		4 弁護士費用	264

	5	まとめ	264
		第21 原告番号21の世帯（原告番号21－1，21－2，21－3）について	265
		1 事実関係	265
5		(1) 旧居住地等	265
		(2) 避難経過	265
		(3) 不動産の価額	266
		2 損害額の認定	266
		(1) 慰謝料	266
10		(2) 不動産損害	266
		(3) 家財	267
		3 被告東電による弁済	267
		4 弁護士費用	267
		5 まとめ	268
15		第22 原告番号22の世帯（原告番号22－1，22－2，22－3，22－4）について	268
		1 事実関係	268
		(1) 旧居住地等	268
		(2) 避難経過等	269
20		(3) 不動産の価額	270
		ア 原告番号22－1について	270
		イ 原告番号22－2について	270
		2 損害額の認定	270
		(1) 慰謝料	270
25		(2) 不動産損害	271
		ア 原告番号22－1	271

	イ 原告番号 2 2 - 2	271
	(3) 家財	271
	3 被告東電による弁済	272
	4 弁護士費用	272
5	5 原告番号 2 2 - 1, 2 2 - 2 の損害額のまとめ	273
	6 原告番号 2 2 - 1, 2 2 - 3, 2 2 - 4 の請求の認容額	273
	第 2 3 原告番号 2 3 の世帯 (原告番号 2 3 - 1, 2 3 - 2, 2 3 - 3, 2 3 - 4, 2 3 - 5) について	274
	1 事実関係	274
10	(1) 旧居住地及び本件事故前の就業状況等	274
	(2) 避難経過	274
	(3) 避難後の就業状況	275
	(4) 不動産の価額	275
	2 損害額の認定	276
15	(1) 慰謝料	276
	(2) 不動産損害	277
	(3) 家財	277
	(4) 英語教室再建費用	277
	3 被告東電による弁済	279
20	4 弁護士費用	279
	5 まとめ	279
	第 2 4 原告番号 2 4 の世帯 (原告番号 2 4 - 1, 2 4 - 2, 2 4 - 3) について	280
	1 事実関係	280
25	2 損害額の認定	281
	3 被告東電による弁済	281

	4 弁護士費用	282
	5 まとめ	282
	第25 原告番号25の世帯（原告番号25－1，25－2，25－3）について	282
5	1 事実関係	282
	2 損害額の認定	283
	3 被告東電による弁済	283
	4 弁護士費用	284
	5 原告番号25－1，25－3の損害額のまとめ	284
10	6 原告番号25－1，25－2の請求の認容額	284
	第26 原告番号26の世帯（原告番号26－1，26－2，26－3，26－4，26－5）について	285
	1 事実関係	285
	(1) 旧居住地及び避難状況	285
15	(2) 避難後の状況	286
	2 損害額の認定	286
	3 被告東電による弁済	287
	4 弁護士費用	287
	5 まとめ	287
20	第27 原告番号27の世帯（原告番号27－1，27－2）について ...	288
	1 事実関係	288
	2 損害額の認定	289
	3 被告東電による弁済	289
	4 弁護士費用	289
25	5 まとめ	289
	第28 原告番号28の世帯（原告番号28）について	290

	1 事実関係	290
	2 損害額の認定	290
	3 まとめ	290
	第29 原告番号29の世帯（原告番号29）について	290
5	1 事実関係	290
	(1) 旧居住地及び避難経過	291
	(2) 不動産の価額	291
	2 損害額の認定	291
	(1) 慰謝料	291
10	(2) 財産的損害	292
	3 被告東電による弁済	292
	4 弁護士費用	292
	5 まとめ	293
	第30 原告番号30の世帯（原告番号30-1, 30-2）について ...	293
15	第31 原告番号31の世帯（原告番号31-1, 31-2）について ...	293
	1 事実関係	293
	2 損害額の認定	293
	3 被告東電による弁済	294
	4 弁護士費用	294
20	5 まとめ	294
	第32 原告番号32の世帯（原告番号32-1, 32-2）について ...	295
	1 事実関係	295
	2 損害額の認定	295
	3 被告東電による弁済	296
25	4 弁護士費用	296
	5 まとめ	297

	第33 原告番号33の世帯（原告番号33－1，33－2）について ...	297
	1 事実関係	297
	2 損害額の認定	297
	3 被告東電による弁済	298
5	4 弁護士費用	298
	5 まとめ	298
	第34 原告番号34の世帯（原告番号34）について	299
	1 事実関係	299
	2 損害額の認定	299
10	3 被告東電による弁済	299
	4 弁護士費用	299
	5 まとめ	300
	第35 原告番号35の世帯（原告番号35－1，35－2，35－3，35－4，35－5）について	300
15	1 事実関係	300
	(1) 旧居住地及び本件事故前の就業状況	300
	(2) 避難経過	301
	(3) 避難後の生活状況	301
	ア 原告番号35－1	301
20	イ 原告番号35－2	301
	ウ 原告番号35－3	301
	エ 原告番号35－4	301
	(4) 不動産の価額	302
	2 損害額の認定	302
25	(1) 慰謝料	302
	(2) 不動産損害	302

	(3) 家財	303
	(4) 就労不能損害	303
	ア 原告番号 3 5 - 1 について	303
	イ 原告番号 3 5 - 2, 3 5 - 3 について	303
5	ウ 原告番号 3 5 - 4 について	304
	(5) ペット喪失損害について	304
	(6) その他損害について	304
	3 被告東電による弁済	305
	(1) 慰謝料について	305
10	(2) 財産的損害について	305
	(3) ペット喪失損害について	306
	4 弁護士費用	306
	5 まとめ	306
	第 3 6 原告番号 3 6 の世帯 (原告番号 3 6 - 1, 3 6 - 2, 3 6 - 3) につい	
15	て	307
	1 事実関係	307
	2 損害額の認定	308
	3 被告東電による弁済	309
	4 弁護士費用	309
20	5 まとめ	309
	第 3 7 原告番号 3 7 の世帯 (原告番号 3 7 - 1, 3 7 - 2, 3 7 - 3) につい	
	て	310
	1 事実関係	310
	(1) 旧居住地等	310
25	(2) 避難経過	310
	(3) 不動産の価額	311

	2 損害額の認定	311
	(1) 慰謝料	311
	(2) 不動産損害	312
	(3) 家財	312
5	3 被告東電による弁済	312
	(1) 慰謝料について	312
	(2) 財産的損害について	313
	4 弁護士費用	313
	5 まとめ	313
10	第38 原告番号38の世帯（原告番号38）について	314
	1 事実関係	314
	2 損害額の認定	315
	3 被告東電による弁済	316
	4 弁護士費用	316
15	5 まとめ	316
	第39 原告番号39の世帯（原告番号39-1, 39-2, 39-3）について	316
	1 事実関係	316
	2 損害額の認定	317
20	3 被告東電による弁済	317
	4 弁護士費用	318
	5 まとめ	318
	第40 原告番号40の世帯（原告番号40-1, 40-2, 40-3, 40-4, 40-5, 40-6, 40-7）について	319
25	1 事実関係	319
	(1) 当事者等	319

	(2) 避難経過	320
	2 損害額の認定	321
	(1) 原告番号40-1, 40-5について	321
	(2) 原告番号40-2について	321
5	(3) 原告番号40-3について	321
	(4) 原告番号40-4について	322
	(5) 原告番号40-6について	323
	(6) 浪江町への転居予定について	323
	3 被告東電による弁済	323
10	4 弁護士費用	324
	5 原告番号40-2の損害額のまとめ	324
	6 原告番号40-1, 40-5, 40-7の請求の認容額	324
	第41 原告番号41の世帯(原告番号41-1, 41-2, 41-3, 41-4, 41-5)について	325
15	1 事実関係	325
	2 損害額の認定	326
	3 被告東電による弁済	326
	4 弁護士費用	327
	5 まとめ	327
20	第42 原告番号42の世帯(原告番号42)について	328
	1 事実関係	328
	2 損害額の認定	328
	3 被告東電による弁済	328
	4 弁護士費用	328
25	5 まとめ	329
	第43 原告番号43の世帯(原告番号43-1, 43-2, 43-3, 43-4, 43-5)について	329

	4) について	329
	1 事実関係	329
	2 損害額の認定	330
	3 被告東電による弁済	330
5	4 弁護士費用	330
	5 まとめ	331
	第44 原告番号44の世帯（原告番号44－1，44－2）について ...	332
	1 事実関係	332
	(1) 旧居住地等	332
10	(2) 避難経過	332
	(3) 不動産の価額	332
	2 損害額の認定	332
	(1) 慰謝料	332
	(2) 不動産損害	333
15	(3) 家財	333
	3 被告東電による弁済	334
	(1) 慰謝料について	334
	(2) 財産的損害について	334
	4 弁護士費用	334
20	5 まとめ	335
	第45 原告番号45の世帯（原告番号45－1，45－2，45－3，45－4，45－5）について	335
	1 事実関係	335
	2 損害額の認定	336
25	3 被告東電による弁済	337
	4 弁護士費用	337

	5	まとめ	337
		第46 原告番号46の世帯（原告番号46－1，46－2）について ...	338
		1 事実関係	338
		2 損害額の認定	339
5		(1) 慰謝料	339
		(2) 財産的損害について	339
		(3) 就労不能損害について	339
		3 被告東電による弁済	339
		(1) 慰謝料について	339
10		(2) 就労不能損害について	340
		4 弁護士費用	340
		5 まとめ	340
		第47 原告番号47の世帯（原告番号47－2，47－3）について ...	341
		1 事実関係	341
15		2 損害額の認定	342
		3 被告東電による弁済	342
		4 弁護士費用	342
		5 まとめ	342
		第48 原告番号48の世帯（原告番号48－1，48－2，48－3，48－	
20		4）について	343
		1 事実関係	343
		(1) 当事者等	343
		(2) 避難経路	343
		2 損害額の認定	344
25		3 被告東電による弁済	344
		4 弁護士費用	344

	5	まとめ	345
		第49 原告番号49の世帯（原告番号49－1，49－2，49－3，49－4，49－5）について	345
		1 事実関係	345
5		2 損害額の認定	346
		3 被告東電による弁済	346
		4 弁護士費用	347
		5 まとめ	347
		第50 原告番号50の世帯（原告番号50－1，50－2，50－3）について	348
10		1 事実関係	348
		2 損害額の認定	349
		3 被告東電による弁済	349
		4 弁護士費用	349
15		5 まとめ	350
		第51 原告番号51の世帯（原告番号51－1，51－2，51－3，51－4）について	350
		1 事実関係	350
		2 損害額の認定	351
20		3 被告東電による弁済	351
		4 弁護士費用	351
		5 まとめ	352
		第52 原告番号52の世帯（原告番号52）について	352
		1 事実関係	352
25		(1) 旧居住地及び本件事故前の就業状況等	353
		(2) 避難経過及びその後の生活状況等	353

	2	損害額の認定	354
	(1)	慰謝料	354
	(2)	生命身体障害	354
	(3)	家財	355
5	(4)	就労不能損害	355
	(5)	家賃	356
	(6)	生活費増加分	356
	3	被告東電による弁済	356
	(1)	慰謝料について	356
10	(2)	財産的損害について	357
	4	弁護士費用	357
	5	まとめ	357
	第53	原告番号53の世帯（原告番号53－1，53－2，53－3，53－4，53－5）について	358
15	1	事実関係	358
	2	損害額の認定	358
	(1)	慰謝料	358
	(2)	その他の損害について	358
	3	被告東電による弁済	359
20	4	弁護士費用	359
	5	まとめ	359
	第54	原告番号54の世帯（原告番号54）について	360
	1	事実関係	360
	(1)	旧居住地及び避難経過等	360
25	(2)	不動産の価額	361
	2	損害額の認定	361

	(1) 慰謝料	361
	(2) 不動産損害	361
	(3) 家財	362
	3 被告東電による弁済	362
5	(1) 慰謝料について	362
	(2) 財産的損害について	362
	4 弁護士費用	362
	5 まとめ	363
	第55 原告番号55の世帯（原告番号55）について	363
10	1 事実関係	363
	(1) 旧居住地等	363
	(2) 避難経過等	363
	(3) 不動産の価額	364
	2 損害額の認定	364
15	(1) 慰謝料	364
	(2) 不動産損害	364
	(3) 家財	364
	3 被告東電による弁済	365
	4 弁護士費用	365
20	5 まとめ	365
	第56 原告番号56の世帯（原告番号56-1, 56-2）について ...	365
	1 事実関係	365
	2 損害額の認定	366
	3 被告東電による弁済	366
25	4 弁護士費用	367
	5 まとめ	367

	第57 原告番号57の世帯（原告番号57－1，57－2，57－3，57－4，57－5）について	367
	1 事実関係	367
	(1) 旧居住地及び避難経過	367
5	(2) 不動産の価額	368
	2 損害額の認定	369
	(1) 慰謝料	369
	(2) 不動産損害	369
	(3) 家財	370
10	3 被告東電による弁済	370
	(1) 慰謝料について	370
	(2) 財産的損害について	370
	4 弁護士費用	371
	5 まとめ	371
15	第58 原告番号58の世帯（原告番号58－1，58－2，58－3，58－4，58－5）について	373
	1 事実関係	373
	2 損害額の認定	373
	3 被告東電による弁済	374
20	4 弁護士費用	374
	5 まとめ	374
	第59 原告番号59の世帯（原告番号59）について	375
	1 事実関係	375
	2 損害額の認定	376
25	3 被告東電による弁済	377
	4 弁護士費用	377

	5	まとめ	377
		第60 原告番号60の世帯（原告番号60，60－2）について	378
		1 事実関係	378
		2 損害額の認定	378
5		3 被告東電による弁済	379
		4 弁護士費用	379
		5 原告番号60の損害額のまとめ	379
		6 原告番号60－2の請求の認容額	379
		第61 原告番号61の世帯（原告番号61－1，61－2，61－3，61－	
10		4，61－5）について	379
		1 事実関係	379
		2 損害額の認定	380
		3 被告東電による弁済	381
		4 弁護士費用	381
15		5 まとめ	381
		第6章 結論.....	383

別紙略語・用語表

〈あ行〉

赤い本	公益社団法人日弁連交通事故相談センター東京支部発表の「民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準」上巻（基準編）
アスペリティ	普段は強く固着しているが，地震時には大きくすべる領域
圧力容器	原子炉圧力容器
圧力抑制室	S／C（サブプレッションチャンバー）
安全設計審査指針	昭和45年に定められた発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針
安全審査等	原子炉設置許可申請の際に実施される保安院の安全審査及び原子力安全委員会の二次審査の総称
エネルギー合同WG	資源エネルギー庁に設置されている総合資源エネルギー調査会の「原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波ワーキンググループ」及び同小委員会「地震・地盤ワーキンググループ」による「合同ワーキンググループ」
延宝房総沖地震	1677年に発生したとされる地震
小名浜港工事基準面	福島県小名浜地方の1年間の平均潮位を算出し，それを「0」としたもの。O. P.（小名浜ポイント）。東京湾平均海面（T. P.）下0.727m。

〈か行〉

格納容器	原子炉格納容器
確定的影響	放射線が細胞に照射されてこれが死亡したことにより，臓器や組織の機能の衰退・喪失を生じたり，形態異常が生じたりする影響。
確率的影響	放射線が細胞に照射されて損傷したDNAが修復されて確定的影響は生じなかったものの，その修復が不完全なものであったために，細胞が突然変異を起こしてがんや白血病を発症したり，遺伝性影響をもたらしたりすること。
確率論的安全評価	原子炉施設の異常や事故の発端となる事象（起因事象）の発生頻度，発生した事象の及ぼす影響を緩和する安全機能の喪失確率及び発生した事象の進展・影響の度合いを定量的に分析することにより，安全性を総合的・定量的に評価する方法。P S A（「Probabilistic Safety Assessment」の略）
過剰相対リスク	放射線被ばくを受けた場合の死亡率（又は罹患率）の，被ばくを受けなかった場合の死亡率（又は罹患率）に対する増加分を

	示す指標。E R R (「Excess Relative Risk」の略)。
	$E R R = (\text{放射線被ばくを受けた場合の死亡率} \cdot \text{罹患率} / \text{放射線被ばくを受けなかった場合の死亡率} \cdot \text{罹患率}) - 1$
柏崎刈羽原発	柏崎刈羽原子力発電所
キウオーニー原発	米国のキウオーニー原子力発電所
キウオーニー原発問題事象	米国原子力規制委員会がキウオーニー原発について指摘した内部溢水に対する脆弱性
共用プール建屋	運用補助共用施設
決定論的安全評価	評価に当たって想定した事象の起こりやすさにかかわらず、その事象の発生を想定して行う安全評価
原災法	原子力災害対策特別措置法
原賠審	原子力損害賠償紛争審査会
原賠センター	原子力損害賠償紛争解決センター
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律
原賠ADR	原賠センターが運営する和解仲介手続
経産省	経済産業省
慶長三陸地震	1611年に発生したとされる地震
現存被ばく状況	緊急事態後の長期被ばく状況を含む状況
後段規制	原子炉施設設計の方法及び工事の方法の認可や、施設定期検査の段階における規制の局面についての慣例的呼称
交流駆動のIC隔離弁	1号機に装備されたIC(非常用復水器)の電動隔離弁のうち交流駆動のもの
国賠法	国家賠償法
〈さ行〉	
最終ヒートシンク	原子力発電所の冷却設備における最終的な熱の逃し先
最高裁平成4年判決	最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174頁(いわゆる伊方原発設置許可処分取消訴訟)
朔望平均満潮位	朔(新月)及び望(満月)の日から前2日後4日以内に観測された、各月の最高満潮位を1年にわたって平均した高さの水位
サプレッションチャンバー	D/Wとベント管で接続されている格納容器下部のドーナツ型の容器
塩屋崎沖地震	昭和13年(1938年)に福島県沖で発生した地震
しきい値	放射線の照射によって生じる確定的影響について、ある一定以上の放射線を照射されると症状が現れ、それ未満では症状が現

	れないという線量値
敷地高	タービン建屋等が存する敷地の高さ
自主的避難者	政府による避難指示等に基づかずに避難した避難者
地震本部	地震調査研究推進本部
地震マグニチュード	地震動の大きさの分布を使って算出する地震の大きさの指標
清水代表取締役	被告東電代表取締役社長清水正孝（本件事故当時）
使用停止等処分	平成24年改正後の炉規法43条の3の23が規定する，発電用原子炉施設の使用の停止，改造，修理又は移転，発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置
貞観地震	869年に発生したとされる地震
貞観津波	貞観地震により引き起こされたとされる津波
貞観津波に関する佐竹論文	佐竹健治，行谷佑一，山木滋が平成20年に発表した論文「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第62号）
昭和三陸地震	昭和8年（1933年）に発生した地震
スクラム	原子炉の異常時に，制御棒を燃料集合体の間に急速に挿入して，原子炉を緊急停止させる仕組み
スマトラ大地震	平成16年12月26日にインドネシアのスマトラ島北部西方の海域で発生したマグニチュード9.0の超巨大地震
前段規制	原子炉の設置許可処分段階における規制の局面についての慣例的呼称
線量・線量率効果係数	高線量を被ばくした場合のリスクから，実際のデータがない低線量におけるリスクを予想する際，あるいは，急性被ばくのリスクから慢性被ばくや反復被ばくのリスクを推定する際に用いられる補正值。D D R E F（「Dose and Dose Rate Effectiveness Factor」の略）。
〈た行〉	
耐震設計審査指針	昭和53年に定められた発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針
多重防護	設計，建設，運転の各段階において，①異常の発生防止，②異常の拡大防止と事故への発展の防止，及び③放射性物質の異常な放出の防止というように重層的な安全確保対策を行うという考え方。

中央防災会議報告	中央防災会議日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会が平成18年1月に報告・発表した「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査報告」
中間指針	東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の判定等に関する中間指針
中間指針等	中間指針及び中間指針追補（第一次ないし第四次）の総称
中国電力	中国電力株式会社
中部電力	中部電力株式会社
チェルノブイリ原発	旧ソ連チェルノブイリ原子力発電所
チェルノブイリ原発事故	昭和61年にチェルノブイリ原発において発生した事故
長期評価	地震本部地震調査委員会が平成14年7月に取りまとめて発表した「三陸から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」
長期評価の信頼度	平成15年3月24日に地震本部が公表した「プレートの沈み込みに伴う大地震に関する長期評価の信頼度について」
直線しきい値なしモデル	年間約100mSvを下回る被ばくをした場合の確率的影響の発生率の増加は，バックグラウンド線量を超えた放射線量の増加に比例するという仮説。LNTモデル。
直流駆動のIC隔離弁	1号機に装備されたIC（非常用復水器）の電動隔離弁のうち直流駆動のもの
津波災害予測マニュアル	平成9年3月に，財団法人日本気象協会が，7省庁手引きの別冊として策定した「津波災害予測マニュアル」
津波地震	断層が通常よりゆっくりとずれて，人が感じる揺れが小さくても，発生する津波の規模が大きくなるような地震
津波浸水予測図	平成11年3月に，国土庁が，財団法人日本気象協会と連名で作成した「津波浸水予測図」
津波評価技術	土木学会原子力土木委員会津波評価部会が策定した「原子力発電所の津波評価技術」
津波評価技術の各論	津波評価技術の各論において設定された日本海溝沿いの想定津波の基準断層モデル
津波評価部会	土木学会原子力土木委員会に設置された津波評価部会
津波マグニチュード	津波の高さの分布を使って算出する地震の大きさの指標
低線量被ばくWG	内閣官房の放射性物質汚染対策顧問会議の下に設置された「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」

低線量被ばくWG報告書

平成23年12月22日に低線量被ばくWGが取りまとめた報告書

電事連

電気事業連合会

東北電力

東北電力株式会社

土木学会

公益社団法人土木学会

独立性および重複性

単一動的機器の故障を仮定した場合にも、要求される安全確保のための機能が害されることのないよう、非常用発電機を2台とするなどにより、十分な能力を有する系を2つ以上とし、かつ、一方が不作動となるような不利な状況下においても、他方に影響を及ぼさないように回路の分離、配置上の隔離などによる独立性の確保が設計基礎とされること

ドライウエル

S/C（サプレッションチャンバー）と併せて格納容器を構成するフラスコ型の容器。D/W。

〈な行〉

新潟県中越沖地震

平成19年7月16日に新潟県上中越沖で発生した地震

二重扉

タービン建屋側から原子炉建屋に入る入口

日本海溝・千島海溝専門調査会

中央防災会議が議決により設置した専門調査会のうちの一つである「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」

〈は行〉

バックグラウンド線量

自然放射線による被ばく線量

発電所対策本部

本件地震を受けて福島第一原発免震重要棟に設置された災害対策本部。

非常用D/G

非常用ディーゼル発電機。「非常用diesel generator」の略。

東日本大震災

本件地震及び本件津波による災害

福島第一原発

福島第一原子力発電所

沸騰水型軽水炉

ウラン燃料の核分裂連鎖反応を維持するための減速材と、原子炉の炉心の熱を取り出すための冷却材に、軽水（普通の水）を用いる発電用原子炉。BWR。

フラット35

住宅金融支援機構が実施する不動産取得者向け全期間固定金利融資

プラント

原子力発電所の各原子炉ごとの施設の総称

プレストン論文

プレストン（Dale L. Preston）ら研究者グループが、2007年に発表した「原爆被爆者における固形がん罹患率、1958－1998年」と題する報告

平成13年安全設計審査指針	平成13年に改訂された安全設計審査指針
平成18年対耐震設計審査指針	平成18年に改訂された対耐震設計審査指針
平成20年東電試算	被告東電が平成20年に行った長期評価の見解に基づく試算
平成21年報告	平成21年9月7日に、被告東電担当者が保安院担当者に対してした、貞観津波に関する佐竹論文に基づいて試算した波高の数値が福島第一原発でO. P. +約8.6mから約8.9mまでとなった旨の報告。
平成3年1号機溢水事故	平成3年10月30日に福島第一原発1号機で発生した溢水事故
平成8年谷岡・佐竹論文	谷岡勇市郎と佐竹健治が平成8年に発表した論文「津波地震はどこで起こるか 明治三陸津波から100年」
保安院	原子力安全・保安院
放影研	財団法人放射線影響研究所
放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
本件事故	本件地震に伴う本件津波により福島第一原発で建物・設備が損壊し放射性物質が放出されるに至った事故
本件地震	平成23年3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」
本件津波	本件地震に伴って発生した津波
本店対策本部	本件地震を受けて被告東電本店内に設置された災害対策本部
〈ま行〉	
馬鞍山原発	台湾の馬鞍山原子力発電所
馬鞍山原発事故	平成13年に馬鞍山原発で発生した事故
マドラス原発	インドのマドラス原子力発電所
マドラス原発事故	平成16年にマドラス原発で発生した事故
明治三陸地震	明治29年（1896年）に発生した地震
〈や行〉	
吉田所長	吉田昌郎福島第一原発所長
〈ら行〉	
ラプチャーディスク	あらかじめ設定された圧力で破裂し通気可能になる板状の安全装置
ルブレイエ原発	フランスのルブレイエ原子力発電所

ルブレイエ原発事故 炉規法	平成１１年にルブレイエ原発で発生した事故 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
〈A〉	
AM策	アクシデントマネジメント策
AO弁	開閉の動力として空圧を用いる弁
〈B〉	
BEIR委員会	米国科学アカデミー研究審議会が設置した電離放射線の生物影響に関する委員会（BEIR）
BEIRⅦ	BEIR委員会が２００６年に公表した低線量電離放射線の健康影響に関する報告
BWR	沸騰水型軽水炉。「Boiling Water Reactor」の略
〈C〉	
CCS	格納容器冷却系。「Containment Cooling System」の略
CS	炉心スプレイ系。「Core Spray System」の略
〈D〉	
D／DFP	ディーゼルエンジン駆動の消火系ポンプ。「Diesel Driven Fire Pump」の略
DDREF	線量・線量率効果係数。「Dose and Dose Rate Effectiveness Factor」の略
D／W	ドライウェル。「Dry Well」の略
〈E〉	
ECCS	非常用炉心冷却設備
ERR	過剰相対リスク。「Excess Relative Risk」の略
〈F〉	
FP	消火系ライン。「Fire Protection System」の略
〈H〉	
HPCI	高圧注水系。「High Pressure Coolant Injection」の略
〈I〉	
IAEA	国際原子力機関
IC	非常用復水器。「Isolation Condenser」の略
ICRP	国際放射線防護委員会
〈J〉	
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構
〈L〉	

LNTモデル	直線しきい値なしモデル
LOCA	冷却材喪失事故。「Loss Of Coolant Accident」の略
LPCI	低圧注水系。「Low Pressure Coolant Injection」の略
〈M〉	
M/C	金属閉鎖配電盤，高圧配電盤，メタクラ
MO弁	開閉の動力として電気をを用いる弁
MPa	メガパスカル
MPa abs	MPa gageから大気圧を控除した値。絶対圧。MPa abs = 0 はすなわち真空状態を指す。
MPa gage	大気圧を基準に，これとの差で表した圧力の単位。通常の圧力ゲージに表示される圧力。ゲージ圧。
〈O〉	
O. P. +	小名浜港工事基準面。「Onahama Point」の略
〈P〉	
P/C	パワーセンター
PSA	確率論的安全評価。「Probabilistic Safety Assessment」の略
〈R〉	
R/B	原子炉建屋
RCCI	原子炉離隔時冷却系。「Reactor Core Isolation Cooling system」の略
RHR	残留熱除去系
〈S〉	
SBO	全交流電源喪失。「Station Blackout」の略
S/C	サプレッションチャンバー，圧力抑制室，トーラス室。「Suppression Chamber」の略
〈T〉	
TAF	原子炉内燃料最上部。「Top of Active Fuel」の略
T/B	タービン建屋
TMI 原発	米国スリーマイルアイランド原子力発電所
TMI 原発事故	昭和54年にTMI 原発で発生した事故
〈U〉	
UNSCEAR	原子放射線の影響に関する国連科学委員会（「United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation」の略）
UNSCEAR 2013	年国連総会報告書

UNSCEARが平成25年10月の国連総会への年次報告書
において行った本件事故による放射線影響の評価結果報告

UNSCEAR2013年福島報告書

UNSCEARが平成26年4月2日に公開した、2013年
国連総会報告書を実証する科学的附属書A「2011年東日本
大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響」

UNSCEAR2015年報告書

UNSCEARが平成27年に公表した、「東日本大震災後の
原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響に関するUNS
CEAR2013年報告書刊行後の進展」と題する白書

〈4〉

4省庁

農林水産省構造改善局，農林水産省水産庁，運輸省港湾局及び
建設省河川局のいわゆる海岸4省庁

4省庁報告書

いわゆる海岸4省庁により，平成9年3月に策定された「太平
洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」

4省庁報告書等

4省庁報告書，7省庁手引き，津波災害予測マニュアル，津波
浸水予測図の本判決における総称

〈7〉

7省庁手引き

4省庁報告書第5項において策定の「地域防災計画における津
波対策強化の手引き」

以上